

●受付番号 185001345000001001

そもそも現在生成 AI と呼ばれる物が他者の作成した数えきれない既存の作品を収集しそれを利用しなければ作品を作れない時点で AI と呼称する事自体が問題ですし、人間でなく AI が作成する物は人間の営みではないので作品とすら呼べない物だと感じます。

生成 AI と呼ばれる物の大部分は膨大な他者の著作物を収集、使用する事でしか作品を生成できないという性質があるだけでなくその大部分が元著作者や被写体に無許可で使用されており著作権、肖像権を侵害するだけでなく容易に他者の作品と誤解させるよう類似品を作成できてしまい、更に元になった作品の著作者が本来得られる筈の利益を横取りするという事態にもなっています。

これらの中には実在の人物に酷似した画像を不当に利用し、本人のあずかり知らぬところでポルノ画像の作成に使用されるだけに留まらず実在の児童の画像を使用し児童ポルノとして流布される点も大きな問題でしょう。

他者の著作物が存在しなければ生成 AI の画像も存在しない事から出力された物に独自性や創造性も無いと断言します。

これらを放置する事であらゆる著作物の創造性、独自性は閉塞し、あらゆる表現物、著作物はその進歩、発展が止まり、現在創作活動に携わる人物の活動に大きな障害を与える事は明白です。

また、今後起こりうる問題として生成 AI で作成された物が他社の著作権、肖像権等を侵害した作品を世に出した場合海外でトラブルになり得る事も重要です。

上記の事から現在のように全く管理されず、他者の著作物を無許可で使用して生成 AI で表現物、著作物を発表できる状況は直ちに是正されるべきと感じます。

●受付番号 185001345000001002

AI は本格的に規制し、もし AI を投稿したものに対しては容赦なく罰金 1 億、懲役 100 年か死刑にすべきだ。

何故なら AI に絵を食われて、あたかも自分の商品だと偽って商売したり、公式絵を食ってあたかも自分が描いたかのように見せつけたりと悪用が多発している。

実際私の相互さんの相互さんが被害にあってしまい、絶筆してしまった。AI のせいでもう素晴らしい作品を拝見できないとなると非常に腹立たしい許せぬ行為だ。

このような惨状を防ぐにはイラストサイトに投稿しないなど規制すべきである。

実際海外では AI 規制を取り掛かっている中日本だけやっていないのはどうかと思う。

いい加減クリエイターのことを考えろ。

●受付番号 185001345000001003

AI と著作権に関する考え方についての素案に目を通しましたが、納得いきません。

撤回を求めます。

理由はいくつかありますが、多くの著作者の権利を守れないことがはっきりと分かるのが第一です。

例えば、公に出す論文などでも引用元を明示しなければ剽窃になるように、AI によって生成された画像は無断で他者のアイデアを使用した成果だからです。

このような意見の場できえも、ChatGPT などによる文章出力で生成された文章は今後 1 人の人間の意見として数えることができるのでしょうか。今を生きる人間による決定は拙速な動きだと思います。

ご再考下さい。

●受付番号 185001345000001004

本人の許可を得ているのならともかく、許可も得ないまま作品が利用されるのを防ぐか、無断利用者を罰するルールがなければ SNS への投稿やクリエイト職への就職、転職活動の際に使用する Web ポートフォリオでの作品の掲載を安心して行えません。元の作品が AI 学習によるものと疑われる可能性もあります。AI 利用者が元の作者に作品を無断利用されたと嘘の発言をすることもあります。

●受付番号 185001345000001005

昨今の AI 生成を用いたイラストに対して非常に不快に感じています。その理由は大きく 2 つあります。

・1 つ目は多数のイラストレーターのイラストを無断で利用したイラスト生成のシステム。これの大きな問題点は、そのイラストレーターが意図しないイラストを生み出してしまうことです。それを政治利用や不適切なイラスト(例とするならウマ娘の r18 イラスト)を生成した場合、元となったイラストレーターの名誉損害になってしまいます。

・2 つ目は実写画像の改造行為です。生物の特徴を捏造した画像(虫の脚の数がおかしいなど)があたかも本物の画像であるかで掲載されてる場合が見られます。また、実在する人物を AI で加工して裸体にする画像も見られ、それを意図せず目に入れてしまう場合があります。その人物の名誉損害になってしまう可能性が大いにあります。

どうかこの 2 点を問題視し、AI の利用方針または規制方針を考えてくださると幸いです。私個人としては規制して欲しいと考えています。

●受付番号 185001345000001006

AI 生成を悪し様に言うつもりはないが、それを商用利用することに関しては本当に慎重に動いていかなければならないことだと思う。

そもそも、AI が生成することが可能になるまでのデータは、様々な創作者たちが時間と、お金を莫大に投資して身に着けた技術です。

それらが許諾も得ず、原作者たちに一銭も支払われることなく、利用者の利益になってしまふことは可ましいとしか言いようがない。

イラストや絵画もそうですが、声を AI に学習させ、詐欺に使うことだってできる。

精巧に作られたニュース風の動画に、AI 学習させた音声をあてはめ、例えばインターネットなどにフェイクニュースを流す。

それだけでどの程度の人が騙されてしまうのか。

また、その声を顔を、知名度を利用された人たちはいったいどれだけの迷惑をこうむるのか。

最悪、その人の人生全てをゆがめてしまいます。

現在も数多の何かを自力で作りに出する方々の生活が脅かされています。

安価に入手出来るしまう AI で作成されたイラスト、音楽。そのすべてに原作者が居り、許諾していないにもかかわらず利用された彼らは苦しんでいます。

●受付番号 185001345000001007

価値のある画像や音声等を無断で学習でき競合するのは倫理的、資本主義的におかしい
拒否権があるべき

●受付番号 185001345000001008

AI は禁止にしてください。漫画や小説など、創作をしてる人たちの著作権侵害を認めてはいけません。著作権侵害は人権侵害に値します。AI があると外国は日本の作品文化を軽視し、自分たちでも日本と同じものが数秒で作れてしまうので日本にお金を落とさなくなり、日本は亡びます。

●受付番号 185001345000001009

私は個人事業主としてイラストやアニメを描いて生計を立てています。

本業でクリエイター職をしている身として、正直なところ生成 AI を学習面含め使用している人のことを全く信用することができません。

どんなに使用を許可していないと記載をしても、無断で大量に作品を盗まれ学習データに利用され、特徴の似通ったものばかり出力される。

特定の作家の作品を不当に盗み、その出力データをもって収益化を図ったり、嫌がらせ目的で利用する。

最近はそのような状況ばかり目にしています。

この状況のどこが文化的な発展に繋がるのでしょうか？マナーもモラルもない人間に作家の努力が踏みにじられるばかりで、その権利も守られないのが現状です。

クールジャパンと謳うのであれば、生成 AI の発展ではなく、土台を作り文化を支えているクリエイターにこそ、権利は守られるべきと考えます。

他にも似たようなご意見があると思いますが、「学習データは切り貼りではないとされる」という部分については、全く同意できません。

無断で学習され出力されたデータは必ず誰かが 1 から作り出した作品の一部であり、それらを切り貼りしているのと何ら変わりません。また、特定の作家の作品と特徴が酷似している場合は権利侵害、および無断転載とも同義と思います。

私は私自身の作品も守りたいですし、他の時間と労力をかけ、1 から手で作品を産み出している作家全員の作品を守りたいです。

生成 AI における無許可の学習、不当な権利侵害において作家側になんの後ろ盾もなく、これまでの人生をかけて培った技術を一瞬で無に帰されるような屈辱を、尊厳を踏みにじられるような現状を変えてほしいと強く願います。

●受付番号 185001345000001010

そもそも生成 AI が生成する画像、文章などは結局は学習元のデータの切り貼りなのでは？と思いました。いかに組み合わせパターンを変えようと様々な種類を使おうとオリジナルのものがないのでただの豊富な組み合わせから選ばれた中の 1 つであり、そこにオリジナル性はなくまた著作権性もないものと考えます。

次に、すでに広く普及されている生成 AI は基本的に生成者が精神的に満足するためであり多くが著作権侵害に当たると考えられます。それ以外の方が少ないと思うので、基本的には著作権侵害しているものと考えて法を作った方がいいのではないかと考えます。

そしてこれは疑問なのですが、もしこの法が適用されるようになった際、過去に著作権侵害された事案について訴えたり賠償金をもらうことは可能なのですか？まだ法ができていないからと言って好き勝手していた方々になんのお咎めもなしというのはあまりにもクリエイターが不利です。理不尽でありこのままではどんどんクリエイターはいなくなっていくと思います。

また、クリエイター側がサイトや技術を使って学習データにされないようにしていなくとも「AI 学習禁止」などと意思表示していれば著作権侵害になり得るのでしょうか？こういう文章を読むのがあまり得意ではないのもっと分かりやすく書いてくれたら優しいのかなと思いました。

●受付番号 185001345000001011

少なくとも AI に学習されない権利は必須と考える。

あらゆるデータセットについて、学習元の全情報の明示、

及び、学習元著作の著作者がどの時点からでも学習利用拒否を明確にした場合は

そのデータセットからすべて取り除き一から再構築し直さなければならない。

●受付番号 185001345000001012

『生成 AI の技術的な背景について』の生成 AI (ウ) の「学習データは切り貼りではないとされる」という部分について、生成 AI が生成したものは無断転載であり、更に切り貼りです。

生成 AI の生成物は犯罪にも利用され、創作文化の破壊にも繋がります。

すでに多くの被害、争いといったトラブルを生む生成 AI の生成物の利用は厳しくすべきであり、大衆の声を政府はもっと見て、聞くべきではないでしょうか。

生成物が悪用されることの被害にいつあうか不安を感じながら生活するのは、国民のためになるでしょうか？

これは市民レベルの話ではなく、国にも関わる一大事に繋がりがねない案です。よって反対します

●受付番号 185001345000001013

絵を描くというのは技術でして、しかも絵を描くということは、考えることを具現化するという、とても素晴らしい絵描き人それぞれの独創的な技術(著作権)です。

今回の AI というものは、システム上、既存の絵を読み込ませ、新たな絵を作成するというものですが、この AI はその読み込ませるための既存の絵に、著作権物を無断で利用できてしまうところが問題点です。

つまるところ技術の泥棒です。

自分の物を盗られるのは嫌って感覚はあると思うんですけど、技術でも同じことが言えます。

技術職はその技術をもって稼いでいるんですけど、AI によってコピー&作成に加え、販売もされたら、元の絵の方は人生をかけて経験してきた技術を、数分で AI を操作した人物に生産量で上回られ、仕事を奪われるため、商売できません。

そうすると、AI は過去からの学んだものを書き出すだけなので、そこから発展することは無く、昔から守られてきた浮世絵とか様々な絵の文化が幕を閉じ、歴史も継承できなくなります。

歴史が継承できなくなると、文化全体も廃れていくものになると思います。

●受付番号 185001345000001014

3. (1) ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

AI 学習に他者の著作物であるイラストや音声、文章などを使っている場合は、学習データの切り貼りと変わらないと思う。

5. (1) 学習・開発段階

イラストや音声、文章など、創作活動に分類されるものの生成 AI は『非享受目的』に該当するものは存在しない。どれも享受に当たると思う。

(2) 生成・利用段階

作風の違うクリエイターの作品を複数利用して生成した場合、著作者のクリエイターが依拠性を訴えるのが難しく、推認が得られないと思う。

(4) その他論点

生成 AI で生成されるイラストや文章、音声等には著作物性が認められないと思う。

生成 AI は今までの技術とは違い、完成品を元にして模倣しているに過ぎず、発展性がない。

本来の技術と文化の発展・継承による経済活動の意義が失われ、技術の空洞化を招く。

●受付番号 185001345000001015

AI は使い方を誤れば著作権を侵害し、市場価値を荒らします。国で規制すべきです。

●受付番号 185001345000001016

SNS を見ていると、転載や AI 学習を禁止の旨を記載した上で手描きのイラストを掲載しているユーザーの絵や写真を、AI に学習させて自分の作品として掲載しているユーザーをたくさん見ます。

既にこの時点で著作権侵害していると思いますし、しかもポルノとして学習させていたり、それを堂々と元の作者の目に見えるように掲載する人もいました。

実在する児童の写真を学習させて、児童ポルノ画像を作っている人もいます。

そしてそれを指摘しても聞き入れている人を見たことはありません。

こういった使い方をする人があまりにも多いと感じるので、AI には反対です。

●受付番号 185001345000001017

学習データは切り貼りではないとされる、事について
普通に無断転載となるので今すぐ取りやめてください

●受付番号 185001345000001018

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭にて記載されている

「学習 () データは切り貼りではないとされる」事について、無断転載してるし、切り貼りだろうが

●受付番号 185001345000001019

意見だけ書きにきました。

とりあえず、AIの発展は大切に夢のあることだと思いますが、
現行の生成AIは対価を払わず他人の知識を盗用しているのと同じであり、
そんなものから生成されるすべてのものは、盗作であると思います。

AIの発展はしかるべき順序のもとクリーンな状態で行われるべきであり、
誰かを踏み台にして泣き寝入りさせて発展したAIには、ずっと負の感情が付き纏います。
どうか懸命な判断をよろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000001020

著作権は製作者に帰属します。

AIに学習されてキメラ化されるのは大変不愉快です。

絶対に許さない。

私の制作物がAI学習に使用された場合は学習したAIごとぶち壊すし生成した人間にも必ず制裁を加えます。

それを覚悟の上じゃないければ許されない犯罪行為です。

AI製生物は絶対に認めません。

●受付番号 185001345000001021

AIによって作品が作られると間違いなく創作活動は衰退の一途を辿ります。

AIによって作られるのだからと創作する人への仕事が減ります。AIがタダで書いてくれるんだから、本来世の中に回るはずのお金がAIのせいで回らなくなり、経済に影響を与える可能性があります。

●受付番号 185001345000001022

このままいけば自分達が投稿した自撮り写真が悪意ある生成AI利用者により無断で学習され性的描写や残酷描写に使用され、それを金銭等の強要・強請のネタにされ、更に上記の描写の生成AIイラストによって身も蓋も無い誹謗中傷や批判の嵐のネタにされプライバシーの侵害や名誉毀損の被害に遭う可能性が大きくなります。

●受付番号 185001345000001023

人の著作権などあらゆる権利を無視してデータを利用するのは不当
嫌がらせのために生成AIを使用し元データとなった人の名誉が毀損されることが起きている

生成AIを使った詐欺、不当に金銭を受け取る行為を法で縛るべき

使用するデータの安全性を考慮していろいろな場で利用してほしい

児童ポルノを含む学習データを追求して法的に罰するべきだと考える

パブリックコメントを募集しておきながら回答を例示する際に一部分を切り抜き一方の都合のいいよう書き換えるのを辞める

何回もパブリックコメントを募り現状の生成AIに反対する意見を減らそうとするのを辞める

生成AIに関する会議の際、現状の生成AIを推進する派閥の方しかいないように感じる。

反対する側の有識者を呼び問題を切実に受け止めてほしい

日本の知的財産を守るためにも現状の生成AIは不当なもので、自国だけでなく他国からの信頼も失うものであることを理解し、もし生成AIを使いたいのだとしたら適切なものになるようクリーンなデータのみを使った生成AIの作成を検討すべき

学校教育で使われる案があるときくが、諸々の問題を考慮し、また児童の自由な発想を阻害しないためにもまだ使わないほうが良いと思う

●受付番号 185001345000001024

私も絵を描く人間です。

自分の絵を勝手に AI に学習させるために使われたく無いです。私の絵は私のものです。私の許可なく勝手に学習させ、使う事はとても許す事はできません。

嫌だというのも私の権利です。

教材として使いたいなら許可をもらい、対価を払うべきです。無論許可しないものは使用できません。

絵描きとしてこの世に生み出す苦労を感性を踏み躪る様な AI の使用は断じて認められません。AI が描いたものではなく、描いた人本人が描くからこそ意味があり価値があると思います。それを侵害するのを許す事はできません。

それで AI 技術者が絵を生成出来ず滅んでも、構わないです。私の絵は私のものなので。

その権利を他人にくれてやるほど安い努力はしてきていないので、お断りします。

勝手に教材にして作ったものを、著作物とは呼べないと思います。

オリジナルの著作権を尊重してください。

私は私の絵を教材に提供するつもりは一生在りませんが。

●受付番号 185001345000001025

反対。

そもそも日本の著作権法自体が緩すぎると考える。現行よりもっと著作権者を守れる法律にしてほしい。

とてつもない苦勞をされたクリエイターの隙について、そんな苦勞は微塵もせず甘い汁を吸いたい人間が、これまで培われてきた文化や知的財産権を搾取したいだけなのだと感じ取れた。こんなことはあってはならない。なにがクールジャパンか。

●受付番号 185001345000001026

小説を書く作家として意見を述べますと、以下の点で懸念があります。

1. 生成A Iによる名誉棄損・失職

生成A Iによって作成された文章かどうか判定するソフトがありますが、それを利用して作家に対し「お前の作品はA Iに書かせたものだ」と非難する人が現れています。今やほとんどの作家がデジタルソフトを使って執筆しており、イラストや画像のような作成過程を残すことも難しい文章では「生成A Iを使って執筆していない」と証明することが難しい状況になっています。

文章・表現の剽窃を疑われることほど屈辱的なことはありません。生成A Iの学習に必要なデータが揃ったら人間による文章は用なし、ということになれば失職してしまいます。生成A Iに対してはクリエイターの一人として危機感を抱いています。

2. 生成A Iによるフェイク

小説を書くにあたって、まずインターネットで検索し、より詳細に調べる際は論文や専門書をあたりますが、生成A Iによるジョーク画像が混じってくるが増え、検索妨害になっています。

今後、人物や動植物の生成A I画像・動画が増加し、知らない人物・動植物を調べた際に検索結果で出てくるようになると、嘘の情報を掴まされることになり困ります。

調べものの時に限らず、例えば私の顔や声を使って嘘の動画を作り社会的地位などを損なうようなことをされては生きていけません。

3. 生成A Iによるイラストレーターの失職

人間が自分で描くのに比べると、生成A Iは素早く大量にイラストを作れます。それによって、人間が作った画像素材が生成A Iによる画像素材に押しやられていて、見つけることが難しいです。生成A Iによって作成された素材は一見高品質で、こだわりを持たない人であれば有料で人に依頼して作ってもらうことを馬鹿らしいと感じることでしょう。

私は画像素材を使わせてもらう側ですが、素敵だと感じた画像が生成A Iによるものと、他人の素材をコラージュしたものだと思ってしまうと抵抗感があり、使えません。

この素材の背後には奪われた努力があるのかと思うと、嫌悪感があります。

4. 生成A Iの学習方法

生成A Iが学習するにあたって無許可で他人の創作物を奪っている点に嫌悪感があります。特定のイラストレーターの作風を狙って再現する生成者や、公式画像をトリミングしただけのような状態の画像も出ており、盗作の温床にしかたならない印象を受けています。

結論として、生成A Iに関して、学習元となった作品の著作権・クリエイターの利益を守ることを望みます。生成A Iは学習元となる画像・文章・声ありきの存在です。学習元に対する敬意ある対応を求めていくべきです。

また、生成A Iによるフェイク画像・動画は規制されるべきです。今までにない新しい

ものを生み出すべく作成された画像が動植物の新種かどうかの判断に影響を及ぼしてはいけませんし、実在の人物・動植物を利用したフェイク動画によって悪意の有無問わず誤解を招くようなことがあってはいけません。

世界各国の動向を参考にしつつ、クリエイターを始めとした多くの人々の生活が守られることを望みます。

●受付番号 185001345000001027

AI 技術は凄いと思いますが、今の現状 AI に関して日本は無法地帯過ぎるので規制というブレーキは必要な気はしますね。

まあ、AI で作られた総理のフェイク動画をご本人が見て危機感を感じて無いのがちょっと不安になりましたね、この前1月1日に起きた能登半島地震でも AI によるフェイク画像・動画などが出てました。

正直、ここまで規制無しでやりたい放題状態でいいと思っているなら日本政府はちょっと考え無し過ぎますね、アメリカでは「AI 詐欺防止法案」を提出する位危機感を感じて要るのに日本政府は今の所一切無反応なのは如何な物かと思います。

●受付番号 185001345000001028

・意見対象箇所

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」〈クリエイターや実演家等の権利者の懸念〉

「5. 各論点について」(1) 学習・開発段階

・意見の概要

生成 AI を利用する立場の人々が、クリエイターが生成 ai の不安を滲ませた投稿をした際に、クリエイターに暴言や誹謗中傷、自殺教唆、嫌がらせ目的での追加学習をすることが繰り返されている。このため作風をアイデアとして認めて追加学習を禁止することの検討と、〈クリエイターや実演家等の権利者の懸念〉欄に生成 ai ツールを利用した嫌がらせや、生成 ai ユーザーのそうした問題があることを明記し、同様の行為を防止するための文章と対策を考えて欲しい。

また現在の生成 ai ツールで生成したものと手描きのものは差別化出来るようにしないと著作権利用市場の衝突と結びつくのではないかと不安です。

・意見及び理由

SNS ではクリエイターが AI、とりわけ画像生成 AI についての不安や呟いた際、「AI があるから絵師はいらない」や「AI に負けるから絵描くのやめろ」など集団で個人を叩いたり、嫌がらせ目的で個人の Lora を追加学習し R18 イラストを生成したり首吊りイラストを生成したりする人々がいます。追加学習した Lora で稼げたと、本人に報告へ行く生成 ai ユーザーもいました。

また、生成 ai ツールを使っている人々の多くが生成 ai ツールを金儲けの道具だと思っており、クリエイターの事を「餌」呼びにしたり(Lora で追加学習して販売する為)心無い誹謗中傷でクリエイターを辞めてしまった人もいます。また無断で AI 学習しないでくださいと呼びかけているクリエイターを狙って Lora を作ることが流行ったり、非人道的なことが遊びのように行われています。

Lora の元になっているイラストは生成 ai ツールで数分で作ったものではありません。10年以上の年月をかけて磨き上げた職人技と10時間以上費やして描いた渾身の作品です。日本が誇るクールジャパンを積み上げているクリエイターを馬鹿にして蔑ろにする人々がこんなに居たことが発覚して本当に残念です。

素案にもそうした前提や、不安な気持ちになっているクリエイターが画像生成 AI について呟いただけで誹謗中傷され、生成 ai ユーザーに狙われて集中攻撃する問題、生成 ai ツールを使って嫌がらせをすることが広がっていることを明記した上で、こうした悪質行為を抑止することができるような文面を盛り込んでいただきたいと思います。

すでに手描きだと嘘をついて商売をする生成 ai ユーザーやフェイクを作るユーザーが多発している現在の生成 ai 利用者のモラルや使用方法として公共の利益を考えるレベルにまで

到達しているのではないかと考えました。

ai における技術の進歩や改革は素晴らしいとは思いますが、その一方で被害者を生み出すツールは法や規約でしっかりと取り締まらなければならないと考えます。しあし現状 ai のスピードに追いついておらず、取り締まりが本当に可能なのか疑問のためにツールを制限することも視野に入れるべきだと思います。

手描きと嘘をつく人が現れた為、SNS では AI 生成のフェイクだと気づかず信じ込む人や ai だと見抜けないイラストが増えてしまい、懐疑的な気持ちで創作活動をする人やファンが増えています。

嫌がらせや誹謗中傷、Lora の追加学習で被害に遭ったと述べているクリエイターの証拠などは全て保存しています。安心して創作活動ができる世の中に戻りたいです。よろしくお願ひ致します。

●受付番号 185001345000001029

・生成 AI を用いた創作物には、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第 30 条の 4）を適用すべきではない。これに該当する意思はないにもかかわらず、これについての利用だとする余地を与えるのは全く適切ではない。そもそも生成 AI を用いた創作物は、思想又は感情の享受を目的とするものであるため、適用すべきではない。生成 AI は権利者の許可なく著作物を AI に取り込み使用するため、私的利用のみに留めるべきである。

・「著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく」の部分に対しては断固として抗議する。生成 AI を用い、著作物の表現の価値を許可なく無断で享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者が多数存在し、生成 AI を用いる限りにおいてはこれに例外はない。これについて規制しないことは、対価回収の機会を損なわせる行為そのものである。

●受付番号 185001345000001030

人の著作権などあらゆる権利を無視してデータを利用するのは不当
嫌がらせのために生成AIを使用し元データとなった人の名誉が毀損されることが起きている

生成AIを使った詐欺、不当に金銭を受け取る行為を法で縛るべき

使用するデータの安全性を考慮していろいろな場で利用してほしい

児童ポルノを含む学習データを追求して法的に罰するべきだと考える

パブリックコメントを募集しておきながら回答を例示する際に一部分を切り抜き一方の都合のいいよう書き換えるのを辞める

何回もパブリックコメントを募り現状の生成AIに反対する意見を減らそうとするのを辞める

生成AIに関する会議の際、現状の生成AIを推進する派閥の方しかいないように感じる。

反対する側の有識者を呼び問題を切実に受け止めてほしい

日本の知的財産を守るためにも現状の生成AIは不当なもので、自国だけでなく他国からの信頼も失うものであることを理解し、もし生成AIを使いたいのだとしたら適切なものになるようクリーンなデータのみを使った生成AIの作成を検討すべき

学校教育で使われる案があるときくが、諸々の問題を考慮し、また児童の自由な発想を阻害しないためにもまだ使わないほうが良いと思う

●受付番号 185001345000001031

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

イ

(イ)

ただし、当該生成 AI について、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられているといえる場合もあり得る。このような技術的な措置が講じられていること等の事情から、当該生成 AI において、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI 利用者において当該評価を基礎づける事情を主張・立証することにより、当該生成 AI の開発・学習段階で既存の著作物を学習していた場合であっても、依拠性がないと判断される場合はあり得ると考えられる³

上記項目について意見させていただきたく思います。

◆意見者について

私はふだん趣味で創作活動をしております。絵を生業にする方々（イラストレーター）と SNS で知り合い、実際に（現実で）会ったこともあります。また、自分の描く物語に絵をつけてもらったこともあり、そのためイラストレーターという職業のすばらしさや、彼らの類まれなる努力の成果を少しは理解しているつもりです。

そのうえで意見書のほう提出させていただきます。

◆結論

私は、「著作者の望まぬ形での AI 学習利用の禁止の厳戒化（法律での禁止等）、および、生成 AI ソフト・アプリケーションの内部の学習データ公開の厳戒化」を希望いたします。

つまり、著作者が「生成 AI の学習に使わないで」と言えば、その通りになり、「使ってもよい」と言えば、その通りになる。

また、生成 AI のソフト・アプリケーションについては、内部の学習データ（誰のどの作品を利用したものか？）を明示しない限り、一律利用の禁止、ソフト・アプリの停止とするほうが良い、という意見です。

◆以下意見

『著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられているといえる場合もあり得る。』

とありますが、実際に生成 AI にそのような技術的な措置が講じられているなど誰がわかるのでしょうか？

また、その『技術的な措置』が将来的に外されないと、誰がどうして言い切れるのでしょうか？

か？

AI が世界中で利用されるようになった背景には、その「手軽さ」も手伝っていることは文化庁様でもご理解されていることと思います。では、その技術的措置が外されたときに、法の整備などほとんど間に合わないスピードで創作的表現・思想の複製が行われることも容易に想像できるのではないのでしょうか。

こちらの素案につきましてはどうにも、日々著作物を生み出している創作者がめいめいに感じている危機意識との温度差を感じてしまいます。

素案を制作するメンバーの中に、日本国内で実際に絵（AI による生成物を除く）を生業にする人はいないのでしょうか？ もしそうであれば、即刻有志の意見者を集め、現場の声を聴いていただきたく思います。

生成AIによる許諾しない学習によるいやがらせ、利益の搾取、二次創作被害は、すでに「可能性」ではなく、現実起こっています。

また、「創作的表現」とありますが、こと日本国内においては創作物はコンテンツとしての側面を持ち合わせております。

例えば「綺麗なイラスト」は多くの人にとって「綺麗なイラスト」として認識されます。

そこに「創作的表現がある」と気づける人は、工夫に気づける努力をした人のみです。

そんな日本の多くの人にとっては、完成品こそがすべて。どんな表現が過程にあったのか、気にしない人もいます。

「ならお金を払うよりも、安く大量生産できる AI を利用して、既存の絵師の結果のみ吸ってやればいいや」

そう考える人が発生すると思われます。生成 AI はイラストレーターや創作者の生み出した「結果のみ」を吸い取ります。例えば「～色の影をつける」「～の線をわざと崩す」といった表現のすべてが、ごった煮になってアウトプットされるのです。元はイラストレーターの正当な努力で得られた結果が、安く買いたたかれてしまう未来が容易に想像できます。正当な努力に正当な権利と利益が得られない環境で、誰が作品を他人へ向けて作り続けられるのでしょうか？

今をもって正当な努力を積み重ね、その手に職をつけている創作者の方々をないがしろにすることは、日本のコンテンツの破滅という形でもって、必ず一般の人々の娯楽を無彩色のものに変えてしまいます。

どうか、生成 AI がいま生み出している問題の部分から目をそらさず、著作者の権利を第一にお考え下さい。

AI 生成利用を許すことは、現場レベルで見て「著作権法の崩壊だ」と言えるのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000001032

生成AIの現状に関しては、インターネットに存在する画像や文章を組み合わせているので、表に出さないアイデア出しか誰かの作品を集中的に学習してその誰かの利益を奪い取る程度しか用途が思いつきませんでした。

BOOTH(pixivが運営する通販サイト)では、生成AIで作成した児童ポルノが取引されており、そのせいで自分で制作販売しているユーザーも不当な作品の削除要請をされたりしているようです。

このように悪意を持っている生成AIの利用者がいる限り、インターネットに存在する作品を保護する観点での規制は必要だと思います。

●受付番号 185001345000001033

生成 AI に対して「その学習データは本当にクリーンなものか？違法な学習データを使用しているものではないか」「著作権を侵害しているのでは？」という悪評・マイナスのイメージを持っています。

その点を改善するためにも、「生成 AI が学習データとして使用した画像・音声・動画などを他者が参照し、客観的にもクリーンな学習データであることを確認できる」よう明記すること、生成 AI で作られたデータには「生成 AI の出力である」と明記する義務や規制を設けること。悪質な生成 AI ユーザーには罰則を与えることを求めます。

●理由：学習データが悪質であること

生成 AI はその出力の材料になる学習データを、拒否権もない他者から無断で収集して作られている例もあります。また、違法な画像や動画（幼児暴行や児童への性加害の写真など）を学習データに使用する例も見受けられており、学習データ自体が悪質なものとなっています。

●理由：生成 AI データの画像を「自作である」「手書きである」と偽証して発表していること。

「生成 AI の出力である」と明記する義務や規制がない為、それらと既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、偽装・僭称・詐称行為を防ぐことができていません。生成 AI を使用したなら「生成 AI を使用した」と記載する義務を法律で定めると共に、生成 AI で作られたデータであることを表明するマークを定めるべきです。

●理由：生成 AI ユーザーが、学習データとして使用した画像・音声の著作権者の権利や利益を侵害しているため。

「自分が描いた絵を勝手に学習データに使用しないでほしい」と SNS で訴えたクリエイターに対して、生成 AI ユーザーが嫌がらせ目的で生成 AI ユーザーを使う、生成 AI ユーザーが集団で罵倒を浴びせるなど、生成 AI ユーザーの存在自体が悪質です。生成 AI ユーザーそのものに対する印象が悪いです。

ゲームから声優の音声データを勝手に取り出し、そういった無断データを使って生成 AI で「声優の音声によく似せた声」を作り出してその音声を使用するといった例も見受けられます。こういった、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当すると思います。

該当の事例については、Twitter (X) で「 」「声優 生成 AI」で調べてください。

また、海外における生成 AI に対する反対運動として、ハリウッドのストライキ活動などを参照してください。

●意見の総括

AI と著作権に関する考え方について（素案） において

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

上記の内容にて「通常、学習データの切り貼りではないとされる」とされていますが、これがまず大きな認識としての間違いだと思います。

生成 AI で出力されたデータの質とは、学習データの質・量に左右されるものです。生成 AI のみで成り立つものは無く、学習データがあるからこそ作成できるものとなっています。しかし現状、学習データに使われた画像・音声・動画などの著作者……イラストレーター、漫画家、声優といったクリエイターは自身の作品を無断で使用され、場合によっては恣意的に悪意がこめられた利用をされています。

こうした「悪意を持った生成 AI ユーザー」を排除してもらうことが、私の願うことであり、政府に期待することです。

これが叶わない限り、政府の意向には「生成 AI に反対する」という意見を訴え続けます。

●受付番号 185001345000001034

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」の方向性ではAIを利用する者ばかり保護され、学習元となる創作者、声・顔の持ち主に対して一切メリットがなく不利益を被る。クールジャパンなどと言っておきながらなぜクリエイターを保護しないのか？新しい技術の発展はもちろん大切だが、それにより犠牲となる人があまりにも多い。例えばディープフェイクで勝手に顔を利用され悪用されたとしても現状訴える術がなく、唯一無二の個性を持つイラストレーターの絵柄を学習されれば唯一無二ではなくなり価値が下がる。AIは学習元となるデータがなければ何も生み出すことができず、生み出すためのプロンプトはどのような言葉を用いたとしてもただの文字列にすぎず、AIが作り出すものは元となった何かの模倣・盗用であり著作物とはなりえない。海外でAI生成物により多数の問題が起きていることをもっと把握してからこのような素案を出すべきであり、肝心の著作物を生み出す創作者の意見が何も反映されていないことが非常に残念。

●受付番号 185001345000001035

AIによる無許可のデータ収集は、その出力が人間の作者の作品だと誤認させるような事例が発生する事を防ぐ事が絶対に出来ない為、全ての創作者やデザイナーの権利を著しく侵害する可能性が高い、

また、無許可データの不使用を謳ったAIの開発がなされているが、それは仕組み的に不可能であり、既に無許可データを利用し作成しがAIのデータを使用しているだけの場合がほとんどである為実質的に無許可データAIと変わらない、

「プロットを打ち込んで作ったデータ」に著作権を付与すべきという声もあるが、同じプロットを使用しても違う画像が生成される事から著作権を付与すべきでない、

著作権は人間の為の権利であり、それがプログラムに脅かされる事はあってはならない、表現の自由と著作権は別の問題である

●受付番号 185001345000001036

5 (2) 生成・利用段階のうち、著作権侵害有無の考え方について、クリエイティブ産業に属する従事者であり、かつ生成 AI を含めた先端技術を含んだソフトウェアにデザインの要素を付して最終製品としている事業者の立場から、実務上の課題に即した意見を申し上げる。

生成 AI の利用にあたっては偶然にある著作物と似た生成結果が出力される可能性は、生成 AI の技術的仕組みからいっていかなる防止措置をとった上でも否定できない。勿論生成 AI 利用者、あるいは、生成 AI を利用した画像生成やデザインの業務を依頼した発注者は、生成された画像について、社会通念上一般的な範囲で、それが商標や意匠、社会的に相当程度周知された著作物と酷似していないかを確認する義務があるものと考えられる。しかし一方で、生成 AI 利用者の立場からいえば、社会に無数に存在する著作物すべてについてこの確認を行うことは不可能であり、現状の整理は、日本国内において生成 AI のデザイン業務への活用を事実上不可能とする懸念がある。

従来の考え方であれば、素案にも示されていた通り、依拠性の判断にはその作品を制作した者の認識が一定の役割を果たしている。生成 AI もひとつの作品制作手段にしか過ぎず、非享受利用を目的とした解析の結果の道具としての生成 AI が出力結果に創作性を付与する主体とはなり得ないことから、生成 AI を利用した作品においても、創作性また依拠性の判断は、生成 AI を操作し作品を出力させた自然人の認識によるべきものではないかと考える。したがってその自然人が、既存の著作物ときわめて類似性の高い生成結果を作品とした場合においても、その類似した既存著作物の存在を認識していない場合において、その生成 AI による出力結果を、たとえば Google 画像検索等の方法において類似性の確認を行い、また J-platpat 等を利用して他社の知的財産権を侵害しないことを確認した後において、生成 AI 利用者に何らかの責任を求めることはわが国のイノベーションを大いに阻害する為、行うべきではない。むしろ、著作権者・クリエイターの権益を保護する方法としては、そのような類似性検索データベースを整備し、生成 AI 画像によるを検索 AI によってチェックすることで、他者の知的財産権の侵害意図がないものとし、生成 AI 利用者が責任を求められないように、かつ著作権者の権益の侵害が最小限あるいはゼロとなるような、建設的な手段の検討が行われるべきである。

主に SNS 上等では感情的な理由により、あらゆる著作権者・クリエイターの既得権益を侵害しない形でしか生成 AI の利用を認めないかのような意見も散見されるが、著作権法の目的とは権利者の保護をもって文化の発展に寄与することであり、単にデザイン産業従事者の雇用を維持することを目的とするかのような、保護的な規定を設けることは適当ではないといえる。むしろ前記のような方法によって、制作過程において生成 AI を利用した作品の創造を行った利用者が、盗作などを目的としたかのような誹りを受けることなく、真に創作的意図に従って作品を制作したことを証明する方法の提供、またそのような意図であ

ることを証明し、それら生成 AI 利用者に法的な保護を与えることによって、作風等アイデアに留まらず著作権者の付与した創作的要素までもをコピーせんとする悪質な態様の生成 AI 利用との明確な鑑別を行うことこそ、既存の著作権者の権益を正当に保護する方法であると考えられる。

●受付番号 185001345000001037

絵や写真・音楽等を著作者の許諾なく無断で生成 AI に読み込ませ、あまつさえその成果物を商用利用できる現状はおかしいと感じます。そうでなくても、その AI 生成物を作るために「どんな素材を読み込ませたか」は開示されるべきではないでしょうか。"

そもそも海賊版や無断転載サイトに依存しなければクオリティを一定に保てないものを、普及すべき新技術"と呼べるのでしょうか？著作者が「AI 学習に使用される」ことをあらかじめ納得している著作物のみを使用できるようにするべきだと思います。

●受付番号 185001345000001038

その一.素案 (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理イ項について

生成 AI で生成した創作物を頒布したり、生成 AI で生成した著作物を SNS に投稿した上で投稿者の登録している有料コミッションサイト等の購入を伴うサイトに誘導するなど、生成 AI の生成物を用いて利益を得るのは「享受」にあたるを考え、法第 30 条の 4 の適用範囲外とすべきであると思います。

同様に、特定の絵柄や構図の再現性が高いプロンプトを頒布する事も法第 30 条の適用範囲外とすべきであると思います。

その二.素案 5 イ (イ) 項について

AI 生成作品は短時間で大量に制作する事ができます。そのため、イラスト投稿サイトやコンテンツ販売サイトなどでも、ある項目に属する作品のほとんどが生成 AI 作品で占められている事が多々あり、ユーザーの検索や非生成 AI 作品の投稿者を阻害している事が現状です。

また、同じプロンプトで同様のアイデアを用いた作品を複数生成できるため、濫造され安価に販売される生成 AI 作品の台頭によって健全な競争が損なわれる恐れもあります。

以上を踏まえ、公正取引の観点において、現状投稿サイト側の自主判断で行われている AI 生成作品と非生成 AI 作品の分離を法令で義務化し違反した場合の罰則を設けるべきであると考えます。

その三.素案 5 カ項に対して

現状、インターネットに接続してウェブサイト上で著作物を生成する AI の学習モデルはインターネット上にある著作物を無断利用して生成しているため、全ての著作物の著作権や著作物の被写体の肖像権を無視していると考えられる事も出来ます。また、学習したデータの中に児童ポルノなどの刑法に抵触する著作物が含まれている可能性もあります。

以上の事から、インターネットに接続している生成 AI による著作物に通常の著作物と同等の価値があるかどうか今一度慎重に検討していただきたいと思っています。

また、著作権などをクリアしたオフラインのデータセットのみを認可したり、インターネットに接続している生成 AI の利用を規制（私的利用に限る等）したりする事も検討していただきたいです。

生成 AI によって非生成 AI 利用者の自由競争が妨げられたり、不利益を被る事がないよう十分な検討を重ねていただきたい所存です。

どうかよろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001039

絵は時間と経験で描かれた「所有者の財産」であり、他者の使用は依頼、購入、容認で成り立ちます。

ですが「生成 AI の法律がまだ無い」ことで、生成 AI による学習元イラストと酷似した生成物の無断投稿、販売が非常に多く横行しています。

昔描いたイラストが無断で生成 AI に取り込まれ、情報商材屋のようなアカウントに使われたことをフォロワーさんからえてもらった時、とても大変だった

●受付番号 185001345000001040

AI に罪はない。ただ生成 AI を使う人間に悪意を持った人間、著作権について詳しく知らない人間が多すぎる。未来を良くしよう、個人の効率化を図るために使おうといった人間が少なすぎる。

・国内に向けた案

まずは AI を扱う為の国家資格を作れば良いのではないだろうか？運転免許同様、資格持っていない人間、企業が AI を使用した場合、違反金を徴収、生成 AI で得た報酬は全額没収など。〇〇省とか〇〇委員会とか無駄に作るの好きなんだからさっさと国で作って国が徴収しろ。

ただ、資格の内容には著作権や学習内容、使用用途制限など、論点に含まれているものを吟味し、確実に理解させる必要がある。知らなかった、という逃げ道を作らないようにした方が良い。

また、生成 AI に学習させるという行為が世界で自動で行われている現状は、多分防ぐことは、初動が遅すぎた為もう無理なので、国内の AI 生成利用者を管理する団体も必要かと思われる。

・海外に向けた案

せっかくのアニメ産業を台無しにしている違法アップロード同様、国が取り締まっていかなないと、どんどんクリエイター業が衰退して進化、発展しなくなる。すでに遅い気もするが。

まずは日本独自、または日本居住者のみが利用できるクリエイター投稿サイトを作らないといけない。海外からのプロバイダ、アクセス権利を排除すれば良い。昨今、海外の機嫌を伺うのも悪いとは言わないが、あまりにも表現の自由を侵害しつつある余計なことしかない国が多くなってきている状況に、少しは封鎖的になっても良いのでは。

なんにせよ、国が動いて早く日本のクリエイターに AI の正しい使い道を模倣してあげないと、クリエイター業は衰退するだろう。AI の使い方にも遅れを取ることを考えると、エンジニアすら劣っていると思われる可能性すらある。まずは AI の使い方、やってはいけないことを明確すべきではなかろうか。

●受付番号 185001345000001041

無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する

生成 AI は著作権侵害以外のなにものでもないのでやめろ

ただの海賊版だ

海賊版で金儲けは許されない

●受付番号 185001345000001042

生成AIの中には任天堂のキャラクターなどひと目でわかる著作権キャラが出力される場合もあり、これが商用利用される可能性もあるとすると、「AIだから」という理由で許されてはならない著作権侵害がおこる可能性がある。またアマチュアの絵描きなどは作品をAIに学習され嫌がらせや商用利用に使われるケースが多く見られ、創作活動のみならず生活にまで支障をきたす自体になっているため、早急に生成AIの学習や出力に対する規制をして欲しい。

●受付番号 185001345000001043

私は他者の作品を学習させてイラスト等を生成させる AI は即刻使用禁止にすべきだと考えております。他者の作品を勝手に悪用しあたかも自分が制作したと言う人がいる事でイラストレーターを目指している人、画家を目指している人、全てのクリエイターを否定しているように感じます。その人たちがなんのために時間をかけて努力をしているのかという事になってしまいます。AI を悪用する人がいることによって過去から現代に至るまで築き上げた文化を壊しかねない状況と考えております。よって AI に学習させるという行為、その使用を即刻禁止にすべきだと考えます。

●受付番号 185001345000001044

今回の提言について、反対を表明させていただきます。

現在、他人の著作物を無断で生成 AI に取り込み自殺教唆を表現する作品や過激な成人向け作品を悪意を持って制作、公開し、更には生成元になった著作物の権利者に対して殺害予告を行っている等の被害が報告されています。本案はそうした犯罪者の手助けになるだけで、多くの創作に携わる人間に不利益しか齎さないものです。

それでも進めるというのなら、文化庁は他人の著作権を犯す犯罪者を支援したいのだとみなさせていただきます。

●受付番号 185001345000001045

懸念 1、生成 AI による写実的な現実に存在しない生物のフェイク画像の氾濫により、危険性の高い可能性のある生物の現地での迅速な検索及び特定が難しくなっています。実在の生物ではない AI 生成画像を本物と誤認して有毒植物や菌糸類等を誤食したり、人体やペット、所有物などに危害のある生物を見過ごすもしくは過度な危険があるものと認識してしまう可能性に不安を感じています。

懸念 2、無差別的もしくは特定人物の画像を狙って画像や音声を無断で盗用、流用し生成 AI に組み込まれ、作者の意図していない生成物(暴力的、性的、自殺教唆、特定人物や団体の中傷等)を生成される事態や可能性に強い不安を感じています。

懸念 3、情報の無断利用に対する画像加工等の対策に手間がかかり、加害行為に対して対策のコストが高く感じます。また実際に無断利用された時の法的措置が難しく、また法的措置の実行が可能な案件だった場合でも時間と費用、人材等が多く必要となる為非常に被害者の精神的負荷が高いものと思われます。

懸念 4、現在の倫理的に問題のある生成 AI 及び利用が横行し、無許可での情報盗用により、種類に関わらずあらゆる情報が信憑性や透明性を失っていると感じています。これはあらゆる制作物が偽造物にされるか、偽造物と疑い疑われる状況であり、正当な制作者側は心理的に情報の提示や公開が難しく、企業においても経済活動に透明性の確保が必要となり、その為の適切なコンプライアンスを持った人材確保や所謂炎上案件の回避が難しい為、経済的に損失が多いように思います。

またこれは個人的な考えですが、意見筆者はデジタル絵を描く事がありましたが、利用していたペイントアプリが権利的に問題のある可能性が高い生成 AI を利用した制作中の画像を参照した別画像を生成する機能を組み込んでいました(現在はこの機能は削除されました)。この出来事があってから同ペイントアプリのシステムを利用する事が精神的苦痛になっており、他社のアプリに移行する気力も無く、この意見を提示した時点でも絵を描く行為に踏み切る事が出来ていません。

情報筆者の意見文入力時点で現在考えうる対策としては、生成物に必ず AI で生成した証拠情報を付与する事、AI の学習に利用する情報は必ず制作者に許可を取った物かパブリックドメインを利用しそれらの学習材料を明記する事、AI によって生成された画像データと説明文に使用した AI のシステム名と画像生成の入力プロンプトの表示を義務付ける、等が思い浮かびました。

現在の AI に対する曖昧で、AI 生成者や利用者の認識には不安と疑念を感じています。様々な制作者の精神及び経済の安全の為に迅速な対応をお願いいたします。

●受付番号 185001345000001046

著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について、の、(オ)において、インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、当該著作物に係る著作者でなければ判断が難しいと触れられている。加えて、次の項には、AI 学習のため、インターネット上のデータを利用する場合、そのような海賊版等の権利侵害複製物が含まれる場合も有り得ると書かれている。以上の二つから、AI 学習において、インターネット上のデータを利用する場合、権利侵害複製物が含まれる可能性があり、その判断は著作者でなければ判断が難しいため、意図しない二次的な著作権侵害が起こり得るということが分かる。従って、新たな海賊版の発生や意図しない著作権侵害を防ぐために、インターネット上のデータを AI 学習に利用すること自体を禁止すべきである。そうすれば、同(オ)内で懸念されている事項も防ぐことができ、AI 利用者が知らぬ間に著作権侵害を行うことも防ぐことができる。

前提として、生成 AI の学習には著作物が必要であり、著作物一つ一つには著作者の著作権があり、その権利が守られていなければ著作者の生活や活動に多大な悪影響が及ぼされる。それにより、著作者が著作物を制作しない自体や新たな著作者が減る自体になれば、生成 AI もまた学習元の低下による質の低下や機能不全に陥る。機械の前に作る人間がいること、そしてその権利は守られなければならないことを、今一度念頭に入れて考え直して頂きたい。

●受付番号 185001345000001047

生成 AI がダメだと言われている多くが無断使用と、AI 使用からの加筆、学習元を勝手に配布など様々で、それら全てにおいて困っているという声が上がっているから守る法案が出ることを望んでいるのにこの内容はどうかと思います。
絵や画像だけでなく、音声でも AI 学習生成されて実際に首相も被害をあげていたのではないのでしょうか？どの分野においても、今の AI は悪手になります。どうか停止するように声をあげてください。

●受付番号 185001345000001048

AI は盗作ツールでしかない。

人が苦勞して手に入れた技術を自分勝手に学習という名の盗みを働き短時間で形にする。創作活動を阻害するものであるという前提は忘れないでください。

AI 業者が学習できるのは、学習を許可したものを創作者に金を払い有償で取り込むべきです。

似たような文章を書かれることも、絵を作成させれる事も迷惑です。

何時間もかけて創作したものと、AI でクリックしたものが同列に並ぶのが納得いきません。

人が創作したものの価値を著しく侵害するのですから、画像の中央に大きく AI と表示する義務や、人の創作の価値をどのように高めるかも同時に考えてください。

著作権を守ってください。餌にされるために書いてるのではありません。

●受付番号 185001345000001049

この度の「AI と著作権に関する考え方について」

こちらの方針に反対します。

該当箇所

「AI 事業者ガイドライン案」

別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」

そもそも、生成 AI の出力する作品は既存のもの切り貼りであり、利用者の中には悪意を持ってクリエイターの作品を学習させ自分のものとして出力する、侵害や乗っ取りのような行為も見受けられます。

著作権のあるコンテンツ、特に海賊版を無断で学習した生成 AI の出力に対して権利を持たせてしまうと、既存の作品に多大な影響をもたらすでしょう。

まずは今ある作品及びクリエイターを守ることに尽力してください。

●受付番号 185001345000001050

例え AI で生成された画像とデータセットに入っている画像との依拠性が認められなかったとしても、著作者にとっては連絡もなく、許可の確認もなく、勝手に著作物をデータセットに入れられ、使われていることには変わりありません。もっと根本的なところで、まずデータセットの画像として使われることを拒否できる権利が必要だと思います。また措置として、画像生成 AI のデータセットに入れられる画像は著作権のきれた絵画や学習の許可がとれた制作者の著作物だけにする、生成 AI のデータセットの中身は必ずすべて開示する等の条件が欲しいです。イラストの無断転載や複製等は著作権侵害になるのに、どうして無断学習は OK なのか、と疑問です。自分の著作物がどこでどのように使われているか確認できる権利が必要です。また AI は学習元のデータがなければ画像を生成することはできず、例えばデータ元にはないシチュエーションやポーズは絶対に出力できないので、切り貼り（コラージュ）と同じ類のものだと私は考えます。拙い文章と理解力で申し訳ありません。AI の技術力そのものは素晴らしいものなので調和のとれた共存ができる未来を望みます

●受付番号 185001345000001051

AI 自体はそこまで悪いものではないと思います。

ただ、画像生成 AI はどうかと思います。私自身、自分が頑張って描いたイラストを生成 AI に使われてしまって、私の頑張りの否定のように感じました。

他にも嫌だと思うところは多くて、イラスト投稿サイトで人が描いた絵を見たいのに、最近では生成 AI のイラストが蔓延ってます。こんな綺麗な絵を描く人が居るんだ、って楽しみが減ってしまいました。

絵より、その人を見たいんです。どんな風に成長してきたのかとかを見るのが好きだったんです。この人はこれだけ絵が好きなんだろうなって、何に影響受けてるのかなって。

なのに、奪われてしまいました。

全てが全て、悪いものではないと思います。実際、画像生成だって背景の生成やイメージ画像としての生成ならばいいと思います。ただ、イラストだけは奪わないで欲しいです。

そして、著作権は元のイラストレーターにあるべきだと思います。

そもそも、無断で他人のイラストを AI に使ってる人も多いわけで。勝手に人の画像使っちゃダメだよーってところはしっかり取り締まって欲しいです。

●受付番号 185001345000001052

現状の生成 AI の学習元となっている著作物のほぼ全ては、AI への学習に利用されることを考慮されたものではありません。

新しい技術であるがゆえに法の適用範囲が定まらず、利用者の倫理意識の未熟な現段階で、著作者の意図を離れて無断で著作物が利用されている状況は、極めて問題があると考えます。

また、画像生成 AI においては、インターネット上に著作者の了解なく公開されたものを明らかに利用していると判断できる画像が生成される事例も多くあります。(例として、『ほぼ定位置にクレジット表記が為されている、雑誌掲載のイラストピンナップ等』を元にした生成画像には、同じ位置に意味を成さない図形の羅列が発生することなどが挙げられます。)

音声や動画に関しましても、既に特定個人のフェイクの生成に利用されている事例が多数存在し、また、俳優・声優の演じる音声や動画を無断で利用した学習データも明らかに個人の能力・技術の搾取と考えられます。

更に問題となるのが、それら、著作者の意思を無視して利用された著作物を含む学習データが、既にマネタイズに利用されている状況にあることです。

根本的に、『生成 AI とは元となる著作物ありき』である構造であることを考慮せず、野放図な利用を法律が半ば容認してしまう現在の状況は、不健全かつ不公正であり、また各著作者・表現者の活動を萎縮させることへと繋がります。

更に言えば、各省庁・政府の各所において散見される、他国と比較して規制をゆるくすることで AI 技術を保有する技術者や企業の誘致を優先するおこないは、『新技術のもたらす目先の利益に目が眩んでいる』と解釈せざるを得ません。

重ねて申し上げますが、『生成 AI は元となる著作物ありき』であり、法整備と倫理の形成を先送りにして学習元とされた著作者の権利と意思を軽視することは、文化の劣化と衰退を招き得ると考えられます。

インターネット上に公開されてしまったもの・既に作成されてしまったものを削除するように命令し実行させることは困難を極めることは明らかですが、それによって一方的に不利益を被る著作者・表現者の保護と救済を行わないことは、この先の AI 技術の発展に対しても大きな蟠りを残すこととなり得ます。

●受付番号 185001345000001053

まず、AIの発展は良い方向にも悪い方向にも向かっています。

悪い点だけで申し上げると

『本来であれば芸術（絵、イラスト、音楽など）とはインスピレーションを得て、新たに創造する。もしくは全く新しいものを作る。オマージュをする場合は相手へのリスペクトや配慮や許可が求められる。』

ものだということを理解していない人が「法律では禁止されていないから」という理由でAI学習をさせて模倣しわざと炎上しお金を荒稼ぎするなどの悪手が妙に目立っています。

これは文化への冒涇にあたると思います...

●受付番号 185001345000001054

AI を使って作品を生成し、それを公開する際は、どの仕様のもを使ったのか、打ち込んだ要求は何かなどの情報を全て公開するようにしてほしい。また、生成 AI を認可制にし、例えば、虫の画像と説明しながら脚が 6 本ですらないものを表示するような検索汚染が起きにくい状態になるようにしてほしい。ゴミが量産される今の状態では何も受け入れられない。

●受付番号 185001345000001055

反対。

生成 AI によって本来の技術と文化の発展・継承に基づいた経済活動の意義を失わせ阻害する為、その技術の消失を招きかねない。

生成 AI は出力結果の品質で評価されており、データの量と質、アノテーションの仕方です出力結果が全く異なってくる＝学習データこそが成果の要。

生成 AI はその出力の材料になる学習データを拒否権もない他者から無断で収集して作られているが、既存技術の成果を用いた過程を伴わない複製的生産と、寄生による搾取と代替が目的になっているのではないか。生成 AI による成果は元となる学習データやその作成者ではなく、AI 作成・使用した企業や個人による成果にすり替えられ、当人らはそれにより投資や利益を獲得しており搾取的な構造になっている。

生成 AI の入出力の制限や規制が行われていない為、犯罪・悪質行為への幫助性が極めて高く、現に数多くの被害を生んでいる。

生成 AI の出力であると明記する義務や規制がない為、それらと既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、

偽装・僭称・詐称行為

に対して消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられ、それら被害に遭うリスクも増大している。

●受付番号 185001345000001056

AIによって不当に著作物を奪われる、使われている人達があります。日本は世界に誇れる創作物を作ってきた国だと私は思っています。だからこそ日本のクリエイター達を守ってください！AIの規制を求めます！

●受付番号 185001345000001057

工学部の情報でプログラミングやAIを学習している観点から記述させていただきます。

まず、OSSとして広まってしまっているため、完全に規制することは不可能であり、無理して法律案を作成する必要はないと考えている。なぜなら、基本的に日本国内で起こったことではないし、他国に頼んで規制を行うなんて現実的ではないからです。次に、意図的にi2iを使って、作者に嫌がらせを行うなどは禁止したほうがいいと考えています。また、絵柄や構図は別にこだわって守るべきものではないと考えています。なぜなら、絵師の中でも、いい絵柄や構図はまねられているため、AIも規制する意味がわからないためである。ですが、特定の絵師の名前を使って、活動を行うことは違うと考えている。

次に、AIで画像を生成することとイラストを制作することは全く別の技術が要求されており、同じ土俵で話すべきではない。SNSの感情論の押し付け合いはそれがわかっていないからだと思われる。

また、AIを盗作ツールなどと述べ、AI生成を行う人に対する誹謗中傷もどうかと思う。感情論ではなく、AI技術の発展も考慮したうえで議論を行ってほしい。

●受付番号 185001345000001058

作品は、AIのための素材じゃないです。

個人の作品を無断で使用するAIを使用した事業者が責任を逃れることができる環境を作るべきでは無いと思います。

無断で使用する人や事業者に、一切の逃げ道を作るべきではありませんし、創作者に手間を取らせるのも違うと思います。

個人が事業者に訴えを起こすことは簡単なことではありません。

システムが許せば必ず侵害が起きます。

クリエイターの権利をしっかり守ってください。

「故意じゃなかった」「たまたま出力された」で言い逃れできないものにしてください。

AIによる、創作をしている人間への権利侵害を絶対に許さない法律にしてください。

よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001059

無許可の学習にも元のイラストレーターに何のバックもない現状も尊厳を踏み躪るような行為にも断固反対します。

著作権は守られるべきです。これを踏みにじりエスカレートすれば現実の人の写真すら無許可で加工され悪用される可能性があり、既にそういった事案も出ています。

●受付番号 185001345000001060

今のAIイラスト境界を見てると不幸なニュースしかないのでなんらかの規約を設けるべきだと思います。

とにかく今のままでは...と思います。

●受付番号 185001345000001061

パブリックコメント拝見させていただきました。

全ての著作物は、作った人間の著作権があります。

それを許可なく AI 学習の為に作品が無断で使われることは作者の意思に反し、またこれからの作品を生み出すにあたり大変な障害、弊害になります。

現在すでに多くの作品が技術生成の為に無断で使用され、作った人間の意志を踏み躪っているのが現状です。

クールジャパンをうたう我が国で、こういった創作物、作った人間の権利を尊重していくことは最善であり、もっとも重要な事であると考えます。

創作物の権利、作り手の権利を強く守ってください。

また、こういった学習をされるソフトからプロテクトする技術も今後我が国こそ強めていくべきだと思いますし、そのプロテクトを外し、学習を優先させるなんてことは言語道断です。

許可のない学習には強く抗議しますし、罰則をお願いしたいくらいのことを創作関係者は願っています。

どうか文化を、作品を、また作り手の権利を守る道筋を作っていただけることを強くお願いしたいです。

●受付番号 185001345000001062

イラストレーターさんの絵が無断でAI学習に使われ数多くのクリエイターさんが被害にあったことをご存知ないのでしょうか？

AIは確かに優れた技術ですが積極的に実用化するには我々使う側が追いついていないと考えます。またAIを実用化することで失われる文化がある事がなぜ分からないんですか？あなた方が守りたいと豪語するクールジャパンが失われますよ、完全に悪手だということに早く気づいて頂けたら幸いです

●受付番号 185001345000001063

・(31p) 著作権侵害をしても、故意や過失で無ければ
廃棄請求は出来ず、被害者側が自主的に差し止め請求しなければ罰則も無いということ
でしょうか
そもそも差し止め請求として捉える措置(32p)に記載されている
差し止めや廃棄請求や情報開示要求がそのまま執行されない理由は何故でしょうか
学習済みモデルから現状取り除けないのであれば
加害者側に措置を執行確約して欲しいです
現時点で無断で他人の著作物を取り込み、成りすました人物が
成人向けの生成物を流通させ、風評被害による営業妨害を受けている絵本作家の方もいら
っしゃるので
著作権法で義務付けて下さい

●受付番号 185001345000001064

応援してるイラストレーターのイラストは御本人が「アイコンにしないでね」「SNS に載せたりしないでね」「販売しないでね」と簡単な文言で忠告されており、使用するには金銭が発生するのが当たり前です。

今、AI に使用されているイラストって無料ですよ。それから生成されたイラストを無料で使えるって事ですよ。それを個人の意思で有料にもできるんですよ。

これを聞いて、イラストレーターやクリエイターに全くなにも感じない人に創作という文化を任せたくないです。

今は中国のゲーム、アニメ、声優、がかなり優秀です。いずれはそれらの文化は、日本の嘗ての栄光になる可能性だってあります。人口が多い国ですから発展すれば、止めるのが難しいと思います。その前にもう少し彼らを大事にして欲しいです。

法で守れるようになれば、少しは安心できると思います。

●受付番号 185001345000001065

【提案】

1：生成 AI の利用規制。

2：生成 AI 利用における学習行為に対し、著作者、並びに過去と未来、現存するすべての創作物への保護と学習行為に対する拒否権の成立。

3：生成 AI による無断学習行為、並びに誹謗中傷や扇動へ利用した者に対する罰則規定の成立。

【理由】

<1>

- ・世界各国が生成 AI の規制と罰則規定成立に動く中、日本は非常に後進的であるため。
- ・生成 AI による経済的打撃や市場破壊被害の防止。

<2>

- ・現在利用されている生成 AI の多くは、あらゆる著作物や無形資産を断りなく学習した窃盗によるデータで生成物を出力しているため。
- ・著作物、並びに過去と未来、現存するすべての無形資産は無断で利用されるべきではないため。

<3>

- ・正当な報酬を得て産出された成果物を無断で利用、または加工し、利益を得ようとする略奪的行為の抑制。
- ・私的な利用で悪意ある行為をする人が多く、それらを抑制するため。
- ・災害時に通達される避難誘導や勧告など、正確さの要求される迅速な情報伝達の妨害を防止するため。

【結論】

・政府や民間を問わず生成 AI の利用は規制されるべきである。

・生成 AI を利用した無断の学習行為や、何らかの攻撃、並びに妨害を行使した者への罰則規定は可及的速やかに成立されるべきである。

・生成 AI と利用者に対する著作物や無形資産の保護法と、著作者が行使できる拒否権の成立は必要不可欠である。

以上。

●受付番号 185001345000001066

AIでの生成を規制すべきだと考える。そもそも開発段階から多くのクリエイターの許可を得ないまま進めている。これは著作権の侵害である。またその手軽さから、悪意を持って使用できてしまうことも問題である。既にとあるクリエイターの作風を真似てそのクリエイター自身が望まない画像を作成し、送りつけるという中傷目的での使用が散見されている。このままだとクリエイターの財産どころかクリエイター自身すら傷つける道具となってしまう。今やアニメや漫画などの創作物はこの国のメインカルチャーとなっており、それを創り出す側もまた、国にとって大切な財産である。以上の理由からAIでの生成の規制を求める。

●受付番号 185001345000001067

「学習元」としているデータ群が、現状クリエイターから無許可で剽窃している状態な時点で受け入れられてはいけない。

「クリーンな生成 AI」を明言するのであれば、イラストや音声のデータの作者一人一人に許可を取り、場合によっては使用料を支払った上であるべきだし、それができないのであれば生成 AI は普及されてはならない。

●受付番号 185001345000001068

個人的な考えとしては、AIによって生成された絵・音楽・文章などの著作物については著作権が認められるべきでは無いと考えられる。

なぜなら他の著作者の著作物を学習して作成した著作物はある意味元の著作者の著作権を侵害しているからである。「人間の意志を持ってAIを使って作成したものは著作物である」と資料内にはあるが、これはただガチャを引いているようなもので、AIに完全に任せてランダムに生成している作品を著作物と言うには無理がある。

とにかく、AIによって生成された絵・音楽・文章などの著作物に著作権を認めるのは断固反対であり、AI学習を拒否している著作者の著作物を学習するのも防ぐべきである。

●受付番号 185001345000001069

無許可、無断でイラストを AI 学習に使用され、絵柄を盗難されて被害に遭い活動が困難になってしまった方を何人も見てきました。私自身も創作活動をする身の為、創作活動が出来なくなるのは『死』に等しいです。

私達から創作文化を奪わないでください。お願いします。

イラストだけではなく、声や顔の盗難も増え(既にあります)著名人のディープフェイクが激増すると思います。

生成 AI で、色んな界限で被害者が増えて欲しくありません。

●受付番号 185001345000001070

特定の作家の AI 学習による名誉毀損被害などが拡大する中、創作物の AI 学習を是とするべきではない。

●受付番号 185001345000001071

このまま生成 AI を野放しにしておくと日本の文化は衰退します。

そうなればもう日本という国である意味もなくなるかもしれませんね。

もう少し自国の何に価値があるかを見極めたほうがいいかと思います。

●受付番号 185001345000001072

イラストレーターである■■■■■の作品を学習させ出力することで、まるで■■■■■が卑猥であったり児童ポルノ等の不適切な作品を公に作成しているように見せかけるという事案が発生することを懸念しております。既に似た事案が発生しており、AIが何の規制もなく広まることでこういった問題がエスカレートしていくのではと危機感を感じております。

●受付番号 185001345000001073

AI によって生成されるものは今後新しい創作のために活かされることに期待できますが、AI のための学習素材にされることを許可していない創作物が学習に利用されているという現状を遺憾に思っています。

現在 AI 学習を防ぐための手段は創作物自体に作品の意図とは関係のない処理を加えることに限られます。

学習素材は様々な方法で収集され、その際に学習する側は素材にされる創作物が「学習を許可しているかどうか」の意思を無視することが可能なのが現状です。

このような AI 学習のための無断使用は法律によって規制されるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000001074

エンタメで日本の経済を支えようとしているにも関わらず、そのエンタメの元になる著作物(法人個人問わず)守れなくなるのではと懸念があります。

●受付番号 185001345000001075

やたらとイノベーションとやらに拘っているのは、今まで IT 関連で世界から遅れをとって
きた事から生まれた焦りなのか知らないが

世界では AI 規制の動きが見られるのに日本では無秩序に有り難がっているあたり
機械音痴がトップにいるせいで世界に取り残されている事への証明になってる。

このまま愚かなトップが邁進して日本のコンテンツが AI 汚染されれば

全世界から白い目で見られ、日本が誇れる数少ない長所が破壊されるだけ。

海賊版など法に反した物でも AI を通せば問題ないなど、とても法治国家とは思えない。

他人の権利、財産を破損させて AI が普及したところで

後に残るのは焼け野原と焼け野原からでは何も生み出せない AI が残るだけだ。

一刻も早く厳格に規制し、今なお出続けている AI 被害者を救済すべき。

●受付番号 185001345000001076

生成 AI による創作を作品と認める事自体に反対。

そもそも AI に学習させなくてはいけないから、他人の作品を許可なく学習させる事自体が著作権を認めていない。

コレが良いと思うのでしたらクールジャパンに既存の作品を使用しないで欲しい。

是非、御役所の職員の皆様が自分達で描いた作品を生成 AI に一から学習させて、出来上がったモノをクールジャパンとして世界に広めて欲しいです。

生成 AI を国で認めるというのは、現在日本が世界に誇れると言ってクールジャパンで仕様している作品も、生成 AI の学習材料にしていって事ですよ？

その学習結果を世界に発表して自分の作品ですって言っても良いってことですよ？

アマチュアだから良いだろ、プロだから駄目だろ、じゃあ後進は育ちませんよ。

●受付番号 185001345000001077

5.各論点について 【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ)アイデアなどが類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

→絵柄などアイデアに留まるものが似た場合は著作権者の利益を不当に害していないという解釈に対して異論があります。

人間の手で描かれたものに対しては上記の解釈でおおむね賛成ですが、生成 AI は人の目や脳や手を通した人間の解釈を介さず、一度学習元をデータとして複製し、取り込んでいます。人間が描いて似てしまったとは訳が違うと思います。

また、作家にとって絵柄、個性は顔であり名刺のようなものでもあります。たとえ、その部分が似ていて他の部分はその作家がやっていないことであってもインターネットでひとたび出回れば作家が描いたものかそうでないものか、見分けがつかなくなるのはすぐです。それが作家の不名誉や不利益に繋がらないとはとても言い切れないと思います。基本的に許可してない創作物の無断での学習は反対ですし、生成 AI の生成物にはそうだとわかる印を義務付けてほしいです。

【その他の論点】(3)生成物の著作性について (イ)

→指示、入力分量・内容と生成の試行回数の組み合わせによっては生成物に著作性が認められると読みましたが、これについても大いに不安があります。

生成 AI の出力の量は人間の手作業とは比べ物にならないほど多く、かかる時間もとても短いです。これによって生み出された使い物になりそうな多量の画像の著作性を主張し、人の描いたものがそれに類似していると主張することが起こらないか？その場合やはり人の手による創作は萎縮していかないのか？という懸念があります。

その点含めてご検討いただけると幸いです。

●受付番号 185001345000001078

生成 AI、特に特定の作風を学習するイラストの学習 AI については、学習については享受目的であり、出力については類似性と依拠性が認められるものとして、著作権法に反するものと考えられるのではないのでしょうか。

現行法では作風は著作権での保護下にないとされていますが、作風やタッチはイラストを職業とする人間にとって仕事道具であり、類似する AI モデルを作成されて競合することは生活に関わります。どうか特定作風を集中学習する AI について、指針による制限や法規制を行うことを検討してほしいです。

●受付番号 185001345000001079

前提として私は著作物が著作者の許諾なく使用されることについて反対する。

これは議論されている「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30条の4）」と相反する意見であることは重々承知しているが感情も含めて意見を書く。また、クリエイターは自分が作成した物を使って無許可で新たに作品がつけられる（再利用感）が嫌悪感に繋がっているのではないかと考える。

2-（2）-ア

「著作物に～享受を目的としない利用」は

データを集積、組み合わせ、解析が目的であり、生成は前提としていない項目であったと認識している。

前々から議論されていることであるが「収集」と「生成」は分けて考えるべきだと考える。

3. -（1）-ウ

「学習データの切り貼りではないとされる。」これに関しては否定的な意見だ。具体例として「背景（ラフ）を描いて、生成 IA をかけたところソニックが出力された」という事例がある。このように意図せず色味やシルエットが近いものから生成元のデータが出力されてしまうことが存在する。

これは学習データの偏りなどが考えられるが、「学習データの切貼ではない」と断言出来ないのでは無いだろうか。

また、生成 AI の仕組みが「著作物の改変」に当たるのではないだろうか？

同一性保持権のことを考えるとそもそもアセットに使用され、他の人との著作物と組み合わせられること自体が「改変」であると捉えられると思うがこの点の議論が見当たらないように感じる。「著作物に～享受を目的としない利用」の方が強いために「同一性保持権」は無視されるのだろうか？

3. -（3）-2

そもそもサイト等使用者はデータを収集される事に関してはある程度利用規約で書かれているが、「生成 AI のアセットとして使用される」事を前提としていないと思われる。

「使用禁止が明記（アクセス拒否設定）されていないもの」であれば全て使用しても良い。ではなく、その文言が無いから使用するべきではないと考えるべきではないだろうか？前提とされていない使用方法を勝手にとられることは技術への不快感・不信感につながると考える。

感情的な話だが、果樹園に「果物は盗まないでください」と書いていないから果物を取った。と言いつられている感覚に近い。（あくまで例えで根本的に法の建付けが違うことは理解している。）

また、「生成」は「享受」を目的としていると考えている。

今回の議論の中ではあまり出てこなかったが、他にも問題視していることも記載しておく。

「生成 AI を使用していることを明記していない生成物が引き起こす混乱と不利益について」だ。

少し前に「岸田総理のフェイク動画」が出た。俗にいう下ネタを話す内容だったが、これが深刻なフェイクニュースに使用される可能性がある。

つまり生成 AI が生成 AI であると明記されずに公開される事により事実誤認が広がるのではないかという危惧である。

また、「生成 AI を使用していないと偽って仕事を行うこと」が出来てしまうという問題もある。生成 AI か否か判定するツールもあるが、手書きのものが誤判定されたり生成 AI の生成物がすり抜けてしまったりする。

これはクリエイターと企業の信頼関係を破壊しかねない問題だ。

企業全体が「外部のフリーイラストレーターは生成 AI を使用する可能性があるから契約をやめよう」と流れを取ってしまえば多くのフリーイラストレーターは職を失う事になるだろう。(例としてイラストレーターを出したが、記者などでも同じ流れが出る可能性がある)以上のことから「生成 AI である」ということがわからないまま世に生成物を出すことができるのは問題があるのでは無いだろうか？

現在、生成 AI に否定的な立場を表明するだけで殺害予告が来る、手書きで作成しているもののツールなどの判定で生成 AI を使用しているのではないかと疑惑をかけられ信頼が失われてしまうというような事例が散見される。

この問題は賛成派と反対派でかなり摩擦の大きい問題になっている。

事態の鎮静化には法整備が急務であると考えている。

最後にここまで生成 AI に関して否定的な意見を述べたが、「著作者の許諾なく著作物が使用されている」こと以外に関しては面白い技術であると思っている。

(賃金問題は技術革新がある度に起こる問題である程度仕方が無いと考える。信用問題も生成 AI そのものでは無く利用者のモラルの問題だ。)

この 1 点 (願わくば「生成 AI で生成されたものが「生成 AI で生成されたものである」と区別できること) の 2 点) がクリアになれば安心してこの技術を扱うことができると思う。

法に関して素人知識であるため頓珍漢な意見を述べている部分もあるかと思うが、

この技術が賛成派反対派の分断が限りなく少なく法整備が行われ技術が一般化することを願っている。

●受付番号 185001345000001080

この度の AI と著作権についての素案を拝見し、気になるところを下に記していく。
ちなみに、私は生成 AI の利用そのものに反対であるし、禁止すべきだと考えている。

【はじめに より】

引用「このような中、生成 AI を巡っては、著作権者等からの AI によるデータの学習及び生成に当たって、著作権が侵害されるのではないかとといった懸念の声や、AI 開発事業者等からの AI 開発に当たって著作権を侵害するのではないかと、また、著作権を侵害するような AI を作ってしまうのではないかとといった懸念の声、AI 利用者からの AI を利用することで、意図せず著作権を侵害してしまうのではないかとといった懸念の声などが上がってきた。」

↓

その通りだと思う。この懸念を解決、納得させられない限り生成 AI の推進に肯定できない。「理解を求めるよう尽力します」で終わらせずに、「理解が得られました、パブリックコメントでも 100%肯定意見でした」となるまで生成 AI の利用については規制、もしくは禁止をしてほしい。なお、このパブリックコメントは控えを取っているので、意見をなかつたことにはしないようお願いしたい。パブリックコメントの意見を意図的に消したり無かつたことにした...といった事例を過去に聞いたことがあるので。

【クリエイターや実演家等の権利者の懸念 より】

生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること

↓

1. これに尽きる。この問題が解決しない限り、生成 AI を普及させるべきではないし、学習や生成について厳しく制限すべき。生成 AI の影響で応援しているクリエイターが路頭に迷うことがあれば、世界中のファンが日本をバッシングするだろう。

職業と生成 AI の競合以外にも、XXXXXXXXXXを始めとして、日本にとどまらず世界で人気を博しているクリエイターは数多く存在する。彼らの絵柄が AI によって「盗まれ」、悪用されようものなら、世界中のファンが黙ってはいないだろう。そしてそれが「日本の法律において AI の利用は合法です」となれば、世界から注目を浴びている「クールジャパン」「オタク文化」は見放され瓦解し、終焉を迎えると言っても過言ではない。

2. ゲームやアニメから声優のボイスを無断で大量に抜き取り、サンプルとして AI を開発、ばら撒いて声優のコピーを作ろうといった動きが現在あるらしい。つまり、既にクリエイター仕事が AI によって奪われようとしている。

3. 声優に限らず、芸能人や政治家、一般市民を始めとした実在する人物の音声を学習して出力することで、「この人はこのような発言をしました。ここに音声データがあります。」

と、いくらでも証拠を捏造することが可能になるだろう。これは犯罪に転用でき、学習元の人物が知らない間に犯人に仕立て上げられてしまう。学習元が政治家であるなら、国政や外交にも大きく影響を与えることだろう。

音声データに限らず、容姿を学習した AI を利用すれば、同じく「この人はこのような行動を起こしました。ここに証拠データが...。」と、同じく捏造することが可能になる。

生成 AI とは、そのような悪用も可能な、大変危険なツールである。クリエイター支援の名目は素晴らしいかもしれないが、起こり得る犯罪についても焦点を当てて議論してほしいものである。

生成 AI 推進派の方々には、この辺りの問題を軽視しているのではないかと、なんとなく高を括っているのではないかと。

悪用を考えるだけでなく、実際に行動する人がいるのは火を見るより明らかである。生成 AI の生成物が、反社会的勢力の資金源となる可能性だって少なくはない。

生成 AI というのは、新しいクリエイターを応援する為のツールとしての推進を考えているだろうが、反面、犯罪の一助となる凶悪なツールにもなり得る。

法律である程度規制しようとしても、行動を起こす人は必ず出てくる。

生成 AI さえなければ、上記の憂いも全てが解決するのだ。

クリエイターに限らず、我々一般市民や

、審議している政治家の皆様など実在する人物を守るためにも、慎重に慎重を重ねるべきである。

最後に、私は生成 AI の利用、活用について反対、禁止の意を再度表明して、このパブリックコメントを終了する。

●受付番号 185001345000001081

5.各論点について

(ア)現在 X(旧 Twitter)をはじめ SNS の多くで、著作者が「AI による学習及びそのデータから生成した画像のアップロードを禁止する」という旨を明示しても、一部の AI 利用者はそれらを見做して学習に利用し、生成物を悪用しています。

そういった行為により多くのクリエイターが、自身の著作物の盗用及び AI 利用者が起こした規約違反の二次被害、一部の過激な AI 推進派からの誹謗中傷、自身の著作物も AI 出力によるものではないかと疑われる風評被害などを強く恐れています。

生成 AI 自体に悪質性はありませんが、生成 AI の存在がクリエイターたちの意欲を削ぎ、創作の大きな妨げになっているのが現状です。悪質な開発者や利用者が蔓延することは生成 AI 自体の印象悪化にも繋がる為、推進派からしても決して放置して良い問題ではないと思われます。心理的問題の側面がやや強いですが、結果として知的文化全体の衰退に繋がる可能性が高いです。

(イ)生成 AI による被害が氾濫している以上、開発者及び利用者には厳格な規制を求めます。案の一例として、生成 AI 開発者側に、画像出力時に「AI による生成物である証拠のマーク(利用者の加工による隠滅が不可能なもの)」が挿入されるよう AI を調整することの義務化、利用者側には AI 生成物である明確な証がある画像のみ公開することを義務化、以上の2点を検討して頂きたいです。

AI の進歩も大切ですが、どうか、時間と経験を積み重ね、日々新しいものを生み出しているクリエイターの方たちも守っていただけるよう、強くお願い申し上げます

●受付番号 185001345000001082

生成 AI に無断で絵を学習され、悪用されて困ってる方を少なくない人数見かけてきたので
ネットに上がる絵を見ると少し警戒してしまいます。

ネットに絵を載せるのも少し怖いです。

生成 AI は資格を持っている人のみ使えるようにするなど、何か対策があれば嬉しいです

●受付番号 185001345000001083

1. 偽の情報や悪意のあるコンテンツ: AIは大量のデータを学習するため、その学習データに偽の情報やバイアスが含まれる可能性があります。また、悪意のある人々がAIを悪用し、虚偽の情報や有害なコンテンツを生成することも想定されます。
 2. 個人情報やプライバシーの侵害: AIが人々のデータや情報を使用して創作物を生成する場合、個人のプライバシーを侵害するリスクがあります。適切なデータ保護措置が講じられていない場合、AIが生成するコンテンツにおいて個人が特定されてしまう可能性もあります。
 3. 創作物の著作権と利用: AIが創作物を生成した場合、それに対する著作権や所有権の問題が生じます。AIが他の作品を参考にしたり、著作権を侵害したりする場合、その利用には配慮が必要です。
- よって、この素案は更に熟考すべきと考えます。

●受付番号 185001345000001084

趣味レベルで創作を楽しんでいる者ですが、どう考えても著作権者に害しかない法案審議させようとするのは反対します。

●受付番号 185001345000001085

素案に関しては自分の考えと合致しており安心した。

ただ SNS では否定的な意見もあり、なおかつ肯定派より積極的に発言されているように感じられるが、極端な意見が反映されてしまわないか心配。

今回のパブリックコメントに集まった意見に対して、回答も交えつついくつか公開してほしい。

●受付番号 185001345000001086

身勝手な生成 AI によって、クリエイターの職に就いている人達の生活に支障が出てしまいます。

AI を使用する範囲は 0 から 100 ではなく、1 を作り 99 をクリエイターへと活用する方法にして欲しい。

AI はクリエイターの技術を盗んでいます。表に出ていいものではありません。

●受付番号 185001345000001087

諸外国の生成 AI 技術開発に遅れを取っている現状では、案よりもさらに基準を引き下げて事実上のフリー素材化することで民間レベルでの開発・活用を強く促すことができると考えます。

官主導では難しい分野であり、民間企業やクリエイターによる技術開発の妨げになるようなあらゆる要素は徹底的に廃さなければなりません。

法規制は技術レベルが世界基準に到達してからでも遅くはありません。

●受付番号 185001345000001088

プロでも素人でも、絵描きが描いた絵はその人たちが沢山の時間を使って練習したり描いてきたものです。

それを勝手に使ったりして AI に学習させるのは絶対にあってはならない。

そして、描き手の許可を取る方法にしても、自分が作者だと偽って許可を出されるような事が無いとは限らないこともふまえ、厳しい制限などをもうけられないなら使わないでほしい。

声優の声なども、人から仕事や夢を奪いかねない。

どうか、人間の未来にも目を向けてください。

●受付番号 185001345000001089

創作AIっていう贗作メーカーで日本のサブカルチャーという輸出産業とそれを作り出す豊かな土壌を崩壊させたいのなら、どうぞ推進してください。

そのようなことを、文化の名を背負う省庁が推進するなんてことは想像できませんが

●受付番号 185001345000001090

3. 生成 AI の技術的な背景について の

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略 について

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

とあるが、学習したパターンやルール、傾向等に基づいて生成するならば、学習データの切り貼りでしかないと思います

●受付番号 185001345000001091

AI を道具として規制することは、テクノロジーの進歩としても現実的観点からも難しいですが、現状それを悪用（意図的に他者の作品を学習・改変し自作詐称を行ったり、二次創作ガイドラインやイラスト制作会社の規約を犯す行為、学習元となった制作者への嫌がらせ等）する人間への取り締まりが早急に必要と考えています。

もしかしたら、著作権で収まる事では無いかもしれないが、個人で楽しむ事を越えた発表における最低限の約束事は欲しいところです。

●受付番号 185001345000001092

端的に言って、著作物と AI 技術に対する理解がまだ甘いように思う。

これで保護しきれぬのかという不安が全く拭えない。

まずは実際の創作市場の現状を把握されてはいかかがか。

●受付番号 185001345000001093

AI（特に生成 AI）と著作権について、
SNS での騒動や勤め先で実際に発生した事象を通して自身が感じた問題点と対策について
意見を提出させていただきます。

【問題点】

1.AI 生成品が類似性や依拠性が疑われた際、開示を求めても法的拘束力がない為、拒否されると学習元に類似を疑われた既存の著作物が含まれてない事を示す(調べる)方法が現状存在しない

2.AI 生成では無い作品(画像、文章、データなども含む)と区別する手段が現状存在せず、権利侵害や詐称(偽装、僭称も含む)行為が無いかどうか消費者や各市場運営団体が判断する際のコストの発生、上記行為による不利益を被るリスクがある。

上記行為の被害を受けて不利益を被った際、被害を発生させた生成 AI 使用者/作成者への罰則が無い

3.学習元に使用された結果、知らぬ内に創作した際の思想とは違う思想を印象付けられるなどの風評被害に繋がったり、意図しない使われ方をしたり、犯罪行為の助長や幫助に巻き込まれたりなどの不利益を被るリスクがある。

上記リスクを回避するために学習使用を禁止しても法的拘束力がない為、学習元の創作者がリスクを回避できない。学習元の創作者へ不利益を招いた生成 AI 使用者・作成者への罰則が無い

【問題点への対策】

1.学習元に類似や依拠性がない(類似を疑われる既存の著作物が学習元に含まれて無い)事を示す(調べる)為の学習元やデータセットを開示する開示請求権を制定する

2-1.AI 非使用のものと区別する為、AI を使用していることを示すマークの表示義務化

2-2. 生成 AI を使用(作成)し権利侵害、詐称(偽装、僭称も含む)行為を行い、消費者や運営団体へ被害を与えて不利益を招いた生成 AI 使用(作成)者への罰則の制定

3-1.生成 AI を使用(作成)し、権利侵害、詐称(偽装、僭称も含む)行為、犯罪行為の助長や幫助などを行い、学習元創作者への不利益を招いた際の法的罰則を制定

3-2.学習元創作者に対して、創作時の思想とは違う思想や印象の付与、創作意図とは外れた使用、創作者への風評被害、利益の喪失などを生成 AI を使用(作成)者が与えた場合の罰則を制定

3-3.学習元が 3-2.で示した様なリスクの回避を理由として、学習使用禁止した際は法的拘束力を持たせる

3-4.リスク回避の為、使用禁止と創作者が規定したものを学習元に加えて生成 AI を出力(使用、作成)した場合の使用(作成)者への罰則の制定

●受付番号 185001345000001094

著作権法で保護される著作物の範囲について

「美術」には「コミック、コミックイラスト」も含まれているのだろうか。現在問題となっている AI 生成物の大半がそうなので含まれているだろうとは思いますが、そうでないとしたら今日までの日本の文化を否定し、差別するものとして許容できない。

「ありふれた表現(中略)は、著作物に該当せず、著作権法の保護対象に含まれない」というものは、どの程度までを「ありふれた表現」とするのか。

水玉、チェックなどのパターン柄、白背景にファストファッションの棒立ちの人間のみなどであれば「ありふれた表現」だろうが、たとえば「女性がカフェで男性と話している」といったようなシチュエーションまでも「ありふれた表現」とするのであれば如何なものかと思う。

その情景にも描いた者の思想が反映される創作物であるし、また写真と変わらない写実的な画像生成 AI も存在している以上、「ありふれた表現」によっては他者を貶めるディープフェイクにも使用されうるからである。

AI の学習元のデータが著作権法を無視して利用されている場合、またそういった事例が横行している現状についてはどういった検討がされるのだろうか。

AI 生成物の氾濫、AI 不使用を詐称する行為が横行している現状、日本の市場そのものの信頼低下が引き起こす購買意欲萎縮に起因する損害までも考慮すべきであろう。

「AI 生成ツールが世に出る前から自分の手で描いてきたのに、AI 生成と疑われ他者から言われのない中傷を受けた」

「AI 生成物と似ているといわれ以前ほど売れなくなった」

こういった事例も実際にインターネット上で起こっている。

「ファインチューニング」は現状ただの海賊版生成のための元データ盗用でしかない。

「学習済モデルには、通常、学習に用いられた著作物の複製物とはいえず」とはどういうことだろうか。

たとえば、最近手塚プロダクションが手塚治虫の作風を学習させた AI 漫画を発表した。それは手塚プロダクション公式での企画なので良しとする。

しかし、別の、令和に活動している作家が画集を学習され、構図や色使いに至るまでの作風を丸ごと盗用され、不当に売買された事例があるのである。pixiv はこの問題を受けて、AI 生成物への対策をし始めたのは記憶に新しい。

既存の著作物を学習させて生成されたモデルは複製物でしかないと思う。

だからこそ今の市場の現状、海賊版の横行なのである。

仮に今後、AI 生成物への加筆、修正の是非に論点が当たることがあれば、枠組みも必要だろう。

「AI で生成したものに加筆、修正を加えれば、AI 生成を称さずとも良いのではないかと

いった意見をインターネット上で見かけたことがあるので末に記す。

それについての意見としては、全体の一、二割程度の修正では AI 生成物でしかない。全体の四割ほどは人の手で修正されていないと、とても「AI 生成物じゃない」とはいえない。百行の文章の十、二十行、楽曲一曲の譜面に対しての二フレーズ、背景の花や指の一本のみを修正して、人の手で描きました顔はされたくないのである。

●受付番号 185001345000001095

AI の発展は人々の暮らしを大いに豊かにすることが期待できる一方、特に画像関係については不安が大きい。

ディープフェイクひとつで人の人生が狂うかもしれない。やった方は遊びのつもりでも。万引きした画像などを作られ広められて、それが学校生活、受験、就職に影響しないといえるだろうか。万引きの告発があつて、写真があるから退学ですとならないだろうか。また絵柄の学習によって著作権の線引は絶対に曖昧になると思われる。学習させないことを選ぶようにできない限り、著作物の扱いはさうとう複雑になると思われるが、それを統率できるとは思えない。

●受付番号 185001345000001096

現状、創作者に無断で作品を AI 学習素材に使用する人が多い。

これは創作者にとって、精神的なダメージを負わせたり経済的にも悪影響を与える。

中には創作する意欲を失ってしまったり、経済的に続けることが困難な人もいる。

そうなのは、日本の強みであるサブカルチャー文化の新しいアイデアや創造性が先細りに失われていく。

AI は学習元が無ければものを生み出さない。

このままでは日本の強みも 1 つ失い、学習元の素材は次第に薄くなり AI の発展も長期的に見て難しくなるのではないかと考える。

AI に素材を学習させることができるのは、その素材を制作した者、もしくは許可を得た者に限定すべき。そうしてほしいと切に願う。

現状、法に触れていないというのを振りかざして素材を無断で学習させる人が多くいる。

中にはそれで利益を得たり、学習元の人間に誹謗中傷する人もいる。

国がしっかりと創作者を守っていただきたい。

無断で作品を AI 学習に使われることのない法律を作っていただきたい。

●受付番号 185001345000001097

生成 AI は無断転載と何が違うのでしょうか？当方は同じだと考えています。既存の絵を切り貼りして作り出しているだけの盗品です。完全オリジナルだと主張するのは無理があると思います。絵を描いている人も職人です、職人から仕事を奪えば生成 AI も機能しなくなります、絵師を大事にしてください、考え直してくださいお願いします

●受付番号 185001345000001098

私は趣味でも仕事でも絵を描いていますが、AI の教育のために創作物を提供した覚えも、提供を要求された覚えもありません。今現在生成 AI イラストに対し強い拒否感を抱いている方の大半はそうだと思います。

『生成 AI で書かれたものである』という区別の義務化を国で指定することはできませんか？文章では難しいと思いますが、画像というジャンルでならウォーターマークのように義務化を推進することができると思います。

これまでの創作者がいたおかげで、生成 AI は凄まじい仕事を成し遂げることができています。

手仕事を誇りにしてきたこの国で手仕事を続ける人を踏み躪る状況は作らないでください。

●受付番号 185001345000001099

「3(1)ウ」について

学習データに基づく「イラストレーターのサインの模倣」と思われる謎の模様が所謂「AI イラスト」に散見されていましたが、ある時期から「学習データとして無断利用されたイラストレーターのサインがそのまま出力される様になった」と噂される様になり、実際に検証した結果、該当イラストレーターの画風そのままにサインまで同じ内容の画像が生成されたことが確認されています。

基本的に「学習データの切り貼りではない」とされるのであればそれは「データ製作者の許可が取れている」という前提が必要であり、現状はそれが為されず、無断で利用されたイラストレーターは「自分は手描きである」と主張することしかできず、学習データに利用されない様作品を公開できず、逆に生成 AI 利用者は悪意を込めた「ありがとう」などの言葉をイラストレーターにぶつけ、自分は利益を得ているという事例もある他、二次創作において 18 禁指定作品を感じている「ウマ娘プリティダービー」の二次創作イラストを学習データとして無断使用し、ほぼそのままの画像に男性器を組み合わせた 18 禁画像を生成するなどという、イラストレーター・所謂「本家」・ゲーム製作者以外の関係者に悪影響の及ぶ行為も行われています。

生成 AI が発展するなら「この様なデータで学習させるとこの様なものが生成されますが、学習データはご自分の物をお使いください」という状態で公開されるべきであり、「学習済み(データは無許可で使用)で今すぐ使えます」というのはあまりにも非常識です。

私はアマチュアで音楽活動しているギタリストですが、もし私が生成 AI を使うのであれば、「学習済みで、指示通りに曲のアイデアを出せる」ではなく、「自分の曲データを読み込ませると、ギターソロやメロディ等を自分が作曲したかの様に提案してくれる」という状態の物が望ましく、そこに無断使用されたデータの製作者が存在しないツールであることが絶対の条件となります。

●受付番号 185001345000001100

生成 AI には最初から基となるデータがあった上でイラスト、声、動画などを生み出している。という時点で、イラストならインターネットに掲載された様々なイラスト、声なら声優や俳優といった業界で仕事をする人々、動画なら前述した要素を含む映像媒体の著作権や肖像権などその人々への尊敬、配慮を欠けるような生成物は基本的にはあってはならないと思う。そして、AI の危険度については昨今の岸田総理を用いたフェイク動画、ゼレンスキー大統領のフェイク動画ないし、特定イラストレーターの絵柄を模倣した AI のイラストで広告を打ち、該当イラストレーターが訴えるなどといった尊敬、配慮に欠ける使われ方で如実に示されていると思います。今求められるのは、AI 作品には AI 作品という紐づけの義務化や商用利用に対しての明確な規約などと言った「区分け」ではないかと思います。

●受付番号 185001345000001101

著作権侵害が起きないように措置してあるってかいてあるけど、今やネットに無断でイラストレーターのイラストや有名人の写真のデータを読み込んで自分の作品としてアップして人たちがたくさんいます。Xでさえ無法地帯だということに呆れてものが言えません。日本の文化であるアニメや漫画を手がけている人たちの想いが込められた作品が盗作されるのを見過ごすというのですか？意味がわかりません。また、データは切り貼りではないと書いてありましたが立派な著作権侵害です。あなたたちの仕事は日本の文化を守ることではないのですか？本当に日本人ですか？創作される全ての方の尊厳を踏み躪るような行いは断固反対いたします！

●受付番号 185001345000001102

クリエイターの人権をなくそうとしているのはなぜですか？

勝手に作品のデータを使われて、イラストレーターはもういないといわれ、嫌がらせや殺害予告、生成 AI 利用者が既存イラストレーターの活動妨害をすることに対して何もしない、むしろそのような生成 AI 利用者のことを優遇しているのはなぜ？是非、答えを聞かせてください。

●受付番号 185001345000001103

AI を全面的に禁止してほしい。

使ってる人の態度が悪すぎるし殺害予告をしている輩もいる

世界から完全に日本が切り離されてしまう。

このまま進めてしまっはクリエイターの未来はない。

学習元をしっかり明かす。

もしくは社内だけの使用にとどめるなどしないと必ず近い将来良くないことが起こります。

ただただ未来に不安しかありません。

●受付番号 185001345000001104

イラスト制作会社に勤務しているものです。昨今イラストレーターといますと国内よりも国外の作家の方がクオリティが高くなりつつあります。漫画に関しても韓国市場に押されはじめており、いわゆるクールジャパンというものは徐々に弱まりつつあります。

現状市場では著作権的懸念もあり、大手企業は生成 AI を使用することはほぼありません。ここで生成 AI というものを完全に合法化してしまうと、イラストレーターへの発注がへり廃業するものが多くなります。

金銭を稼ぐことができない仕事につきたいと努力するものはあまりいません。漫画家やイラストレーターが育たない国になるかと思えます。日本の強みであったアニメ、漫画は衰退していく懸念があります。

また現在生成 AI の元となる情報源のなかには、明らかに不法な児童ポルノが含まれています。現状の生成 AI を合法として使用するのには児童ポルノを認めることにはなりませんか？生成 AI を合法化するには、クリーンな情報源が必須だと思います。

●受付番号 185001345000001105

AI によってイラストを盗んで金銭を得ている者や、短歌の投稿サイトにて AI で作った歌を勝手にアップしてそれを賞賛した者を嘲笑う者がいる。私が知っている限りでも、イラスト界限や短歌界限で問題になっている。

他にも、児童ポルノに該当する画像の乱発など AI 技術でたくさんの問題が生じていることが分かる。

不利益を被る創作者が出ないように厳しく取り締まってほしい。クールジャパンで名高い日本のマンガやアニメのイラスト不正使用などでも大きな問題となり、日本の良さを損なうのが AI だと考える。

●受付番号 185001345000001106

自身で制作したイラストを無許諾で学習できないようにする対策を確立して頂きたいです。

●受付番号 185001345000001107

イラスト、漫画などの絵は時間と経験で描かれた「所有者の財産」であり、他者の使用は依頼、購入、容認で成り立ちます。

ですが「生成 AI の法律がまだ無い」ことで、生成 AI による学習元イラストと酷似した生成物の無断投稿、販売が非常に多く横行しています。

そのため生成 AI に対して反対、規制すべきと意見を上げます。

●受付番号 185001345000001108

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

生成 AI が行っているのは「生成」ではなく、読み込んだ作品の高度なコラージュです。そのため度々、学習元と生成物に全く同じ箇所が見受けられます。また生成 AI は学習元を明記しないため、多くの場合、著作者は作品の無断使用(学習)に気づくことができません。そして生成 AI が行っているのは作品の学習"ではなく、作品の"無断での読み込み"、"無断使用"です。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

私はイラストレーターです。現状の生成 AI の問題点は権利関係がクリアでないことだと考えています。生成 AI が行っていることは"学習"ではなく"作品の無断使用"です。本来個人使用の範囲に留まらない場での作品の使用は、著作者に許可を取り、著作者の要求によっては使用料を支払うべきです。しかし現状の生成 AI による"学習"は作品の無断での使用であり、個人使用の範囲を超えています。(著作物を無断使用した生成 AI は広く公開され、誰でも利用できてしまうため。)生成 AI は、学習元作品の著作者に使用許可をとるべきです。そして当然、著作者が学習を断った場合は、その作品を学習させるべきではありません。"

●受付番号 185001345000001109

現状の生成 AI は無断利用、著作権侵害しているものが殆どであり、さらには意図的に 1 人のイラストを学習させ、イラスト作成者本人が削除を依頼しても削除しないケースが散見されます。また、生成したイラストを生成 AI で作成していないと騙して金銭を得たり、それが問題になっています。生成 AI は規制、もしくは何かしらの法整備を行うべきです。

●受付番号 185001345000001110

「学習データは切り貼りではないとされる」事について、現時点で無断転載してるものが多い上に、ほぼ切り貼りでしかない。また創作物を学習させないと機能しない時点で著作物の改変作品でしかない。これ以上文化を破壊しないで欲しい。

●受付番号 185001345000001111

一般人が AI イラストを生成できるようにしないで欲しいです。企業や団体のみに絞って、一般の人は使用して投稿するなどしたら罰して欲しいです。それでお金を取っている人もいます。すごく不愉快だし、何よりお金を払った人が可哀想です。

●受付番号 185001345000001112

5の(3)生成物の著作物性について

AI生成物である以上、それに創作物を加筆修正してもAI生成物であったという事実には変わりなく、著作物性は認められないと思われます。

●受付番号 185001345000001113

創作しているの全てに作った人の著作権が存在します。無名有名かわならずです。アクセスできたからそれを AI 学習という名目で使わないで欲しい。

窃盗です。

AI 著作を認めるのは、万引きしたもので料理を作ってレストランで提供するのと同じです。

●受付番号 185001345000001114

生成 AI を容認するとクリエイターを潰すことになりかねないと思う。著作権を行使するのは当然の権利だ。それが現時点の生成 AI を取り巻く状況下では抜け落ちている。

全ての学習元に使用料として1ヶ月につき学習元の提示する定額の料金を収めれば使用を許可する法律を作るなどしないと話にならないと思う。

●受付番号 185001345000001115

生成 AI は学習元作家への許可制が義務になるべき

●受付番号 185001345000001116

生成 AI については慎重になるべきと考えます。

今すでに、AI に読み取りされる事を前提としない音声もイラストも勝手に使われて、元の方の意図しないものがすごいスピードで勝手に作り出されています。作っているのは人ですが、その人たちに元の絵を描いた方の努力や研鑽は全く伝わっていません。このような技術をどういう風に使えばものづくりをする人たちの役にたつのか？

最初に立つ立ち位置は、そこではないでしょうか。

誰でも簡単に絵描きの真似事ができる、ではなくて、絵を描く人がどう使うのが便利だろうか。

●受付番号 185001345000001117

生成 AI を使用した企業に対するクリエイターへの反応に目を向けてください。我々クリエイターは生成 AI による被害を幾度となく受けております。生成 AI は著作権を無視し著作物を大量に学習したものにすぎないものです。いわゆる検索エンジン程度のものでしかありません。それを新時代の技術など持て囃さず、無断で学習されたクリエイターを法を用いて守ってください。本来クリエイターが受けるべき利益が生成 AI によって横奪されております。我々クリエイターから仕事や権利や利益が奪われる現状をどうか易々と見過ごさないでください。これは文化の横奪と混乱に等しい状況です。

●受付番号 185001345000001118

AI 利用に疑問を持つ趣味でイラストを 10 年以上描いているものです。

私は創作活動を行っており、境界の特性上著作権法周りに関する知識を学び、知的財産保護法などの資格も一部保有しています。

上記を念頭に私の意見を述べさせていただきますと本案、および AI の推進はより慎重に行なうべきであると思います。

理由は複数ありますが特に私が危惧している内容としては意図せぬ形での名誉毀損、及び著作者人格権の侵害の容易さにあります。

まず名誉毀損の面ですが特定の知名度のあるイラストレーター、及び絵師（ここでの絵師とはイラスト制作を生業としていない人物を指します）の名誉毀損になります。昨今のインターネット上での AI 周りのトラブルを見るに特定の絵柄を模してイラストを生成する。その際にゾーニングすることで認められているものを AI 使用者が過度にそのゾーニングに枠を害するような使用、社会的、思想的主張の表現として使用される例がございます。

また最近では AI の生成精度の向上により AI 使用を秘匿し、イラストを自分が描いているように振る舞うものが増えるなどの問題もあります。

著作者人格権につきましては昨今の AI による無断学習が未だに継続している点が主たる問題になります。こちらにつきましては AI 使用者の多くに著作権法などに関する知識が浸透しておらず「消費者として製作者の意思に反し自由"に使用する権利がある」という製作者の意思に反した主張も多く見ます。同様に違法行為であるイラストのウォーターマーク、ぼかし、AI からの保護機能を AI を用いて意図的に剥がす好意も横行しており、明確な自衛手段がないのも明白かと存じます。この点に関しましては法律だけでなく法律の外にある世間一般の"認知"、"意識"の問題であり、法改正、及び法律の策定により少なくとも数年単位では解決できるものでは決してありません。上記の問題以外にも多くの問題が残る中、イラストなどの創作物、引いては現代で生まれる文化を守る手段が無い中での AI との共存は極めて難しく、また現代の技術、倫理観、環境が整っていないため現段階での創作物の保護手段としては AI の使用を厳しく制限し、AI を用いた上記の著作者人格権などをはじめとした創作者の意に反する、及び利益、名誉を害する利用の厳しい厳罰化が必要だと思えます。AI の使用、共存自体は悪いことではありませんが先述の通り現代な倫理観、使用者の意識などの面からあまりにも現実的で無いため、まずは著作者とその著作物保護の観点から規制の強化を願います。"

●受付番号 185001345000001119

学習データの切り貼りではないとされる

11 ページ 1 行目抜粋させていただきました。

ai の学習には既存のイラストや写真を使う必要があり、基本的に無断転載で切り貼りしたものだとは認識しています。

このような案は著作権、肖像権を無視して何をしても許すと言っているように見えます。

断固拒否させていただきます。

●受付番号 185001345000001120

生成 AI に反対します。

学習元は必ず許可制にしないといけないと思います。

無許可であらゆる画像や動画・音声等を学習しても罰せられない状態の生成 AI を推進すべきではありません。厳しく取り締まるべきです。

大量の学習元には、学習が許可されていない画像や声など（実在人物の写真等も含む）や、児童ポルノの画像など法律に違反したものも多数含まれています。

生成 AI によって勝手に画像や音声データ等を作られることで、事実ではないのにあたかも本人が行ったり言ったような画像・動画・音声データを作られ騙される、事実関係がわからなくなるなどのディープフェイクの問題も起こります。

イラストレーターのイラストを勝手に学習されたことで、その作家本人があたかも描いたかのような絵を大量に作られる・その作家の絵柄モデルの AI が無断で販売される（身分詐称）などの問題も実際に起こっています。

クリエイターに依頼せずとも絵や音声などの似せた創作物が勝手に作れてしまう状況から、イラストレーターや声優などのクリエイター職の仕事が奪われる可能性もあります。

●受付番号 185001345000001121

【個人】

5.各論点について

(2)生成・利用段階

・頻度の問題ではなく、人様のイラストを用いて出力した AI 画像を一度でもネットにアップしたり、自作発言をしていたことが明るみに出た場合は厳しく取り締まってほしい。そうでもしないと人の芸術や才能を横取りして金稼ぎをする人間が大量に出てくる。

・とにかく人様の絵を AI 学習に使用すること自体を厳しく取り締まってほしい！！！！断固禁止としてほしい。AI 出力関連の会社と結託し、人様の絵を使った場合にすぐわかるような仕組みを作ってほしい(絵柄がバラバラなイラストを読み込んでるとソフトを使えなくなるとか、著作権者が異議申し立てした際に情報をスムーズに開示できるなど)。

・人物から背景から構図まで完全に自分で作成したイラストのみをもとに AI で学習/生成することだけが許される形にしてほしい。

※いったんイラストに限って記載してますが、小説やボイスドラマなど、他の創作物についても同じ考えです。

5.各論点について

(1) 学習・開発段階

エ著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

作風や画風といったものはアイデアとして分類され、アイデアには著作権が認められない。

よって、作風や画風を類似させた生成 AI による作品の生成は著作権侵害にはならない。

しかし、作家や画家はその人の障害をかけて確立した作風や画風によって仕事を得ている

側面もあり、全く別の画風、全く別の作風でもってその人の思想や感情を表現したとして、

もとの作風や画風のとおり同じように仕事が得られるわけではない。つまり、作風や画風

はその人のアイデンティティの一部なのではないだろうか。

これまでは生成 AI というものが存在していなかったため、作風や画風のみを模倣しようと

する時は人間の手で模倣するより他になく、模倣者の個性が混ざり込むことにより作風や

画風に揺らぎが出来ていた。こうした揺らぎによって作風や画風の完全な模倣をすることは

難しかった。つまり、これまでの画風や作風の模倣はあくまでも参考にとどまっていた。

しかし、生成 AI によって揺らぎのない模倣が可能になったことにより、作風や画風の模倣

は著作権者のアイデンティティに打撃を与える存在になったと感じる。

生成 AI 以前の作風や画風の模倣と、生成 AI による作風や画風の模倣は別物であり、生成

AI を通す場合は作風や画風も保護されるべきだと思う。

よって、著作者の許可なく著作物を生成 AI の学習素材として使用することには反対する。

●受付番号 185001345000001123

現在も AI の使用で著作権キャラクターにそっくりなデザインが出力されたり、イラストレーターの絵柄そのままの作品が作られ被害が出ているのを SNS にて目撃しております。長い期間努力をし積み上げてきた作品や技術を根こそぎ盗られている、全クリエイター達の著作権が全く守られていないと感じます。その状態での AI の使用は反対です。

●受付番号 185001345000001124

- 生成 AI は今までの技術と違い、既存の工程を踏まえた発展形ではなく工程が全く別で、材料も完成品を元に行っている（イラストを使ってイラストを生成する等）
 - 本来の技術と文化の発展・継承に基づいた経済活動の意義を失わせ阻害する為、その技術の空洞化を招きかねない
 - 本来の技術発展と違い、既存の複製的な作業を行っているに過ぎない為、それ自体に過程を踏まえた展開性が見込めない
 - 既に出来ることの後追いとその複製的な成果の生産が主である
 - 既存技術の成果を用いた過程を伴わない複製的生産と、寄生による搾取と代替が目的になっている
 - しかしその成果は生成 AI を作成・使用した企業や個人による成果にすり替えられ、当人はそれにより投資や利益を獲得しており搾取的な構造になっている
 - 生成 AI の入出力の制限や規制が行われていない為、犯罪・悪質行為への幫助性が極めて高く、現に数多くの被害を生んでいる
 - 生成 AI の出力であると明記する義務や規制がない為、それらと既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、偽装・僭称・詐称行為に対して消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられ、それら被害に遭うリスクも増大している
- 以上のことから AI の使用に関して明確な制限を設けることを望みます。

●受付番号 185001345000001125

AI の開発において元データの存在は非常に重要であるが、元データについてモラルの欠けるものは使用しがたいと考える。現行の画像生成 AI はほとんどが無断転載サイトからデータセットを作成したものであり、著作権者のあずかり知らぬところで著作物が利用されている。

現行法では著作権者に被害を及ぼさなければ AI の学習のためには著作権法は適用されないようだが、SNS 上に公開された一人のイラストレーターのイラストを大量に学習させ、AI イラストを生成することで煽り、さらに誹謗中傷するなどしている現状があり、AI の発展のためではなく、誹謗中傷をする人間の都合のいい言い訳にしかかかっていない。

AI の進歩を考えるのであれば、学習データの権利者に対して対価を払う必要がある。学習データは数千万数億ほどないと AI としての精度は高くないが、完成したときにデータを利用された人間が害を被る可能性が大いにあり、現に誹謗中傷などにつながっている点を鑑みても、AI チューニングの時点でのデータ利用に関しても著作権を適用するべきであると考えます。

また、今のような状況であると、新しく学び、技術を身に付けようという人間が減る可能性が高い。これにより将来的な国のアニメや漫画の作者を減少させることにつながり、国内外で評価の高いアニメ漫画文化がすたれていってしまうと考える。

海外では.....という話を頻繁に聞くが ChatGPT を作った OpenAI 社が訴訟を起こされるなど著作物を無断で学習させた生成 AI について改善をさせようとする動きが多くある。

その中で日本政府が AI のためなら著作物を無断利用してもよいという姿勢であることは全く理解ができず、許すことはできない。

●受付番号 185001345000001126

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

他ならぬ岸田総理が AI 生成によるディープフェイクの材料にされており、そのことがニュースで報道されたことをもうお忘れでしょうか？ かの動画はただの悪ふざけでしたが、悪意を持って運用すれば政治家の発言を動画付きで捏造することが一般人ですら容易に可能となってしまうのが昨今の生成 AI の現状です。

学習、生成に関して法による規制は絶対に必要です。このまま生成 AI が野放しとなってしまうと、捏造発言による国際問題や、災害時の悪意あるデマの源泉に必ずなります。既に欧米各国はその方針に舵を切っています。

●受付番号 185001345000001127

著作権等無視してAIに学習させる行為を良しとしてしまうと今日本の海外に誇れる文化の一つでもあるアニメや漫画等のポップカルチャーやコミックマーケット等の所謂オタク文化が衰退する一因に成ると思われます。

AI 学習を用いた規約違反の作品や他者の作風を真似して金稼ぎに使う輩も多く居るためAI で作品等を作る際のガイドラインと著作権違反の罰則などを強化なりしたほうが良いと思います。

●受付番号 185001345000001128

私はフリーランスのゲーム制作者です。

◆ゲームの著作権について

前提として、ゲームは「思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸、美術、音楽等の創作が含まれているもの」であるため著作物と考えております。(⇒2.(1)ア)

その上で下記の内容について意見を提出いたします。

◆2.(2)イ について

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為に、プログラムの著作物のリバース・エンジニアリングが含まれております。私自身も AI を使用し、プログラムを生成することが多くあり、AI に助けられております。しかしながら将来的には、ゲームプログラムそのものをコピーするような AI が現れることが予測されます。

たとえば、「文芸、学術、美術又は音楽に依らない」突出したアイデアで人々を熱中させるようなゲームをリリースした場合、

AI によって作成された類似ゲームが間もないうちに市場へ次々と現れる、といった事態が起こりえます。

プログラムは「思想又は感情を創作的に表現することはない」ものですが、プログラムの集合体であるゲームは「思想又は感情を創作的に表現する」ものなので、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為のなかに、将来も含めてプログラムが該当し続けるかどうかは議論の余地が残ることと考えております。

※ここに書いたことは、5.イ (イ) で書かれている内容と同義かもしれませんが、「追加的な学習のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させる」行為は、

ゲーム制作についても起こりうることとして意見を提出いたします。

◆4.<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

この中に含まれていない懸念として以下のようなものがあります。

・素材の発注、購入時の確認コスト増大

ゲームは絵や音楽の素材を発注、あるいは購入し、制作することが多々あります。現在、ゲーム素材のストアには AI で制作された絵や音楽の素材があふれています。一方でゲームをリリースする際、ストアへ「AI による素材が含まれているか」を申告する流れも出てきております。

結果、ゲームに使用する素材一つひとつについて、AI で制作された素材か確認する必要が出ており、素材利用時の確認コストが増大しております。

これは現在進行形で起きています。

◆AIの利用と発展について

クリエイターの著作権、および、クリエイターの職を守る必要があると思い、今回意見を提出しました。

しかしながら、AIは創作活動を手助けしてくれる新たな技術として注目しております。

また、各国でAIの学習、研究がされているなか、日本だけAIの発展にブレーキをかけてしまい、

技術を停滞させてしまうのは私としては望んでおりません。

●受付番号 185001345000001129

精製 AI で他人の絵を学習させそれを販売し利益を得ている者の中には、わざと創作者にお前のを学習させて金もらってると公開している輩が散見されるので、そのような悪質な者は遡って罰則を与えるような規定があるべきだと思う。

●受付番号 185001345000001130

こんにちは。

絵を描くことが好きなサラリーマンです。

生成 AI に対する意見などを言える機会があると聞き、こちらに書かせて頂きます。

読んでいただけることを願います。

私の意見としては「生成 AI に関する規制は必要」です。

自由に誰でも使用できる事が、一番危険な為です。

なぜ日本のクリエイティビティが尊重されて来たのか、二次創作がここまで許されて来たのか、発展してきたのかを考えると一つ答えが出てきます。

そこには著作者とユーザーとの交流による相乗効果、人と人の持ちつ持たれつの関係、ライン引きが構築されてきたことにより、漫画、アニメに限らず、様々なジャンルが発展してきています。

では生成 AI で生み出された物が、我々人間を尊重してくれるのでしょうか。

または生成 AI を利用した人間は、それまでの純粋なクリエイター、著作者を尊重しているのでしょうか。

AI が人間の生成物を栄養として食べ物にし、人間は AI の生成物を栄養にできるのでしょうか。

例を挙げるのであれば、将棋などで AI が活用されていますが、勝利への答えが数知れた物では何も影響は無いです。

更に、将棋が AI を利用して此処まで規制などの問題にならないのは、「将棋を愛する人間同士が介していた（尊重してきた）」からこそ慎重に選択し、今の発展があります。

つまるところ、「著作者、クリエイター、ユーザー間の尊重やリスペクト」があって、初めて成り立つのが文化という物です。

創作物は誰でも作ることはできますが、完成させられるのは限られた人間だけです。

限られているからこそ、不安定ながら安定しているのです。

これが外部のクリエイターでもない誰かが自由に可能となれば、不安定は更に不安定を増し崩壊します。

また、重要なのは日本の文化を築き上げてきたのは、作品を作り続けてきた先人達という事です。

今のクリエイターはそれを蔑ろにしている人は誰一人居なく、すべてのクリエイターは先人クリエイターを尊重し尊敬し続けています。

生成 AI の権利や法律を考える前に、前提としてこう言った文化の背景を理解することは必要です。

クリエイターや使用者を守るだけでなく、先人たちが築いてきた文化を守ってください。

お願いします。

●受付番号 185001345000001131

下記に 1 消費者の所感を述べます。

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

上記の学習データの切り貼りではないの文言ですが現状利用されている生成 AI 原則誰かの著作物の切り貼りのつなぎ目を分かりにくくした程度のものであり、機序の認識が間違っていると感じます。

なぜそう感じるかですが、1 消費者から見てもこのクリエイターの絵の塗り方であるとかわかるものや特定の作品の構図やキャラクターデザインを少し変えただけであるとすぐにわかるようなものが多いからです。

仮に生成 AI を公に利益を得る目的のために使用するのであれば、そのプロセスと元となったデータの公開は必須であると考えます。

「本ただし書への該当性を検討するに当たっては、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から検討することが必要」

上記の表記は現状に即していません。

なぜならばすでに潜在的販路は阻害されており、AI の生成物なのかそれとも人の手で描かれたものなのかの疑心暗鬼の状態になっており、

また企業であっても手書きのイラストであるという表記を信じ利用したものが AI であると判明し、会社としての信用を損なっている事実があります。

また、ファインチューニングという言葉が不適切であり、いわば昔にあったアニメや漫画の海賊版と同列の行為を肯定するような見せかけは不適切な言葉選びだと考えます。

学習済みモデルの廃棄請求が認められないというはおかしいものです。

そもそもとしてそれらはただの画像フォルダであり著作物のコピーを出力するだけの物です。

学習データの収集を行う者にとって不測の著作権侵害を生じさせる懸念がある

上記の文言は不適切です。

第一のぜんていとして著作権者に不当な損害を与えることを認めており。

これは人権の侵害を文化庁が推進していると受け取られてよいと考えてよろしいのでしょうか？

「立証のため、事業者に対し、法第 114 条の 3（書類の提出等）や、民事訴訟法上の文書提出命令（同法第 223 条第 1 項）、文書送付嘱託（同法第 226 条）等に基づき、当該生成 AI の開発・学習段階で用いたデータの開示を求めることができる場合もある」

文書提出命令を著作権法で義務付けなければ不適切であると感じます。

なぜならばこれらは企業側による無視がまかり通ってしまい抑止力になりません。

単なる労力にとどまらず、創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているかを総合的に考慮して判断される」

「指示・入力（プロンプト等）の分量・内容」

「生成の試行回数」

「複数の生成物からの選択」

上記は不適切です。これらを複合させたとしても寄与があるとは考えられません。

データセットがなければ何も出力できないものにその創作性はありません。

「人間が、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。もっとも、それ以外の部分についての著作物性には影響しない」

上記には加筆部分の開示義務を加えてください、そうでなければ 0 から創作活動を行っている人たちに対する事実無根の誹謗中傷や自殺教唆などがおこりえます。

「著作物性がないものであったとしても、判例上、その複製や利用が、営業上の利益を侵害するといえるような場合には、民法上の不法行為として損害賠償請求が認められ得る」

上記については極めて強い怒り覚えました、なぜデータ元となる人間の権利をすべて奪いそれを一方的に利用した人物や事業者の権利のみ守られるのでしょうか。

これを通すのであればデータセットも立派な不法行為にほかなりません。

「AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため、対価還元的手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難である」

既に前述した通りですが、すでに権利や利益、信用が害されています。

それらがすでに起こっているのに補償金などを導入できないなどと記述しているのは、自分たちの都合のいい情報のみを集めているように感じ極めて不愉快です。

●受付番号 185001345000001132

生成 AI の使用を反対しております。

懸念点について同意します。音楽作品や文学作品、絵画イラスト等の著作権について証明が難しいため、作者オリジナルの作品なのか、AI 生成されたものなのか区別できない

「AI を使用しているということを明記する」、「AI 生成に使用してはいけない」などの注意喚起をしたとしても、本人のモラル次第で破ることは容易であり、違反する者も多数出ることが予測できる

生成 AI で作成したものではないか、という不安が積みまとうため、いろいろな作品を純粋に楽しむことができない

クリエイターのモチベーションが削がれるため、業界に多大な影響を及ぼしかねない

そもそも作品というものは、作者の気持ちを表現するための手段であり、それを AI が行う事自体が納得できない。AI は事務処理等で活躍すべきだと考えている

●受付番号 185001345000001133

他人の著作物を用いてAIによる生成を行うこと自体が著作権を侵害していると考えられる。生成されたものを商品として金銭のやり取りをしたらそれは盗作に等しく、また金銭的なやり取りがなくとも著作権侵害として裁かれるべきである。

●受付番号 185001345000001134

現役イラストレーターです。フリーの業務委託です。

生成 AI が世に跋扈し始めて久しいです。私が以下に書く【生成 AI】とは全て【画像生成 AI】を指します。

「他人の著作物である絵を無断で学習している」「その生成結果がフリー素材と化している」「それで儲けている人々がいる」「それで他者の絵柄を学習させて学習元になった人が作り上げた価値を悪意をもって潰そうとしている人がある」「そもそも現状生成 AI を使う人が絵描きに対して劣等感を抱いていて（元同業者含む）その個人の負の感情の発散のために復讐の如く生成 AI で絵を生成し『元の絵よりうまい』と言っていやがらせをしている」「生成 AI で生成した既知の生物の少し違う画像（虫の足が1組多い等）を放流し、調べものとしての一次資料の役割を果たしていた筈の画像検索を悉く無にしている」「生成 AI による嫌がらせや現状取り巻く生成 AI についての世の意見などで、イラストやデザインを生業とした人が自殺した例がもう既にいくつか存在している」

といった諸々の問題があり、正直こういうものが著作権による保護の安心感もなく存在している事に対して強い危機感と激しい嫌悪感を感じています。生成 AI が登場してすぐらいからずっと見て考えて知っていこうとしていますが、ずっともう死のうかなという気持ちでいっぱいですしずっと不安です。

生成 AI が出現しそれが瞬く間に一般に知れ渡った現状を見るに、もう既に「著作権の問題をクリアした生成 AI」というものが出て現状の問題を解決できたり上手に付き合いましたよといった段階を越えていると感じております。

そんな現実を無視しまるでトロッコ問題かの如く生成 AI を推し進めようとあの手この手で著作権問題をかいくぐろうとする国の姿勢に関しても強く批判します。

現状何もできず泣き寝入りするしかない私たち創作者の命を守ってほしいです。

AI の学習に使われる”画像”は画像ではありません、誰かが作り誰かが撮影したり誰かの血肉の結晶であり、決して人に土足で侵害されて良いものではありません。

●受付番号 185001345000001135

- ・すでに生成 AI による著作権の侵害やそれによる二次被害は多数発生している。
 - ・生成 AI の利用により得られるメリットも一定数あるが、利用者の善意や倫理観に基づくところが大きく、メリットをデメリットが上回る可能性が極めて高い。
 - ・もし生成 AI を推進する法律を作るのであれば、生成 AI の利用者に悪用された側(被害者)を確実に救済する法律を先に、もしくは同時に並行して作るべきである。それができないのであれば作るべきではない。
 - ・実在する人物の音声データを無断で取り込み、生成 AI の素材にしようとする動きも見られる。著作権だけでなく人権にも関わる問題になる為、すぐさま法整備しようとせず長い時間をかけ様々なケースを考えて慎重に進めていくべきである。
- 生成 AI を悪用する人物の例と国の著作権や知的財産権の捉え方を見ていると、悪用する側にとって得になるような法律を作られるのではないかと不安でしかない。正直立法などやめてほしい。

●受付番号 185001345000001136

生成 AI について、特定の作風を模倣することを問題視する声が上がっているが、生成 AI の学習自体や、機能自体を縛るような規制は望ましくなく、あくまでも模倣した生成物を使用して、元々の著作者を騙ったり、著作者の経済的損失になる行為を行う行為を規制するようなルール作りが望ましいと考える。

学習する行為や機能自体を縛ってしまうと、日本での AI 研究を大きく阻害する事になり、国際的な競争力を失う結果になると考える。

●受付番号 185001345000001137

「AI と著作権に関する考え方について」10P(ウ)生成 AI が生成物を生成する機序の概略
「その生成 AI が学習したパターン、ルール、傾向等に基づき生成物を生成することとなる。
この際の生成については通常、学習データの切り貼りではないとされる」
について

生成 AI の精度向上とは如何に学習元データに出力結果を寄せるかを意味します。
(例:NovelAI、Nijijourney など)

例えば、「三角形の積み木」を学習していない生成 AI が「三角形の積み木」を生成出来な
い以上学習した素材プールの中からプロンプトに合った素材を選んで切り貼りした「コラ
ージュ」でしかありません。

これを創作性のある著作物だも認定してしまうと

生成 AI を通せば大手企業のマスコットキャラクターなどの様な著作物もフリーで使用出来
てしまう資金洗浄装置になってしまいます。

●受付番号 185001345000001138

昨今、特定のイラストレーターなど創作者をターゲットし、その創作者の創作物を重点的に学習することで、瓜二つの絵柄（作風）"を生成させ、創作者本人を騙ったり、迷惑行為を行う AI 利用者が散見されます。そのため、・著作物の AI への利用の拒絶の意思と権利を保証する法律の制定・AI 生成物による競合からの保護(AI 生成物の明記の義務付けなど)・"絵柄"など、作風を似せた生成物を利用して創作者本人を騙るなどの迷惑行為の規制、罰する法律の制定が必要であると考えます。特に、3 つ目に関しては、SNS 上で確認された例として、「性的な二次創作を禁止されている著作権物の、性的なイラストを生成することで濡れ衣を学習元のイラストレーターに被せようとする」例が確認されています。現状では名誉棄損などでしか裁けないと考えられますが、昨今の、情報化社会の情報拡散スピードなどを考慮すると、名誉棄損の量刑に対し、想定される被害の大きさが釣り合っていないと考えられます。よって、名誉棄損とは別に AI の不適切利用に関しても罰則を設けるべきであると考えます。"

●受付番号 185001345000001139

AI で生成されたもの 基 他人の画像データ 写真データ 音声データ 文章データ などを集め

AI にインストールするという行為は 無数のデータが入っており その中に 何千という著作権 権利が含まれております

それらを一つ一つ 問い詰めることにも時間も お金もかかります

また 人間とは違い データをコピーして それを何千枚も重ね合わせてやる行為です いわゆる人間でいうところの トレパク (トレース パクリ) です

その行為を 無数にでき やり方によっては インストールされたデータの制作者(会社) の名前 評判 名誉などを傷つける行為となります

もう一つ 仮に著作権の無い 写真を使う 公式に載せている 国の写真などを AI にインストールさせ 生成させると 本来ない場所 (架空の場所) デマを散布させる可能性のある写真の生成 などができます

全部の AI 技術が ダメ というわけではありません

ただそこに至る過程で 無断で データをインストールさせている

部外者が 無断で他人のデータをインストールしている もしくは AI のデータですよと販売している に関する人物たちが現状の 問題です

まとめ

画像 音声 文章 ありとあらゆるデータを 無断で AI にインストールして 販売や 名誉棄損 (著作権 他人のデータを使用した物) 犯罪行為 (X での デマ流布 被災者に向け誹謗中傷) 他人の文章をトレースしての論文 などが多発しています あまり良い印象は受けず このまま何もせず進むと 悪化していくでしょう

●受付番号 185001345000001140

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の内容は全面的にあり得ないと思います。どう考えても、AI に学習させる段階であらゆる創作物の海賊版の横行と、実在の創作物の著作権軽視が増長される危険性を感じます。AI に既存作品をコピーして学習させるという過程で、そもそも既存作品の著作者の許可を得ずに学習させる懸念が現実のものとなり、昨今の声優の声を AI に学習させた問題でも、実在の声優の利益侵害につながると猛批判が起きている時点で、創作物における AI の運用が極めて著作権侵害の側面が強い事にもっと真剣に考え取り組むべきだと思います。少なくとも、私だったら、AI が横行して自分の作品を無許可でコピーされ放題の世の中になったら、私は創作者として間違いなく筆を折ります。それぐらい、創作における AI の運用はデリケートな問題であり、文化庁は既存作品の保護や著作者の利益侵害について真剣に考えるべきです。我々から創作文化を奪うな。

●受付番号 185001345000001141

現状の AI 生成物を見ても新たな創造性は見られず、他者の生成物を元にしただけのコピー品が量産されているだけとなっており、独自の発展性があるとは思えません。その中で、悪意を持って他者への攻撃として使用されている面も多く、今後その攻撃性・犯罪性はさらに増していくことと思います。著作権の問題に関しても、権利者が「当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄を請求することは可能」とのことですが、侵害したものが多勢であった場合に権利者が逐一請求するのは現実的でないと思います。

そもそも創作物とはつま先から髪の毛の先端に至るまでこだわりを持って制作して初めて「表現」であり「創作」です。曖昧なままのアイデアを入力し、そこから具現化されたものは「表現」や「創作」ではありません。それなのに、曖昧だったアイデアが具現化されたものを見て、そちらを「自分のイメージ通りのものが出来た」と錯覚してしまう危うさがあります。そこに個人の「創作性」は存在しません。

生成 AI は量産品を短時間で大量生産する点でのみ優れていますが、創造性が存在しない以上、創造性が必要とされる分野で使われるのは適切でないし発展も無いと考えますので、文化を破壊する危険物として法的に厳しく禁止されるべきであると考えます。

●受付番号 185001345000001142

クリエイター本人以外の方が、ネットで見つけた、切り取ったイラストなどを生成 AI にクリエイターに無断で学習させ、絵柄や作風などの独創性を奪うことは、文化の発展を妨げやがて衰退に導くと思います。

私はクリエイターではありませんが、時間をかけて努力して得た技能はその人だけの知的財産です。努力を無に帰すような法律を押し通そうとするのはやめていただきたいです。

データ元と競合する生成 AI 開発するのは、不当な権利の侵害行為に該当すると思います。

このまま作品を創るということを生業にしている方々の声を聞かずに、生成 AI の活用の使用条件などをろくに考えないまま、推し進めるのでしょうか。

行く末が不安です。

●受付番号 185001345000001143

内容を読みましたが、全くもって AI を使用する人、しない人両方に寄り添った内容ではないと思います。

AI の学習に使用される画像、音声、全てのデータには、元々の制作者に対し精神的苦痛、不利益や、その他様々な問題が起こり得るでしょうし、その懸念についての事が記載されておられません。

精神的苦痛を感じるなというのが無理な話しです。

時間、労力、アイデア、その人の人生を使って作り上げたものを、AI という存在に一瞬で奪われてしまうのですから。

使う人が本人であるなら問題ないと思います。ですが、使用目的は不特定多数でしょう。

AI の技術が向上していくのは進化する上で前向きで良い事だと思いますが、AI を使用、学習させる上で成り立っているのは結局、機械による機械の学習ではなく、人間が作り出したものの学習で、かつ使用されるのは AI の為の学習材料ではない事が問題であると考えます。

著作権で保護されないから良い、著作権で保護されているから使わないよ、という括りの簡単な話しではなく、作り出している本人たちの精神的苦痛が起こり得る場合、それによる損害は人間に限らず、経済でもあると思っております。

著作権というものは、その人の利益、財産を守るのと同時にその人を守る法律ではないのですか。

AI という機械で、不特定多数に踏み荒らされて良いものではないと思います。

アニメやゲーム、漫画で盛り上がりを見せる日本において、誰でも勝手に盗み作りが出来、オリジナルを潰して良い権利はないと思います。

●受付番号 185001345000001144

創作物の著作権は全て製作者にあります。製作者の正式な許諾無しに AI 学習に利用することは禁止すべきだと考えます。

AI 学習を許可しないという宣言が無くても AI 学習を許可するという宣言が無い場合は AI 学習を禁止にし、罰則を設ける必要があります。

何故ならばイラストや音楽、音声などを AI が作成できるようになったら、クリエイターや声優、イラストレーターなどの職業に就く方達に理不尽な不利益をもたらすからです。これは世界に誇る日本の文化であるアニメやマンガ、コスプレ、j-pop 等ありとあらゆる文化の衰退に繋がります。日本の大きな損失であると受け止めてください。

AI 学習において不利益を与えた場合の罰則も検討頂きたいです。海外の方からも分かりやすいように国を上げて日本のクリエイターを守るように務めてください。

大切な日本の文化が守られることを願います。

●受付番号 185001345000001145

PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭にて記載されている

“学習データは切り貼りではないとされる”事についてですが、元となる作品の無断転載になり、切り貼りをしている事になります。

作品を作られた方への著作権侵害にもなりますので、断固として反対です。

“Cool Japan”を謳っている割に制作者側への誠意がありません。

●受付番号 185001345000001146

生成 AI は日本の創作文化を破壊する非常に危険なものだと思う。もしも AI の使用になんの制限もかけなければ日本のオタクカルチャーとそれに伴う産業も大きく後退するようになる。

第一に AI 運用において非常に多くの既存の著作物をプロアマ問わず

組合せ生成し公に公開し人によっては販売もしているのにそれらの許諾と利益が一切著作者の方々に通知されず利益が反映されない。これは権利の侵害だと感じた。

そして問題のある生成方法故、殆どそのままの模倣で自身と全く同じ絵柄の絵に仕事を取られる、果てにはその人が描いたものでないのにその人の作ったものだと勘違いされてしまいまた別の問題に巻き込まれるという事ある。

また、漫画家や通常の真つ当な企業からしてみれば権利元のハッキリしない生成 AI など絶対に使うことは出来ない。クリスタやフリー素材サイトの素材とは訳が違う。

あれらは素材の製作者一人一人の好意ないし運営側との利益が一致した結果無料で提供しているに過ぎない。生成 AI の問題点は無断で、勝手に、知らぬうちに、自身の著作物を利用されあまつさえ公に公開され売買される事にある。明確な著作権の侵害だ。

アメリカでは既に多くの批判が巻き起こり裁判も相次いでいると聞いた。

イラストレーターや漫画家、画家などの創作者だけの問題ではない。生成 AI はその精密さを維持するために多くの著作物の中には写真も含まれていることがある。

今の生成 AI で容易に実在児童の写真や実在青少年、女性男性の写真を使用したポルノをなんのリスクも負わずに生成出来る。芸能人は言わずもがな、X やインスタやブログ等に載せてある自身の写真や家族の写真が勝手に使用される。中には戦争の写真や死体の写真まで使われていると聞き、あそこまでのもの何が含まれてても不思議では無いし撮影者や関係者の許諾も当然無いのだろう。正直、倫理的にも問題しか無い。

X で、クリスタや photoshop などと違いは無いという意見を見たが、何もかもが違う。生成 AI は無数の多くの著作物を許諾なく使用しそれを元に多少の命令文と生成ボタン一つで作るものだが、クリスタなどのイラスト作成ツールは紙に描いていた絵をデジタル上で描くようになったものだ。多少の命令とボタン一つで出来る訳がない。その場で画材が用意できなくてもデジタル上でブラシを作成し色を自由に混ぜれてデジタルの紙の上に絵を描く。匂いも籠らず服も汚さず、大掛かりな準備もなく思いついた時に絵を描ける一種の画材だ。だが絵を描くには自分自身であることに変わりはないし、画材は画材。勝手に絵を完成させることは決して無い。

人間も、他者の絵や写真を見て真似て練習し学習するが、はっきりと他人の絵を真似たものの似せようと意識したものは通常の場合であれば公に公開しないものだ。

それは学習のために作成したもので、自分でしっかり描く際は人体構図やデッサン人形、フリーの参考素材、それか自分で撮った写真や過去自分が作成した作品を見ながら作るも

のだろうし他者の絵を真似たとしてもクロッキーやデッサンの積み重ね、他者の指導、その人自身のものの見方や考え方により手グセというものが出てくるので普通にやっていたらほぼ同じものは強く意識しなければ出来ない...第一、人間の場合はあまりに似すぎるものは著作権法違反で著作者に訴えられる可能性がある。だが AI はそれから免れる。その生成方法は創作者の努力を無視し権利を掠め取るようなものなのに。

最後に、もしも生成 AI が自由に使われるように法が完全に許してしまえば、今のように自由に漫画をイラストを絵画をアニメを映画を写真を誰でも作り公開し鑑賞して楽しむ事が難しくなっていくと思う。日本で公開したら自分の作品を盗まれてしまったり勝手にばら撒かれるようになるのだから、作る人も減っていくだろう。

●受付番号 185001345000001147

こちらの素案はとともおかしいです。反対です

●受付番号 185001345000001148

クリエイターです。こちらで概ね問題はないと考えています。狙い撃ちによる作風の模倣に関しては懸念していたのですが、実際どのような対策を取ればいいのか私自身には検討がつかないため(人間の模倣と AI の模倣は区別のつけようがないため、そして人間の模倣を禁止することはあってはならないため)、是非調整を行っていただければ幸いです。

法が感情によって蔑ろにされることはあってはならないと考えています。また、AI を使った新たな創作の形が生まれると信じています。よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001149

漫画家です。

早急に、悪意を持って生成 AI を使用する人間を取り締まる法律をお願いします。
相応のリスクが有ることをハッキリと示して、被害の抑制にしていきたいです。

著作権法で保護できないなら、

刑法に、生成 AI に関する条文（または補足など）を増やす、
等は出来るのではないのでしょうか

著作権法だと民事になり時間がかかり、被害が広がるので、
刑法でお願いしたいです。

文化庁単独では難しいかもしれませんが...

（省庁の縦割り構造、良くないと思います）

素案の 17P にもありましたが、

現実に、実際起こっている問題として、

クリエイターA（以下 A）と

生成 AI ソフトを使用しているユーザーB（以下 B）におきまして

B が、A の作品を多数、生成 AI に取り込み、学習させ、

A の絵柄で、ポルノイラストを生成し、SNS で公開する

という事案が起きています。

この事案では、イラストを見れば、誰でも A のイラストだと分かり、

A はそういったジャンルのイラストレーターでは無かったため、

トラブルを恐れた企業から仕事を干され、作品ではなく人格を汚されました。

収入も減り具体的な被害が出ています。

これは、意図的に相手を貶めるためにやったのでは、という疑惑も有りました。

声優が声を奪われて、イメージを損なわれたりもしています。

たとえば、新人女優が身体の外見データの提供を条件に

オーディションを受けさせられて、データだけ取られて、

採用はされない...といった事案も、そのうち起きるでしょう。

こういった事案を防ぐための法整備も、進めていただきたいです。

そして、そもそも論ですが、

生成 AI というのは、クリエイターが生み出したものを勝手に収集、利用し、

その生成 AI の開発者及び、生成 AI を販売、稼働させている企業等に、

新たな利益を付与するものです。

つまりクリエイターは、生成 AI（法人または個人）に、

「自分が生み出したものを不当に搾取されている」訳です。

不当な搾取での利益が搾取側に発生している以上、

搾取された側には、被害が発生しています。

根本的な問題はここです。法文をこねくり回しても、真実は変わりません。

生成 AI の開発&提供側が、一切利益を得ていないなら被害は発生しませんが、そうではないと考えられます。

ただ、海外の開発元は日本の法律では裁けない事と、

結局は利用する人間のモラルの問題ですので、

いたちごっこにはなると思いますが、

生成 AI を利用した、権利侵害を

取り締まる法律の作成、早期の成立を願っています。

生成 AI による被害は著作物だけの問題では無くなってきていますので、

省庁をまたいで、解決策を講じる必要があると思います。

●受付番号 185001345000001150

私は、生成AIによるイラストや音楽の生成について、厳しい規制が必要だと考えています。現在、インターネット上では様々な立場の方が自由に生成AIを使うことが出来ます。多くの方が生成AIを利用して利益を生み出そうとしています。しかし、生成AIは他者の創作物を学習させることで成り立っています。その性質を利用し、特定の方の作品のみを学習させ、その方の利益を奪ってしまうような使い方をしている方もいます。

例えば、イラストレーターAが存在したとして、Aの描いたイラストを生成AIに学習させて、そのAIのモデルをAに断りなく販売したり、Aの作風に著しく似ており、Aが描いたと誤認されるようなイラストを生成し販売している方もいます。

このような行為は他者の利益を傷つける行為であり、規制されるべきだと考えます。

イラスト以外に、音楽の作風を学習させたり、特定の人物の写真や声を学習させたり、そのAIを用いて学習元のイメージや名誉を著しく傷つけるような行為が見られます。

また、生成AIを使用する方の倫理も問われると思います。現行法では生成AIで特定の人物の作品を学習させたAIを用いることは違法にはならないため、学習元の利益が損なわれても、裁判を起こし補償受けることもできません。また、生成AIの利用者側が、学習元の方へ誹謗中傷を行う事例も多数見受けられます。

現行法や、規制が緩やかなままでは、生成AIに学習されることを恐れるクリエイターが創作活動を辞めたり、表舞台から消えたりして、現在のサブカルチャーは衰退してしまうことが予想されます。

世界への影響力を持つ日本のクリエイター達が安心して活動できるよう、生成AIの法規制やクリエイターの保護を求めます。

●受付番号 185001345000001151

AI 生成物は無断学習されたトレーニングデータに拠るものであり、
生成 AI を操作する者の知識や能力は AI 生成物には何ら関係なく、入力されたプロンプト
も方向性を示したに過ぎないため、
AI 生成物に対する AI 操作者の創作的寄与は存在せず、AI 操作者が AI 生成物の著作権者
になることを認めることはできない。
AI 生成物に著作物性を認めるべきではない。

●受付番号 185001345000001152

今の時点でも自分の絵を学習元にしないで欲しいと言っているイラストレーターの人に対してわざとAIの学習元にしてその人の絵とそっくりの物を出力してイラストレーター個人の尊厳を傷付けるような事案が起こっているのにそれを増長させるような事を国や、ましてや文化庁がしてはいけない。

著作者がAIに脅かされないよう、もっと守られるようなルールを作って欲しい。

このままでは文化はやがて滅びます。

●受付番号 185001345000001153

項目 5(1)

一個の利用行為には複数の目的が併存する場合もあり得るところ、法第 30 条の 4 は、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定していることから、この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなり、同条の規定は適用されないとあるが、現行の生成 AI で上記の内容が含まれない物はないはずである。

項目 5(3),(4)

現時点で現在販売されているゲームや CD などから特定の声優の声を学習させて、無断で作品を製作、販売している者がいたり、海外ではネットにあげていた写真を学習させ、性的なものや残虐な行為を行ったような動画が作られ、それにより心無い批判を関係の無い著作者(肖像者)が受けていたりしている。著作権の侵害だけでなく、肖像権侵害、名誉毀損にもなる。

生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。

また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

指示の具体性

とあるが、他人から無断で拝借し学習させて出来上がった物に、生成 AI 使用者の創作性、創作的寄与があるとは思えない。

●受付番号 185001345000001154

生成 AI 技術は触れる人を制限するべきであると考えます。現在の問題の争点のほとんどが、不特定多数が生成 AI の使用、活用ができる状態のためであると考えます。特に、デジタルアートなどのイラストに関する問題では、悪意を持った人が生成 AI を利用しそれに異議を唱える人が生成 AI を利用しない行動を取っているため、余計に悪意のある人達が集まっているように感じます。もし、ライセンスなど使用するのに制限があれば悪ふざけや一時の悪意で利用することはなくなるだろうし、生成 AI を使用するために「誰が」「いつ」というのをいつでも明らかにすることは本当に AI の発展を考える使用者にとってもデメリットはあまりないのではないかと感じます。

●受付番号 185001345000001155

AI 機能を用いて絵を描いている方々で、一部の方々が悪質であると、SNS で多く目にしています。

ご本人から使っていていいですよと言われていないイラストを使うなんて大問題です。

絵師はそんな事は言っていないぞ、表現の自由だろうと反対する方がいますが、ネットに流れているイラストなら使っても良いという風潮は通用しません。

盗用していることを自覚していない、自覚した上で続けている、どちらも問題があると思います。

誰かの大切な財産（イラストにかけてきた時間、労力、技術など）を素材と言いたくないですが、そう軽視されているのが現状です。

転用しないでと注意を呼びかけて、対策をしても、一部の方々は話を聞かず何度も繰り返します。

盗用された絵師の方々は、いわれのない悪評のせいで、何人も筆を折ってしまいました。大切な方々が絵を描けなくなりました。

絵師さんの作風をまねて素敵な絵が描きたい、憧れて絵の道に進むことは少なくありません。

練習のためになぞる、描き写すなど方法は多々ありますが、SNS への投稿は限りなくタブーに近いです。

それを知らない方が多いので、権利や法律と共に広めていかねばなりません。

作品を大切にしてほしい、絵を描くと言うならば敬意を持ってほしいです。

AI 機能で絵を描いている一部の方々は、それが欠けている。

他人の作品を素材にして描いたイラストは、SNS など不特定多数の目に触れる場所へ投稿するのは NG にしてほしいです。

しかし、投稿させないことは不可能であると考えますので、まずは保存させない、スクリーンショットなどを撮らせない技術を用いて、AI 機能などをアップデートしてほしいです。

●受付番号 185001345000001156

現在既に使用されている AI および出力されたものは、学習過程においてプロアマ問わず各創造者、表現者が一から作り上げたものを「無断で」使用している。それがまず大きな問題であるので、現在既にある AI から出力されたものは作品とも商品ともならず、何の権利も与えるべきではない。すべてが誰かがつくったものからの複製でできている。しかも元がどの作品かをきちんと特定さえできない。紙幣を人間が手書きで別紙にトレースしたのも、コピー機でコピーしたのも紙幣として実際に使うことはできないのと同義である。AI から出力されるものを保護し、まつり上げるというのは途方もない量の偽札作りを奨励するようなものだ。もし AI から出力したものを使用することに正当性があるとすれば、最初から特定のアーティストが自分で作った作品のみを学習させ、それを当人の意思に基づいて使用した場合のみと考える。

ましてや政府が自分から公的なものに AI を使用するなどはさらに早計なことである。未だ未熟かつ手にあまる技術を便利なだけのものと政治家や公務員が勘違いしている様子を見ると一市民として本当に失望する。

●受付番号 185001345000001157

創作者本人に対して何のバックもない上に無許可で既に多くの創作物がAI学習に利用されています。その生成AIが使用されたイラストが目に入ることも増えました。

素人目に見ても学習元が分かるようなイラストが散見されます。

これのどこが切り貼りではないのでしょうか。

学習元が分からない程度のクオリティであれば問題ないという事も有り得ません。

そのクオリティに至るまでの過程には、始めに記載したような創作者本人の権利や尊厳を踏み躪る行為が数え切れないほど存在しています。

生成AIそのものにも透明性がありません。全ての学習元イラストの創作者に学習許可が取れていると証明出来るのでしょうか。それともAI学習のためなら他人の創作物を無許可で使用してもいいと言う事になるのでしょうか。あまりにも著作権、創作者を軽視しすぎていると感じます。

●受付番号 185001345000001158

現在 AI 出力されている画像作品は著作者の許可なく画像を学習させたものばかりなため AI 作品のイメージ、信頼自体も下がっています。

私は仕事のイラスト制作時に有料の画像素材を使っているのですが、AI 出力された画像が混ざっているとどんなに良いものでも権利的にはっきりしたもの以外怖くて使えない。できれば無用な不安を避けたいので、このまま野放しにさせるのであれば AI は別ジャンルとして隔離してほしい。知らずにアウトな AI 素材を使い、自分の仕事で損害を出しても保証すらされません。

●受付番号 185001345000001159

断固反対です

●受付番号 185001345000001160

個人の作成したものへAIを介入させることは、やめるべきだと思います。

例えば学術論文を参照しようとした場合に、それにAIが加筆などしていようものなら、それが本当なのか、改竄されていても判断がしづらくなるからです。文書の形で世の中にある情報の信憑性が危うくなりますから、それは避けるべきです。

誤字脱字の抽出をさせて、それを人の手で修正していくくらいなら、AIの力を借りるのもいいでしょうが、個人の考えや知識のまとめ、世界観の構築（小説などを含め）までAIに*い*じらせるのは、AIの造りによっては検閲のようなこともできてしまいそうで、それは実に個を侵す行為でしかないと思います。表現の自由は守られるべきです。

●受付番号 185001345000001161

3 生成 AI の技術的な背景についての (1) 生成 AI について

主にウの生成 AI が生成物を生成する機序の概略で書かれている

「生成 AI の生成物は学習データの切り貼りでないとされる」という前提がそもそも誤っています。

過去に文章生成 AI である chatGPT に自身がネットに公開しているゲーム作品に関して質問をしてみたことがあります。その際の返答は、私が公開サイトに載せていた文章を全てコピーペーストしたものでした。生成 AI の中身は検索エンジンと変わらず、入力されたものに関するデータを探して表示しているだけであり、「生成物」と称されますがそれらはデータの切り貼りに違いありません。この認識の誤りが生成 AI の大きな問題であると感じます。

●受付番号 185001345000001162

現状、生成 AI になにかキャラクターを要求すれば、ほぼそのキャラクターそのものが出力されるところまで学習が進んでいます。

学習の過程や方法などももちろん問題だと思いますが、人間が何かを剽窃するときもそれは同様です。問題は手法ではなく結果です。

キャラクターの名称を入力してほぼそのキャラクターのオフィシャル画像そのものに近いものが出力される現状では、その過程はどうあれ、そのキャラクターを直接剽窃したのと同様の結果が得られるということです。これを可とするなら、人間による同様の行為を不可としていることとの整合がとれません。

「〇〇（既存の創作物）のような画像を生成せよ」と要求して、ほぼその要求通りになるのであれば、それは無許諾の複製となんら違いはありません。

人間による創作物を学習することによって、人間の行為を模倣することを可とするならば、機械による人間の置き換えも可とすることになります。例えば、人間の動作を学習させたロボットがオリンピックでメダルを取ることも良しとする、ということになります。

人間も学習して色々なことを成していますが、しかしそれは、人間が成すことだから人間の文化の継承に寄与するとして認められるものです。もちろん学習した人間も多大な努力をしています。

AI の問題は、人間の種としての能力の向上になんら寄与しないことです。無能な人間があたかも有能なようにふるまうチャンスが増えるだけで、人間の文化的資産を継承・強化することにはなんの役にもたちません。例えば絵なら、AI エンジニアがアルゴリズムの向上にいくら力を注いでも、人間の総力としての画力が向上するわけではない。先に挙げたロボットが金メダルを取る問題で、人間が開発したものにそれができたからといって、人間の身体能力が向上するわけではないのと同じです。

生成 AI を認めることは、人間以外のなにかに人権を認めることにほかなりません。しょせん AI が作るものは、すべて人間のこれまでの知的創造を換骨奪胎したもので、そこに人類が前進するための地道な努力はないのです。

学習を忍耐も自己犠牲もなく無限に続けられる機械に、ネット上に善意で公開されている数多の人間の成した行為を徹底して学習させその結果を出力するなら、そこに出来るのは人間の創作の努力が加わっていない、単なる違法コピーであるのは明らかです。それは、特定の創作物との類似性とは別の問題です。プログラムにはゼロから何かを作り出す意思はない、すなわち創作性がない。つまりその生成物は多かれ少なかれ剽窃ということです。

AI が人類にとって何らかの役に立つこともあると思います。しかしその学習素材は、そのように使われることを前提に別途作られたものであるべきです。ネット上のコンテンツを、著作権者への個別の了承なしに学習素材として使用することは著作権侵害と考えますし、そのような手法は人間の種としての前進・向上には何ら寄与しません。怠惰と傲慢を生む

だけです。

●受付番号 185001345000001163

素案 p 17 / 7 行目 / る「作風」を容易に模倣できてしまう、について現在の著作権法では作風や絵柄といったものは著作権では保護されないとされていますが、これは人間が創作を行ううえで必要以上に委縮することを防ぐ意味合いで制定されていると考えられています。

したがってこの条文は生成 AI でこれらを再現することを想定されておらず、この解釈を AI にも適用するべきではないと考えます。

実際に知的財産高等裁判所で専門委員に就いておられた ████████ 氏は、

30 条の 4 立方当時の文化庁次長中岡氏の発言を引用し、

権利者の著作物を学習データとしてその権利者風の絵を出力する AI を開発する行為は権利制限は適用されないとしています。

このことから 30 条の 4 は今の生成 AI のように特定の作家の作風を再現することを想定したものではないと考えられます。

しかしこのいわゆる過学習が違法であるという情報の周知が全くされないまま一年以上がたっしまい、

AI 利用者による様々な被害が報告され続けています。

例として、特定の作家の著作物を AI に学習させ、その生成物を元の作家と同じ市場で販売する行為や、

視聴者が元の作家を想定できる絵柄で、成人向けが禁止されている作品の成人向けイラストを生成しネットに放流する行為、

特にこの行為に関しては、作家の与り知らないところで信用を失い利益を害される可能性がありより悪質だと考えます。

更に絵柄の再現が合法であるとの認知をもった AI 利用者による作家本人への嫌がらせ、

例として「あなたの絵で稼がせてもらいました、餌の提供ありがとうございます。」「ローカルで動かす環境が整ったので規制がきても恐くないです。今までお疲れ様でした。」「学習を禁止するのは自由ですが従う義務はありません、嫌だったら投稿をやめてください。」等の攻撃的な発言が、主に AI に批判の声をあげたり AI 学習を拒否するイラストレーターに向けられてしまっています。

これらの発言は作風の再現が違法であるとの周知がないため継続的に行われており、向けられたイラストレーターの中には活動を行えなくなったかたもいます。

今のところこの作家性の再現技術の主な活用方法は犯罪や嫌がらせでしかなく、違法であると断言してもよい段階だと考えます。

また許可をとれば同様のことが行えるため、将来的な悪影響も全くないと考えられます。

人間が創作を行う際への悪影響についても、

AI への学習の際には 30 条の 4 適用外の複製、同一性保持権の侵害である改変が必要不可

欠であるため、

これらが必要ない人間の創作への悪影響は全くありません。

これ以上放置しても世論や権利者の反発が弱まることは絶対にはないと考えます。

被害を少しでも減らすために、早急に作家性の再現は違法であるとの周知をお願いいたします。

●受付番号 185001345000001164

5.各論点について(1)学習・開発段階(2)生成・利用段階

現状、イラストレーションなどのクリエイティブコンテンツを生成するための AI 学習は殆どが無許可で行われています。無差別なデータ搾取によってこれまで自らの手でクリエイティブを生み出してきた方々が多大な精神的不安を抱えるだけでなく、搾取側からの攻撃により人命にまで影響を及ぼす可能性もないとは言いきれません。

また、AI 学習によるデータ側(クリエイター側)と搾取側(AI 使用者)の利益が不平等であり、搾取側の悪用によってクリエイター側が更に不利益を被っているのが現状です。

日本を代表するアニメ・漫画コンテンツについても、既にこれまで海賊版 DVD や違法グッズ、「漫画村」などのコンテンツ被害が多く出ている中、AI はそれらを更に助長させるツールになると考えます。

そのため、データ元に対し無許可のデータ学習を禁止する、生成物の配布・販売を禁止することを望みます。

(3)生成物の著作権について

AI で作成された作品はデータ元との判別が困難であり、また学習情報の開示も信憑性などの問題があります。

AI 生成物に対し著作権を認めてしまうと、クリエイター側の著作権や名誉を毀損する危険性があります。

実際に、クリエイター側が意図していない作品をデータ学習で生成し、残酷な描写などを加えたことで

クリエイターやコンテンツ消費者に不快感・精神的苦痛を与えた事例もあります。

●受付番号 185001345000001165

昨今における生成 AI の使用について、企業から一般人まで幅広く簡単に利用できるようになったことで、さまざまな問題が出てきており、私個人としては現状のような AI 仕様に反対しています。

AI を用いたクリエイターとありますが、それらのほとんどは許可なく多数の音声、写真やイラストなどを含む作品を学習した上で作られたものであり、現状の法律では著作権の侵害にあらずともこれまでのクリエイター達の活動に著しく影響をもたらしています。

声優や俳優として活躍する方々を学習し、一般の方が誰でも使えるようになったとして、ディープフェイクと言われるような作品に使用された場合、それが成人向けコンテンツや過激で暴力的思想を広げるために利用されないとはいえません。

たとえ規制されるとしても、現在の SNS などに一度公開されてしまえば身に覚えのないデジタルタトゥーとなり得ます。

それは芸能活動だけではなく、一般人にも被害が考えられることであり、これまでのような学習に対して対策をとらなければいじめ等にも利用されるでしょう。

実際、クラスの写真やアルバム以外に、直接撮影した顔写真とグラビア写真などを合成しまるで当人が裸になっているかのような画像をいじめを目的に拡散する行為は、悲しいことにこれまでもありましたが、AI を活用することでより簡単に作れてしまいます。

イラストについても同等で、現在生成 AI を利用することで、特定の作家のイラストを学習し生成することで自殺を促すようなイラスト、暴力的で過激であるものなど、AI と気づかない人から見れば学習元の作家が過激なイラストを描いているように思ってしまう画像を公開している人達があります。

また、そういった活動を芸術的な観点などからではなく、嫌がらせを目的に行っている人々がいるのも現状です。

私が目撃したものだと、AI の使用が禁止されているサイトでイラストを販売する者、特定の作家のイラストを許可無く学習に使用し、その作家の名前を掲げイラストを販売する者、学習元の作家から辞めるように注意されるとネットでの執拗な嫌がらせ、いじめへと発展させる者など、はたしてそれはクリエイターと言えるのでしょうか。

そして、上記の様々な問題は人々を活動の道から遠ざけ、AI にとっても学習元がなくなり、これまでのクリエイターの未来も、AI の未来も両方閉ざしてしまう事になります。現在の日本の対応はどうみても、クリエイターの未来を考えたものとは思えません。

対策のために、ソフト使用者は学習したデータの公開、および学習元に許可をとった上で生成など、現状の AI を活かしつつ活動する事を義務付ける事や、

AI で生成された画像や映像を本物だと誤解しないよう特定のマークの表示義務付けるなど、激しく規制せずとも双方の発展を望める対策があると考えられます。

現在の日本は AI にとっても寛容でした。その姿勢は未来に革新的な技術を生み出していくは

ずでした。しかし、昨今の国の対応、AI 使用者には看過できないものがあります。
どうか、正しく規制し、これまでの日本のクリエイターの未来を守ってほしいです。

●受付番号 185001345000001166

根本的に AI 生成で作られたもののほとんどは「著作権のあるオリジナル作品」を「無断で」取り込み学習した結果であると認識しております。

著作権を侵害され、無断で学習に使われたオリジナル作品がありながら、それを無視したまま AI 生成作品に関して著作権を考えるのは早計かと存じます。

●受付番号 185001345000001167

許可も取らず、無断で他人のデータを読み込ませることを法律的に OK にするのはやめてほしい

なぜならこれはイラストに限らず写真など取り込ませることができることで、現実にいる人間が被害に受けるからです

実際海外では有名な俳優がディープフェイクの動画を投稿されて被害を受けています

最近では総理のフェイク動画などもありました

なりすましが非常に安易になる技術であり、ビビットアーミーというゲーム広告に AI が使われ、イラストレーターの方が精神的苦痛を味わっています

これらは全て俳優やイラストレーター達の頑張りを横から掠め取る行為であり、得をするのは転売屋と同じく目先の利益にしか目がいかない人たちだけです

良い演技、良いイラストを努力して手に入れてもすぐにデータを抜かれて適当な素材扱いされるのを見て、俳優をやりたいイラストレーターになりたいと新しく出てくる人はいなくなっていくでしょう

先細りで未来のない状況になってしまいます

俳優やイラストレーターに限らず、一般の人がコラ画像のように裸の写真に自分の顔を貼られるなどの被害も出るでしょう

そしてそれは今までのものより遥かにコラ画像と分かりづらいものになり、やってもないのに裸の写真を投稿した変態というレッテルを貼られることになります

この先そういうことが確実にないと言えなくなります

現状でさえ、一部の企業で使われたデータセットが、何千もの児童性的虐待素材の画像を含んでいた事象もあり、既にひどいことは行われています

なのでもっと人に寄り添った形になることを望みます

●受付番号 185001345000001168

創作文化を奪うようなことはやめていただきたいです。

AI に自分の作品を盗まれて苦しんでいる方々を沢山見ました。何故被害を受けて苦しんでいる人がいるのに受け入れようとするんですか？

「学習データは切り貼りではないとされる」とありましたが AI が素材を取り込む時点で著作権侵害、無断転載、切り貼りしています。

自分の写真や作品を悪意ある生成 AI 利用者に無断で使用され性的描写、グロ、残酷描写に使われたら誹謗中傷のネタ、プライバシーの侵害、名誉毀損の被害に合う可能性があるのではないのでしょうか。

現時点で生成 AI を悪用している人間のほうが多いと感じています。それらを解決することの方が先ではないのでしょうか。今流通している生成 AI のほとんどは享受目的ありの例に該当しているのではないのでしょうか。あやふやな事のほうが多い案を通すのはやめていただきたいです。私達から創作文化、人権、著作権を奪わないで下さい。これらを守ってくれるのが文化庁だと思っています。

私は AI を受け入れるのは反対です。

●受付番号 185001345000001169

現職の商業漫画家として、画像生成 AI について匿名で意見を述べさせていただきます。

当方、漫画やイラストの制作過程において、画像生成 AI の使用しています。

SNS 上では「誰も AI なんて使っていない」という意見がありますが、使用しているものは皆公にしていなくても、使用している作家は少なからず存在しております。

この技術に対する否定的な見解が存在することは承知しておりますが、自身の作品に基づく AI モデル（例：Lora）の使用や、AI が生成したポーズや背景のスケッチとしての活用は問題ないと考えております。

問題と考えているのは、特定の作家の著作物を許可なく学習させて lora を作り、その作家の作風でそのまま発表したり不利益になるような活動する場合や、特定のキャラクターを学習させて、そのキャラクターを生成して発表する場合です。

特定の方が犠牲になるような事が起きる場合は、著作権的に問題にするべきだと思っています。

一般的に SNS では AI に反対する声が多いものの、デザイン業界などではアイデア創出の初期段階で既に画像生成 AI が用いられています。

完全な禁止策をもし取ったとして、短期的には害がないかもしれませんが、長期的には他国に比べてアニメや漫画産業が遅れを取る可能性が高いです。

既に画像生成が可能なソフトウェアが普及している中で、この技術を使わない選択は非現実的です。

中国等では今後迅速に漫画やアニメの制作が可能になるのに、日本が現在のまま非常に時間を要するようだと、この分野を目指す若者は確実に減少するでしょう。

もちろん、世界的に画像生成 AI が禁止される場合はその考え方もあり得ますが。

SNS 上の意見も重要ですが、この問題についてぜひ慎重な検討をお願いいたします。

●受付番号 185001345000001170

生成指示のための生成 AI への著作物の入力について、
現段階では同一、類似の生成物でなければ著作権法 第30条4に該当しないとありますが、そもそもとして著作物について生成 AI などのデータベースに用いる行為は、生成 AI の生成形質から鑑みて、翻案権や複製権、並びにその生成 AI が利用したデータベース、あるいは生成物に対し、元となるデータと同一、類似の生成物に用いられることは想像に容易く、著作物の公表について著作者の権利を害する可能性がある。

著作権は、著作物個々にその権利を行使できることから、生成 AI になりうるすべての著作物に対し、その利用是非については、私的利用の是非を問わず、予め生成 AI への利用について、著作者人格権の一環として許諾されたもののみとすべきではないだろうか。

この場合、著作権の私的利用の原則についての議論があるとは思われるが、そもそも著作物を生成 AI への学習、解析などの目的で利用する時点で、複製権の侵害が発生するおそれが高い一方、今日では一度インターネットを含めた電磁記録についてその利用や拡散の抑止は技術的に困難であると考えられる。これはデジタルタトゥーなる言葉がある点でも明らかであり、また、コンピュータ技術の点からいって、著作者がその利用全てを検知することは実質化不可能である。

不可能あることは素案に含まれている海賊版の存在でも明らかである。

これらを防ぐためには、予め生成 AI の利用するデータについては、その利用是非を著作物事に問う形が現状では限界であると考ええる。

しかしながら、利用について都度著作者に問うことは生成 AI 技術の発展を阻害する可能所為が高い。これを防ぐために、公的に、著作物については、生成 AI への利用を許諾する場合、利用を拒絶する場合について、簡便に生成 AI 開発者、利用者が判別可能であるように努力義務を設け、更には、現存しているロボット検索避け等のタグなどがあるものは、生成 AI への利用対象外にするなど、公開方法に応じて是非が判別可能となるような指針について定めていくことを提唱する。この方式であれば、個人の発信先が特定の宛先に限定して公開したものや、私信などについて生成 AI の活用を抑止することも期待できる。

また、当然に国外については、別個の思想が生まれる可能性がある。

この場合についても、日本国での利用が想定されるもの、すなわち日本語に適応したもので、著作性のあるものについては、適応されるものとするよう、要求を行う方法をご検討いただきたい。

他にも、生成 AI で遠くない未来において可能となるであろう技術に、個人の外見を含む身体情報と、個人情報との紐づけがある。

このような情報の生成については、個人情報保護法の侵害だけでなく、犯罪の重大な温床となりかねない。

これを防ぐには、生成 AI の生成物に対し、その生成 AI の制作者（会社）、生成 AI を利用

して別のシステム等を生成するものは、予め個人情報を生成する質問等は、生成 AI に判断させられないよう予防措置をとることを義務付け、また生成 AI の利用データには個人を特定可能とする要素を用いてはならない等の制約を課す必要があると考える。

特に、昨今個人が撮影した画像や動画、情報の投稿については殆ど個人の善意性に委ねられている部分が多いことから、制作、管理、利用について、技術が追いつくまでは、その可能性を防止することがインターネットが関係する以上、不可欠であると考ええる。

加えて、生成 AI のみに議論の中心が置かれていることは必然であるが、そのもととなるデータの多くは、生成 AI のものではなく、人間が作ったものであることが多いことから、ネットリテラシーや著作権について、幼少期より識字同様に教育していくこと、またすでに卒業している多くの成人についても、各メディアと協力し、育成が必要である点についてもご検討いただきたい。

●受付番号 185001345000001171

4. 関係者からの様々な懸念の声について

4 AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながること

上記項目の創作活動の萎縮に繋がる点に対して、著作権とは違った観点から懸念があります。

AI は短時間で大量に、作風を有しながら一定の完成度を担保する完全に一致しない程度の画像を生成することが可能であり、その数は生成する人間の数によってねずみ算式に増えていきます。

大量の似た生成物を目にすることで消費者は飽き、その作風への信頼性と価値が低下することが考えられ、これは特に芸術分野において、SNS や広告で既に起きている問題です。

現在でも「流行」という形で方向性が類似することはありますが、画像を人間の手で作成するには一定の時間・技術・労力が必要なため、AI での生成とは頻度が大きく異なります。

作風が陳腐化し飽きられる頻度も、従来の流行り廃りのサイクルとは比べ物にならない速度であるため、AI の「価値の消費」による創作活動への損害は危惧せざるを得ません。

具体的な損害が見えづらい「避ける形をとらざるを得ない、対応できた事業者が生き残る」という問題は現状でも少なくありませんが、本件は特に人と AI の学習・出力速度を十分に鑑みて、より慎重な立案を求めます。

●受付番号 185001345000001172

AIには反対です。著作権以外に多くのクリエイターの仕事が奪われます。

クリエイターの中には普通に働くことのできない人たちも多いです。

その人たち全員が生活保護になったとして国は面倒をみてくれるのですか？

クリエイター業じゃなくとも多くの仕事が奪われ働けなくなった人たちの生活保護やそのお金を国は出せるのですか？

また著作権などガン無視の中国や諸外国に日本が唯一世界に輸出できるアニメ、漫画が奪われて外資を稼ぐこともできなくなりますよ？

国内でも有名漫画家を騙る詐欺などに使われるでしょう。素人の自分さえ思いつくのだから詐欺師などもっと悪い使い方を思いつくでしょう。法整備も処罰まともに運用できないのに国をあげて推奨するなど愚策としか言いようがありません

私は日本でAIを運用するのに反対です。

●受付番号 185001345000001173

今回の案件に対して個人的にかなり危機感をもったので意見をあげさせていただきます。基本的に AI の学習先というのはインターネットに存在している画像や写真、イラストから学習しています。そしてその学習元の画像やイラストにはそれぞれの創作物やその人の生活などの多様性があるからこそ成り立っています。

ですが AI による生成はこれまでに築き上げた創作物の文化の全ての成り立ちそのものを AI に大量生成されたもので埋め尽くされ、個人個人の創作物文化を凡庸なものにして文字通りに破壊してしまいます。イラストに関しては創作する人の絵柄を模倣した AI 生成画像が悪意をもった形で生成される様な問題が相次いでおり二次創作はおろか、一次創作ですら非常に危機的な状況です。

更に、写真から生成した物もとても危険で、ブログや SNS に載った画像を AI に読み取らせ、悪質な生成画像の販売や、脅しの道具として実際にまかり通っているのが現状です。

その他にも様々な生成 AI による問題が相次いでおり、我々は創作物文化における生成 AI の存在について異議を唱えること、及び生成 AI の全面的な規制が必要だと感じました。

最後に、この世の中には AI を活用してより良い社会に向かって着実に進歩していると同時に、AI によって今まで出来ていた事、気にしなくてもよかったことが段々と出来なくなり、AI のせいで不便になってゆくこともあるのだと知ってほしいです。

●受付番号 185001345000001174

AI に関しては全面的に反対です

絵で食べている人がこの世には沢山います

AI が絵師の代替えになってしまったら失業者が出ます

そして日本のサブカルは破壊されます

スポーツは競技人口を増やす事を第一に考えますよね

沢山のの人に周知してもらおうと身体能力の高い人気選手が生まれ、競技自体の人気も高まります

野球はセ・パリーグやメジャーがあり二軍や商業団体、草野球等があります

競技者だけでなく観戦だけする人も沢山いますね

サブカルもそうです 少ないトップがいて大多数の絵描きがいて見て楽しむ人たちがいます

ですが野球で人間とロボットが同時に競技をする事を正式にしようという話は上がりません

分かりきった話だから誰も言いませんよね

人間が車並みに走れる事も、500km の球を投げる事もできません 毎回機械が勝ち続けます

そんな競技見ててハラハラもドキドキもしません 勝敗が分かりきっているのですから

面白いのは特番くらいです 面白くないから見ない、やらない。結果競技自体が廃れます

AI も数十枚の絵を学習したら人間ではできないスピードで出力します

絵を描かない大多数の人は AI かどうかの識別の仕方がわかりません。技術が進みサブカル好きでも騙されることがあります

そして AI 絵が目立ちそちらしか見られない発注されない様になると多くの絵描きは筆を折る人が続出するでしょう

暫くは AI 絵だけでもいいかもしれませぬ

ですが絵柄にもファッションや野球の戦術の様に流行り廃りがあります

飽きられたら新しいものと思うでしょう。でもそこに新しいものを生み出せるものはあ

りませぬ AI は新しいものを生み出せないからです

そうすると野球と一緒に廃れます

だから AI を創作物で活用するのは反対です

●受付番号 185001345000001175

生成物には必ずウォーターマーク等を必須にするべき

無断転載と無断学習を容認すれば著作者に与える損失もあればディープフェイクも蔓延り

情報社会である現代において非常に悪手であると考え

●受付番号 185001345000001176

人の絵を無断で AI に学習させることは窃盗と同じ事、だと考えます。

大切に作り上げたその絵柄で報酬を貰っている人がいます。つまり商品です。

趣味で絵を描いている人もインターネットに公開する事によりその絵を買ってもらえるかもしれない、お仕事をもたらえるかもしれない、商品になりえる。そういう時代になっているのです。

人のものを盗ったら泥棒です。

泥棒を大切に保護する案には反対です。

どうかもう少し、0 から創る側の事も考えてください。

●受付番号 185001345000001177

絵描き兼 AI 生成を行っていて法知識もございません。

※前文として言いたいのは、今 AI 反対派が沢山の意見をこちらに送っていると思いますが、はっきり言って AI 反対派の言ってる問題などは現行法で 99% 対処出来ます。その為規制を作る必要は現状ございません。(裁判も起こさずに新しい法律を作れと言ってるのがおかしいです)

また沢山意見がきてると言えど、それは一部の人間の発言に過ぎず、大半の一般人は AI を使用しており、有名なところで言うと ██████████ ██████████ ██████████ で生成 AI を使用した動画なども上がっていたりします。

一般ユーザーの中にも動画や写真の加工による AI 技術を使用してる者は圧倒的に反対派よりも多いです。(tiktok、Instagram 参照)

『日本全体の一般的な考えの人は、AI を受け入れられてる』と認知するようお願いします。

X 上で AI 反対派がここに投稿しまくるよう騒ぎ立ててますので、騒いでるのはあくまでも一部の人等です (クレーマーと同じです)。

サイレントマジョリティであり一般の人等の意見ではなく偏った意見です。

●AI と著作権についてですが、生成 AI のシステム上『生成 AI 単体での作品に著作権を与えるのは難しい』と思われまます。

それというのも不特定多数の人間が同じソフトを使って勝手に AI が画像なり文章なりを生成した際、類似した作品が出来上がる可能性が否定しきれないからです。

特に学習元のデータの数が少ないと、同じような画像が生成されたりする可能性が非常に高くなるという事象もあります。

もし AI に著作権を与えたら『著作権侵害の故意性』が必須になるかと思われまます。

そうでないとプログラムで大量に生成 AI で作った作品を投稿してる人等が、一方的に AI の著作権を所持することになります。

しかし故意性と言っても裁判などのトラブルを起こす可能性が非常に高い為、現状 AI 単体での作品に対しての著作権は与えない方が良いと思われまます。

現状の『AI で生成したものに対して何かしらの加筆したもの』に一部著作権を与えるという法律にした方がよいと思われまます。しかしこれにも問題はあります。

画像生成 AI で作ったものであれば、画像自体には著作権は与えられないといったルールが必要です。

ただ問題なのは『AI のシステムを利用して 1 から作った作品』です。

AI のシステムを利用して 1 から作った作品などは画像そのものに著作権を与える必要がありますが、全て AI で作った作品と AI のシステムを利用して 1 から作った作品の区別をする手段がないことです。

結論を言うと

- ・ AI 単体で作った作品の著作権を与えるのは不可能。
- ・ 著作権を与えたとしたら、生成物の『●%以上が独自で作ったもの』の立証が必要。

【例、

画像単体、文章単体では AI 生成率 100% の為著作権は認められない。

画像は AI、文章は全て手書き → AI 生成率 50% の為著作権を認める。

画像を AI で作成、手などを修正 → AI 生成率 99% の為著作権は認められない。

構図をデザイン → i2i で AI 生成 → AI 生成率 85% の為著作権は認められない。

構図をデザイン → i2i で AI 生成 → 線画に起こし着色をする → 生成率 20% の為著作権を認める。

】

※立証責任は製作者。

という形にする必要があると思われます。

●AI を悪用した権利侵害に対して。

LORA などを利用した肖像権や著作権の侵害に対してですが、AI 云々に限らず最近 SNS での肖像権の侵害が目立ちます。その為、肖像権の侵害を民法だけではなく刑法での罰則も用意する必要があると思われます。

著作権侵害に関しましては AI のシステム上『モデル』『LORA』がブラックボックスになっており【客観的に著作権の侵害をされているという立証は不可能】です。

仮にこれは新しい法律を作っても同じことで、立証が出来ないものに対して新しい規制を作っても無意味になります。

寧ろそういった人間の所為で日本の AI 技術の発展の阻害になるので、現状では法改正の必要はありません。

『特定の絵描きの絵柄を利用した LORA』に関しましては現行の法律でも著作権侵害に当たりますので『使用してるという立証をどうするか』という問題であり『新しい規制を作る』という問題ではございません。

絵柄に関しましては著作権は存在しませんが、その絵描きの画風になるということはその『LORA』に絵を使われてるということになります。

画像にも『プロンプト』のデータが残りますので、著作権者が刑事告訴するなりすれば解決する問題です。

既に違法ですので新たに法律を作る必要性は皆無です。

●受付番号 185001345000001178

パブリックコメントの収集と整理、今後に向けた議論の準備お疲れ様です。

業務でも私用でも生成 AI を活用している身として、以下意見提出させていただきます。

1. 生成 AI（特に画像生成分野）において、生成 AI の仕組みおよび著作権法について、余りにも批判者の知識不足、理解不足が酷く、議論のスタートラインに立てていません。文化庁は著作権の理解促進を図っていますが、私の SNS で観測する限りでは、「生成 AI を支持している」との偏見から、文化庁やその他生成 AI と著作権に係るシンポジウム動画の視聴および資料閲覧を拒絶しています。このような状況では、生成 AI に議論自体が成り立たないため、「読まない人に読ませる」ことが必要になるかと思われます。

2. 上記の画像生成分野における批判者は、100%が翻訳 AI を問題視せず、しかしながらそれがもたらす利益を享受しています。生成 AI 批判者はこのようなダブルスタンダード性を持っているため、円滑な議論は期待できず、事実感情論でしか主張をしていないため、著作権法や AI の仕組みに基づいた議論は不可能と言えます。今後の議論では、陰謀論対策に類する方法で丹念に説明を重ねる事が重要になるかと思われます。

3. 「AI と著作権に関する考え方について」の素案は概ね説明は十分かと思えます。上記の批判者はそもそも読んでいないということが最大の問題ではありますが、生成 AI と著作権に係る課題と法律上の説明について、網羅されているため、参考になるかと思えます。従前から著作権侵害についてどの法律で対応可能と言った思考実験をしておりましたが、素案の内容はその回答として役割を果たしておりました。

4. 上記のような画像生成分野の批判者、特にイラストレーターは「学習元へのリスペクトがない」「何を参考にしたか不透明なことが問題」と口をそろえて批判していますが、当の批判者を含めたイラストレーターの作品において、作成上の学習元や参考元は一切記載されておらず、透明性が全く担保されておりません。当方の考えでは、論文や記事における「引用」が生成 AI の学習に類するものとして説明できるのではないかと考えておりますので、批判者への理解促進のため、ご検討いただけますと幸いです。構造としては以下となります。

【生成 AI】

- ・学習元の許諾および報酬支払は不要
- ・学習結果を基に新規出力する
→学習元そのままは著作権違反に抵触

【引用】

- ・引用元の許諾および報酬支払は不要
- ・引用を用いながら持論を新規作成する
→引用元そのままは著作権違反に抵触

5. 生成 AI を用いた効率化促進が期待される一方、企業は上記のような人たちによる攻撃を

恐れて使用に踏み切れない面があります。ガイドライン発行時には、生成 AI を用いても直ちに著作権違反にはならないことを公布し、安心感を持たせてください。例えば、納品者が生成 AI を用いていたとしても、「チェックリスト上で生成 AI の出力時に意図的に違反となる行為を実施していない事の証明（プロンプトやログ提出等）」のチェック項目を整備するなど（労働安全衛生法では厚生労働省がチェックリストを公表していますので、そのような対応をいただければと企業側も安心できます）。

●受付番号 185001345000001179

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている

特定のイラストレーターの作品のみを学習させた LoRA においてはそのイラストレーターに酷似した生成物から学習先を客観的に特定することは可能かと思えます。

ですが複数大量に様々なイラストデータを学習させた LoRA において混ぜこぜになり生成された生成物から個人を特定出来ない状況があります。

そういったものに対する著作権の有無について、大量のデータで薄めるようなやり方で一つ一つの著作権が証明できなくなるようなことは大きな問題です。

そしてそれ以前の段階で「AI 開発・学習に無断で利用される」こと自体の発覚が困難であることを気にしています。

データセットが解析され無断学習されたイラストレーターのリストが第三者によって公開された例もありますが、現状大小さまざまな無許可 LoRA が作成され続けている現状では極稀な例でしかありません。

企業作成 LoRA、個人作成 LoRA どちらについてもどのように誰によってどれだけの数どのような場所で作成されているかの現状について文化庁及び検討委員会、公の機関にて実態把握をする必要があると考えて居ます。

最終的に法整備をして頂きたいと思っているからです。

制作者の匿名性秘匿性の高い個人作成 LoRA について、責任の所在が曖昧になってしまうことから特に懸念をしています。

LoRA 作成を補助するアプリケーションもインターネット上で配布されていることが検索から確認ができます。

コミックスの違法アップローダーとして問題になった漫画村のような形をとった無許可の LoRA アップローダーサイトも存在します。

法整備を含めた検討については時間を要することを理解しておりますが、現状無法状態でデータ集積が行われ続けており無許可のデータも著作権を侵害されているデータも含まれており歯痒く感じております。

このような環境下で成長した AI 技術について疑問を感じざるを得ません。

またイラストレーターの視点から現状の著作権侵害について曖昧な AI 技術を商用作品に利用するという事は出来ません。

何が学習されているかわからないものが殆どだからです。

その生成 AI が著作権を侵害している物だった場合、使用者が責任を問われるからでそのような責任を個人が負える訳もなく使わないし使える訳もないです。

生成 AI についてはまず何より透明性が求められると考えます。

具体例を示しますと、著作権を侵害する学習は許されませんし、学習許可のないものを学

習することは許されませんし、学習したデータは全て誰でも閲覧出来る状態で明示されなければならないと考えます。

インターネット上から集積するデータについても著作者が禁止してもウェブサイト運営者が禁止しても問答無用に集積されてしまう、出来てしまいます。

AI 学習目的のダウンロードもそれを学習材料とした LoRA のアップロードも禁止や規制する法律も方法も止めてもらう手立てもないからです。

違法アップロードが無くならず法律によってしか規制出来ないことと同じです。

このような状況を鑑みてもインターネット上から著作権を有するデータを集積学習する行為について法規定を設け制限することが必要と考えます。

AI 学習を許可していない著作物や AI 学習目的でのデータ集積を許可していないウェブサイトからの学習が発覚した LoRA 製作者、LoRA 配布者については著作権侵害とし罰則を設けるべきと考えます。

また上記のような LoRA を使用した者に対しての罰則についても議論をして頂きたいです。著作権侵害をした LoRA とは「知らなかった場合」と「知っていたけど知らないふりをしていた場合」の線引きについては難しい問題になります。

知らずに利用して違法行為とされてしまったということはとても恐ろしいですから、繰り返しになりますがどのようなデータを学習しているか全て 100%公開されていなければならないと思います。

ブラックボックスでは意味がありません。

生成 AI につきまして著作物を所有、制作している身としまして非常に懸念をしておりますし規制が必要だと強く感じています。

以上が当方の提出意見になります。

文化庁著作権課及びこれらの検討に関わる皆様におかれましてはどうぞご検討ご尽力頂けますようよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000001180

(1) 学習・開発段階

無断学習による著作物の無断利用による搾取は世界中で大きな問題になっており、生成 AI が世に出始めた 1 年半前と比べても受け入れられるどころか日が増すごとに反発が強くなっています。

スクレイピングによる無断学習は海賊版や児童ポルノまで学習していることがわかっており、現状の無断学習前提の生成 AI では社会の合意が得られるのは無理だと思われます。

EU の AI 法や米国や英国での訴訟などの動きをみるに、これらは将来的に規制される可能性が非常に高く日本も海外の動向に注目し合わせるべきです。

画像生成 AI の訓練に「児童ポルノ」が使用されていたことが発覚

<https://forbesjapan.com/articles/detail/68355>

米 NY タイムズ、OpenAI を提訴 記事流用で数千億円損害

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN27CXP0X21C23A2000000/>

ハリウッド・ストライキの本質、「AI によるスキル収奪」への抵抗

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/02575/111400007/>

(2) 生成・利用段階

意図せず著作権画像が出力される

映画などの画像がほぼそのまま出力される

こんなにデータセットが汚染されているには仕事で使うには危険すぎます。

素案 3. 生成 AI の技術的な背景について (ウ) 生成 AI が生成物を生成する機序の概略にて「通常、学習データの切り貼りではないとされる」

と、ありますがこの様な複雑で類似性の高い画像が複数出力されている時点で復元が行われていることは明白です。確実に著作物の復元合成が行われるシステムにも関わらず、分かりずらくして市場で競合しても合法などそんなことまかり通るはずがありません。

(3) 生成物の著作物性について

人間が作ったものでない生成物の著作権などみとめられるはずありません。

すでに米国での判例も出ており人間が創った部分にのみ著作権が認められたようです。

プロンプトの長い短いなど一切関係がありません。

米国著作権局 2023 年 9 月レターより

<https://www.nozomisogo.gr.jp/newsletter/9872>

(4) その他の論点について

画像生成 AI を使い自殺教唆

AI には原子力が必要、OpenAI の CEO がダボス会議で提言

<https://www.gizmodo.jp/2024/01/sam-altman-openai-davos-wef-ai-needs-to-go-nuclear.html>

英語圏での生成 AI に対する嫌悪感



●受付番号 185001345000001181

文章中にデータの切り貼りは認めない旨の文がありましたが、そちらが切り貼りでできています。その時点で説得力が感じられません。

●受付番号 185001345000001182

ページと項目などを記載した上で、ご意見や不明だと感じた点や検討いただきたい部分をまとめました。読んでいただけますと幸いです。

【2.検討の前提として】

4p ア 著作権法で保護される著作物の範囲

ここに、単なる事実やデータにとどまるもの、誰が表現しても同じ様なものとなるありふれた表現は

著作物に該当せず、著作権法の保護対象に含まれないと明記されております。

この誰が表現しても同じ様なものとなるというのは、

データに全く同じ命令を出して出力される AI 生成物にも言えるのではないのでしょうか？

他の方が同じ命令を同じ AI 生成ツールで行なった場合に全く同じ様なものが出力されます。

この場合には「思想又は感情を創作的に表現したもの」になり得ないのではないのでしょうか？

Q1,生成 AI 物=著作権はないものという言い切りは逆にどうして言い切れないのでしょうか？

著作権法で保護される著作物の範囲から出たものと言えます。

冷凍食品（誰がそれを調理しても同じになるもの）を電子レンジで解凍して料理人としての権利があると

言っているのと同じと言えます。

5p ウ 権利制限規定の考え方

ここに書かれている、権利の利用制限内にある営利を目的としない上演などとありますが、AI 生成物は現在営利目的で使用されていて、元のデータセット内（学習出力許可をしていない）

クリエイターの権利を侵害している現状であります。間違いなく権利者の許諾を得て行う必要がある原則

から違反しております。

8p イ 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為について

この法律自体がデジタル上で複製可能な時代にできたものではないので、

これを OK にしてしまうと著作権者の利益を通常に害していない判断をするには無理があるものだと思います。

【3.生成 AI の技術的な背景について】

15p 著作物の市場に大きな影響を与えないものについて個々の承諾を不要とすることがあった

個々の影響が集まった上で、市場に大きな影響になるので

これだと大企業以外のクリエイターの声に関しては無視しても問題ないとする
伝えられている状況でしょうか？

17p 学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であると

評価されない場合には、享受目的が並存しない

とありますが、目的でないと言えばOKという風になってしまわないでしょうか？

こちらが非常に不安です。

19.20p【著作者の利益を不当に害することとなる場合について】

こちらの項目に書かれている部分は2.検討の前提として(1)の中にあるAIを使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しない様に留意するとあるのに、留意できておりません。

AI生成物を既存の著作権の法律内の「著作物」に区分する事自体が誤りだと思います。

大量生成が著作者の利益を不当に害することになる場合に該当し得ない場合には、ほとんどの場合が認可されるという事になります。

前提の法律も簡易に大量生成されることを考えて作成されたものではなく、明らかに新規に取り決める必要があるものです。

大量生成は市場の崩壊を招き、クリエイターに対する文化を荒廃させます。

当たり前ですが、お金をいくらでも刷って配ればお金の価値が下がるのと同様です。

似たものが無限に出力されそれを売られれば価値が下がるのです。

円安を経験している日本人なのにこの原理が分からない訳がないですよ？

決してこれは軽い影響ではありません。今後大きな影響になります。

文化庁は海外に向けても日本の「文化」を誇れるものにして強みにしていきたいのですよね？

解決策

AIとクリエイターの作品の決定的なわかる差を義務付ける法案を通して欲しいです。

生成物に画像であれば、右上、右下に「AI生成」と明記・表示義務を課して欲しいです。

(守らない場合の罰則を設けた上で)

現段階のクリエイター市場に「生成物」「クリエイターの創作物」が分からない状況がまずいのです。またこちらはフェイクニュースやディープフェイクなどによる被害者を救済する事もできます。

少なくともこちらを明記せずに販売などおこなっている状況ですので、

「詐欺罪」の様なものが横行しているものの、生成AIに関してしっかりとした取り決めがされていないからこそ、このような状況を生んでおります。

文化を守りたいと考えているのであれば、クリエイターにも寄り添うものに

してください。搾取や消費ではなくて、手を取り合う未来にして欲しいのです。

●受付番号 185001345000001183

今のイラスト生成 AI はクリエイターの邪魔にしかなってません。

簡単に悪用、なりすまし、商売の妨害、荒らし行為など誰でも手間をかけず、無責任にできしまう。(そうなる事案も SNS など複数目撃済み)

もしかしたら AI 利用者も知らずの間に無駄利用した元データのイラストを類似する物を出力する可能性だってあり、著作権侵害に繋がることもあります。

現状の法律では全くクリエイターたちに寄り添ってません、

それに AI イラスト見かける度に思うのですが、ほぼガチャのようなシステムに創作性があるとは思いません。

自分を含めた絵を描く人たちやイラストレーターたちも辛い思いをしています、クリエイターをもっと尊重してしっかり考慮してもらいたいです。

●受付番号 185001345000001184

AI と著作権について

イラストや文章など製作者の許可なく AI による学習、生成、またそれを販売することで利益を第三者が得るなど、製作者のみがリスクと不利益を被る今の状況はおかしすぎます。閉じた状態での AI 学習ならまだしも権利侵害が匿名でできる状況は禁止して欲しいです。

●受付番号 185001345000001185

AIの発展は従来の産業発展とほぼ同義のものであると考える。

また、問題となるイラスト等のクリエイティブ業界のみならず、農業等の一次産業でも役立つ可能性がある。

著作権に縛られて、人手を必要とする一次産業の人達が不利益を被らないようにしていただきたい。

●受付番号 185001345000001186

【項目名】

1. はじめに

個人的に **stable diffusion** の環境を構築してイラストを大量に出力した経験があります。～間の内容については、詳しくないため省かせていただきます。～

(4) その他の論点について

- ・ AI イラストによる市場飽和状態
- ・ 悪意のある人間が特定の個人への攻撃目的としたイラストの学習と出力
- ・ 市場に AI イラストが存在しているという不安
- ・ 市場にイラストを出した場合の不安
- ・ AI の品質について

上記について一つずつ解説いたします。

- ・ AI イラストによる市場飽和状態

AI イラストは大量の失敗作を通して良い作品を選ぶ必要があるとはいえ、誰でもそれなりの品質で作品を作ることができます。それにより、**Youtube** 上では既に AI イラストサムネイル/AI イラスト動画/AI 作成楽曲で作られた作業用 BGM 動画が大量にアップロードし始めております。これは **Youtube** に限らず、**Pixiv** や **Pinterest** でも AI イラストばかり表示され、本来見られるべき、見たい作品への障害物となっております。もしも、この流れが加速する場合、本来価値のある作品が見られる機会そのものが減ることになり、インプレッションという利益を失い、市場全体の士気の低下/崩壊につながる懸念があります。そしてそれは、今後学習するデータが市場に出なくなり、過去のクオリティしか生み出せない/ウロボロス化する未来に繋がります。この点が最も懸念している内容となります。

- ・ 悪意のある人間が特定の個人への攻撃目的としたイラストの学習と出力

このようにインターネット上で頻繁にこの問題が発生しており、AI よりも価値のある作品を生み出す人間が不利益を被っている現状を放置したままにしておくのはあまりにも理不尽な状況です。データが大量にあるにせよ、どのようなデータセットを用意して作られているのかの開示、またそのような行為を行う人間に対しての規制は必要かと考えます。

- ・ 市場に AI イラストが存在しているという不安

イラストを見る側の観点として、今まで純粋に良い・悪いと判断できた市場で「これは AI だろうか」とまず疑う必要が生まれました。なぜなら、イラストを見るという行為は、その人の絵を描く技術やストーリー、こだわりなどを感じ取って楽しむものだからです。その人との共感をする際、それが AI だと知ったときに今まで感じていたものがすべて AI が生み出したただの虚無であったとしたら、自分の感性がそれを見抜くことが出来ない程度の低能なことを実感します。この感情を生まないため、今まで以上に絵を細部までとこ

とん見る必要が生まれました。今までのように純粋に良いと思えなくなるのはとてもつらいです。そのため、そのイラストが AI を利用している場合は必ず AI という透かしや説明をする義務が作者にはあると考えます。

- ・市場にイラストを出した場合の不安

これはイラストに限らず、文章や音楽にも言えるかもしれませんが、市場に作品を投稿した場合、全世界から学習の対象にされていると思うと、市場に作品を投稿すること自体に不安を感じます。そのため、不可能かと思いますが絶対に学習されないシステムか、もしくは学習に対しての規制などの抑止力が必要と考えます。

- ・AI の品質について

そもそも創作は、様々な作品を見て、その歴史や背景や流行りを感じ取り作られていくものかと思います。過去を学習し、過去を生み出す AI には未来やトレンドに相応する作品を作る能力が欠如しております。目的の絵柄を作るためには目的に近い作品を学習する必要があります。自己学習し反芻できる形の AI も最近生まれておりますが、その場合でも、人間のように生身で、その目で世界に触れることが出来ない AI は、現実を理解しないまま歪な未来を想像することしか出来ないでしょう。そのような作品が真に人間が良いと思える作品を作ることが出来るでしょうか？道具は適材適所、作品に意味を見出すのは人間で、使いようではありますが、少なくとも現状は人が描いた人のための絵が最も良いものだと考えます。

6. 最後に

AI が出る前は、もっと人間が豊かになる道具だろうと思っていました。ChatGPT はとてもよく使っており有意に感じます。ですが現実はまだ純粋に良い物を創ろうとしているクリエイターが不利益を被り続けています。この状況は人にとっても、AI の将来にとっても良くありません。何かしらの規制をお願いいたします。

●受付番号 185001345000001187

絵は時間と経験で描かれた「所有者の財産」であり、他者の使用は依頼、購入、容認で成り立ちます。

ですが「生成 AI の法律がまだ無い」ことで、生成 AI による学習元イラストと酷似した生成物の無断投稿、販売が非常に多く横行しておりクリエイターや消費者が非常に困っている。

●受付番号 185001345000001188

生成 AI の学習というのは、技術の学習ではなく結果の盗用なので、それを私的な範囲を超えて利用すれば、確実に著作権違反になると考えます。

●受付番号 185001345000001189

無断で他人の著作物をデータ元として作られたAIが何故著作権侵害として罰せられていないばかりか、優遇されようとしているのでしょうか？断固反対です

●受付番号 185001345000001190

生成 AI を利用して、守られるべき創作者の創造物を無断で利用しそれを自分の利益や承認欲求を満たすために使われてしまっている現状は、創作しようという人々の在り方を踏みにじるものであり許されるべきではないものと考えます。今一度法を整え創作者を守る体制を作り上げるべきではないでしょうか。また、無断で他者の創作物を利用する事を防ぐこともですが、創作物が生成 AI によって利用され利益が発生する場合もそれを元の創作者へ還元することも権利として保障するべきだと考えます。

●受付番号 185001345000001191

当方が日常的に利用している日本最大のイラストコミュニケーションサービス「pixiv」にて、極めて実物に近い生成 AI の児童ポルノが氾濫しています。

下記が pixiv にて「ロリ」「R18」で AI 検索した際にでてくる、極めて写真に近いイラストです。



他にも膨大な枚数が検出されており、運営の削除が追い付いていません。運営は生成 AI の R18 投稿が実際の児童ポルノをソースにしている事を知りながら放置し続けており、BBC 他海外でも問題視されています。

(下記ニュースサイト参照)

<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-66038728>

(BBC)

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2307/18/news097.html>

(ITmedia NEWS)

上記の件のみならず、FANBOX という pixiv と連携した支援サイトには会費を払った人間のみ閲覧できる非公開記事が存在し、そこで現実の児童ポルノ売買サイトに誘導されます。実在の児童が被害に遭っており、その顔や裸体・性器が生成 AI のデータ元にされているのは看過できません。

pixiv は一日数万規模のユーザーが訪れる為、本格的に法規制しないと事態がエスカレートします。

早急に取り締まってほしいです。

●受付番号 185001345000001192

現在利用されている生成 AI のデータセットはインターネット上から AI が蒐集してきた画像や音声から成り立っており、二次的な利用についてクリエイター・演者らの承認がなく、著作権を侵害しているものである。

また、海賊版サイトの画像、有料で販売されている素材やそのサンプル画像などを無断で学習している。

現状では生成 AI は著作権を侵害するだけの代物であり、議論する段階にない。

●受付番号 185001345000001193

AIが無闇矢鱈と0から1のアウトプットを行っている創作者や声優の技を盗んでいくことは、昔やこれから先の日本の文化のためにならないと思います。著作権はある程度のゆるさも必要ですが、様々なものが学習元に含まれているため、著作権の混乱を招くことも考えられます。(日本がOKでも海外では許可されていない等)

しかし、AIを取り入れたいお上の方々の意見も分かります。そこで、現在の著作権に追加する方向で死後50年経過した後、更新がない場合AI使用可能という方向にするのはいかがでしょうか。何故、ここまでAIを嫌がる人がいるかと言うのは、私の考えで恐縮ですが、自分の利益が損なわれるからかと考えられます。つまり、亡くなった後は、AIによって利益が出なくても困らないわけです。

これでしたら、精度の高いAIの開発の時間を稼ぎつつ、現在著作権元が期限切れを起こしている場合にはAIに使用可能です。

ご検討の程よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001194

AI がすべて悪いのではなく、AI を利用する者、AI を悪用する者がいることに対しても考えていかないといけないと思う

現にフェイク動画も当たり前になってきており、芸術など絵やイラストに限らず個人の写真からポルノ画像を生成しているものも多く出ている。

個人の写真と著作物が勝手に知らないところでそういうものに利用されているがAIとはわからず参考元の本人が作ったものと勘違いされてしまう問題も起こりうることです。

実際にイラストレーターの絵が許可も得ず学習され人に迷惑をかけるようなものを生成しているものもある。それこそ犯罪になりそうなものを平然と出していたりしているのである。もうこの段階で著作権とはなんだったのか疑問でしかない。

AI は人の仕事をなくすといわれているけどもそうではなく、AI を使う人が人の仕事や権利を奪っているように思えるのでクリエイターだけの問題ではないということを念頭に入れておいてほしい

今回は著作権に関する問題ではあるが、ここであいまいにしてしまったらこれから肖像権やもっともっと広く悪い方向へ進んでいくと思うので、なんのための著作権なのかを今一度考えてほしい。

生身の人間のための、著作権ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000001195

海外ではクリエイターを守る取り組みがなされているにも関わらず、日本はAIによるクリエイターへの搾取問題を放置していることに大変不快感を持っています。

確かにAIは大変便利なツールです。しっかりとルールを守ってみんなが利用すれば万能なお助けツールだと思います。ですが現在、悲しいことにAIでイラストなどを出力する方々はモラルを全く持ち合わせていないのがほとんどです。もちろん全員だとは言いません。努力で人気のイラストレーターになった方の作品を無断で学習させ、その人の絵柄で出力できるAIを販売する人などが沢山居ます。私は現在クリエイターを目指して日々勉強している学生です。初めは人が想像できないものを描くAIに好意的な考えを持っていましたが、学習元の分からないデータを使って出力した絵を自分が描きましたと発言するAI絵師(彼らは不思議なことに自分は全く何も描くという作業をしていないのにこう名乗ります。以前有名なクリエイター様がこの発言をご指摘なされた時我々は心で描いているなどと宣っておりました。)を見ておかしいんじゃないかと思うようになりました。何年何十年も努力を重ねて得た技術を、無断で学習に使われる悲しさは計り知れません。クリエイターになる夢も現在の日本の法律では、もし自分がこんな目にあつた時守ってくれないので努力することが全く無駄のように思えてきます。お願いですから私の夢を奪わないでください。しっかりと法律を整備して、クリエイターを守りAIとの共存できる社会にしてください。

●受付番号 185001345000001196

そもそも生成 AI に利用してもいい作品の基準はなんですか？

アマチュアだからですか？

世界に名高い作品じゃないからですか？

クールジャパンに関係ないならなんでも良いんですか？

そもそもクールジャパンは生成 AI なんて利用せず

頑張っって創作してきた人達の集大成ですよ？

それなのに

生成 AI に著作権なんて関係ないとかされて

ただの供物にされるとか酷くないですか？

絵を描いた事ありますか？

漫画を描いた事ありますか？

一度でもイラスト、漫画を描いた事があるなら

生成 AI の学習に利用されるのが

如何に嫌なことか分かるはずですよ。

生成 AI は盗作と一緒にです。

あなたが作った資料を盗作されているのと一緒にですよ。

●受付番号 185001345000001197

プロのイラストレーターの方が、悪意ある第三者によって画像生成 AI に作品を学習され、本人が絶対に描かないと仰っていた性的なイラストを出力される嫌がらせを受けているのを見ました。

画像生成 AI にプロのイラストレーターの方の絵柄を学習させて、嫌がらせやパトロンサイトで金銭を得る行為はたびたび見かけます。

そもそも著作権的にグレーどころか真っ黒な画像生成 AI には恐怖と危機感しか覚えません。チャット GTP ですら、著作権的には問題があると感じています。

生成 AI は長い間努力し、己の技量を磨いてきたクリエイターにとって、その成果物を横からかすめとる害悪でしかありません。

クリエイターA 単体の絵柄を模倣した画像生成 AI は著作権に引っかかるが、クリエイターA とクリエイターB の絵柄をミックスした画像生成 AI なら OK という話でもありません。クリエイターの著作権を守るためにも、著作権を無視した生成 AI の使用は禁ずるべきだと感じています。

●受付番号 185001345000001198

5. 各論点について

(4) その他の論点について

主に個人アーティストのイラストにおいての話ですが、著作権侵害にあたると著作者が考えても、法的な措置を取るための費用やかかる時間などの負担が障害になり実際に措置を取る事はほとんど無く、うやむやな状態で著作権を侵害していた側が雲隠れしてしまいはっきりとした解決に至れないことが少なくありません。

措置のために作品制作を止め生活に不安を持つことになるなら、うやむやな顛末や泣き寝入りになったとしても措置はしないという選択をしている方が多いと思います。

そんな状況で人の手で描かれる物と違い、技術の習熟も必要なく描画される速度も早く、より似た作風を模倣されてしまうようになると、著作者側の措置にかかる負担は現在と変わらないままでは、被害だけが今以上に急速に広がっていくのではないかという不安があります。

著作者が今より少しでも侵害への対応・措置がしやすいようになると良いと思っています。

●受付番号 185001345000001199

AIを創作物として扱うのは受け入れられません。

創作物というのは人間が何を思い、何を考えて作ったかの結果であり、その過程をすっとばして他者の創作物を踏み台に生成されたものを賞賛するのは間違っています

いわば陸上競技に車で新記録を打ち立てて喜んでいるようなものです。

そもそも画像生成に使われた創作物の権利はクリーンではなく、クリエイターの権利を侵害しています

●受付番号 185001345000001200

AI を介して出力されるデータの元は、個人の守られるべき著作権を含む作品です。それらの多くの作品は AI での学習及び使用を許可しておらず、現状無断で利用されることにより著作権を侵害され続けています。

望まずに著作権を侵害され続け、インターネット上で公開するという自由さえ脅かされています。

インターネット上での作品公開というものは、現代のアート展示方法と言って過言ではないでしょう。

少なくとも 20 年以上前から存在する、国から守られるべき文化です。

AI での無断盗用は無視できない問題となっており、その理由は芸術文化の衰退です。

本来時間と労を費やして築かれた技術は、創ろうとする人間がいることで存在するものだと思います。

そしてその技術は著作権を脅かされない表現者の自由により存在するものです。

時間と労を費やした作品を盗まれ、無断で意図しない表現として捻じ曲げられることに表現者は恐怖しています。

現在、無断で学習されたデータは AI 使用者が作品と称して販売しています。

その売上は本来還元されるべきところへ還元されず、不当に搾取され続けている現状です。

そのものの行為は転売と似ていますが構造は似て非なるものだと感じています。

AI は使用目的や使用する機関によっては人を助けるきっかけとなるでしょう。

医療や教育といった場で活躍しているのは周知です。

AI を使用することに対して今すぐルールを作るべきです。

間違った AI の使い方を見た人々が AI のそのものに頭ごなしに否定的になり、そういったきっかけさえも埋もれてしまいます。

AI の悪用を法で裁かないといけないときがきています。

法で裁くには法が必要です。

文化と本来還元されるべき表現者を国が保護してくれることを望んでいます。

●受付番号 185001345000001201

創作者の権利が守られていないため、反対します。

- ・生成 AI の学習ソースの提示を義務付けて、罰則をつけて下さい。
- ・学習ソースは著作権がないもの、著作権がきれたもの、著作者が許可をだしたものにすぎして下さい。
- ・許可なく学習ソースに使用された場合、罰金ならびに著作者に対して損害賠償を行う罰則をつけて下さい。

●受付番号 185001345000001202

生成 AI の商用利用を推進するような企業ばかりが意見として出ているため具体的な先見ができていないように思える。またこれまで発生した事案から生成 AI 関連でのトラブルは非常に多くクリエイターなどが多数の被害報告を出している。もっと日本は生成 AI に対して慎重に動くべきだ。クールジャパン言っておきながらどこのサイトから引っ張ってきたかわからない学習データをもとに生成した誰かに似たコンテンツに著作権を付与するべきではない。

●受付番号 185001345000001203

現在副業でイラストレーター業を行っている者です。

文書内にて規定されている「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」という制限は、残念ながら現在の状況においては悪意ある使い方に対しての抑止力としては殆ど機能をしていないと言わざるおえないと思います。

現在ネット上においては特定のイラストレーターを集中的に学習し、そのモデルを用いて生成したイラストの販売、明確に模倣元のイラストレーターへの嫌がらせ行為として生成イラストを使用する方、またイラスト等に限らず直近では実在する人物の肖像に対して悪意を持って生成 AI を使用する行為など、大きなものから小さなものまで数えていたらキリがないと考えております。

技術的に高いハードルがあった時代に比べ、こういった行為を行う人間がインターネット上では多く散見され、仮に一人のイラストレーターや肖像を使われてしまった人が悪意を持った人を訴えようにも、似たような人物が大量に現れてしまう昨今の状況では、とても個人での対処は不可能だと私は感じております。

また生成 AI を作る側としても、現状出回っている創作等に使われている生成 AI のモデルはそういった非倫理的使い方や学習方法に寄っているモノの方が多く、著作者に許諾を得ながら真面目に作っている企業や製作者側が不利を受ける図式になっているのも私としては問題であると考えております。

個人的には今の状態からもう少し、生成 AI の利用や制作、あるいはその生成物の使用用途等について今一步踏み込んだ規制や制限を設けて頂きたいと考えております。

●受付番号 185001345000001204

AI の技術自体は素晴らしいと思いますが、元になる技術や能力を持った人たちを守る準備が全く整っていないので、すごく不安です。

0 から 1 を作る努力とエネルギーを、合法で結果だけ奪い取れる時代にはなってほしありません。被害を訴えても、法律すら守ってくれない「楽しいんだからいいじゃん」「今儲かるからいいじゃん」なんて時代になったら終わりだと思います。AI を今の状態で押し進めたとき、未来をがどうなってしまうのかきちんと見据えてほしいです。

創作と想像する力を人から奪わないでください。

●受付番号 185001345000001205

4. 関係者からの様々な懸念の声について

X (旧 Twitter) や Instagram においては自ら制作したイラストや撮影した写真等を投稿する活動が盛んである。

単純に作品を見てほしい場合もあれば、知名度の向上をきっかけにプロになる場合もあり、またそれらの創作物に刺激を受けて自らも創作者も志すようになる者も数多く、将来のクリエイターを育む場として大いに奨励されうる活動である。

一方で他者が制作して投稿した作品を転載し自分が作ったと偽る嫌がらせや、無断で販売する行為も後をたたない。特に個人のクリエイターの場合は対抗できる手段が限られており泣き寝入りを選択することも少なくない。

たとえ営利目的の創作活動でなくとも、努力して技術を磨き制作したものを無断で使用されることは創作者にとって精神的に大きなショックを受けるものである。嫌がらせに耐えきれずネットに投稿した作品を全て削除し創作から引退してしまうケースも存在する。これらの行為は被害者本人だけでなく他の創作者やファンからも非難されるものであり、それは国内外問わず共通である。国内では「無断転載禁止」、国外では「Do not repost without permission」といった文言がプロフィールに記載されている場合が多く、なりすましの転載をしづらくするため画像にサインを入れることもある。

AI の学習素材として勝手に収集、使用されることに対しても同様に否定の意思を示す創作者は数多い。一方で、「AI というフィルターを通せば『全く同じもの』にはならないだろう」「AI に描き直させたものだから転載ではない」などという主張でもってこれを行う者も現れている。中には、商業クリエイターの作品を集中的に AI 学習させ、一般には同クリエイターの作品に見えるようなものを生成させて金銭を得ようとする者もいる。嫌がらせ目的にせよ、他者の成果物を盗用して利益を得ようとする目的にせよ、今までは著作権侵害で訴えられる可能性がなくもないとして自制していた者達が生成 AI の登場で水を得た魚のごとく活気付いている状況である。

直近では、世界的 IP である「ポケットモンスター」に登場するキャラクターに極めて類似したキャラクターが多数登場するゲーム作品が発売され国内外で大きな物議を醸している。この件に関して任天堂や株式会社ポケモンが何らかの措置を取るか現状は定かではないものの、もし仮に、AI というフィルターを通す、AI によって複数箇所から合成するなどしたものであれば知名度の高いキャラクターを権利元の許諾を得ることなく商業利用し放題という状況になれば、世界的な影響力を持った国産コンテンツであっても計り知れない打撃を受けることになる。

心血を注いで作り上げた作品を無断で使用されることは、相手が人間であれ AI であれ不快なものであり、創作活動の萎縮と衰退に直結する。AI 学習に使用されるものは元の創作者の許諾を得たものに限定されるべきである。また商業利用であれば、通常の使用と同等の

対価が権利元に支払われるべきである。その感情は創作者だけでなく多くの芸術ファンの間でも共有されている。人間の創作者が身を引き AI 生成物ばかりが出回るようになれば、短期的にはどうなろうと、長期的には創作の発展も復活も望めなくなる。AI を法で裁くことが出来ずとも使用する人間にはルールが必要である。

●受付番号 185001345000001206

イラストなどの元々著作権があるものをAIが取り込んだことによって発生する著作権侵害が多く見られます。創作物におけるAI推進は断固反対です。

●受付番号 185001345000001207

別にそのまま進めてもらってかまいません。
私は作家ですが作家やめればいいだけの話です。

●受付番号 185001345000001208

生成 AI は学習元作家への許可制が義務になるべきだと考えてます。

●受付番号 185001345000001209

「4.懸念の声について」の「クリエイターが仕事を奪われるのではないか」の点についての意見です。

生成AIの学習元データを生み出しているクリエイターにフリーランスが多いことには理由があります。

営利を追求する企業とクリエイターの目的は違います。

クリエイターの目的にはかなりの部分、芸術的方向性が含まれます。

営利企業の下にあって命令に従っては、思ったような表現ができません。

この性質は時代によって変化しないものと思います。

クリエイターは企業から受ける依頼に対し、常に芸術と営利の間で揺れ動きながら妥協点を探してきました。

自分はこの成果物が世界でクールジャパンと呼ばれているものであると信じています。

生成AIを使うのが営利企業となったとき、クールジャパンを売り込むべき海外の人々は、芸術性の不足を見抜くのではないのでしょうか。

わが国のクリエイターにとって、海外と言う市場から見放されるとしたら、それは非常な痛手です。

AIによる生成にも、人間のオペレーターがいる以上、創造性はあります。

国には、オペレーターの育成とともに、従来のクリエイターの利益を保護して欲しいと思っています。

●受付番号 185001345000001210

著作権者の経済的利益を不当に害するだけでなく、創作という文化、国にとっても重要であるはずの資源の破壊に繋がる危険性があるため撤廃してください。

●受付番号 185001345000001211

声優さん、俳優さん、イラストレーターさん、アニメーター、多くのクリエイターの仕事を不名誉な形で奪っています。

場合によってはアンチがゲーム感覚で本人を攻撃するために AI を利用するでしょう。

政治家も企業の重役も、それは困るのではありませんか？

自分には敵なんていないと思っていますか？

AI の使用には厳重なルールと罰則が必要です。これは絶対に必要不可欠です。

あなたたちがクールジャパンと持ち上げたコンテンツですよ。

今後も海外とのパイプ役として仕事が続くように国が保護すべきです。

日本に古くから伝わる文化も同様に保護しましょうね。

日本人なのに日本の文化を何も知らないなんて恥ずかしいですよ。

●受付番号 185001345000001212

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

あるゲームがゲームとは無関係である特定の作家の画風を過学習させたモデルを用いて広告用のイラストを制作し、その作家がゲーム制作に関わっているかのように見せかける広告を出したケースがあった。

この場合のように作家の画風と極度に類似するモデルを使うことによりその作家が制作したと誤認させる作品を制作し、それをその作家が制作したものではないと説明することなく公開することは作家にとって「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たるとは考えられないだろうか。

作家はあえて特定の媒体に作品を寄稿しないようにすることで作家の作品の価値をブランディングしている場合が多数見られる。そのため上記のケースは作家があえて参加しないことで保っていた作家の作品のブランド価値を貶める事に該当し、結果として著作権者の利益を不当に害していると考えられるのではないだろうか。

●受付番号 185001345000001213

AI と著作権に関する考え方について（素案）の 10 ページ目後半に「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とあるが、現在 SNS 上で見る生成 AI によって出力された画像は他者の描いたイラストやアニメのワンシーンの画像を無断に学習したうえで成り立っているし、その画像を切り貼りしたものであり、この表現には違和感を感じる。また作品の著作権侵害以外にも、ディープフェイクによる肖像権の侵害や、生成 AI の画像を用いたデマの扇動など AI の使用に関する法の整備の未熟さもおりとてもモラルが追い付いていない状況だと思います。

●受付番号 185001345000001214

現在「作風」に著作権保護が及ぶことはないとの認識ですが、AI生成イラストを例に取ると明らかに特定の対象を集中的にラーニングした上で、そのクリエイターの作品の特徴を享受することを目的とした作品を生み出す例が散見されます。

喫緊の問題として、特定個人を集中的にラーニング対象とすることは本来学習対象となったクリエイターが得るはずであった利益を掠め取り、また従来どおりの対価を払わずにその作風を享受する選択肢をクライアントに与えることで将来の利益をも侵害する可能性が挙げられます。

また、クリエイターの中には一般的な職業に対する適性が低いもののイラストや文芸等のクリエイティブな分野の才能によって生計を立てることが出来ている人々が少なくないものと考えます。広告等にAI生成イラストが使用される例などを見るにそういった方々の活躍の場は目減りしており、生成AIによる芸術分野の蚕食はそういった方々の生活を圧迫し公助に頼らざるを得ない状況を作り出す原因となりかねません。

また、例えばイラストの分野にそもそも関心の低い多くの方々は生成イラストが人によるイラストに比べて破綻しやすい箇所などにしばしば無関心であり、広告やデザインに使用する際も気にしないことは多いと言えます。そういった層がクライアントととして安価で生成されるAI生成イラストを選択する機会が増えれば、世間的に目に触れるイラストはそういった破綻の多いものの比率が増えます。

そして生成イラストが当たり前になれば、イラスト上の表現(このデフォルメの意味は何か、この位置の光は何が反射したものかなど)が何を意図したものなのか説明できない層が増えていきます。

歴史上磨き上げられてきた芸術表現は「意図」に裏打ちされたものが非常に多く、この「意図」が欠如したAI生成の創作物の氾濫は、国民的な芸術への無関心と表現意識の退廃を齎すものであると強く主張いたします。

●受付番号 185001345000001215

現在の生成 AI なら在り方については反対です。

一般化があまりに早く、本来期待されていたような画期的なアイデアを生み出す革新的技術とは程遠い使われ方をしているように思います。

又、AI を使用したクリエイター、また表現とありますが、

クリエイト、表現しているのは AI であり、AI 使用者は指示を出しているに過ぎず、

生成されたイラストや作品の技術は、AI が学習に使用した作品や AI を開発した者の技術であり、出された指示を解釈するのも AI である為、AI を使用する者をクリエイターとするのは違和感があります。

現在問題視されているのは、AI の学習に使用された作品の著作権と、生成した人物が生成された画像の著作権を主張するところにあると考えています。

これまでのように許可なく学習できるのではなく、AI ソフトで学習に使用する際、学習元クリエイターへの許可を義務付け、使用されたクリエイター、作品が AI ソフト使用者に公開される事への義務付けなど、これまでのクリエイターと AI の未来を守るために取るべき対策は無数にあると考えています。

また、生成された画像が学習元と酷似していないか、AI 自身が生成前に判断する事で、現在問題視されているトラブルへの対策にもなると思われます。

また、AI において私個人が 1 番危惧しているのがディープフェイクと呼ばれるものの存在です。すでに SNS 上の広告などにも蔓延っており、強いメッセージ性と共に暴力的で過激なものも散見されます。そして、それを AI ではなく現実のものと勘違いしてしまう人々がいるのも事実です。

それらの問題を解決するために、特定のマークの表示義務付けなど、大衆が一目で AI のものであると判断できるような配慮や工夫が必要であると考えています。

日本は世界的にも AI に対して寛容な国であり、だからこそ双方の技術の発展が望めるような対策を希望します。

このままではクリエイターは作品を作る事をやめ、クリエイターが作品を作らない事で AI も学習元を失い、どちらの未来も妨げてしまう事になり得ます。

どうか、AI だけでなく AI を使用していないクリエイターにも寄り添った対策をよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001216

現状ある ai chatGPT や画像生成 AI など画像や文章の切り貼りです。

それらを制作するオープン AI 社の訴訟なども知らないわけではないでしょう。

クリエイターや実演家等の権利者の懸念が記載されていますが、これらの人物たちの権利を強くすることを強く求めます。

なぜならば、彼らは根本的に被害を受けている側の人間でありこれらを保護しないとするならば生成 AI を提供・開発は断固として認められません。

AI 側の意図しない著作権の侵害とありますが、利用するのであれば権利者に承諾や契約という形での提供を呼びかければよいのではありませんか？

それらを行わずして他人の著作物を利用してよいとなるのは、無法地帯と揶揄されたとしても仕方がないと思います。

AI 事業者が責任を負わないためには、どのような対策が考えられるか。とありますが不正なデータセットなどでなく契約などで提供されたデータセットでありながら、利用者が恣意的に著作権侵害をした場合においては、利用者に対する責任が必要であると考えます。類似性などはその作品と元となった作品の類似点（声・線画・塗り・構図）が多数の人間から見て同一かどうか重要であると感じます。

[4. 関係者からの様々な懸念の声について]の感想

<AI 利用者の懸念>の部分について

1 どのような場合になどとありますが、現状使われている AI はそもそもとして著作権の侵害といえる状況であり、実際にされている情報も出ており。

著作権の侵害となりたくないという場合においては著作物を公開する際には利用 AI そのデータセットとその出力に用いた文言の明記を義務化し文言の出力後の改変ができないようにすべきである。

2 も上記と同じであり現状においては著作権の侵害が事実であり、事業者に対する契約やデータセットの公開の義務化、作家名などの更新・出力作品とその出力文言の明記の検査機能、出力作品の番号管理などお考えるべきであると考えます。

3 これに関してそもそもとして努力をしていないので事実でしかない。

なぜならば現状出力されている作品はデータセットのつぎはぎであり。

何も考えずに文字を打ち込もうと作品のようなものができ、再現性に乏しいものであり。

極端な話では[あ]と打ち込もうとなぜか作品もどきができる以上努力の要素・意図・思想などは皆無である。

4 の部分であるが保護の対象にならないのは妥当である。

なぜならばそもそもとして作品の制作を行っているのすべて AI である以上出力者に権利がないのは妥当といえる。

また AI の生成物に権利が認められれば作品の乱造を行い後発の人間に対して訴訟をちらつ

かせる強迫からの金品の要求が生まれ反社会的勢力に対する資金の流入も考えられる。そういった点から著作権の付与は不適切である。

(3) 生成物の著作物性についての感想

イ欄の 1.2 ついて生成にあたっての指示や試行回数などで著作権の付与を行うことは、明らかに不適切である。なぜならば仮イラストとして生成する場合手書きで制作する者は構図や背景の角度や色や背景の建物の位置からデザインなど多くのことを手書きで考え制作を行うのに対し、AI 生成においては、白の塔を右になどの文字のみで行い明確な完成形を浮かべずとも AI が作品を完成させてしまうためである。

そのような雑な括りで作成を制作したとは到底言えず、それらは真摯に創作活動に励む者たちに対する差別や侮辱であり同列にしてよいものであるとは考えられない。また、生成物に手を加えた場合も著作権は認めるべきではない、それらを著作物とするのは塗り絵を雑に塗り著作権を主張するようなものだ。

ウ欄の感想

著作物性のない AI 生成物に関して一切の保護行ってはならない。

それを許してしまえば大企業が AI を使い生成物を乱造し、利益を侵害したとして訴える可能性ができ健全な創作活動の破壊につながりかねないためである。

[その他の論点について]の感想 (上から順に)

1 学習済みモデルから取り除くように求め得るか否かとあるが、それらの技術の導入は法律によって義務づけるべきである。なぜならばデータセットに入れ外すと機能しない AI を開発すれば拒否できることになるためである。

2 著作権者の利益が通常がされないとあるが認識不足も甚だしいにも程がある。なぜならば現状として情報解析などではなく商用利用として AI の開発・利用がされており。利用者も私的利用ではなく営利目的としても多く存在しすでに信用や利益が損なわれているこれに関しては、文化庁の調査能力を疑わざるをえない。

4 現状として著作物として販売し企業を欺いた例があり、確実に詐欺罪に該当させなくてはならないそうでなければ作品に対する信用がなくなり創作文化自体がなくなっても不思議ではない。素案内容の認識が不足しており不快でした。

●受付番号 185001345000001217

どう見ても著作物の二次利用にしか見えません 取り込んだ画像もAIを通せばクリーンになるシステムが謎です 取り込んだ画像をほぼそのまま出してもAIだから大丈夫とは普通なりません そもそも同意していない画像データを取り込んでよい理由がありませんし違法なポルノなども取り込まれているというこの技術は危険だと思います

●受付番号 185001345000001218

有償で得たデータではなく完全無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当すると考える。

すべてのクリエイティブ活動の妨げとなり、文化の衰退を辿る未来が見える。

●受付番号 185001345000001219

生成 AI について

AI によるイラストや漫画の作成は

色んな絵からトレースして組み合わせて描く盗作行為と全く同じです

生成 AI を容認するのは盗作を許すことに他なりません

●受付番号 185001345000001220

個人的には「作者の絵柄に寄せたモデルを作成し、それを悪意のある形で悪用すること」や「実在する俳優や子供の画像の i2i(画像を元手にした出力)、または全く専門知識のない人が一目見て AI による画像だとわからないレベルの精度の児童ポルノ」などは、非親告罪などで発見次第、通報次第差し押さえて確認を取ってもらえるようにしてくれるとありがたいです。

「偶然似てしまった」などは通じないようにお願いします。

既に悪意のある AI 利用者に作品を模倣され、意図しない悪意のある画像を作られたりポルノへの利用などをされているイラストレーターさんが多いです。

●受付番号 185001345000001221

生成 AI は AI 学習機能とうたっていますがそれは学習などではなくデータのインプットでしかありません。

その人様から盗み取ったデータといっても過言ではないものを元に AI が生成したものを、個人的な趣味（金銭が発生しないもの）で活用するだけであれば、百歩譲って目を瞑れますが、生成 AI を活用し金銭が発生する行いをする事は「データのインプット先」に還元が一歳されないため、禁止すべきだと思います。

現時点での日本の知的財産・著作権法は 2024 年、それ以降の AI が発達していく時代に全く添うものではなく時代遅れです。

現に自動ポルノやディープフェイスなどで性的被害に遭われている方、絵柄を全て盗まれて（パクられて）精神的被害を被っている方も多数いらっしゃいます。

なのでまずは、生成 AI 全面禁止よりも著作権法・知的財産権の見直しを今一度行うべきです。

●受付番号 185001345000001222

個人です。

イラストレーターをしています。

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」を拝読しました。

>著作権制度に関する基本的な考え方ともに、広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要

まずこの部分に同意いたします。

AIを利用する者・AI利用者に反発している者、どちらも現状の著作権について深い理解もないまま争っているように見受けられ、非常にに混乱を招いていると感じています。

>生成AIの開発や生成AIを用いたサービス提供を行う事業者が、著作権侵害の行為主体として責任を負う場合があると考えられる。

こちらにも同意します。

可能であれば、サービス元は学習元の画像は同意をえられているものしか使わない・自社で画像を作る・同意のない画像を使った場合のペナルティがかせられるラインを決めていただければ行使力が高まり、著作権を守る力が弱い個人としては安心できます。

イラストレーターという職業が無くなっていく未来に怯え失業した場合死ぬしかないと思いますが、潔く新しい技術に殺されてきた技術者の方々の後を追います。

その新しい技術が、正しい人に作られ、正しい人に使われ、正しい行政に守られるよう願っています。

●受付番号 185001345000001223

「なお、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為については、著作物のライセンス契約のような取引の場面においてこれを行った場合、契約上の債務不履行責任を生じさせるほか、取引の相手方を欺いて利用の対価等の財物を交付させた詐欺行為として、民法上の不法行為責任を問われることや、刑法上の詐欺罪に該当する可能性が考えられる。」とある、これ自体はそのとおりであろうが、AI が自律的に生成した制作物の著作物性を認めないとすると、これは AI 生成の事実やノウハウを隠すインセンティブが発生し（AI 利用やそのノウハウを明かすことにより、それ以外の作品も含む製作者の作品の著作物性に嫌疑を抱かれることにつながるため）、AI の利用促進が進まないこととなる。

また、人間が書き足した部分には著作権を認めるとあるが、制作物は全体で一つの表現物であり、必ずそうなるわけではないが一部を切り離せば作品の表現する「思想又は感情」を棄損してしまうと考えられる。

制作物に責任を負うのは（現状）AI の使用者であること、また将来「強い AI」が登場した際に人が持つ権利（の一部）を認めることも視野に入れた上で、自律的な AI 生成物にも場合により著作物性を認め、その著作権については AI からの「著作権の譲渡」や「法人著作物」を参考にした整理を行うことが望ましいと考える。

●受付番号 185001345000001224

これに纏わる法案の施行日時までに作られた作品の AI 利用は不可、施行日以後の作品であっても作品を作った方が「AI への利用を拒否します」と宣言したものは一切利用不可にすべきです。

著作権はもちろんですが、まず第一に「使われたくない」創作した本人の意思を無視して国が勝手に許可することは人道的にあってはならない事です。

まともな現代国家がする事ではないと考えます。

●受付番号 185001345000001225

既にクリエイターなど学習モデル元となるような著作物制作者内で実害が出ているにもかかわらずそれを無理、または助長するような素案だと思われます。

仮に生成 AI に関する案を出すにしても、現存する著作物、または著作権者を保護する形をとって頂きたいです。

●受付番号 185001345000001226

AI に他人のイラストを勝手に学習させてお金を稼いだり、自作発言をしたりあまりにも無法地帯すぎます。イラストを載せる際に十分に注意を払っても防げないし、やってる事は盗作と変わりません。このまま AI に対する著作権を無法地帯にしているとどんどん悪化すると思います。

●受付番号 185001345000001227

著作権者以外が無作為に著作物を学習に利用できる現状は、著作権者の権利を侵害されていると感じます。

著作物の無作為な学習により、

- 1、既存著作物と競合する物が出現し、従来著作者の職を脅かしかねない
- 2、量産化により従来著作者の仕事が安く見られる
- 3、磨いた技術を安易に盗まれることにより、心が折れる

等から、文化の衰退に繋がる恐れがあります。

AI が学習するには学習元が必要なので、人が生み出す著作物がなければ AI 生成物もなし崩し的に衰退し、結果として文化全体が消えゆくでしょう。

ですので、技術の進歩のために著作物の学習を特例とするにしても、開発者が開発内容を検証するためなど限定的な特例とし、市場にリリースする際には既存の著作権法同様、基本的に著作権者のみが著作物を AI の学習に使える等の法整備が必要だと感じております。

●受付番号 185001345000001228

現在の生成 AI による学習の結果として、ひと目では区別しきれないほどの高いクオリティのイラストが出力されるようになっている。しかし、その学習の背景には、数え切れないほどのイラストの無断転載がある。AI の機能としては学習の繰り返しとユーザーから与えられるプロンプトの結果として出力しているに過ぎない。

そうして現在、出力されたイラストを悪用し、他人のなりすましを図ったり、儲けを出している騒動が見受けられました。

現在我が国に存在する IP コンテンツの中には、成人向け（R18）作品の展開を禁止しているものもあります。実際にあった事例として、極めて健全に描かれた作品を学習させ、意図的に成人向けの表現をさせたイラストが出力されていました。これにより、作品元のイラストレーターの評判に影響を与えることになりました。そして、考えられる最悪の事態として、コンテンツそのものが終了してしまうという危険性すらあります。

人の手によって生み出される作品は直接その人の評価に繋がります。そして信頼を得て、仕事に繋がり、更なる信頼へ、と繰り返してゆきます。

生成 AI による被害はこういった人間同士の信頼性を損なう恐れがあると考えます。勿論、AI 技術が悪い存在であるとは思いません。しかしながら、それを扱う人間のモラルが現段階では悪いものであると考えます。

誰でも簡単に AI 技術を利用できてしまうこの状況が続く限り、こういった被害は無くならないのではと思えてしまいます。しかし、現に世界中にこの技術は広がっています。今更どうこうすることはまず不可能でしょう。

健全な表現の自由のためにも、真つ当な秩序のためにも、慎重な判断を期待します。

●受付番号 185001345000001229

アニメ文化は日本の宝です。著作権によって AI 生成からこの技術を保護しなければこの先の成長はありませんし、技術も人へ受け継がれていくこともありません。

それどころか中国をはじめとする海外に出し抜かれ、大きな損失になりかねません。

私自身も最近イラストを練習していますが、現在の AI 生成されるイラストの足元にも遠く及ばないくらいの手さで、とてもやる気を削がれることがあります。

アニメや漫画等の文化を守るためにも AI 生成の制限や著作権による保護を求めます。

●受付番号 185001345000001230

私は技術に関しては理解や把握をできていない部分があるので、《5.(1) 過学習》について、一人のクリエイターとして感じる危険性を中心に意見させていただきます。

意見募集が「AI と著作権に関する考え方」ですが、著作権の延長に生じる人権に関する問題も含まれます。

結論から『許可なく制作物や肖像を含む個人を過学習する行為』を禁止すべきだと思います。

下記 URL は生成 AI の過学習により被害を受けている文庫の表紙などを手掛けているイラストレーターさんです。

絵柄を過学習されブランディングを汚す R18、自殺教唆を行うイラストの生成、絵柄を使った金銭を稼ぐ行為、殺害予告を受けるまでの被害を受けています。作品を弄び、ご本人をも踏みにじっている著作権侵害、人権侵害だと思います。

有名な方ですらこのような被害を受けて衝動的に起きた時の為、遺書を保管していると公言されています。遺書を書かせてしまった状況が部外者ですら苦しいです。

まだ名が売れていない作家が同じことをされてしまっただけでは余計に精神は耐えられず命を失うと思います。人知れず亡くなっている可能性もないとは言いきれません。私は同じ被害を受けたら耐えられないと思います。

作品自体が自分自身と思っている人は多いです。絵柄や声、文体などを褒められ誇っている人であるほど、他人に作品を過学習され弄ばれる行為は耐えられないと思います。著作権人格権にも関わるかと個人的に思います。

過学習による被害はクリエイターだけの話ではなく、国民全体の肖像権、人権などに関わってくると思っています。

フェイク動画や画像が問題としてあげられることがありますが、音声通話、カメラ通話での詐欺だけではなく、生成 AI を使用したわいせつ画像の生成による虐めや恐喝で命を失った方が海外では出ています。

日本では私が知る限り『見えていません』。ですが、誰にも相談できずにいる可能性が高い状況だと思います。見えてから対策を考えるのは遅いと思います。文化だけでなく人権に関しても目を向けて考えて欲しいです。安全な環境で文化を楽しめるようになって欲しいです。

この問題から、生成 AI を誰でも簡単に使えてしまう、簡単に大量にフェイクを生み出せてしまう状況にも問題だと感じます。

現状、技術よりも使う人の信用やモラルの低さがかなり目立っていると思います。もしも学習データがクリーンなものだとして、生成 AI が一般化するのでならば資格取得が必須な

のではないかと思います。車と同じで誰かの命に関わるのであれば取り締まるべきだと思います。

最後に、私は駆け出しのイラストレーターです。正直、生成 AI に対しては嫌悪と不安しかありません、ネットへ作品を上げることを躊躇してしまいます。クリエイターが不安なく制作し発表できる、傷つく人が少しでも減る環境になってくれることを願っています。

●受付番号 185001345000001231

私はイラストレーターでもなければ何か創作物を生み出す側の人間でもありません、ですが最近の AI の進化と、人間の愚かな使い方でイラストレーターや創作物を生み出している人達がとても苦労しているのを見て私自身もとても悲しいのでなるべく早く規制をして欲しいと願っています。イラストレーターさんが何年もかけて作り上げてきた個性を、数日、数時間で生成 AI を使って学習させ量産し、そのイラストレーターさんに対して「AI の方が上手く描けている」等と煽る人間もいます。そして学習させて、盗んだ絵柄で金儲けをしている人間もいます。声優の声を学習させて声を盗む AI も登場しています。どれも全て盗んでいるんです。それを許してしまったら日本は確実に壊れていくと私は思います。どうかしっかり考えて下さい。

●受付番号 185001345000001232

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

の箇所の文の作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

という内容について、AI 学習がますます混沌となり作家や表現者の存在意義が揺らぐ危険性を孕んでいる為、同意しかねる。

2 検討の前提 (1) 従来の著作権法の考え方と整合性について

で、文化の発展に寄与することを目的としていると記載されているがあくまで技術的な発展であり、表現の発展とは異なるものであるのは自明である

従来の著作権法がどのような内容かでは無く、何故存在しているのかに目を向けて頂きたい。

●受付番号 185001345000001233

享受利用目的の定義が不明瞭で、現状著作物大量に集めて「データの塊」にしようとしているように思えます。

個々の著作物の割合がどんどん小さくなってしまい、結果、非享受利用になる可能性が完全否定出来ないなんておかしいです。

やめてほしい。

生成 AI に創作性を認めるなら不法者のいい稼ぎになりえます。生成 AI で何十万枚も生成しておいて、全て公開しておけば、画像検索を走らせて、少しでも似てる絵がアップロードされれば著作権侵害で絵師や創作者を脅し示談金を取る。生成 AI 側の侵害は知らなかったで無罪になりノーリスク、なんてこともあり得ます。

自由な創作を絶滅させたいのでしょうか。

現在の状況でこれを賛成する者はおそらく無知の自覚がないものか、犯罪者であると思えません。

もうすこしこの国の創作者に敬意をもったものをお願いします。

●受付番号 185001345000001234

AI と著作権に関する考え方について（素案）

5. 各論点について

昨今の AI 生成物やモデル等は明らかに享受目的であると言えるので法第 30 条の 4 が適用されないとされる。

著作権者の権利保護を行うために関連法令の整備と適切な対処が望まれる。

●受付番号 185001345000001235

5. 各論点について

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

> 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

についての意見です。現行の生成 AI (NovelAI v3 など) では、第三者から見ても明らかに「似ている」と判断が付く画像が生成されています。

▽NovelAI V3 のデータにあるイラストレーター、漫画家などを調べてみた。Ver.2 ()

また生成過程でゲームなどのロゴが画像内に生成される場合もあります。現存している作品の作風に似た画像を生成することで、実際の制作元がその画像を発表したと誤認する場合もあると思われます。

▽

現行の生成 AI は、イラストだけではなく実存する人間に対しても同じような事が行えます。

▽有名人の画像を誰でも生成できる、というモデルのスクリーンショット

これだけではなく、インターネット上にアップした画像を AI によって裸の画像に加工され、インターネット上にアップされた、という被害も出ています。

画像生成 AI は、既存のイラスト・写真に造形が近くなることで画像やイメージが鮮明になる、クオリティが上がるという印象がありますが、これらはディープフェイクに近いだけの技術です。学習枚数の少ない生成 AI では低いクオリティの画像しか生成できず、学習枚数を増やし、データとしてよくある形をノイズから復元すること、そのよくある形をもとの形に似せるほどクオリティの高い画像が生成できます。

生成 AI の発展の先にあるものは、そのノイズからの復元がより元画像に近い形になることであり、それは誰かの描いたイラストであったり、存在している人物だったりします。悪質なディープフェイクと変わらない技術であり、誰もが手軽にディープフェイクを作れるようになってはならないと思います。

また、生成 AI がクオリティの低い、細かい部分は破綻しているのに実写に見える画像などを生成し、正しい情報に辿り着けなくなる、間違った情報が大量に発信され、インターネット上の情報の正確性が失われるという懸念点もあります。生成 AI はイラストやクリエイターだけの問題ではなく、現実世界にも問題を及ぼす技術です。

●受付番号 185001345000001236

AIの学習に作家の著作物や役者の演技台詞などを本人の許可無く利用しても問題は無い、とする現在の著作権法を修正してください。

AIは人間の学習と違い、まったく同じ物を複製できます。

現状でも意図して「そういうもの」を出力したら著作権違反として法で裁けるようですが、そもそも本物の作品を完全にコピーできるように学習させたAIを野放しに放置できること自体に問題があるのです。

新しい表現を生み出した端から翌日には本人に無許可でAIに学習されてしまうような状況で、それでも新進気鋭の作家や役者が創作に専念できる、と考えているのであればあまりに浅慮な判断であると断じます。

軽々に現在の法的には合法、などと決めてよい案件では有りません。

●受付番号 185001345000001237

生成 AI は元となるイラストを組み合わせて生成されているものですよね？

その元となるイラストは人間が 1 から生み出したものであり、許可なく使われるのは著作権には違反しないのでしょうか？

AI には使用しないでくださいと注意書きされているものも許可なく使用されている事も多くあります。使用された元のイラストには著作権がなく罪にはならないなんてあまりにもおかしい話だと思います。全ての AI イラストの元には必ず使用されたイラストがあります。そして、その AI イラストの元になっているイラストのほとんどは許可なく学習されたものです。人が何十年もかけて磨いてきた技術が無許可で横取りし、全てを混ぜて切って貼り付けたようなものが許可されるのはおかしいと思います。

今はイラストだけではなく写真なども同じように使われています。幼児の写真をその写真と似たようなイラストに仕上げている人たちもいます。

●受付番号 185001345000001238

現状の生成 AI は既存の制作物及び著作権を侵害していると思います。

さらに簡単にプロの生成物をコピーできる生成 AI は、生成物の良し悪しを見る目が育たないことに加えてどうしたらよくなるのかわからないため、後進の育成にも影響が出ます。生成 AI はただちに規制すべきです。

●受付番号 185001345000001239

様々に想定された内容であることは確認しましたが、現在の著作権の在り方を国民がどれほど理解しているかという点を考慮せねば今後のAIと著作権の問題は増えることはあれど抑えることはできないと考えられます。

AIを利用する層はおそらく絵を描く事もなく著作権も理解しない方々が「低コストで絵が生み出せる」と思って手軽に利用するかと思いますが、生み出されたものが著作権に違法しているかどうかなど考える事があるのでしょうか？

例えば「AIを生成する度に必ず生成者の個人情報と紐付けされる」などがあれば責任も生まれ気軽に生成できても気軽にオープンに利用することは叶わないでしょう。

それがなければいくら前もって法律を決めてようがどうにもならないと思います。

また、すでに特定のクリエイターが自身のイラストや写真を学習させた他者が生み出したAI生成物で不利益を被っており、これが第三者に誤認され更なる問題が発生した場合に学習させられたクリエイターに飛び火するのは想像できます。

まずはAI生成物と生成者の紐付けができること、AI生成物は基本的には金銭的なやりとりに利用することを禁じること、これらの問題に学習元となったクリエイターは無関係とすること、などが明確にならなければと思います。

AIは少なくとも著作権物ではなく「他者の著作権を無作為に集め生成されたデータ」にすぎないので、その価値はクリエイティブなものではないはずです。

これらがクリアにならなければ、いくらAI生成まわりの話をしても根本的解決にならず、むしろ世界にまたがる問題に発展しかねないと考えます。

より精巧かつ解決的な内容を熟考していただきたいです。

●受付番号 185001345000001240

まず、今回議題の中心である生成 AI の大きな問題点は、学習元となっている数多のデータ（文章、画像、音声等）を権利者の許可なく利用したものであること、それによって、本来、創作活動を通じた文化振興、経済的な保障のために保護されるべき著作者の権利が侵害される結果になっていることへの対応が不十分なままであることだと思っています。

この時点で最低限、生成 AI の開発者およびそれを利用する運営者側が、データの本来の権利者との間に合意をとりつけた上で、これまでの損失分の補填や協力者として十分な利益還元、信用の回復を行うことは不可欠でしょう。

他者の権利物を利用したのであれば、ましてやそれを商業活動という社会契約に用いるのであれば、それに対して対価を払うのは当然のことであるはずですが。

そしてふたつめの問題として、現行の生成 AI では学習元のデータがほぼそのまま完成品として出力されてしまう可能性が高いことも挙げられます。

端的に言えば元になった作品がそのままコピー生成されてしまっているだけというもの。これではただの剽窃だと言わざるをえないと思います。

ましてや、そうした複製品に、システムを用いただけの生成者の権利が認められるとする審議会の概略には強い疑問を覚えざるをえませんでした。

適当な写真をコピー機にかけることでその権利を写真家から奪えるなんて道理はありません。

仮に、各自の要素をランダムに抽出した上で出来上がった一見オリジナルに見える生成物の場合であっても、

先述した他者の権利物を無断利用している点が解消されていない以上は、無許可物を使用したコラージュの域を出るものではありません。

生成者が自分の権利を有する作品として掲げるには足り得ないものだと考えます。

そして最後に、これが個人的に一番の懸念なのですが、

現行の生成 AI が学習元の権利を省みないまま、野放図の利用を許す自体になってしまった場合、その齎す被害の範疇は知的財産の問題にとどまらないだろうということです。

現在でも、フェイクニュース等が取り沙汰されているように、

我々のもっとプライベートな部分、顔や声にとどまらない遺伝情報や生活履歴さえ学習データとして取り込まれ、コピーされ、利用者の都合のよい形でなんの罰則も責任もなく出力されてしまいかねない。

今こうして行われているのは、

我々個人の人権そのものが、事実とかけはなれた粗悪な複製品に（場合によっては他者の悪意を伴って）とってかわられてしまう危険を改めて理解し留意しておく必要のある議論であると、ゆめゆめ心すべきだと考える次第です。

最後に、人の手によるあらゆる技術は人を幸福にするためのものであるべきです。
我々の理性と倫理はそのために活用されるべきものだと思います。

●受付番号 185001345000001241

イラストレーターをしています。

AI イラストが出来たことによりかなりの精神的な苦痛を感じています。

イラストレーターの絵柄を模倣し販売する嫌がらせなどもあり気が滅入ってしまいます。

イラストだけでなく、デザイン、日本の文化を継承するものが全て海外へ流れてしまうと思います。

●受付番号 185001345000001242

画像処理研究界隈では「■■■■」という女性の画像を研究に使うのが、長年通例となっていました。度々最初の使用に至った経緯で議論が起き、本人が使用をやめるように2019年に声明を出しました。web上からは中々無くなりませんが、新たに処理がかかった彼女の画像は生まれにくくなったでしょう。

この「■■■■」は一つの研究用画像が権利者から使用拒否された例です。

生成AIでも使用しないよう訴えたらその画像や文書を取り除く機構が必要です。

なんの画像や文章が使われているのか開示されるべきですし、拒否したら直ちに使用をやめるべきです。

更に現在の生成AIは研究用ではなく商売商品として使用許諾を得ていないものをあまりにも膨大に使用しています。権利者からの使用中止の声が届かない状態は早急に正されるべきだと思います。

●受付番号 185001345000001243

AI生成の規制を求めます。著作権や作家を守る法を整備しちゃんとクリエイターを守るように動いてください。

なぜお偉いさん方はクリエイターの声を真摯に聞いてくれないのですか？

絵を描く人文字を書く人音楽を作る人、そういう人たちの声はたくさん上がっているはずなのになぜその声を真摯に聞いてくれないのですか？

絵を描くことが好きなのにそれを無断でAIの餌にされて人生ともいえる絵柄を食われて職や仕事を失う、そんなの普通に考えればかばかしい話だとは思わないのですか？

なぜ法の抜け穴を頑張って通り抜けるような草案を出せるのか理解しがたいです。

多くのクリエイターから声が上がっているはずですよ。

お上の人は物を作る人の気持ちがわからないならわからないなりに声が上がっているんだからそれを聞いてください、これ以上日本の文化を蔑ろにするならばクールジャパンなど名乗らないでください。

重ねて書きます AIの生成ソフトの規制、AIのデータ作成に遭われ被害にあわれている作家さんたちを守る法の整備を進めてください。

被害にあわれた作家さんは自分の書いた作品をAIに学習され、あまつさえそれを作家さんへの攻撃に使うような人たちにただ乗りされて風評被害まで受けている現状です。

このままではこの日本で漫画やアニメの文化はAIの規制が進んだ他国から受け入れられず人知れず死んでいくでしょう。

データセットの中には児童ポルノ画像を学習しているようなソフトを誘致する国なんて信用足りえませんか？

そうすればこの国には何が残るんです？

今やこのアニメや漫画、ゲームの文化は日本が他国に勝る有数の文化だと思います。

ですが今しようとしていることは他国が排斥しようとしているAIの画像生成というノイズを自ら受け入れ、今育っているクリエイターの文化を壊すことに等しいです。

現に今SNSではこのイラストがAIではないかという不要な警戒やAIを使用し攻撃を行うような人々によって純粋に作られたと物を楽しむという土壌が汚染されつつあります。

有名な企業がAIをプロモーションに使って出した広告につくコメントを貴方がたは知っていますか？

コメントはAIによる拒否感とクリエイターたちの嘆きばかりです。そんなものでしつかりとプロモーションになると思うんですか？

いらぬリスクを背負ってまでそれを使うような企業にお金を落とす消費者なんているんでしょうか？

クリエイターにも消費者にも毒のように思えてなりません貴方たちは本当にこれが日本のためになると思っているんですか？

どうぞ、クリエイターたちの話を聞いてください。

●受付番号 185001345000001244

生成AIの悪用によって、イラストレーターへの成りすましによる名誉毀損・金銭的被害が、ネット上で多数見られる。また、本来尊重されるべき作者の「生成AIの学習に利用されたくない」という意志を無視し、無断で学習に使われ筆を折ったイラストレーターも見たことがある。絵や音楽、立体物などを自らの手で生み出すことを生業にしている人や、趣味として楽しんでいる人の多くは、生成AIやそれを悪用する者たちへ強い忌避感を持っている。現在考えられている素案では、クリエイターの努力をして技術を得た人達が生成AIとそれを悪用する者に食い潰される未来しか見えない。

今、生成AIを嬉々として使っている者の大半は、他人が努力して得た技術で生み出した作品を、なんの努力も無しにかっさらい、我が物顔で使い潰し、作品を生み出した人を馬鹿にし、誹謗中傷する輩だ。そういう輩を取り締まり罰する規定が無い場合は生成AIの一般利用を禁ずるべきだと思う。

●受付番号 185001345000001245

AI 技術そのものは否定しません。

ただし、学習のためのデータ収集は、そのデータの著作権を保持しているものの確認を取るべきです。

把握していることと思いますが、日本人の著名イラストレーターのデータを学習させ、その本人が描いたものと勘違いされるような広告が、海外のゲームで私自身も SNS で見かけました。

文化の発展に貢献された方がこのような扱いを受けることに憤慨しております。

●受付番号 185001345000001246

事務作業の人材確保の為の AI 活用は非常に有効と考えますが、芸能・芸術・創作など、これまで人の発想力や鍛錬によって育まれてきた分野に関しては、既存の従事者の著作権を著しく侵害すると考えます。

既に事例として、他の方の容姿、声、作風などを、赤の他人が無断で加工して利益を得るケースを見聞きします。これは本来の容姿、声、作風を実際に作品を世に生み出してきた人への侵害行為に他なりません、AI の活用を制限しない限り、極めて手軽で簡単に行われてしまいます。

時間をかけて発想を練り上げ、繰り返して練習して技術を磨き上げる行為こそ、著作権を形づくる根本と考えます。AI による文化・芸術分析と模倣は、その行為をしない他者が完成品だけを奪い取る侵害行為を助長するものです。

どうか先人の積み上げた数々の作品や、今も身体を張って行われている表現活動を守り人の手で次世代に伝えられるよう、要望いたします。

●受付番号 185001345000001247

AI は著作者の同意なくデータを集め、つぎはぎしたものです。しかも生成物は取り込んだデータをそのまま再現、または類似性が見られる状態で出力することもあり、それを知らないままに使用すると著作権的に問題となる危険性も高いです。

そもそも成り立ちから著作権を侵害しているだけでなく、特定の絵柄や絵描き、また人物への攻撃も国内外問わず見られており問題の多い技術です。特定の人物への悪意あるイメージの定着や（首相の顔や音声データを使ったフェイクニュースや、実際にいる人物や小児の顔データを取り込み AI で裸体を生成し拡散したり、詐欺詐称、脅しやいじめ等に既に使われ始めています）

そして既存のイラストレーターや俳優、声優などの仕事の間も奪うものと認識しています。既に海外ではこの声は大きくなっており、国が AI を規制せずに許容することは日本で作られたゲーム、アニメ、漫画等の全てが著作権を軽視した技術で作られたと認識されてしまう危険性があります。また新たなクリエイターの芽が潰れてしまう危険も高く、日本のサブカル文化衰退の大きな一因となり得ると考えております。

何かしらの規制をかける必要がある技術ですが、既にいくつかのゲーム企業は使用を明言し始めており日本ではそれが遅れている印象を受けます。著作権保護法の強化、AI の学習データの開示や、他人の著作物を勝手に新しく学習しない機能、企業への AI 規制の強化などの法整備をお願いします。

●受付番号 185001345000001248

AI が学習する元になるものに著作権や肖像権があるのなら、その時点で AI の生成した物は違法であると思っています。

万が一、著作権や肖像権に該当しない物や人だとしても、冤罪を着せられる可能性があり、非常に危険である。

力仕事が AI に代替すると大幅に変わるので代替するのわかりますが、AI に変わっても現状と大差ない職業の芸術家や歌手等の仕事を潰した際の経済損失を考えても、AI による生成物は違法であると思っています。

現在ある AI アプリケーションの殆どが国産ではなく、海外産である事からも金銭が外に出ていく可能性が高くなる事も考えても、大変危険である。

●受付番号 185001345000001249

クリエイター(仕事にしている方や趣味で行っている方を含む)が AI によって仕事を奪われてしまう、趣味を理解できない人間が今後増えることが懸念されます(こんなの AI で作れば良いじゃん、という周りへの活動理解が得られにくくなる)

趣味で活動されてるクリエイターに関しては趣味が理解されない、自分の作成物を馬鹿にされることによって精神衛生上良くないので、若い人や AI に仕事を奪われたクリエイターたちの自殺が増えると思っております。

また、AI は創作物の学習を行うものが多数あります。人間同士だと社内にて人の企画書を盗用して別の自分の企画にすることは罷り通りません。人間の場合こんなことをしたらクビになりますよね？良識がないからです。AI は同じことをしようとしております。

常識の範囲で使う人間は SNS 内だと 3 割ほどです。AI が作ったイラストを自分のモノと
言い張る、学習のために他人の画像を勝手に保存して使う、フェイク動画を作るなど、常識的な使い方ができておりません。若い人ほどそうです、承認欲求のために良識のない使い方をする。教育でどうとでもなる問題ではありません。AI の使い方を教育するくらいなら著作権肖像権等の教育をもっと行うべきです。

感情的な意見で申し訳ありませんが、私も 1 人のクリエイターです。

多数のクリエイターを殺さないためにも良識ある判断をよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001250

生成 AI で作り出された画像のせいで、動物等を検索して出てくる画像が変な物ばかりになって、ちゃんとした写真が見られなくて困るから、生成 AI を規制してほしい

●受付番号 185001345000001251

絵に関わるお仕事をしているため、画像生成 AI に焦点が偏っております。

【2（1）従来の著作権法の考え方との整合性について】

写真やイラスト・文章や音楽などには著作権があり、無断での利用や盗作などは従来の著作権法では罰せられるものと存じております。「自身が作り上げたものを勝手に使われるのは気分が良くない」「本来得られるはずだった収益を逃してしまう」など、不利益を被る場面があるからですね。

しかし、音楽やイラストなどの先駆者達は、後続のアーティストなどが真似をする、技術を学習し追随してくることは承知のうえで世間に作品をリリースしています。それに尊敬や憧れを抱いた誰かが、インプットして、真似て、独自性を盛り込んでやっと後続の新しい世代が生まれることをわかっているし、自分たちがそうやってきたからです。誰も、機械のコラージュ素材として扱われることに承知してリリースして居ません。

生成 AI が『学習』の結果出力しているものは、既存の作品のツギハギやコラージュにすぎません。これはアーティストが漠然と認めている後続の誰かが作った新しい作品ではなく、無断での利用や盗作に分類されるべきだと思っています。

【5（1）学習・開発段階】

現行の画像生成 AI は学習元をオプトアウト(許可なく使用し、申請があれば学習元から削除する)という方式のものばかりですが、この方式ですと次のように「本来利用すべきではない・勝手に利用されていいものではない」データが含まれております。

- ・児童ポルノ写真(無論犯罪)
- ・医療写真や診察記録などの個人情報(プライバシーや許可は?)
- ・個人が SNS に投稿した写真(肖像権的な問題)
- ・個人の著作物 (無断利用)

など

せめて画像生成 AI を推し量りたいのであれば、オプトイン(許諾を得た画像のみ取り込む)という形式にし、クリーンなデータをもとに構築すべきだと考えます。例えば「画像投稿サイトの利用規約にこのサイトに投稿した画像は画像生成 AI のデータセットに利用する旨に承諾しないと利用できないことを明記する」「著作物の権利者に交渉する」など。

【5（2）生成・利用段階】

生成・利用に際して、現行のクリーンではないオプトアウト制の生成 AI を利用を認可する方針なのであれば(そうなのであれば疑問を呈しますが)、クリエイターなど人が創り上げたものと生成 AI で創り上げたものを区別すべきだと考えます。

前述でも記載しましたが、現行の生成 AI が作成したものは多々問題をはらんでおり、これが組み込まれたゲームや本などを知らずに購入してしまうことに嫌悪感があります。食品などでも「遺伝子組換えでない〇〇を使用しています」だったり原材料の明記がされてい

●受付番号 185001345000001252

- ・「学習データは切り貼りではないとされる」事について、これは無断転載であり、既に切り貼りをしていることになるからおかしい。
- ・ネットに掲載した個人の顔、ましてや子供の顔を AI 生成に使われたら性的な被害が拡大する。児童ポルノや R18 の生成に使われる恐れを考えなかったのか。性善説に委ねないで欲しい。人間は必ず悪に使う。総じて人の尊厳を踏みにじることになる。

●受付番号 185001345000001253

項目 3 の(1)について。

新技術とされている生成 AI と、一般に想像される人工知能のような AI は違うものです。現状の生成 AI は既存のデータあるいは著作物の引用が精巧であるもののプロセスは盗作や合成と同じです。利点はあるものの多数の著作物を無断に利用した bot に近いものです。それを商用利用しているという問題があります。

NHK が生成 AI を押し並べて「AI 技術」と呼称し、たとえば生成 AI イラストなどを「情緒的な文章を書けばそれに合わせたイラストが出力される素晴らしい技術」などとニュースや特集番組で報道していますが、それらは誇張表現です。

なぜなら生成 AI は文法を理解していません。情緒も理解していません。たとえば「夜,丘,少年,少女,学生服」という単語を検知して AI イラストは生成されます。情緒的な文章というのは生成 AI にとっては理解できないノイズです。

NHK による「生成 AI は情緒的な文章をイラストに変換する。これは大層なスキルがいることで今は文章を書く彼らがイラストクリエイターとして期待されている」という報道は明らかに誇張された表現であり、国営放送として不適切です。

項目 3 の(3)について。

クリエイターや出版社などが現状の生成 AI に反対している理由は、主に生成 AI やその開発元や利用者などが、クリエイターや出版社などの所有している著作権を侵害している点にあります。

クリエイターや出版社や新聞社などは、自分達の著作物を無断利用されたうえで商用利用されており、それを国が推進していることが反対の理由でしょう。

したがって案としてよく挙がっております『オプトイン』を実施すれば問題点は解消されます。

クリエイターが自ら作ったという根拠のある著作物を、公表して生成 AI の学習データの中に入れる方式です。

これならば著作権に関してクリーンであり、クリエイターや出版社や新聞社などの企業からは、学習データがクリーンである限り問題点を指摘されません。

項目 5 の(1)と(2)について。

学習だけならば他人の著作物の無断使用は問題にはなりません。

しかし他人の著作物を無断で使用し商業利用するのは問題です。

他人の著作物から AI ロンダリングにより著作権を掠め取り商業に用いる行為であり、著作権者から反対されて当然です。

これが許されるならば世界の著作物は生成 AI を通しロンダリングすれば著作権的に問題なく自分の物にでき販売できることになります。これではあまりに無法地帯であり、現状それが横行しています。

生成 AI の著作権をクリーンにするためには、個別に許可を取る方式、つまり『オプトイン』を採用するほかありません。

クリエイターが自ら作ったという根拠のある著作物を、公表して生成 AI の学習データの中に入れる方式です。

これならば著作権に関してクリーンであり、クリエイターや出版社や新聞社などの企業からは、学習データがクリーンである限り問題点を指摘されません。

●受付番号 185001345000001254

自分の顔などを生成AIに取り込まれて性的な画像生成されたりしたらめっちゃ嫌じゃないですか？

●受付番号 185001345000001255

私は無断で他者が制作した作品を生成 AI に学習させることができ、それによって利益を得ることができる現状を良いと思いません。

学習元に対して何の利益ももたらず、権利を侵害し続けている生成 AI を法的に制限し、クリエイターの権利と利益を守る必要があると考えています。

以下各項目別の意見です。

・ 2. 検討の前提として

生成 AI に作品を学習させそれらを公開または販売することは、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等に当てはまらないと考えます。生成 AI は学習元の作品を切って貼って生成しているようなものであり、どう考えても軽微利用ではありません。特に特定の個人の作品のみを学習させ、作成したものやそのデータセットに関しては軽微利用とは言えません。明らかに個人の利益を妨害しているものを容認するのはいかかだと思います。現に生成 AI の学習のターゲットにされ、営業妨害や風評被害を受けている方がおられます。私が被害を確認した方は、無断でデータセットを販売されただけでなく、不適切なものや成人向けの作品を勝手に生成され風評被害などを受けています。生成 AI を使えば手軽に短時間で大量に作品を生成することができてしまうため、被害に遭われた方は対処に大変苦勞されています。こういった極めて悪質な事例を防ぐため、また業界を支えるクリエイターの利益を守るためにも著作権法を改正し、生成 AI の学習を制限させる必要があります。

・ 3. 生成 AI の技術的な背景について (1) 生成 AI について ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成については通常、学習データの切り貼りではないとされるとありますが、完全に誤りです。

生成 AI は基本学習元から得たデータを基に切り貼りしたものばかりです。パターンや傾向の解析は行っているものの、そのデータを基に AI が 1 から生成しているわけではありません。特にわかりやすいのはチャット GPT の回答は既存のものを切り貼りしたものばかりですし、画像を生成するタイプのものも同じです。認識を改めてください。

・ 5. 各論点について

下記は私の総合的な意見です。

昨今、生成 AI を使った作品を SNS に載せる方や商品化する方々がおられますが、AI に学習させる段階で著作権侵害が起きているため、きちんと法を整備する必要があります。法の整備が追いついていないため、生成 AI を使って特定のクリエイターに対して営業妨害とも見られる行為をしている人まで現れており、無法地帯と化しています。

このままではクリエイターの権利が侵害され続け、業界が衰退してしまう可能性があります。被害はイラストレーターの方々だけでなく、声優の方々にまで及んでいると伺ってお

ります。ゲームなどに収録されている声優さんの声のデータを無断で抜き出しそれらを AI に学習させ、データセットを販売している方がいるそうです。無断で商材となる声を抜き出し、許可も得ずに販売するなどやっていることは盗人と変わりありません。これは画像生成 AI にも言えることで、無断でイラストレーターの方々が作った作品を盗み、盗品を貼り合わせて画像または画像を生成できるシステムを販売しているようなものです。

生成 AI の特徴上、学習元となるクリエイターがいなければ作品を生成することすらできません。学習元がいなくなれば作品は生成できず困るというのに、生成 AI を使用する方々の大半は学習元であるクリエイターの許可も得ず、彼らに一銭の報酬も払わないで使っています。

現状のままでは業界に対して不易しかもたらしません。一時的に経済が回ったとしても、学習元であるクリエイターの権利を侵害していることで反感を買い続けている以上持続性があるとは思いません。学習段階で著作権侵害が起きている以上、まともな企業やクリエイターは生成 AI を使いません。今の状況で得をしているのは、人の権利など顧みず自身の利益にしか見ていない方々です。SNS などでの彼らの言動を見る限り、生成 AI を使って利益を得ようと考えている方々の大半はクリエイターに対する敬意などなく、手軽に利益さえ得られれば業界の今後のことなどどうでもいいという考えの方ばかりです。

海外では既にクリエイターや業界に不利益をもたらす生成 AI 対して反発が起きていますし、法を改正しクリエイターの権利を守る動きがあります。生成 AI の学習から作品を守るための「Glaze」や「emamori」といったツールがリリースされるなどの動きを見る限り、生成 AI の学習を拒絶しているクリエイターが多いと思います。

現在の法のままでは本来守られるべき方々が侵害させる一方です。どうか当事者の意見をきちんと聞いた上で慎重に判断していただけることを願っています。

●受付番号 185001345000001256

そもそもの問題として生成 AI がどういった局面において活用されていくものであるか、という視点が最も重要であり世界的な議論において最も欠けている点かと思います。

生成 AI というのはそれまでの既存の AI と違って教師データと出力データの露骨な衝突を招くものです。

例えばこれまでの画像認識 AI でいえば同様に画像を学んではいるものの、それは機械の制御における判断軸として機能していました。

生成 AI の場合はそのように応用に向かうのではなく、教師データと同質のデータを出力し同じ市場に多くの生成物をばら撒いています。

教師データの多くがそもそも「享受」を目的とした創作物である以上同質のデータである AI 生成物も同様に「享受」を目的としてしか生成されていないものと考えられます。

であるならば生成 AI とは 30 条の 4 「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させること」に本質的な部分から該当していると考えられるのではないのでしょうか。

当然このようなマクロの観点になってくると「誰の権利を侵害したのか」というマイクロな裁定が極めて難しいものと思います。

だからこそもっと包括的な規制が必要であると感じています。

生成 AI の生成スピードは凄まじく、対して現行法では曖昧な判断基準でしか依拠性や類似性を追求できないため必ずリソース不足に陥ります。

その間にも潜在的な権利侵害は横行していき、権利者の精神的な疲弊やディープフェイク、健全な創作活動の阻害や生成 AI そのものの技術的停滞を招く危険性も考えられます。

なので遅かれ早かれオプトインなど学習段階での規制が必ず必要になると思います。

●受付番号 185001345000001257

教養と良識のある文化庁の皆さんにお願いします。

【有識者】ではなく、【実際に仕事や趣味で創作をしてそれらを有償・無償に関わらず公開している人】の 500 人、1000 人に意見を聞いてください。

学歴や今までの経歴や著作、発言権等ではなく、【実際の創作者】に聞いてください。

【職業と趣味では違う】という偏見を捨ててください。

どうか、【実際の創作者】の 1000 人、2000 人の話を聞いてください。SNS で自作品を公開している人たちの意見を聞いてください。

有名無名にかかわらず、ランダムに 1000 人・2000 人、できれば更に多い【実際に絵や文章を書く人、写真を撮る人、その他何らかの創作をする人】に意見を募ってください。

【地位のある有識者】数名の意見を重用しないでください。

【無名の創作者】の意見を聞き、是非ともそちらを尊重してください。

あなたがたのお子さんや関係者の方が将来創作をすることになった時、どうやってその権利を守るのか、それを是非考えてください。

文化庁の上級公務員の方々には関係がないことかもしれませんが、AI と著作権に関しては、是非、とても厳しく、厳しく規制をしてください。

創作をしている人たちの身になってください。

お願いします。

●受付番号 185001345000001258

AI で生成された画像には著作物を含んだものを学習し、それを断片的に繋ぎ合わせ生成するものです。現在、様々な漫画家やイラストレーターなどが生成AIの被害を受けています。その訴えを無視することは日本の漫画等の文化を破壊することとなります。

●受付番号 185001345000001259

AI は多くの学習データがなければ成立しない技術です。今現在、外国産 AI が多くの日本人の制作したイラストデータをもとに好き勝手なデータを作り、著作権等の権利を侵害しています。

また、人間の雇用問題も絡めて考えると、著作権が発生するような生成物を許容するのは今後日本国内の雇用に大きく影響してしまいます。

様々なことを考えて、AI は規制すべきだと考えますし、もしも活用することがあったとしても、AI で生成したものに著作権が発生させてはいけないと考えます。

●受付番号 185001345000001260

AI に対しての学習素材として既存の人間の著作物を無断で使用できるようになることに反対します。

現行の AI の仕様では、無から有を創り出すことはできません。

既存作品の継ぎ接ぎを行っているだけです。

膨大なデータがあれば一見継ぎ接ぎに見えないような作品を作ることはできるかもしれませんが、それは著作者の権利を勝手に奪うことでしか成り立たない理論です。

まず AI が AI の絵で勝手に学習できるような画期的な仕組みができない限り、人間の学習と AI の学習は全く違うプロセスがあると考えべきです。

そして、著作権を蔑ろにするということは、国の文化や財産を切り捨てるということです。

●受付番号 185001345000001261

二次創作でファンアートなどの絵を描いていましたが RoLA に学習、生成されたと思われる類似したイラストが何点も生成され、公開され、その不快感から精神を病み、絵を描けなくなってしまいました。

RoLA という技術をよく知らない頃は私の頑張って作り上げたものは AI で簡単に作れてしまうんだと、相当に病み、死に場所を探しに夜の街を徘徊したりしていましたが、後々そうではなかったと、もっと酷い現状を知りました。描いているキャラクターの人气があまりなければ、少し下手でも立派な素材です。絵を描いて世にだそうという気持ちが全く出てきません。絵の上手い人なら素材にされるなんてのは尚更です。

一次創作、二次創作関係なく、AI や RoLA の学習データの中身を確認する事は容易ではなく、一般の人間が確認するのは現状ほぼ不可能かと思います。

このケースでは二次創作ですが関係なく他社の著作権キャラを生成されると会社や著作権者等に迷惑がかかります。

グロテスクな絵を作られたり、常識的に問題のある絵を生成し嫌がらせに使ったりと現状でも既に発生している問題があり、酷い有様です。画像を自分の絵柄や、私が描いたと誤解されるような事になれば大事です。

これは AI の技術、イラストの出来が上がり上がるほど大きな問題になってしまいます。権利的な問題もあり通常使う事はできず、現状一般の人間でも会社に所属する者でもどちらも迷惑で業界を荒らす邪魔者でしかありません。文化の衰退を招く、非常にまずい状態です。この状況のまま、新しい人材は育つのでしょうか、文化は守られるのでしょうか。児童ポルノも学習データに入っている、と言うことは AI が流出し、色々な方に使われ始めた頃からずっと言われて来た事ですが、事実と知れ渡った現状もその問題を解決する事は出来ていなかったはず。文化庁は児童ポルノや海賊版データの取扱も合法という事で話をまとめるおつもりなのでしょうか？

自分の絵が学習に使われているかどうか、知りたくてもわからない現状から真偽を知れる時代、機会はくるのでしょうか。

推進派の意見に惑わされず、まずは問題のクリアから考えてみてはどうでしょうか、現状の AI を利用するには、誰が見ても問題が多すぎます。既に何人も職を失い、命を絶っています。

現状の生成 AI で経済の発展はありえません

●受付番号 185001345000001262

2.検討の前提として

特定のイラストレーターの画風に酷似したイラストを誰でも簡単に生成でき、それを自由に利用できることは元のイラストレーターのアイデンティティーを奪う行為です。

まずは百聞は一見にしかずなので例を挙げますと

[AI生成で作られたイラスト]



[オリジナルの絵師]



これはオリジナルの絵描きにとって百害あって一利なしではないですか？

勝手にデータ収集されデータをもちいられたうえに本人は勝手に自身の絵の絵柄という努力の積み重ねを盗まれるのですから。

そしてそれをあたかも自作発言しているのですからアイデンティティーの強奪ではないでしょうか p

●受付番号 185001345000001263

X(旧 twitter)をメインに、イラストを描いている人間としての意見です。

昨今、あらゆる SNS や匿名掲示板で、AI 生成イラストを目にするようになりました。その中には明確に特定作品やイラストレーターの絵柄を模倣したものも多数ありますし、それで収益を得ようとする者も居ます。

AI 技術そのものの意義に対してはこれからも深い議論が重ねられるべきですが、少なくとも現状 AI 技術を扱う人間については、本来創作に求められるべきモラルの無い者が多数いる、というのが実感です。

この状況は創作を行う人間に対して明確に不利益をもたらすものだと私は考えております。

創作を行う人間の利益を保護するのが著作権法の意義であるなら、私は

- ・ AI 生成イラストにより著作権が明確に侵害されうること
- ・ それに対し法による規制が必要であること

を著作権法に求めます。

また、これは金銭や権利だけでなく、創作を行う者のモチベーションにも関わる話です。

イラストを描ける、それによって評価されるという至極普通の事が、当たり前のように守られる世の中であるよう望みます。

●受付番号 185001345000001264

生成 AI に対する意見

・生成 AI は既存の完成品の複製的な作業を行っているため、その後の工程の発展が見込めない。

・生成 AI 作品の元となる学習データは、拒否権の無い他者から無断で収集されている。

・生成 AI は既存作品の複製的作業であり、それにより生み出された作品に対する評価は元となった学習データに与えられるべきである。

・個人の制作した作品を無断で収集し、それによって生成された AI 作品を企業や個人が扱うことで、本来元データを制作した本人に与えられるべき評価を企業やその他の個人が搾取することになっている。

・生成 AI の入出力の制限や規制が行われていない為、犯罪・悪質行為への幫助性が極めて高く、生成 AI によって成りすましやデマなど多くの被害が生まれている。

・生成 AI の出力作品なのかを明記する義務や規制が無いため、既存の画像や動画(二次元作品、三次元作品、また現実を記録した写真や動画)と区別する手段が無く、また技術的にも区別することが難しいため、偽装・僭称・詐称行為に対して消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられ、それら被害に遭うリスクも増大している。

・著作権は人間が制作したものに対する権利であり、それを生成 AI が制作したものに対して当てはめるのは不可能である。

・生成 AI は既存既知の道具ではなく、新しい概念のためそれに合わせた新しい権利と義務を与える必要があり、またそれを元にした規制が行われるべきである。

これらは将来に対する懸念点ではなく、実際に現場で既に発生しているリスクや被害、負担である。そのため、早急な規制が必要である。

懸念点

・生成 AI によって悪意ある行動が扶助されれば、創作者は被害に遭うリスクを回避するため、制作する作品を減らしたり公開することがなくなったりする可能性が大いにある。そうすれば、元データが失われるため生成 AI ができることも無くなる。

そうして現在の創作技術が空洞化し失われれば、今や日本のビッグカルチャーであるアニメ・漫画・ゲームなどの文化、市場が縮小する。

・生成 AI によって総理大臣のビデオが制作されたり、ウクライナ戦争で生成 AI によるデマが流され人々が正しい情報を把握出来なかったり、政治的な問題点が増える可能性が大いにある。

生成 AI の規制を緩めるということは『創作者が生成 AI の学習データとして自分の写真や動画、創作作品を使うことを許可した』という偽の情報を作り、権利を不当に主張した悪意ある企業や個人による偽装・僭称・詐称行為を可能にすらする。

生成 AI については、他国より厳しく規制し、諸外国の手本となるように生成 AI による一

時的で暴力的な成果より長期的な成果と発展を目指すべきだろう。

●受付番号 185001345000001265

自分の書いたものを許可なく商用に使用されているパターンが「バレなければ犯罪ではない」の発想で取り上げられていることが SNS や現実のあちこちに散見されております。それはコンテンツの一次、二次創作に関わらず蔓延しており、使用した本人が自覚なく使用して謝罪に追い込まれる場合はおろか、悪意的に使用して著作権者を追い込むパターンも散見されており、権利者を一方的に搾取する構造ばかりがうず高く積み上げられています。

AI の技術自体は素晴らしいものではありませんが、その使用ルールにおける頒布と使用者の善性を著作における信用の前提としてはならないことをここに意見として提出いたします。

●受付番号 185001345000001266

3.生成 AI の技術的な背景について の (1)ウ に記載されている学習データは切り貼りではないとされる という文章ですが、事実現在進行形で生成 AI に学習されているデータは一般の著作権物の無断使用及び切り貼りであると認識しております。

また、その他にも生成 AI に学習されているデータの中に児童ポルノに触れるものもあります。

この現状をまずどうにかするべきではないでしょうか？これを解決しなければ更に児童ポルノに違反するような物が学習され、その為に被害を被る子が増える可能性もあります。

今現在であっても一般の創作物が勝手に生成 AI に学習されており、学習元の方にヘイトが向くような事が起きていますが、もしこの案が可決された場合、さらにそのような被害の輪が広がりイラストレーターや漫画家の方々のようなクリエイティブに活動されている方々の職を奪う事も有り得る事もあるかと思えます。

このようなことが起きた場合、どのように対策されるお考えなのでしょうか？

私はまだ学生で、法律などの難しい事は未だによく分かっていませんが、今回の素案が前回より内容が乏しく、私達創作者が舐められているのかな、と感じるような内容でした。

この案は正直、私達創作者の自由を侵害するような行為だと思っていますし、日本の文化とも言える漫画やアニメ業界を衰退させる行為だと考えています。

どうかこの案が可決されませんように。

●受付番号 185001345000001267

生成 AI は開発者も認めている只の合成機であり、著作権の侵害、肖像権の侵害、他被害の拡大にしかない。特にポルノやフェイク物が最も簡単に生成出来るのは脅威。被害拡大だけではなく、より悪質なものへとなる。ネットだけでなく実生活までにも及ぶもの。

生成 AI の問題点にもっとも目を向けるべきはハイクオリティな出力物ではなく出力の即時性と数であり、ネット社会との相互性を考えればルールや規制した程度では被害防止にならない事は想像に難く無い。被害を即日対処出来ればいいが現実的には不可能であり、被害拡大装置にしかない。

生成 AI の入手や利用が容易な時点で、学習データを選別したモデルを用意する事にも意味はなく、生成 AI の入手や使用する事自体に制限をかけ使用者を厳しく限定する他ない。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

創作物をデータセットとして使用している生成 AI において、『画風』・『作風』は、著作権の適用範囲外であるアイデアには該当しないと考える。

従来の著作権法において、『画風』・『作風』がアイデアとして扱われることに対する正当性が認められていたのは、人間が著作物の『画風』・『作風』を模倣(意図せず類似してしまっただけの場合においても)し、需要を代替するためには、相応の技術が必要だからと推認される。生成 AI に出力させる場合では、データセットとして使用されている著作物に含まれた『画風』・『作風』を模倣することは非常に容易であり、これは、需要の代替可能性が大きく跳ね上がり、著作者の権利を侵害することの容易さを示し、正当性を欠くものであると言える。

このように、人間と生成 AI が著作物を利用することにおいて、実状では大きな相違点が認められる。よって、生成 AI と著作権に対するあらゆる問題では、人間に適用する著作権法の考え方とは別の、新たな視点で著作者の権利を保護しなければならない。

(2)生成・利用段階

【著作権侵害の有無の考え方について】

(ウ) 依拠性に関する AI 利用者の主張・立証と学習データについて

「当該生成 AI の開発・学習段階で当該既存の著作物を学習に用いていなかった場合、これは、依拠性が認められる可能性を低減させる事情と考えられる。」とあるが、例として、A という著作者の著作物をデータセットとして学習した生成 AI(A'とする)が生成した生成物を、データセットとして別の生成 AI(A"とする)に学習させ、その A"が生成したものに対して著作権侵害を訴えた場合では、依拠性が認められる可能性を低減させる事情"として扱われるのだろうか。もし扱われるのであれば、低減されない様に改訂する必要があると考える。

その他

もし、現状の著作者の努力・人格を無視し放題の法律のまま、生成 AI を推進した場合、利益の面から著作者が減少し、創作物市場における日本の支配率の低下を招くと考える。これは、ゲーム市場の二の舞と言えるだろう。日本はゲーム市場において大きな文化的アドバンテージを持っていたにも関わらず、海賊版の横行等による利益の減少により、市場の支配率を大きく低下させている。日本の大きな武器であるサブカルチャーの内、多くの割合を占める創作物市場はなんとでも死守していただきたい。"

●受付番号 185001345000001269

生成 AI が画像データの「切り張り」ではないと記載があり、それは事実なのですが、現状ほぼそのままのようなものが出力される事も多く、また学習元に対してのモラルも「違法じゃないから」というだけで全くない状態です。既存の著作物ですら「知らなかった」という体でガンガン学習元として使われ、あたかも自分が描き、歌い、作ったかのようにネットの海に垂れ流されています。現状がまかり通ってしまうとここまで成長してきた日本独自の漫画やアニメ、映画や歌等の文化の成長に大きな障害になると考えています。

現状のまま進んでいくと日本に存在する多くの凄腕クリエイターはいなくなり自身で何も生み出せない、似たようなものだけを延々と生成する似非クリエイターばかりが増え、最終的にクールジャパンを生み出してきた日本がその文化を生み出せなくなる事になりかねません。

また描き、歌い、作り出す方々以外にも生成 AI によるトラブルは現状多いです。何故なら生成 AI により既存の著作物を利用した画像データや音声データ等が AdobeStock、Pixar、Shutterstock をはじめとした素材購入サイトを汚染し始め、そのトラブルも多く発生しています。

こういった背景から当方としては一旦大きく規制をかける必要性はあると考えています。個人利用の範囲にまで規制を入れるのは難しいと考えていますので、最低限公表するデータに対して制限、ないし罰則を与えるべきだと考えています。

今後クリエイターにはデータを公表する際には NS(ナイトシェード)等のデータ保護用フィルタをネットに公開する際には義務化し、一定期間(五年単位)で著作物が不明なものは政府の著作物として無断利用、違法での使用が発覚した際には一定の罰則を与える形にして生成 AI での利用に一定の制限を与えつつ保護フィルタ等が一般化し始めた段階でゆっくりと(数年単位で)緩和していくべきかと考えています。

AI に対しては極力早く規制をかけないと加速度的に被害が増大、拡散していくのでスピード感が重要だと考えます。

現状の生成 AI での利用は日本の文化活動を破壊するテロ行為と変わらないです。上手く使えば、クリエイターの案出し、自身の著作物、制作物の可能性の模索や時短の助けになる技術ですし、この技術を上手くコントロールする事が今後の日本の文化活動の飛躍に大きく貢献することは間違いないはずですが、現状ではプロ、アマ問わず幅広いジャンルのクリエイターの足を大きく引っ張り、児童ポルノ、殺害予告や嫌がらせ、有名人のなりすましによる犯罪行為に多く使われています。

こういった活動に多く使われ既存クリエイターの著作権を軽視するような現状では多くのクリエイターが日本国内での活躍の場を減らし、経済活動もいち早く生成 AI の規制対応を始めた国、場所がメインになる事でしょう。クリエイターとして作品を公表する事も減ると思います。出した途端自身の作品の劣化コピーやキメラ、下手したら一部を捻じ曲げた

だけのそのままのものが別の人間の作品として世に大量に出回るのですから当然ですね。生成 AI 自体は大きな武器です。破綻や問題点は多いとはいえ学習元をしっかりと精査し、コントロール、規制するのであれば短時間でクオリティーの高い素材を生成する事が出来ます。これは様々な分野において活躍すると思います。これは日本国内に限った話ではなく世界規模で、です。

だからこそしっかりとコントロールしないと既存のアーティスト、クリエイターを殺します。現状では生成 AI が使えなくなっても影響は大きくありません。まだまだ浸透はしていないからです。ですが、このままだと時間を追うごとに影響力は高まり、自身で何も生み出せないクリエイターが増えていくでしょう。増えていった先は終わりです。クールジャパンと言われた文化は他国に大きく放され、技術や独自性は皆無の似たり寄ったりの学習データで生成しかできないクリエイターや未熟なクリエイターだらけの国になってしまいます。新しいものを生み出せるアーティストは一足先に規制、コントロールを成した国や場所で活動し、新しいデザイン、文化、製作物は学習されないように対策をされて高い対価を払わないと使えない、文化的にも大きく劣り、後塵を拝する事になるやもしれません。勿論上記のは自身の想像でしかありません。ただ現状の生成 AI を取り巻く環境から鑑みるにそうありえない未来ではないと思います。

この技術は現状容易くアーティスト、クリエイターの成果を奪い、盗み、傷つけています。この技術を「研究しない」という選択肢はありませんが最低限公表する際の厳しい規制、学習データの公表等著作物を使われたクリエイターへの配慮が必要だと考えています。

●受付番号 185001345000001270

自分はイラストレーターですが、以前、とある作家が、制作途中のものとして SNS にアップしていた下書き状態のイラストを、第三者が AI に学習させ、作家が完成させるより先に、AI 生成にて完成させたイラストを自分の創作物としてアップしてしまうという事例を見ました。

こういった悪意のある侵害行為が実際に起こっていること、今後同様の行為が起こりうることを、同じイラストレーターとして、懸念を抱いています。

自分の創作物を学習元として利用されることを望まない場合、無断で学習されないような仕組みがあって欲しいと思います。

●受付番号 185001345000001271

生成 AI、とはされていますが、実情としてインターネット上で公開されているイラストレーターなどの作品をぶっこ抜いて生成 AI の学習に使用しているものがほとんどで、実際に AI を活用した作品を販売しているかなりの方が他のイラストレーターさんから抜いたデータを使って販売をしています。

学習データの目的は享受目的ではない、とはされていますが、そもそも数多ある作品を作為無作為関係なく AI に出力させるためのデータとして学習させている上にそれを販売している人がいる時点でその前提が崩壊しています。

現時点での生成 AI は、学習データなどと嘯き人の作品を無断で学習させる、他人の創作物を食らい著作権を踏み躪った倫理観も何もない金儲けのための非人道的な道具であり、それを使用する人の倫理観も崩壊しています。

生成 AI は問題だらけ、というか使用する人物が基本的に人権を侵すことをなんとも思わない化け物ばかり。

生成 AI を本気で運用するのであれば、学習データの開示や学習方法の徹底、著作者への保証、また海外でも問題視されている実在する人物を利用したポルノ生成の規制といった多くの問題に対してキチンと問題を解消する準備をしてから行うべきであると考えます。

●受付番号 185001345000001272

4.関係者からの様々な懸念点について

わたしはイラストレーターで生計を立てています。ただでさえ生活をできるか危うい税金に苦しめられながら、長年時間とお金を使って培った技術で仕事をしています。

生成 AI はそんな立場の人間の、権利を奪い、作品を奪い、ブランドを奪い、将来性を奪い、生活を奪うと懸念しています。

というのも現在生成 AI は既に人の作品を奪い看板を汚しています。イラストレーターの作風や作風というのはその人の看板です。私のような業種の人間は同業者の名前やら作風をある程度知ってますが、消費者は「どこかで見たことある」絵柄程度にしか留まりません。そんな中、特定のイラストレーターの絵柄を模倣してその人のブランドや作風、矜持を無視して作品を生成し、グロテスクなもの、イラストレーターの思想と反するもの、アダルトなものを喧伝されることもあります。

ブランド性を誤認されたイラストレーターは、変な印象がついた絵柄を使用することを敬遠され、長年かけて作り上げ広め自身の売りである絵柄を封じられることとなります。

被害者の例

これはイラストレーターだけに関係することではありません。

芸能人の肖像権や、小児性愛の助長など性被害だって同様のことが言えます。

既に「脱衣 AI」のような、服を擬似的に脱がせるような画像を生成するものが出ています。

それによって間接的な性的被害にあってるコスプレイヤーの女性もいます。

芸能人のフェイクニュースの画像なんかも作り放題です。今は素人でも多少生成 AI の違和感を感じ取ることが出来ますが、見抜けない巧妙な生成物もあります。技術は常に進歩していて、じきに素人目には全く分からない本物の写真のような画像も生成できるでしょう。そうなった時今の無法地帯どころか AI の歓迎する日本の法律では全ての人間が他人事ではなくなってしまいます。政治などの印象操作など、国家的に無視できない規模にだってなるでしょう。

現状生成 AI を推進してる人達はこれらの問題を無視して自分の目先の利益だけを優先し、無理に押し進めているように感じています。

中にはコンプレックスからか、クリエイターへのいやがらせのためにわざわざ悪意のある使用をして営業妨害に使っている人もいます。

最近小説家が AI で部分的に執筆して「漫画家も背景は AI イラストを使う」と言った事実と異なることを話していました。我々イラストレーターや漫画家など権利物を扱う人のほとんどは他者の権利物を侵害しないよう、イラストを執筆するだけでなく権利関係に細心の注意を払って著作権フリーのものをお金を払って購入したり自分の足とお金を使ってロケをした写真をもとに使っています。このように AI 推進派は自分の欲のために都合のいい

ように事実をねじまげて、将来的にこのような行動で 0 から 1 を作るクリエイターがいなくなることを危惧していません。

日本はアニメや漫画が強く、世界にも誇れるものです。それなのにこんなにクリエイターを経済的にも文化的にも殺していく体たらくで何をクールジャパンと言えましょうか？都合のいい時ばかり「日本のアニメ文化」として漫画やアーティストを我がものとして扱っていますが、今の AI 推進の姿勢はそんなアニメ文化をじわじわと失わせます。本当に恥ずかしい日本だと思っています。

しかしながら AI の技術はすごいものだとも感じています。

今の AI 技術に求められることは、既存の作家性や肖像権を侵害しないこと、AI であることを必ず明記しなければならないことなどがあると思います。

クリエイターを出してクールジャパンと名乗るのなら、どうか世界に恥じないクリエイターを守る日本であってほしいです。

●受付番号 185001345000001273

画像生成 AI(stablediffusion、midjourney などの、無許可画像学習したもの)、文章生成 AI(chatGPT など)などの文章を無断で学習したものの国内での使用の一切を禁じるべき。海賊版と変わらない存在であるにも関わらず、利用を推進というのは正常な判断ではない。オリジナルの価値を不当に下げ、原作者の意図を無視しながら生成物を享受出来てしまう状況を直ちに終わらせるべき。

画像生成 AI(stablediffusion、midjourney)などは、他者の著作物を無許可で学習させ、原作者の意図しない作品を生成できるため、画像生成 AI を推進するよりも著作者本人にしか利用ができないようなツールなどから作成するべき。

上記内容が現実的でなく、実現不可能なら国内での画像生成 AI の使用を一切禁止するべき。この（書類、推進名）内容は事業の生産性を向上させる以前に、トラブル回避などリスクヘッジを考慮する企業は結局利用せず、モラルを欠いた一般人の愚行を推進する内容としか思えない。

学習段階で第三者の著作物を許可なく学習させていることが問題である。

生成 AI は現状オリジナルで営業しているクリエイターの営業妨害である。

上記のような状況では NightShade と Glaze は、クリエイターが許可なく作品を学習されないための手段として必要。

このまま生成 AI を進めていくのは日本の文化を滅ぼすことと同義である。

オリジナルを生成したクリエイターへの営業の妨害をしてまで推進する内容ではない。

そのようにならないためにもクリエイターと著作物を守ってほしい。

●受付番号 185001345000001274

画像生成 AI(stablediffusion、midjourney)などは、他者の著作物を無許可で学習させ、作者の意図しない作品を生成できるため、画像生成 AI を推進するよりも著作者本人にしか利用ができないようなツールから作成すべき。

上記内容が現実的でなく、実現不可能なら国内での画像生成 AI の使用を一切禁止すべき。生産性についてもトラブル回避などリスクヘッジを考慮する企業は利用せず、モラルを欠いた一般人の愚行を推進する結果になりうる。

オリジナルを生成したクリエイターへの営業の妨害をしてまで推進する内容ではない。

●受付番号 185001345000001275

学習した著作物を表示できるように義務付けるなどしない限り文、写真、絵何においても利用は不可であると考えます。

特に近年、SNS の著作物からリアルな児童ポルノを生成する人たちを見かけますのでまずそちらの規制をお願いします。

ここにおいて問題なのは子どもの写真を多く学習した AI が写真のような子どもポルノを生成できることにありますので、イラストなどに関しては除きます。

今や日本文化として楽しまれつつあるアニメ、イラスト、漫画の権利保護をどうかお願い致します。

●受付番号 185001345000001276

私個人としても一絵描きではありますが、絵描きや文字書きの方々としては多かれ少なかれ一つの作品を生み出すに当たり多くの経験、時間を費やされています。

同じ経験、時間を経たとしてもやはり人それぞれの表現と世界があり、そこに作品の価値を見いだせるのでは無いでしょうか。

其れをいとも容易く、完成した上辺だけを剥ぎ取られ見ず知らずの第三者に「私が描きました」と言われてしまう、下手をすれば書き手が耐えかねて筆を折り泣き寝入り。

書き手がどれだけ多くの対策を重ねようとも尚、許可無く生成される AI 画像、映像のたかがではありません。されど一つ、一瞬で好きで好きで仕方がなかったものを嫌なものへ塗り替えられてしまう、其れは今のインターネット社会では瞬く間に独り歩きする現状に酷く心苦しく遣る瀬無い気持ちです。

又 SNS の未成年利用者も多い現在、今後書き物に限らず個人が特定出来る写真、自撮り等から悪用され犯罪や自殺も多数発生するのでは、と危惧しております。

一方で、AI 技術は大変素晴らしく便利且つ多くの場面で活躍し、今後更に利便性が飛躍し多方面で耳にする、目にする機会が増えるのではないかと期待しています。

先にも述べたようにインターネット社会では圧倒的な強みでは無いでしょうか。

勿論作品を作る側といたしましても自らの観点からでは発見できなかったアイデアや画面構想、言葉選び、情景描写を一案として賛否両論ありますが、参考とさせていただく方も一定数いらっしゃる事は間違えありません。

短く拙い文ではありますが失礼します。

●受付番号 185001345000001277

AI を使用している者たちはクリエイターではありません。自分で考え創作物を作り出しているのではなく、AI に無断で学習させた本物のクリエイターたちの作品の海賊版を刷らせているだけです。まず AI を使用している者たちをクリエイターと呼ぶ謝った認識をあらためていただきたい。生成 AI により数多くのクリエイターが被害を受けています。現状の AI が行っていることは著作物の盗用です。すみやかに規制していただきたい。

●受付番号 185001345000001278

クリエイター自身が気持ちを込めて作った作品をそんな簡単にAIに学習させるのはさすがに駄目じゃないでしょうか。クリエイター側の気持ちを無視するようなことをするのはやめてほしいと思いました。

●受付番号 185001345000001279

私は現在イラストを描く仕事をさせてもらっている者でその立場からの簡単な意見となりますが提出させていただきます。

まず結論として AI 生成技術が侵害するであろう著作権の保護は

「厳しすぎると思われるほどに強く著作権を AI 利用から保護すべき」と考えます

これは当然 AI 生成を開発する側や利用者からの強い反発を受けることと思いますが

それらが「人間の作った著作物に依存している」現状では「柱を第一に守らないことにはやがて全ての枠組みが崩壊」することからも厳重な保護が第一であることは明らかと考えます。

残念ながら私には著作権法の詳しい知識が乏しいため、第何条を...というような意見を書けないのですが

現状の AI が不特定多数の著作の権利を侵害する可能性があり、さらにそれが著作者の知らないところで利益を発生させる

というビジネススタイルを生み出してしまうという危険性は誰の目にも危険すぎると考えます

これは個人や企業間での訴訟の問題だけでなくより大きな問題となる可能性が高く放置すれば日本の芸術、クリエイティブ文化を根こそぎ枯らすことになりかねないからです。

ここから少し強い言葉となってしまいますが現状の AI 生成を放置すればそれは

「芸術文化の共産主義化」をもたらすと私は考えています

AI 生成は人間の作った優れた芸術を吸収し即座に作品として提出できます。それは一見とても素晴らしく芸術文化を底上げしているかのようにも映るでしょう

ですがそれはあくまで「既存作品を継ぎ接ぎした作品が飽和した」状態であり

上に積み重ねるのではなくただひたすら横に機械の量産を行っているという事です

そしてそれらの大量生産された AI 作品で利益を得るということは著作権の侵害という今回論点となっている大きな問題以上に

作品を生み出す人間の育成に致命的な傷を与え芸術文化の衰退をもたらすと考えられます

理由は単純でありクリエイターが時間を労力をかけ磨き上げた技術で生み出した作品が、ひとたび発表すれば AI に模倣され知らない所で誰かがキーボードを打ち込むだけでコピーされた作品が世界中に発信され、それが自分ではない誰かの利益になる

このようなことになれば現状のクリエイターは作品を生み出す意欲を失い、これから出てくるであろう才能あるクリエイター達もクリエイターを目指す異議を失うでしょう

上のような状況は一見優れたクリエイターの作品と同じものが AI によって大量に生み出せるという夢のような状況にも見えます。

ですが実情は芸術家やクリエイターが時間と労力とかけて生み出した成果を、時間も労力もかけていない人々が横からその成果と利益を AI というフィルターを通して勝手に享受し

分配しているということです

これではクリエイターは働けば働くほど、作品を作れば作るほど、顧客に何より自分たちを守ってくれない国に絶望し活動を辞めていくでしょう

そうなれば新しいクリエイティブ活動は徐々に消えていき文化的な創作はわずかに残ったクリエイターのみが行いその少ない作品をAIが模倣し数だけが横に増えるという循環に陥りかねません

これが先程言わせていただいた芸術文化の共産主義化への危惧の内容です

クリエイターは頑張れば頑張るほど自分の成果をまるで世界の共通財産のように接収され分配される。それは芸術文化にとっての終わりではないでしょうか

これは勿論考えうる最悪の状況の一つを意見として書き出したにすぎません

日本がそうなるまえに国家がしっかりと芸術文化を支えるクリエイターの権利を保護してくれることを私も信じています

ですが上のような最悪の状況を心配しなくてもいいと思えるほどの安心をクリエイターの皆さんに与えてほしいとも思っています

それ故に最初に述べさせていただいた「厳しすぎると思われるほどに強く著作権をAI利用から保護すべき」という意見をこうして送らせていただいております

「著作物が強く守られている」という安心感はクリエイターの創作の意欲を守りこれから生まれてくる新たなクリエイターの道を照らします。

逆に著作物がいつ侵害されるかわからないという不安はその逆をもたらします

特に不安は想像以上に早く人々の間に広がり一度根づけば取り除くのは困難です。

私も一人のクリエイターとしてこれからの文化財産を守っていくためには今この時が最も重要と考えます

最後にAI技術の素晴らしさは私も理解しているつもりです。これからさらに素晴らしいAIが作られることでしょう

ですがそれはあくまで人間のためのAIであって欲しいのです。AIのために人間が不利益を被ることは本末転倒であると考えます

以上をもってこのたびの意見とさせていただきます。この意見が少しでも未来のクリエイター達を守る一助となることを祈っております

●受付番号 185001345000001280

AI、特に絵や音楽、小説等創作的分野に関しては他人の努力して得た時間を上から掠め取り、努力してきたものを嘲笑うかのようにお金に変えようとする悪質なものと感じます。それらの行為は、今まで仕事をしてきた創作者の仕事を奪うことになり、何も努力をしていないものが他人の人生を台無しにしていくということです。

絵を描いても結局他人の餌にされるくらいなら描かなくてもいいという人が増えた場合、日本での創作の活動の流れが完全に止まります。

学習してきたデータの中には児童ポルノ等、法的に規制されたものも含まれており、これらが実在人物にも利用され利用された場合、さらに学習用として元となる児童ポルノを実際に撮影し、それをAIに学習させるなども考えられます。

今の段階で法的に同意のないものに関しては規制をすべきだと考えます。

●受付番号 185001345000001281

あまり法律に詳しくなくて申し訳ないです。

自分はイラストを描く人間ですがどちらかと言えばAIは好ましく、技術として頑張っ
て欲しいと思っています。

ただ、やはり特定の絵師を狙って学習させ出力をしたものは盗用とも言えます。個人で
楽しむ分にはいいのですがそれで金銭を得るのはおかしい話です。生成AIは出力時にウオー
ターマークが勝手に入るようにできればいいな、と思います...

自分も最初は背景に使ったりもしていましたが、あくまでそれは金銭に関わらない落書き
などでの使用でした（これもあまり良い使い方では無いと思いますが...）

生成AI試して感じたのは、自分では思いつかなかった表現、デザインを得られること
です。構図やキャラクターデザインなどの着想部分には持ってこいかな、と思います。個人でも、
企業でも、アイデアの段階で使用する分には良いのかなと思います。これならウオー
ターマークが入っても大丈夫なので。

自分としては、AIには未来を感じているし、ゲームの企業が所有しているイラストなどで
独自の生成AIを作成し使用している現状を見ると完全に撤廃するのは寂しいなあと思
います...

もちろん、難しいのは分かりますが、いい未来、いい結果が出ることをお祈りして
おります。

●受付番号 185001345000001282

イラストにおける AI 生成に関して

現在、イラストレーター（A 氏）が描いたイラストを別人（B 氏）が AI に学習させることで、A 氏の描いたイラストのような作品を B 氏が生成することが出来ています。このような状況になった場合に、B 氏に著作権があるような AI の使い方はあってはならないと思います。

B 氏が出力する際も、A 氏を含めデータとして利用されたデータの著作権を持っている人の許諾があって、B 氏の生成したものに著作権が発生すべきです。

●受付番号 185001345000001283

無断でイラストを使用される状況なため沢山の被害や嫌がらせがあります。特定の人物の絵のみ学習させ本人が描かないようなセンシティブな絵を生成し、その上その絵を売るという行為に及んでいる方が沢山増えていきます。その被害者も同様に増えていきます。絵を職としている方々はとても苦しい状況です。

ただでさえ、無断使用はとても気分を害するうえに、絵で生計を立てている方は余計打撃を受けています。

そこで AI の使用に関しての要望兼提案があります。

- ・ NovelAI 含む全ての AI のリセット（一番叶えて欲しい）

せめて一般に利用できている状態（大学の研究等に対しては除く）にある AI はリセット

- ・ NovelAI 含む全ての AI の使用する際は必ず個人情報を入力する
- ・ 画像を学習させる際に、元画像の保持者も個人情報・同意を入力
- ・ AI に学習させる際の画像は必ず使用料をつける（創作者や元画像の保持者が金額を決める）

AI のリセットが難しい場合今までの画像元へ使用料を支払う義務をつける

- ・ AI 生成画像の著作権は元画像の保持者や創作者が優先
- ・ AI 生成画像の使用元を必ず全て明記

とても難しい問題だとは思いますが、ここまでしないと創作者側が報われないと考えます。本来であれば使用する際は必ず使用される側の同意や著作権を守った状態で行われるべきです。それを野放し状態でここまで発展したのならリセットや使用料等は妥当だという考えに至りました。どうかご検討の程よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001284

生成 AI と著作権について、これまで日本のプロアマクリエイター達が積み重ねてきたものにフリーライドする生成 AI は、まるで「クールジャパン」と銘打って、ろくに待遇改善も保護もせず、タダ乗りして金儲けした官製の姿勢と重なります。まずは自国のクリエイターと作品を守ることを最優先に考えてください。だから中国や韓国に負け続けるんですよ。

●受付番号 185001345000001285

他人が何時間もかけて描いた絵を AI を使ってなんの労力もなく盗み、それでお金を稼いでいる人間がいます。AI で盗んだ絵で自殺教唆している人間がいます。そんな事をされるなら、創作をする人間なんていなくなると思います。AI 絵師と呼ばれている人間が何をしているかきちんと調べてほしいです。

●受付番号 185001345000001286

よく絵師さんにイラストを依頼するクライアント側の意見です。

AI イラストに関しては、正直、便利なものとの認識を持ち合わせております。

が、我々はこれまで絵師その人の技術及び努力に見合う価値があると判断した上で依頼をしてきました。それが AI に技術の盗用をされてしまっている現状、その価値の下落を招いてしまっていることに憤りは感じております。

AI は便利なものです。自分のイラスト著作権を用いて学習させて背景生成など出来れば作業効率をあげるなど将来的には発展していく可能性も秘めていると思います。

ですが、絵師さん個人の価値を保護するためにも学習元の提示ならびにその提供情報の開示義務などは法として設けていって頂きたいと思います。

●受付番号 185001345000001287

学習段階で有料のコンテンツ A を学習し、出力段階で A のものをそのまま出力した場合、「生成 AI には著作権が無い」という考えからこの「生成 AI から出力された A と全く同じもの」は著作権フリーであり二次利用等可能という、「著作権ロンダリング」と言われている物があります。

私個人の考えでは生成物は通常の手書き等と同様に扱うという理解からそのようなことは無いと考えていますが、X(旧 Twitter)では一部のクリエイターに大きく支持されている考えであるため、この「著作権ロンダリング」は有り得るのか、解説していただきたく思います。

●受付番号 185001345000001288

生成 AI で出力された画像には、中央にウォーターマークを付けるなどして AI 生成画像である旨をはっきり消せないように表示して欲しい。

昨今、インターネットで虫や植物の画像を閲覧すると、写真と見紛うようなリアルな写実の（しかも細部が事実とは異なる）AI 生成画像が何の注意書きもなく混ざってしまう。インターネットはすっかり AI 生成画像に汚染され、正解を必要とするならば紙の図鑑を閲覧しなければならなくなった。

生成 AI でフェイクニュースが作られることも問題視されている。

ぜひご検討願いたい。

●受付番号 185001345000001289

【5. 各論点について (1) 学習・開発段階】

現在の高速化した AI 技術は「著作物の市場に大きな影響」を与えていないはずがなく、それどころか甚大な悪影響を既に及ぼしている。完全に前提が覆っている事を認識し、『著作権者の許諾なく著作物を AI 学習する行為は全面的に禁止すべきである。』

特に特定の作家名をプロンプトで入力し、生成する行為は明確な「享受目的」に他ならない。

そのような画像生成を可能としている事、一般利用者に提供する事、ひいては利益を得る行為が著作権者の利益を不当に害している事は明白であり、『特定の作家名をプロンプトとして入力し、その作家の絵柄や作風を模倣した生成物を生成する事ができる AI を、サービスとして一般利用者に提供する事は、著作権の侵害とするべきである。』

込まれる人が増えてしまうことは明らかです。どうか犯罪を助長する技術や犯罪者のためではなく、真っ当なクリエイター達のための決断をしてほしいです。

●受付番号 185001345000001291

先ず、反対をさせていただきます。

どれがおかしいか等と言わずとも分かるレベルの話だと思います。

不特定多数の創作物から学習した AI が出力したものを、人間が考え作り出した創作物と同等に扱うなど笑止千万でありましょう。

もし、その様な事になれば美術品の真贋なんぞ意味をなさなくなるでしょう。

技術や完成を磨いた人間が描いた創作物と、技術等を学ばずとも土台が作られたものを弄り倒した物が同じ物として扱おうとしているのですよ？

他者から盗んだ物から作られた合成物に権利が必要でしょうか？

意図せずとも大元となった作品の管理者は諸手を挙げて迎合し、許可を出しているのでしょうか？

作品を作り上げるまでに血反吐を吐き、涙を流した努力が、何も成さず何も考えずに出力された色の集合体と同じなののでしょうか？

もう一度、冷静に考えていただきたい。

●受付番号 185001345000001292

生成 AI に創作性を認めるという事項についてですが、反社会的勢力の資金源と成りうる可能性があります。生成 AI で何十万枚も生成公開し、インターネット上で少しでも似てる絵がアップロードされれば著作権侵害で絵師を脅し示談金を取るなど容易に行えてしまいます。

生成 AI によって生成されるコンテンツは、実際の創作者の努力や知識、経験に基づいています。AI はあくまでツールであり、AI によって生成されたコンテンツの著作権は、学習元の関係者に帰属すべきです。創作性を認めたとしても、生成した人物に帰属すべきではありません。

●受付番号 185001345000001293

生成 AI によって特定のイラストレーターの絵柄を学習し、その本人を騙って、SNS 等でなりすまして発言できるのは問題ではないでしょうか。著作権を守るためにも生成 AI の法規制を期待しています。

●受付番号 185001345000001294

AI生成による他者のなりすましや捏造が既に多発している現状、AI生成とそうでないものの区別がはっきりとできるような、また他者へのなりすましや著作権に反するような行為を行った者を厳しく取り締まるような法整備をしない限り悪用される一方だろう。

自分の描いたイラストをそっくりに再現したもので過激な思想をアピールされた日には確実に自分の元に被害が及ぶし、有名人ほどその再現の安易さやリスクが高まる上、悪用しようと思っている人間の悪意はいつも想像以上のことをやらかす。

「禁止されてるジャンルのイラストだけどこれはAIが偶然生成しちゃったものだからセーフ！」といったふざけた理屈を平気でのたまうような輩はたくさんいる。アニメや漫画の著作権に関する問題だけでも酷い有様になっている以上、今後確実に政治的な悪用もされるだろう。技術が出始めた今しっかりやらないと必ず取り返しのつかないことになる。

●受付番号 185001345000001295

クリエイターの立場からの意見になります。

現状、SNSなどに作品を発表すると生成AI学習に使用されるのではないかという不安がつきまといまいます。これは、自分が創り上げてきたものを横取りされる感覚です。

○学習データからの除外

一部ソフトウェアでは生成AIの学習データから外すこともできるとありますが申請の方法が煩雑であったり窓口がわかりにくいことが挙げられます。また、削除しましたという連絡だけでは口約束にすぎず実際に削除されたか分かりません。

再度自動収集、学習されてはいたちごっことなります。

こちらルール作りを願います。

○生成AIで生じたものとクリエイターの作品の類似性

クリエイターのイラストを単品で、あるいは大量に片寄らせて生成AIに通すことで類似品を作成し、クリエイターの権利を脅かす場面をSNSで見たことがあります。

また、生成AI利用者はそんなつもりはなくても学習データとよく似たものができるしまうリスクはあります。

生成完了時によく似た作品があるなどの警告がでるようにしてほしいです。

生成AIを使用していることは現在自己申告制であり、生成AI利用者が意図的に伏せてしまえば今後ますますわかりにくくなるかと思えます。

作成したものに生成AIを使用したデジタルタトゥーのようなものが入るようなルール作りを期待します。

○収入面の不安

生成AIは現状すでにクリエイターの仕事の一部を奪っております。

トップクラスのクリエイターは生き残れるかもしれませんが、次世代に広くつながる仕事ひきいては収入が減る危機をひしひしと感じております。

生成AIと共存していくためにはクリエイターの仕事も幅広く残したほうがよいかと思いません。

私事ではありますが体調の関係で社会に出て働くことが困難です。クリエイターは自宅でできる仕事として死活問題となります。仕事を減らされたくないです。

○その他

人間が技術を盗むときにはノイズが生じ完璧に真似ることはできませんが機械は完璧な模倣可能です。人間の技術の模倣と機械の技術のコピーには大きな差があります。

著作権法では著作物の記憶は可能とありますが、これは人間の記憶力の不確かさをもとにした法律であるため機械にはまた別のルール作りが必要だと思われまます。

●受付番号 185001345000001296

生成 AI は現時点、特にイラストや声、画像を著作権所有者および肖像権所有者に無断で利用できているのが問題のため、生成 AI を利用する場合その場での手描き及び録音のみ学習するようにするのが一番だと思います。

また、著作権及び肖像権所有者に無断で生成 AI に学習させて訴訟が発生した場合には、その生成 AI システム運営者及びデータ登録者がデータが無断登録された日を起点に判決日までそのシステムが利用された回数分の利用金を双方が著作権及び肖像権所有者に支払う事を法令化するのが無断利用防止に良いと考えます。支払う金額が大きい程システム運営者が慎重になるため抑止力にもなります。また、どんなデータが登録されているか登録したデータを確認できるページをインターネット等で公開することも透明性を担保するうえで重要だと思います。

●受付番号 185001345000001297

AI 生成技術自体は否定しません。各分野に活かせるものであると認識しています。

しかし、その AI 技術を育成するために著作権をもつ各創作物を無断で使用して学習させる行為は反対です。

AI 生成を人の役に立てるためにも、他人の創作物を無断で使用・学習させないよう罰則付きの法整備をお願いします。

●受付番号 185001345000001298

安心して創作活動を続けたいです。

●受付番号 185001345000001299

特定の作家や声優の作品だけを少数字習させ、声質や作風を模倣したものを出力させたものが、学習元の作家や声優の仕事を奪うのは非常に大きな問題です。

そういったものは作家や声優本人だけが使えるように定めたり、他者に使用料を請求できる法律を作るべきです。

現在そういった模倣 AI で作家と競合して利益を得たり、「お前はもういない」等の言葉で作家に嫌がらせを行う AI 利用者の話があとをたちません。

作品を生み出す力や演技力、発声方法などは、作家や声優が努力し、コストを掛けて身に付けてきたものです。

それらを盗む泥棒が、悪びれもなく成果の上澄みだけを掠め取って金稼ぎをしたり大きな顔をしているのは、クリエイターにとって心理的にも金銭的にもダメージです。

日本のクリエイター産業にとってこれほど大きな障害はありません。

一刻も早い法整備を望みます。

●受付番号 185001345000001300

P10「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とあるが、生成 AI の生成物は他者のデータの切り貼りであると考ええる。また、享受目的でない AI の使用について、より具体的に、狭めて定義してほしい。他者のイラスト、容姿、音声などが学習のためとして無断で使用できる状態は日本の創作産業を衰退させると思われる。

●受付番号 185001345000001301

AI の画像生成機能を用いたディープフェイクや災害発生時におけるデマや誤報の流布など、従来よりも一見した限りでは実際に撮影された画像と見まごう物が今後大きく増える可能性があるのは不安ではありますが、可能な限りでは現行法で対処し、今後の新たな技術の成長を促してほしいと思います。

しかしながら、SNS などでも AI を用いた画像生成を利用した創作活動を行った個人や生成画像を広告に利用した企業、団体が一部の AI サービス反対の人達に脅迫まがいの発言や誹謗中傷（俗にいう「炎上」）の被害を受けているのを日常的に目にします。

こういった行為が今後も続くのは AI を用いたサービスを利用することを控える事に繋がりがねず、技術の発展や市場の活性化、AI を用いた新しい創作活動などに大きなダメージを与えることが容易に想像できます。

多くの反対の人達が現行法を正しく理解していなかったり、個人の判断や感情などで責め立てていることが殆どです。

他方で法律の条文は難解な文章が多く、誤解や様々な解釈が生まれることも多々あるものと思います。可能であれば昨年 6 月文化庁が youtube にて公開した **【<https://youtu.be/eYkwTKfxyGY?si=0eZU5yUjJBId17o>】**

上記リンクの動画よりも具体的かつ理解しやすい言い回しでより踏み込んだ内容の動画を公開して広く周知に務めて頂けると幸いです。

特にイラスト生成を可能とする AI はイラストレーターなどから学習データの学習方法をはじめとする機能そのものへの嫌悪や反対、不安の声が多く聞かれるものであり、今回のパブリックコメントにもそういった意見が多く寄せられると個人的には想像しておりますので、そういった意見から解説や間違った意見があった場合には正しく理解できるように説明し、違法であるもの、違法ではないもの、司法判断が求められる場合などを解説して頂ける動画を作成して公開して欲しいと存じます。

●受付番号 185001345000001302

浅慮でしたら申し訳ありません。

画像生成 AI に特化した話になりますが、元にした画像(写真、手描きイラスト等)とほぼ同じ画像が生成される可能性がある以上、

安全側に倒すためには「学習元が完全に法的に安全である」ことを示した画像生成 AI 以外はいったん使用を禁止する方向で考えたほうが良いと考えます。

例えば、画像生成 AI が現実には流通している紙幣と同様の画像を生成してしまい、それを実物ではない(実物がそのまま出るはずがない)と思い込んで使用してしまった場合は、

善意にせよ悪意にせよ、経済社会的に最大級の問題となる可能性があります。

刑法 148 条上は、無期または三年以上の懲役と、執行猶予がつかないレベルの刑罰しか規定されていません。(刑法 148 条は、行使した場合しか規定されていませんが。)

「関連資料、その他」に紙幣の話がなかったので、エッジケースの一つとして考えました。影響調査をしてゆくと、もっと社会的利益の侵害につながるものが出てくるかもしれません。

そのあたりの整理がつくまでは、時限とするとしても使用を禁止する方向にしたほうが社会の安定を保てると考えます。

●受付番号 185001345000001303

私は趣味で絵を描いている者です。私的利用や AI 開発のためなら作品を学習されても良いと思います。また、「絵ではない作品を主とする動画のサムネイルに AI で生成した絵を使ってる」「絵が主になる作品だけど一部は AI が描きました」「この絵の参考元は AI です」「AI の学習元を作った人から許可は貰っています」みたいな場合でも問題は無いだろうとは思っています。

ただ、「ほとんど全ての制作過程が AI なのに、『自分で作りました』と言っていたり、AI によって生成された物を売ったり買ったりする事」については規制が必要だと思います。

●受付番号 185001345000001304

無断転載を容認するような考えが多いので、A I を創作物に持ち込むのは断固反対です。

●受付番号 185001345000001305

3.生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

ここでは、「通常、学習データの切り抜きではないとされる」と書いていますが、私は AI とは切り抜きであることを考えています。インターネットの中で、実際のイラストの構図、絵柄、色合いとほぼ変わらない生成 AI を生み出すのを見たことがあります。そして、切り抜きでは無いというのはどういう根拠で言っておられるのかが気になります。

4.関係者からの様々な懸念の声について

1 著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている

2 利用者が悪意をもって生成 AI を利用した場合に、AI 開発者やサービス提供者として著作権侵害の責任を負うことになるのではないか

私はインターネット上で、健全なイラストだけを書くアカウントに対して、生成 AI を用いて性的なイラストを作り、他のアカウントから見えるように「別サイトで貴方の性的なイラストを見つけました。とても残念です」といった、嫌がらせのために使う人を見かけたことがあります。また、ほかの事例においても、特定のイラストレーターの画風を出せるようにするソフトをイラストレーター本人がそれをやめて欲しいと訴えているのに対して、嫌がらせで配布を行い、勝手に販売しようとする人を見かけました。今では殺人予告まで行っており、極めて悪質であると感じました。そういった出来事から、私はやはり生成 AI はある程度規制して欲しい（生成 AI のイラストは必ず、AI であることのロゴをつける・学習に使われる創作物の作者に許可を得ることなど）と感じています。私の創作物を嫌がらせの為に使われることに恐怖を感じます。

●受付番号 185001345000001306

5.各論点について

(1)学習・開発段階

AI 学習用のアセットを購入などならまだしも、ネット上のイラストを学習までは個人利用かもしれませんが、それを出力した場合、大半の作品に放棄や期限が切れてない限り著作権は存在すると思われるため、個人利用を超えた利用になると思われます。

また、創作物というのは、まず材料費用がかかり、さらに自分のイメージをアウトプットするという時間がかかったものが多いということです、その時間を AI の学習に使用してくれという希望者以外の作品は泥棒と同じだと思われます。

(2)生成・利用段階

従来の作品でも、インスパイアというものがありますし。

インスパイアは、影響を受けたということだと思うのでギリギリ。

今後といえば、販売はしないということでしょう。

AI からそのままの作品の公開、販売、自作宣言は。

AI が作ったイラストで、AI が作ったプログラムで、AI が作った〇〇、正直著作権のある業界で解決策はあるんでしょうか？

現状、無料アセット塗れのゲームすら嫌がられるケースがあります、AI イラストはもはや努力ではなく、バレなきやいいのグレーゾーンだと思うので、整理するのであれば、AI イラストの直接投稿は禁止レベルでしょう。

現時点で、AI にイラストを学習させることを許可したイラストレーターでもいるなら別ですが、あまり許可する気持ちがある方はいないと思うので。

(3)生成物の著作物性について

元々著作物性のない同じ様な表現が利用されるものは、著作物性が否定されるのは変わらないのでは？

問題は、あまりにも作品の類似性がでて創造性を侵害された場合の方だと思うのですが。

(4)その他の論点について

学習させることを許可しない制作者が多いのに、さらに著作物を勝手に利用されて販売されてるに等しい環境なわけですが、その AI 作品を本人が見つけないと訴えすら無理難題だと思ふ状況で著作物性を問いますか？原作者の権利の問題が抜けているんじゃないでしょうか？

世の中におじさんがたくさんいるから、勝手にたくさん写真が無駄利用してランダムな顔のおじさんが生成物になったとして、写真が勝手に利用されていたら気分がよくないと思います。

6.最後に

個性や技術が必要なものを、勝手に変更するというのは、ゲームの MOD などに類似性を

感じます。

有用性のある部分は、ありふれた表現の簡略化や細かいミスの調整など、許容できる範囲の利用は今後増える可能性はあると思います。

ただ、イラストや技術が必要なことを AI に学習させ、オリジナルとして出すのは本来の著作権にひっかかるとしか感じられないです。

●受付番号 185001345000001307

製作者の権利を AI に脅かされてもいいなんて事は絶対にあってはならない。

●受付番号 185001345000001308

個人

3

生成 AI に無断学習された際に阻害する様に絵に特殊な加工を施す技術も存在するが、AI 利用者がその加工を全て無効化してまでも学習に組み込む事例も見られる。また、生成 AI を利用しているだけなのにイラストレーターに対し「AI に描かせた方が上手いのでは」といったことを誹謗中傷混じりに投げかける利用者も見受けられる。そういったことは断じて許されるべきでは無い。

5(1)

他人の画像データを勝手に奪い、その上で画像を生成し、さも自分が描いているかのように振る舞う利用者も多い。そもそも勝手に奪っている時点で擁護できるものではないため早急に規制してもらいたい。

また、生成された画像を野放しにしていることでフェイク画像が多く生まれ、学術的な画像を調べる際に非常に邪魔、または認識を変えてしまう恐れもある場合がある。

生成 AI の騒動によって筆を折ってしまったイラストレーターもいる。なるべく早く、そして厳しい法律を制定し、一刻も早くイラストレーターたちを安心させて欲しい。

●受付番号 185001345000001309

「3.生成 AI の技術的背景について」の項目における「(1) 生成 AI について」のウで挙げられている「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」という表現だが、誤りである。現在、生成 AI として利用されるものは著作物を学習させなければ機能しない以上、学習データの切り貼りといえる。そのため、生成 AI は著作物の改変を行うものだと考える。

●受付番号 185001345000001310

AI の学習された先には生身の人間が血のにじむような努力をして産み出した作品があります。作品が食い物にされない法整備を求めます。

●受付番号 185001345000001311

前提として生成AIを使うことは今まで人の手で行われてきた作者へのリスペクトを込めて労力を使い自分自身の技術や独自性を織り交ぜて創作する模倣行為を完全にショートカットするような行為であり既存の人力での創作分野と同じような土俵で考えていいものではありません。著作権以前に多くのクリエイターにとって「素材」のひとつとして安易に作品を取り込まれること自体「ありえない」という意見が上がっているのを見てきています。(私自身もそうですし、周りの創作を仕事にしている人、趣味に留めている人みんな生成AIに関して最近では肯定的な態度の方はほぼ見ません。)生成AIによって作られたものは素材として人力の著作物を使っている時点で著作権の適応していいものではありません。今まで多くのクリエイター向けツールにおいて生成AIを使った技術はクリエイターの批判コメントが寄せられ中止されてきました。それくらいクリエイターにとって生成AIは創作の未来を脅かすものとされています。同等のものとして扱っては新たに生まれるあまり力を持っていないクリエイターのモチベーションや権利を奪い続け文化全体の衰退を招きます。既に生成AIを使って作品を公開し利益を得ている方の存在によって筆をおられている方の姿もいくつか目撃しております。このような構図が現状の今生成AIについて権利を与えすぎるのは悪影響でしかありません。

生成AIという技術が確立されたいま、企業でも個人でも感情を持った一般の顧客へ公開する作品である以上どのように関わっていけば気持ちよく消費者気持ちよく創作できるのか皆様考えている段階であり現状生成AIを使ったと分かった時点でいい印象を与えないような風潮です。つまり誰も関わり方を確立していない現状なので安易に著作権を与え創作活動をしばりつけることになるのは誰も望んでおりませんので民意としてスタンスが確立されるまで生成AIを使う方が有利になるような権利は与えないのがベターだと考えます。

●受付番号 185001345000001312

悪意のある人間が、生成 AI を用いて特定の個人に執拗に嫌がらせをしている事例を数多く見てきた。中にはそれがきっかけとなり筆を折ってしまうイラストレーターの方も居た。長く培われてきた創作文化に確実に悪影響を及ぼしていると考ええる。

●受付番号 185001345000001313

生成 AI そのものは技術として革新的であり、歓迎すべき技術と考えます。

一方、現状では(特にイラスト関係の生成 AI に関して)利用者側のモラルが不足していると言わざるを得ないです。

特定のイラストレーターの作品を意図的に、かつ集中的に学習させた生成 AI を用い、公序良俗に反した生成物の公開や、明確な嫌がらせ・営業妨害を目的とした利用が目立ちます。このアンモラルな利用に関しては、早急な法整備による規制が必要と考えます。

また、イラスト関係の生成 AI に関しては、生成 AI の基礎部分が既に著作物や違法な児童ポルノ等を学習済みであるという話もあります。それが本当であるならば、生成 AI の存在そのものが規制対象と考えられ、一般人が利用できる・利用してよいものではないと考えます。

●受付番号 185001345000001314

創作活動を行っているものです。

交流のためネット上に絵を上げていたのに、それが公開されている以上 AI の学習に使用される可能性が逃れられない事を恐ろしく感じています。

特に懸念されるのが二次創作物の学習で、もし個人の絵柄が特定出来るほど似通った二次創作物を、公式から許諾されていない方法で販売したりされた場合、学習された元の方に被害が及ぶ可能性があります。また、公式が成人向け自体を禁止しているジャンルもある中、ルールを守って創作されている方の絵柄で成人向けを出力し販売するなどの違反も現状出てきていると聞きます。

このままでは、純粋に創作を行っていた方々が筆を折る事になりかねません。AI への学習の制限、また販売の制限を求めます。

●受付番号 185001345000001315

5.(2)について

特に芸術性の高いものや個人の特性の出る作品をAIに学ばせて何かを生成させることには、特別な注意が必要だと思います。

実際、手軽にAIで生成した画像を持って業務を進め、本来であれば仕事を受注できただろうアーティストの仕事を奪っている場面を周囲で見ることがあります。

独自の才能の元、何百時間もかけて磨き上げてきた才能を潰すことや、未来の才能の開花の可能性を奪うことは、長期的に見て文化の損失につながる可能性があります。芸術家やアーティスト、デザイナーたちの仕事を守ることに、意識を向けた内容にさせていただきたいです。

●受付番号 185001345000001316

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

上記に該当する考えですが、まとめると三点になります。

1 点目はオリジナル作品の著作権侵害の危険性です。

これは作品投稿サイトを始め、SNS などに上げられたオリジナルキャラクターや小説といった創作物が勝手に生成 AI に利用されること、また学習されることです。

以前からこうした事態への懸念の声は上がっておりますし、特に問題視されるのが、SNS などに投稿した時点で AI 学習されることに同意したという規約が一時期制定されかけていたことです。制作した作品を投稿する自由性が多いに阻害される危険性があります。

2 点目は AI 利用によって著作権侵害の加害側に回る危険性です。

以前から生成 AI の機能に関してネットなどで、

オリジナルのイラストや下書きを AI に使用した際に著作権のキャラクターに置き換わってしまった事例が報告されています。

著作権であればすぐに分かりますが、これが膨大なネット内から学習された創作物と酷似もしくはそれをもとにしていた場合、意図しない形で著作権を侵害してしまい、作成者を知らない内に傷付ける行為に繋がります。

対応が難しい問題であるゆえに個人での対応は不可能に近く、法の時点で何かしら対策を高じなければ泣き寝入りする作成者も後を絶たない予想されます。

3 点目は、AI 利用にともなう悪意ある利用に関してです。

全国区のニュースにも上がりましたが、岸田総理のフェイクニュースの画像を始め、既に悪意ある人々によって悪用される事例が上がっています。

これは著作権だけに止まらない事ですが、その悪用の過程で元となってしまった作品の著作者に被害が及ばないとはいいきれません。これも、個人での対応は不可能に近いです。

その点をしっかりと考えた法を充分に考えなければ甚大な被害を呼ぶこととなります。

以上が AI と著作権に関する意見となります。

何卒、皆が安心して利用できる整備をお願い致します。

●受付番号 185001345000001317

現在 AI による絵描きさんの被害が甚大なのと、イラストを観る側の我々もいいイラストだと思ったら AI だったなど、まず最初に AI かどうか疑うようになりました。

また AI イラストを使う側にモラルが無い事が多く、使ったのを伏せて相手を騙すような事を平然とやってきます。

中には絵描きさんの絵柄を学習させた AI を使い嫌がらせをするために使ってる人もおり、現在進行形で被害を受けて命を断とうとしてる絵描きさんもおります。

どうか法の整備をお願いします。

●受付番号 185001345000001318

生成 AI の問題に対する意見書

まず既存の AI 事業に利用されているジェネレーターがイラストクリエイターの著作物を無断で違法に学習したものであることが大きな問題であると考えます。イラストの無断転載が違法であるのにそれよりも一歩進んだ行為である無断使用したイラストを用いたイラストの生成を行っているわけですから、これは明らかに違法行為ですし、また、学習元にされたイラストクリエイターの仕事を奪う行為でもあります。ゆえに生成 AI を利用したイラストの出力は何重にも悪意の違法行為と言えると考えます。

生成 AI でイラストを出力すること自体に対しては問題を無いと考えています。

しかし、現在流通している生成 AI サービスの多くは無断で他人の著作物を学習したものです。ですので、提案として生成 AI を利用することは違法ではない。しかし既存の著作物を著作権者以外の人間が利用できるような AI 出力サービスは違法行為であるゆえ厳しく取り締まっていく。生成 AI サービスは著作権に違反しないイラストを学習元とし、そういったクリーンな生成 AI 出力サービスは誰が利用しても違法ではないとする。

そして違法な学習方法で製造されたサービスによって出力された画像はたとえ加筆修正等の手を加えたとしてもトレースした違法な画像を流用しただけのものであるゆえ著作権違反物であるとするべきである。

つまり問題は著作権違反行為を行って製造された AI 出力サービスが流布していることであって、生成 AI 自体には問題は無いと言える。しかし、個人により無断で著作権違反行為を犯し他者の著作物を学習させ出力した画像を流布させた場合は著作権違反行為を犯した者とされ通常の著作権違反同様の法的措置が適応されることとする。

最後に。現状利用できる生成 AI サービスは違法なものが多く、それらに対しては即刻サービス提供の中止の措置をとること。そして今後も同様の違法な生成 AI 出力サービスがリリースされた場合も同様の措置をとること。

上述した対応措置が実行できない場合は生成 AI 出力サービスそのものを違法行為であるとする。

私的な結論として、私はすべての生成 AI サービスが違法行為を犯していないかを精査することは難しいと考えます。よって生成 AI サービスというものの自体が違法なものであると決定して欲しいと考えます。多くの権利者、またクリエイターの職を奪う行為であり、それは労働や基本的幸福などの権利も奪う行為であるゆえに違憲行為とも取れると私は考えます。

●受付番号 185001345000001319

AI の学習にインターネット上の作品や、みんなの声、顔を、無断で、無料で使うのは、作った人の労力を考えていないと思います。ましてそこから学習したものを利用して利益を生み出すなら尚更。たとえインターネット上で、きちんと対価が支払われるようにしなければならぬと思います。

●受付番号 185001345000001320

イラストレーターさんの描いたイラストを第三者が無断で AI 技術を使用しイラストを AI に描かせたりしている人を見た事があり、とても不快に思う。

●受付番号 185001345000001321

ゴッホの絵画に価値があるのはゴッホが描いたものだからであってその贋作にオリジナルと同等の価値を見出さない。であるのに、他人の創造物から学習 AI を通した生成物が許容されるのは何故だろうか。

それは明らかに「個人の知的財産」を「盗難」する行為であり、法治国家で認められるべき所業ではない。

個人の創造物を AI に学習・生成させることを許容した場合、そこに生まれるのは無数の贋作物であり、また安価に入手可能となる贋作物たちはオリジナルの価値を陳腐化させるものでしかない。

さらに言えば学習 AI から生成されるものはあくまでも「誰かが既に描いたもの」の「コピー」であり、AI そのものが新たな価値や美的視点を育むことは決して無いことは明白である。

「便利で安価で誰にでも使える道具」は放任すれば悪意によって犯罪に用いられる道具になる。

日本に銃犯罪が極端に少ないのは拳銃が無いからで、決して日本人が善良なわけではない。交通規則が守られるのは規則違反に徹底した罰則が存在するからだ。

道具に罪はないからこそ、道具を持つ人間は徹底して縛られるべきだ。

現在政府が推し進めているような、著作物における安易な AI 技術導入推進は、確実に日本の文化を破壊する行為である。

●受付番号 185001345000001322

実際に生成A Iを用いて自分の特定のイラストを模倣された者です。

動物を模したキャラクターを個人的な楽しみのために描き、SNS に投稿していた複数の作品を故意にデータとして入力され、キャラクターの特徴と画風を完璧に捉えたイラストを生成A Iで作成され、揶揄のために他者に投稿されました。

これが可能になったのは、無数の作品が生成A Iに特徴学習された下地のうえ、私のイラストの特徴を重ねて学習されたためです。仮に「生成A Iに特徴を学習させる」ことに社会的な制限が無いことが周知されれば、「特定個人のイラストを集中して学習させる」こともまた同じこととして同様の被害は増加するでしょう。SNS には悪意をもって他者を刺激することを趣味、または収入源としている人物が数多く存在します。

A Iは特徴を学習し、語句の指定によって特徴を再現するだけで、そこに意図や責任はありません。しかし、扱う人間にも「特徴を学習させ、出力した責任が無い」とされれば、A Iの作り出したものには誰も、どういった責任も求めることが出来なくなります。

A Iを用いる人間、導入する人間に、画像を生成した責任を持たせるべきです。A Iが勝手に出力したものだという言い訳をさせないでください。

●受付番号 185001345000001323

特にイラストにおいて生成 AI は学習元データがわかりやすく、なかば盗作のような作品、またそれによる金稼ぎなどが横行している

少なからず学習元データの明示、またその作者への還元といった処置が適切であり、そのようなシステムを用意できないなら広く使用を制限する他ないのではないか？

●受付番号 185001345000001324

AIによる無差別な自動学習は著作権侵害にあたると思います。

生成物の著作権は生成者にあることは認めますが、学習元も著作物であり、その著作物をAI学習に使っても良いものかどうかを決めるのは学習元の著作者でなければなりません。許可されていないものをAI学習に使うことは著作権侵害とし、罰すべきです。

●受付番号 185001345000001325

○ インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難しく、AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多いと考えられる。加えて、権利侵害複製物という場合には、漫画等を原作のまま許諾なく多数アップロードした海賊版サイトに掲載されているようなものから、SNS 等において個人のユーザーが投稿する際に、引用等の権利制限規定の要件を満たさなかったもの等まで様々なものが含まれる。

とありますが、このような著作権者でなければ判断は難しく、海賊版サイトに掲載されているようなものを使用しているデータを使用することは容認できません。

○ AI 開発事業者や AI サービス提供事業者においては、学習データの収集を行うに際して、海賊版を掲載しているウェブサイトから学習データを収集することで、当該ウェブサイトへのアクセスを容易化したり、当該ウェブサイトの運営を行う者に広告収入その他の金銭的利益を生じさせるなど、当該行為が新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮した上でこれを行うことが求められる。

こちら、「当該ウェブサイトの運営を行う

者に広告収入その他の金銭的利益を生じさせるなど、当該行為が新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮した上でこれを行うことが求められる」とありますが意味不明です。

広告収入その他の金銭的利益を生じさせなければ権利を侵害した海賊版のデータを扱っていいということになるのでしょうか。

○ AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる。また、通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」にも該当しないと考えられる。そのため、AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。

また、こちら「侵害の行為

によつて作成された物」に該当していると思われ。「学習データである著作物と類似しないものを生成

することができると考えられることから」とありますが、勿論学習したデータですので著作物と類似したものも出力可能です。

これらのことがまかり通るのであれば、あなた方やそのご家族、友人といった人間の顔写

真を学習させ、ディープフェイクといった手法で出力させたデータを公開しても何も問題ないということになるのでしょうか？

●受付番号 185001345000001326

生成 AI は学習先の画像の著作所持の許可を得るべき。写真でも同じことが言えると思います。

●受付番号 185001345000001327

他人のイラストなどの創作物を無断で学習させている行為がすでに窃盗であると考えます。また、実際に嫌がらせや業務妨害目的で学習させたデータを再配布し、クリエイターに著しい心労を賭している事例も複数出ております。

現状 AI による学習自体がクリエイターの数々の技術を無断で盗む行為であり、今後のクリエイターの未来を確実に食い潰します。

日本が誇るアニメ文化は確実に廃れていきます。

●受付番号 185001345000001328

個人

5 の各論点、(1)と(2)について

現行の AI 生成技術はブランド作成者のものをそのまま盗み取って販売元になりすまし、売り捌く行為で受け入れられません。

同じ顔のどちらかが悪事を働いた時、悪事をしなかった方にも疑いの目を向けられるようなことが、個人に害意を持つ全く赤の他人が悪意を持って仕向けられます。

騙り側が本来の顔の持ち主の名誉毀損が容易な状況、本人印をつけてもすぐに偽造してくるでしょう。

騙りに使われている生成 AI も邪なものと見られています。

肉を買いに行くのが面倒だからとそこにいた隣人を食べるような無法状態です。

AI で本人に許可を得ず学習がさせられないようにしてください。

●受付番号 185001345000001329

1.はじめに

「このような中、生成 AI を巡っては、著作権者等からの AI によるデータの学習及び生成に当たって、著作権が侵害されるのではないかといった懸念の声や、AI 開発事業者等からの AI 開発に当たって著作権を侵害するのではないか、また、著作権を侵害するような AI を作ってしまうのではないかといった懸念の声、AI 利用者からの AI を利用することで、意図せず著作権を侵害してしまうのではないかといった懸念の声などが上がってきた。」

実際に上がっているのは「懸念」の声ではなく、「被害」の声であると思われます。

「生成 AI を使用して絵師の絵柄を模倣した作品をインターネットで販売し金銭を得る」、「生成 AI を使用して特定の絵師の作品を模倣し、それによって誹謗中傷を行ったり、倫理観に反したものを作成しインターネット上に公開する事で嘘の情報を拡散する」といった行為が、SNS 上で多くみられております。

著作権は本来、「作品をどう使われるかを定めることができる権利」ですが、「生成 AI に使われたくない絵や写真を、使われるか使われないかの有無を他人に簡単に委ねることができ、それに対しての事実関係についていくらでも言い訳ができる」という状況は、既に著作権を侵害していると言えるのではないのでしょうか。

また、使用方法によっては肖像権も侵害されるものと思われますが、そこに関する懸念の声は上がっていないのでしょうか。生成 AI に読み込ませた画像が人物の顔の写真や動画、音声などであった場合、そのデータをヌード画像と共に読み込ませて「存在しない(撮っていない)人物のヌード画像、動画、音声などを生成する」といった事例が既に多数存在しています。これらがもし児童の顔の写真や動画から作られたものであった場合、児童ポルノを大量に生成されることと同義と思われますし、そうでなくても恐喝や詐欺に使われるものと考えます。

懸念の声を払拭する事ではなく、既に起こっている問題に対する意見を収集する事を願います。

●受付番号 185001345000001330

AI による画像（イラスト、デザイン含む）作成の学習元である著作権の保護や認証が不確かなままである。著作権および肖像権を不当に侵害また、無辜の生成 AI 作成者が莫大な損害を被る恐れがある。学習元の作成のためにも、1 次創作者および 1 次ソースの保護隔離をお願いいたします。

●受付番号 185001345000001331

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」

- ・イラストを無許可で AI 学習に利用された場合、どのような法的措置があるのかを明確にしてほしい(不十分な場合はクリエイターの著作権を守る法整備をきちんと行う事を希望する)
- ・自分のイラストを無許可で学習できなくするためにはどのような行動をすれば良いのかを明確にしてほしい。現在対策がない場合は、学習を回避できるような法整備を行う事を希望する。

●受付番号 185001345000001332

学習データは切り貼りではないとされる、と記載されておりますが、
そもそもオリジナルのデータから無断転載されているものが多く、
かつオリジナルのデータ複数から『切り貼り』している時点ですでに矛盾しています。
直近では、絵柄を生成 AI で盗用されて嫌がらせを受けているイラストレーターもいます。
クリエイターが泣き寝入りにならないように、生成 AI には厳しい規制をお願い致します。

●受付番号 185001345000001333

AI を用いて特定の著作者の作品そっくりに作られたものは、金銭的な利益享受の如何に関わらず権利を侵害すると考えております。

実際、今の段階でも性的な意図をもったイラストを描かない人気作家の絵にそっくりな際どい衣装の少女たちや、性行為そのもののイラストが AI により生成されてはネット上に放流されています。

これは権利侵害としか考えられません。

●受付番号 185001345000001334

生成 AI が学習する範囲を明確に規定しないと、勝手に作品を学習して似た作品を生成し作者に不利益を与えたり個人の肖像を取り込むことで肖像権を侵害したりする危険性があり、すでに問題も世界中で起こっている。そのあたりを曖昧にしてネット上にあるデータを勝手に使うことに問題意識がないまま強行されることに非常な不安を感じている。このままの運用には反対である。

●受付番号 185001345000001335

AI は便利なものだと思いますが、勝手に学習に使われた人のデータから生成されたものが悪用されることについては問題があると思います。

●受付番号 185001345000001336

今まで多くの人間が、創作の表現を他作品から学んだうえで世に発表しようとする時は「既存の作品を丸ごと写しとってはいけない」「他者の権利や尊厳を脅かしてはいけない」という倫理観をもって活動していました。

しかし現状の生成 AI では「既存の作品をそのまま出力できてしまう」「他者の権利を侵害するようなデータを学習元として利用できてしまう」ということに加えて、そのような生成物を商用利用したり、悪意的に他者の尊厳や著作物の名誉を脅かそうとしたりするユーザーが多数見られます。

体感として、ポルノ作品に利用されていることが特に多いです。

生成 AI は誰でも比較的気軽に利用できます。気軽だからこそ罪悪感や責任を感じることなく扱われているような気がしてなりません。

少なくない生成 AI 利用者が、先人たちが各々の良心をもって培ってきた「こういうのはやめておこう」というようなボーダーラインを踏み越えてしまいます。

利用者の良心に委ねた結果がそうした現状であるなら、生成 AI の利用について明確に規制するべきだと思います。

●受付番号 185001345000001337

AI 作品はこれまでクリエイターが築いてきた全てを破壊する害毒です
既に多くのクリエイターに被害が出ております
即刻禁止すべきです

●受付番号 185001345000001338

著作者へ無許可でイラスト他作品を AI 学習元に勝手に使用することは著作者への権利の侵害であるとともにわざと不快な AI での制作物を作り元の著作者への嫌がらせに発展する場合もあるので規制をしっかりとかけるべきです。

●受付番号 185001345000001339

著作物を著作者の許可無しに AI に学習させる行為の厳罰化を強く求めます。技術の盗用は創作文化の衰退を急速に進め、これからの AI 技術にも否定的な意見が増えることが予想されるだけでなく、政府に対しての不信感などが高まり秩序の乱れも発生しうります。

●受付番号 185001345000001340

4.関係者からの様々な懸念の声について

〈クリエイターや実演者等の権利者からの懸念〉

・これまでも悪意ある模倣や転載によって著作者が公序良俗違反やヘイトなど犯罪の踏み台にされる事案が多くありましたが、

AI 使用により敷居が低くなり、その数が膨大に増える事を懸念しています。

・著作者が「学習禁止」と明言していたり画像に対して学習防止の加工をしていた場合には、その意図が最優先されるべきです。

・AI 画像とそうでないものが住み分けできるようなサービスや SNS 作りを奨励するなど、国をあげて創作活動の健全化を行っていただきたいです。

〈AI 利用者の懸念〉

・こちらの項目全文、不正利用者にあまりに優しい内容のため無視して良いと考えています。

基本的にどのツールを使用した場合でも権利確認は自己責任で行うべきです。

●受付番号 185001345000001341

まず AI の起用について自体が認めたくないところもあるのですが、それに加えて AI の自由の幅を広げよう、というものなのかと思いながら読みました。

AI によって多くのクリエイターが挫折し、筆を折り、創作物世界から姿を消しています。創作物は誰かがその技術で作るから価値があるのであって、効率よく質の高いものを生産することが大事じゃありません。お金稼ぎのためにクリエイターの命を潰さないで欲しいです。

もっと多くのクリエイターの誇りや創作物への愛を、人として見てください。

ただ、私は頭が良くないから、読んだ素案の解釈が間違っていたらすみません。

●受付番号 185001345000001342

5.各論点について(1)学習・開発段階イ「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ)で指摘される通り、生成 AI においては特定クリエイターの著作物のみを学習データとしてその影響を強く受けた生成物を出力可能であり、この行為は著作物に表現された思想を享受する目的であるといえ従来の著作権を大きく侵害している。

また、特定クリエイターの学習行為を避け多くの著作物を学習した場合、特にインターネットを利用した場合においては、著作物がデータとして大量に複製されている著名な創作物の過学習を避けることは困難であり、享受目的を避けることが困難ではないかと考える。総じて生成 AI による生成物は享受目的は避けられず、生成のための学習行為そのものが享受目的に当たると考えられるため、著作権の侵害にあたるのではないかと考える。

●受付番号 185001345000001343

生成 AI 自体は素晴らしい技術だが、現に数多くのイラストレーターさんや漫画家の方々が被害を受けているので、厳しく取り締まる事が必要だと思う。

しかし、個人（インターネットなどに公開しない範囲）で使う分にはかなり便利なツールであることは確かなので難しいところだと思う。

それでも、生成 AI によって粗製濫造されるイラストなどを見ていると不快な思いと、作者の作品を冒涇している事への怒りが湧いてくるので、できる限り厳しく取り締まってほしい。

●受付番号 185001345000001344

人のプライバシーに関わる写真や作品を無断学習する事が合法なら使い方を厳重にすべきだと思います。今の生成 AI は学習された側の人権を無視して、他人が好き勝手に使える状態は本当に良くないです。今の状態は法治国家である日本が生成 AI に関しては無法地帯になってると言えます。

絵柄も人権であり、絵を描く人にとってはとても大切なものです。商売道具でもあります。それを赤の他人が勝手に学習させるのは人権侵害にも繋がります。

生成 AI が出力したものに著作権を与えるのはおかしいです。プロンプトは人が考えたものでも、それは機械に命令しただけで機械で製造したものと変わりません。あくまでも生成 AI 使用者はイラストを依頼者(生成 AI)に頼んだに過ぎません。

共存は有り得ません。描けば描くほど絵柄を取られる状態(努力の搾取)は共存ではなく奴隷と変わりません。誰も搾取される側になりたくないと思いますので、結局描き手が居なくなり、生成 AI の発展も見込めません。

イラストだけでなく、声や顔を取られ好き勝手にディープフェイクポルノを作られるのは社会混乱を招きます。

詐欺や冤罪、恐喝が簡単に出来てしまいます。

まずは全面規制すべきです。そこから、クリエイターが問題なく使える所を精査して規制を緩めていけば良いと思います。

既存の著作権法を変えるのでは無く、新たに生成 AI 法を作るべきだと思います。

どうか学習元にされた人の声を聞いてください。よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000001345

AI生成は善し悪しがあると思う

フリー素材と明記しているのを使用するのは問題がないと思う。しかし、フリー素材と明記されていないもの、または無断転載を禁止や使用したい場合は許可を得てくださいと明記されてるものを無視して無断にAI生成に利用するのが問題だ

AI生成を個人で楽しむのは問題無いが、上記の無断使用を行って大衆に向けて金利目的でAI生成することが問題がある

●受付番号 185001345000001346

無断データで、データ元と競合する生成 AI を開発するのは、不当な権利の侵害行為に該当すると存じます。

●受付番号 185001345000001347

いっそ画像生成 AI は違法にしてほしいです

●受付番号 185001345000001348

創作活動のなんたるかを理解していない愚策であり、私は反対である。

●受付番号 185001345000001349

今すぐ生成 AI を規制しなければいけない、くらいの現状で生成 AI を使う前提の意見募集とは恐れ入る

あらゆる倫理を踏み躪り著作権法をガン無視で踏み荒らす生成 AI を使う人間に創作者どれだけ傷つけられてるかまだ理解できないのか

もうこれから創作に携わろうと思う人間は AI のせいで減っていくのが目に見えているのにまだ未来を食い潰す現状に今どうにかなっているからいいかで済まそうとする政府の無能の方々にはいい加減目を覚まして頂きたい

規制しなければもう創作は滅ぶ所まで来ていますよ

●受付番号 185001345000001350

自分の創作物を勝手に AI に学習されるなんて絶対に嫌です。ありえません。

●受付番号 185001345000001351

意見対象箇所

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」＜AI 利用者の懸念＞

「5. 各論点について」(2) 生成・利用段階

以上2ヶ所

生成 AI による絵柄や画風の盗用が簡単に行えるようになった一方で、既存の著作権法の枠組みではそうした悪質行為に対抗できないと感じる。

誰が見ても既存クリエイターの作風を模倣したと分かる AI 絵を商用利用された場合、クリエイターの利益が不当に侵害されることは明らかであり、そうした行為を取り締まれるような立法の必要性についても明記してほしい。

●受付番号 185001345000001352

AI の著作権問題は喫緊の課題であり、今後の日本の文化が破壊されるばかりか復興ももまならない状態になる懸念があります。

AI についても 3D モデリングとの区別のついていないような方が専門家としてコメントを出している有様が見られます。

AI とは何であり、何ができるのか、と言う定義があいまいなまま議論らしきものが進んでいる後ろで、著名な声優の声が勝手にサンプリングされて使用されているような現状はおおいに憂慮し対応していってもらわないと困ります。

オレオレ詐欺の音声に、家族の声をサンプリングしてという話も聞きます。

科学技術は諸刃の剣であること、性善説では限界があることを重々ご理解の上で、著作権利者を第一に守るやり方にしていきたい。

AI は豊かな第一次学習先が無ければ簡単に先細ります。AI の分野に限りませんが焼き畑農業的發展や安易なトカゲの尻尾切りのような方策を国の肝心の要の政府中枢が選択されませんよう、強く要望いたします。

●受付番号 185001345000001353

1. はじめに

現時点で、生成 AI は現在絵描きを攻撃する目的での使用が目立ちます。私は美術文化を育むためには絵描きの存在意義をこのまま維持し続け発展する必要があると考えています。生成 AI が攻撃の手段に用いられていること、多くの広告の媒体で用いられていることから、現状は絵描きの絵を描くメリットが損なわれていると考えています。人が生きる以上、美術文化は失われません。しかし、メリットが損なわれることで絵描きの界隈の規模はより縮小していくと予想します。

どうか文化の発展を阻害しないためにも生成 AI の使用、開発に法的に制限をかけていただきたいです。

2. 検討の前提として

- (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について
- (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

- (1) 生成 AI について
- (2) 生成 AI に関する新たな技術
- (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

- (1) 学習・開発段階
- (2) 生成・利用段階
- (3) 生成物の著作物性について
- (4) その他の論点について

6. 最後に

●受付番号 185001345000001354

スマホで利用するためのレスポンス対応ができていないサイト運用をするようなカニが AI の適切な対応ができるとは思えない。

創作者の自由と権利を守るために AI の使用の規制を求める

？

●受付番号 185001345000001355

生成 AI・AI 学習を禁止にし、作品の創作者の著作権と
作品に出演する俳優・声優などその他関係者の権利を守る
法規制をきちんと行ってほしい。

理由として

以下の懸念を挙げます。

○AI 学習普及により作成者の著作権が侵害され
文芸創作活動を行う人がいなくなり
業界そのものが衰退・消滅するのではないかと危惧している
○AI によるデマ・ディープフェイクが蔓延する危険性がある
です。

○AI 学習普及により作成者の著作権が侵害され
文芸創作活動を行う人がいなくなり
業界そのものが衰退・消滅するのではないかと危惧している
まず 一つ目の件ですが
AI 学習の学習元データとして
作家の作品・俳優の出演する作品、ネットや SNS で投稿された
不特定多数の個人の写真や動画・音声、
さらには 児童ポルノの被害者の写真が無差別かつ無断で
盗作・学習され混ぜられて
AI によってコラージュのように切り貼り状態で改変されて生成されます。
AI による無断学習・生成により
文芸・芸術作品の作成者・創作者の貴重な時間と技術獲得と
創作のために心血を注いだ苦労と著作権の権利を生成 AI に無断かつ勝手に搾取され
かつ 児童ポルノなどの性犯罪の画像と一緒に混ぜられた挙句
創作者の意思を無視した状態で 生成 AI より作品を盗用・剽窃されるなんて
創作者の権利を踏みにじられるようで 本来の著作者としてはとても耐えがたいことです。
また生成 AI が増加するにつれ 本来の作成者の生計が成り立たなくなり
創作・芸術作成を行う人がいなくなってしまう恐れがあると考えます。
(実際、無断で学習に使われた作成者本人に対し
AI 推進派が誹謗中傷
場合によっては殺害予告等を行っている投稿を見かける。)
このように 生成 AI を正当化することにより
日本の誇る芸術・文芸業界の衰退と

海外からの日本作品の信用の喪失を招くのではないかと大変危惧しています。

○AIによるデマ・ディープフェイクが蔓延する危険性がある

二つ目の件については、

AIによるディープフェイク・デマが増加し

デマやディープフェイクによる 冤罪や

デマを信じた結果 命の危険が及ぶ場合があることを危惧しています。

例として》 専門家の監修による本当に安全な正規のキノコの画像 ではなく

AIが解説図を描いたキノコ図鑑が出回ることにより AI図鑑の画像を真に受け
キノコ採取で毒キノコを誤って摂取してしまう危険がある。》

また、AI学習データの中に児童ポルノ（実写）も混じっていることもあり

性被害・人権侵害の問題とも絡んで 深刻かつ許しがたいことだと感じます。

以上のことを懸念しているため、

生成AIの法的規制・禁止を強く求めます。

●受付番号 185001345000001356

一通り目を通して読んだ結果、これから先、生成 AI が公の場で使用された時に“生成 AI を利用した者や組織を擁護するための素案”としか受け取れなかった。

過去、現在において海賊版にて我が国が受けた不利益や侮辱が、生成 AI となって場を広げるに至る下準備にも思える。

更には“金銭的な事柄が含まれないのなら学習データを収集しても良い”と取れる内容は著作権どころか表現の権利までも性善説に委ねようとしているとしか思えない。

期限の切れた著作物しか学習データに利用できないというなら世界的な共通認識となるが、なぜ現時点で期限が切れていない著作物を収集データとして利用する行為が肯定的に取れるような表現で素案になっているのか。創作物や表現方法の競争社会で、個人や企業の成長を促したいといったことではなく、そもそも我が国日本が自らの成長を阻むことになるだろうとも、文化庁が搾取する側に立っているとも受け取れた。

権利を守るためと出してきた素案であるにも関わらず“学習済みのモデルについては廃棄請求を通常認めない”とはどういった了見なのかが理解できなかった。やった者勝ちだとも言いたいのか？とすら取れる。“何度も金銭的な遣り取りをする為のカネも時間も労力もかけたくない”と盗みを肯定するような感覚の方が文化庁に在籍されているとお見受けする内容でした。しかも譲渡や公衆送信の行為まで権利制限規定に適用されないと表記されている辺り損害規模を予測する前提が抜け落ちています。既に海賊版やファスト映画で不利益の立証がされているので、それが生成 AI となると範囲が広がることなど想像に難くないでしょう。著作権者に不当な損害を押し付ける内容が多いのではないのでしょうか。

被疑侵害者が依拠性を否定するために当該既存著作物が学習データに含まれていないことを反証しなければならないのも、既に予想が出来ているのにデータの開示義務を課さない時点で手間暇が掛かりますので人件費等を考慮すれば非効率ではないのでしょうか。

既存著作物の著作権侵害の可能性にしても“従前の人間が AI を使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に考える必要がある”というのは生成利用は複製利用より一般的な扱いを受けるということと受け取れますが、どういうことでしょうか。“技術を身に着けた人間”と“生成 AI”と“ただデータを学習させた技術の無い人間”が都合の良い時だけ同等として扱われるという事でしょうか。もしそうであるなら規律の見直しをしていただきたいです。

些か粗の目立つ素案だと思います。

損害に対する補償金制度や賠償請求の曖昧さ、作品への加筆部分に対する甘さ(開示請求をする為の義務が見受けられない)等、これからもこの国で創作を続けていきたいと思う方々への土台を考えていただきたいです。

●受付番号 185001345000001357

20 頁の

本ただし書において「当該著作物の」と規定されているように、著作権者の利益を不当に害することとなるか否かは、法第 30 条の 4 に基づいて利用される当該著作物について判断されるべきものと考えられる。

(例) AI 学習のための学習データとして複製等された著作物

作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。

の部分について、知らないうちに勝手に自身の著作物が利用されて困っている人が既に大量に居るのだから、その著作権者を守る法律を作るべきだと考えます。不当に害する"ではなく、勝手に AI 学習された時点で著作権も創作意欲も侵害されています。"不当に"という言葉を用いずに、"不当に"という言葉を用いずに文面に載せないでください。類似性という言葉の意味を今一度お考え下さい。既存の著作物の"作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり"の時点で類似性が認められています。明らかに著作権侵害です。創作文化は日本で生まれた大切な文化です。文化庁ならば日本の文化を守るために動くべきです。海外の流れに左右されて動くのではなく、日本には日本の文化があるのだから依然とした態度をとり、日本の文化を大切にしてください。よろしくご返信致します。"

●受付番号 185001345000001358

「学習 () データは切り貼りではないとされる」という部分について、元々の学習データは現状ほぼすべて無断転載されていますので、間違いなく切り貼りになります。

「人間が、生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」という部分について、創作的表現という曖昧な定義では「実在の人物の写真を加工し貶める」という行為も判断次第で合法になってしまいます。

そもそも一般的に著作権侵害以前の問題になる剽窃行為は一部分の抜き出しだけでも厳しく処罰されるにも関わらず、全部分の無許可無出典の抜き出しとなる AI 生成物を用いた作品の改変は許されるというのは矛盾しています。

●受付番号 185001345000001359

5.各論点(1)学習・開発段階の項で挙げられている検索拡張生成（RAG）等を用いて回答を作成する場合、論者によって意見が分かれている事象（例:EM 菌の殺菌作用や農業利用についての見解）や明確な根拠がない状態でインターネット上で発信されている事象（例:アメリカ大統領選挙をめぐる陰謀論等）について質問した場合インターネット上や SNS で発信されている情報が多い方が回答として出力される可能性があるのではないか。

また、Google 等の検索エンジンで動物について画像検索した場合に、実際の動物を被写体とした画像ではなく画像生成 AI で生成された実際の特徴と異なる画像（近縁種や見た目が似ている別種の特徴が混じった画像）が上位に表示されることがあるため、図鑑の写真等を学習元とした写真の様に見える画像を生成する AI の利用を制限してほしい。

●受付番号 185001345000001360

生成 AI 全般に非常に強い憤りを持っております。他社の「作品」を「無断」で第三者が「自分の作品」として利益を得る行為、また特定個人の作品を集中的に学習させた生成 AI を用いて学習元の作品を作った本人や周囲に自殺や犯罪示唆を行うなど余りにも倫理観に欠けた方を多く目にしています。

生成 AI の学習データには現実に被害を受けた人間が居る児童ポルノや、実際に著作権を侵害するキャラクター（ミッキーマウスなど）も使われています。私は「生成 AI 全般に強い規制」を求めています。利用そのものが黒と思っています。生成 AI 全般は明らかな日本の文化の癌です。明確な文化侵略行為であると考えます。

●受付番号 185001345000001361

パブコメメモ

未成年の不適切な取り扱い

写真から AI 生成がされるともお聞きしました。日本のエロ漫画は表現の自由により未成年への成人向け表現も多用されています。そのような作品が生成でき、またそれが容認されるということは国家として日本は現実世界における未成年への加害さえも容認しているという解釈をしてしまいます。

創作活動者

「生成 AI でいいじゃん」という方々が既に散見されます。しかし生成 AI は既に学習元となる作品あって初めて成立するものでありそれらの通った道を辿っているに過ぎません。

「1.はじめに」でありましたが生成 AI 使用者を「創作者」等と呼ぶこと自体が間違っています。彼らは他人のルールの上を歩きまたそれをまるで自分が初めて通ったのだと豪語しているだけです。これにより筆を折る本当の創作者の方々もいらっしやいます。その中には日本の誇るべき文化を支えた人もいたかもしれません。生成 AI そして生成 AI 使用者によって筆を折られた方々です。

不安

生成 AI を使用していないため、学習元となるデータが公開されているのかわかりませんが自分が描いたイラストや自分の写真が知らないうちに学習され、他人に使用されているかもしれないという不安感があります。もしデータの公開がなされていたとしても、膨大な量でしょうから探すことはほぼ不可能だと考えています。削除もできないでしょう。

もし AI 利用を推進するならば

新たに生成 AI サイトやソフトを開発し、「自分の写真・作品を AI 生成に利用しても良いですよ」という方のみそちらに登録していただくことを強く推します。もちろん他人が偽って登録をする可能性もありますし、既存の生成 AI を使用している可能性もありますので審査は厳しいものとなります。

生成 AI を使用し自身の作品であると豪語する人々は転売ヤーとそう変わりありません。転売ヤーは犯罪者ですよね。生成 AI 利用者はどこがどう違うのでしょうか。

また、以前岸田首相が岸田首相の意図しないような扱いを受けていました。生成 AI を使用し作成された動画です。そのような事態を合法化するのでしょうか。あれは完全にネタ動画でしたから見分けもつきましたが「こんな発言されてますよね」「こんな行動されましたよね」と生成 AI により作成されたものが出回りそれが本人にとって不利なものとなるケースも少なくないだろうと予測ができます。岸田首相の動画の作成者は一般人が簡単に作ったものです。知識がある人がより時間をかけ精巧に作れば見分けることも難しいでしょう。

●受付番号 185001345000001362

生成 AI の著作権に関して、AI の学習元となったクリエイターにも報酬が行き渡ったり著作権そのものはそのクリエイターのものとしないと、AI は怖くて使いづらい、勝手に無断転載されたりするのではないかと危惧しております。

また、すべて AI で作ったものに関してはあまり創作物とはいえないのではないかと思います。ただ、作業過程においての AI での補助はあってもいいかなと思います。

●受付番号 185001345000001363

まず、イラスト生成 AI に起因する問題は学習元となったイラスト作品のクリエイターと生成 AI 利用者の間にとどまるものではないということを理解していただきたい。イラスト生成 AI はイラストを生成させるものだからと言ってイラストのみが学習に用いられるのではなく、ネット上で閲覧可能などの画像も学習に用いられる可能性がある。現に、現在利用されている生成 AI の中には学習に用いられた画像データの中に児童ポルノ画像や性被害者の画像等が見つかっている。想像し、今一度考えてみてほしい。自身の子供や交流のある人物の尊厳を踏みにじるような画像データを内包してる画像生成ソフトを多くの人が利用し、条件によってはその画像をほぼそのまま出力することが可能であるにもかかわらず、目先の利益のためにそのソフトの利用や政策推し進めようとしている世の中の異常性を。これは著作権云々を語る以前の問題であると考えため第一に述べた。以上のことから私は、例えば「自身が著作権や肖像権を有する画像、音声、映像データを生成 AI の学習に用いることの拒否権」といったものを新たに決め、その権利を侵した者には重い罰則を設けることが必要であると考え。さらに生成 AI に係る諸問題は日本国内に留まるものではないためこれを海外にまで波及できることがベストであると考え。生成 AI による生成物の著作権について具体的な議論が可能となるのは、上で述べたような法や倫理に反したデータを学習に用いている生成 AI を間引いて健全な環境を維持できる法整備が進んでからであると考え。それまでは一様に AI 生成物には著作権は認めるべきではなく学習に用いられたデータの権利を有する者は一方的に権利を侵害され続けていると考える。

AI によって生成された画像の権利侵害に関してだが、イラストレーターはその絵柄が自身の顔のようなものであり、絵を見る目がある人にはそれを一目見るだけで誰が描いたイラストか判断がつく。それゆえに各々のクリエイターには自身のパブリックイメージを守るために作品には取り入れない表現やテーマがある (R-18 や暴力的な表現等)。しかし生成 AI によって自身が絶対に作品に取り入れないようにしていた表現やテーマが含まれた画像が自身の絵柄を用いて出力されている。クライアントの中にはクライアント側のパブリックイメージを守るために、性的描写や暴力的な表現を含む作品を制作しているクリエイターへの依頼を避けるクライアントが多く存在する。そのためイラストレーターが自身で制作したイラストではない、勝手に学習されて勝手に生成された画像によって損害を被ることになる。これは一刻も早く規制されるべきことであると考え。

●受付番号 185001345000001364

私が応援しているクリエイターが AI 技術のせいでクリエイティブ性の盗難に遭い、法律もないためずっと被害に遭っています。また AI 推奨派から法規制がないことをいいことに、絵柄の盗難を肯定してクリエイターが苦しい思いをしています。お願いですから AI を推進する前に法規制をお願いいたします。AI が推進されこのクリエイターが命を絶ってしまったら、私は一生 AI 技術とそれを推進した人たちを恨みます。

●受付番号 185001345000001365

生成 AI は本来の技術発展とは異なり、既存の著作物に依存し、他者の成果物を複合・複製しているのみに過ぎず、そこに発展性はない。

それだけでなく、生成 AI の学習データの多くは権利者に無断で取り入れた作品や、他者の著作物の切り貼りである。

にも関わらず、生成 AI を開発・使用する企業や個人は、出力した作品を自身の成果とし、本来であれば学習元の権利者が得られたであろう利益を不当に搾取している。これは表現の享受を目的とした行為であり、知的財産の権利者の権利を著しく害している。

また、生成 AI を使用して出力した作品であることを明記する義務がない現状では、既存の作品と生成 AI による作品を区別する手段はない。加えて、学習データの公開の義務もないため、知的財産の権利者は自身の作品が不当に扱われていることを知る術がない。

守るべきは、生成 AI に拒否権無く取り込まれた著作物とその権利者である。

現状の何の措置もされていない言わば無法地帯と化した生成 AI の利用を推進することは、知的財産の権利者の人権を軽視することに等しい。

海外では既に、人権侵害として生成 AI の規制を進めている。日本でもいち早く生成 AI の規制、利用禁止の措置をするべきである。

●受付番号 185001345000001366

現況の生成 AI は下記の問題があると考えます

- ・生成 AI は過去の著作物を作者の許可なく学習して生成している
- ・その結果、著作権者が書いたと見紛うような画像が生成される場合がある
- ・現在でも著作権者の絵柄を意図的に学習させてなりすましが横行している
- ・現況の生成 AI が学習元としているデータには児童ポルノを含む違法な著作物も含まれる

以上の問題点から最低でも下記の法整備を行ってから運用すべきだと考えます

- ・絵柄を含む著作物の保護
- ・クリーンな学習データの開示義務

●受付番号 185001345000001367

生成 AI は主流になるべきではありません、全ての創作物を保護できないのであればクリエイターは被害を受け続けます

今生成 AI を使用している人間ではなく、生成 AI によって被害を受けているクリエイターの意見を聞いて欲しいです。

●受付番号 185001345000001368

他人の創作物を学習して販売する行為は犯罪にすべき

AIを使用した出力物はその旨記載すべき

●受付番号 185001345000001369

あなた方が推進しているものは国内外の数多のクリエイターが有史以来、世界中で文化、社会を豊かにしてきたものを根幹から破壊する行為の支援にほかならず
他者の著作を許諾もなく無断に収集したビッグデータをベースにした現在の外国製の生成 AI を国が公金を使い援助するというのは

許しがたい蛮行であり、まずすべきは現在進行で被害にあっている国民の聞き取りと支援を第一優先に取り組み

未来あるモノ作りに携わる人や子供たちが安心して創作活動に取り組める環境を作ることである。

他者の財産を搾取する植民地的思想の現状の生成 AI は、創作者の活動を最大限に弱め文化の衰退以外の何物でもないことを今一度理解すべきである。

資源の乏しい国家がモノ作りを担うこの国最大の宝である国民を最大限に支援しないで何の存在意義があるというのか

国民の幸福を最大限にする AI 技術のみ許可し支援活用すべきであり

現状の生成 AI は法律の不整備のため多くのクリエイターが不幸に陥り、AI 活用し悪意をばらまく者に搾取や脅迫を受け人権侵害が横行していることを広く認知し

重く受け止めるべき事案である。

未来の葛飾北斎、伊藤若冲、手塚治虫、XXXXXXXXXX が生まれないディストピアの国にしないための責務が貴方たち私たちにはある。

●受付番号 185001345000001370

まず検討の前提として「AI の議論が人が AI を使わず行う創作活動と矛盾しないように留意する必要がある」部分に対して疑問を感じる。

生成 AI は他社の著作物を使用しなければ、イラストを作り出すことはできない。

このようなシステムに「人間」と同じ権利を与える必要性はありますでしょうか。

正しくすみ分けるためには「AI のための法」と「人間のための法」は別であるべきであると考えます。

*生成 AI の学習段階での著作物使用を、著作権所持者は拒否できない。

通常私的利用において、作品を複製することに抵抗のある著作者は少ないが、生成 AI の学習面においては、「学習してほしくない」と考えているという声が非常に多いことを無視しないでいただきたい。

生成 AI における学習はいわゆる人間における「学習」とよく比べられるが、私は全くの別物と考えており、生成までの過程における「創作性」は極めて低くそれが最近の、「著作物がそのままでしまった」というトラブルにつながっている。

著作者は学習を拒否するためには、学習を防止するためのシステムを使用するしかないが (nightshade、glaze 等) これらのシステムは見た目を著しく損なう。

美しく仕上げた作品を「劣化」することでしか、防止できない状態では、きわめて一方的で自由意思を無視した搾取である。

また、見た目を損なうため、仕事として納品する作品にこれらのシステムを使用することはできない。

「学習」すること自体に著作者の利益を損なう行為が含まれていなかったとしても、結果として生成されたものが広く普及することで、クリエイターの職は奪われ、創作への対価が下がる結果は重く考えるべきだ。

日本のアニメ等の文化は海外からも非常に高く評価され、大事な資源であると考えますが、これらの技術はその文化を委縮させる原因になりえる。

*AI 生成物における「創作的表現」について

これらの判断は非常に難しく、プロントコの入力のみで認められる法案にはいささか不安を覚える。

「創作的表現を具体的に表す詳細な指示」とはどういったものなのだろうか。

他の著作物を無断で使用している部分、技術的に「そのままですまう」危険性。

大量生産、陳腐化。

既存の手描きとの判別の難しさ。

また SNS 等での著名人の顔、声などを勝手に使用した悪質なデマ等を考え

AI 生成物においては、一般普及すべきではない技術だと考える。

普及を止められないのであれば、厳しく制限するべきだ。

生成物の「販売」できないよう制限を希望します。

またA I生成を使用した場合、加筆修正があった場合でも「使用した旨の表記」を必要だと考えます。

以下が一部になりますが、現状確認できるトラブルです。

- ・クリエイターへの生成A Iを使用した殺害予告
- ・幼児の写真を学習させポルノに変換
- ・著名人の声や、顔を勝手に使用
- ・震災の災害状況を偽る。
- ・生成A Iを使用した旨を隠し、有償依頼を募集、金銭を騙し取る詐欺。
- ・クリエイターの画風を模擬したA Iでなりすまし
- ・特定の画風を学習し、「あなたはもう不要です」とSNSで粘着するといった攻撃的な嫌がらせ行為

私はクリエイターとして、イラストを制作し、販売しているが。

本来イラストの料金というのは「使用料」であり。「制作料」ではない。

生成A Iに関して、使用料なしで勝手に使用されるのは技術の進歩のためという理由では納得できない。

文化のためであればまだ理解はできるが、これらの技術はイラスト文化の向かい風にしかなっていない。

厳しく取り締まることを、強く希望します。

クリエイターが「我慢」したうえで成り立っている技術だということをどうかご理解いただきたい。

●受付番号 185001345000001371

生成AIによって将来的に人間のイラストレーターの作品が公開される事がなくなりそうで不安

また自身の作品を勝手に使われて知らない所で責任や風評被害を受けそうで不安がある

●受付番号 185001345000001372

- ・個人
- ・項目名

4.関係者からの様々な懸念の声について

既に SNS 上では「自身の作品を無断で学習され、それで利益を得ている人間がいる」という被害の声が多数見受けられますが、他人の持ち物を強奪してお金に換えたら逮捕されるにも関わらず、それが絵や文章、声優さんの声だと何 1 つ罰則が与えられないのは、文化及びそれらに携わる人間の権利を軽んじているからに他ならないのではないのでしょうか。彼らが奪われているのは技術やオリジナリティやアイデア、それらを培うために使われた膨大な時間と努力です。代替できるようなものでも、保険がおりるようなものでもないのです。

文化を守るために重要視すべき権利者を根本的に間違っていると思います。

●受付番号 185001345000001373

現行の素案については概ね異論は無く、従来や資料の通り、出力されたものが既存の著作物と高度な"類似性があれば享受目的で生成されたものとして扱うのが良いと考えております。

その上で幾つかの意見を述べさせていただきます。

・学習と生成の段階分けの理由づけに関して

生成 AI の著作権侵害に関して、学習と生成で段階的に分ける考え方について、個人的には同意しておりますが、時折詭弁とする言説を見かける事があります。個人的な考えとしまして、学習する者/生成する者で別になるケースが多い事からそのような考え方が取られているものと認識しておりますが、そうした旨を明記した方が良いと考えます。

・追加学習の責任の分解点について

先の論点と重なる部分がございますが、資料にあります通り、現状の生成 AI に関しては、通常提供される生成機能とは別に、追加学習という機能があり、この機能により特定の著作物を模す目的で生成 AI に学習させ、生成物を取得するという事があります。これに関して、"誰が"責任を負うのか、という事を資料において明確にすべきであると考えます。こうした追加学習においても、学習させた者と生成させた者が別々になるケースがあります。また、そもそもの生成 AI の開発者とは別にこれを行うケースがあります。この場合誰が著作権侵害として扱われるのかを明確にすべきと考えます。

・データセットに関して

データセットと呼ばれる、学習元データに関しては、生成 AI の学習に使われ数値・ベクトルデータとして保存するため、「その著作物と完全に一致するものがデータとして閲覧可能な状態に無い限り現行法でも問題無い」という認識をしておりますが、こうした考え方で問題無ければその旨を明記した方が良いと考えます。現在ネット上では、学習元データに児童ポルノが含まれている可能性があるから違法の可能性があるという言説が広まりつつあり、それを理由に使用停止を要求する行為が見られます。こうした行為は、本来合法である利用方法に対しても萎縮効果がある事から、そうした行為の抑止として、上記データセットに関する考え方を記述した方が良いと考えます。

・既存 AI の使用禁止や合法範囲における利用の制限に関して

上記と理由に関しては類似しておりますが、現在ネット上では「問題がある可能性がある生成 AI を使用する事は盗難に当たる」という言説が広まりつつあります。当方としまして、小説の挿絵として自らのイメージを具現化する目的で生成 AI を使用したいと考えているのですが、こうした攻撃に合う危険性から利用に踏み切れない状況にあります。このように、合法範囲での利用に対する萎縮効果がある事から、「学習過程に問題があったとしても、生成物が著作権法に抵触しない限りは問題ない」という方向で資料に記述するよう、また、そうした方向で検討を進めていただければ幸いです、お願いを申し上げます。

・過剰な生成 AI に対するネガティブキャンペーンに対する文化庁側からの積極的なアプローチに関して

資料に関連する意見ではない事をご了承願いたいのですが、昨今、先に述べました通り、合法範囲における生成 AI の利用に対しても、「学習過程に問題がある」「著作物の切り貼りである」といった誤った理解により、特に X などで、"生成 AI の利用者"に対する攻撃が繰り返されている状況がございます。これは、生成 AI の開発に支障を来たす事に加え、生成 AI を開発しても利用者が萎縮するという結果に繋がりがねません。これは、生成 AI の開発に支障を来たす事に加え、生成 AI を開発しても利用者が萎縮するという結果に繋がりがねません。資料にこうした行為への注意喚起を埋め込む事に加え、文化庁様としましても、X などでの積極的な情報発信を検討頂きたいと思っております。

以上になります。資料に直接的に関係しない部分に対する意見となり恐縮ですが、ご検討頂きたく、よろしくお願い致します。"

●受付番号 185001345000001374

生成 AI での学習を限られた範囲にしたり、イラストなどを制作している人が「AI 学習に使わないで」と明記されていたら対処が直ぐにできる状況でないと、SNS などファンアートを投稿した人が割りを食うのではないかと思います。

学習されない確固たる対処方法がないかぎり、生成 AI に学習される側が「学習されたくない」意志が尊重されにくいのではないかと大きな不安が残ります。

●受付番号 185001345000001375

- ・テレビにてやっていた岸田さんの AI による卑猥な文章の読み上げがもし、戦争の扇動や虚偽の政治的内容を作成することも可能である懸念をどう対処していくのか？
- ・特定のイラストレーターの画風やキャラクターの容姿を模倣する LoRA やプロンプト（タグ）の学習または利用について、それぞれどこからが違法になるのか、もっと具体的に検討し、分かりやすい例を列挙してほしい。
- ・他人が作った LoRA が違法な学習によって作られたものだった場合、そうと知らずに利用したユーザーの法的責任がどうなるのか知りたい。
- ・既存の著作物と類似性のある AI 画像を生成・SNS 投稿してしまった場合に、その著作物を知っていた場合/知らなかった場合、自ら学習させた場合/他人が学習させた場合など、どのような法的整理となるかを場合分けして示してほしい。
- ・ウェブ上では生成 AI を利用した創作であることを自発的に明記する動きがある一方で、明記しない投稿者を攻撃したり、明記を強要したり、AI を使っていないのに使っていると言いがかりをつけて中傷したりする悪質行為が散見される。AI 利用を示すタグ付けをめぐる、国内法上そうした義務があるかどうかや、こうした行為にどのようなリスクがあるかについても検討し、明記してほしい。
- ・画像生成 AI の利用者や利用企業に対する悪質な嫌がらせや中傷を抑止する観点から、こうした行為にどのようなリスクがあるか等も盛り込んでほしい。特に、酷似しているイラストが存在しないのにも関わらず、抽象的な理由から犯罪者扱いされるケースに対し、どのような対抗策があるか明確化してほしい。（不十分な場合は、防止できるような法整備を希望する）
- ・データベースの著作物に関する素案の記述には、イラストレーターが『この作品群は将来データベースの著作物として販売される予定がある』と主張し、robots.txt の記述を含む何らかの技術的な措置を講じているだけで、30 条の 4 ただし書に該当することになるかのように読める部分がある。まだこの世に存在しないデータベースの著作物についても著作権保護の影響を及ぼせることになれば、AI 開発のためのデータ収集に非常に大きな萎縮効果をもたらす恐れがあり、かかる記述の再考を求めたい。
- ・自分の AI 生成物に著作物性が認められた場合に、自分が生成したものであることをどう証明したらよいかについて知りたい。
- ・AI の悪用を防ごうとして、作風や絵柄の模倣を強く規制した場合、自由な創作を阻害しかねない危険性がある。創作的表現は保護するが、アイデアは保護しないという原則に則り、著作権保護の範囲をいたずらに広げないように求める。

●受付番号 185001345000001376

おはようございます、よろしく申し上げます
ボクはAIと言うものを使用したことはありません
AI 推進法もまた余り馴染みの無い言葉です
ですがボクも手書きとは言え創作者の末席なので
意見を述べさせていただきます
では端的に、創作者や創作物に対して敬意を持って守ってあげて欲しいです。
絵とか創作物に関わらずAIによる悪用は余りに多いです
そこを取り締まって欲しいです。Xのアカウントさん達を見ているとどうも
それを求めているみたいなので。よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001377

Ai 学習禁止または、Ai 学習に関して何も言っていない方から無断で学習素材として人のイラスト、写真を使用するのはダメだと思います

●受付番号 185001345000001378

著作権を無視した学習や、その学習をもとにした AI 生成について反対します。

また、AI で生成されたコンテンツに著作権を認めるのも断固反対します。

これは一次コンテンツ制作者の権利を著しく侵害し、競争を極めて不利にします。生成 AI の技術自体は素晴らしいもので、今後社会をより豊かにしていく可能性があります。現状の AI 技術は問題点が多くとても使う気になれません。生成物が海賊版と何ら変わらないからです。

著作権問題をクリアしたクリーンなデータセットによる学習が一般的となるような未来に期待します。

●受付番号 185001345000001379

配布十頁目後半ならびに十一頁頭にに記載されている学習は切り貼りではないとされる事について無断転載を行っているし切り貼りではないかと思う。自身の積み上げてきた技術による作品を無断で盗用され挙げ句A Iではないか？という疑いまでかけられ誹謗中傷に繋がる事例もある現状を把握した上で再考していただきたい。

●受付番号 185001345000001380

文化を作ってきたのは創作者、クリエイターの技術の賜物であり人が作り出しているからこそ評価されてきた。

文化や評価される価値を作り出すのは個人の技術であるべき。

そんな個人の技術が無断できてしまう環境は技術と文化の消費と等しい。

文化を継続発展させていきたいのであれば、文化を発展させるクリエイターを潰さないためにも AI に頼るべきではない。

●受付番号 185001345000001381

生成 AI 利用者は海賊版製造者に過ぎず、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと一緒にされるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ません。

●受付番号 185001345000001382

5.1.学習・開発段階

画像、映像、音声など様々なジャンルにおいて極めて学習元と類似性の高い AI 生成物や、学習元と似ていることを誇示する AI などは、学習元的意思によらず学習元に良く似たものが出来てしまうため、危険性を非常にはらんでいると考える。

いっぽう、私的利用に関しては法案で踏み込む必要はないと考えるため、32 頁などで触れられているように、私的利用を超えた利用（公衆送信や譲渡など）が著作権侵害にあたる場合があるとする記述は必要であると考えます。

私的利用に関しては金銭の発生の有無ではなく、自分以外の誰かに向けて生成物を見せる/渡すことを含むべきだと感じた。

●受付番号 185001345000001383

AI 学習禁止と描かれたイラストレーターさんのイラスト無断でが学習され、使用されているのをみかけます。イラストはは時間と経験で描かれた所有者の財産であり、他者の使用は依頼、購入で成り立つはずです。勝手に他人の絵を使ってイラストを生成するものではないです。

声も同様です。

クリエイターの方々が努力して手に入れた技術が生成 AI によって無断投稿、販売されているの今の状況は本当によくないです。

●受付番号 185001345000001384

AIで創作したものは「創作活動」という扱いをしないで欲しいです。AIが出力したイラストや絵などはこれまで『誰か』が描いた、または作ったものを拾い吸収し総合的に出力したのになります。その背後で描いたものや作ったものに『著作権』は無い扱いをすることでしょうか。

心の底からこの素案にガッカリしました。

この素案を作った方もしくは意見をまとめた方は創作活動についての考え方を改めた方が良いかと思います。AIで創作活動することの何が問題されているのかをそもそも理解されていないような気がするので、もう一度、と言わずこの素案を取消してください。

AIで出力したものを自分で描いた、作ったと豪語する方も1部いますが、そちらを介護するというのは如何なものでしょうか。

AI創作においての問題点は、Web上(インターネット上)にデータがあるものを『勝手に』吸収し、AIが出力してしまうことなので、この素案が決まってしまうたら、創作活動は一切メディアに出せなくなるのだと思います。0(ゼロ)から1を創っている人はますます日本から消えていきますし、それこそ文化や芸術が廃れていくと思います。

●受付番号 185001345000001385

AI生成を許すのはいろんな著者、作者、声優、製作者が弄ばれることになると思う。文化、技術を途絶えさせることだと思う。

もしAI生成を許すのであれば使用は制限をつけるか、複製等行った場合に、厳しい処罰を与えてほしい。作者(被害者)が泣き寝入りする環境だけは許せない。

AI生成とか、AIっていうけど、ただ情報を詰め込んだ丸パクリツールでしかない。使いみちはない。頭の悪い人たちのおもちゃになってしまうので嫌だ。

それに巻き込まれないように、技術のある人たちが制作をやめてしまう可能性が高く、悲しい。

●受付番号 185001345000001386

AI で作成したイラストは時間をかけ人間が作成したイラストを AI 学習をし、作成しています。何重にも重ねた無断転載だ常々思っています。
作成した絵師の著作権侵害です。

●受付番号 185001345000001387

そもそも現状の AI の運用状況や成り立ちからして、出所が不透明なデータを大量に集めている事が常態化しているため、現状のデータセットを利用している以上は著作者の許諾を得ていない違法なデータが多分に含まれる事を前提に運用せざるを得ない状態がスタートラインになってしまっていると思われます。

そのため、後手に回る形ではあるものの、政府や大学等の機関が国会図書館の AI 運用ために登録してもよいデータを募り、一定周期で期間からデータセットを公開し、それを運用させるという方針を早々に打ち出し、世界に出遅れないように準備を整える事を提案します。

また、提案の方法如何に関わらず、原則 AI 利用を行う際はデータセットに多国籍のデータが集まったり、反対に他国で使用しづらい加工がなされたデータ、センシティブな扱いをせざるを得ないデータがデータセットに含まれる等の事態が予想されるため、データセットの質を高めるために登録時にタグ付する等でデータセットをフィルタリングして限定的な形で取得できるような環境を AI 利用者向けに整える共に、A 国にとっては合法データでも B 国にとっては違法データというような状況が容易に発生するようになるため、日本に限らず AI 利用を行う各国でそれぞれ現行法の見直しを行う必要が出てくると思います。

例えば日本の場合、現状刑法 175 条を根拠とされて運用されている日本特有の「モザイク加工」の必要性の見直しや、「児童ポルノ禁止法」の際に話題になった「非実在青少年」についての扱い等が考えられます。

これら表現に関わる現行法についても、しっかりと影響を調査・議論し、現行法の整備を同時に行う必要があります。

ご検討、よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000001388

生成 AI に参考画像として読み込ませる画像について、通常の画像制作におけるフォントや所謂「画像素材」の扱いと同等に著作権が保護されるべきだと思います。

●受付番号 185001345000001389

クリエイター活動をしている者です。

私は AI によって生成された作品が「AI でないもの」として扱われる未来を憂慮しています。

現在多くのクリエイターは「仕事を奪われる」「自分の手で創作しても AI の疑いをかけられる」といった懸念を持っています。

そしてクリエイティブ界隈における AI の普及は、クリエイターが長年培ってきたノウハウとそれに伴う努力・負担をないがしろにするようにも感じます。誰かの期待・不安にベットする投資とはまた違う、AI が人の努力・鍛錬に乗っかかることはクリエイターの自尊心にかかわります。

このような状況になればクリエイターが減少し、世に蔓延る AI 作品がまた AI 作品を学習し、AI の独壇場となればサブカルチャーは衰退していくのみと考えます。

むろん、AI 技術者も大変努力されてきたのは理解できます。

だからこそ、AI 生成品と人力で表現された作品は別物として扱って頂きたいです。

どうやって AI のモノとそうでないモノを客観的に線引するのか、という部分が課題になりますが、このあたりは法整備とともに新しいデジタル技術等で対応することになるでしょう。

AI の有り様は否定しませんが、ボーダーラインはほしいところです。

クリエイターの居場所を保証してほしいです。

●受付番号 185001345000001390

生成 AI によるディープフェイク、無断学習による被害が既に出ている状態であり、それに対する具体的な事前の対策がない状態での利用はとても危険だと感じています。

●受付番号 185001345000001391

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」

＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞

4.AI生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながる事

の項目などにおいて、生成AIによる生成物の単純な価値や経済的影響についての議論がなされています。

また、

「5. 各論点について」

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

の項目では、それらの整理がなされています。

しかし、昨今における生成AIは、学習によってモデルを生成し公開すること、及びそれらにより生成された物を公開することそれ自身が、

元作品著作者への非常に強烈かつ悪辣な攻撃手段と化しており、学習元作品の作者に対する強烈な嫌がらせが横行してしまっている状況です。

こうしたリスクは明らかに「著作権者の利益を不当に害する」に含まれるものであると考えますが、

生成AIという存在がもたらすこうした危険性に対し、本素案では考慮がなされていないと感じます。

実際に、以下のような事例が発生しています。(ごく一例)

・特定の作家の作風を集中学習させたモデルを用意し、作家本人に対する脅迫的なメッセージを含むイラストを生成する

()

・岸田総理の声を模した音声生成AIにより、TVニュースを模した画面で不適切な言葉を喋らせる動画の投稿

こうしたAIによる強烈な嫌がらせはもはや日常的に目にするものとなっており、特に一般の作家さんなどにはおよそ度を越えた侮辱であると感じて心を病んでしまっている方もおられます。

これらのリスクを考えないまま、生成AIとその生成物についての単純な価値や経済的影響といった面での議論に終始してしまうのは非常に危険であると考えます。

特にクリエイターという職はその性質上、本人は1人あるいは少人数であるのに対し、その存在を知る人間は非常に多数となる非対称性があります。

そうした多数の中らごく一部の悪意を持った者が利用する攻撃手段として、現在の生成AIはあまりにも効果的です。

誰でも簡単に手元で作って公開することが出来て、更にそれがクリエイター本人に対するこの上なく有効な侮辱行為となってしまっているため、

現在は多くのクリエイターがこうした行為の対象とされることを怯え、対応を模索せざるを得ない状態です。過去の作品の公開をすべて取りやめてしまった、という方も少なくありません。

よって、特定の作家を集中学習させるようなものについては、実体としては作風しか持たないものであるとしても、それ自体が「著作権者の利益を害するもの」と定め、明確に除外すべきではないかと考えます。

生成 AI の急激な流行と無秩序な利用により、諸外国においてはこれらを規制する動きが相次いでいます。

こうした中でなお生成 AI の利用を推し進めるとした場合、特にクリエイター達を守ることにについては特に慎重にならなければなりません。

ひとたびクリエイターを軽視するものとなってしまうえば、現在日本が明確に強みとする文化領域においての大幅な衰退を招きかねません。

日本のクリエイター達が今後も安心して活動できる国となるよう、生成 AI に対する慎重な判断を望みます。

●受付番号 185001345000001392

AI 技術を使って創作行為を行うクリエイターとありましたが、そのような行為のほとんどは作者の了承を得ずにその作者の創作物を勝手に機械学習させて画像を生成し、そうして出力された画像を自身の創作物だと主張しているに過ぎず、到底クリエイターと呼べるものではありません。撤回してください。

また、そのような卑劣な行為を助長させるこの素案に断固反対です。

●受付番号 185001345000001393

勝手に好きな作家や自分の絵が生成の学習に使われるのが許容できないし、それで金を稼がれたくもないのできちんと取り締まって欲しいです。

●受付番号 185001345000001394

SNS で自身の創作を発表しておられる方、商業で活躍されているプロの方、およそ自身の力で創作をされている方で、困っていないと言われる方がおられないのが生成 AI に関する現状だと思います。

生成 AI を使う人たちが、横入りして人の成果物を横取りするような人たちばかりとは言いませんが、そうした人たちが入り込んで、悪さをしているのも現状だと思います。

どうか、地道に活動されているプロ、アマ問わず全ての人々のために懸命な判断がくだされることを心からお祈りしています。

●受付番号 185001345000001395

生成 AI は強力で便利な道具ですが、活用にあたって「AI と著作権」という関係性のみに焦点を当てて規制の是非を語ると以下の点で問題が発生すると思います。

- ・学習元の権利保護の保証はおそらく事実上不可能であり、常に利用者にリスクが付きまとう。完全に生産者の知識外のデータから情報が生成されるため、リスク対策の知見も人間側から分離することとなり、対策のためのコストを常に支払い続けることとなる。

- ・「権利的に曖昧で違法性は追及できない、責任の所在も曖昧」な状態のデータの総量が大幅に上昇し、正確な情報収集が必要な場合のコストが大幅に上昇する。

- ・人間の情報収集以外にも生成 AI を強化するための学習にも情報を精査するためのコストが大幅に上昇していく。

以上の点から、AI によって出力されたデータがあらゆる形式であらゆる場にアップロードされる状態が続けば、情報の正確性を維持するためのコストが今以上に大幅に膨れ上がっていくと考えられます。

●受付番号 185001345000001396

現在の生成 AI は違法性が高く著作権侵害をしています。有能ですがとても危険な技術です。生成 AI は無許可で他者または企業の画像を学習しています。著作権侵害です。生成 AI を健全なものとして発展させるために許可を得て画像を学習させるようにしてください。

また、生成 AI を悪用し嫌がらせや犯罪行為を行う人も出てきています。

それによりイラストレーターや漫画家などが被害を受けています。

違法性の高い現在の生成 AI で作成したイラストを企業が起用してしまった場合、既存のキャラクターやイラストを色濃く出力されても気づく事ができない事があります。それにより賠償請求されるリスクもあります。

現在の生成 AI は使用する側、違法に学習されてしまった側のどちらにとってもリスクが高いものです。

重い規制や罰則などの法整備を行ってから AI の発展を促すべきです。

●受付番号 185001345000001397

個人の顔写真の AI 学習を認めることは肖像権の侵害、暴力的描写、児童ポルノ等への使用を許可することになり危険かと思えます。

また、イラスト等の著作物に関しても作成者の意図に反した利用が行われる可能性がでてしまい、認識外での犯罪への関与となることもあるかと思えます。

日本の創作文化の妨害となるように思われますので再検討ください。

●受付番号 185001345000001398

現状の生成 AI について。

1 年以上前、生成 AI が話題になり始めた頃から懸念の声は上がっていました。今のイラスト生成 AI は学習元に許可なく、人の完成された作品を`無断`で盗み、集中学習させて特定の人物の絵柄を再現できるようになっています。

これの何がいけないのか。

・まず学習元に許可無く無断学習させている点

無断学習により被害の声をあげている方々は学習許可を出していません。

やめてくださいと発言している方から法が無いから合法と言い張り本人に分かるよう見せつけている人も多数目撃されています。自分の絵を守る手段が無いのに明らかに悪意ある行為です。

・集中学習により生成されるイラスト

特定の人物の絵柄を再現出来る生成 AI は、本人の望まないイラストを生成されてしまい著作権だけではなく尊厳破壊ももたらしているように思います。

例えば、児童向けの絵を描く方、美しい世界を描く方にとって、生成 AI で作られるいわゆるエロ絵や攻撃的なイラストは大きくその人の描く世界観の価値を大きく下げています。

また、なりすまし行為による生成 AI イラストの有償販売も多く見られています。

学習元となったクリエイターは自身の絵の価値を下げられるだけでなく商品にされてはたまったものではないでしょう。

・現生成 AI への規制

無断学習の禁止、既存のデータセットの消去、生成 AI の撤廃を強く求めます。

現状の生成 AI を支持する方々の非道な行為は日々酷くなるばかりで、クリエイターを家畜呼ばわり、クリエイターへの悪質な粘着行為、中には殺害予告と、法が無いからと言って許されない行為の数々が見受けられます。

中にはデータセットから児ポ画像が出てきても「そんな事どうでもいい、興味無い。けど使う」と言った犯罪者思考の人もいました。

こういった事は 1 年以上前から続いています。もう既に被害にあった方々の事を考えて下さい。私自身も生成 AI もう見たくないです。

人の何十年という努力の元完成された大切な絵を金儲けの道具としておいしい部分だけを盗み取り搾取し続ける生成 AI など必要ありません。

一刻も早い対処をお願い致します。

●受付番号 185001345000001399

1. 「はじめに」について

すでに著作権侵害は発生していて、かつ本来の著作権者に対して AI 利用者がいやがらせや脅迫を行う、それを文化庁が放置、あるいは著作権を軽んじていると誤解をまねくような発信をして追認しているかのように感じています。ネット情報時代、デジタル時代に向けた著作権の保護、著作者の保護はもちろん、デジタル分野での盗用、脅迫行為、詐称やデマ（著作権者へのなりすましやディープフェイク、フェイクポルノ等含む）などに対する法整備、刑事罰の強化を司法に提言していただきたいです。それが文化の創造と継承につながると思います。

5. 「各論点について」について

学習段階での著作物利用を認めたとして、商用に転用する際に元の学習データをリセットし教授目的の同意を得たデータ提供者に対して対価を支払い、そのデータのみで運用するのならば異議はありません。

現状は「技術的に不可能」「コストがかかる」という理由でなし崩し的に『学習・開発段階』で利用した著作物をそのまま『生成・利用段階』で利用できるように推し進めたい開発側と利用したい側が文化庁のバックアップをうけてルール作りを担っている印象があります。断固反対です。

医療分野、国防分野、行政分野や防犯分野、インフラ分野などの AI 開発や利用はともかく、娯楽、企業広告などでは「複製データ合成加工ツール」と呼ぶべき代物が生成 AI と銘打って広まっています。法人や一般利用者が商活動や個人利用する分野においては、開発段階から制限や、利用の契約と対価の明確化を義務付けるべきと考えます。

そもそも商用や個人の娯楽に供する目的の場合は開発段階で開発者本人たちの個人情報を使う、開発者本人が作成した文章や絵画を学習利用させる、それができないなら目的への同意と対価を支払い著作権の利用を明確にした契約書を取り交わす前提で提供者を募るべきです。

ルールが明確でないのを良いことに、医療機関の個人情報、児童ポルノ、海賊版サイト、個人の WEB サイトやブログから収集したデータベースを利用して作られている現状の自称生成 AI を積極的に利用するための言い訳づくりはやめていただきたいです。

●受付番号 185001345000001400

小学生の子供がいます。ネットに顔をあげる事にはかなり注意をはらっていますが、今は子供も iPad を持ち学校へ行っています。子供通しで写真を撮り、それが他の親のインスタに載っていたり、習い事などの SNS に息子の写真がいつのまにか使われていたり、この時代個人の写真がなんらかの形でどうしてもネットに上がってしまいます。

生成 AI に関して、学習させる行為自体には特に制限がないように見られたのですが自分の写真や自分の子供、描いた絵などが勝手に学習され、意図しない、または思想に反するようなものに作り変えられることに恐怖を感じます。

作られてしまった精巧な AI 写真に対して、なにか罰則や強制削除などの管理を、元の著作物にもたせて頂かないと、いじめ、自殺、そして日本のアニメや漫画などが失われて行くと思います。

著作権、肖像権の中に、AI 生成の許諾の権利を入れてください。本人が認めない、作者が認めない限り、AI に学習させることすら禁止にしたいです。

●受付番号 185001345000001401

「AIと著作権に関する考え方について(素案)」について、気になった点を意見として提出させていただきます。

学習・開発段階についての考え方

・「非享受目的」に該当する場合について(16～19頁)

法第30条の4は、

「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定されているが、この享受を目的とされる部分の解釈の余地が、開発者と生成AI利用ユーザーと著作物の権利者によって違う事が多々見受けられる。

その為、文化庁などでも30条の4については様々な議論がされているが、開発側と利用しているユーザーについての意見は取り入れていることが分かるが、著作者又は著作権保持者がそのような議論の場に立って意見を述べている場の議事録などは非常に数が少なく、意図的に開発したい側の都合の良い意見だけを聞き入れているのではないかと考えさせられてしまいます。

これからの将来生まれ得るAI市場を見据えた議論も大事ですが、現在の市場を形成している著作者及び著作権保持者などの現場の声も聞いた上での議論を多くするべきではないかと考えます。

生成・利用段階についての考え方

・著作権侵害の有無の考え方について(28頁～31頁)

既存のデータを元に作成するという生成AIの特性上、生成後に人が手を加えない限りは、依拠性については100%であると言えるのではないかと考えており、それを前提とした生成AIを利用した著作権侵害についてを考える方が良いのではないかと思います。

また、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることを証明でき、生成する際のデータを辿り学習に用いられた著作物を確認することができる措置が講じられている生成AIを現時点でもSNSで運用しているものもある為、そのような事が技術的には可能なことから、生成AIを利用した作品の類似性及び依拠性を証明する事に関する問題は解決できるのではないかと考えられる。

また、上記の「学習・開発段階についての考え方」で記した、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物だった場合にも証明手段として問題の対処にも利用できる。

・侵害に対する措置について(31頁～32頁)

こちらで記されている、私的利用の枠を超えている生成物の譲渡や公衆送信(SNSへの掲載等)、さらには作品やデータを販売するなど、金銭を絡めた利用などが現在SNSや画像生成サイトなどで多く観測されています。また、個人や企業をターゲットとして過学習などを行い、ターゲットが持つブランド力を利用するための生成AIも多く見られます。

これらの問題を開発者やユーザーは、表現に至らないアイデアのレベルのものであるた

め問題ないと評しているが、その問題ないはずの AI 作品群が実際に売れているなどとして受け手側の益となっている以上、開発者やユーザーは自身の利益を求めて明らかに故意に享受を目的としていると考えられる。

そのため、生成物の譲渡やインターネットなどの公に見られる可能性のある場所への投稿などは享受目的が併存すると考えられる為、そのような利用は制限させるべきではないかと考えられます。

また、享受を目的とした運用と判断されるならば、当該生成物が表現のレベルにおいても、創作的表現が直接感得できる場合に当たると考えられ、当該生成物の生成及び利用は著作権侵害に当たり得るのではないかと考えられます。

生成 AI の技術は、労働力が人から機械に代わる産業的にプラスな側面があり、我々の生活の基盤を大きく覆す可能性のある技術だと思います。その上で、現在施行されている人間を対象とした現在の既存の法律では全く間に合っていないのではないかという風に感じます。

●受付番号 185001345000001402

昨今の AI 技術の発展は目覚ましいものがあります。しかし、それを創作の場において使用するのには現時点のなんの法整備もない状況下では大変危険なことと思われま

まず、現在の AI は学習において無差別的に学習を行うことが出来てしま

そのため、著作権者が AI における学習を禁止したとしても実際には学習出来てしま

そこからその著作物に類似した作品を生成される事も現時点で多数確認されていま

また、現実に存在する児童の写真から学習し、そこから猥褻物を生成、頒布された事例や、現実で活動しているタレントや著名陣の容姿や声優の声を複数学習させ、本物と見分けがつかない動画の作成や声のデータを使用した楽曲の制作が行われています。

これは極めて悪質な行為であり、本来であれば学習元が得るはずだった仕事の機会を AI が享受している状況だと言えます。

AI によってボタン一つ、文言を並べるだけで魅力的な作品が生成出来るようになった裏側には多数の創作者の作品が勝手に学習され再生成されているという現実があります。

日本はクールジャパン戦略といった政府の方々が売りにしているように数多くの創作者が存在します。

今後、AI になんの規制もかけられないのであればその創作者の多くが筆をおり、活動を辞めざるを得なくなるでしょう。

AI を推進する前に法律によって創作者の権利を第一に守って頂きたいです。

●受付番号 185001345000001403

AI に創作の権利を奪われそうで不安です。日本の創作物は AI を使ってるのではないかと疑われクリエイターが信頼を失いかねません。

●受付番号 185001345000001404

現状の生成 AI の多くは保護されるべき個人と、個人が創作した作品を盗用したものがリスクの少ない犯人のものとして流出しています。

生成 AI で作成された創作物のモデルに著作権及び肖像権に関わるものを使用しない法、使用した場合に法律に基づいた罰則が課される法を導入するか、あるいは生成 AI そのものの使用、機能に大きな制限を儲けない限り、生成 AI による大勢への被害が解決されないまま社会へ流出される素案には反対します。

●受付番号 185001345000001405

現在使われている画像生成 AI とはネット上で数多く無料で投稿された art work を「作者の同意なく」学習させて成立させており、今回の AI の問題における論理的問題はここにあると考えている。

さて、今日では様々な人が今回の画像生成 AI を使用しているが、この画像生成 AI の使用方法は人によって様々である。例えば良い例で行けば過去に Mimic という「作者の同意を得て」作者自身が画像生成 AI に自分の作品を学習させる事ができる画像生成 AI が絵描きの間では少し流行った。だが悪い例で行けば今回の騒ぎのように「作者の同意を得ずに」イラスト無断転載サイトなどのプラットフォームから「無断転載された」イラスト作品を「作者の同意を得ずに」AI に学習させて承認欲求を得るために学習元のイラストレーターになりすますなどの「倫理的ではない」使われ方を数多く果たされてきた。他にも、無断学習した AI によって現在流行りの絵画手法の量産でこの絵画手法が陳腐化した事例もある。この事例は大量捕獲が可能になり毛皮の価値の暴落した事に似た現象だろう。

最後に、我々絵描きが望むのは我々の仕事が奪われない事、我々の作品の価値が暴落しないこと、そして現在画像生成 AI の中でも主流である無断学習 AI を使い絵描きでない人が絵描きの尊厳を傷つけない事である。そして何よりもこのパブコメを読んでいる方々にこの画像生成 AI から「女兒の裸の画像生成などの児童ポルノ」にあたる画像が生成できるその倫理的可否についても考えていただきたい。

●受付番号 185001345000001406

クリエイターの一人として意見させていただきます。

現在生成 AI を利用して特定の個人の作風をコピーして、それをクリエイターの意図しない方向（あからさまに性的な画像の生成、自殺を促すような画像の生成）での悪用等が相次いでおります。また現状の生成 AI は特定の個人の作品をそのまま出力するように生産されたものではないにしろ、学習元の作品は作者から許可を得ていないものです。そのような利用のされ方で本当に問題が起きないのでしょうか。実際 chatGTP は訴えられています。生成 AI 自体が著作権的に問題がないと判断されるにしろ、特定の個人のコピーができないようにする、生成 AI であると誰がみても分かるような消えない印をつけなければ生成できないようにするといった規制をしていただかなければ、個人同士のトラブルは続き、クリエイターが損をする構造がなくなりません。

クリエイターをやめて普通に仕事をすればいい、という意見も見ますが、これはクリエイターに限らず他の業種にも言えることです。生成 AI の導入で人間の役割が蔑ろにされるのであれば、その先の未来の担い手が育たなくなります。

人間の生活を守るために生成 AI の規制を望みます。

●受付番号 185001345000001407

配布 PDF10 ページ目後半から 11 ページ目頭まで

「学習 () データは切り貼りではないとされる」事について、無断転載してるし、切り貼りだろうがボケ

●受付番号 185001345000001408

イラストレーターさんが一生懸命時間をかけて作った作品を、盗用して生成物を作っている人がとても多く見受けられます。安易に他人の創作物を取り込めないような仕組みにして欲しい。

また、生成 AI を使ったら必ずマークや専用のロゴを入れるなどして一目見てわかりやすいようにして欲しい。

AI で作られた生成物の上から描きこんだりして誤魔化す輩も存在しているので、AI で作られた物をペイントソフトに読み込めないような仕組みにしてくれるととても助かります。

●受付番号 185001345000001409

1.

「AIによる著作物は脅威ではない」という話になりかわろうとしていますが、「データの無断使用と大量の海賊版データによって市場そのものが破綻するのではないか」という問題が大きいと考えています。

現状、若いクリエイターの作品がAI学習により搾取されており、キャリアもろくに積めないとなってくると、市場そのものが壊れます。大変な脅威と考えます。

2.

Vtuberとして活動する上で懸念する事もあり、キャラクターの見た目をAIにより少し改変された、自分と同じ声でなりすましをされる可能性もあり、リスクを負います。

3.

イラストレーター界隈で起きてる事は、AI生成イラストは全く評価がされないため、かなりの割合でAI生成イラストが「AI表記なし」の手描き作品と装って投稿しています。そうすると、一見クオリティの高いイラストで溢れかえり、手描きで作品を投稿している人もAI生成していると疑われ、イラスト業界全体の評価も価値も落ちる要因となりえます。モチベーションが低下し、創作を行うこの界隈は潰れてしまいます。

4.

ここ20年近く、「海賊版の音楽はNG」「WinnyのゲームDLで業界が貧乏になる」「動画共有サイトの違法動画は視聴NG」「漫画村の漫画を読むと漫画家が生活出来なくなる」という風潮で過ごしてきた日本ですが、ここで突然「AIのデータセットが海賊版であっても、みんなで使っていきましょう！」という流れを許せるわけがありません。

買う事が文化を支えているんだと業界全体で言っていたのに、人件費削減のために海賊版の再利用されたAI生成作品を「合法」と割り切ってるのはよろしくないです。

5.

生成AIに創作性を認めてしまうと、いわゆる反社系のよい稼ぎ口となってしまうのも懸念しています。生成AIでありえない数を生成し、全て公開。画像検索をし、少しでも似ている絵があれば著作権侵害でクリエイターを脅し、示談金を得る。など。生成AI側の侵害は「知らなかった」と一言で無罪になりうるのでノーリスクです。

●受付番号 185001345000001410

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載されている

学習データは切り貼りではないとされる事について、大元の所から許可なく無断にデータを抜き取っている時点で無断転載かつ、切り貼りではないからどうという問題ではない。その理屈で言うのなら前に岸田総理が変なニュースを言っていたものも創作として守られて然るべきと言うことになりましたが？

そういったフェイクニュースや声優、ナレーター、イラストレーター漫画家、他の人間の仕事を奪って得たものがそれなんですね笑

●受付番号 185001345000001411

>著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている

こちらに対する懸念が今も続いています。

生成 AI について、データ元の著作物がクリアな状態で使用できることを望みます。

しかし、現状は無断で学習に使われている AI を出力し、被害を受けているクリエイターさんを頻繁に見るようになりました。(FANBOX で販売されるケースもありました)

例えばこちらの方。

クリエイター発信で、消費者と共に文化を育ててきたと思っているので、著作物を大切にするためにご判断頂ければと思っております。

また、生成 AI について、個人的には「クリエイターの作業効率を上げる」ためのツールであってほしいと考えます。クリエイター以外の方がクリエイターと同じ技術のものを使用するとなれば、なりすましやクリエイターの士気も下がり文化として衰退していくでしょう。また、生成 AI の学習元がクリアになり、クリエイターが使えるツールになれば、現在よりスピーディーに制作でき、クリエイターのオリジナルはそのまま残した状態でコンテンツが増えていくと思います。

●受付番号 185001345000001412

どれだけ進歩が著しく技術がめばしくとも著作権侵害の温床となっている今、推進することはできません。生成する段階で著作権侵害が認められれば差し止めというのは納得がいきません。生成 AI を公開したり、出力されたものを利用することになるときはデータセットを作成する段階で著作権者に全て許可をとる、場合によっては対価を支払って利用することをしていけば議論はそもそもないものです。生成 AI は今やここまで普及していますが、それがなくては困るようなものではありません。まずは現状起こっている著作権侵害の横行を規制して、生成 AI への印象を立て直してからではなければ誰も推し進めることに同意はできません。

●受付番号 185001345000001413

AI をこの要項通りに活用するとクリエイターの仕事が減り、帰って文化の停滞を招くように感じます。規制を強くかけていただきたいです。

●受付番号 185001345000001414

AI に無断で他人の作品や写真を学習させることは創作をする全ての人への冒涇です。人が生み出す作品を AI に無駄学習させるのは間違いなく著作権の侵害であり私はこれを断固反対します。

また作品以外にも個人の写真からいかかわしい画像・映像を作り出すなど悪用され、犯罪に発展する可能性があります。

●受付番号 185001345000001415

学習データ元は元は個人の絵柄などと学習し、その時点で盗作、無断転載になると思います。データの切り貼りしているのと同様だと思います。個人の創作元の著作権が侵害されていると考えられます。

それを使って創作を作りお金を稼ぐなどの行為は元の絵を描いた人間に何も還元されず学習した者勝ちになる畜生にも劣る行為だと思います。

AI で物を作る人間は創作者ではありません。元の描き手に対して本当に失礼な行為だと感じます。これがまかり通ってしまえば筆を折る人間が増え、日本は大切な真の創作者を失っていく事になります。そちらこそ本当に大切に保護すべき対象です。

●受付番号 185001345000001416

法規制が追い付いていないせいで「現状違法とは言えない=合法」となっている。

また、AIによる盗作は健全なクリエイトを根幹から破壊するものでありクールジャパンとは真逆の行いである。

それはつまりものづくりを推進する日本の精神を破壊するものである。

●受付番号 185001345000001417

AIに盗まれ放題なので、作品を創作意欲がなくなりました

●受付番号 185001345000001418

現在はアマチュアとしてイラストを描いておりますが、将来的にはプロとして働きたいと思っております。

しかしながら生成AIが合法として使用されるようになれば自分が人生を賭けて作り上げた物を顔も知らない誰かに盗み取られることになります。

イラストはただ描くだけのものではありません。

長い年月をかけ育て上げた自分の子供のようなものです。それを知らない人に盗まれる事がどれだけの精神的苦痛なのかをわからないような社会になれば自分の命を奪われたのと同じ事です。

そうなれば自分のような立場の人間は、大袈裟ではなく生きる意味を無くします。

そしておそらくこの先世界からクリエイターは消えていくことになります。

技術は人を活かすものであって人の尊厳を奪う物ではありません。

現時点で被害者のクリエイターは世界中にいます。この現状を放置する事ははっきり言って異常事態です。

芸術は人類の歴史です。この歴史を守るために生成AIは現時点で取りやめなければなりません。

●受付番号 185001345000001419

AI生成の前に、その学習対象にされているクリエイターの権利を守ってください。AIの生成物に対してデータの切り貼りでは無いと書いてありましたが、世間から見るとただのデータの切り貼りであり、クリエイターが苦勞して作り上げた作品のいい所のみを泥棒しているだけです。また、このままではAIによるディープフェイクによって被害を受けた人が、責任を問う場所がありません。自動生成による児童ポルノ作成も、「AIが勝手に生成したものだから」との話にされ、きちんと規制の対象となっていない現状も非常におかしく感じます。まず生身の人間を守ってください。

●受付番号 185001345000001420

著作権はクリエイターを守るためにあるべきルールです。現在の生成 AI は全て既存の作品を無断で学習したものであり、クリエイターの権利が脅かされています。また、AI によって生み出された作品と AI が利用されていない作品の区別が出来なくなっています。

そのため今後は生成 AI への作品の無断学習の禁止、AI を利用した作品であることの明記、生成 AI によって生み出された作品が著作権侵害で訴えられた際に、無断学習でないことを AI 利用者側が証明しなければならないという法律が必要です。間違ってもクリエイターの作品を無断学習した AI 作品を承認するような法律は作らないでください。また、他人の写真勝手に学習させてポルノを生成することを禁止してください。現在生成 AI による児童ポルノが大量に世に放たれているということが起きていますので、規制をお願いします。政府が本気でクリエイターの権利を保護してくださることを願っています。よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001421

今まで個の技量で培ってきた創作活動家方々やこれから自分自身の創作技術を世に活かして生きていきたい方々のためにも、生成 AI に対しても著作権は適応されるべき。

●受付番号 185001345000001422

開発等で使われる AI は基本的にオープンソースのレポジトリから取るのが大前提となっているため問題はないと思う（かつ、後述の目的で使用されたことをまだ見たことがない）一方でイラストや音楽、芸術に関する AI に関しては本来プログラミング等と言うクローズドソースが大前提のものから学習、またそれを利用して既存のイラストレーター等に自殺要求を求めるような意図のイラストを生成したり等非常に義務教育で学ぶようなモラルに欠けた使用が散見される。

AI そのものではなく使用者側の問題ではあるが、このような人間に都合のいいツールをルールもなしに好き勝手使えるようにしてしまってる現状はよろしくないと思う。

●受付番号 185001345000001423

現状では「入力」と「出力」において場合分けをされて知財に関して考えが進められているのですが、

特にイラスト・写真・画像などでは、生成 AI での入力を行われたデータセットは、ただの引用や研究目的に留まらず、結果として、ほぼ著作者の未承諾のまま使用され、場合によって悪用もされています。

確かに研究や AI 技術の促進のためには膨大な数を取り込む必要があり、すべてに承諾を取るのが難しいとは理解できますが、

入力の時点で規制をきちんとかけていただかないと、簡単に手に入る素晴らしい絵や素晴らしい写真を悪用する(価格を付けて販売や、SNS による著作者のなりすまし等)人物がいる状態が、まかり通っているのが現状です。被害も実際に出ている状態です。

取り込み放題⇒出力し放題の現状では、クールジャパンとは言いますが、その根底の技術を潰す芽になりかねません。

専用の申請を出し、許諾を得る機関は入力も不問であったり、

海外事例が出ましたが、データ提供元と契約の上での使用に規制をするべきです。

絵を描く・写真を撮る人材も、ChatGPT もそうですが文章を作成する人材も、

IT 技術を専門的に学んだ人材と同様に日本の産業を支えています。

AI の悪用を防ぐためにも、入力時点から規制を働かせるべきです。

●受付番号 185001345000001424

生成 AI なんてやめてください。

自分の顔が取り込まれて意図しないものに使われても訴えられないなんて地獄です。

最低最悪。

●受付番号 185001345000001425

4. 関係者からの様々な懸念の声について

AI での生成物は著作物としてアウトです。もしくは限りなく黒に近いグレー。また問題となっているディープフェイクなどもあります。メディアでのフェイク画像のせいで政治や経済も混乱し、問題だらけです。AI 関連は全面的に規制し、使用は公的研究機関だけに留めるべきではないでしょうか。

●受付番号 185001345000001426

全体として

クリエイターのマネタイズ、特に出版は年々厳しくなっている。

そのためAIで荒らされることにより食えないものや不当な契約を迫られるものが増えてくることが予想される。

実際中国ではすでに広告やスマホゲームのイラストレーターを解雇する動きが出ている。

小説業界でもUZUなどのスマホゲームメーカーによる不払いが横行している。

文化庁はクリエイターを軽視して我慢させようとしてるだろうが、それではすまないところまで来ている。

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

(2) 生成AIに関する新たな技術

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

・簡易かつ迅速で低料金な開示請求手段が欲しい

差し止め請求ができて開示が難しければそこで振り落としになる

・また類似性の証明はクリエイター側には難しい

現状の商標や著作権侵害の裁判レベルの挙証責任をクリエイターに負わせるのは難しい

(そもそも相手方資料の開示ができなければ証明できない)

さらに言えば裁判官にAIのルーチンやデータベースが理解できるとは思えない

最終的には札束で殴る企業に有利すぎる

・素案では企業対企業ならいいが個人対企業の配慮がなさすぎる。状況を見てじゃない。

すでに絵や文章の窃盗は産業化されている。

クリエイターは金も時間も無い。企業も守らない。

実際私の小説が中国の違法サイトにアップロードされたが出版社はクリエイターを守らなかった。

とにかく簡易かつ迅速で低料金の開示請求が必要

・すでにクリエイターへのAIによる嫌がらせは始まっている

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

- ・加筆修正の著作生は問題ないと思うが、プロンプトを複雑にすれば著作生を認められるところまで拡大されるのはどう考えても不当である。

アプリケーションに例えればプロンプトはただの仕様書であり、現行法でも仕様書だけで完成品全体の著作権は発生しないはずだ。

案では仕様書だけで全体の著作権を持たせるに等しい。

もちろん完成品を修正すれば問題ない。

アプリケーションのプログラム生成でも最終的には手作業で修正する。

例えばイラストならPOSERなどの外部ツールを使用して構図を作ってからAIで肉付けするなどの操作が必要と思われる。

(4) その他の論点について

6. 最後に

- ・クリエイターに甘えるな。不利益をもたらすなら業界に補助金入れろ。そうじゃなければ業界全体が破滅する。NPOや一般社団法人に入れるな。クリエイター個人に補助金出せ。

- ・不当な契約を取り締まれ。スマホゲームやマードーミステリー界限は酷すぎる。

●受付番号 185001345000001427

今まさに活動されている創作者の方に意見を求めるべきと考えます。

現在の AI 利用は人が悪意を持って行ったことへの抑止が足りないと思います

●受付番号 185001345000001428

既に、イラストレーターの絵柄を食わせた AI でポルノ画像を作ってイラストレーターに嫌がらせするなどのトラブルも起きています。

そもそも、餌を食べさせて生成させた「切り貼り」「コラージュ」したものを著作物とは言い難いです。

完全一致をどう管理するですか？コピー機で通したものだけが完全一致ですか？ではイラストが上手い人が別の美味い人の絵をほぼ丸写しして、一か所だけ変えたら著作権違反ではないのでしょうか？管理するなんて無理な話です。管理ができないのであれば認めるべきではありません。

●受付番号 185001345000001429

絵描きをやっているものです。個人、プロ問わずイラストが無断でAIに学習されてしまえば文化の破壊につながります。日本の漫画やイラストの文化は海外でも人気が高いですよ。AIによる無断学習やそれを使用した商売が横行すればその文化からえられる利益が半減すると考えても良いほどです。そしてこの先、そういった分野で世界的に有名になり大きな利益を生み出すコンテンツがかなり生まれにくくなるでしょう。

AIに関して、法の規制を厳しく取るべきです。創作物の価値を守ってください。

●受付番号 185001345000001430

AI に関する法律を見直さなければ創作活動そのものが脅かされると考えています。何でもかんでも生成することが善だと思えません。今一度考え直してください。

●受付番号 185001345000001431

AI と著作権に関する考え方について（素案）の「1. はじめに」に記載されている「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現がなされており、ここで既に一般のクリエイターと省庁で認識の差異がある事が理解できます。

現状イラスト画像と実写画像の生成 AI を利用して創作した画像は、全てインターネット上に存在する画像投稿サイトを学習元として、最初から AI 生成ソフトウェア上で設定されており、

日本で運営されている「Pixiv」がイラスト AI 生成ソフトの全てで学習元として利用されており、Pixiv に掲載されている創作イラストは全て創作者の著作物です。

Pixiv 利用者全ての創作物を学習元としてイラストが生成されている現状の AI イラスト全てがクリエイター側視点では自身の著作物の模倣、海賊版と認識しております。

実写画像においても岸田総理の AI 画像が問題になった事も踏まえると、今後も同様の法令違反事案が増加する恐れがあるかと思っておりますので、生成 AI 利用に関しては現状は画像生成に関しては法律により禁止するか、特定のパブリックドメインとなっている画像のみを学習元として指定するようソフトウェア制作側に規制を施すといった措置が妥当では無いかと思っております。

AI 技術の活用推進には賛成ですが、画像生成分野においての利用に関しては厳しい規制を施すべきだと思います。

●受付番号 185001345000001432

生成 AI は著作権者を害しないとあるが、現状、生成 AI 利用者の多くが特定のクリエイターの名前をプロンプトに打ち込み画像等を生成しあたかも自分が作ったかのように販売したり、あるいはそのクリエイターが作ったように見せクリエイターの名誉を毀損しています。この場合、生成 AI 利用者ではなく該当クリエイター達が被害をうけます。その現状に対する対策案もなく生成 AI は著作権侵害にならないというのは愚策としか思えません。

また、例外なく生成 AI 利用が著作権侵害に当たらないとなると海賊行為や名誉毀損を恐れクリエイター達は創作しなくなる可能性があります。そうなると生成 AI に取り込むデータもふえなくなり、生成 AI という技術の発展がなくなります。

もう一度検討しなおしてください。

●受付番号 185001345000001433

AI 生成された絵へ著作権が適用されるのはありえない。

そして、人が自分の時間を使用して自分の手で描いた絵を、本人の許可なく AI 学習の元にする、吸収するという行為こそ、著作権の侵害に値します。そして絵を描く人達と AI 学習に無断で使用された絵描きさんたちの人権に値すると思います。

AI を主とする体制を取るのであれば文化庁といえど信用が落ちるの間違いありません。

●受付番号 185001345000001434

手描きのイラストは通常何十時間かけて人の手によって描かれるものです。

生成 AI はそれをものの数分、秒で生成してしまいます。

さらに AI は他人のイラストを学習させて出力することが出来ます。

実際に他人のイラストを無断で学習させ SNS 投稿、および有料で販売しているケースも多々あります。私も実際に被害を受けましたが、非常に悪質なものでした。

また、SNS では AI 生成であることを書かず、まるで自分が描いているかのように振る舞っている人もいます。AI を推進するということはそのようにモラルのない人を増やす要因にもなります。

文化庁は文化を守るためにあるのですよね？なのに AI 生成を推進しているようでは日本のアニメ、イラスト文化は終わりますよ。

AI 生成がイラストレーターやアニメーターなど、今ある職を奪うことだって考えられるはずですよね？実際に不満を抱えている人は SNS などたくさんいます。

どうか AI 生成が既存の職業を奪わないようにする策などを考えてください。

AI 生成により生成された AI イラストの販売禁止や AI 学習禁止等の著作権の保護など…。考えればたくさんあるはずです。どうか日本の文化を守ってください。

●受付番号 185001345000001435

私は趣味で絵を描いていますが、インターネット等には発表していないため作家ではなく一視聴者、購買者としての意見を述べさせていただきます。

結論から申し上げますと 生成AIの学習には学習元の作者の同意を義務付けるべき だと思います。生成AIの登場初期は細部の再現が稚拙でとても元の絵柄と言えるものではありませんでした。しかしながら最近の生成AI作品はほとんど元の絵柄と誤認させるようなクオリティになっており、あまつさえその絵柄で著作者でもないにも関わらず金儲けをしようとする輩までいる始末です。私の好きな作家さんの中にも絵柄をAIに無断で学習されてしまって筆を折ってしまわれた方がいらっしゃいます。

また、国内のみならず海外ユーザーにより無断学習をされてしまえば我が国の誇るアニメ、漫画文化が失われてしまうことさえあるでしょう。

どうか文化を守るため生成AIに対する強い規制をお願いします。

●受付番号 185001345000001436

AI の学習には無数の既存の人間による作品・音声などを必要とする。その結果 AI により既存の著作物と酷似したものが生成されることも多々ある。実際に、特定のイラストレーターの絵柄を学習して生成したり、声優の声を AI に学習させ独自の音声を生成したりしている事例は多くある。今のままで AI を使うのなら、著作権を侵害し特定の市場を崩壊させることは明白だと思う。海外でも多くの訴訟が起こっている。AI そのものには罪はないかもしれないが、それを使う人間にリテラシーが欠如している以上、法的に厳しい規制をかける必要があるのではないか。テクノロジーの発展は喜ぶべきことだが、間違った使い方は害にしかならない。AI の生成物に関して、厳格な規制を要求する。

●受付番号 185001345000001437

AI の学習法が人と同じである限り、AI への規制はそのまま人へと返ります。

AI だけを特別扱いしたいなら「AI の学習法を限定する」必要があります。

・多くの作品を学習し自身の作品に反映する。

コレは「多くのクリエイターや技術者」が実際に行っている事です。

(そうでないなら例えば日本の絵は今でも浮世絵や古代壁画の筈ですし、自動車や家電やプログラム、現在あるあらゆる文化的ツールが手に入る事はありません)

AI と人間との差は「学習しても同じ事が出来ないほど人間が不器用である」という一点のみです。

この事から著作権に関しては対人間の法律同様「学習」ではなく「アウトプット」へ法の網を掛ける事が本来あるべき姿だと考えます。

デジタル的に「何処くらい違うと別のモノと言えるのか」という指標が必要です。

これは現代の「著作権裁判」でも有用です。

<例>

他者の写真に自身のサインを書き込むなど加工をし、自身の作品として販売する。

(何処迄が著作権の範囲かという判断で争われています)

岩から紙へ、紙からデジタルへ、そうやって人類は新たな「より多くの人の幸福と利益のため有益なツール」を取り込み過去ツールを淘汰して来ました。車も計算機も全てそうです。

AI はほか文化的ツール同様多くの人の幸福と利益の為に使われるべきツールであり、少数の利益の為にその幸福や利益の追求を阻害して良いツールではありません。

●受付番号 185001345000001438

消費者側の意見です

作者本人が学習された内容を削除を希望しても技術的に出来ない

=作者が AI 利用を拒否できない現状において

資料の内容は問題が多いと感じます

AI を使った出力者が知らなければ著作権違反に問えないと取れる内容がありますが、現状 AI による悪用が既に横行している中でこのような性善説前提の運用は無理がある間違いなく既存のクリエイターへの保護、配慮の足りない内容です

AI の出力の速さは、既存の人間による出力時間とは比べ物にならない速さである

故に、強い縛りが必要と考えます

AI、の話ではありませんか現在話題となっているポケモンのデザインを明らかに模倣していて、ポケモンの公式作品と間違える人が出ているが著作権違反に問うことが難しそうなパルワールドの件を見ていて思うことがあります

こちらの作品ではいくつかのモンスターデザインが

デザインのパクリ以上に、いくつかのポケモンのキャラの要素を組み合わせそれを加筆修正ののちデザイン作っているように見受けられます

パルモンというポケモンに似たモンスターを作り、その上でポケモンという世界では絶対に表現されないであろう銃で撃ち殺す、解体して食べる、ポケモンという作品が描いた世界観へのただのりのような作品と感じていますが、法的には 問題をクリアしていると制作元は発表しています

この作品は 3D モデルに一致点がある事も有志の検証によりわかっており、意図的に作品のデザインを盗んで作っているのが明らかです

しかし、法的には問題がないと

これを見ていて思ったのは、例えば中国のクリエイター達により今回のように消費者が公式と見間違う模倣デザインの作品を色々なジャンルで

大量に作られてしまえば、元の著作者が今後作る作品の幅が狭められてしまう

と言うような元クリエイターの将来的な利益を損なう妨害的な行為が可能となると思います

現行法に則って作られたのが、意図的に著作物の独創性がある部分を組み合わせ加筆修正で作り上げたと思わしきデザインのゲームであるのに、

AI によった出力された物の中で独創性のある部分を加筆修正すれば問題がない、という内容でどこまで著作物の特徴を消さなければならないか、などの曖昧な部分が気になります

現行法で普通のクリエイター同士でこの状態なのに、

素知らぬ振りが出来る、作者は拒否できない

AI で簡単に大量の試行が可能となる

悪用する側からしたら天国のような状態になるのが目に見えています

これでは多くの創作者は筆を折るより他なく、結果的に表現の世界は死滅すると考えています

AIによって今後様々な人が創作活動出来る、というの一見素晴らしいように思いますが、AIが得意とする表現と、人が得意とする表現は違うのに、AIによって全てが物量により駆逐されてしまう、結果として今求められている作品と剥離した作品のみが残り、この分野がまとめて死滅する、といった最悪の可能性を想定していないのではないかと危惧しています

基本的にAIと人の表現が同居出来る世界を私は想像しており、おそらく他のクリエイターさん達もそれを願っていると思います

しかし、AIに関する法律によって、AIにより今後すべての新しい芸術、娯楽の世界を築くのが当たり前の世界を目指しているよえにも見えます

AIが学習する元がなくなってしまう、AI同士の学習以外が不可能になるような技術の断絶のような事も想定されるのではないのでしょうか？

AIよりも、元を作成している作者側の権利が強く守られる形になる事を強く願います

例えば、AIを扱った作品は発表から発売までの期間に、消費者側からみて強く元となる作品を感じるという声の多い場合、発売までに該当部分を訂正しない場合発売が出来ない、回収させるなどの対策は必要と思います

この場合本当に出力者が著作物を侵害していたことに気が付かなかった場合の配慮及び意図的に著作物に近づけるなどの悪用の防止策の一つになるのではないかと思います

一つのデザインでは問題ない、ではなく、いくつかのデザインの類似レベルでも作者からの申請により差し替え可能、くらいの強い縛りがあっていいと思います

AIを用いた作品は金銭のやり取りが発生する前に披露期間を多くとらなければならないなどの対策や

作者が弁護士や裁判等の費用的負担がかからない形でのAI出力者への異議申し立てが出来ると等、最低限著作物の保護のためにAIを使用した側に対する規制が必要ではないかと思えます

金銭が発生しない場合でも、作者に負担のない形で、AI出力者に対して意図的な模倣に対して速やかな削除を求めることができるような何らかの縛りも必要と思います

AIは、既存の創作世界を破壊し尽くす可能性のある劇物だと思います

共存のために今一度見直しをお願いします

●受付番号 185001345000001439

AI 技術を用いた似非創作活動は、他者の制作した創作物を無断で使用し、そこに著作権が未だ及ばないことをいい事に続けられている。

それを良しとするインターネット上のクリエイターは決して多くなく、賛成派のほとんどは AI 技術をあたかも自分の能力であるかのように錯覚している。これは、AI を用いないクリエイターの創作物が他人の餌となる事を食い止めることが出来ていないからであり、もしこのまま AI による盗作行為が容認されるなら、インターネット上の創作活動は、盗作を拒みクリエイターが引退した結果、AI ばかりの、決して人類が作りあげたとは言えないものが大半を占めると考えられる。

これは人類における文化の成長、進歩を著しく停滞させる要因である。

AI により高品質な創作を大量生産できるかもしれないが、そもそも創作とは大量生産し、金銭的欲求ばかりを満たすものではなく自らの表現を欲求する健全なものである。それを AI に任せっきりにするのは、怠惰な人間をより多く増やし、国益の減少を引き起こすことは容易に想像出来る。

よって、そもそもの AI 禁止もしくは、無断の AI 学習その全ても著作権の及ぶ範囲とし、何らかの罰則を与えられるものとするべきである。

●受付番号 185001345000001440

現在、画像生成 AI を使って特定の人物の作風を真似るだけでなく、生成された画像を使い、学習元となったクリエイターへ誹謗中傷を行う行為が行われているのをよく目にします
中にはこの誹謗中傷が原因で心の病気を患った人も大勢います

このような被害を出さないためにも、画像生成 AI に関しては厳しく制限をかけて欲しいです

クリエイターの方々が安心して創作活動をするためにも、今のようなあらゆる画像を無断で学習する行為が規制されることを願います

●受付番号 185001345000001441

配布している資料の 10P、11P に AI 生成したデータは切り貼りではないと記載があるが、
相当に認識が甘い。

AI が学習する際に既存の絵師や声優をはじめとするその他クリエイターの作品が取り込ま
れあたかもその人本人のように振る舞い出力されている。

もしこれを是とするならば日本はクリエイターに無償で作品をパクられ泣き寝入りしろ、
クリエイターに価値は無いとっていることと同義である。

●受付番号 185001345000001442

著作権のある作品を無断で学習させ、誰もが出力できる現状は「生産」ではなく大量な「消費」だと感じています。

最低限モラルがあれば無断学習させた AI 作品を自作品として発表・商業活用することに抵抗があるためか、現状アーティストですらない人達が責任もマナーも持たずに法に触れないラインで小銭を稼いでいるだけのように感じます。

当然学習元であるクリエイターへの還元はありません。

また、最近 YouTube のサムネイルで海外のかたがジブリを学習したであろうイラストを乱出しているのをよく見かけます。

このまま無断学習を規制しなければ、

日本が誇れるようなアニメや漫画などの作品価値も守れないのではと思っています。

また、公然でクリエイターに対し生成 AI で嫌がらせや悪用をするアマチュアの AI 技師が合法だからとふんぞりかえっているのも違和感しかありません。

個人的な印象なのですが、彼らは「こんなことをしても罰せられないんだ」と法を馬鹿にすると同時に、どこまで合法なのか？法を試しているようにも見えます。

↓ほんの一部ですが嫌がらせで AI モデルを作られているクリエイターの声です。この告発後に殺害予告や自殺示唆の被害にも遭われています。

被害者である [REDACTED] はもともと生成 AI をつけた嫌がらせを受けている別のクリエイターを庇ったのをきっかけに長期間にわたり嫌がらせを受けるようになったそうです。今も主犯のかたは何のペナルティもなく被害者の作品を集中学習した AI イラストを毎日予約投稿でばら撒いています。

人間には感情があり、商業を動かすのも消費者の心です。

現存の、またこれから生まれるクリエイターに寄り添った心のある法整備をいち消費者として望みます。

AI 技術がより良い方向に発展しますように

●受付番号 185001345000001443

我々絵描きは何年も絵を描き続け、努力した上で今の絵を描いています。

それを読み込み流用することは、その努力を踏みにじることとなります。

イラストで生計を立てている方々もいる訳です。

絵柄が違うから、見た目が違うから、で許されることではありません。立派な著作権侵害だと私は考えます。

私達は技術の結晶を使いお金を頂いています。頂いていなくても、皆を喜ばせようとしています。

それを使われるのは最悪な気分です。

自分の人生の集大成を「自分のモノ」だと主張される訳ですから。

絵だけではありません。インターネット上に上げられている写真をAIで読み込み、それをイラストとして投稿されることもある訳です。

知らず知らずのうちに他人に利用されているかもしれないと考えるとゾッとします。

AIは悪くありませんが、AIを使用する人達の論理感がおかしいのです。

AIもちゃんと使えば便利なものです。それがここまで嫌われるのは、正確なルールを定めずに使われていっているからです

しっかりとした適切なルールを定めていただきたい。

AI絵が溢れ返り、私の知人たちも絶望し、筆を折っていきました。素敵な絵を描く人たちばかりだったのに。

自分で一生懸命考えて、自分が努力し身に付けた技術で絵を描いても、それを何もしていない、ただツールを使っているだけの人間に使用されるのは屈辱です。

AIでのイラスト読み込みは完全に排除すべき、又は細かなルールを定めるべきだと思います。

学生故拙い文章で申し訳ありません。

どうかよろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001444

A I 生成イラストは既存の絵師や俳優、声優、その他多くのクリエイターの権利を脅かすものであり、またあらゆる悪用の可能性をはらんでいます。データセットの開示、A I 生成物であるという表記の義務付け、免許制での利用を希望します。

●受付番号 185001345000001445

素案を読んで全体的に感じたことですが、「自分の手で作品を生み出せるクリエイターの権利」を差し置いて「生成 AI 利用者の権利」が守られるようなことがないようにしていただきたいです。機械学習による創作物が人間の創作物よりも優位となる場合があるかのような記述が見られることに危機感を覚えています（そもそも機械学習による生成物を創作とは呼びたくありませんし、生成 AI で画像を生成する人間をクリエイターと呼ぶことにも違和感がありますが）。

現在、生成 AI 利用者が行っていることは、特定のクリエイターのアイデンティティへの攻撃です。彼らは「画風・作風に著作権はない」との主張のもと、特定のクリエイターの作品に酷似した画像を複数生成しています。たとえば、児童書の挿絵を描いているイラストレーターが、酷似した作風の性的な画像を生成され、それが本人の著作物であるかのようにインターネット上に拡散されてしまえば、生業に影響することは明白です。世間の AI 生成作品への視線は幸いにも冷ややかであり、人間のクリエイターの仕事が「AI にとって替わられる」ようなことはないと考えていますが、前述のように画風・作風を過度に寄せた、特定のクリエイターのアイデンティティを詐称するような生成物によって、クリエイターの社会的地位や名誉がいわれなく貶められる可能性があることは強く懸念しています。

生成 AI の利用については、あくまで「アイデア」の出力に留めること、AI 生成物であることを作品内に（トリミング不可能な形で）必ず明記すること、そもそも個人的に楽しむのみとしてインターネット上に発表しないこと、などがいかなる場面においても必要であると感じます。

●受付番号 185001345000001446

PDF には「学習データは切り貼りではないとされる」事が記されていますが、現実問題として、生成 AI の学習データは他者の作品を無断転載し、切り貼りして利用されています。早く学習データに関する厳しい規則を制定してください。

●受付番号 185001345000001447

仕事でプログラミング、趣味でイラスト作成を行っている者です。

現状の AI の仕組みとして、以下の点が問題になると思います。

- ・ 0 から新しいものを創造することはできない
- ・ 出力の指向を AI に読み込ませる教師データによって調整することができる（意図して教師データをそのままコピーすることも、教師データを作成した権利者の作風で意図しない作品を第三者が生み出すこともできる）
- ・ AI が使用した教師データを取得する方法が、外部から合法か違法か判断することができない
- ・ 短時間で大量生産できる

以前、マイクロソフト社が SNS 上の投稿を学習し一つの人格として投稿を行う言語学習 AI を開発したことがありました。

それによって生まれたのは SNS 上で展開される人種差別的な投稿、誹謗中傷や罵詈雑言を大量に投稿するモンスターでした。（後に非公開とされました）

参考：<https://japan.cnet.com/article/35140462/>

現在世界中で問題となっている画像に対する生成 AI については、ニュース記事の改ざん、絵画コンクール荒し、著名人の映像を加工したフェイク映像など不正利用される例が爆発的に増加し、そしてその流出を食い止める手段が非常に限られています。

違法なポルノ・殺人画像を取り込んで、加工もせずそのまま出力された画像が出回って大事になった例もあります。

現状、一度公開されたものをネット上からきれいに削除することは極めて困難です。

このままコントロールが効かない状態で法律的に容認してしまうと、文章や画像を作成するすべての市場で作成したメディア（フィクション、ノンフィクション、報道も含めて）の価値は暴落します。

どうせ AI 製（人的労力がかかっていない）なら、金を払うまでもないという視点ですべてのメディアが扱われます。

3D プリントの技術も一般化し、それらによっていずれ人的労力なしに絵の具による絵画や彫刻、陶芸などの価値も失われかねません。

創作の文脈も失われることでしょう。

「文化」を保護する省庁として、くれぐれも慎重な対応をお願いしたく意見させていただきました。

●受付番号 185001345000001448

「1.はじめに」の記載の中に「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」とあるが、「生成 AI 使用者本人がイラスト等の著作物を制作し AI に学習させ、本人の著作物のみで生成 AI を利用している場合」を除き、他人の著作物(イラスト、創作物)を学習させ生成 AI を使用していることになり、著作権侵害であると考えられる。そのため生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うという行動自体が著作権侵害にあたると思われる。

また、実際に自身の手で作品を生み出し創作活動を行っているクリエイター側の意見としては、生成 AI を使用した活動者に自身の作品を学習され、自身の技術を奪われる可能性に危機感を覚えている。自分が数年、数十年かけて努力で手に入れた技術を数秒で奪われ、勝手に権利を主張されるのは、自身の手で作品を生み出すクリエイターにとっては人生を丸ごと奪われるようなものではないだろうか。

生成 AI での創作物に関して、自身で作品を生み出す創作者側が自身の作品の権利を守るよう、今一度考え直していただきたい。

一個人の意見ではあるが、生成 AI を使用しイラスト等を生み出す創作活動を行うクリエイターのことを私はクリエイターだとは思わない。人の作品、技術を盗む、著作権侵害行為を行う人間だと感じています。

●受付番号 185001345000001449

日本のコンテンツ産業を保護・促進したいという方針であれば、生成 AI には厳しい規制を設けるべきだと考えます。

4 について触れさせていただきます。

結論を先に述べますと、創作性の強い産業において生成 AI の重用されるようになれば、その産業は空洞化します。

生成 AI が創作活動を部分的にであれ代替するようになれば、人の手によってそれを作るための理論や技術を学ぶ人は激減します。

一方で、生成 AI が創作性や正確性において人間に勝ることは、仕組み上あり得ないことです。

そんな歪な構図がもたらす結果は、既存コンテンツのツギハギに過ぎない物の粗製乱造が関の山でしょう。

もっとも、パブリックドメインや正式な許諾を得たデータによってのみ作られた生成 AI であれば、

それを喜んで利活用するクリエイターは多いはずです。ただし、そういった「クリーンな」生成 AI であったとしても、

創作に対する美学の観点から忌避する創作者もまた存在するでしょう。私個人は考えです。具体的には、一例としては「芸術はそれを手掛ける人間の内面の発露であり、そうあるべきだ」といったものです。

この観点というのは、先に述べた「理論や技術を学ぶ人が激減する」という予想の根拠の一部分でもあります。

つまり、単に「AI がやってくれるから」ということだけでなく、創作そのものの価値を見失ってしまうわけです。

現在著作権上保護されていない「作風」のようなものが生成 AI によって模倣・乱造される現状が続けば、

それは間違いなく情熱ある創作者の芽を摘み、コンテンツ産業を衰退させます。

どうかご一考ください。

●受付番号 185001345000001450

既に AI 学習でたくさんイラストが使用されているが、そのほとんどがイラスト元の人物に無許可で使用されていてやめて欲しい人も利用されて困っている。

イラスト元の ID が AI イラストに紛れて写って利用されたことが判明して嫌な気持ちになっている人も居ます。

AI 学習に使われたかどうか個人で判断するのは相当難しい時もあるって著作権侵害されていてもその立証をするのが難しそうなので不安です。

●受付番号 185001345000001451

作者の同意の元作品に相応の対価を払い AI に学習させているのならまだしも、それをせず無断で取り込み生成されたものは「万引き」「盗難」していることとなんら変わらないと思います。

素案に「学習データを切り貼りしたものでない」とありましたが到底そうは思えません。作品を果物に置き換えれば

「あなたの売っているりんごが美味しそうだからタダで持っていきますね、ダメでも持っていきます。他のお店でも店主に断りなくタダで手に入れた売り物の果物と一緒にミキサーにかけてミックスジュースにして販売します」

が特に問題ないということになりますがおかしいと思いませんか？

私は仕事ではなく趣味で絵を描く人間ですが、AI に学習されるために創作していませんし「無断で」「許可なく」「無償で」AI に取り込まれることも一切望みません。仮に許可を求められ、対価を与えられるとしても絶対に認めません。

このように考えるクリエイターは多いと思っていますが今は無法地帯のように勝手に取り込まれ、生み出され続けているのが現状です。

クリエイターの作品を学習しなければ作品を生成できない AI がクリエイターを脅かす存在になどなってはいけません。

クリエイターを守るため、そして今後「生成 AI の健全な発展」のためにも今は作品を無断で学習した生成 AI の厳しい規制が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000001452

AIによる、既存するイラストの学習やその結果に基づいたイラストを生成することは、個人のオリジナリティと、そこに到達するまでにその人が費やした時間と努力を盗んだことと同じであり、私個人の意見としては、「窃盗」や「営業妨害」と変わらないものと考えています。アニメや漫画などの描画スタイルは日本の文化として既に確立されていて、イラストレーターや漫画家はその日本にしかない文化を支える方々です。その方々を守らずにAIによって誰にでも生成できるようにした場合、日本の文化は破綻してしまうのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000001453

「特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行う」点において、今まで可能だった人間の創作の幅が狭まってしまふことを危惧しています。現在、ゲームやアニメのキャラクターであったり、その画風を模した絵を人間が投稿することは二次創作の一環として行われています。この点において AI への規制を強めることは、二次創作文化の衰退にもつながると予想されます。

AI の学習は既存の文化との整合性をとることが重要、という文化庁の指針に賛成しており、この指針を堅持してほしいと考えています。

●受付番号 185001345000001454

まず許可なく AI 学習に消費されるクリエイターを守るべきではないでしょうか。

クリエイターの技術を勝手に学習させて私利私欲に浪費するのは許せません。

また、芸能人や幼児が卑猥なコンテンツに消費されている現実をしっかりと見てください。

AI 技術がすごいことは認めますが使い方によっては勝手に学習材料に使われた人々の権利侵害になるのではないのでしょうか。

本当に守るべき物は AI の著作権でしょうか。

許可なく AI 学習に使うことを禁じ、AI 学習に使った全てを公開する義務を与えてほしいです。学習先には必ず許可を得てください。

無断での学習は罰してください。

●受付番号 185001345000001455

生成 AI の規制を求めます。

人々の著作物（表現）を好き勝手に無断利用（盗用）してる事を問題視します。

●受付番号 185001345000001456

4.関係者からの様々な懸念の声 3,4,5 について

保護の対象にならない作風を模倣するために無断で AI に学習させ、利益目的や悪意を持ってクリエイターの創作環境を破綻させ陥れようとする例が、既に巷で見聞きできるほど発生している。創作物の一要素である作風は一朝一夕で得られるものではなく、これの模倣は今後の創作者の萎縮に繋がり文化的衰退を招くと危惧している。ゆえに、生成 AI の学習データは創作者の許可と対価が約束されたもののみでなければならず、学習データとしての利用が作者によって望まれていない創作物の無断利用は厳罰を規定し強く規制する必要があると考える。

●受付番号 185001345000001457

(控え番号 185001345000001421 の訂正になります)

生成 AI の参考元にされた作品に対しても著作権は適応されるべき。

●受付番号 185001345000001458

イラストを描いていて、将来プロになれば良いと考えています。現状の生成 AI では AI によって作られたかそうでないかがわからない点が非常に不安です。

生成物に AI であることを示す透かしやウォーターマークを付けることを義務付けるといったことだけでも検討していただきたいです。

●受付番号 185001345000001459

現在、生成 AI を利用した悪質な行為がインターネット上で目立っている。

以下は、一例である。

- ・ 特定個人の成果物を学習した成果物を展開し、特定個人の妨害を企図した攻撃行為。
- ・ 特定の事柄に関する不正確な成果物を展開し、情報を不正確なものにする行為。
- ・ 特定個人にしか出力できない成果物を学習し、展開することでの偽称行為。

以上の、個人が自身の成果物以外を学習させ、個人の成果物として、他者、他物を攻撃するような行為に対し、責任を問えない現状を非常に危険な状態と考えている。

この現状を知った上で、生成 AI の利用を推奨する、ということはこれらに加担することになりかねない。

一人の創作者として、生成 AI の悪用を阻止できない法は無力ではないか。

この悪用を阻止できないのであれば、推奨するべきではない。

●受付番号 185001345000001460

著作権はその作品を作った本人にあるもの

●受付番号 185001345000001461

AI 自体が悪という論調は宜しくないことだと思うが、AI を使って他人の著作を侵害したり精製した文章や絵などで、他人を傷つけたり評価を落とすような行為をしてる人間は紛れもなく悪であり、このような事で悲しむ人がいないように早急に対策を検討すべきだと思う。

●受付番号 185001345000001462

勝手に他者の創作物を学習させ、あたかも自分の作品であるかのように振る舞うのは、今後の様々な創作の分野においてマイナスであり、活動している方からすると迷惑でしかいないため、法律でしっかりと整備してほしいです。

●受付番号 185001345000001463

私はイラストを描いて生活しております。

最近私含め多くのイラストレーター仲間が生成 AI によって悲しい思いをしています。

生成 AI でイラストレーターの作品を勝手に学習させ、それを使って金儲けをしています。

彼らは人の作品に寄せたイラストで禁止されているポルノ画像やエッチな画像を生成しています。そしてネットを中心に販売しています。

モラルが無さ過ぎます。本当に生成 AI は無法地帯になっています。

イラストレーターは法が整うのを待っています。『勝手に学習するのは法律で禁じられてません』と言い放ち、好き勝手しています。私たちはとても悔しいです。このまま泣き寝入りするしかないのでしょうか。

今まで培ってきた技術が勝手に取られ、好き勝手されています。海外では生成 AI を批判する声が多いです。もっともだと思えます。日本は著作権を軽んじている傾向があります。

どうか、私たちの仕事を軽く扱わないでください。『たかがイラスト...』と思わないでください。よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001464

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

現時点で「学習データの切り貼り」に近い形でクリエイターの著作物が侵害されているように感じます。技術としては素晴らしいですが、しっかり規制いただかないと使用者がいくらでも言い逃れできるように感じます。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

「無許可の著作物を生成 AI に学習させる」こと自体問題があるように感じます。

また、元の著作者の制作意欲の減退は明らかであり、文化の衰退が懸念されます。

(ア) 類似性の考え方について

無許可の著作物を読み込んで、元の著作者の許可なく学習することで「AI 生成物と既存の著作物との類似性の判断」が難しくなるのではないのでしょうか。

許可されている学習であれば「AI 生成物と既存の著作物との類似性の判断」をしなくとも類似することは AI 学習させた側・元の著作者両者ともに推定できます。

(イ) 依拠性の考え方について

そもそも学習段階において、第三者の著作物を「許可なく学習」しなければ「その開発のために利用された著作物を、生成 AI の利用者が認識していない」ということは起こりにくくなるのではないのでしょうか。

【「非享受目的」に該当する場合について】

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

「意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させることを目的としたものを行うため、著作物の複製等を行う場合」

「意図的に創作的表現をそのまま出力させる」「著作物の複製等を行う場合」こちらは元の著作者・著作物に対して不利益になる行為です。

法的整理、対抗策の明確化を希望します。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

「海賊版により我が国のコンテンツ産業が受ける被害は甚大であり」

生成 AI の悪用により、海賊版に近いことが行われる懸念があります。

コンテンツ産業が受ける被害がさらに深刻化するように思います。

「悪用」に対して言い逃れのできない、しっかりとした対策や法整備を希望します。

【著作権侵害の有無の考え方について】

(イ) 依拠性の考え方について

「一方、生成 AI の場合、その開発のために利用された著作物を、生成 AI の利用者が認識していないが、当該著作物に類似したものが生成される場合も想定され、このような事情は、従来の依拠性の判断に影響しうると考えられる。」

「無許可の著作物を生成 AI に学習させる」こと自体問題があるように感じます。

「生成 AI の利用者が必ず認識している」場合であれば明確であり、生成 AI ツール側は「どの学習データが利用されているのか」を明確にし、「生成 AI の利用者が必ず把握」するべきではないでしょうか。

著作物全般を守っていただきたいのは何より、国内のクリエイターの制作意欲をそいで文化の衰退が起こらないように、どうかご尽力よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001465

いち消費者として、AIによる生成物が作成される過程・生成物そのものによってクリエイターの方が搾取される構造に懸念がある。

AIによる生成のみでクリエイターと称することに疑念を持つ。

画像・音声の不正な利用によりAI生成されたものが一般の流通に乗り、知らずに手に取ってしまう状況が未然に防がれるようにしてほしい。

●受付番号 185001345000001466

現在多くの人に利用されている生成AIはほとんどが無断で他の人の作品を学習させたものばかりであり、音声生成AIに関しても本人の許可を得ずに生成されているものばかりである。これまでの生成AIで著作権に配慮して使用されていたものはなく、勝手に商用利用され無断で学習された方には一円も入らず中にはAI作品だとして批判されるものもある。AIの著作権を認めることは、今ネット上にある作品（実写も含む）や写真が無断で使用される可能性が大きく、作品として利用されるだけでなくポルノなどの性的搾取コンテンツに悪用されるケースが必ず出てくると言える。そのように利用された場合どう対処することができるのだろうか。SNSなどに上げた写真でポルノ作品を勝手に作られた場合、生成AIを認めるということはそのような作品も認めるということになる。これは絶対にあってはならない為、AIの著作権は認めるべきではないしAIに無断学習させているような現状をなくす考えを出すべきだと考える。無断利用されている現状があるのに、AIに学習させてうまく利用しようというのは現実やクリエイター、SNSに何かしら投稿している全ての人々を無視した考えだと感じるなのでこの素案そのもの見直すべきだ。

●受付番号 185001345000001467

生成 AI に対して反対です。自分の創作物を勝手に使用して AI に学習させることは著作権法違反になります。

日本の強みである創作を悪用する、自ら品位を下げる行為にあたります。

●受付番号 185001345000001468

子供に聞かれて検索サイトで動物などを検索するとおかしい生き物が出てきたりで困っています。一見写真に見えたりもするので、気づいた時に信じられない気持ちになります。海外では児童ポルノが学習された AI が公開停止になったりと、規制派が主流になっていると聞きます。現状としてクリエイターが使ったとしても、その経緯を公開すると炎上する道具は世界に向けて発信する事の足枷にしかないのではないのでしょうか？

子を持つ親としても、自分の子の顔を使ったポルノなどを作られたらと思うと恐怖しかありません。

どうぞ真っ当な法整備をお願いします。

●受付番号 185001345000001469

生成 AI によるディープフェイク、市場荒らしが横行しているのを野放しにはできない
既に Google 検索でも生成 AI による本来の生き物とは微妙に異なる画像が出てきており、
正しい情報を得られなくなっている
また著作権が生じないものである生成 AI を創作行為と捉えるのはあまりにも疑問を抱く

●受付番号 185001345000001470

日本の大事な文化を国が守らないで誰が守るんですか。
クールジャパンとか散々利用してきたくせに

●受付番号 185001345000001471

第一に生成 AI による創作物はそこに人の思想や意思、指示の有無にかかわらずネット上に存在するあらゆる文章やイラスト、声、創作物を合法・違法問わず収集し、ランダムパターンで組み合わせて抽出しているにすぎず、これらを著作権の存在する創作物として認めることは出来ない。

生成 AI が学習元としているデータは、これまで創作物に携わってきた先人たちが苦心して生み出してきた文章、イラスト、声が元になっている。

それをただ集めて学んで模倣しただけの粗悪品がまかり通るようなことはあってはならない。

仮に生成 AI を認めてしまえば、生成 AI が学習し抽出したものをさらに別の生成 AI が学習し抽出し、またさらに別の生成 AI が...と粗雑なものを吐き出す悪循環が許容される未来しか見えない。

人間の築き上げていた文化を守るためにもつよくつよく規制することを望みます。

●受付番号 185001345000001472

生成AIの学習に使われることを作者が許可しているかどうかを著作権侵害かの軸にしないといけないと思う。作者が意図しないところで自分の作品を学習されているというのはやはり著作権の侵害にあたると思う。

●受付番号 185001345000001473

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」は、著作権者の権利を守りつつ、技術開発の妨げにならないように、よく作られていると思います。今後も、「人間中心の AI 社会原則」（内閣府統合イノベーション戦略推進会議, 2019）の原則にのっとり、過度に危険性に配慮して後れをとった IT 開発での失敗を繰り返さないように、日本が AI 開発の分野で世界をリードできるような土壌を整備していただければと思います。

一方で、当素案について、専門の弁護士の方が「大規模言語モデルの開発・提供に非常に強い萎縮的効果をもたらす部分がある」と話されているのを聞きました。具体的には、素案 21 頁と 22 頁の、著作権法 30 条の 4 ただし書に該当することで、被侵害著作物の著作権侵害が成立するとされるケースは、「理論的にはありえるが、発生する可能性がほぼないケース」ではないかということで、これらの点が誤って拡大解釈される懸念があるということです。誤った解釈に基づく誤った批判の例としては、(1) DB 著作物ではない単なる DB しか提供していないのに、AI 開発者による個々の記事データのクローリングが但し書きに該当すると主張する、(2) AI 開発者が個々の記事データをクローリングして、提供されている DB 著作物とは異なる DB や DB 著作物を作成した場合でも但し書きに該当すると主張する、(3) ウェブサイト内の記事に AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置（“robots.txt” への記述等）を講じるだけで、当該措置を回避して行われるデータ収集について一律但し書きに該当すると主張するなどがあります。

このような指摘を考慮し、「AI と著作権に関する考え方」を提示する際には、誤解の例を可能な限り示し、誤解に基づく批判によって、研究者が委縮することや、研究資金が集まりにくくなることが起こり、研究開発に支障が出ることがないように、十分な配慮をぜひお願いしたいと思います。

●受付番号 185001345000001474

声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームからぶっこぬき、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがあるが、「そういう無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する」

●受付番号 185001345000001475

守るべきはAIより人間だと思います。

●受付番号 185001345000001476

これってつまり、「海賊版」を国が「正式に認める」ってことですよ。

最悪です。絵に限ったことではないのでは？

ブランドものにそっくりなバッグ、ロゴがほぼ一緒の服飾品、全て完全一致じゃなかったら OK なんですね。今もスレスレのどこをいってグレーな商売をしてる人はいると思いますが、それを大手振って「OK でーす！」って宣言するようなものです。

著作権の崩壊ですよ。

●受付番号 185001345000001477

AI 学習にはネット上に上げられている膨大な画像が使用されたと思いますが、そのひとつひとつに著作権があるのは理解されているのでしょうか？

中には著作権者が販売している画像そのものやそのサンプルなども入っていますよね？海賊版サイトにあるものも学習に使用したとありますが、そこにいるのは著作権を侵害された作者がいます。

著作権者にはちゃんと許可を取り、対価を支払うべきだと思います。それができないのであれば、その AI は使用すべきでないと思います。

既に AI で無断学習された作家の作風に酷似した、ほぼ海賊版と変わらないような AI 生成物が、その作者の商業活動を侵害している事例が多々見受けられます。又、実際にある創作物とほぼ寸分たがわぬ AI 生成物が出力されてトラブルになっている事例も見かけました。よって、著作権者に許可を取ったうえで対価を支払い、その上で作った AI でなければ、その AI を使って商売に利用することは、創作者の商業活動を著しく阻害するので禁止するべきだと思います。

●受付番号 185001345000001478

5, 各論点について

生成 AI のデータセットに児童ポルノが含まれている現状について不安があります

実在する人物の容姿を使い、犯罪行為に使用されない保証はありません

今は使われないだけでも、いつか私自身自身や、家族、友人が生成 AI によって容姿を利用され、犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性は零ではありません

創作物に関しても、生成 AI が学習するためのデータの元となった作品を生み出した方々にはなんの利益も生まれず、それどころかデータとして盗まれ利用され無断で利益を生み出される道具へなるという事が許せません

「生成 AI の学習の為に利用される作品を作るぐらいなら」、と創作活動を辞めてしまう方が増える可能性も、「どうせ生成 AI へ利用されるのだから」と創作活動をすることすらしない方が増える可能性もあると思います

●受付番号 185001345000001479

現場の強い不安について勇気を出して書きます。

1 著作権侵害

巷で出回っている AI イラスト生成、その中身は著作権を侵害しているものばかりだと感じます。

最近の例を出します。「アイビスペイント」という大手のお絵描きサービスが AI を使ったツールを公開しました。(現在は多くのユーザーの反対の声に応じて実装を中止しているようです)

そのツールで生成されるものは有名なゲームのキャラクター「ソニック」にごくそっくりなものだったり、マリオやミッキーだったり、明らかに学習の過程で他社の大切な IP、著作物を盗んで学習しているのが丸わかりなものでした。任天堂などの会社が AI を扱った企業を訴えてもおかしくないのです。

AI は学習したものを出力します。「有名キャラクターにそっくり」なものが出力されるということは、その「有名なキャラクター」が既に盗まれて学習されているんです。

AI は画像の生成にあたって、NSFW や児童ポルノなど、Google などのドライブに入っていれば 1 発で Ban されてしまうような危険な画像もモデルの中には膨大に記録されています。多くの著名イラストレーターの絵に似せた絵も出力出来てしまいます。これは、無断で学習されているからです。この時点で著作権的におかしいモデルだと分かるはずですが、

調べればこんなことはわかるはずなのに、アイビスペイントほどの大きなサービスでさえ、「新しくておもしろい」からといってよく調べずにサービスに実装してしまう現状に強い危機感を覚えます。サービスの利用者のほとんどは AI 生成モデルの犠牲者側なのに、どうして喜んで受け入れられると思ったのでしょうか。

2 生成 AI ユーザーの悪質性について

現状、生成 AI を使っている層は、「イラストレーターに嫌がらせをしたい層」「絵の依頼にお金をかけたくない層、お金がない学生」「著作権侵害モデルだと知らず新しいもの好きでとりあえず使っている層」が大半だと感じます。

生成 AI 自体中身がブラックボックスなのに使用を制限する法がないために、クリエイター文化には不利益しかもたらしていません。

絵を描く補助とかではなく、顧客層を汚染して縮小しているんです。

私は駆け出しのイラストレーターです。努力の末やっと依頼をいただけるようになってきた、業界の若い芽だと自負しています。

私たちのような層は、AI について怖くて SNS で発信・抵抗することができません。一度そのようなことを話題に出せば、どこからか「無理矢理でも AI を推し進めたい人・とにかく AI 嫌いの人を攻撃したい人」に目をつけられ、嫌がらせをされるからです。そういう人をたくさんたくさん見てきました。

嫌がらせの末に、そのイラストレーターさんの絵を嫌がらせとしてAIに読み込ませ、「その人の絵柄を簡単に出力できるモデル」を無断で作成し、周囲にばら撒いているのを目撃しました。

この行為の何が非常識なのかお分かりでしょうか。その人の「絵柄」というのは何年何十年と研鑽を重ねて作り上げたその人の仕事道具であり、宝です。

それを著作権侵害だらけの学習モデルの中に入れて、ミキサーで粉々にして、めちゃくちゃな画像を生み出すおもちゃにされているのです。嫌がらせのために。

これがいつか自分を標的として行われると考えると、非常に恐ろしいのです。これからイラストレーターを目指そうとしている層も、萎縮して声を上げにくくなっています。

これが法で罰せられないのはどうしてですか？上記のイラストレーターさんは今までずっと真面目に仕事をしてきただけなのに。ムカつくからといって作品をめちゃくちゃにされているのに、エスカレートして殺害予告まで受けているのに、どうして現状嫌がらせをしている層に対抗する法がないんですか。

クールジャパンと言ってイラスト・オタク文化を後押しするなら、クリエイターを守ってください。お願いします。

これから頑張ってイラストの仕事を受けようと頑張っているのに、生成AIについての対応が十分にできないなんて、将来の仕事に不安しかありません。

私のような不安を抱えた若い層が増えると、日本のクリエイター文化はいずれ心ない層に蹂躪されて根本から崩壊します。

安心して作品を作れる世の中にしてほしいです。助けてください。

●受付番号 185001345000001480

生成 AI から出力されたものは、学習元の切り貼りです。学習元がわかるくらいそのままですし、出力されたものが劣悪だった場合元の創作者への風評被害は計り知れません。AI に実在の人物写真を与えて卑猥なものを出したりしているのに、AI に何を与えても罪に問われないのはおかしいです。素案に反対です。

●受付番号 185001345000001481

楽しく見ていたイラストが、生成 AI で作られたものだと後から知りました。そのイラストは別の作者のイラストを無断で学習させ生成されたもので、元々の作者はそれを知り酷くショックを受け、悲しんでいました。自分のイラストを無断で学習されて、自分の描いたイラストと画風がかなり似ている、成人向けイラストを作られたりもしていると、X にポストされていました。生成 AI は自分で描いたイラストや撮影した写真以外を無断で学習させるものではないと思います。

●受付番号 185001345000001482

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合について」に書かせていただきます。
この一年と少しで、私が好きだったイラスト SNS は完全に崩壊しました。
同じ絵柄、同じ構図、同じ表情の絵があふれ、もはや見るのも嫌になってしまいました。
本来人気のあったその絵柄が、量産によって価値を失ってしまいました。構図も同じです。
人間が描くなら、参考にしても必ず「比べたとき同じと感ない」ように描きます。
しかし生成 AI は違います。少し位置や角度が違うだけで、全く同じと感する構図で出力し
ます。

i2i や LoRA を使わなくても同じ構図や特定の絵師の画風で出力されることは、イラスト
SNS を巡回すれば一目瞭然です。

この状況で「著作権者の利益を不当に害しない」とする考えは、理解不能です。

「出力した本人が知らなければ OK」などとされてしまえば、いくらでも逃げ道ができてし
まいます。

先を行っていた中国のサブカル文化は、生成 AI の粗製乱造で崩壊しました。

中国の方の嘆きや怨嗟の声を見たことはないのでしょうか？

学習は、使いたいイラストレーターや漫画家のものだけで行ってください。

反対する人のデータを無断学習するのは、明らかに著作権者の利益を害しています。

これが合法というのなら、絶対に法改正が必要です。

生成 AI に対する印象はもはや最悪です。「一刻も早くこの世から消え失せてくれ！」と感
じるほどです。

無断学習は絶対に禁止にしてください。違反者には厳しい罰則を科して取り締まるべきで
す。

日本人はモラルのある人が多いためか、使用者が少なく今のところ崩壊直前でギリギリ踏
みとどまっていますが、このまま放置すれば確実に中国と同じく文化は崩壊します。

●受付番号 185001345000001483

現状生成 AI では特定イラストレーターのイラストの無断学習が横行しており、特定個人の絵柄によく似たイラストを無断生成して発表したり、挙げ句の果てには無断学習によって生成されたイラストを利用したイラストレーター御本人への嫌がらせなども発生しております。

それはイラストレーター個々人がそれぞれ磨き上げてきた技術への冒涇ではないでしょうか。

また、声優という場でも似たような事案が発生し始めております。

生成 AI が学習できる範囲は許可を得て収集された学習データのみを規制すべきです。

●受付番号 185001345000001484

AI と著作権に関する考え方について、拝読しました。

率直なご意見を申し上げますと、AI を併用し創作するクリエイターが出てきた多くなってきた仰っておりますが、そもそもそんなクリエイターをほとんど見たことがありません。そのようなことをする人は、ネットでの創作物を利用してAI を使用し自分の作品だといい、高額で描いたものを販売する人たちです。

以前スキマ(クリエイターが絵を描き販売できるサイト)でも、AI はすぐに生成ができ安価で作品が作成できることを利用してAI で利用した絵を販売している方が見受けられました。創造物を作り上げて形にすることを職業としている、自分自身の芸術を求めて努力している人たちの仕事が減少するのではないのでしょうか。

このようなパブリックコメントをするのは初めてですが、想像の自由表現の自由を法律で挙げられている日本国でこのようなことが起きること自体が悲しくてなりません。国民の意見としてよろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001485

漫画家をやっている者です。

現状としてはAI生成を使つての金銭の授受を法律で禁止すべきかと思ひます。さらに、AI生成者による脅迫行為の早急な厳罰化を求めます。

理由としましては、画風を特定の作家に故意に似せ、お金を得る人間が複数存在している事です。

似せられた作家は本来得られたかもしれない報酬をAI生成者によって奪われている。これは明らかな加害であると考えます。また、作家が絶対にやらないと決めている事（例えば成人向けコンテンツの作成）を勝手にされ、しかも本人が描いたかのような誤解が広まるなどの精神的な加害も考えられます。

特定の作家に寄せずとも、そういった平均的な画風を求められる場面も多々ありますので、仕事を奪われる人が出るならこれもまた加害であると考えられます。

AIでお金を得たいなら、全て同意のとれた学習素材で構成されるべきかと思ひますが、おそらく現状では難しい。ですので、個人利用に限り、公共の場には出させない事が必要だと思ひます。

●受付番号 185001345000001486

そもその問題として著作権者の許可があるなしにかかわらず「何者か」が「第三者の作成データを利用し生成されたもの」をそのまま利用し「自分の著作物と主張する」ことは著作権がクリアされていたとしてもあってはならないことです。

生成したものはその旨がわかり、生成したことを示す履歴や情報を一切消すことが出来ないようにしても、おそらくそれを利用し誰かを陥れたり商売にしたりするものが出てくるのは必須です。現実にもこの状況は起こっております。

そして、絵画や音楽、文芸だけではなく現実に実在する人間の画像すら使われている状況は犯罪に即決する事実でしょう。

AIは正しく使えばいい。

しかし、その正しさをはき違え、間違えるのが人間です。

個人が個人の為だけに使用する、というのが一番安全であり、著作を守ることに通じるでしょう。

●受付番号 185001345000001487

イラストや動画等の創作をしながら子供を2人育てています。トレンドを確認するためにInstagramなど多数のSNSで情報を集める際、AIで生成した幼い子供（小学生くらいの見目）の性的な画像を多数見かけます。その性的なAI生成画像に、自分が描いた絵が学習材料として使われたらと思うと恐ろしくてゾッとします。私たちイラストレーターやグラフィッカー等が作ったものが守られない、さらには子供達やそれらを見たくない人たちの脅かす材料になる可能性がある、最悪な可能性だと思っています。

性的なコンテンツが存在することは全く問題ありません。しかしながらそれらのコンテンツの中に、無関係の作品・著作権を勝手にAIを通して使われ、巻き込まれる可能性がある現在の状況は異常です。

性的なコンテンツでなくても、AIを通して自分が生み出した作品が、全く知らないところで学習材料となり、無関係な人間の「何に使われるかわからないお金」になってしまうことは恐ろしいことです。ただのお小遣いで止まっているのでしょうか。

AIという新しい技術の誕生、向上はとても喜ばしいことです。いつか私の身近な場所で、私や家族をサポートしてくれる日もきっと来ると思っています。しかしながら、ルールも仕組みも粗雑なままの現状は私たち創作をする者として許しがたいものです。私はイラスト（写真風イラストも含め）生成AIの使用において、他者の著作権物を無断、無許可で使用することを禁止して欲しいと強く思っております。

●受付番号 185001345000001488

AIに創作物を学習させることには絶対に反対です。

創作物の著作権は創作者にのみあります。

●受付番号 185001345000001489

生成 AI を用いて絵柄が酷似したものを大量に生産し、絵柄の元となった創作者を愚弄する様子を SNS 上で度々見ていました。生成 AI の学習元となる著作物を無断で利用するシステムと、人間の悪意が合わさってこのような事態が起きているというのが個人の見解であり、今回の素案はシステムの改正と悪意ある一部の人間を法的に律するための第一歩だと考えています。素案に賛成します。

●受付番号 185001345000001490

まず様々な人が自由に利用できる点でとても初音ミクと似ていると感じました。しかし■■■■■
■■■■■さんに自らどういう使われ方をされ、どういった機械
(楽器)が完成するのか同意がありました。今回の AI の件で AI の学習元となる作者者の同意
はどこから得られるのでしょうか。同意したことによって受けるブランドはどのよ
うに保護するのでしょうか。

そして AI に関しては AI と AI 学習元の著名なクリエイター間だけの問題ではありません。
AI の本当に恐ろしいところはだれでも簡単に出力できる気軽さです。「国が許しているから」
という前提だけで動く人間は必ずいます。商売として軽い気持ちで利用しようとしている
方もいらっしゃいます。被害が出てからでは遅いのです。その 1 例だけで他の似た絵柄の
人が何人も疑いの目をかけられ、避難されてしまいます。まだ有名なほんのひと握りの著
名な方々なら対応もできるでしょう。しかし私や普段趣味として楽しんでいるような、誰
かに憧れて何年と描き続けて細々と楽しんでいる多数者が 1 番被害を受けるのです。すぐ
筆の折れやすいクリエイターとも言えるか分からないほど特に何も称号の無い趣味で投稿
し交遊し自分たちで作ったものだからこそ安心して楽しめる創作の文化が前もってあるの
です。AI は生成された作品自体にも著作権性が薄く創作というひとつの文化を簡単に壊す危
険性があります。

●受付番号 185001345000001491

クリエイターやその創作物の価値観を低く見積もり、『世界技術の礎になるなら光栄だろう』と安く買い叩きしたいように感じました。

AI の学習とはデータの切り貼りです。その切り貼りできる幅を増やし、学習して貼り方・切り方の工夫をする。やっていることはコピー&ペーストの一環です。ベースがなくては何もできません。切り貼りではないということは、いったいどういうことでしょうか。資料ではわかりませんでした。

著作権に関しましては、「AI 作品として」の著作権を新たに作る方がよろしいかと思えます。

「AI の学習元の内容」を「参考文献」のように並べ、学習元の素材に関しては基本的に一定の金額を発生させ合意が取れた場合のみを承諾する。個人ではなく基本的には企業単位で使用するものをベースとする。明記せずに行った場合は詐欺罪が適用される。そういった法律を前提とした著作権が必要ですね。

そもそも創作活動における『創作』の根幹は人力にあります。人の空想を人の手で出力、あるいはそれに関連した他の人間の手で作られるものです。世界の歴史において『創作』とはそういうものでありました。AI の追加学習として創作という表現の幅広さ、というのを利用すること自体は素晴らしいことだと思います。

問題は『AI の発展のために学習素材を無償で提供しなさい』『無断で使います』『そして出来上がった素晴らしい AI を一般人にも使えるように』という結果にしていることだと思います。

今や『AI ツールを使った卒論の禁止・AI 作成によるテンプレートは禁止』というルールを設けてる大学も見受けられるくらい、『自分で考えて書く』という手段を狭めてくるものだという見解です。

AI の学習素材は『人の手』であります。教科書にお金を払うように、参考文献をずっと手元に残すためにはお金を払ってそれを購入するように、AI の学習のための素材をずっとデータとして残すのであればそのための料金が発生するのはごくごく自然の流れだと思います。

『創作活動をやってみたいけれど AI に頼りたい』というのは、個人の範囲の活動だと言いながら人の作品を学習素材として無断で使用した挙句、『私の AI 作品のパクリだ』と AI 学習の素材に無断で使われたクリエイターが中傷されることが実際に起こっている現状の中では受け入れたくないですね。

創作を趣味として楽しんでいる一個人としての感想は『元々ある素晴らしい作品を盗作して周って良いとこどりの作品で一儲けしている金儲けのツールのように見える。創作の根幹からは大きくズレているように感じる』のが感想です。

技術の発展は大事といえど、現状で技術を自ら身に着け一生懸命日々奮闘している人の立場を奪ってまですることでしょうか。趣味でやっている人、好きでやっている人に罵声を

浴びせる材料のようになってしまっている現状はご存知でしょうか？

AI クリエイターを名乗る人間の中には「人の手で作った作品なんて欠陥だらけ・効率が悪い」とクリエイターを貶め中傷的な言葉を浴びせる人が大変目立ちます。

『人手不足を解消する』『人の手では時間がかかりすぎることへの手助け』の根幹からはずれ、娯楽部分に侵食してくる度合いが過ぎると思いませんか。

現状としては「人が作り上げてきた土台」に対しての価値観的が国民と大きな差があるように感じます。日本には素晴らしいクリエイターが大勢いらっしゃいます。彼等を守りながら、AI の発展をするのが皆が前向きになる最低条件ではないですか。

予算などが確保できないのなら、著作権が切れたもののみを学習素材とすればよろしい。著作権が切れた作品は素晴らしくすぐれたものが多く存在します。その代わりに今を活動するクリエイターの素材は一切使わないか、ボランティアの希望を募ればいいかと思えます。予算を確保しないと、そういうことです。

AI をさらに発展させること自体には賛成です。今や世界技術の大きなものの一つであり、これからも発展していく技術の一つです。

その土台を創り上げてきた・これから創り上げていく人間たちを守る措置をとり、「何かあってから」ではなく、「何かが起こる前に」法律として推定してください。この問題において『何かが起こる』とは、世界に誇るべき日本の技術を安っぽくありきたりなものとするものであり、創作における土台の喪失を意味します。文化の崩壊につながりかねません。

『AI』は人を助けるためのものであり、決して人の立場を踏みにじり、奪い、悪意のために使われるものではありません。けれど、政府が出した資料にそう見受けられる部分が多々ある。残念な気持ちです。

著作権におけるさらなる検討をお願いします。

同じ土台の著作権を使いたいのであれば、元々の著作権を持つ創作者側を決して蔑ろにしないように深くお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000001492

まず第一に

生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター

と記載がありますが、一体どのような考えでこのような人間が存在すると考えているのか全く理解に苦しみます。

クリエイターとは自らに蓄積された全てをもって表現を芸術や創作に反映する人々を示します。

自らのものであればまだしも、

無造作に蓄積された他者のデータを盗用してまとめあげ、あたかも自分が全ての創作の中心者であると発言する今の生成 AI 市場の在り方は、全ての創作者に対する侮辱行為です。それをクリエイターとして認識している今の文化庁の思想は、あまりにも浅はかであると考えます。

データの模倣や類似性についても、蓄積されたデータに未許可の画像を取り込んでいない事を常に証明し続ける事が現段階では不可能です。

新たな技術として生成 AI の機能は素晴らしいですが、現段階の文化庁の対策と思考はこの技術に対して問題ばかりです。

●受付番号 185001345000001493

私は、必要に応じてモデル生成者から学習元データセットの開示を求めることができる、または必要に応じて学習過程についてデータセットの不正利用などがないかを監査する仕組みの整備を求めます。

学習モデルが生成する成果物の傾向が用いたデータセットに依存する以上、「データセットはモデルの材料である」と解釈できます。このことから、データセットの透明性が求められると思います。

学術研究においては学習目的で公開されたクリーンなデータセットを用いるのが当然で、他の用途で学習する場合も同様であるべきと考えます。ここでは、学習用途を許可するかどうかのポイントなので、いわゆるクリエイター側が学習目的での利用を許可したうえで公開していたり、一定の使用料をもとに学習目的での利用を制限的に許可するなど、現状のプログラムにおけるライセンスと同様の考え方を適用できます。これにより、両者とも納得できつつ、副次的に新しい市場も生まれるのではないかと考えます。

AI サービス提供者が「どのような成果物を生成する傾向にあるか」に独自性を持たせたいのであれば、前述の通りそれはある程度データセットの内容に依存するものであるため、アルゴリズムにとどまらず「元になったデータセットの選び方・内容」についても不正利用や模倣がないかが求められると思います。

加えて、一旦生成された AI のモデルから、それが思想または感情の享受を目的としたものかを判断するのは困難であると思います。しかし、学習元データセットの開示を通じてデータセットの内容の傾向から、生成されたモデルが模倣を目的としたものかを判断するのは、比較的实现性があるのではないかと考えます。

よって、学習元データセットの透明性を請求に応じて開示できる仕組みが必要であると考えます。

●受付番号 185001345000001494

AI に関して、きちんとした棲み分けができないのなら禁止してください。そもそもが、現在の日本が一番世界に誇れるもの自体も守れていないくせに更にその文化を追い込むんですか？本当に著作権のことをきちんと考えてらっしゃるのでしょうか。AI の使用自体も、AI 自体も本当に素敵な文化で使い方によっては素晴らしいツールなのは理解しています。それを使用することによってさらなる進化もあるでしょう。けれど、今現在すでに、多くの悪意のあるもしくは無知の人間によって、悪意のあるツールになっているのも事実です。それら全てを規制することから始める必要があるのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000001495

4について

AIにより無差別に学習されている現状は、クリエイターや契約関係にある企業にとって多くのリスクがあり、大きな損額が生じる可能性がある。

悪意のある学習をされ、類似したデザインの販売、児童ポルノや自殺を推奨する生成物や、学習されたクリエイターの意に沿わない生成や発表がされているクリエイターもいる。

クリエイターや企業のイメージに傷がつき、その後の仕事や運営に大きな損害が出る恐れがある。

現在のクリエイター、創作をするすべての人にとって、搾取されるばかりの構造は納得いかないものであり、規制のない状態を続ければ文化の衰退も招きかねない。

AIの使用、学習について強い規制を求める。

●受付番号 185001345000001496

昨今の生成 AI 使用者の主に SNS における行動は AI を用いず、創作物を出すクリエイターの創作意欲や意義を奪うものであり、現状から新たに規制を設けないのは今後の文化を奪いかねないと思います。日本は特にアニメやマンガなどの創作物が国の利益の大きな一つのコンテンツとなっているため、この技術は日本にとって不利益な可能性があります。また、海外では生成 AI の規制が始まっているのに日本を通じれば、投稿や販売ができてしまうのは大きな問題だと思います。依拠性によって判断すると書かれていましたが、現在すでに生成 AI の権利問題は個々の事例で裁判できる規模ではありません。本当は訴えたいが、数が多すぎて裁くことが追いつかないなどの恐れがあります。依拠性自体についてもどこからか、その作者の権利物でどこからが違うのかなど明確な基準となるツールが提示されていない以上、クリエイターの権利を守れるとは思えません。結論として私は生成 AI をひとつの著作物と認めてるのはまだ早いと考えています。今後緩和するにしても、一旦使用しての外部のサイトへの投稿自体を禁止、罰則の措置をとり、現状の生成 AI 問題についての沈静化を図るべきだと思います。

●受付番号 185001345000001497

2-2 について

AI によって生成されたものと人の手によって創作されたものは全くの別物であると切り離して考えるべき。

創作活動そのものは守られるべき表現の自由である。問題なのは AI に他人の作風を学習させて生成したものをあたかも自分で生み出したもののように公表したり、創作者の作品の一部であるかのように見せることである。創作者の許可の有無に関係なく、著作権侵害や場合によっては名誉毀損にも繋がると考えられる。AI により生成した作品を個人で楽しむ分には問題ないが、それを公表したり商業利用すること、そもそも他人の作品を許可なく勝手に学習材料として利用することを制限するべきではないだろうか。

創作と AI 生成を一緒くたにして制限されてしまったら、日本が誇る漫画やアニメといった文化にまで影響を及ぼしかねないことを今一度よく考えてほしい。

●受付番号 185001345000001498

著作権というよりも景品表示法や別の法律の問題かもしれませんが、他人の著作物に作風等をわざと似せることで注目を集める手法が一部で流行っています。AI が出来る前は労力に対してリターンが釣り合わないので問題になってませんが、今後はこういった手法が流行ってくると思います。これらに対して、何かしらの制限をかけてほしいとは思っています。現行法で問題で悪質なケースはしっかり刑事事件となってほしいと思っています

・AI を使った著作物も、高度な加工や選別を行うことが多いです。online サービス上で試作されたものは著作権なしでOK だと思いますが、こういった手間のかかるものに関して、著作権は作成者にあるのが妥当だと思います。

・学習データに著作物を含めるのは問題ないと思いますが、特定の著作物に似せる目的で作った学習データを配布する行為は著作権侵害として扱うべきかと思います。

・著作物の類似性を確認する負担が今後増えると思われるので、これらの訴訟や判断を簡略化するための支援はあってほしいとは思っています。

●受付番号 185001345000001499

個人の良心に委ねるような書き方に疑問を感じています。実際既にイラストレーターさんの絵をまるっとそのまま出力させお金を得ているという事件が発生しています。実際の事件の被害者、実在する人物の写真を学習しそれをポルノ化する絵を生成するという事件も発生しています。インターネット上にある写真や絵を（作者がフリー素材として配布しているものを除き）一律学習不可としてほしいと思っております。政治家や芸能人の裸の絵が生成される可能性もあり著作権の侵害ともいえると思います。

●受付番号 185001345000001500

1

一から自分の力で作品を作り上げている人間と、他人の創作物から得た情報をボタン 1 つで出力しているだけの人間を「クリエイター」と同じ括りにして扱っている時点で疑問に感じます。自分の作品に誇りを持ち、努力を重ねて創作を行っているクリエイターへの侮辱とすら取れると思います。

2 (2) イ

どのような目的で使用してしようと、思想や感情の享受を目的とせず精神的欲求を満たすためだったと言えればいくらでも言い逃れできてしまうのではないのでしょうか。

4 〈AI 利用者の懸念〉

・生成 AI の使用により意図せず著作権を侵害してしまうのではないかとありますが、そもそも他人の創作物から情報を得ているような技術を使っている時点で著作権侵害の可能性はあるとは考えないのでしょうか。

・法的に著作権侵害とならない場合まで著作権侵害として非難されるのではないかと。自らの力で創作を行う人間は誰も自分の作風があり、その作風が好きなファンもいます。それを AI により簡単に真似て自分の作品かのように発表すれば非難されるのは当然ですし、法的に問題がなければ何をしてもいいというわけではないでしょう。さも自分は被害者かのように言いますが、本当の被害者は作品を学習に使われたクリエイターだと思います。

5 (3)

AI 生成したものでも自分で加筆を行えば著作物として認められる、元の生成物は他人の創作物からの情報をもとに生成されているにも関わらず、加筆を行うだけでも生成者の著作物として認めるというのはクリエイターへの侮辱もいいところだと思います。

生成 AI を 1 つの作品として捉えているのであればその考えから改めるべきです。

絵に限った話でなく、「クリエイター」とは自らの力で創作を行う人間のことであり続けて欲しいです。

絵を描く人間からすれば、生成 AI が存在することで自分の作品も取り込まれているのではないかと不安と戦うことになり、イラストが必要な時に生成 AI で簡単に出力できてしまうことによりイラストレーターの仕事が減る可能性もあります。絵で仕事をしている人には大問題ではないのでしょうか。

今の生成 AI の環境はあまりに無法地帯で拒絶反応すら覚えます。AI 使用者をクリエイターと同等に考えるのではなく、きちんと切り離して考え創作者が安心して活動できるよう法整備をよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000001501

■簡単にまとめると

AI と一括りにされがちだが特に画像と音声生成は著作権肖像権を侵害しており決して推進されるべきものではない

有識者はプラスのことばかり話すだろう。

何も成しえてこなかった者、本を出版した程度の実績のない

有識者ほど AI を推進するだろうから見ておくと良い

現在日本での AI の使われ方は日本人の良心によって

助けられてる状態

今後さらに AI が普及していけば

一番最初におもちゃにされるのは政治家です

岸田総理のディープフェイク動画が一時話題になったが

ああいったものが今後さらに手軽に簡単に誰でも作れるようになる

それがあつという間に SNS で拡散される

ニュースで取り上げられ視聴者が本物だと信じてしまう

政治家の事件、不倫浮気、SEX、賄賂をはじめとした

動画、画像、音声簡単に偽造できてしまう

自分たちが GO した政策で首を絞められかねない

何故標的になるのが政治家なのか

それは素材となる無数の動画があるため精度が上げやすくヘイトを最もかっているから。

削除しようとしても消したときには次のフェイクが登場してしまう

それが今無いのは個人の良心に頼っているという大変危険な状態

日本人はあいつはいじっていい、叩いていいと判断したら

一斉に雪崩れ込んでくる

海外ではすでに大量の問題が起こっている

あいつむかつくからで一度良心が瓦解したらもう止められません

何卒著作権肖像権が守られる法案をよろしくお願い致します

▼最新：現在問題となっている事

- ・米国アリゾナ州で、AI による音声合成技術を悪用して、子供の誘拐未遂事件が起きた
- ・ Stability AI などが使用しているデータセット、児童ポルノ画像が含まれていた

<https://www.gizmodo.jp/2023/12/stability-ai-date.html>

世の中にある無数の画像生成 AI は全て Stability AI のデータセットが元になっている、

今ある画像生成 AI は Stability AI を複製し少し手を加え別の名前で世に出されているため

著作権肖像権の画像やポルノが生成されてしまう

合成機能だけは強化され続けるため 1 枚の画像からでも動画が作れるように

なってしまった

- ・米国著作権局、AI がもたらす著作権法および政策の問題を検討するイニシアチブを開始したと発表

https://jipsti.jst.go.jp/sti_updates/2023/03/14119.html

- ・生成 AI だが、絵の次は、声優の声を 350GB499 キャラ 500 時間ゲームからセリフをぬきばら撒いて生成

●受付番号 185001345000001502

現在の生成 AI は、アーティストたちの財産を侵害していると思います。実際、ファンであるイラストレーターさんの絵を勝手にデータとして利用し、それでお金儲けをしている人間がいます。そういった事が許せません。

ただちに生成 AI の規制を求めます。

●受付番号 185001345000001503

- ・明らか自分の絵柄が重点的に使われた生成 AI が出てきて大変不快。
- ・自分と間違えられトラブルに巻き込まれた。
- ・20 年以上練習と勉強を繰り返して今の絵柄を確立したのに、努力もしていないそこら辺の人間に使われるのは意味がわからない。
- ・今日本にあるイラストやアニメは生成 AI などを一切使わずに発展しているのに、イラストのイの字もわからない人間が大量に介入してきたら発展もクソも無い。衰退するのは誰の目にも見えているはずだ。
- ・ただでさえ生成 AI の規制が遅れているせいで海外からの依頼が全体的に減っている。国はどう責任取ってくれるのか。
- ・現在の許可無しデータセットから出てくる生成 AI を違法薬物と同じぐらいの重罪にして貰えないと納得できない。

●受付番号 185001345000001504

生成 AI の開発サイドの意見を見るに、彼らは技術の発展にはしゃぐあまり、プロであれアマチュアであれ、インターネット上で発表されてある画像、動画、音声などのデータを素材としかみておらず、それらを創造した人間、ないしは作品へのリスペクトもなく扱っている例が多く見受けられます。

言うなれば品質改良を加えた農作物を盗み栽培し、それらをさも我々が作りましと云わんばかりにあらゆる場所で売っているのと同じ状況です。

生成 AI は技術としては素晴らしいですし、また未来的には（あるいはもう既に）技術的に大いに役に立つのですが、それらは多くの屍の上に立つものであってはなりません。

今は 2024 年であり、個人の価値が認められ、またそうすべきであるという時代です。個人の価値を殺して技術の発展を助けるのは国家として体をなしてはおりません。

かつての歴史にあった間違いを犯さず、創作する者を護るために税金と知恵を使ってください。お願いします。

●受付番号 185001345000001505

この素案がそのまま締結されることになれば、我が国が誇る創作文化はAIの侵攻により死に至ると考えます。もっと創作者を守る素案に書き換えてもらえませんか。

●受付番号 185001345000001506

生成 AI の技術そのものは素晴らしいものですが、学習するにあたって無許可で画像などを蒐集している点は問題であると考えます。

加えて、とあるクリエイターのものによく似た絵柄でヘイトなどの不適切な表現を含んだ絵を生成され、この人のものだと言われては風評被害にも繋がります。

そのため、制作者本人が許可した著作物のみ学習できるようにすることは必須だと考えられます。

技術の発展は良いことだと思いますが、そのためにクリエイターの権利を侵害して欲しくはありません。

対策のご検討よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001507

生成 AI の持つ著作権とはなんだろうか。

彼らの作った作品は全て、誰かが 10 時間以上をかけて作った物の転載でしかない。そこに、守られるべき権利はあるのだろうか。

私はそこに権利は無いと考える。

イラスト、絵画、物語、漫画、その他全ての著作物は人間が生み出した固有の唯一品であることにその意義を置いていることは言うまでもない。

唯一であることの証明にならず、それらを次剥いで作られた AI 画像に守られるべき著作権はない。

それは同じ AI、同じ学習を使えば全く同じものを作成することができるからだ。

また、それらが使用される点において、他者の唯一品を次剥いで作りそれをあたかも唯一であることの様に掲げることは概念的な唯一を貶す最低の行為である。

この AI と著作権における論点はその作品に再現性があるか否かであり、AI 学習というつぎはぎの再現性はこれを認められず、また他者の著作権を侵すことを公然に許されるべきでは無いと私は考える。

●受付番号 185001345000001508

2(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

無断で作品等のデータを収集、利用できるというのは現行の著作権法と整合性が取れないと思う。学習させるデータは許可を得たものであるべきだと考える。文章の引用にもその旨が明記されているようにAI生成に用いられたデータであることは明記されるべきである。現状ファンアートやファングッズなどの二次的創作物や第三者による作品の二次利用が多々行われてるが、それは著作権側が訴えたり中止を求めたりすることが可能である。しかしAI画像生成に関しては現状イラストレーターのLoRAモデルが無断で作成・販売の挙句悪用されているが、それを取り締まる法が無い状況である。例えば、ゲーム「ウマ娘」は二次的創作物における過度な性的描写を禁止しているが、特定のイラストレーターの作品を学習させたAIによって性的な画像を生成しインターネット上にばら撒くといった悪質な行為が散見された。

3(1)生成AIは許可を得た画像のみを利用できるようにするべきである。そして画像そのものにAI生成画像であることを明記するべきである。理由は後述する。

5(4)前項の内容にも掛かってくるAI生成画像の懸念点として、デマ画像の流布をあげる。先日の能登地震の際にもデマ画像がTwitter(現X)に出回っていた。その画像はパースや画像内の文字の違和感などから、現在のAI生成画像の特徴にある程度詳しく見抜くことができたが、本物の写真であると騙されてるコメントもあった。これから技術が進歩し学習したデータがもっと増えていけば完璧なフェイク画像を生成することが可能になるだろう。災害時のデマの流布は度し難い行為であり、AIを用いればそれを簡単に行ってしまうのは社会秩序が崩壊しかねない。特定の個人の画像を集中的に学習させれば、その人物の写真を捏造できてしまうわけで、規制が無いまま技術の進歩が進めば人権問題に関わるようなケースも多く出てくるであろうことは予想できる。

6 日本の芸術、創作の自由を守るためにも、社会秩序を守るためにも、AI画像生成技術とAI生成画像に規則を定めて欲しい。技術の進歩は非常に速い。アニメ美少女のような顔となんだかよくわからない体しか生成できなかった時からたった数ヶ月で、特徴を理解している人間ではないと見抜けないような画像を生成できるようになっている。早急に手を打たなければ、社会はとんでもないことになるだろう。

●受付番号 185001345000001509

他人の持つ声や外見、また人々が創作した作品があります。それらの権利を有する本人の許可なく AI に学習させることはもちろん、AI から出てきたものを AI 利用者の創作物として扱うこと、またそれにより AI 利用者が金銭を授受することについて断固拒否します。他人の姿や声や作品のガワを混ぜた AI が、失礼な絵や卑猥な言葉を吐き出したとして、もしも元の声や人が分かる状態だった場合、その元となってしまう傷ついたかたは一体誰に責任を取ってもらえるのでしょうか？どこに訴えれば誰から名誉毀損の慰謝料がとれますか？

●受付番号 185001345000001510

持って生まれた顔や声は守られて、必死に考えて試行錯誤して努力で手に入れた絵柄とか技術は保護されずに機械に持っていかれるのは納得いきません。

無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当すると思います。

●受付番号 185001345000001511

ai アートは慎重に取り扱わなければ今後生まれていたはずのクリエイターは腐っていくと思います。

他の方の作品を適当にかき混ぜただけのキメラ作品ばかりとなり海外からの信用がなくなるのは確実です。

また女優男優がコラ画像より高い解像度で剥がれたりする危険性もあります。

それによる同人販売など本来ならば違法だったはずのものがグレーで行われるようなことはあってはなりません。

厳密に慎重に扱わなければ著作権や肖像権を脅かせる狂気的な存在となるわけです。

これからの先のことを考えてください。

心からお願いします。

●受付番号 185001345000001512

・ Image to Image（画像を生成 AI に指示として入力し、生成物として画像を得る行為）のように、既存の著作物そのものを入力する場合や、既存の著作物の題号などの特定の固有名詞を入力する場合

上記に該当する行為が目に見えほど散見されており、それだけならまだしもそれを自身の創作物として販売をしている行為もあり。また販売サイトにて生成 AI にて制作されたものについては指定のダグをつけるというルールを守らないものもかなりの数を見受けられる。（生成 AI だと分かると売れ行きが良くないため意図的に外している）

加えて著作物のデータ学習を禁止している創作者に対し「お前のデータ学習したやつ売ったらめっちゃ儲かったわ！これからも良い餌を供給してくれ！」と攻撃をするものが居たりするため。

・生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

通常、著作物は長い年月をかけて経験を積み重ね、様々なノウハウを切り貼りしたものであり、それを処理の早い生成 AI に学習させたものは切り貼りの切り貼りであると考えられる。

もちろん健全に生成 AI を使用するものも居る。

だが現在地点でこういう者たちが少なくとも居る為、AI による著作物が少しでも緩和するものなら「文化庁のお墨付き」と解釈するものが現れるのも時間の問題ではあることは想像がつくものではないかと考えられる。

だがあまりにも使用者の悪意が感じ取れる昨今、楽しむことについて(または創作物のサポートに)生成 AI を用いるのは賛成だが、一般市民が考えうる中で悪いものに偏るので悪用する者はもっと賢い方法を思いつき、それを実践する者が少なからず居るだろうと考え、もう少し慎重に議論するべきであると思う。

また主張したい文は何度で文章中も書くがその他の項目等は(1)(ア)等と省略するのはいかなものか。

●受付番号 185001345000001513

AI の学習元には何を使うつもりでしょうか？ 作家フリーの作品のみ使用する事を明記してください。もし、著作権のある作品を学習に使用する場合には、きちんと著作権料が払われるべきです。

しかし、法規制の緩い今、平気な顔で著作権を侵害する人が多いというのが実態です。インターネットで作品を発表している人は大変に危機感を持っています。

例えば、X (旧 Twitter) で作品を発表しているイラストレーターさんは、自分の作品 (著作権を放棄していないもの) を学習に使われただけでなく、その学習した AI が出力した卑猥な作品を商業的に販売されて、それを見た人に「そのイラストレーターさんが卑猥な作品を描いた」と認識されるような、大変に名誉と信頼が傷つくような行為をされ、心身に多大な負担と、仕事への多大な影響をもたらされています。

私は絵を趣味で描き、インターネットでの交流に使用しています。

法規制の緩い今、日本のどこかで私の絵が学習に使われているかもしれないと日々怯えて過ごしています。AI の学習先はなにも有名なイラストレーターに限った話ではなく、比較的知名度のない、私のような絵を趣味にしている人も対象となっているのです。

もし、私の絵で学習した AI が、私の名誉を傷つけるような作品や、勝手に私の絵の皮を被って金儲けされた場合、政府は守ってくれますか？

国民を守るための AI 規制法を作ってください。残念ながら、現状の法案では充分だとは思えません。

有識者の層が狭いのも問題です。ヒアリングが足りていないと感じています。

どうかご検討ください。

●受付番号 185001345000001514

AIに既存の著作物データを吸わせることが往々にしてあり、それを基に自分で描かずにAIに出力させて自作を謳っている行為自体に疑問を持ちます。自力で描いている人と作品を守るためにも取締りできるよう法を整えてください。

●受付番号 185001345000001515

声優の音声を無断でかなりのデータ数ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがあります。そういった無断データで、データ元と競合する生成 AI を開発するのは不当な権利の侵害行為に該当します。

●受付番号 185001345000001516

AI への素材として個人の著作物や特性を無断で学習させることは権利の侵害だと思います。現在の日本の強みであるカルチャーを海外に奪われる可能性もあり、国として AI を使用していないクリエイターを守る制度を作って欲しいです。

●受付番号 185001345000001517

小説作品などを「AI で書いたのではないか？」と疑われ、イラストよりも文字のほうが AI を使っていない旨を証明することが難しく、とても悲しい思いをしたと SNS の投稿で見かけた。既に自作かどうかを怪しまれている創作作品を守るためにも AI 開発は要らないのではないのでしょうか？

イラスト、漫画、小説、詩でもなんでも、こうした「人間が悩み抜いて生み出した」作品を大切にしていかないと意味がなくなります。機械で一瞬で生み出された作品には何も感じません。

素敵な作品に巡り合ったときの感動や胸の高鳴りは、その作品を生み出した人が命をかけて作ったものだからこそ味わえるものです。

●受付番号 185001345000001518

生成 AI の技術的な面では興味深いが使用する人間のモラルが低すぎる。屁理屈を捏ねてクリエイターの成果や財産を好き勝手に都合よく使い、中には悪意を持って誰かを貶めるために使用してる者も多数いる（例としては、特定のイラストレーターの作品を学習させて絵柄・作風を真似たポルノ画像を作成してそのイラストレーターが描いたと喧伝する等）。作品を発注する企業としても、AI を用いて作成した作品を完全自作と偽って納品されると後ほど AI 生成物だと発覚した際の企業イメージ低下に繋がる。これも既に実際起っている。商標など著作権が明確なものが生成物に紛れ込むと作品の差し替えなどで多大なコストがかかる。

生成 AI はセンセーショナルな技術だが、生成 AI 開発企業が収益を上げられなくなっているほど嫌厭されるという状況に既になっている。学習のためのデータを公開元から許諾を得ずに使用している現状のままでは、単なる玩具・悪用のための道具にしかない。

●受付番号 185001345000001519

AI へ読み込ませるデータセットについて、学習元である本人の意思にそぐわず利用されることへの懸念、海賊版などの不正コピーデータなどの利用への懸念から、学習元のデータセットを以下のもののみで制限するものとしていただきたい。

- 1 パブリックドメインの作品
- 2 AI 学習利用を創作者本人が認可したもの
- 3 創作者本人が AI 利用をする場合の、創作者のみの作品

インターネットからの学習であると、例えば本人が認可していない作品を第三者が無許可に投稿したものであってもその判断もつかず無作為に学習してしまう危険性があるため、3 の創作者本人が利用する本人のデータを除いた利用においては、AI 学習のための上記条件のみを満たしたプラットフォームの設立及び利用を義務としていただきたい。

プラットフォームの要件については以下

- ・著作権法に基づいて著作権切れとなった創作物の掲載
- ・AI 学習利用を創作者本人が認可したものの掲載
- ・上記の条件を満たしていない作品の掲載時、海賊版としての速やかな掲載取下げ及び規約違反によるアップロード者に対する措置の実施

また、創作物において創作者本人の意思を無視した無断利用に対する防御措置として以下の対応を認可、またその対応を無視した AI 学習に対しては海賊版としての措置としていただきたい。

- ・創作物に対しての透かしや AI 学習防止ツールの利用
- ・創作物掲載のプラットフォームや投稿した媒体への AI 利用の際の条件記載またその契約内容の行使

●受付番号 185001345000001520

素案全て読ませていただきました。

長い時間をかけて考えられたのだろうというのがよく分かります。他の作家様方はお怒りのようですが、私はそこまで大きな問題があるとは感じられませんでした。私にあまり法の知識がないからかも知れません。

ただ1点だけ、引っかかることがあったのでこの点のみお聞きしたいです。

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

⇒生成 AI というのは、学習データを取り込み、それらを切り刻んで新しい作品を作り出すものであると認識しています。これは切り貼りには該当しないのでしょうか。有名店のカレーに市販のルーを混ぜてオリジナルカレーとして販売するのと大差ないように思えるのですが、ここを認めてしまうとクリエイターと文化庁様及び AI クリエイター様との間で根本的な認識に齟齬が生じてしまうと思います。まずは AI 作品の認識について両者間で擦り合わせを行う必要があるように思えます。

長々と失礼いたしました。

●受付番号 185001345000001521

5.各論点について

創作物は、クリエイターがこれまで得てきた技術や経験をもとに完成させているものであり、AI 学習による創作物を著作権を侵害していないものなら積極的に認めていくという考えが疑問だ。

AI 作品が特定クリエイターの作品群と類似だけにとどまるのであれば、著作権侵害と認めないことがある場合についても疑問がある。

AI 生成物はデータ学習が前提の技術だと認識しているが、AI 作品の肯定、推奨により、様々なクリエイターの仕事が減少することが想像できる。

クリエイターの仕事の減少は、クリエイター自体の減少につながるのだと容易に想像できる。クリエイターとして活動する者がいなくなれば、新たな学習データがなくなり、AI 生成物の展望もないと感じるのだが、今回の素案ではクリエイター活動を阻害し、不健全な市場に導いているように読み取れる。

新たな AI 生成技術は素晴らしいと思うが、新たな技術を発展させるまえに、その土壌となるクリエイター保護や育成や、正しい知識の普及にもっと力を入れてもらいたい。クリエイター側や企業側、ファンに不安をずっと感じているのも問題だと考える。

毎日飛躍的な進歩がある技術であるので、早急な対応が必要なのだとは分かるが、日本のコンテンツや文化の発展はもっと支援されていくべきだと考える。

日常的にさまざまなイラストなどを楽しんでいる人間として、応援しているクリエイターが AI 学習による生成物から理不尽な目にあい、納得できない判断をされるようなことがないように祈っている。

●受付番号 185001345000001522

まず、1.はじめについて「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」とはどのような場所で見られるのか。どのような割合で見られるか調査はしているか。

2. (1) アで示される通り「著作物」とは 1,思想又は感情を 2,創作的に 3,表現したものであるが、生成 AI は学習したデータを元に指定の条件に合うものを生成するものであるため「単なる事実やデータにとどまるもの（要件 1 を欠くもの）」として考えられるのではないか。生成 AI は 2. (2) イに示される利用行為に含まれるとされるが、生成 AI の学習元として使用されることが無断で行われた場合、もしくは著作物の権利者が生成 AI への学習元として使用することを禁止する旨を規定しているにもかかわらず使用した場合は著作権の侵害に当たるのではないか。

前提として生成 AI とは学習データを元に出力するものであるため、学習元となるデータに対して還元がされないものである部分が問題ではないか。

特に学習元となる著作物には全て権利者が不利益を被ることがないよう法整備をするべきである。

また 3. (1) ウ生成 AI についての定義について「学習データの切り貼りではない」の部分について抗議する。

現時点では生成 AI の出力するデータは学習されたデータからパターン（作風）などを生成するため、一部そのまま模倣したものが見られる場合がある。その場合切り貼りと同義となることがあるのではないか。

生成 AI の課題点としては、権利者が把握出来ない場所で著作物データが学習元として利用され、生成 AI による出力物で利益を得た場合の権利者への還元がないこと。また不利益を被る可能性があることではないか。

問題点

インターネット上から無作為にデータを学習する生成 AI などの場合、意図せず権利者の著作物が学習元となる場合がある。

権利者が自分の著作物が生成 AI の学習元にされているかどうかを確認する手段が現時点では無いことも問題のひとつではないか。

学習元とされたデータに肖像権が含まれていた場合、ポルノや犯罪に意図せず巻き込まれる可能性がある。

以下のような整備をする必要がある。

(例)

- ・学習元となる著作物の権利者に利益が還元される仕組みの上、生成 AI の利用を許諾する許可の提示。
- ・学習元とされたくない著作物に関して、権利者が安心して発表できる場がある（学習元とされないプラットフォームなどがある）。

- ・生成 AI の学習元データを公開することを義務化する（権利者が確認可能な仕組み）。
- ・学習元をインターネットではなく、自らが有する権利の中で利用する仕組みの整備。

以上。

近年、著作権が甘く見られ権利者が不利益を被ることが多く見られます。

生成 AI は表現物の形状に関わらず利用できるものであるため、意図しない犯罪に巻き込まれる可能性が非常に高いのではないかと考えます。

早急に法の整備を進め、かつ利用範囲を具体的に制限した厳格なものとしなければ権利者への不利益を加速させるものであると考えます。

以上のことを申し上げます。

●受付番号 185001345000001523

生成 AI は他人の創作物を勝手に集めてるから著作権を認めたらいけないと思う。

全て他人の物なので。

生成 AI が認められたら創作物が生まれなさそうで不安。

1 から作り上げたものが AI の学習に使われるなら誰も創作しないと思うから。

日本の創作文化が無くなり日本に魅力が無くなる

そうすれば日本は衰退する

●受付番号 185001345000001524

AI＝機械の作成したものと、人間が作成したもの
分ける根拠が不明のため、無条件の利用には疑問があります。

AI＝機械で創作物を生成する場合
必ず材料が必要になります。

そこに創造性、創作性はありません。

どんなに加工を加えても切り貼りや並べ直しです。

フォトショップのフィルタと同じです。

人が、既存の創作物を加工しています。

現在の問題点として

材料となる創作物への対価、材料を明確化する仕組みがないことです。

Google や百度の検索結果を素材にしている状態が解消されておらず
生成 AI の利用は時期尚早です。

権利者、日本国内外からの訴訟リスクも非常に高いままです。

また、自然人が創作したものと機械が生成したものが混ざり陳列されている場では
その場の創作物全体が、権利的に汚染されたものとみなされます。

そこにあったという事実だけで

海外への展開が絶望的になります。

既に AI を使用賛同した創作者は、

発注対象、取引対象としては不適合と

商業ベースではリスクが高いため排除が始まっています。

まず、生成 AI で作成されたもの、自然人が作成した物を明示、
タグ付けするルールを作成をお願いします。

それができれば、あとは既存のルールの適用が容易になります。

どうかご検討ください。よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001525

4. 関係者からの様々な懸念について

5 海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと

学習元の明記やデータの管理を徹底したとして開発者の思考が

「数多のクリエイターの創作物を無断で使用できなくなったり、海賊版サイトから違法データを引っ張れなかったら生成 AI 開発者が困る」

といったままだと依頼者のニーズに沿おうとする為に無断で反対派のクリエイターや違法データを学習させるだろうことが目に見えます。

(なぜなら AI 生成に頼っている非クリエイター及び一般人に AI 生成物かどうかの判断すら怪しいのに対して多くのクリエイターはその不自然さと学習元を感知できるという観察、創作経験の差があります。

ただでさえ反感を買っている AI 生成に対して所謂「特定班」が義憤や興味本位で動かないとも言いきれませんが。)

(さらに言えば非クリエイターによる常識とモラルの無さは「絶対に無断で違反行為をする」という積年の「犯罪行為(インターネット上における特定クリエイターのなりすまし・AI 生成による児童ポルノ該当作品の生成・販売)の実績」により証明されてしまっています)

いくら議論を重ねようともそもそも AI 生成利用者のモラル、信用度が話にならない程に低下している現在、現行の「学習元を必要とするコラージュ生成機能」しかない AI 生成はすでに限界を迎えていると考えた方が早いと考えます。

世界各国で規制されはじめている AI 生成は普通にお金にはならないでしょう。

●受付番号 185001345000001526

5.(1)学習・開発段階について以下の通り考えます。

・学習データとなる著作物の規制

生成 AI を活用するには様々なデータを学習させる必要があるかと思いますが、そのデータを使う際にデータ元となる人・著作者に文書的同意を取るなどの規制をするべきだと思います。

思っている以上に人間というのは作風・画風・声質で判断できるものです。ゲームやアニメ等で新しいキャラクターの立ち絵・声が発表された際に〇〇さんのイラストだ、●●さんが声をあてている、といったことは認識できます。生成 AI の利用により、本当は本人の物でないのに誤解を招くような事象が起りかねません。

また、私自身が文章を書く事を趣味としているからこそ、自身や尊敬する他の作家さん達の文章データを勝手に使用されかねない状況を許せません。

・海外における生成 AI への反発

昨年ハリウッドで生成 AI の利用に反対する脚本家や俳優たちによるストライキがあったことは記憶に鮮明です。彼らは生成 AI によって仕事を奪われるということを危惧したことによりストライキを起こしました。

これらの動きと平行して、生成 AI を取り締まる法規制がどんどんと進んでいます。文化庁としても、生成 AI を利用して創作物を出すことを厳しく規制してください。

生成 AI の学習データとなるものには著作者がいます。学習元となる著作者ファーストになってください。人として創作する著作者たちを守ってください。それでなくとも日本の生成 AI に対する規制は緩いと勝手に学習元とされることもあると聞いています。

昨年岸田首相のフェイク動画が作成されたことをお忘れですか？

生成 AI を使用して勝手に「それらしい」課長通知や担当大臣談話等を作成・拡散されてしまったとしたらどうするのですか？

生成 AI は創作者のみならず全ての人に関係してくる問題です。

簡単な議論で終わらせないでください。

●受付番号 185001345000001527

「AI 事業者ガイドライン案」

別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」

現状の法律では、生成 AI によって学習が行われたクリエイター、人物が損をしてしまいま
す

学習した AI 作品を用いた嫌がらせなどの被害を受けている方もいます

作品だけでなく、写真、音声などを用いたディープフェイクも問題です

技術の進歩に伴い、ますます見分けることが難しいものが出てくるのが懸念されます

何より、クリエイターの未来、進歩のために現状の生成 AI と法律は噛み合っていないと感
じます

早急な生成 AI の規制含めた法の整備が必要だと思います

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」について、令和6年1月23日時点版をふまえて下記の通り意見を提出する。

5. 各論点について

（1）学習・開発段階

イ（イ）「非享受目的と享受目的が併存する場合について」において、「特定のクリエイターの作品である著作物のみを学習データとして追加的な学習」を行う場合について、「表現のレベルにおいても、当該作品群には、これに共通する創作的表現（表現上の本質的特徴）があると評価できる場合もあると考えられる」「当該作品群に共通する創作的表現（表現上の本質的特徴）があると評価される場合」「当該作品群の創作的表現（表現上の本質的特徴）が直接感得できる場合」といった記述がある。この点につき、アイデアのレベルにおける「作風」ととどまらない表現上の本質的特徴が共通する場合として、どのようなもの（状況）が想定され得るのか、本「考え方」において例示することが望ましいと考える。これはエ（イ）「アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて」の「表現のレベルにおいても、当該作品群には、これに共通する表現上の本質的特徴があると評価できる場合もあると考えられること」という記述においても同様である。

エ（オ）「海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のため複製することについて」において、本項目の末尾側に「この点に関して、こうした海賊版等の権利侵害複製物を掲載するウェブサイトからの学習データの収集は、…」の記述と「そのため、海賊版等の権利侵害複製物を掲載するウェブサイトからの学習データの収集を行う場合等に、…」という二つの○記述が存在するが、内容が海賊版等を学習に利用することとの関係が薄いように感じられる。海賊版等に関する記述を分離したうえで、オ以降の【侵害に対する措置について】の部分に移動した方がよいのではないかと考える。

（2）生成・利用段階

イ（イ）「依拠性の考え方について」において、「AI利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI学習用データに当該著作物が含まれる場合」および「AI利用者が既存の著作物を認識しておらず、かつ、AI学習用データに当該著作物が含まれない場合」についての考え方について記述されているが、当該判断を行うにあたっては当該AIの学習に使用されたデータの内容が外部から確認可能である必要があるものと考えられる。この部分について、どのように実効性を担保するかについて、コ「学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について」の記述をより詳細なものにした方が望ましいのではないかと考える。

（3）「生成物の著作物性について」

本項目においては、AI生成物単独での利用についてを主眼としているものと思われる。他方、実際の利用側面においては、AI生成物を単独で用いるよりも、著作やゲーム開発、広告などにおいて素材の一部として人間による著作物や他のAI生成物と組み合わせる形で用

いる場合が多いのではないかと考えられる。本節については、こうした利用の場合についてどのように考えるべきかに関しても記述することが望ましいのではないか。

●受付番号 185001345000001529

現在、イラストを描いている個人としての意見を提出します。

5. (2) 生成・利用段階・・・イラストレーターに無断で AI 学習に使う AI 利用者が、AI 生成物で有償依頼を受けようとする悪質なケースが増えているので、収益にしようとした者の活動を制限する環境作りを考えていただきたいです。

近年は、Twitter など SNS 上でイラストを公開できる場が増えていますが、AI のイラスト生成技術が広まってからは、毎日のように収益を巡るトラブルを見えています。

SNS 上で執筆活動を公開するイラストレーターさんの一例...AI 利用者が本人に無断で AI 学習に使い、イラスト投稿サイトに有償依頼をだして収益を得ようとしていました。また後日、AI 利用者は本人宛のメール機能を使い、イラストレーターの方に対して殺害予告を仄めかしていました。

構図や塗り方など様々な技術を試行錯誤して描いた自分のイラストを、知らないところで勝手に収益化に利用されるのは、怒りを感じとても痛ましい気持ちになります。著作者を攻撃する悪質な AI 利用者が増えている今は、著作物はイラストの枠を超え、小説やアニメなどにも及ぶのではないかと、日本の創作活動をする人がやめてしまうのではないかと恐れも感じています。

著作者と AI 利用者が互いに悪い先入観を持たず共存するためにも、人間の作った著作物が尊重され価値を守られる、安心できる環境作りをお願いします。

●受付番号 185001345000001530

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

既に特定のイラストレーターのイラストを中心に学習させたAIに対し特定のイラストレーターの名前を入力した状態で生成させた際にイラストレーターのサインを含むイラストが生成される例が出てきています。

この例の場合何度生成してもイラストレーターのサインは完璧に生成されました。

なぜならこのイラストレーターは必ず同じ場所にサインを書くからです。

この場合、イラストレーターの名前以外の指示複雑なものであり複数の中から一枚選別したとした場合著作権はAI生成者にあると言えるという事になります。

サインを含め著作権があると言えます。

その為にこのAI生成者は生成されたサインを自由に使用出来るということになります。

著作権がある絵ですので一部を切り取って使う事も著作権者の自由です。

なので元々のイラストレーターは関係なくAIで生成したサイン入りのイラストも複雑な指示であれば著作権は生成者にあります。

という事でよろしいでしょうか？

●受付番号 185001345000001531

自分の作品を無断学習されないようにする方法を法整備から行ってほしいです。
現状では「無断でAI学習にしようしないでください」と呼びかけするなどしか方法がなく、
作品があまり守られているとは思いません。

AI学習に使われたくない作者の作品も今のままでは使われてしまうと思います。

法律から具体的にどう作品が守られるのかを明確にしてほしいです。

逆に「AI学習に使用してもいいよ」という作者もいるかと思っています。

AI学習に使用してもいいという作者、学習されたくない作者、AIを使用する人がそれぞれ
住み分けできるようになるといいと思います。

また、対策をしても無断で学習された場合、被害者がどのように守られるか、無断学
習した人がどのような対処を受けるかも明確に示してほしいです。

自分も絵を描いています。

AI学習ではありませんが、いわゆる「パクリ被害」にあったことがあるので心配です。

まだ直接的な被害などにはあったことはありませんが、自分が知らないうちに勝手に使わ
れているかもしれないし、今後何かトラブルに巻き込まれるかもしれません。

安心して創作活動をしていきたいし、きちんとルールを守る生成AI作成者さんとも共存し
ていきたいです。

そのためにも、悪質な無断学習などを取り締まる具体的な対策を取ってほしいと思います。

●受付番号 185001345000001532

私はイラストを趣味で描くようになりました。現在の生成 AI による著作物を無断使用による成果物は断固反対をしています。決して短くない時間と労力を掛けて身につけたイラストレータや絵を描くことをされている方たちに対する冒とく的現在の行いはとても許せるものではありません。また一部生成 AI を利用してイラストレータさんたちに対する攻撃的、脅迫的内容なども見受けられる事が多くあります。なぜ彼らを守らず、誰かの著作物を食い荒らす生成 AI 利用者を擁護する動きがあるのか理解に苦しみます。どうか自由に描けるよう、そして素敵なイラストを職業とされている方たちの声に耳を傾けてください

●受付番号 185001345000001533

絵で食べている者です。

AI は吸収する元の人物が居なければ成長しないので、吸収される人間の作品使用に著作権をつけるべきなのではないかと思います。

AI 反対派です。

絵描きが努力が AI によって踏み躪られる事

それでお金を稼げてしまっている事

この 2 点が最も反感を買うポイントと考えます。

他にも見る側も AI なのか AI じゃないのか分からないレベルまで来ているのが現状で、

「AI なのかもしれない」

と言う疑いを入れなければならないのが非常に不愉快です

自分はアニメーターなので現状まだ AI に職を奪われる事はないですが、あと何年持つのだろうかと言う不安で胸がいっぱいです。

よろしくお願ひ致します

●受付番号 185001345000001534

アートディレクターを生業にしております。パブリックコメントへ投稿させていただきます。

「2. 検討の前提として」にある

法第30条の4の対象となる利用行為につきまして、

AI学習の為の学習データ収集が権利者の許諾を得ずに行われている現状は、

そもそも問題があると考えます。国内や海外に点在するサーバには著作権や肖像権を侵害されたデータが数多く存在しており、それを人を介さない状態で機械的に収集しAI学習している時点で法の前提が崩れるかと存じますので、

少なくとも権利者の許諾は事前に得るべきですし対価も支払うべきです。

現状ではAI学習を拒否する権利が無い状態で事業者が勝手に著作物を無料でAI学習させ利益を得ており、民主主義的・資本主義的に考えてもおかしいと考えます。

また、平成30年当時には生成AIの認知が現在と比較すると余りにも広がっていない状態で且つ事業者目線で改正された経緯を考えると、

今一度、創作者（データ作る人）や事業者（データ盗ってど

幅広い多くの職種、当事者を集めて改正議論をする必要があると考えます。

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>に記載がありますが、

懸念ではなく実際問題として、画像生成AIが一般的になれば単価の下落や仕事の減少を招き、特に末端で働く数多くのクリエイター達やクリエイティブ業界の中小企業群は今後事業継続は不可能な状況になると考えます。

文化を創出する人々の権利を守る事こそが文化庁の使命かと存じますので、

事業者目線ではなくクリエイターの目線に立って議論をして頂きたく存じます。

●受付番号 185001345000001535

生成 AI の学習データ元の権利はどうなるのか。無作為に権利の保護もないまま AI の学習データに使用されてしまっているのが現状と聞いた。音声 AI についても、学習元となる声優・俳優に対して、その音声 AI を使用した時の使用料などが学習元の人へちゃんと支払われるのが疑問。

●受付番号 185001345000001536

先日ニュースにもなった首相のフェイク動画はご存知と思われます。あれは品の無いジョーク動画でしたが、内容が別の、例を挙げれば特定の国を批判するようなどとも政治性がある物ならばどうでしょうか？

生成 AI の開発・使用に慎重にならなければそのような作品が数え切れない程大量に生成されてしまうのではないのでしょうか。

特定の人物の絵柄等を学習した AI が差別的な表現・文章を含んだ物を生成し利用者がインターネット上に公開すれば、それを見た人々が本人がこのような物を描いたと誤認する可能性は十分にあると思われます。

本人が否定すればいいというものではありません。インターネットタトゥーという言葉がある通り、その AI が生成した画像は複製され拡散されて全てを消す事は不可能になるでしょうし、話題になった時の人々の反応やその事を書いた記事は残り続けます。それは何も知らずに学習元となった人を調べた時の印象にも影響が出かねません。

当然、上記の事は生成 AI が介在しない場合でも起こります。しかし生成 AI を使用すればこのような特定の人物や作品を貶める画像が、人間が模倣し作成する場合に比べて手軽に巧妙に多くの方が作り出してしまうという事が問題であると思われます。

生成 AI は高いモラルを持った人間が使えば便利な物ですが、モラルの無い人間が使えば海賊版等の横行やこれらを使った新しい詐欺などの犯罪や、クリエイターに関連する個人間・会社間・個人と会社の間でトラブルが増える可能性は低くありません。

規制や免許制等でクリエイターは勿論、作品を享受する側も安心出来るような形になればと心から願っております。

●受付番号 185001345000001537

一通り読ませていただきましたが、如何にしてクリエイターから知的財産を掠め取ろうかと考えているだけにしか思えない。

生成 AI は全面的に禁止にすべきだと思います。

技術自体は素晴らしいが、使う人間の頭が追いついていない。

せめて免許制や、生成におけるデータ・データセットの全開示が最低条件だと思う。

また、AI の学習に関する法律も追いついていないので、強力な規制が必要だと思う。

この技術が出てきてから良いことが何も起きていません。

なりすまし・フェイクニュース・ディープフェイク・嫌がらせ、悪いことならいくらでも書けます。

特にイラストレーターなどが顕著であり、現在進行系で非常に不快な思いをされている方もいる。

素晴らしい作品を生み出す人だけが不快な思いをする現状を無視するのはやめていただきたい。

そもそも著作物を無断で取り込んだ技術が商用に利用されていることが理解できない。

そしてこの技術に未来を見ている政府の人間も理解できない。

何も生み出したことのない人間がクリエイターの生産物を横取りして遊びたいだけにしか見えない。

生成物の著作物性についての考え方において

生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。

また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

という記述があるが、頭がおかしいとしか思えない。文字を打って自動で出てきたものに著作物性が発生する可能性がある時点で、創作を馬鹿にしている。

生成したものに著作物性が与えられた時、創作という文化は死にます。

現状多くのクリエイターが NO と言っているのにも関わらず、生成 AI を無理やり進めようとしているのはなぜなのか。他国を見て慎重に考えてほしい。

この意見は感情論だけかもしれないが、何かを作った経験がある多数の人間の考えだといっても差し支えないと思います。

我々は一方向的に搾取され、そして無視され、何も言えず、ただただ迷惑している。

自国の文化・人権を守れる様になってから、クールジャパンだとか宣ってください。

●受付番号 185001345000001538

私は法律に関して学があるとは言えない立場なのですが、意見の一つとしてこのコメントを参考にいただければ幸いです。

まず、AI 生成物と著作権についてです。これについては私は AI の学習に既存の創作物を用いること自体については、人間が創作物を制作するために勉強や練習をするために既存のものを参考にすることとあまり違いはなく、技術発展のために必要なプロセスであるとは感じています（フェアユースという概念もあり、これが様々な技術や文化の発展に寄与するものだという認識もあります）。しかし、資料にも合った通り海賊版サイトなどからのデータ収集は看過できない問題であり、今後対応する必要性があると強く感じています。文章生成 AI についても米 NY タイムスが OpenAI を訴訟した事例があります。このように AI 学習元のデータセットの画像や文書がクリーンなものと言い切れない以上、AI 生成作品を著作権で保護するということには無理が生じてくるのではないかと、というのが私の考えです。

また、既存創作物との類似性に関する意見として、詐欺を助長する可能性があるとは私は考えます。例えば美術品について、贋作が高値で取引されてしまうという問題は、いまでも起こっていることです。AI による生成は、個人が短時間で贋作を作成できる可能性を持ち、それがもととなる事業主やクリエイターにとって不利益なものとなることについては考える必要があると思います。

さらに、生成 AI による生成物には創作物としての類似性だけでなく人物の顔（写実的なもの）や声などを模倣しているものもあり、今後技術の発展によってその精度は向上していくものと思われます。それらの技術によって人物の名誉を棄損する可能性も考慮すべきだ、と私は考えています。

●受付番号 185001345000001539

絵柄や作風やアイデアなどが著作権で保護されないことを利用し、特定の作家の作風だけを学習させた AI を作成するという手法が確認されています。

AI 作成者は、この特定の作家の作風を真似る AI を販売しており、AI を使用して学習元の作家に度を越えた嫌がらせや精神的苦痛を与える行為を繰り返しています。

生成 AI に規制をかけないまま推進してしまうと、不正競争に利用され作家の活動に支障をきたしたり、あるいは作家活動をやめさせられたりするといった可能性も少なくありません。

現行の AI を推進することは、倫理観に欠ける人々に餌を与え、既存の創作文化を破壊することに繋がってしまうと私は考えています。それだけでなく、犯罪のために AI を利用することも増えるでしょう。

AI の利用を規制したり、AI 開発の時点で学習元の権利等を侵害させないような規則を作るといった対策が必要だと思います。

●受付番号 185001345000001540

AI と著作権に関する考え方について（素案）/10P/3. 生成 AI の技術的な背景について/注
釈 8

生成 AI は学習データの切り貼りです。すでに海外の有名生成 AI アプリがネット上にあるデータを無断で収集し学習させたものであると表明されていますし、個人が使用している生成 AI も例外ではなく無断で収集し学習したものです。学習データがなければそもそも AI は画像や文章を作成することができません。

●受付番号 185001345000001541

昨今、生成 AI についてのネガティブな言説を多く目にしますので、反対意見として「生成 AI によってこれだけ助けられているクリエイターがここにいる」というポジティブな話をさせていただきます。

私は元々小説執筆を十数年、人生の半分に至って継続しており、最近めでたくも出版社にお声がけいただき漫画原作者デビューを果たしたのですが、そんな私でも尻込みしていた創作分野がございました。

それはゲーム制作です。

ゲームは総合芸術という言説がある通り、シナリオ一つ書いただけでは挑めない、個人にとって非常に参入障壁の大きな創作ジャンルでした。私にも執筆がありますので、あまり長々とはいそいそ得意ではないイラストに時間はかけられませんし、まだ趣味にも届かない状態で数十万かけてイラストレーターを雇うことも敷居が高い。

そのため私も尻込みをしていたのですが、生成 AI の登場で、ようやく挑戦への道が開けたのです。

生成 AI は、例えばイラストにおいては、素人でも「見れるクオリティのもの」を生成してくれます。しかし「思う通りのもの」を生成するためには調整と時間が必要で、プロンプトの調整で数時間、数百枚に及ぶ大量生成とそこから数枚に絞る厳選で一日掛かり、そこからさらに手を入れて破綻の修正同一性の担保に数日と、大きな時間を要します。

ですが逆に言えば、素人でも時間をかければかなりの確率で思う通りのイラストが手に入るというのは、非常に魅力的でした。

私は生成 AI に夢中になりました。その過程であった良いこととして、生成 AI では難しい微調整などを手で行うことによって、逆に私自身のイラスト制作能力が上がってきたことです。

生成 AI は大まかには望む方向に生成物を用意してくれますが、完璧にイメージ通りというものは中々生成してくれません。そうすると手で調整したほうが早く、その経験を通して私自身少しずつイラストに精通できたのです。

こういった経験は私に限らず、長期間生成 AI に触れる AI 利用者に共通で発生しています。AI は完璧ではなく、理想をそのまま体現はしてくれません。だからこそイラストにおいて、生成 AI 利用者は僅かな相違点を埋めるためにイラストを学び、結果としてかえって画塾サービスの売り上げが伸びたという噂も耳にしました。

そういった創作者としての成長も経て、私は最近二つ目のゲーム制作を完成させることができました。生成 AI がなければできなかったことです。短編ゲームながら制作には一か月を要し、慣れた小説とは違って随分と骨が折れました。

生成 AI は、個人で大規模創作に挑むクリエイターにとって福音です。今までは資本を有する企業にしかできなかったことが、個人でできる世の中になるという兆しです。私のよう

な個人クリエイターでは見れなかった夢を、生成 AI は見せてくれます。

もちろん「他人への攻撃手段」「租税乱造による市場の機能不全」など、強力であるがゆえに悪用すればその威力も大きいのは存じております。ですがそういった分野においては、現行法でも対応可能なものが多いと解釈されたと聞き及んでおります。

私は生成生成 AI の悪用は無論許しがたいと考えていますが、全面的な生成 AI の規制には大きく反対いたします。生成 AI の学習は適法であると発表された政府の皆様を信じておりますが、重ねてどうぞよろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001542

現状の生成 AI は、あらゆる情報や創作を不当に剽窃し、なおかつそれらの価値を貶めるものであり、対策が必要と考えます

最低でもオプトイン形式を前提として、許可された情報のみでデータモデルを製作することを厳命したり、出力物の利用について厳格な規約を設けるべきと考えます。

●受付番号 185001345000001543

問題が起きたらその都度法律を当て嵌めて対処するという考え方は全く通用しない。

違法行為を防ぐ為には強力な法的拘束力のある規制が必要。

今現在の生成 AI は、正しくクリエイティブな活動をしている者にとって、

百害あって一利なしとっていい。

多数のクリエイターが経済的に被害を被っている現状について、

一刻も早く法規制による改善が必要と考える。

●受付番号 185001345000001544

この著作物はすべて AI で作られたものか、作品の中に AI で作られた部分が含まれているか、AI を使わずにすべて自力で作ったものなのかを著作者が表記する。というルールが欲しいと思っていました。AI で作られたものを参考資料として使うのはいいと思うのですが、AI で作られたものを作品として公開する際は、完全に自作された作品と分ける必要があると思います。

●受付番号 185001345000001545

無断データで生成 AI 開発するのは、不当な権利の侵害行為に該当することを主張いたしません。

顔や声は勿論ですが、その方が生み出すイラスト等、人の手で創作活動を行っているクリエイターと生成 AI 利用者は全くの別物です。AI は海賊版といっても過言ではありません、盗用です。そもそも他人の著作物を生成に利用しようとする事自体がおかしいと思います。

現状害されている方もいるわけで、害される状況が続くのであれば技術者の創作意欲も失われます。AI 生成者だけが蔓延って、本当に技術のあるクリエイターが活動しにくくなる世の中になるなんて絶対に嫌です。改めて考え直してください。本物のクリエイター達の声に耳を傾けてください。よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001546

AIに他者の著作物を学習させる行為の時点で

全て著作権侵害にあたると考えております。

他者の著作物を学習したAIによって生成された創作物に関しても、
違法となり、取り締まるべきだと考えております。

反対に、AIを正式な手段で個人で保有し、

自身の著作物を学習させ、生成させる行為となれば、

特に問題は無いと考えています。

以上の行為を行うには、自身がどういったAIを保有し、

どのようなデータを学習させたか、

全て明示出来るシステムがあればよいと考えております。

●受付番号 185001345000001547

技術は素晴らしいが他人の権利を侵害しない、既存の著作者と創作物の価値を損なわない運用を明確にしてほしい

●受付番号 185001345000001548

イラストレーターの絵を無断転用し学習したものをデータセットに組み込んだものが多く流通し、学習元のイラストレーターの画風がない、卑猥な絵や自殺幫助の絵など出力されている現状をまず認めてほしい。

とんでもない風評被害・営業妨害になっている。

そもそもイラストレーターの絵にはすでに著作権があるのだから、著作者として「AI に学習を許さない」と拒否する権利があってしかるべき。

AI を推進しようという結論ありきで、弱いものの意見を封じ込めて

AI 生成イラストの著作権まわりを強引に認めていこうとしているようにしか見えず非常に残念。

海外の動きとまったく連動していない。自国のコンテンツを大事にしないで何がクールジャパンだよ……と残念にガッカリです。どうか日本の誇る宝、技術者を大事にするところから思い直してください。

●受付番号 185001345000001549

勝手に著作物を教材に使うことも、わざと特定の人物の絵柄や作風に似せて尊厳を破壊するようなものを生成することも許してはいけない行為です。

それらがないように、しっかり AI を人間の道具としていかすために法整備されることを望みます。

よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001550

クリエイターを支援したいとする立場です（個人）。

そもその話となりますが、クリエイターが別のクリエイターの作品を模倣を行い、それが問題になることは度々起こっています。

それがAIでの学習と出力が可能となり、その制作物が著作権的に問題がないとするならば、個人間や企業間でも問題が起こることは必至かと思えます。

人の手により製作されたものへの敬意を持っていただき、また、クリエイター側の創作活動が鋭意に渉るように、法的な面での早急、かつ、丁寧な環境の整備をしていただきたいと思えます。

クリエイター（ただし、AIクリエイターと称する者たちは除く）の意見もきちんと丁寧に汲み取っていただいた上でのご対応をお願いいたします。

●受付番号 185001345000001551

生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターという表現を撤回して下さい。
自身の経験から生み出し、努力を重ねたクリエイターと、それらの努力を悪用し、盗んだ
に等しい生成 AI の使用者はクリエイターとは呼べません。
創作の自由を奪うのをやめてください。

●受付番号 185001345000001552

まず初めに日本はフェアユース制度を採用できなかったことから、国内のウェブメディアなどの IT エンタメ産業などは、もう十年以上をいう長期の間日本国内ですら圧倒的に不利な競争を強いられており、生成 AI 分野の開発や運用を行う中心となるような国内 IT 企業などは国外の勢力と比べて圧倒的に資金力などが足りておらず、結果として計算資源への投資などが国外に比べ圧倒的に少ない状況にあるように見えます。そのような日本国内の IT 産業のみが圧倒的に不利な状況におかれている主たる原因は、一部の権利団体と日本の官僚組織の爛れた関係（取材と称した実質接待や情報交換を称した賭けマージャンなど）にあるという事を日本国民はちゃんと認識しているという事をまず指摘しておきます。

そういった状況で、「15 なお、学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が頻発したとしても、これが、生成 AI の利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成 AI に入力・指示を与えたこと等に起因するも

のである場合は、このような事情があったとしても、AI 学習を行った事業者の享受目的の存在を推認させる要素とはならないと考えられる（後掲（2）キも参照）」

という文章が書き加えられたことは国民として非常に安心しました。同じ事実を伝える文章を制作する際に、似た文章やほぼ同じ文章が作られることは普通であるという事を、生成 AI の研究開発や運用する人や企業の方々へお示しする事はとても意義のある事だと思いますので、正式な提言にもしっかりと書き込まれる必要があると思います。

そして画像生成 AI などはイラストレーターなどの一部のクリエイターには不利益を与えると考えられますが、上記で述べたことからわかるように国内で規制をかけたとしても実効性が乏しいうえに、国内エンターテインメント産業全体としても不利な状況に置かれると考えられるためその事をしっかりと説明したうえ、手書などの創作物の価値を高める方法など、ほかの支援策を提案してもらうことが重要なのではないかと思います。

●受付番号 185001345000001553

生成 AI と利害が対立する立場の人物が、著作権者本人ではないのにも関わらず、AI 利用者や利用企業を一方的に権利侵害者と指弾し、集団で中傷することが繰り返されている。「AI 利用者の懸念」欄にそうした問題があることを詳しく明記し、同様の行為を防止するための文章を盛り込んでほしい。

・意見及び理由

SNS では AI、とりわけ画像生成 AI を利用する個人・団体への苛烈な中傷が相次いでいます。具体的に類似している既存作品を示すことをせず、当事者ではない人物が一方的に「盗人」などといった言葉を投げ掛けたり、ユーザーの個人名を列挙して攻撃を促したりする投稿が散見され、安心して生成 AI を使うこと（または利用を公言すること）が難しい現状にあります。

背景にあるのは、著作権侵害の要件の一つである「類似性」の概念が非常に分かりにくいことです。素案にもある通り、類似性の有無は「既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるもの」であることが必要ですが、一般人には創作的表現とアイデアの境目が非常に分かりづらいことから、画像生成 AI を使ったあらゆる表現が「盗作」と看做されているのが現状です。

素案にもある通り、画像生成 AI の利用段階での盗作は、現行の著作権法の運用によって十分防ぐことができると考えます。素案にもそうした前提や、著作権者以外が画像生成 AI の利用者を誹謗中傷する問題が広がっていることを明記した上で、こうした悪質行為を抑制することができるような文面を盛り込んでいただきたいと思います。

●受付番号 185001345000001554

AI の学習で使用されるデータは切り貼りではないとされることですが、現在無断転載されたデータから学習データを作成しようされている事案が散見されます、既にこういったことが起こっている、尚且つそれを自作発言などされる、ということもあります、創作活動を行っている全ての方々の著作権をきちんと保護できる状態である、無断転載からの学習データの作成に関してはしっかりと規制され厳罰がくだるということでもないかぎり創作者の権利は侵害されてしまうかと思われます。

●受付番号 185001345000001555

著作者本人が AI を使用し添削なりを施せる環境であれば良いと思うが、著作権を持たない第三者が無断でデータを転用し AI 学習で出力したもので著作者を名乗った場合、本来の著作者の立場や今後の文化の発展における新しい発想等は死んでしまうのではないかと思う。元の著作者を保護出来る環境にないのであれば、特に映像、音楽、絵画等に関しては特に慎重になるべきかと思う。

●受付番号 185001345000001556

第三者の制作したイラスト、音声、文章を AI に学習させて SNS に投稿させる行為自体を禁止、もしくは規制した方が良いと思う。

●受付番号 185001345000001557

現状すでにクリエイターの売りである「作風」の丸写し、それをを用いての「身分詐称」などがインターネット上で横行しています。生成 AI の学習元の透明化も現状では見えてきておらず、現存している生成 AI においてはどれを使っても誰かの権利を侵害している状況にあるように感じます。

これでは商業に使うことはまずもって難しく、使用しているものへの嫌悪感や疑念も常に付きまとい、結果使用者への信用も落ちていく一方と思います。

- ・学習データの透明化
- ・無断学習されたクリエイターへの法の加護
- ・今後無断学習されないための手立て

が無い限り、商業での生成 AI 使用は不可能です。

●受付番号 185001345000001558

生成 AI によってイラスト・楽曲・文章等が容易に、かつ匿名で生成出来る現状において、生成 AI を用いず創作活動を行っている作家にまで生成 AI を用いているのではないかと疑惑の目をかけられる現状を生んでいる時点で、生成 AI を用いる上での一定のモラルやルールが定められているとは思えません。

生成 AI を用いていない場合の作家でも、絵柄や文章に生成 AI らしさを感じられた時点で信用を失い、活動の継続が困難になるというケースがございます。

そしてその作家が学習元だったというケースがあれば、これは学習元の作家の尊重をしているとは言い難いと考えます。

学習元の著作物の表記や、学習元に使用してもよいかの許可の義務がある訳でもなく、それを商業に利用出来る現状は少なくとも整備すべきかと感じます。

例えば、特定個人の作家に悪意をもった人物が、生成 AI を用いてその作家に似せた物を作り出し、匿名によって活動を妨害する事も可能であり、その生成物が著作権違反をした二次創作だった場合には、風評被害も被ります。

生成 AI は、現時点ではルールの整備が行われておらず、モラルの面においても問題の多い技術だと考えます。

●受付番号 185001345000001559

私は絵を描いています。有名とは言い難いですが、それでもずっと絵が好きです。昨今の生成 AI 問題で、沢山の争いを見てきました。自分の顔とも言える絵柄を簡単に盗まれ、ついには〇〇（絵描きの名前）風生成 AI"などといい悪意を持った人に拡散され、粘着され、弁護士に相談してる方もいます。まだ、そのように争いが絶えない中、生成 AI によるイラスト（以後 AI イラスト）に関しての使用を許可するのは浅はかです。物事を広い目で見ることが出来ないと自己紹介したいのでしょうか？少しづつ縛りを増やしていく、とかで済む問題ではないと考えます。有識者の意見を交えて議論して頂きたいです。特に、大手ゲーム会社のクリエイターや、フリーランスで活動されている方々の意見をもっと取り入れて欲しいです。絵柄はその人の"顔"であり"声"と同義です。商売道具です。AI イラストが出てくる前から、絵柄がの真似は忌み嫌われるものです。絵柄が、国のルールにすら守られないとするならば、この国はクリエイターを捨てたと認識します。ただでさえ、中国や韓国に技術が流れている現状があります。せつかくの自国にある大きな資源を、適当な判断で扱わないでください。AI イラストが OK になれば、多くの失業者がでます。絵でしか食べていけない人たちもいます。突然生活を奪うことも違うと思います。全面的に禁止するべきです。私は自分の尊敬する絵描きのクローンが生まれるのも、カメラが生まれるのも嫌です。AI イラストは盗作の集合体です。盗作でビジネスをするのが許されるべきでは無いです。盗作ビジネスが許されるのであれば、誰もがディズニーやポケモン、その他著作物を模してビジネスにしても良い、ということと同義では無いでしょうか？AI イラストにはそういったものも含まれています。絵描きにとって、絵柄は商売道具です。守られるべきものです。もし、守らないということであれば絵描きは日本から出ていき、国外で利益を上げ、日本の利益になることは今後ないと思ってください。その利益がどれだけ大きいものか判断出来ない大人がルールを決めてないことをいのります。"

●受付番号 185001345000001560

1. はじめに

著作権を侵害するような AI

を作ってしまうのではないかといった懸念の声

↑

既に著作権侵害をする生成 AI が作られています。(生成 AI の 9 割以上)

現状の生成 AI の使われ方は本来、著作権侵害(人権侵害)になりえる行為でも生成 AI を通せば何をしてでも許されると思込んだ人たちによる著作権侵害、肖像権の侵害が現状、蔓延しておりインターネット上がより一層、情報を見極めるのが困難になるだけでなく、クリエイターが新しい作品を世に出す機会、気力を奪うことになる為、文化の衰退に繋がるでしょう。

海外では日本よりも人権を守る意識が高い為、生成 AI への規制を強くかけることになることでしょう。日本だけが規制を緩くかけることは日本の信用を失わせ国益を損なうことになる為、一刻も早く生成 AI には規制(マネタイズの禁止、ネット上へのアップロードの禁止)をかけるべきです。

3. 生成 AI の技術的な背景についてウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

↑

現状の生成 AI はプロンプトの指示によっては無断学習されたイラスト、写真がそのまま出力されることもある為、著作権侵害であり切り貼りそのものです。

●事例 1 X(旧 Twitter)での au × 映画『屋根裏のラジャー』コラボで無断学習 AI を使った「#私のイマジナリ」で著作権キャラクターに酷似したものが出力され問題視された。

●事例 2 X(旧 Twitter)でのスシローの広告「#スシギョウリティ」では無断学習生成 AI で出力した画像を広告に使っていましたが、無断学習された作者のサインがそのまま出力され問題視された。

政府は無断学習生成 AI を国民の血税を使って推進しているようですがその血税の中にはクリエイターも含まれ、それが意味するのは泥棒に盗まれた被害者が泥棒に生活費を出す地獄のような有様なので到底、許されるものではありません。

本来の AI、文化の正しい発展を促すのなら Glaze、NightShade のようなクリエイターを泥棒から守ってくれるものを推進すべきだと思います。

無断学習生成 AI 利用者がイラスト、写真にプロテクトをつけることに「ウイルスを使うな」などと言っていたりしますが、ウイルスでは無い上にそう言ったプロテクトが影響を与えるのは無断学習生成 AI のみなので寧ろ健全なインターネット、文化を守ることに繋がると考えられ、無断学習生成 AI 利用者の言い分は泥棒が空き巣に入るのに鍵が掛かっていると盗みずらいから鍵を掛けるなど言っているようなものです。

ちなみに申し上げますと **Glaze** は

USENIX セキュリティシンポジウム 優秀論文賞

2023 USENIX インターネットディフェンス賞

シカゴイノベーションアワード受賞

を受賞しています。

●受付番号 185001345000001561

今すぐにでも生成 AI を規制するべきです。

実在した例

有名クリエイターの絵柄を AI に無断で学習させ、その人のファンを騙す行為

AI に反対するクリエイターの絵柄を嫌がらせ目的で AI に学習させる

AI に反対するクリエイターへの殺害予告

震災時、生成 AI で作られた画像を貼ってデマを広げる行為

AI に生成させた事を明かさず自分が描いたかのように人を騙す行為。

ポルノ画像の大量生成

画像を検索しても、AI 画像が大半で人の撮った写真や絵を見つけることが出来ない。

私も含め、多くのクリエイターが、自分の作品が AI に勝手に学習されるかもしれないと不安を抱えています。

AI に反対する声を上げるだけでも、AI でクリエイターを嫌がらせしようとする方達が誹謗中傷をしたり、先ほど記載した通り、標的にしたクリエイターを AI 学習に利用しようとしています。

このまま規制されなければ、ほとんどの創作物が AI に飲み込まれ、クリエイター達が自分の作品を公開する場が無くなってしまいます。

出来る限り厳しい対応をお願い致します。

●受付番号 185001345000001562

AI はとても簡単に人目には瓜二つな制度で既存の人物やイラストを生成することができます。つい最近も、実在モデルの名前をプロンプトに入れた写真のような画像を生成し、SNS に搭載している人がいました。プロンプトに入れられたモデルはもちろんそのような画像を生成することを了承しておらず、苦言を呈していましたが、その画像の拡散を止まらず、消されることはありませんでした。

この件であれば、勝手に生成されて SNS で拡散された画像が本人の名誉やイメージを毀損する物ではなかったものの（お仕事として被写体をしているので架空の経歴を作られたことは実害はあるでしょうが）、もしこれが本人の名誉を毀損するものだったら？ニュースでも話題になった岸田首相を使用したディープフェイクのようなものだったら？取り返しが見つからないことになりそうです。

すでに、女性の顔写真を入れるだけでその人物そっくりの AV を作ることができるディープフェイクの開発の話も話題になっており、こんなものが簡単に作れてしまえば多くの女性が被害にあうことは容易に想像がつきます。一度インターネットに載せられてしまうとそのデータを完全に消し去ることは不可能になり、本当に取り返しのつかない深刻な被害が発生してしまいます。

AI の分野はイラスト関連の被害が注目されますが、ディープフェイクやディープポルノフェイクによって引き起こされる被害はそれを遥かに超える深刻な問題になるはずです。

大抵の人にとって、被害届を出すことや裁判をすることは時間的にも経済的にも容易なことではないので、そもそも被害を出さないように AI を規制するべきだとは思いますが、完全に禁止することは難しいのであれば、特定の人物に寄せる場合は本人に許可を取らなければならないとか、取らなかった場合には重い罰則を用意するとか、非親告罪にするとか、とにかくディープフェイクの被害に遭う人たちを支援する仕組みを早急に作るべきです。

●受付番号 185001345000001563

生成 AI 使用による権利侵害に強く反対いたします。

イラストや生身の人間が描画作成したものにはその本人の意思と権利が在ります。

イラスト等にも限らず、写真などにも同様です。現に児童ポルノを初めとする犯罪に利用され社会問題になっています。

個人の作品や写真の使用権利はその本人のものであり、無許可に使用する事はどのような理由があつたとしても許されてはいけません。

もっともらしい言葉で生成 AI を認可されようとしています。

この考案は立派な盗用推奨であり権利の侵害、犯罪です。

これ以上、市民から最低限の権利を剥奪しないで下さい。

●受付番号 185001345000001564

この一年間で何人もの人生を狂わせ創作市場を掻き回しありとあらゆる情報を真偽不明に貶めるという、人類史においても例を見ない程の危険性を証明しながら、何一つとして有益性を示せなかった技術は全面規制してほしいほど。

国の直轄で研究だけ進めて、有益性を証明出来た技術だけ部分的に解禁すべき。

●受付番号 185001345000001565

素案の考え方では現在進行系で起きている AI を悪用を助長どころか正当化してクリエイターへ悪影響、衰退を引きをこす自体になりかねません。

安心してクリエイターが活動できるような考え方をしてください

●受付番号 185001345000001566

参照：<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2210/26/news183.html>

Stability diffusion 開発元の ████████ の言葉を借りるのであれば、氏は画像生成 AI を「生成型の検索ツール」であると表現しており、私は生成物は暗号化されたデータベースからの「検索結果」であるとみるのが妥当であると考えている。他者が保有する著作物の改変が著作権法違反になるように、承諾の取れていない素材を用いた場合はいくら細分化・合成がされていても同様の扱いをするべきだ。一晚数千枚、という物量を生成可能な性質上、無数に生成した物を自らの著作物とすることができてしまうと、後発の「類似した」作品を違反だとできてしまう恐れもある。分野は異なるが商標トロールなどの悪質な行為が現に起きている手前、悪意を以て行う人間も当然出てくることだろう。

参照：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN05CZ60V00C24A1000000/>

大手 AI 開発企業である OpenAI はこれらの問題に対し、「学習元とするメディアに対して対価を支払う」という提案をしている。もちろん値段交渉や、学習元の透明さなどの問題はまだ生じていくことだろうが、ネット上の著作物は国内外混合であり、日本国内でのみ合法としたところで、海外で別な線引きがなされれば当然訴訟や輸出入の際のトラブルにつながることもある。アメリカなどの場合、「著作物を利用していることは確かだが、それは本当にフェアユースかどうか」が論点にされており、AI であるから利用が無制限である、といった論調は見られない。仮にもベルヌ条約に加盟している国で、開発のために一人抜け駆けという姿勢は他国からの批判を受けることにもなるのではないだろうか。

参照：<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/79012?page=2>

3. 生成 AI の技術的な背景について、項ウより生成 AI では(中略)この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる"とされているが、現状それに近い物が出力され、訴訟の材料とされている件が散見されている。これ以外にも特定のイラストレーターの画像を集中して学習させたものの場合、ロゴやサインなどが鮮明に判断できるレベルで"再現"されてしまうようなこともあるが、切り張りや引用との差はどう違ふと説明できるだろうか。著作権だけでなく、それがもたらす社会的な影響には積極的に触れていくべきだろうと考える。生成 AI が元となったデータのクオリティに依存することを周知し、"機械が考えてゼロから生み出している"などと認識されることは、今後発展していく AI 分野のためにも有害であろう。画像、音声、文字の生成物について「自分で作ったものである」という僭称行為が多数確認されている。単純に、対価というものは完成品そのものに対して支払われるものではあるが、それには当然技術や工数、時間といったものが加味されるものだ。それが技術と手間と時間をかけてつくられたものか、AI 生成で作られたものであるか、その判断がつかないようになってしまえば市場全体へ不信感が広がり、生成可能な分野全体の市場価値を落としかねない。生成物単品であれば電子透かしなどの必須化、その他の利用物であれば使用した旨を記述することを義務化するべきだ。

参照 : <https://automaton-media.com/articles/newsjp/20240122-279719/>

これは海外のゲーム配信プラットフォーム「Steam」についての記事だが、AI 生成物を採用したものについては表記を必須化するように規約が改訂された旨が記されている。こういった取り組みがあるように、AI を使わず作られたもの、ほとんどが AI 生成で作られたもの、少なくとも、ユーザーがどちらを選ぶか決められる土壌というのは今後必要になっていくのではないだろうか。

参照 : <https://twitter.com/UMG/status/1745184603235930115>

海外大手ミュージックレーベルの universal music はこのような表明を出しており、その他も知財で商業活動を行っているいくつかの団体も同様の表明を出している。国内だけで循環できる時代ではない今、海外企業との軋轢が生じることも十全に考慮すべきだ。"

●受付番号 185001345000001567

「完全一致レベルで類似してないと権利侵害にならないし、対価回収の機会も損なわない！合法だ！」

文化庁のこの解釈はどうみても生成AIによる泥棒搾取を合法にするためだけにひねり出した屁理屈だ。

どうせ何かいても都合の悪いのだけ握りつぶして泥棒する気まんまんなのは知っている。

そんな汚らしいおまえたちの国にもう何一つ残してやるものか。

人口削減したいんだろ？それでAIで生産性補って富裕層だけぬくぬくしたいんだろ？わかってる。

死んでやるよ、喜べ

おまえたちに泥棒させるくらいならすぐ死んだほうがマシだ

●受付番号 185001345000001568

まず、現状の画像生成 AI については更に強力な規制を要求します。

現状で利用されている生成 AI の学習元には無断で"大量の写真やイラストなどのデータが取り込まれてしまっています。写真に関しては人物の写っている画像であれば、その人物と思われる顔が、悪意のある性的な画像などのフェイク画像として生成することができます。イラストに関しては、学習元とされたイラストレーターの方々のイラストの特徴に酷似した生成 AI の画像が作られてしまっています。このイラストレーターの方々には、AI 学習禁止と表明されている方が沢山います。また、生成 AI を利用して、現状の生成 AI に否定的な方のイラストを故意に学習させた嫌がらせを行っている人も多くみられます。現状の学習元が不明瞭な生成 AI では、フェイク画像による男女問わずの性的被害や、虚偽の映像による犯罪の冤罪が起き得る、もしくは起きていると思います。また、現状の文化庁の意見では生成 AI への関心、危機感の無さからクリエイターを馬鹿にしているようにも受け取ることができます。このままでは信頼性のない文化に新たに創作文化に触れる人自体が減少してしまい、日本のイラストや漫画、アニメ等の創作文化の衰退に繋がってしまします。現状の生成 AI の利用を規制し、新たに AI の学習の提供に協力できる人のみで作る生成 AI を作るべきだと考えます。フェイク画像による犯罪は現在進行形で進んでいます。被害が起きてからでは遅いです。被害者を少しでも減らす為、迅速な生成 AI 規制の法の整備を希望します。"

●受付番号 185001345000001569

以下の考え方について、ご意見申し上げます。

「生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。」

表現に至らないアイデアとされますが、AI 生成が元来何億枚もの画像を内部データ等を含んでおり、その中にある画像または画像内の物体、人物、イラストの全てが創作的な表現を含んでいないとは断言できず、考え難いです。多くの生成 AI 内の画像データは無許可であり、許可があったとしても責任の所在を明確にする・見つけることが不可能です。

それらを土台に生成している以上、「AI 生成物に著作物性は認められない」という確たる証拠がなく、「どの程度積み重なっているか」も非常に曖昧な判断基準と思います。

例えば、学校の集合写真などから児童の画像を生成 AI に入力してポルノ画像を作り出し、「AI 生成だから、個人で楽しむから、実在してる子とは特徴が違うから大丈夫」ということもまかり通ってしまうのではないかと危惧しています。実際にこのようなことは、創作物でも、実在する人物の画像でも起こっています。

他者の創作物を無断で商品化し、EC サイトなどで売り捌いている者もいます。そうした配慮のない人に、「具体的に誰が元の著者が分からないから訴えられづらい」都合の良いツールとして機能してしまっているのが AI 生成です。

この規制と逮捕処理などが現状できていないのに、判断を各所に委ねるような考え方はさらなる混乱と、処理の遅延、著者が得るはずだった対価の損害を生みます。

「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」

これも上記の理由と同じで、AI 生成は、他者の著作物、ある製品のロゴ、それらの確固たる特徴を複数混ぜることにより元の発想を曖昧にしただけのコラージュです。

例えば 40 人の児童が思い思いに図画工作で作品を作ったとして、その 40 人分の作品の画像を生成 AI に入れても、出来上がった AI 画像はツギハギのコピーでしかない。そしてこのとき作品を使用された 40 人全員が被害者で、お互いの作品からの干渉を受け、AI 生成がなければ受けることがなかった、著作権の侵害を受けています。生成者だけの問題ではないのです。

AI 生成を通じた時点で、創作にかけた時間、技術（卓越していても未熟であっても）、心情といった個々の体験と過程を全て損なわれています。

加筆することは、どんなに原型が分からずとも他者の作品に落書きすることと同じであり、創作の過程と人間的な学習行為、本人が培ってきた力量、努力の価値を損なう行為です。

画像生成 AI の使用の禁止を求めます。

●受付番号 185001345000001570

5. 各論点について

「AI 学習のために用いた学習データに含まれる著作物の創作的表現を出力させる意図は有していないが、既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに含まれる著作物の創作的表現の全部又は

一部を、生成 AI を用いて出力させることを目的として、著作物の内容をベクトルに変換したデータ

ベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合」

「追加的な学習のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させるこ

とを目的としたものを行うため、著作物の複製等を行う場合」

→「著作物の創作的表現の全部又は

一部」「著作物の創作的表現をそのまま出力させるこ

とを目的としたものを行うため、著作物の複製等を行う場合」はそもそも著作権侵害なのでは？

「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」

→定義が不明瞭。本人が「創作的表現といえる加筆・修正である」と言ってしまうとえそうではなくても法的に認められてしまうという抜け穴ができてしまうのでは？

「生成 AI の開発・学習段階においては、当該作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにと

どまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあり、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる」

「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」

→クリエイターのいわゆる「作風」はそのクリエイターが自分の意思で作りに出した著作物（美術・音楽などと同様）であり、パブリックなものではない。

●受付番号 185001345000001571

AI と著作権に関する考え方について（素案）10-11 ページ

「ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」

と記載があるが、

以前に岸田文雄内閣総理大臣が生体 AI に利用され、フェイク動画を拡散されるというニュースをもってしても、切り貼りではないと言えるのだろうか。

同時に絵柄が非常にわかりやすいイラストレーターの絵柄を真似て AI で生成したものを、イラストレーターになりすまして商売が可能ができてしまうのは、著作権と照らし合わせて考えても、あまり推奨できるものではない。

生体 AI もだが、何事も使い方だと意見には賛同している。

しかし著作権含めて、様々な権利を侵害する恐れのある技術を表立って利用するのは、様々な観点からの危険性を見た上で考慮していただきたい。

●受付番号 185001345000001572

> (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

> 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

生成 AI の目的は生成物、つまり著作物そのものを生み出すことである。

つまり、学習・開発の目的が最終的に利用者の任意の著作物を生み出すことであることから

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」に当たるとはならない。

この解釈を国が認めてしまうのであれば、著作権の侵害などいくらでも無意味にすることができる。

(例えばゲーム開発等において不正に入手した他者の著作物のパターンを AI に学習させて利用するなど)

また上記の補足として、本項では記述上同じ「学習」と呼んでいるようだが、人間の学習と機械学習は明らかに性質が異なるものである。

数千億、数兆の著作物のデータをすべて「学習」して複写レベルで出力を再現できる人間などいない。

このように人間とは全く異なる、「AI による最新の機械学習」を現行の著作権法の自由解釈で運用しようとする事自体が誤っている。

生成 AI 開発上での著作物の窃盗、侵害行為を認めるための詭弁であり、きちんと法改正を検討すべきである。

かつて高級果実の苗が無断で海外に持ち出され、我が国の農家が多大な被害を受けた。生成 AI の学習データ問題はまさにこれと同じ構図である

「果実の種(実)を盗んで育てて出来た果実を販売しても、それは盗んだ実そのものではないから問題ない」

このような加害者の理論は到底理解できるものではなく、合法と認めること自体がおかしい。

そのような主張は「合法なら人のものを盗んでもよい」ということであり、開発者や利用者の倫理観の欠如であり、そこから健全な文化が生まれるとは思えない。

にもかかわらず、自国から大量の著作物が盗まれた事実を許そうという文化庁の動きは理解できない。

よって著作者の許諾を受けずにデータ収集を行えるようにすること自体、意見としては認められない。

きちんと著作者の権利と著作物を守っていただきたい。

●受付番号 185001345000001573

AI を使用することで生身の人間が作るものが減って行ってオリジナリティのあるコンテンツがなくなるのではと不安です。

よってこの案には反対です。

●受付番号 185001345000001574

画像生成 AI についての意見です。

方々で情報を見た限りですと、まともな方がお役人様にいらっしゃらないのか、様子がおかしいようなので言わせていただくのですが、『奪った著作物をよそ様から奪った著作物と混ぜ合わせて本人様たちの許可なく出力したもの』を「これは私の自作です」と胸を張れる作品と言えるのでしょうか？ 文字入力で出てきただけの産業廃棄物を文化的な価値ある資産だと言えるのでしょうか？

『有耶無耶にしてなかったことにしたいようなお考え』が透けて見えるのですが、正直理解できません。

申し開きがございましたら親切丁寧にお教えいただけないでしょうか？

なんのために日本にいるのか、今後の日本の文化をどうしたいのか今一度ご再考いただければ幸いです。

●受付番号 185001345000001575

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の P10～11 の記載「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」についてですが、現状の学習データはインターネット上に公開されているイラストなどを無断転載したものであり、そのことから生成物は学習データの切り貼りです。

個人的に、デザインやイラストといった作品のたたき台や、（自分のイラストを元にした）色ラフなどのパターン違いの作成に生成 AI を利用することには賛成です（そこからイメージを膨らませ、自分の手で描き直す、といった使用方法）。

ですが、生成 AI により出力された生成物をそのまま使用することは、既存のクリエイターたちが積み上げてきた結果を盗むような行為であると考え、努力した成果が盗まれるのであれば、今後クリエイターは育ちません。

「生成 AI で作成した生成物をそのまま使用しない」「生成 AI で作成された生成物にはウォーターマークを義務づける」といった規制が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000001576

学習・開発段階

AIの学習機能が1個人のPC内で学習が行われ、非営利目的で使用される場合は著作権を侵害しないと考えます。

しかし、多くが運営会社のAIシステムに吸収されます。

AIが生成する成果物が著作権を侵害しているかどうかもありますが、AIというツールそのものが、運営/開発企業は営利目的としてそれを開発している以上、人間とは異なります。

物質に例えるならば、AIが学習する対象物は商品のパーツや技術だと考えます。

メーカーが製造する商品においては製造に用いられた技術、そのパーツが他社の特許を侵害していた場合、製造者ではなく特許保有者の権利が守られます。

AIのパーツとなるものはそれを動かすスクリプトやサーバーもありますが、

学習する対象もパーツです。学習物というパーツがなければAIは成長しません。

よって、AIを提供する会社が営利を目的とする以上、

ものと同じく、その学習するデータやパーツも著作者の権利が保護されるべきです。

これを妨げる要因として

現在、AI運営及び開発する会社はその進化速度をあげるため、ユーザーにAIの学習過程を委託しており、結果、著作権保有者が知らぬところで侵害され財産を奪われています。

また何を学習したかを確認/管理できないため、無法地帯になっております。

よって、AI運営 及び 開発会社は

- ・その学習・開発段階は自社で行ったものしか公開してはいけないこと
- ・その学習の対象となるものは著作権者の許可を得たもののみとすること
- ・学習の対象となった素材（パーツ）の開示義務

により透明性を高める必要があると考えます。

透明性を高めることにより著作者は自身の権利が守られているかどうかを

確認することができ、もし権利が侵害されていた場合、

通常の著作権と著作権者には差し止め、損害賠償請求、不当利得の返還を請求することを告訴できる救済手続きが妥当なのではと考えます。

●受付番号 185001345000001577

大好きなイラストレーターさんのイラストが無断でAIに学習されて、イラストレーターさんにそっくりな絵で利益を得ている人がいます。それを悲しんで大好きなイラストレーターさんは絵を描くことが辛くなっています。それならAIで好きな絵を作れば良い、なんてことはありません。イラストレーターさんが今この絵柄に至った経緯、絵に込めた思いや伝わる人柄、大好きな絵を描いたというイラストレーターさんの感情を含めて私は絵が好きなのです。現行のAIについての著作権に関する議論に不安がまだまだ多いです。どうか、AIという便利な道具を使うためではなく、生きた人間の自由と権利をより優先した議論をお願いします。

●受付番号 185001345000001578

私は趣味でイラストで創作しています。生成 AI のイラストは便利で、目覚ましい技術の進化を感じるのも確かですし、成果のみ見る 過程を想像できない方には取り込みを行った作品の作者の苦労や努力を侮辱をしているという認識がないのも理解できます。個人として趣味の範囲で楽しむ利用としては致し方がなく、止めようのない事態だとは感じております。ですが生成した作品を営利目的に使用するの盗作と同義なのではと思う面もあります。元々の生成 AI の学習に使われている画像が許可を得ず利権を侵害している可能性が高い中で、利益追求の為に AI の作成した画像を使用することはリスクが高く、学習に使用した画像を開示する必要が出た際訴訟へと発展しかねません。使用した企業の誠実さやブランドイメージを損なうのでは、と考えております。少なくとも生成した画像の営利目的での使用は 作者への取り込みたい画像の使用許可 使用範囲や製品イメージなどの説明が成されており、尚且つ許可を得ているかが今後の課題かと思われます。

●受付番号 185001345000001579

現状でも生成 AI による著作元の特定が難しくなっており、そのことが創作者の間でモチベーションの低下や、利益の損失につながっております。

今後もっと多くのデータが収集されてしまった場合、今よりもさらに著作元の特定が難しくなるものと思っています。

生成された画像や文章を使って利益を求めることはもちろんですが、まずデータの収集から対策を行うべきだと考えます。

AI 技術自体には仕事の効率化など利点を感じていますが、こと創作物においては日本は特に各個人の想いが強く存在しています。

これを AI という「他者が手軽に作成できる」という技術に利用されることは避けるべきだと感じます。

以上の理由から生成 AI（特に画像・肖像・文章など創作性の高いもの）への「データの収集」を取り締まれるような法案が制定されてほしいと思います。

●受付番号 185001345000001580

データの元となる絵を描いた人に著作権はないのか？実在する人物の写真をデータとして取り込んで使ってもなぜ肖像権侵害にならないのか？疑問が沢山残ります。

●受付番号 185001345000001581

5.各論について

(1) 学習・開発段階

の

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(エ) 本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

についての疑問です。

AI 学習のためのクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限させる措置を講じているウェブサイトが存在する場合、それを以て「ウェブサイトの持つデータベースの販売の準備行為」としてみなしうる記述がありますが、これだけでは条件として不十分と考えられます。

クローラがウェブサイト内にアクセスするのを制限する行為は、一般には、「(単に著作物の AI 学習に限らない)クローラ等の非人間によるアクセスの集中により、ウェブサイトの正常なサービスの運営(通常の間人によるアクセス等)が困難になるのを防ぐ」ことを主目的にしていることが大多数であり、AI 学習のためのクローラのアクセスのみを制限することが主用途ではありません。そのため、AI 学習のためのクローラに対するアクセスの制限する措置だけでは、著作物の複製等を防止するための技術措置とはならず、これをもってデータベースの販売行為を推認することは不適當であると思います。

現状、世界中のあらゆる人間が独自にあらゆる目的のクローラを開発しているため、著作物の生成目的に限った AI 学習用のクローラを、ウェブサイト運営側(およびウェブサイト内のデータベースを販売する予定の者)が特定するのは現実的ではありません。

「AI 学習のための著作物の複製等を防止するための技術措置」は、現時点で定義することは困難であると考えられます。ゆえに、この観点をもって著作権法 30 条の 4 のただし書に該当するか否かを、判断することそのものから見直すべきです。

●受付番号 185001345000001582

AIのせいで意図してない自分の写真を作られるのが嫌なので、規制して欲しい
pixivなどのサイトでは、児童ポルノやグロテスクなものが投稿されていたけれど、自分がその生成物に含まれたくないから。

●受付番号 185001345000001583

AIを使用する人はクリエイターではありません。
勘違いなさないでください。

●受付番号 185001345000001584

AI と著作権に関する考え方についてですが、著作者の著作物を無断で AI に学習することは現行法の著作権法で訴えることはできないかとは思いますが、1 人のイラストレーターを集中的に学習することで絵柄の模倣ができたり、他者の絵を AI で描き直せさせることができる現状は著作物が守られているとは到底思えません。

AI 学習に使われる絵は著作者と同意のもと行われるべきだと考えます。

また、これは著作権から少し外れるかもしれませんが以下のような懸念もあります。

1 人のイラストレーターを集中的に学習することで絵柄の模倣が可能ですがそれによるなりすましも横行するようになる可能性があります。

これは絵に限らず、写真や声にも言えることで、政府にとっても身に覚えのあることと思います。以前 AI による岸田首相の偽発言の動画がインターネットに上げられていたことがあるかと思いますが、あのような動画が増えていくと普通の人は何が本当で何が嘘なのかわからなくなり、疑心暗鬼の世の中へとなっていく恐れがあると思います。この例は著作権というより肖像権に近いかと思いますが著作権でも同じです。

そういう意味では「声」も肖像権に追加するべきかもしれませんが本意見書は AI と著作権についてなので割愛します。

AI の集中学習によるイラストレーターの模倣が増えていくといずれイラストレーター本人を名乗る AI 使用者が現れ、企業や個人の客に学習元のイラストレーターになりすまして AI 生成したイラストを売るといったような商売を行う詐欺も横行する恐れがあるという思います。

著作権的な問題だけではなくなりすましやそれによる詐欺を増やさないためにも AI 学習に使われるイラストや絵、漫画等は勿論、曲や小説などの著作物全てを著作権もしくは新しい法によって守るべきかと考えます。

上記を簡単に纏めると以下ようになります。

- ・ AI に著作物を学習させる場合、無断で使用可能にするべきでない。(同意・契約が行われるべき)
- ・ 著作物を生成 AI の学習から守ることでなりすましや詐欺の防止にもなる。
- ・ また、肖像権も生成 AI の学習から守るべき。

●受付番号 185001345000001585

単刀直入に申し上げて、生成 AI の開発推進は「百害あって一理なし」。全くする必要がありません。仮に権利侵害を行わない「クリーンな生成 AI」が（原理的に無理ですが）が開発されたとしても、それによる利とは比較にならないほどの害があります。

生成 AI による絵や音楽、文章や映像（ひっくるめて「芸術」呼びます）の生成は、それが推進されればされるほど芸術の価値そのものを棄損し、陳腐化するだけです。生成 AI はその性質上、過去の作品のコピーしか作れません。新しい創造性を全く生み出さないものです。

スポーツに例えるなら、「人間を模したアンドロイドや筋肉を機械改造したサイボーグが人間のスポーツの試合に紛れ込んでチート能力を発揮する」ようなもので、そんなものが紛れ込んだらスポーツ文化は破壊されるでしょう。

これまで、絵筆が CG になるなど、創作の技術革新は何度も起こりました。しかし、生成 AI は過去の技術革新とは全く違うミュータントのようなものです。CG が出てきたことで多くのアナログのクリエイターが失職したかもしれませんが、CG は誰かの権利侵害の上に成り立った技術ではありませんし、創造性を持つ人は新しい道具を受け入れました。CG もボーカロイドも新しい創作を生み出した偉大な技術です。

しかし、生成 AI は全くの別物です。属人的な能力がほぼ不要の「誰でも使える」ツールであるゆえに、犯罪者や悪意を持つ人、リテラシーの低い人も使いこなせてしまい、現在進行形で詐欺やポルノ被害、フェイク情報が溢れています。特定のクリエイターの作風を模倣した嫌がらせ被害も起こっています。また、その煽りで、手描きでイラストを描くクリエイターもその規制に巻き込まれるなど、多くのトラブルを起こしています。

画力の高い人はこれまで賞賛を受けるだけでしたが、「AI に生成させたのではないか？」と疑われるケースも多くあります。人生をかけて技術を磨いた人、文化を作り上げたクリエイターがそんな報いを受けているのです。

どうか「生成 AI の推進」は見直してください。この技術は本当に必要ありません。文化庁の賢明な判断に期待します。

●受付番号 185001345000001586

模倣されたものは著作権の所在がわからず混乱の元になる。

オリジナルがそこにたどり着くまでに要した費用、時間などのコストを奪う行為でありえる。

●受付番号 185001345000001587

「3.-(3)」について

AI 開発事業者・AI サービス提供者に対しては、著作権侵害防止装置を技術的に実装することを事業開始後の継続的監査も含め必須とすべきです。また、該当装置の実装がないか不十分な場合の罰則も厳しめに設けるべきと思います。

我が国の創作文化は、いわゆる二次創作に対する寛容さが創作者層と創作物享受層の厚みを増し、コミックマーケットに代表されるような総合的かつ長きにわたる良好なサイクルを生み出していることは多くの方が認めていることと思います。しかしながら、AI の悪用による弊害は「4.」項にもある通り既に現実化しており、いわゆるやっただもの勝ち"を助長しているケースが目立ちます。"

●受付番号 185001345000001588

個人的な意見としては生成 AI の発展は喜ばしい事ですが、

それが活かされるべき舞台は例えば

「かのヨハン・ゼバスティアン・バッハがもしフーガの技法を完成させていたら
どのような形になっていたかを AI に作曲させて予想する」

などの健全な学術的 pursuit や

「某写真編集ソフトにおける写真の欠けた部分を補完するような機能」

など文化の発展に貢献する分野において使用されるべきです。

検索エンジンで出せるような不特定多数の出所のわからないイラストなどから

学習させたデータを用いて出力させたイラストで収益化を行なう、

またはそれを作品として認めてしまうといった行為は、

本来人間が持つべき創造性を阻害するものであり断じて許されるものではありません。

ただし、個人もしくは法人が正式に取得した権利を有しているものを学習に使用し、

そこから出力したものを直接的に用いるのではなく

創作のアイデアの題材として用いるなどは問題ないと思います。

●受付番号 185001345000001589

私は印刷会社にて DTP・デザイン業務を経験後、退職してフリーランスで DTP オペレーター兼デザイナーをしています。

生成 AI については業務の簡素化や効率化に繋がる期待があり、積極的に利用すべきと考えています。

印刷業が写植から DTP へ変化して、写植技術者がコンピューター操作を覚える必要が出てきたように、テクノロジー発展によって既存の技術職が淘汰されるのは必然であると考えており、少子高齢化に伴う今後の業界の人手不足に対応する為に、生成 AI の研究と発展を過度に制限すべきではないという立場を取っています。この観点から下記についての意見を申し上げます。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

『クリエイターだけの意見を採用することへの問題提起』

オペレーターとしての観点ですが、クリエイターのみ意見だけに着眼するのは問題であると考えます。

クリエイターは自身の携わったプロジェクトを自分の作品として公表しますが、実際には作品として世に出るまでに様々な人々の尽力があります。クリエイター自身が生成 AI を忌避していても、クリエイターのアイデアを世に出す為に協力している無名の人々が生成 AI を必要としている状況が無視されてはならないと考えます。

インフラも含めて、クリエイティブ産業全体から意見を広く募る必要があると考えます。

また、彼らが主張する「無断学習」に理があるとは到底思えません。無断で閲覧されたり機械学習されたりするのが嫌ならば、電子書籍を保護するシステムや複製防止の仕組みなど相応の既存サービスがあるにも関わらず、それをしてこなかったのはクリエイター個人の怠慢に他ならないと考えます。

『SNS 上の自称クリエイターの主張を鵜呑みにすることへの危険性』

いわゆる「反 AI」的な主張する多くの SNS アカウントが作品や素性等を公開しておらず、本当に職業としてのクリエイターかどうか非常に疑わしいです。

彼らは AI 利用の絵描きなど個人クリエイターは些細な事でも名前を挙げて批判していますが、AI 技術開発者に対して批判や意見する傾向が見られません。

このことから生成 AI に詳しくない同業者をターゲットに生成 AI 利用を感情面に訴えて牽制し、自身は裏で AI 技術を積極的に利用している可能性さえあると考えられます。

これら SNS 上の主張に対しては慎重に検討する必要があると考えます。

以上

●受付番号 185001345000001590

生成 AI の利用については賛成の立場です。

ですが、学習元となるもの(音楽、イラストなど種類を問わず)に対して敬意を持って運用すべきだと考えます。

具体的には、生成 AI への利用に同意しているコンテンツのみを学習対象にするといった形です。少なくとも生成 AI による学習に対して忌避感があるクリエイターの創作物をその意思を無視して学習対象とすることは、クリエイターへの敬意に欠けていると感じます。

●受付番号 185001345000001591

5.各論点について

(4) その他の論点について

芸術の分野において作品を出す（発表する）ことはそれまでに永い年月を芸術に関する勉強に費やす過程が必要であり生成AIを使用することはその過程をほぼ全て無視する行為である。生成AIの使用を推進することはそれらの知識及び経験を持たないものも従来の作家と同じ土俵に上げてしまい、市場に粗悪品をその者に量産拡散させ、真つ当な過程を踏んだ作家から全てを奪う切っ掛けにもなってしまう。

また、万が一生成AIが普及した場合、対価を必要とする作家から作品を購入する必要がなくなり分野そのものの衰退を招く恐れがある。

●受付番号 185001345000001592

以下は、イラストレーターの立場で、主にイラスト生成 AI について意見するものである。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

生成 AI を使用して自己の能力に基づかない作品を出力した時点で、

「他者の著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としている」

と考えられるのではないか。

非享受目的で用いることができる生成 AI が存在することを前提として論理を展開する昨今の議論の流れは、

「学習対象の著作権問題が全てクリアになっているクリーンな生成 AI」という実在しない存在を念頭に置いたものとなり、

このままでは本来咎められるべき行為を許容する余地を残すことになると、強い危機感を覚えている。

学習に関して「非享受目的」に該当する場合があることはまだ理解できるが、出力の段階において「非享受目的」を主張することは筋が通らないと考える。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(ウ) 情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例について

学習を拒否する旨が明記されている、或いは学習を拒否する加工が施されているなど、明確に学習を拒否する意思が確認できる著作物の学習は、明確に法第 30 条の 4 の適用外とすべき。

著作者が拒否しているのに何故学習対象とするのか？

その著作物に特段の価値を見出しており、その著作物を利用したい、享受したいからではないのか？

過去に学習された内容に関しても、現在最も有名なイラスト生成 AI は無断転載サイトが基礎となっていることは既知の事実であるので、

「求められる」「期待される」といった及び腰の構えではなく、咎めるべきところは明確に咎める態度を打ち出してほしい。

なお、生成 AI の基礎となる学習対象に著作権問題がクリアになっていない作品どころか、実在の人物の写真、児童ポルノさえもが含まれていることは国内外において既知の事実である。

何故日本政府はこのようなものの活用を推進しようとしているのか、イラストレーターである前に日本人として恥ずかしく思うところである。

【その他の論点】

(3) 生成物の著作物性について

生成 AI による出力は創作ではあり得ない。

生成 AI で出力されたイラストに、出力者の創作的表現と呼べるものは存在せず、そこにあるのは、言葉による曖昧な表現しかできない創作能力の不足を数多の他人の作品からランダムに引用して補い、偶然それらしく整った結果を取り上げただけのものである。

現状、生成 AI によるイラストは、隅々まで「他者の著作物に表現された思想又は感情」によって構成されていると考えざるを得ない。

それを自らの作品であり表現であるかのように振る舞う現在の生成 AI 愛用者に対して、踏み躪られている一人のクリエイターとして、忸怩たる思いを抱いている。

法第 30 条の 4 の存在そのものと、クリエイターだけでなく実在の人々の尊厳と呼べるものさえ蹂躪して成立した邪悪な画像生成 AI が誰にも咎められず未だに存在していることが、今回取り上げられた数多の論点を引き起こしているのが現実である。

問題なのは技術の進歩に適応できないクリエイターではない。

あまりにもモラルの無い技術に対して用意されたルールが、隙だらけ穴だらけで不十分なのである。

認識を改めていただきたい。現実を見ていただきたい。

法第 30 条の 4 を免罪符に、日本ではイラストが盗み放題だという話さえ聞こえてくる。

もしもクリエイターと呼ばれる人々を尊重する気持ちが日本という国にまだ残っているのであれば、著作権の分野だけでなく、幅広い分野で協力して現状の生成 AI を強く咎め、それでもイラスト生成 AI に価値があると考えるのであれば、将来の進歩と活用に期待ができるような、クリーンな生成 AI の構築を一から考えるべきだと考える。

個人的な意見を述べるならば、イラスト生成 AI は危険で仕事に使えない、使っただけで自分の評価が落ちる、そもそもクオリティーが低くて生産性に寄与できるレベルじゃない、何の役に立つのか全く判らないのに、あちこちで自分と同じ絵描きたちが画風を盗まれて泣いている、最低最悪の発明である。

●受付番号 185001345000001593

生成 AI の学習データの利用について、著作者の許諾なく学習データとして利用されるという可能性があるのは、製作者としては常に不安を抱える状況であり、それによって創作活動を辞めてしまう危険性もあるものだと思います。

また、生成 AI を利用する側としても、学習元にそのようなデータが利用されていないかどうかというのは常に気にしてしまうことであり、やはり心情的な部分で忌避してしまうところがあります。

どちらの立場からしても学習元データが、その著作者の許諾を得ているかどうかは重要なことだと思いますので、是非しっかりとした法整備をお願いします。

消費者としても、生成 AI のイラストであることで不信感を抱くのも避けたいです。

さらに特定個人の絵柄を意図的に学習させてにた絵柄でイラストを生成する悪意ある行動なども目立ちます。

もっとイラストなどの制作に携わる人たちの権利について厳しく考えてもらいたいです。

●受付番号 185001345000001594

現在の生成 AI 問題で特に顕著なものは、生成 AI のしくみの不透明性もありますが、モラルがない者による生成 AI の悪用です。

イラストレーターの作風や絵柄に著作権が認められないのをいいことに、悪質な生成 AI 利用者が一個人の作品を集中的に学習し、極度に元作品と類似した作品(容易に誤認しうるようなもの)を公開または販売する悪質な行為が蔓延しています。

また、イラストレーターのなかには、公式ガイドラインで成年向けの表現を禁止されているコンテンツにおいて、ガイドラインを遵守したうえで二次創作をおこなう者もいます。

しかし、悪質な生成 AI 利用者はそのイラストレーターの作品を集中的に学習させ、成年向け表現を付加して出力し公開、作風の極度な類似によって学習元の作者のガイドライン違反を誤認させるという事案も確認しています。わかりにくければ痴漢冤罪のようなものと解釈してください。

現在クリエイターやイラストレーターはこの行為への有効な対策が乏しい状況です。

著作権が「思想または感情を創作的に表現したもの」に認められるなら、線の一本一本、陰影の配分、細かな配色に至るまで意味付けをほどこしたイラストレーターの作品の絵柄ならびに作風も「思想または感情の表現」の明確なあらわれではないのでしょうか？自らの思想・歴史性を反映した表現を統一する体系が、絵柄や作風ではないのでしょうか？

一本の線にさえ著作権を認めるとはもちろん言いませんが、それらを統一した体系であるところの絵柄や作風に注目し、前述した悪質な嫌がらせ行為を防止することができるはず

です。
法律の整備が間に合っていないため、クリエイター側は悪質な行為に対し倫理や感情論に訴えるしかない状況になっています。法律に書かれていないことは禁止されていないことだと解釈するのは非常に愚かであさましいことですが、そういう思考の持ち主もたくさん存在するのです。創作における倫理と人間の悪意とを勘定に入れて、多角的な視点からもう一度思慮深く議論してください。

●受付番号 185001345000001595

外国のクライアントとのやりとりもある兼業イラストレーターです。現在外国では生成 AI への嫌悪感が高まっており、SNS 上でも日本の企業が生成 AI を使用したというニュースに外国の方のたくさんの懸念の声が上がっています。日本が生成 AI への規制を進めないと、このままでは日本のエンターテインメントは見向きをされなくなってしまいます。

また現状の AI ではディープフェイクの作成も容易なため、一個人としてとても不安です。自分や家族に関わるフェイク画像を作られたら...災害のフェイク画像を信じてしまったら...と不安が募るばかりです。

どうか1日も早い規制をお願いいたします(生成 AI で作られた物には必ず透かしを入れる、使うには免許が必要など)

●受付番号 185001345000001596

1.はじめに

生成 AI を中心に据え創作活動を行うクリエイターという表現は撤回して頂きたい。私は生成 AI は利用せずに創作を行うクリエイターを自負している。そして私は生成 AI を使用したイラストやそれを利用した動画作品をインターネット上でいくつか拝見し、実際に生成 AI を利用したこともある。

前述の活動を行っている人間の創作性はその発想の部分にのみ存在し、実際に生み出すという創作という部分に関しては、生成 AI の技術・サービスによるものであると考える。生成 AI でイラストを作成するとき、おそらく一般的には、テキストで自分のアイデアを入力し、自分の考えた通りのイラストが作成されるように、テキスト表現見直し変更などをする、という手順である。

私は、この一連の行為に対して創作性を感じられない。発想を出すこと自体は多くの人間が行うことであり、私も発想は多く考えついている。そこから一歩進んで、私の場合はイラスト作品を作るという創作行為を、多くの人間が簡単に行うことができる「短文での表現」という行為と同一視されることは、クリエイターにとって侮辱的に感じると考える。

また、私が拝見した「生成 AI によって作成したイラストを 1 秒ごとに切り替え表示をする動画」などに関しても、その動画作成の段階で、スライドショー的な芸術的表現を発見することはできず、創作活動とは表現しづらいと感じている。

●受付番号 185001345000001597

「1、はじめに」にて「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」とあるが、クリエイターとは一般的に、自身の技術やスキルを用いて己の発想を具現化し創作する人物または職業のことを指すと考えている。生成 AI の利用は利用者の技術またはスキルと呼べるか甚だ疑問であり、生成 AI を利用して創作活動を行う人物は利用者であって、クリエイターではないと思う。そのような括り方は生成 AI を用いずに創作活動をしているクリエイターへの敬意に欠けている。

5、各論点について

(2) 生成・利用段階の (イ) に「生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証」とあるが、多数の著作権物をランダムに再現性なく生成する AI に対して権利者側が立証することは容易ではない。その点についての議論や措置が不完全に見える。

生成 AI は人の創作物を学習して生成を可能とするものであるが、学習元は無断かつ対価もなしに無作為に学習と生成をしてきた生成 AI に対して危機的なイメージを持つ創作者は少なくない。だからこそこのようなパブリックコメントの機会が設けられたものと思うが、元の権利者の権利を守る現実的な手段もないうちに生成 AI による生成物の権利を肥大すれば、人間による創作活動は萎縮するだろう。生成 AI に期待できる進歩も縮小するのではないか。

児童ポルノといった犯罪行為の助長にもつながる生成 AI に対して少々甘い考え方に見える。判例も少ない今の段階では難しいと思うが、創作活動を行うすべての人間とその創作物をどのように保護していくか、安心のできる策を明確に国民に提示してほしい。

●受付番号 185001345000001598

個人の意見です。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

当方、ネットワーク上でデジタル技術によるイラスト等を発表する活動をしております。

AI 技術に関しては概ね肯定的な姿勢です。

AI 技術に関して、昨今問題として取り上げられやすいのは、

- 「作者、または作者が許可した人物」以外が、AI の学習素材として、自身が著作権を持たない作品を使用することによるオリジナルの価値の暴落
- AI 技術の使用の有無が明確でない、または虚偽の申告により、コンテンツの市場が混乱を極めている

大きく分けて以上の二点であると考えております。

現在、直接的にクリエイターが声をあげている領域は（デジタル）絵画、音楽、小説など限られた分野ですが、今後の技術の向上に伴い、AI 技術はさらに広い分野に波及し、いずれは「人の手を使うものづくり」そのものの存続が脅かされかねません。

AI はまだ発想力が不十分であり、人間が作ったものを学習し続けることでしか生み出すことができません。

しかし、AI 生成物が、選別されずものづくりの市場に溢れるようになれば、人間のクリエイターは追いやられ、ものづくり技術は尻すぼみになり、AI が学習に使えたはずの新しいものまで生まれなくなるでしょう。

人間、AI 技術、双方にとって大変な損失になると考えます。

AI や機械が人の不得手を、人が AI や機械の不得手を補完し合う現場も、少なくはないはずで

医療の現場では AI 技術によりカルテなどの管理が円滑になったでしょうし、職人が AI に技術を伝え、「弟子」として扱うことで継承しようとする話も聞き及んでおります。

理想としては、そうして補完し合うことで、AI・機械が忌み嫌われることなく、人々の生活に溶け込むことだと思っております。

今一度、クリエイターだけでなく多くの人々が安心できるような AI・機械技術の運用について、法改正を含めた見直しを図っていただければと恐悦至極でございます。

●受付番号 185001345000001599

AI 生成には必ず下敷きにする元画像が必要です。

それはその作者が心血を注いで作成したものです。

元画像の権利が踏み躪られてしまうことのない法整備を切に願います。

●受付番号 185001345000001600

AI は人間の利便性のために存在するものです

人間の創作を盗み、権利を剥奪することにどのような利便性がありますか？

クリエイターを排除した徹底した資本のための AI を拒否します

●受付番号 185001345000001601

現在の状況下で AI を法的に認めるのは危険すぎると考える。

理由は、現在 AI 生成されたものなのか誰かに描かれたイラストなのか、撮られた写真なのかを判断することが難しいからである。

あるイラストレーターのイラストだけを食わせた AI はそのイラストレーターの絵と見分けがつかない AI イラストを生み出す。安価に早くイラストが生成されるなら、顧客はそちらに流れる。するとともにされたイラストレーターは廃業してしまう。

また、イラストレーターに悪意を持つものが、問題のあるイラストを生成 AI を用いて作成し、公に流布した場合、我々はそのイラストが AI で作られたものなのかわからないため、イラストレーターが問題があると思ってしまう。

写真を食わせた AI に、特定の人物の問題のある写真を生成させた場合、その人物に対する誹謗中傷になりうる。

このような問題を解決できない限り、AI を法的に認めるべきではない。

●受付番号 185001345000001602

自分が大切に、何日もかけて、かいて（書いて、描いて）、つくりあげてきたものが、一瞬にして、無断に使用されるのは、とても不快ですし、自分の作ったものが、意図しない事に使用されるのは、とても不安です。

最新の技術を使わなくてどうするのか。

使えない方が遅れている。

そんなに言うのなら、自分も使ったらいい。

そんな、意見や主張がネットや SNS で見られます。

それらは、自分達を苦しめ、窮地に追い込むという危機感が感じられません。

そう遠くない未来に、やがて想像しなかった事を引き起こしそうです。

心血を注ぎ、誰かに届くはずだった、作品が簡単に奪われ、使われる事は、とても残念ですし、憤りを感じます。

「にせもの」だらけのもので作られたものを賞賛し、持ち上げる風潮は、大きなうねりになり、最悪の事態になりかねない事も、不安です。

ただ、それを使いこなせるというだけで、今までの道のりや技術を蔑ろにする姿勢や言動も、とてもみてられませんし、そのような主張は、非常に辛いです。

それらは、大きな組織では、小さな出来事にみえるでしょうが、様々な事件の根本に関わるひとつの要因になりそうで、今も心配です。

亡くなった人たちの作品、声を再現するのは、遺族の方やそれに関わってきた方々にとって複雑な心境だと思います。

今現在活躍されている方々も。

以上のような事を、「考え」「想像」できないようならば、AI の使用などは、きちんと規制した方がいいと思います。

先の SF 小説のような事が、何か大きな事件や事故、出来事が起きてからは遅いと思います。

全ての創作者が、これからも安心して作品を生み出せる、そんな環境と規制、法設備と、賢明な判断を望みます。

●受付番号 185001345000001603

AI の発展は全て拒否するわけではありません。私はあくまで AI は道具や手段だと思っています。それと AI イラストや写真自体も否定するわけではありません。ですがクリエイターのモチベーションの低下はもちろん AI の学習元であるイラストから写真などの著作権が不明なままあらゆるサイトで自分が創作したと説明するものが非常に多く他のクリエイターを攻撃する人も多いのが現状です。日本の創作イベント「コミティア」では規範に反してないのですがあからさまに露骨な呼び込みだけでなく AI 作品として申請してないサークルもありました。資本主義社会でもよく言われますがクリエイティブ業界は互いに競い合い高めることで業界の発展を目指さなくてはなりませんし衰退してしまえば多くの雇用や外貨さえも失うと思います。もはや感情的な問題ではありません。国が明確なルールを敷かないと日本の主要産業であるクリエイティブ業界は終わってしまいます。

●受付番号 185001345000001604

4. 関係者からの様々な懸念の声について

端的に、AIにて生成したものが著作権的にOKとなってしまうたら

一時的には沢山の作品の（ようなもの）があふれ、にぎわうかもしれません。

しかし、AIにデータを吸われ陳腐化するとわかっています

「自分の作品に文字通り心血を注ぎ生み出す」人は現れなくなるでしょう。

文章もイラストも、声も、その人のたゆまぬ努力によって磨かれていくものです。

そのモチベーションを下げるようなことを受け入れてしまえば最終的に文化が死にます。

私の懸念はここに 있습니다。

●受付番号 185001345000001605

AI のために絵を描いているわけではない。欲しいからもらうねがまかり通っていい物か。
なんのための法律か。

クリエイターを殺したいのか。どうせ作るになればクリエイターを守る法律を作って欲しい。

ごはんがないからスーパーやコンビニに行ってレジを通さずに持ってきたら窃盗になるように、本屋などでメモや写真で記事を撮るのもデジタル窃盗。

絵を AI 学習のために盗っていくのもまた窃盗にあたっていくものだと考えられます。

●受付番号 185001345000001606

(1) 学習・開発段階について

難しくて全文理解したとは言えませんが、不安なことについて記載します。

AIが学習する場合に、そもそも著作権のある創作物（声や身体表現を含む）を取り込む（学習させる）こと自体間違っているのではとおもいます。著作権者に了解を得て取り込む（学習させる）ならば問題は無いのかと思われそうですが、何故見ず知らずの人（学習させようとしている人）に自分の著作権物を勝手に利用されるのかがわかりません。

何処までが著作権に当るのかも広く一般に周知されていない今現在（一般の、創作をしない人達は「著作権」すら知らないことが多いですよ）、認識があやふやなまま手軽に「学習」させてしまう（そして発表してしまう）危うさがあるとおもいます。

そして「学習」について。人間が様々な（著作権物を含む）ものを見たりして「学習」することと、AIが（著作権物を）取り込むことを「学習」と呼ぶことには大きな差があると思えます。

人間の場合は、個人個人が目や耳から入ってくる情報を個人個人の手や口、身体から出力することによって「個人差」が現れ、それが「個性」と呼ばれる物になってゆくと思うのですが、AIは学習する（取り込む）AI一つ一つに個別差が無ければ単にコピーされたものになるのでは。それは「学習」とは違う物ではないかと思えます。コピーは何処まで行ってもコピーです。学習され、出力された作品にはなり得ません。（これはAIが出力した物に著作権はあるか？という事にも関わってくるとおもいます。）

長々と書きましたが、認識が間違っているのかも知れません。が、一番心配なのは”「自分の作品」が、「勝手に」AIの学習として取り込まれ、「他人に」使用されること”です。著作権法をAI基準に利用されるのもまっぴらごめんです。

●受付番号 185001345000001607

世の中には色々な創作物があり、それらがそれぞれの機関で著作権を管理していたり、収益についての手続きをしています

現在イラストレーターのような「絵」についての著作権、学習についての管理がかなり甘く、これらは個人間のやりとりに至らず、企業レベルで問題視されています

例えば企業が広告を依頼する→広告代理店や広告制作会社に仕事にくる

までは良いのですが、依頼された会社が個人を学習した生成 AI を無知で使用し、実は誰かの作品を学習していたものとして広告が削除される事例が多くあります

問題点としてはかなり多くありますが、私が見てきた問題は

1:学習元となっているクリエイターが学習を拒否しているのにも関わらずそれらを一方的に「無視して学習」できてしまうところ

2:そしてその学習を意図的に行った個人に著作権や罪の意識がなく、お金を稼ぐ楽な手段と取られてしまっているところ

3:学習されてしまったクリエイター側が何かしら声明文をだしたり対策しようとしても結果的に泣き寝入りすることが多いこと（殺害予告されているイラストレーターさんも見かけます）

4:wacom やクリスタなど多くのイラストソフトが AI 機能についての実装や広告で事実上反対意見が多いこと

5:生成 AI の機能について、クリエイター側と使用者側での求める機能が違うこと

など生成 AI の機能の多くがクリエイターのサポート機能どころか自身の存在や絵柄というアイデンティティを脅かしかねない存在となっている

などなど例をあげたらキリのないレベルまでの無法地帯となっており、これらについてクリエイター側は何か月も声を上げていたにも関わらず世間の意識は変わるどころかクリエイター側に不利になる状況となっています

今パソコン関連のコーナーにいけば生成 AI イラストが使えるスペックのパソコンが紹介されており

書店にいけば生成 AI イラストの使い方の本が何冊も置かれています

これは犯罪をむしろ推奨しているといっても過言ではない事態であり異常です

私個人が知らないだけで以上の生成 AI イラストに関するビジネスが有象無象に世の中を貪っており、その可能性をこのまま放置するのであればクリエイターの未来はないと思って私個人は考えています

そしてアニメやイラストなどの文化は日本人、そして国、世界の宝です

それらの技術や個人が蔑ろになって良いわけがないでしょう

そもそもの AI 技術という認識のずれがかなり大きく存在することを知って、そして対策してほしいなと思います

●受付番号 185001345000001608

- ・個人
- ・XXXXXXXXXX
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・各項目に関する具体的な御意見

5. 各論点について（2）生成・利用段階

AIによる生成したものへの著作権を与えない、権利を有させないほうがよいのでは。

悪意を持ってAIで生成したもので著作権侵害や肖像権の侵害、悪意ある侮蔑・罵倒・恫喝を行えることを危惧している。

（海外ではその人の自撮り写真や、音声データを生成AIにインプットして性的描写に作り変えたり、政治的に強硬な内容を作成して強請や脅迫などをしたって事例などを危惧している）

●受付番号 185001345000001609

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

ア:著作権は作者の存在意義がとれだけ問われるかによると思いますが、創作などの世界では白紙から創り上げた者に賛美と価値が与えられます。投稿者のさじ加減で実力を大きく欺けるAIに著作権が出ることは少なくとも創作の世界ではあってはならないと思います。

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

ア:創作の世界でのAIの使用は現在の殆どが詐欺や実力(手描きかなど)の詐称に使われています。一般の人間が判別を付けられず、詐称している人間にインプレッション数や直接的に金銭を落としてしまっている状態です。

イ:そもそもが創作の世界でAIが存在してしまうと作品を投稿した本人自体の存在が必要のない状態になると思います。どこまでが投稿者の実力で、投稿者の存在価値があるのかは投稿物を見る一般の人間からは判別が付きません。

(2) 生成AIに関する新たな技術

ア:AIの技術は過去より話題に取り上げられるものでは自動車、医療などで人の命を救うための開発に重宝されてきました。AIは詐称するための存在ではなく、命を救う存在であってほしいと思います。

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

ア:創作の世界での実力の詐称が蔓延している今を打開するためには生成AIの学習データの全削除は絶対にしなければなりません。

イ:画像生成など詐欺と紙一重のものは生成物は生成物と一目でわかるようにしなければなりません。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

ア:無断学習でAI開発者や利用者などの詐称によって、データ収集元の作者へ入るはずだった利益がそちらへ流れてしまい、努力や時間がタダで悪用されています。

イ:創作のクオリティもピンキリが必ずありますがそれらは、どのクオリティの作品にもファンが付いて作者の存在意義と価値が付きます。その健全な良心を根こそぎ持っている、金銭に変える行為は許されてはなりません。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ア：無断学習はこれからも続くのは残念ながら明白ですが、AI で消すのが難しい生成物かどうかの視認性を付けるなど、ここは厳しくしていただきたい。

(2) 生成・利用段階

ア：生成されるものは必ず生成物と分かるようにしなければならないといけません。最終的には金銭のやりとりが発生するのは明白なので、影響を与える業種を生業としている人間の価値が下がることはあってはなりません。

(3) 生成物の著作物性について

ア：イラストなど AI が線や色を描画した時点で投稿者の存在意義が疑われると思います。それに著作性が認められるのは生成物を見た人間が不本意に騙されたときです。

(4) その他の論点について

6. 最後に

根底に相手を騙してまで数字を獲る心理が働かないもので AI の技術の進歩は尊重したいと思います。

創作の世界に AI は要らない。存在してはならない。これだけは言えます。

●受付番号 185001345000001610

生成 AI の利用に関しては、クリエイターの方から様々な反発が出ていることと思います。特に、p.28、【著作権侵害の有無の考え方について】など。

私は生成 AI 自体は推進を止めるべきではないと考えています。なぜなら、アイデア出し、アイデアのまとめ、情報の収集などの使い方において、LLM や画像生成 AI は人間に利益と発展をもたらすものであるからです。

問題は、生成 AI が「適切に使用される環境」が厳密に定義されていないことだと感じています。

生成 AI は、あくまでもアイデア出しの段階に限った活用をすれば、進歩や発展の手段として活かすことができますが、生成されたものをそのまま世に出す、利用するのでは、その暴力性が制御されているとは言えません。

生成 AI はあくまでもサポートツールであり、人の創造性の加えられていないものは著作権を認めないような強い制約がなければ、適切に運用することはできないと考えます。

生成 AI を適切に使用することのできる環境の整備を求めます。

●受付番号 185001345000001611

著作物への認定ラインが感情に関わってくるのはあまりにもふわふわしたラインになると
思います、公式的に自分の絵や声等を AI に使用しても良いという有料素材サイト等を作る
方が個人の同意も得られるため良いと考えています。

●受付番号 185001345000001612

AI を無許可で乱用されクリエイターに損害が発生している
これが原因でクリエイターが減少すれば生産性も未来も失うことになる
日本が世界に誇れる文化を失うことになる
それだけは避けなければならない

●受付番号 185001345000001613

素案・概要ともに目を通させて頂いてまず感じたのが、加害者側への刑罰が軽すぎるのではないか、ということです。生成 AI はここ数ヶ月で著しい発展を遂げており、特にキャラクターイラストをはじめとした画像生成能力の成長速度が顕著です。さらに、Twitter(現 X)を利用する者の SNS 投稿による収益化が可能になったことから、今まで以上に AI イラストの投稿が増えていると感じています。

そこで、Twitter をはじめとする SNS で活動するイラストレーターの方々はプロフィールに「AI 学習禁止」と記載するなど対策を行なっています。しかし、無断で AI に絵を学習させグッズ化する者まで出てきているという話を耳に挟んだことがあります。AI イラストがより高技術なものに発達し、絵を全く描かない素人の目で「人が描いた絵」と「AI が描いた絵」を見分けることが困難になったことも相まって、被害は拡大するばかりです。加えて、AI によるイラストの生成は、複数のイラストから学習された情報をもとに行われるため証拠が掴みにくいといった点も見受けられます。こういった場合は、そのまま学習したものを出力させるよりもさらに悪質であり、罪に問にくくなるはずです。

「証拠が出にくい」ということは、あまりに加害者に有利であり、被害者に不利ではないでしょうか？一度でも容疑を振り切って味を占めた加害者は、何度も、多数のクリエイターの著作権を侵害し、創作者たちを傷付け続けると思います。

私も、AI の悪質利用の判別・検挙が非常に難しいことは承知しているつもりです。しかし、自身も創作活動を行なっている身であり、実際に被害に遭われた方がいることを知ったため、この度意見を提出することにしました。

迅速で丁寧な対応をしていただけることを期待しております。

●受付番号 185001345000001614

こちらの素案から、我々の創作物及び創作者の権利を守って頂けるとは到底思えません。
生成 AI への学習方法として無断で創作物を利用することを助長しています。

●受付番号 185001345000001615

個人の意見としましては、AI が著作物を学習して画像を生成するという仕組みである限り著作物違反や批判は避けられないと思います。

そのため私は以下のことを考えております。

・著作物を学習することを廃止する、AI 生成の廃止→こちらは極端な意見です。元々無かったものですから、個人としては1番早い解決だと思います。

・AI 生成でお金儲けが出来ないルールをつくる→悪質な使用をされている方は、承認欲求を満たしたいか、お金儲けの為の方が多く見受けられます。純粋に健全に、AI が生み出したものを個人で楽しみたいという方だけに絞れたらもう少しより良いものになるのでは無いでしょうか

・一般の方の使用の禁止→こちらも邪な気持ちで使う方を減らしたいという意図です。

・学習元が利益を得られる仕組みをつくる。

AI の悪質な点は大きく

・学習元になんの利益もない上に、技術を奪われること

・AI 生成により、検索汚染がされること

だと思っております。こちらが改善させることを願っております。技術が進歩しても、全ての使う側の人間が進歩しているわけではありません。身の丈にあった使用法が見つければ良いなと思います。

ありがとうございました。

●受付番号 185001345000001616

画像・文章・音声の生成 AI は現状、創作者の著作権や肖像権を無視、軽視した使われ方が横行しており早急な法整備を求められています。

災害時における偽情報も巧妙になっており迅速な情報伝達が阻害され国民の混乱を助長していました。

アレルギー成分表や成人向けコンテンツにつく「R18」のように、生成されたものには「生成 AI を使用」を表すモノを義務付ける等を国の方から提示していただかないと混乱を招く一方で、ゆくゆくは国際問題にまで発展してもおかしくない状況です。

また、AI 学習と称した「技術の窃盗」も散見されます。

目に見えないもののクリエイターも強盗に遭っている状態です。

上記のように「AI 学習用素材」「AI 学習可」の表記義務付ける(それ以外は不可)のが望ましいと考えます。

技術が正しく使われるよう懸命な法整備、判断を切望します。

●受付番号 185001345000001617

海賊版を助長するような内容は許されません。

侵害の有無は依拠性による判断であり、生成 AI の学習元と酷似した作品が出力されることが問題であるが、その判断をどこで行うのか。その整備もなくして生成 AI を肯定することは著作権の侵害を招き知的財産の放棄になりうる。検証手段なくして生成 AI 利用者に責任を求めることは難しいわけで、文化を守るべき機関がそれを許すような方針を打ち出すのは浅はかといえようがない。

●受付番号 185001345000001618

本素案 5.(1)では AI による学習は、非享受目的に該当しない場合は法第 30 条の 4 が適用される、とのことですが、享受目的か非享受目的かどうかの判定が具体的に明確化されておらず、この学習が現時点「合法」であることをいいことに、クリエイターに対して嫌がらせを行ったりしている人物を SNS 上で何度も見かけております。例を挙げると、AI 学習を行わないでほしいという意思を表明しているクリエイターの作品を所謂「image2image」を利用して無許可で AI に学習させたものを名指しで(〇〇というクリエイターの作品を学習させましたなどと明記して)SNS 上にアップロードし、そのクリエイターに対して苦痛を負わせたり、無許可で特定のクリエイターの作品を学習させ、「Low-Rank Adaptation」を作って配布するなどが挙げられます。また、これだけではなく、そのクリエイターに対する言葉での中傷なども行われているのが現状です。被害を受けたクリエイターの中でも精神的に追い詰められ、亡くなってしまった方もいらっしゃいます。AI による無許可での学習が合法のままだと、また被害者が増えてしまい、クリエイターは搾取され続けてしまいます。その現状を変えるために、「AI による学習は、その作品の著作権を保有している人の許可を得てから行うようにし、許可を得ずに行う場合は違法とする」ように、著作権法を再改正すべきだと考えます。AI 学習を行わないで欲しいという意思を表明しているにも関わらず、許可を得ずに AI による学習を行うのは、何年も作品を作り続け、自分の作風を創り上げてきたクリエイターにとっては計り知れない程の苦痛です。また、生成 AI を利用する人にとっても、自身が利用していた画像生成 AI ソフトがクリエイターの許可を得ずに作品を学習させているとなると、意図せずに特定のクリエイターに類似した画像を生成してしまうのではないかと、などという不安が拭いきれないという問題もあります。そして、非享受目的の学習だとしても、無許可で行うのは倫理、モラル的に良いことではないと考えます。こうした問題を解決するためにも、意見を書かせて頂きました。私は今、絵を描いている学生です。今の生成 AI 問題の現状を見て、このままでは創作文化が消滅してしまう危機にあると思いました。クリエイター達が築き上げてきた創作文化を守るためにも、法改正の検討をお願い致します。

●受付番号 185001345000001619

著作物の独自性とその著作物の製作者自身は切り離せないものであり、生成 AI によって特定の製作者の著作物が模倣され、不適切に商業利用された際にその後の製作者の創作活動に与える影響は非常に大きなものになると思います。

AI 学習のための著作物利用が著作権の権利制限規定にあたるという考え方は、一般人が容易に短時間で特定の著作物を模倣し、AI によって模倣・生成された画像をどのように利用するかは画像の製作者の良識に依るという現状においては、著作者の利益を保護するという著作権の目的にそぐわないものと思います。

仮に私が制作した著作物を対価を払うので AI 学習に利用させてほしいという打診があったとしても、自分の著作物と酷似したものが生成されその生成物がどのように利用されるかわからない現状では絶対に自身の著作物を AI 学習のための素材として提供することはありません。

●受付番号 185001345000001620

初めまして。イラストレーターです。

生成 AI について意見を送らせていただきます。

> 3. 生成 AI の技術的な背景について

> (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

⇒「現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術」とありますが、十分ではないと思います。あらゆるアーティスト名が存在しますので、たとえば名前に見えないようなアーティスト名もあふれております。(有名どころでイラストレーターの「██████」さん等...) 生成 AI への指示でたまたま文中に名前が意図せず入ってしまう、またそれをアーティスト名というくりり方が AI 側でできていない可能性だってあるのではないのでしょうか。(アーティスト名ではなくジャンルの固有名詞として AI が認識している場合など)

> 5. 各論点について

> (1) 学習・開発段階

⇒クリエイターのサインがそのまま生成物に出力されているというようなケースを SNS で見かけました。(██)

また、既存の IP キャラクターや映画のワンシーンがそのまま出力されるケースも見かけました。(██)

追加的な学習のうち、意図的な場合に「享受」に該当する場合は想定される、ということですが、追加的な学習がされていない場合においても上記のようなことが起こりえるのであれば、「追加的な学習」に限定しないで頂きたいです。

深層学習においても、許可を得ていない不適切な画像(児童ポルノ画像や、二次創作のグレイ画像)等をも取り込んでいると web 上の記事で読んだことがあります。

現在の生成 AI から出力された画像は、たとえその画像を享受せず分析などの用途で使用するとし再度生成 AI のインプットとした場合でも、結局最終的なアウトプットは高確率で「享受」の対象となるかと思われます。

出力物を直接人間の目で視覚認識できないデータ(画像への復元は不可)として出力するなどにしない限り学習段階も「享受」に該当すると思います。

これにより、学習段階開発段階においても画像の著作権者からの「許可」を得て行うべきと存じます。許可を得られない(製作者不明の画像の場合)場合は使用すべきではないと考えます。

> (2) 生成・利用段階

⇒依拠性を証明するためには、学習データを開示、プロンプトを明確に開示できる仕組みが必要になるかと思います。また、生成 AI で出力した絵であること(あとから手で修正など加筆をしている部分があったとしても)がウォーターマークなどで必ずわかる作りでない

ならないと思います。

> (3) 生成物の著作物性について

⇒生成 AI の出力物には一律で著作権が存在しない場合、その出力物に対してあかの他人がトレースや複製等のいわゆる通常であれば著作権侵害にあたる行為を問題なく行える状態になってしまいますが、これはこれで問題ではないのでしょうか。

生成 AI の出力物をさらに生成 AI のインプットとして出力した画像.....というように著作権の所在が不明なままの絵が大量に生み出され続けるわけですが、これを模写した絵には模写した人の著作権が発生するのだとすると、著作物に対してだれがどう著作権を持っているのかとてもややこしくなるように思います。

以上です。

イラストレーターとしまして、生成 AI で出力された絵を日々大量に WEB 上で見かけるようになり、長年培ってまいりました自分のスキルが何の意味もなかったのではないかと精神的にダメージを受けております。

また、自分たち以上に、これから絵をかいていきたいという若い方々の「心が折れた」という意見も見かけとても心配です。

生成 AI に対しての著作権の制度がいち早く十分に整いますよう応援しております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001621

これまで活躍されてきたイラストレーターさんたちの努力、また全ての著作元に対してリスペクトの一片も見られないAIを、散々連日問題視されているにも関わらず推奨する意味が一つも分からない。

自身も素人レベルの創作を行う身として、今後無許可で学習元として使用されることを想像しただけで嫌悪感を抱く。その為プロはその限りではないと思われる。

また、実際の人物などの写真がAIを通して性的な目的で利用されることも懸念点ではないか。

文化庁として守るべきなのは現在日本で活躍されている方々の名誉、著作権だと考える。

●受付番号 185001345000001622

現状、AI 学習において著作物・個人の制作物を無断で使用するモラルの低さが露見しており、それを規制する法律も整備されていない。

これはAIを使用せずに表現をしようとする者の表現の自由を著しく阻害するものとする。

●受付番号 185001345000001623

(1) 学習・開発段階

- ・エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
- ・(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

「享受目的」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とする要件の範囲が非常に狭く感じる。

草案の時点では

「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」

「当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。」

「特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行う場合、当該作品群が、当該クリエイターの作風を共通して有している場合については、これにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる。このような場合には、追加的な学習のために当該作品群の複製等を行うことにおいて享受目的が併存し得ることや、生成・利用段階において、生成物に当該作品群の創作的表現が直接感得でき、著作権侵害に当たり得ることに配慮すべきである」

とあり、これらを総合すると「特定クリエイターの作風を集中的に学習していない生成 AI によって複数の作品を生成したとき、その中に『特定クリエイターの作風・画風と極めて似通っているが、学習元となった著作物の創作的表現とは一致しない生成物』があった場合、偶然生成されたものであるために権利侵害にはならない」と取る事が可能である。これでは無作為に大量の作品を生成した場合にその中に多数含まれる「特定クリエイターの権利を侵害しうるもの」を取り締まれない可能性がある。

作風・作画といったアイデアのみで権利侵害とすることが難しい事は理解しているが、生成 AI においては特定クリエイターの名前がプロンプトの中に含まれておらずとも極めて作風・作画が似通っているものが生成されることがあるため、なんらかの制限や対策を講じてほしい。

- ・(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

前提として、現在使用されている生成 AI の大半は児童ポルノなどの違法なデータや権利侵害物を学習元として含んでいるものが多いので、それらの透明化を図るために AI での学習を行ったデータを明記あるいはなんらかの形で参照可能にするべき。

●受付番号 185001345000001624

AI という技術が日進月歩のもの、そして素晴らしい技術であることは理解しております。ですが、現在生成 AI が生み出すもの、生成 AI を使用する側の方々は自分の能力で絵を描く、演じる、など様々な表現活動を行っている人々から何としてもその場を奪おうと脅迫が横行するような状況になってしまいました。

生成 AI が使われなければ、そして表現者、クリエイターを社会や政府、法が守らなければ、クールジャパンどころの話ではなく、生成 AI が大量生産する価値のないものばかりとなり世界に誇れるものは消えてしまいます。

諸外国と比べ、本国はクリエイターを守っていない国ではありますが、生成 AI でそれはさらに加速するでしょう。

また、生成 AI の学習したものがどこまでクリーンなのか、そもそもクリーンなものはあるのでしょうか。学習したデータの中に児童ポルノに当てはまるものが入っていたというのがしばしば見られます。

私は、クリエイターを守ってほしい一国民として生成 AI を厳しく見つめ、これ以上の悪化を防ぐために生成 AI の使用を禁じてほしいとさえ願います。

●受付番号 185001345000001625

現在の生成 AI の機能については、メリットよりも悪用されるデメリットの方が大きく感じる。

一律禁止にするとまではいかなくても、ある程度使う人間を選別する、使用しているデータセットを開示する、など、制限やルールを設けていただきたい。

この技術による嫌がらせや迷惑行為をいやというほど見てきたので、現状の法では管理しきれいていない部分の改正を願います。

●受付番号 185001345000001626

イラストレーターです。

AI が学習に使用する素材、及び画面を構成する基盤となる絵に自分の絵が似ている、色や光源、雰囲気はそっくりなのにポーズや髪型が違うので模倣とはいえない...しかしどう見ても自分の絵である...と言うことがいくらかでも起こり得ます。

著作権のない絵柄に関してもすでに多くの同業者が問題になっていますが、これまでの仕事の成果を吸い取り、第三者が自分の絵柄でイラスト集を売るなどの行為が目につきます。長年かけて培ったものを数百枚インプットされて、他の誰かとミックスされたあげく毎日何十何何百枚の新規イラストを生成できてしまうシステムを放置するのはいじょうです。企業の AI 使用で後から模倣だなんだと問題に発展し、AI だから無罪 炎上だけして誰も得をしない事件も多発していくでしょう。

どうか法規制を敷いてください。自分を含め、多くのクリエイターが仕事を失います。

●受付番号 185001345000001627

AIは禁止されるべきです。

当方、趣味で絵を描いております。高校は美術科の学校を卒業しました。

まず絵を描くためにはたくさんの時間を費やして基礎を学んできました。

一枚の絵を描くためにはデジタルでも長いもので数週間以上かかります。

ですがその一枚を描く前にも何枚も試行錯誤して得た経験である下地が生きているからです。

AIは同意なく勝手にその絵を盗み、取り込みの材料にします。

そして一部の心無い人間は長い時間かけて労力を注ぎ込んだ絵を材料として無断で取り込んだ挙句にお前の描いた絵はもう取り込んだからいらねーよ搾りかすと言葉を投げかけられたり、他人から盗んだ労力を集めて一瞬で生成されるためクリエイターにとっての脅威になります。

実際美大生が失望のため自殺未遂を図った例なども聞きます。

それほどまでにモラルのないAI使用者が多いのもまた問題性が高いです。

また、ベースとなっている画像のなかには児童ポルノが含まれている可能性が強く含まれ、使用次第では第三者の顔をしたポルノの出力ができてしまうことの懸念や元となった児童の写真が再現できてしまう危険性があります。

岸田総理のディープフェイクの精巧版のようなものが盗撮した、された人で作られてAV化などされる可能性など危険な利用がいくらかでも懸念されます。

また、それらを見て触発されて性的加害をしてしまう第三者や、いじめなどの材料になる可能性は強く懸念されます。

自分の子供がそういったイジメなどに会うことなども考えると到底容認できません。実際に今AIイラストを使って嫌がらせする例をしばしば見かけます。

政府公認となれば更に使用者は増え被害も拡大すると思います。

カメラの出現と同じくツールとして便利なものと同一視する人もいますが

カメラの出現のためにピカソは超精密な画をやめてキュビズムと方針転換を余儀なくされました。

クリエイターの観点からしても受容する立場としても非常に危険性の強いものであるため政府公認として普及すべきではありません。

クリエイターにとっては特に仕事を剥奪されるためです。

政府公認ですすめるのであれば医療現場での活用を目指して下さい。

CTやレントゲン像をたくさん取り込んで腫瘍などの早期発見などのアシストサポートなどにつながると思います。(判断は必ず医師で)

●受付番号 185001345000001628

クリエイター様が多大な被害を被っている今現在の状況について
AI生成技術が本当に国の文化的な発展に繋がると本気でお思いですか？
著作権の意味と理由をもう一度お考えください。

●受付番号 185001345000001629

5. (1) に対する意見

Adobe、Midjourney など AI の提供者に対しては、国際的な枠組みの中で、学習元創作物に対する著作権侵害の有無などを定期的に調べて、公認とする形式とする「文化庁公認 AI 提供者」とすることで、信用できる AI 提供者を可視化してほしい。

利用者の側からすると、どの AI に侵害がどの程度あるのかを調べることができないため、わからないものは利用を控えたいという事になってしまう。調査の手段もリソースもない。

●受付番号 185001345000001630

既に無断で既存のイラストを利用している生成 AI を使用して、コマンドのみで画像を出力する方々をクリエイターと表現するところから、国民との認識の差があるように感じます。既に活躍されている、生成 AI を使用しないクリエイターの作品が守られてずその方々の仕事が減ったり、権利が侵害されかねないと思います。そういった場合、職を失うクリエイターが増えたり、世界的に認められている日本の漫画やアニメ文化が一気に衰退しかねないと危惧します。

●受付番号 185001345000001631

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭にて記載されている

「学習データは切り貼りではないとされる」事について、
無断転載を容認している記載であり、切り貼りと同一のものと考えられる。
日本の産業として掲げていたクールジャパンを根本から揺るがす内容であることを理解して欲しい。

●受付番号 185001345000001632

著名な他者の作風、画風を無断で取り込んだ生成 AI による制作物に対しても著作権を与えるという法律は、この国で活躍している全てのクリエイターの尊厳を踏み躪る行為であると考えている。

各個人ならびに全ての人間が作成するオリジナルの作成物にこそ著作権は与えられるものであり、他者が無断でさまざまなクリエイターが作成したものを AI に学習させて生成したものは単に盗作物である為、盗作物にも著作権を付与する法律を作るのはやめていただきたい。

●受付番号 185001345000001633

イラスト作家です。

AI イラストに関しては、元のイラストの作成者に許諾なく学習されている点をまず改正していただきたいです。

無許可での学習を規制していただく、イラストの学習に関してきちんと法整備をしていただく、無許可で学習し出力した AI イラストの販売などに対する罰則やイラストの学習を許可した元の方へ利益が入るようになるなどの措置を講じてほしいです。

今の状態では学習元の絵を描く方たちが無断で食べ物にされており、苦勞して描いたものが学習されて自分の意図とは違った形で出力され、それを販売している方もいて、自分たちが描いている意味がないと感じます。これにより筆を折るクリエイターも多く、結果的に学習先の高品質な絵も減り、AI を通した「AI っぽい」見飽きたイラストが大量生産されていて、豊かな創作文化の衰退を感じています。

●受付番号 185001345000001634

生成 AI は著作権を侵害しているようにしか見えない。

現状の生成 AI はもともとなった著作物やその作家の作風が色濃く見えるものが多い。中には、一見作者本人の作品だと誤認されかねないようなものもあり、しかしよく見ると粗悪な出来なそれはまさに海賊版でしかない。

これが法律によって規制されていないのはいかなものか。

また、生成 AI の作成物を SNS 等に掲載するなどする行為は享受目的でしかないが、無断学習は違法ではないのか。

現状、いち消費者として粗悪な生成 AI 作品が蔓延した結果、質の高い作品が埋もれてしまい見つけづらいなどの被害を被っている。

生成 AI の台頭から現在までの状況を見るに、法整備や罰則など迅速に定め施行しなければ日本が培ってきた文化はすぐに破壊されてしまうだろう。

●受付番号 185001345000001635

現在の生成 AI はインターネットに存在するイラストを無断で学習に使用しており、他者の画風や作風を学習し完璧に模倣したイラストを SNS に投稿され、大きな問題になっています。

法律では『作風』や『画風』は表現上の本質的な特徴では無い」ため著作権侵害ではないとしているようですが、特定の作者の「画風」や「作風」を無断学習した AI によって、その作者のイラストに酷似する AI 画像やイラストを出力する行為は「トレパク」と言われる行為と同じ、著作権侵害だと思うし、有名ではないイラストレーターや、趣味で描いたイラストを SNS やインターネットにあげている個人のイラストを無差別に生成 AI が学習し、その生成 AI から出力されたイラスト・画像を生成 AI 使用者が「自分の著作物」だと言って商標などの登録をする危険もあるので、インターネットに存在するイラスト・画像全てを無断で学習に使用できないように変えた方が良いと思います。

●受付番号 185001345000001636

まず初めに、

本当にこの国の創作物表現物及び創作に携わり、日々多様で見るも聞くも素晴らしいコンテンツを提供していただいている方々に対して理解はあるのか、いや、無いのだろうなど感じる。

我が国日本で活動するあまねく著作者に対してあまりにも愛がなく、醜悪で、一方(AI 認可側)に偏った文面であると断言せざるを得ない内容であり、大変遺憾である。

では次に各文面に対しての意見に移らせていただく。まずは AI と著作権に関する考え方について(素案)の内容からである。

2.検討の前提として より

(1)ア に関して

これらの文面は明らかに都合のいい解釈をさせていただくと認識せざるおえない稚拙な内容である。

何故ならば、恐らくこの文面では

「誰かが書いて、X(旧 Twitter)や pixiv 等のサイトに投稿しただけの物では、思想もなく美術的概念にも帰属しない。」

というあまりにも敬意のない事をおっしゃろうとしているのだと思うがそれは全く違う。

例えその絵が下手だろうが事実を元にした物であろうが小学生が書いたものであっても、それらは全て作者がまだ頭の中にしか無いものを皆が触れやすく楽しめるようにと、喜んでもらえるようにと心を込め、アイデアを込めて出力してくれた素晴らしい結果である。

これらには著作権法的に著作物と認められている事実があり、その者のオリジナリティが多分に含まれている。

そして、主に二次創作と言われるものに関してはあれらは原作の作者が、「数多の人が楽しんでくれるなら」と容認しているものであり、

AI の「元の絵を複数入力、学習させ似たような絵を出力させる」

という行為は明らかに他者のオリジナリティやアイデア、創作意欲等を侵害する行為であり、尚且つ各創作者がこれを認めていないのであれば、二次創作と AI 出力は全く異なるものであり許されるべきものではないと考える。

イ に関して

まず支分権の説明を出し、それらに該当しないことを示しているようだが、この文だけ見ても都合のいい伝え方しかしておらずこれまた稚拙であるとしか言いようが無い文である。そもそも、著作物を個人利用目的でダウンロードする所までで収まっていないから AI についてこれだけ議論、反対されている事を全く理解していない。

ダウンロードした絵を AI に読み込ませ学習させ似たような絵を出力、商用利用している時点で支分権における複製権、頒布権、譲渡権、翻案権を侵害している事となるためこの項

番は全く意味の無いものとなる。

この主張文は文科省著作権科の信用低下やこれに対しての国民からの敵対心の増加等が考えられるものであり、もう少し考えて発行した方が良いのではとも感じた。

ウ に関しても同じである。

ここでは恐らくだが主に

「著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用や、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用」

を根拠として現在の AI 利用は規定に基づいていると言いたげではあるが、全くのお門違い、前述している通り創作者らへの敬意が全く無く幼稚で都合のいい解釈である。

何故ならば、そもそも現在問題視されている AI の利用の仕方に関してこれらは全く当てはまっていないからである。

本当に

「著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用」

であるならば良いのかもしれないが、全く違う。ほとんどの AI 出力をしている人間はさも AI 出力ではなく自分で書いた絵であると公表していたり、AI 出力であるとバレれば開き直り、他者の絵を学習、コピーした結果のものを「これらは私達なりの表現方法です！」と御託を言い正当化しようとしたり、挙句の果てにはそれらで金銭的な報酬さえ受け取ろうとする者も存在する。

上述した利用方法は「著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用」と言えるだろうか？言えないはずである。

次に「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用」

に関してだが、これは本気で言っているのかと目を疑った内容である。

先程述べた内容をもう一度ピックアップするが、金銭的報酬を得ようとする事は軽微利用に当たるのか

AI をただの電子計算機と表現する事は適切であるか？

情報処理及びその結果の提供に関してだが AI 出力はその枠に収まらず明らかな盗作行為であり、それに該当する事案も多数見受けられる。

その他の内容についても言いたいことはあるが、文字数制限もあるためここで終わらせて頂く。

しかしこの文書の前段から完全に否定出来ていることからその後の内容にも全く正当性がないものと扱うことが出来、明らかに日本の著作文化を侵害し、発展の望めない利用方法が広く利用されているため、「現在の盗作まがいの AI 利用」については断固として認めていいものではないと意見する。

●受付番号 185001345000001637

AI は未来を担う革新的な技術です

反 AI の人々に惑わされずに推し進めてください

日本で規制的な姿勢を取っても他の国で AI が進歩していただけなのです

もちろんクリエイターとのすり合わせは必要です

しかし AI 技術において日本がイニシアチブを取るべきです

これは戦後の劇的な経済発展を経て、諸外国より弱体化されてしまった今の日本を昔の強い日本へと戻すための第一歩に他なりません

間違えても過激な AI 規制論者の声に耳を傾けてはなりません

我が国で AI 技術の未来を担い、その先でクリエイターの権利についても保護してあげれば良いのですから

●受付番号 185001345000001638

エの(イ)について

京アニ事件では京アニが人力で生成 AI と同じような行為を行い
([REDACTED] を参照)、

現行法では著作権の侵害と認められていません。

他方、デザイン関係では [REDACTED] のような主張も認められており、知的財産という同じ分野なのに整合性が取れてません。

([REDACTED] 参照)

こういう運用であることを知ってか「パルワールド」ではポケモン アルセウスと類似したものを世の中に出し、

それでお金儲けをし、株式会社ポケモンと任天堂の収益を得る権利を侵害しています。

任天堂と株式会社ポケモンは資本があるので大きな影響には至っていません。

ですが、 [REDACTED] のような低所得者が逆転をかけ創作物を世に出し、それをそのまま資本力のある企業が今の運用を悪用し、

パクリ、収益を得れば、また、京アニ事件のようなことや生成 AI を運用している企業やデータセンターが狙われかねません。

このような事態の再発を防ぐため、著作権法第 48 条あたりに、同法第 30 条の 4 を適用し、他人に利用させる場合、

「アイデアを借用した場合、借用元を明示しなければならない。このアイデアにより収益を得た場合、補償しなければならない。自然人や企業により行った場合も同様とする」みたいな感じの条文を作ってほしいです。

まともなところであれば慣習を守るので、このようなことはわざわざ書かなくてもいいとは思いますが、京アニなどのように力の強い相手以外は権利を踏みにじっても構わないと考えることが最近は特に目立つので、当たり前のことも明文化したほうがいいと思います。

●受付番号 185001345000001639

著作物を許可なく使用することを禁ずるべき。

AI の技術自体は素晴らしいがそれを許可なく盗んできたデータで構築されたものはそもそも著作権の侵害である。実際画像生成 AI は学習データと同じものを出力することがある。そもそも絵なり声なり各々の持つ技術は何年と培った知的財産である。

また人が他人の絵を模写して学ぶのと AI がデータを食うのではまったく意味が違う。

海外では AI に対する規制が進んでいる中日本は遅れている。

主に AI が学習して物議を醸している絵に関しては日本が世界に誇れる創作文化であり、このままだとその文化を衰退させることになり、それらの技術を持つクリエイターが今後生まれなくなる。

前提に許可を得て学んだ学習データ元には対価を支払うべき。学習のための知的財産の無断使用を断固反対し、学習データが黒いものは使用禁止にすべき。

●受付番号 185001345000001640

早いところ法規制をお願いします。無許可で学習に使われるのもわけが分かりません。

●受付番号 185001345000001641

創作者が積み上げてきた努力や時間、著作権を無視し、勝手に AI 学習に使われそれを私の作品だと述べる者が多い。AI を使う側のモラルと知識がない為 AI には悪い印象しかない。創作者を守る法律や AI 仕様のルール等をきちんと設定して欲しい。また、AI 学習サイトにも厳しい罰則を設定して欲しい。

●受付番号 185001345000001642

昨今の問題はネット上にアップロードされている画像を無断転載で利用していることにより、著作権者の利益を害している。

●受付番号 185001345000001643

個人からの意見を提出させていただきます。

令和6年1月23日時点版「AIと著作権に関する考え方について」(素案)、拝読しました。まず、「生成AIの使用によって著作権が侵害されるのではないかという懸念がある」とのことですが、懸念ではなく、すでに起こっている事実です。

すでに幾人かの生成AIを使用しないクリエイターの著作権が侵害され、不利益を被っています。あなた方は事実認識を誤っています。

簡易に創作活動ができるということは、創作活動をするにあって切り離せない著作権の認識や、自分以外の創作活動もまた人間の手によって行われているという認識をしないうで活動をする人間が現れることとなります。

ある意味、簡易に創作活動ができないことがクリエイターや著作物を守っていました。

また、現時点の問題として学習元が不明瞭なことにあります。今度どうするか以前に、現時点の問題が何一つ解決できていないのです。まずはそこからではないでしょうか。

実在する人物や法に触れる画像・児童性虐待画像が学習元になっているだけでなく、あらゆるSNSに掲載されている善意の写真や画像が、生成AIの新たな犯罪の火種が生み出されていることはご存知ないのでしょうか？

リアルで写実的なイラストの学習元が何かご存知ないのでしょうか？

当然、無断で学習元にされている人物や児童・作品を作った創作者が知らないところで、勝手に学習元に使われているのですから、声も上げられない。被害に遭っていることすら気付けない構造になっているのです。

実際に、そうして簡単に生成AIで作られた学習元の尊厳を蹂躪する創作物が、安易にイラスト投稿サイトに投稿され、児童性虐待画像を売買する醜悪なインターネットサイトへ誘導する問題が発生したのをご存知ありませんか？

誰しものが気軽に創作活動ができるのは素晴らしいことです。ですが、それにより人権・著作権を始めとする、創作においてまず始めに尊重されなければならない権利が搾取・蹂躪されることは絶対にあってはならないことです。

この問題は、日本国内だけでなく、海外に目を向けても火を見るより明らかです。

AIはあくまでサポート面に留めなければなりません。それを主役にするべきではないのです。

絵だけでなく、立体物、声、文章、演技、文化等々、あらゆる創作活動をAIに学習させるのを反対します。

●受付番号 185001345000001644

創作をする立場のものとして、自分が作成したものが学習のされ、自分のあずかりしらぬ場所で、『自分が描いた（書いた）と誤認される精度のものがつくられている』ことによるトラブルや被害に遭う可能性が非常に高いことが不安です。

これの一番恐ろしいところは生成 AI で出力した人間が、作者になりすますことが安易になり、実際の風評被害や影響を受けるのは、学習材料にされた作者であることです。

また本来なら作者が得るべき評価や対価（原稿料や知名度など）が、奪われるのではないのでしょうか？

生成 AI を使用したことにより、意図せずして盗作をしてしまうこと、盗作しているという認識が緩くなってしまうこと、学習元にたいするリスペクトが失われてしまうであろうことなどもあり、生成 AI に対して野放しになっている現状が恐ろしいです。

一刻も早く生成 AI には学習元の著作権保有者の許可を取らなければならない、無断で学習に使用した際の重い罰則などの導入を求めます。

●受付番号 185001345000001645

AI は頒布、販売等をの営利活動を規制すべきであり、著作権侵害の場合、法的措置を行うべきだと考える。

まず AI を学習させる必要がある以上、創作活動をしているイラストレーターが作成した絵やインターネット上に存在する無断転載されている画像などを無断で使用し、学習させている。

そして学習をさせているため、イラストレーターのアイデンティティとなる絵柄、描き方が同じになってしまう。

その絵柄などを学習させたものを私的利用するならまだしも頒布や出力した画像を販売している人が存在してしまっている。

現在は規制がないために所謂、やったもん勝ちの形になってしまっていて著作権を所有する人物が削除を要請しても削除に至らず、最悪泣き寝入りをする事になっている。

今はまだ創作をしている人が生成 AI を使用している人より多いのでまだ大きな問題とはなっていないが逆転した場合、マンガや小説などのサブカルチャーは人から盗んだものが広く出回り徐々に活動の衰退、ひいてはサブカルチャー全体の衰退に繋がっていく。

なので第三者の著作物の学習への禁止やインターネットなど公の場所での頒布や販売などの営利的活動などは規制されるべきだと考える。

私の感情的な部分から言えば、頑張っている人が馬鹿を見るような世の中はおかしいと思うし、包丁の様に料理に使うのであれば問題ではないが人を傷つける為に使っているのに今の世の中では何も罪に問われないようなものなので一刻も早く法を整備して欲しい。著作権を侵害してる人が大っぴらに盗んだことを話しているのはあまりにも酷いと思う。

●受付番号 185001345000001646

1. はじめに

字を添削する程度ならまだしも、生成 AI の利用を中心としている人はもはやクリエイターとは言いたくないです。

既に生成 AI の学習元として無許可で使われているコンテンツはかなり多いと思います。

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来 of 整理

ア of 文章を読むと、既存 of 著作物やこれから生み出される著作物が無断で利用されるのはしょうがないと読めてしまいます。全然しょうがないです。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

どうして学習データ of 切り貼りでないとされるんですか？学習データをそのまま切って貼るって意味で言ってますか？もしそうだとしたら全然問題を理解できてないと思います。学習データを情報化してその一部一部から作っているのであれば、十分情報を切ってそのまま組み立て直しているように思います。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

そもそも無許可で学習元として利用しているのが間違っているのでは？AI の学習元データは全て開示し、権利者が自身で確認できるようにすべきであると思います。

最後に私的な意見ですが、生成 AI の技術発展自体は素晴らしいものだと思っています。しかし、それぞれの AI 開発者が他者の著作物を勝手に学習データとして使っている上に、その学習データを把握できないというのが一番の問題点ではないかと思っています。全ての AI 開発者は、全ての学習データを開示し、著者名検索等で確認できるようにすべきと私は考えます。

学習データ of 著者名すら把握せずにただただ利用するというのは、自らの創作に対して懸命に努力しているクリエイターたちに対してひどく侮辱的であると私は思うからです。

賢明な判断がなされることを祈ります。

●受付番号 185001345000001647

必死に勉強して考えて、試行錯誤や努力で手に入れた知識や技術を使い、魂削って創り上げた作品を「AI 学習のため」と無断でバンバン盗まれる環境が許されるのは頭がおかしい。人道的ではない。人の道を外れている。

そんな事がまかり通る国家にしてはいけない。盗み盗んだ技術でクールジャパン®️を名乗るつもりでしょうか。

また、他国のどこの誰かも知らない人間に、技術を盗まれ放題になっていいのでしょうか。家の中にあるものを勝手に持っていったら泥棒になるのに、放送されている番組や市販されている本を勝手にネット上にアップしたら違法になるのに、自分で描き上げたイラストがどこの誰かも知れない誰かに盗まれ放題が許される理屈が分からない。

自分で描き上げたイラストは、その人だけの財産である。保護されるべきである。

0 から 1 を生み出すクリエイターを守る法律を作れ。

0 から何も生み出せない盗人を許す法律は作るな。

何のための、誰のための文化庁か？

そんなに生成 AI を許す法律にしたいのであれば、盗人文化庁と改名してください。

現在進行形で、沢山のイラストレーター様が被害にあっています。

中には、自身のイラストが AI に食われまくって、さつがい予告に利用されたイラストレーター様もいます。

そのイラストレーター様は「自分は描いていない」ということをどうやって説明すればいいのでしょうか???

このように、濡れ衣も着せ放題になります。

その人のでたらめな噂、地位、評判も落とし放題です。

自分の知らない間に、どこの誰かも分からない人間に、です。

写真・イラスト・そっくりな声質の音声を AI に食わせまくって、天皇陛下や首相が戦争を推奨するフェイク音声・動画・静止画を作ることも容易です。

素人の自分でも思いつく発想なので、いつか実行されると思います。

そこまでやったら、日本中、世界中大混乱です。

そうなったら、誰が止めることができますか？

生成 AI 推奨派の皆さんは責任取れますか？

体調不良で入院と退職・辞任して責任放棄しますよね？

そうなる前に、今、キッチリ止めてください。

悪用され放題になる法律は、絶対に許してはいけません。

クールジャパン®️を推していきたいのであれば、クリエイターに有利で、クリエイターを守る法律を作ってください。

あなた達にしか出来ない仕事をしてください。

●受付番号 185001345000001648

やはり生成AIについては、勝手に学習されたものを根底に成り立つという前提があり止めるなら今しかないと思います。(すでに被害は多く出ておりますが)

著作権侵害のラインをいくつか案として出されていますが、もう盗まれるのはしょうがないのでそのラインをどこにしようかといった根底が間違っているルール作りが進んでいそうで大変恐怖を覚えます。

「享受目的」の有無においても、学習okのものから生成し自分のみで生成物を楽しむ？そんなことはあり得ません。

複数ものを混ぜて学習すれば大丈夫みたいな見解も理解できません。

また、上記のことは幾度も表立って言われていますがそれへの返答が公式にないのも恐怖です。一握りの推進派だけで日本のクリエイターが未来に被る被害の根底を作ろうとしていないでしょうか？

また、事例が出た場合に一つ一つ対処するかのような文言が見受けられますが、そんなスピードでは対処しきれないと思います。

法による一括禁止を。一部の盗人が一瞬喜ぶだけの方針は愚策です。

●受付番号 185001345000001649

前提として問題とされている画像・音声・動画の生成 AI は規制すべきであると考えています。そもそも現状出回っている生成 AI ソフトやそこから派生したアプリはすべてあらゆる著作物、肖像、音声その他あらゆるものを無断で収集した上で成り立っている直球に申し上げるとただの泥棒技術でしかないためです。そして学習段階と生成段階を分けて考えるべきでもないと考えています。さらには画像生成 AI は規制したほうが良いという考えを表明しているイラストレーター・クリエイターに対し嫌がらせの為に集中学習し「お前の絵柄なんて簡単につくれる」と見せる、殺害予告をするなどの問題も発生しています。このような事態を引き起こす著しく倫理観に欠ける人間が簡単に扱えるようにするべきではないです。クールジャパンなどと言いますが前述ような状態にクリエイターが晒されている、にも拘らず著作物を生成 AI の為に生み出し続けてなどというのは寝言は寝て言えと、日本のこの後手に回っていてなお生成 AI にチャンスがあるのだ！（そもそも生成 AI が日本製ですらない）というのを踏まえるとクールジャパンを担うクリエイターも日本から離れ海外で活動するという選択を取る人も出てくるのではないのでしょうか？

●受付番号 185001345000001650

まず前提として、自分は検索アルゴリズムに使用されている AI や AI チャットのような言語 AI とイラストにおける生成 AI は別物と捉えていることをご理解ください。

【問題提起】

・言語 AI

幅広い層に提供/公開されている情報や、一般化された情報をもとに知識を集約し学習させて適切な言葉を導き出している

・生成 AI

個人が作成した著作物（絵）や、個人や企業との間で金銭のやりとりが発生している著作物を無作為に集約し学習させてイラストを生成している

イラストレーターの中には、自分が趣味で描いた絵であっても、その絵を無料でどんな場面でも使用していいとは思っていません。

現に A さんが描いた絵を、B さんがパソコンに保存したのちその絵を無断で自分のアカウントに投稿することは「無断転載」として非難されます。

「ネットに上げた時点で全ての絵は著作権が消失し、誰がどんな場面で使おうが、その絵でお金を稼ごうが問題ない」という法律があるのならば、現状の生成 AI の使い方でも問題ないと思います。

しかし、現状は「絵をネットにあげ、ネット上のすべての人が見られる状態であってもその絵の著作権は消失しない。無許可でその絵でお金を稼ぐことは著作権の侵害となる」はずです。

ここで問題となっているのが「著作権を放棄していない個人の絵を無作為に集約し学習させている」という点です。

完全に著作権が放棄されたフリーのイラストや、著作権を AI 製作者が保持している絵を学習させるのであれば、誰も文句を言わないと思います。

つまり、AI 問題の解決の糸口は「学習に使われた絵の著作権元を明確にすること」「学習に使われた絵がその作者に無断で使われたものではないと明確化すること」だと思います

【解決策】

上記の理由から、誰もが納得する解決策を提示いたします。

『案1』

話し合い合意のうえで絵を提供してくれるイラストレーターの絵のみを学習材料にする。

絵の作者は自身の作品の著作権を完全に放棄し、生成 AI 開発者にすべての著作権を譲渡する。

生成 AI 開発者は、学習材料にしたイラストレーターに協力費として一生涯一定の金額を支払い続ける

（素材の提供イラストレーターへの協力費を AI 推進の一環として国から出すのが良いと

思います)

A I 開発者は、学習に使ったイラストの著作権は全て自身にあることを明記する。

『案2』

生成A Iで作成した絵は著作権を認めないとする。

そうは言っても、現状膨大なデータを収集してしまっている生成A Iに対して、学習元を明確にしろというのは不可能に近いことだと思います

ですので、そもそもA Iで生成した物は著作権を認めず、生成A Iで作った絵でお金を稼ぐことは禁止する。違反した場合は罰則がある という法律を作る

というのが良いと思います。

【さいごに】

イラストレーターが怒っているのは、「自分の著作物かもしれないし、誰の著作物かもわからないイラストを利用して他人がお金を稼いでいること」です。

つまり、『A I生成物の著作権元の明確化』もしくは『生成A Iでお金を発生させてはいけない決まりを作る』事が重要であると考えます。

境界を見ていると、イラストレーターだけでなく、漫画家、ゲーム業界、ボーカロイド作曲家と様々な創作境界においてクリエイターは生成A Iに対して不満を持っています。

それは、自分の著作物（作品）が無碍に扱われ、他人の金稼ぎの道具として利用されている事に憤りを感じているからだだと思います。

だからこそ、上記の内容であればクリエイターも納得するはずです。

作者の著作権を脅かさず、金稼ぎの道具として使われていない

それをクリエイターに対して国として示すことが重要だと思います。

日本がA Iに対して前向きで様々な分野で活用していこうとしている姿勢は伺えます。

だからこそ、国として生成A Iに対しクリエイターが安心して納得する理由を明言してください。

素材提供をしてくれるお抱えのイラストレーターの絵だけを使うのなら、そのイラストレーターたちへ沢山の報酬を与えてください。

そうすれば、国の生成A Iの素材になりたくて沢山の有能なイラストレーターが集まってくると思います。

お金出さないけど素材だけ頂戴、ではいけません。

A Iを推進するなら、国の予算を惜しまずつぎ込んでください。

お金が無いのならば、しっかり規制を作り作家とA Iの線引きを決めクリエイターを守ってください。

どうぞよろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001651

AIは無限に成長する化け物のようなものです。

人間の頭脳を遥かに超えて賢くさせることができます。

文章、写真、動画、絵、図面、声、歌、曲、歌詞、その他表現したもの全てデータ化されていけば何でも喰らう化け物でお腹いっぱいには永遠になりません。

その化け物はいくらだって人を傷つけられるし、いくらだって人を騙せます。

鬼のように乱暴で、狐や狸の様に人を化かせられる存在が現実の街に放たれたらどうなるか想像してみてください。

そんな化け物野放しにしていたら多くの人困るはずですよ。

今、そんな化け物がインターネット上に放たれ始めています。

インターネット上の話だから大丈夫とか思わないでください。もうネットとリアルの境目なんて無いに等しいですよ。

お互いに影響しあいます。

いまならそんなに大きくなっていないそこまで数が増えていないこの化け物に首輪を着けて、躡けて、檻に入れることができます。

●受付番号 185001345000001652

生成 AI の学習段階の時点で、著作権がある画像を無断で利用している。これが 1 番いけないと思う。クリエイターや写真家にとって技術の研鑽を重ねて作ったものが合意なしに奪われることはあってはならない。

製作者表記が必要なフリー素材と違い、生成 AI は深層学習を重ねて著作物の盗用をしているにも関わらず一切元の製作者の表記は無い。表記があったとしても学習に使った画像に学習への許可が出ていないのであれば、それは盗用である。

生成 AI はリアルな画像も作ることができるが、すでに生き物を検索した際に出てくる生物の画像や資料などが脅かされ、ネット上でまともな資料として扱うことが難しくなっている。規制を入れるべきである。

生成 AI を使っている人の中には、悪意を持って人を傷つけたり、詐欺をしたり、盗用した著作物の元の製作者を騙るという人もいる。ここでちゃんとした法律を作って、著作物や著作物をつくった製作者の権利、その人権を守ってほしい。

深層学習を使った生成物は、著作物の盗用である。

●受付番号 185001345000001653

既に似たような意見が大量に送られているかもしれませんが、AI を利用した特定の人物に対するフェイク画像による嫌がらせ、AI 利用を禁止を表明しているイラストレーターに対しての殺害予告を含んだ嫌がらせや作品を無断利用して販売するなどの被害が既に発生しています。技術の進歩の速さに対して使う側の倫理観及びモラルが全く追いついていないのが現状です。AI を推進するのであれば無断利用や嫌がらせ行為を受けているクリエイターを保護する法の整備も同時に行うべきです。

●受付番号 185001345000001654

他者の著作物を無断でA Iに取り込み、そのストックからA Iが適時アウトプットして創作する。

人間の反復学習と違いそれは身に付けたものでも、そこから新たに構築した自分自身のオリジナルでもなく、ただコピーとコピーを混ぜ合わせてさもオリジナルのように見せているだけの代物です。

またそれを行う者は、その創作分野への造形など持ち合わせない持ち合わせる気もない素人でしょう。そのような人物が文化を継承、発展させると本気でお思いなのでしょうか？文化庁に創作へ真面目に携わったことのある人がどれだけいるのか知る由もありませんが、これは創作をしたこともない人間が、創作への無関心のもと机上の空論で纏めた素案です。反対しない理由がありません。

●受付番号 185001345000001655

持って生まれた顔や声は守られて、必死に考えて試行錯誤して努力で手に入れた絵柄とか技術は保護されずに盗まれるの納得いかない。努力の上で技術を学び、創作を行うのがクリエイターであって、他者の作品を切り貼りして盗用する道具でしか物を作らないのはクリエイターではない。同列に扱うべきではないと感じた。

●受付番号 185001345000001656

生成 AI の学習に使用される著作物は、著作権切れのものや、AI 利用者本人の作品もしくは著作者が AI 学習への利用を許可した作品に限るべきではないか。

学習に利用されないための措置を取っている、いないに関わらず、全創作者は自身の創作物の AI 学習利用を禁じていることを前提とするべき。

知らぬ間に生成 AI の学習に利用される可能性があること自体が不安であり、不快。

●受付番号 185001345000001657

お忙しいところ恐縮ですが、ご確認いただきますようお願いいたします。

クリエイターの呼称について

生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターという表記がありますが、生成 AI は現在意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とし...当該作品群の複製等を行う製品が大多数になります。生成 AI 利用者は海賊版製造者に過ぎず、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと一緒にたにされるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ません。

また、漫画では背景の下絵に生成 AI を使うことは一般化という発言をされた福健策氏につきまして、こちらの発言はどのような情報をもとに判断されたのかご回答いただけますと幸いです

●受付番号 185001345000001658

反対です。イラストレーターの現状と尊厳を踏み躪るような行為であると感じました。私もイラストレーターですが、自分の大切な作品達、培ってきた技術を丸々と学習され、使われ、まるでパクリのような物を AI が生み出してしまった時に、著作権的に OK が出されるのは、やはりおかしいです。更にその作品が自分の知らない所で販売されていたら、一体どうするのでしょうか。既にそういった AI と著作権の問題のトラブルも SNS 上で沢山見かけています。このような行為を認める事はイラストレーターや創作者の存在を蔑ろにされている気がします。もう一度様々な意見を取り入れて考えて頂きたいです。

●受付番号 185001345000001659

生成 AI を使用してのイラスト等作成が一般的になって起こり得ることは、クリエイターの技術向上ではなく、なりすましや海賊版流布といった悪用です。

現在内閣総理大臣のダミー動画が出回るなどその片鱗が既に見えています。

正しい時間と労力で創られたものこそが世に出るべきです。

●受付番号 185001345000001660

私は通信制の大学で学費を自分で稼ぎながら創作活動をしています。

絵を描くというのは、創作にあたりますが、大して AI が行うのは既存の作品を無断で使用した上の消費です。

この消費はつまり、金銭のためです。

絵で沢山の金銭を得ようとするならば、大量生産が必要になります。AI で人が到底追いつけない速度で、高いクオリティの絵を沢山生み出す。それをみた周囲も負けじと大量生産します。

人が何時間もかけて手がけたものが容易く下敷きにされ、大量生産されたあとには、私たちが時間と労力と情熱をかけて手がけた芸術作品は容易く埋もれることになります。

ここで筆を折らない人もおられるでしょうが、この本来の創作とかけ離れた大量消費のなかで筆を折ってしまう人も沢山おられると考えます。

当然ですが、AI には必ず下敷きになるデータが必要になります。大して絵というものは時代によって日々変わっていくものです。

筆を折る作家が増え、人間と AI の母数が変わってしまったとき、筆を折らなかった数少ない作家の作品を食い散らかしたあと AI にそれ以上の進歩などなく、数だけが飽和し、やがてどこかで見たような絵、どこかで聞きなれた音楽ばかりで世の中が満たされることと思います。

繰り返しになりますが、AI での創作が私たちと同様の権利を持ち、データの無断使用が学習という名目で許されるのならば、必ずいつか人間の作品よりも AI による生成物の数が勝るようになります。

規制は必ず必要です。創作というものは本来、人のもつ情熱をぶつけたものにすぎないので、生成 AI など創作に必要ありません。

絵が描けない人は創作をしてはならないのか？という意見もちらほらお見かけしますが、大抵の場合はそもそも描こうとすらしていません。昨年の半年分のフォルダでは私は 160 枚描いていました。周りにはもっと描いている人もいます。私たちの練習量を彼らはそもそも超えていません。

もちろん、少ない練習でさらさらと描ける人も稀にいます。ですが、これはどの分野にも言えることです。クラスにいる、授業中におしゃべりばかりで課題の提出もあまり良くないのに、テストで高得点をとる人に心当たりがありませんか？同じことです。

ですが、テストで高得点をとる人の大多数はしっかり真面目に日々勉強をして、努力を積み重ねていますよね。

例外はあれど、勉強していないのに勉強できるはずがなく、絵を描いていないのに、絵が描けるはずもないんです。

努力は実を結ぶかは確実ではありません。その不安は私たちにも常に付きまとい、それでも

手を止めることはありません。自信が望む最良の人生を歩みたいから努力しているのです。私からみれば、彼らはただ、技術の進歩のうで胡座をかいているようにしか見えません。法による規制はやはり、必要なのです。

これから先、この日本でクリエイターを目指す全ての若い芽がこの冷たいシステムと独善に満ちた人間たちによって摘み取られてしまわないことを強く願います。

これは創作とは違う方面からの意見ですが、フェイクニュースの観点からもやはり慎重になるべきだと思います。

ロシアによるクリミアのハイブリッド戦争を受けてアメリカ陸軍が新しいドクトリンを開発したように、サイバースペースでの情報戦はとても重要です。

一般市民が知らず知らずのうちに違う国のフェイクニュースを作ってしまった(本人たちにとっては冗談のつもりで)、ましてや、これから日本が何かに巻き込まれてしまったとき、日本人が作ったフェイクニュースで日本人が騙されて国内で対立が起きることになれば目も当てられません。

実際に岸田総理など、有名な方々のフェイクニュース(ニセ動画)も話題になりました。

使用に規制をかけたとして、開発自体に規制をかけるわけではないのですから、そこを踏まえていただいた上で、画像生成・音楽生成などの創作に関わらず、AI というもの全体をもう少し慎重に考えていただけたら幸いです。

●受付番号 185001345000001661

AI生成物は、窃盗行為を悪質にしたもので、学習元を大きく毀損します。

この窃盗行為は、絵や文や音声を出力して発信する学習元の尊厳・創作意欲・収入源を破壊し、日本から新しいオリジナル作品が生まれ出され、人気が出ることは、もう二度と望めないでしょう。

昨日パブリックコメントを送ったあと、更に問題点が発見されたため、二通目のパブリックコメントを送りました。

AI生成物は悪質で、規制すべきです。

●受付番号 185001345000001662

Twitter(現 X)を見てると AI 生成した絵がいくつも流れてきます。彼/彼女らのアカウントから呟きを見ると、明らかにイラストレーターさんや漫画家さんを自分の金稼ぎの道具とか見ていないような発言ばかり目にします。

AI イラストに使われた本人にやめてくださいと言われても罵詈雑言、支離滅裂な反論、殺人予告をしている人までいて目を疑いました。もう AI イラストを見るだけで不快感があります。

そもそも芸術と AI は共存できるものじゃないと思います。

単純作業を AI にさせ、それ以外の仕事を人がする。そういう使い方が私はいいと思います。

●受付番号 185001345000001663

AI 学習のための学習データ収集を行う際に囲繞等の権利制限規定の要件を満たさないものを容認してしまうと、盗品であればデータ収集可能であるという。海賊版取り締まりがままならない現状、ウェブサイトからの収集はこうした著作権侵害につながる可能性を否定できず、またそもそも著作者がデータ学習を容認していないにも関わらず無断でデータ収集されるされている状況を踏まえると、著作者が許可したデータにのみ学習データ収集を可能とする整備をするべきではないか。

AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に差し止め請求を認められる範囲に関して、複製等の侵害行為が新たに生じる蓋然性が低い場合と言うのは、どういったものか。一度侵害に及んだデータが侵害の蓋然性が低いとは考えにくく、請求があった時点で学習用データセットからの除去を行うべきではないか。

また同様に一度侵害に及んだ生成物を生成した学習済みモデルに関しても著作権を侵害するものであると考えられ廃棄請求は認められると考えられるのではないか。

AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに該当著作物が含まれる場合において、学習に用いられた著作物の創作的表現が生成利用段階で生成されることはない技術というのはいったいどういう物か。現に侵害が行われ、学習データに含まれているのであれば、生成されることはない技術そのものが誤りであるとは考えられないか。生成されることはないという根拠はどういったものか。

生成 AI の指示入力に際して具体的な指示はあくまで指示、手技であり、生成に関して学習元のデータ以上の創造的寄与があるとは評価しにくいと考える。

●受付番号 185001345000001664

生成 AI によって収集されたデータからの出力と、人が見聞きして作った作品を同一視することは危険である。同じ「学習」を通してはいるが、AI は人には不可能な大規模データからの参照であり、一方で人は AI には不可能な思考や経験の先の創作である。従って、生成 AI は人と同じ法を適応させるのは短絡的な決定であると言えない。このことを他の文化に置き換えて考えればその不快さが言い表せるだろうか。

例えば、テレビで上映されているプロの役者による(例えば能などの)舞の映像を AI が何種類も学習した。そして、学習結果を生成し、現実と変わらぬ 3D モデルなどを使って舞をテレビで流す。それは同じ伝統芸能だろうか。プロの役者は様々な経験や文脈を以て舞を披露しているのだけれど、AI はその文脈は関係なく出力する。これを同じ「伝統芸能」とみなしていいのだろうか。生成 AI で画像などを出力することは、その同じ伝統芸能とみなすことの危険性と同じで、「画像」として一般化されてしまうことが危険なのだと思う。

また、では〇〇派の映像だけを学習して、その文脈を汲み取ったかのように学習させればいい、というのも危険だ。まず、〇〇派がそのように集中して学習されることを想定していなかったかもしれない。けれど学習データ先にその映像が存在していると学習できてしまうから、どうしようもない。そして出来上がった〇〇派に特化した映像を知らぬ第三者が見て、「これってあの流派のやつじゃん」とみなす。ゆくゆくはその映像(の製作者)が〇〇派を名乗るかもしれない。この問題は実際にインターネット上で起きていて、某イラストレーターの絵柄に特化したデータセットというものが公開され、日々画像が生成されている。確かに、現行法では許されるかもしれない。その「なんとなくの不快感」をどうか無視しないでいただきたい。

画像というごく当たり前に一般的に存在しているものだからこそ、個人が感じる不利益が無視されやすいかもしれない。人間が明文化できていない人が手掛けた作品の空気含めた何かが、生成 AI によって蔑ろにされてしまう気がしてならない。

皆が自由に画像が生成できて便利だ、という世界は確かにひとつの進歩だ。便利なツールであるし、例えば何らかの理由で絵が描けない人がいたり、挫折したあの時を取り戻したくて使いたい人もいるかもしれない。しかし、そのような事情が許されるのなら、製作者側が時間を割いて作り上げたという事情が無視されるのは道理が通らない。思考した時間があったこと、その作品を作るために何年もの積み重ねがあったはずだ。出来上がった画像は一枚かもしれないが、その奥には多大な積み重ねがあるということを覚えていていただきたい。一度は何かしらの文化を学んだ人であれば経験するだろう。その作者、文化がどのような歴史を積み重ねてきたのかを。それはこの生成 AI 問題に対しては無視してよい事項か、無視してよい作品達の程度だと思っているのか。

データはデータ以上の何物でもないと断じることも可能だ。しかし、そのように断じてしまうことが果たして文化の行き着く先"なのだろうか。"

●受付番号 185001345000001665

結論ありきで拡大解釈と AI の推進するのをやめろ。公害のデジタル化までするんじゃない。
薬害や公害で国民に真摯に謝罪して対応したことないだろこの国。

●受付番号 185001345000001666

AIは0から物を生み出してはいません。また他の何かを参考ではなくコピーしたものです。色んな本をコピーして合わせたものを販売するのも合法となってしまいます。

●受付番号 185001345000001667

今回の草案に反対いたします。

例えば漫画家 A さんという方がいて、A さんのイラストを学習した AI が自殺教唆や殺人予告を想起させるイラストを出力したら A さんの立場は追い込まれてしまいます。

日本のクリエイターを応援するものとして今回の案には反対いたします。

●受付番号 185001345000001668

画像生成 AI については「権利者に許諾なしで作品を使う」という 1 点が気に入りません。AI や技術の進歩は歓迎しますが、著作権など既存の権利を蔑ろにする進歩はおかしいと思っています。

AI の学習に使用するのはいいですが、それは事前に学習に使用することに同意した人だけに限るべきです。

無作為に、無許可で自身の創作物を勝手に AI の学習に使われるということそのものが著作権の侵害にあたり、作品になる以前のアイデアの段階だとしても、著作権が発生するものと考えます。

抜本的な見直しと改善を求めます。

●受付番号 185001345000001669

AI 作成による著作物の不正利用がより増えると感じるため、反対。

●受付番号 185001345000001670

結論から言って、AIは「人間が参考元を調べて成果物を制作・執筆・描画等する過程」を肩代わりしてくれるだけのツールです。ただの道具なのです。

であるので

「A氏のイラストを学習させ、閲覧者に誤認させるようなイラストを制作して金銭を得よう」

「B社の文章の内容とスタイルを学習させ、それらしい文章を仕上げることで簡単にビューナー数を得よう」

等のケースは結局新しい道具を使って人間が著作権侵害を起こしているだけです。

それはA氏のイラストを手でコラージュ・模倣したイラストを作成したのと変わらず、B社紙面を手で継ぎはぎした記事を作成したのと変わらない結果があるのです。要するに単に手間を省いただけの所謂「コラ」「パクリ」「コピペ」でしかありません。

なので、これらの悪意があるケースは今までの著作権侵害制作物と同じように扱い、処罰するようにすればよいだけだと感じていますし、事実そうやって来ていると感じています。それぞれのケースに関しての細かな裁量は事例が積み重なっていけば確かなものになると予想できます。

しかし私が今後特に問題になると感じているのは「使用者に悪意がない場合」の著作権違反です。

つまるところ「AIの学習元データセット等に無許可の著作物（映画・イラスト・音楽・紙面等）が入っている」というのが問題なのです。

近年まで芸術分野におけるAIは成果物を人が作るための補助具でした。だからこそその学習に関しては寛容だったのです。

ただ、それ自体がひとつの市場となり、クリエイターたちと同じく成果物で直接金銭を得られる立場になったのなら、話は変わります。

その学習・制作・納品にはクリエイターたちと同じ倫理観・責任・権利を持つための検討をしなければならなくなるのです。

しかし先に述べたようにAIは道具です。自分の意思を持たないAIに、それらを求めることはできません。

では誰がそれを持ち、果たすべきか。勿論AI技術の開発者や使用者です。彼らが学習元への敬意を払い、倫理観・責任・権利を持つための新しい法律が必要です。

そのひとつが「無許可の著作物の入ったデータセットを学習に使用しない」「一度AIの学習内容をクリーンにする」ことであると考えます。

少年法で守られた成人男性より巨躯の化け物に一般的な成人男女が無邪気に殴り飛ばされているような、それを「クリエイティブを市民に取り戻す」と応援する勢力が居るような、そんな現状を私は健全とは思いません。

●受付番号 185001345000001671

まず生成 AI 利用者と真っ当に人の手で作っているクリエイターを一緒くたにするような呼称はやめていただきたい。酷い侮辱行為です。

生成 AI 利用者は既存のクリエイターの著作物を勝手に使い、その著作物やクリエイターのイメージを著しく損なうことに使う者達ばかりです。

それとこれを作った人は現状の生成 AI をよく理解していないのでしょうか。何故そんなにも非享受の範囲を拡大したがるのでしょうか。現状世に出ている AI は享受目的ありの例に該当するものばかりだというのに。

「学習データの切り貼りではないとされる」について。これもおかしい。ちゃんと生成 AI について調べていたら、あれを切り貼りではないなんて口が裂けても言えません。ここで現場で働いているクリエイター達との価値観の相違がよくわかります。

生成 AI 利用者の中にはわざと既存のクリエイターのイラストを AI に食わせて、クリエイターのイラストのようにみせた卑猥な画像を作って嫌がらせや金儲けをしている連中もいるということをきちんと理解してもらいたい。

法の抜け穴を使って好き勝手暴れている生成 AI 利用者達は現状、創作文化を発展させることはありません。生成 AI 利用者『だけ』が得するような案を考えている暇があるのなら、既存のクリエイターや新たなクリエイターを守るためにもきちんと生成 AI 利用者に対してはきちんと厳しく取り締まっただき、クリエイター達の著作物を守っていただきたい。あと、これはイラストだけの問題ではないことは流石にわかっていると思います。他人の顔や声を無断に使って相手を貶めるような物を生成 AI で作る奴もいます。曲がりなりにも国のトップである総理大臣でも勝手にフェイク動画を作られていましたよね。危機感を持っていますか。顔出ししてる芸能人だけではなく一般人の顔も勝手に使われても文句は言うなど貴方たちは言っているようなものです。幼い子供の顔を使って児童ポルノを作る奴だっているでしょう。もちろん『生成 AI』で、です。現状、生成 AI 利用者をのさばらせたままでは創作文化が発展するなんて誰も思っていないよ。

●受付番号 185001345000001672

絵描きは勿論、人がめちゃくちゃ魂込めて頭悩ませまくって
必死に描いてたり、創ろうとしてるものの創作意欲をガッツリ決る世界になるのだけは嫌
過ぎます

●受付番号 185001345000001673

AI 生成物に創作と見受けられる表現が加えられていたら、いいとはどういったことなのでしょう。AI に生成させたイラストに、プリクラの加工機能のような手書き文字を加えただけで、創作の枠組みに入ってしまうのであればそれは納得がいきません。そもそも AI 生成された絵に加筆しても違和感のない絵が描けるのであれば、すでに絵師として活動できるレベルの人であると考えるので、そもそもイラストを AI で出力する必要はないと思います。

現在使用されている AI の中には、AI 使用許可を出していない絵師のイラストを無差別に学習素材として、その絵師の作風に似たイラストを生成できる AI がたくさんあります。

その AI を使い自殺や自傷、未成年の性的表現を含むイラストが生成されており、そのイラストが一個人の個性を潰すための攻撃手段にもなっています。私の周りにも AI の学習材料になることを恐れ、投稿したイラストを削除する方も多くいました。

そして現在は、年齢と絵の上手さは比例していません。成人してフリーのイラストレーターとして活動している方と、趣味の一環として活動している学生の方を比べても、どちらも見劣りせずそれぞれの個性が出ている素敵なものになっています。

それを前提とした上で、未成年者の作者が描いたイラストを学習素材として成人指定の性的なイラストを生成した場合はどうなるのでしょうか。

その作者が性的なイラストを描いているという誤解から風評被害を受けてしまうと思いますし、その生成物を発端として他の AI の学習素材元として使用される可能性もあると思います。

私はイラストをいいと感じるのは、絵の技術などもありますがやはり書き手の経験も重要だと考えます。現代で称賛される作家や画家の作品は、彼らの人生を含めてモチーフを考察したり、技法を評価されたりします。それは現代の絵師も同様で、高値で落札されるか、知名度があるか、その程度の違いだと思います。

スポーツ選手やタレントもそうだと思います。美しさもサッカーの技術も、やろうと思えば AI で生成できるはずなのに、なぜ今も彼らにはたくさんのファンがいて多くのメディアに出演してるのか。彼らが歩んできた道が人々の心を打ってきたからなのだと考えます。

最後になりますが、私は生成 AI の規制はもっと強めるべきです。

絵師にとってもみなさんにとっても、難しいことであると思いますが、私達絵師の創作物が保護される結果になるよう祈っております。

●受付番号 185001345000001674

利用者が認識しない場合に依拠性がほぼ認められる解釈となっており、日本での生成 AI の利用を委縮させるものとなり、利用者が認識しない場合の依拠性は柔軟とし、むしろ技術的防止手段を講じていない開発者に責任を転嫁すべきでないか。

個人のユーザーは学習用データの内容や技術的防止手段の有無についての的確に知ることができず今回の解釈は大きな萎縮効果を生む。

また、認識がない場合に故意過失がない場合は差止めのみとしているが、過失がないまでの証明は個人のユーザーには責任が課題でやはり大きな萎縮効果を生む。

資本力のある開発企業や利用企業は金銭的なリスクをヘッジできるかもしれないが、資本力のない個人ユーザーが認識がなくとも依拠性が認められ得て、差止めや、過失が認められると損害賠償まで求められうる状況は、日本の生成 AI の普及に大きな停滞をもたらすリスクがあると考ええる。

●受付番号 185001345000001675

2.(1)について、「人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように」とある。これを踏まえると、著作権のあるデータを学習した生成 AI によって作られた創作物は、完全なオリジナルであるかが問題になると考える。例えば DTM のような技術では、それ自体に著作権のない各楽器のサウンドやフレーズを組み合わせることでオリジナルの楽曲制作を行うことができるが、既存の曲のフレーズをそのまま引用した場合はオリジナルとはいえない。これと同様に、自分の作品ではない既存の作品を学習した生成 AI はオリジナルの作品を生成したとは言えないのではないかと考える。

また、この案がクリエイターの努力を AI に奪われるような形でとまらないよう検討していただきたい。

●受付番号 185001345000001676

学生です。

今世に流通している様々な AI 生成のデータは、基本ネット上にて描いた人間の著作権のあるものを無断で使用しているように思います。絵だけではなく声や文までにも及んでいるように感じています。

これは様々な創作活動、文化、それを築き上げ守りあげてきた人への冒瀆に感じます。もし AI が少しも規制されず、そのまま使えるようになってしまえば、絵や声、文などの創作活動、職業に影響するだけではなく、テレビに流された映像から作られた精巧な捏造映像など、政治家様の言葉を捏造するフェイクニュースまでもが著作権のもと守られてしまうのではないのでしょうか。

どうかお考え直し頂きたいです。すべての AI を規制しろとは言いませんが、その内容だけでもどうか規制していただき、様々なクリエイターを守って頂きたいのです。

●受付番号 185001345000001677

生成 AI の学習元において、著作権者の同意が得られていないデータの利用は禁止すべきだと考えます。

また、生成ツールのリリースにおいては、学習元を確認できる様にすると共に、著作権者の訴えに迅速に対応できる環境整備がなされるのが望ましいと思います。

生成 AI を利用した作品においては、AI を使用したことを明示することを義務付けるべきではないでしょうか。

著作権者が本人の知らないところで自身の作品を利用され、それを利用した AI によって元と競合するものを作られる。ユーザーが生成 AI を利用した作品かが判別できないのが問題かなと思います。

ツールの製作者や利用者のモラルに任すのは、私は期待できません。

●受付番号 185001345000001679

ウェブサイトや既に出版、発行された媒体からの情報の無断利用が大いに考えられ、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当するものとする。よってこの案は廃案にし、創作に関わる生身の人間の利益を守る働きをしていただきたい。

●受付番号 185001345000001680

現状の生成AIは実質的に「学習という過程を通じた事で著作権をロンダリングすることで、出力者の著作権や肖像権などの権利を剥奪し、生成者が勝手に使用できる」という非常に危険な使用方法が悪用されている状況です。

例えばあるイラストレーターの贋作を簡単に増産できたり、実在の女優や幼い児童そっくりのポルノがばら撒かれるなど、既に被害が出ているだけでなく、悪意を持って特定の間への嫌がらせの為にフェイクポルノや贋作を生成し、その事で精神的に追い詰められて心を病んだり、自殺を考える人々さえ生み出しています(つい最近もインターネット上では執拗にAI生成によって嫌がらせを受けているイラストレーターさんが自殺を考えている様子なのが話題になりました...)

学習データにも法的に問題のあるデータが多数含まれ、所持が禁止されている児童ポルノの写真や、DVDなどのコピーガードを外して違法にリップングされた画像・音声データなどが利用されており、学習側だけでなく生成側も実際はそれを承知して生成しているにもかかわらず、現状は見ないふりをしているという非常に危うい状態に置かれています。

現状としては、

- ・ AI への学習に著作権保持者の許可を必要とさせること
- ・ 学習データの公開を義務付けること
- ・ 学習データに法的に問題のあるデータを使用することに罰則を設け、使用したデータセットの削除に応じる義務を課すること(作者が許可をしていないデータを含む)
- ・ 生成データに使用したデータセットの併記を義務付け、問題があるデータセットを使用している場合は削除義務を課する事

等についての規定がない限り、生成AIを受け入れる土壌は創作者界限に広がる事はないように思います。

使い方を弁えないことで先端技術が無駄にし、多くの創作者の生み出した文化を破壊する事がないよう、どうか慎重なお話し合いをよろしくお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000001681

AI という便利で簡易的に作成できるもの自体は良いと思うけれど、それを使う人が現在でも著作権を理解せず、AI を提供する会社の使用規則も守らずに「他人が AI を使わずに公私にかかわらず努力して作成した作品(音声、絵画などジャンル問わず)」を乱用しているのを最近よく目にします。

それらを行なっている人は「AI が規制されたら他人のものを盗んでお金を楽に儲ける方法が無くなるのは困る」とよく嘆いているのも目にします。

著作権はよくわからないと言いながらも他人のものを盗んでいるという自覚はあるようです。

他人のものを盗んで楽にお金が稼げるひとたちを、容認しまいかねない現状はかなりの不安があります。

日本は海外に比べて AI への理解、規制が遅れすぎています。

声優、漫画家、あらゆるアーティストの権利、そしてそうではない、楽しんで作成している、子供達なども護る方向へ進めてください。

●受付番号 185001345000001682

侵害予防措置には、学習用データの除去のほかに、技術的防止手段の設定やジオブロッキングなど柔軟な対応が認められるべきではないか。

著作権侵害の対象となった当該著作物が、将来においてAI学習に用いられることに伴って、複製等の侵害行為が新たに生じる蓋然性が高いといえる場合に、学習用データの除去が認めらえるとしている。一方で、学習用データの除去は現状モデルを再学習せよとほぼ同義であり、実質的な効果は学習済みモデルの廃棄と変わらず、負担が大きすぎると考える。

素案では技術的防止手段を構築することで著作権侵害が回避されうることが議論されているので、そうであれば侵害予防措置には技術的防止手段を構築すること等も検討されて然るべきと考える。

●受付番号 185001345000001683

クリエイターやそれ以外の、すべての人が創作したすべての著作物（絵、イラスト、デザイン、写真、音声、音楽など）を学習させて生成する今の AI 技術は、創作意欲の喪失や技術の衰退だけでなく、児童ポルノや悪質なデマ、その他犯罪につながる可能性が極めて高いです。

【参考】

・「リアルな生成 AI 性的画像が氾濫、実在の被害児童と区別困難...削除要請や捜査にも支障」

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20231201-OYT1T50210/>

・「SNS 拡散の災害デマやフェイク画像 “AI 生成の画像”も」

https://www3.nhk.or.jp/news/special/saigai/select-news/20220928_01.html

・実際の被害（X から引用）



・「コナン君に「#歌わせてみた」流行曲、実は AI 偽音声...困惑する声優たち「対処しようがない」」

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230926-OYT1T50040/>

生成 AI の技術そのものを否定はしませんが、「他人の創作物を学習させなければ使えない」現状の生成 AI については、全く賛成できません。

また、他国ではこの生成 AI における法律など整備されつつあるのに対し日本は遅れています。

自国の文化を衰退させないためにも、真剣に考えていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000001684

とっとと著作権を解さない野蛮な非文明人を焼き払えという穏当な意見すらどっちにとられるのやら。

我々クリエイターは基本的に政治意見を能動的に発したりはしない。なぜなら時間の無駄だからだ。

そういった意味でこのような意見募集はそれ自体がクリエイターではなく政治的立ち位置を持つ層で構成されることが予期される。

だから既に過激派同士のポジショントークで埋め尽くされているのだろう。

故に最大多数を占めるクリエイター及びファンコミュニティの意見は極めて反映されづらい。

この点をまず指摘しなければ議論を始めることすら出来ない。

今回著作権法を意見するにあたり外国パブリシティの状況を把握し、国内著作権関連法案の制定経緯から改定に係る各種の情勢と構造を精読し、最新技術トレンドから発生した生成AIの技術的制約や現時点での立ち位置、ユースケースから今後の発展ロードマップまで、たったこれだけのことすら調べようともせず理性をどこかに置いてきた挙げ句誰かの感情を燃料に自分を燃やす愚者の群れが一体どれほどを占めるか考えたくもない。

がしかし直視したくない現実というものはいつでも社会に存在するため、そこそこ文量を割いて指摘する他ない。なんて無益。

さて、クリエイターとしての意見ではたった1つ、今すぐに著作権という枠組みそのものを破却し完全自由なクリエイティブ環境を構築せよという他ない。

そもそもクリエイターの努力にフリーライドするのはいつだって大体が公的機関である。

何1つとして個人のクリエイティビティに寄与しない税金という存在が一体何の役に立つのやら。

まあそんなこと当の公的機関に言われても困るというのは同意しよう。

AIとはあくまで自然人としての権利便益を持つべきではなく、ツールとしての役割に終止すべきである。

人のためのツールであり、天然果実や法定果実を人にもたやすための存在である。

故にこそAIを利用して作成された全ての著作物の権利が利用者に帰属すべきであり、AIそのものを開発するならばそれもまた著作物、あるいは無形資産としての性質を保持する。全ての著作権侵害は利用者に帰属すべきであり、全てのAI作品はトリガーを弾いたものの所有に帰属すべきである。

この点について写真と絵画の枠組みの違いを誰もが理解すべきである。

主に街並みの所有者は写真という作品の著作権者ではないが、だからといって創作性を否定されるべきではない。

しかし、その写真が肖像権者の権利を侵害しているとき、当然著作権者は権利の侵害を問

われる。

絵画ではなかなか難しい。

もちろん、肖像権者を描くことはあるが、大抵はモデルとしての許諾を得ているからである。

それは制作時間の差であり、天然人による模造は天然人による観察を伴うという前提がある。

ここで重要なのは、AIとは天然人により学習を宿命付けられた人工物であるという点に尽きる。

本来、内心の自由を人権として所有する天然人では問題にならないAIの内心を問題としているのである。

さて、AIの内心とはつまり学習素材であろう。

AIの持つべき内心を問われているともいえる。

AIによる模造は確かに、素材の学習ありきである。

例えば人間を生成するには人間の素材が必要だ。

そして、現在問題にしようとしているのは天然人には自分という素材があるがAIには自分という素材がない点にある。

例えば、天然人の誰もが子供時代を学習している。

それは児童ポルノ禁止法に基づく児童ポルノそのものである自身の裸体を含むわけだ。

しかし、AIにその児童ポルノとなる素材の使用を禁止したらどうなるか。

AIはこと児童ポルノ（ライクな非実態描写物）の生成において天然人に優越しない。

これが結論となる。

AIによって生成される全く被害者の存在しない児童描写は、必ず被害者の存在需要が絶えない現実世界への競争力を失うのである。

この時、現実世界で児童ポルノの生成に従事する天然人は極めて大きな利益を得ることになるだろう。

同様のことが現実世界におけるクリエイターにも言える。

AIの現実世界での競争力を削ぐということは、現実世界で利益を得る全てのクリエイターにとって利益を得る。

しかし、その労力、時間、リソースは全く減らない。

そして我が国の人口動態を鑑みれば、そんな可処分労力は無い。

彼らは言うだろう。

『クリーンなAI』と。

誰がそのクリーンさと権利関係を整理してライブラリを整備するのかと。

答えはそう、誰もやらない。

何より、AIの競争力を削ぐ事ができるのは現時点で国内領域に限られ、そもそも素材となるレガシーの少ない国ほどその利益を享受できる事にほかならない。

結論として、著作権はクリエイターの利益にならないのだから今すぐ廃止して別の枠を作るべきだ。

●受付番号 185001345000001685

現状、生成 AI による制作物により日本の芸術文化が侵害されていると強く感じます。各種 SNS やサイトなど、クリエイターがこれまで安心してきていた場所のほとんどに不安要素が発生し、安心して作品を発表できなくなってきました。その原因が AI による無断学習などです。海外のクライアントから「日本のクリエイターは素晴らしい」と本当にたくさんの評価を受けているのに、このまま行くと文化の衰退にまで発展しかねません。今後若いクリエイターが安心して作品を作れるような法整備、もしくは著作権を守る法律は絶対に必要だと感じます。長い目で見た時、このままでは本当に日本のクリエイターが消え、文化も消えてしまうのではないかという不安があります。せめて、無断での学習による作品の規制について何か対応をすべきです。

●受付番号 185001345000001686

文化破壊庁様の配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載されている

「学習 () データは切り貼りではないとされる」事について、

これはもう完全に無断転載に値するのではないのでしょうか。

何でもかんでも許していると、

創作者の努力、作風が AI に取って代わられることになります。

引いては、本来収入を得るべき創作者のお金が AI で作った人へ流れてしまいます。大きな機会損失であり、これはいわゆる転売となんら変わらないように見えます。

小説においてもそうです。

文章、プロット、作風は守られるべきです。

●受付番号 185001345000001687

・AI イラストを出力するにあたり使用しているアプリケーションは、作者に許可を得ず無断使用している莫大な数のイラストだが、それを理解しながら AI イラストを出力するのは著作権侵害ではないのか。

・無断使用されているイラストを元に AI イラストを出力しているにも関わらず、AI イラストは他者のイラストを切り貼りしていない。と断言できる理由と根拠は何処にありますでしょうか。

●受付番号 185001345000001688

生成 AI について ウ 生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

とありますが、現状一般化されている生成 AI はどう見ても学習元のデータの切り貼りです。学習データの切り貼りではないと判断される根拠はどこにありますでしょうか。クリエイターには作品を何も作るなということでしょうか。生成 AI はオマージュとかそういう次元の話ではないんです。著作者の作品そのものをのっつけています。悪用されています。上手に使っている人もいるかもしれませんが、利益より損害の方が大きいです。誰も何も生み出せなくなります。生成 AI が怖いからです。これを認めてしまっちは人間がものを作る意味がなくなります。クリエイターが飯を食っていけるのは作品を買う人がいるからです。自分自身の作品に対して意義を見出してくれる人がいるからです。生成 AI はクリエイターの創造性、独創性、その人のブランドを尽く盗んでいきます。声まで AI に盗られる懸念がありますがそんなことしたらやりたい放題になってしまいます。その人に成り代わって悪事を働いたりできるようになってしまいます。クリエイターは作品をつくるのが生き甲斐です。できなくなれば死にます。それで食い扶持稼いでるんだから当然です。お金が入らなくなるので。この人の絵が無料で手に入るならそっちに行こうって人がいるから生成 AI に需要があるわけでしょう？それってかなりの損害です。現場の意見です。偉い人達が考えているようなぬるい状況じゃありません。再三言いますがクリエイター側にとって大きな損害となります。他人のもの丸パクリした生成物になんで権利が発生するんですか？あるわけじゃないですか。丸パクリで生きられないから人間が試行錯誤してるのに、訳の分からん AI に市場もなにもかもぶち壊されちゃったもんじゃありません。許してほしくないですこんなもの。企業側にも生成 AI を使用すると、努力してないんじゃないかと思われるかもしれないとの懸念の声がありましたが本当にその通りだと思います。生成 AI に出力してもらってなんで努力になるんですか？じゃあ企業努力ってなんですか？人間がやるから努力になるんでしょ？人間と人間が話し合っって色んな人に受け入れて貰えるように、成功できるようにより良いものをつくるって過程が努力でしょ？クリエイティブな仕事においてこのプロセスを抜いてしまったら仕事になりません。職を奪わないで頂きたいです。だから著作権を主張するんです。全部全部乗っ取られるから。自分の生活がかかっているんだから反対されるに決まっているでしょう。政治がどうか選挙がどうかは知りません。それが実際私たちの身近なところでどう反映されているか分からないからです。長ったらしい難しい言葉を沢山使って誤魔化して有耶無耶にしているからです。この生成 AI については私たちの生活において密接な関係があります。存在していると生きるのに邪魔なんです。なんで望んでもないもの勝手に作られてその尻拭いをこちらがしなきゃならないんですかね。需要があるとすればそれはクリエイター側でなく消費者側の意見でし

よう。コスパがいいことしか取り柄がないんですから当然ですね。ここで言うクリエイター側というのはコンテンツを作る側のことではないですよ、コンテンツに協力してキャラクターや大筋のシナリオをつくるパーツを作る人たちのことです。企業も私たちにとってはクライアントです。この人が描いた"絵が無料、尚且つ最速で手に入る。しかもそれを大量に生産できる。"この人が描いた"の部分に著作権が適応されないと困るんです。生活ができなくなります。生成AIってそういうことなんです。分かりますかね、ちょっと説明が難しいんですけど、作風とかそういうものをひっくるめて全部です。全部。作品という概念に内包される要素全部です。これを侵害されてるんです。作品に著作権があるなら余裕で侵害されています。一目瞭然です。なんで受け入れようとするのか全く理解できません。多様性じゃないですこれは、善性が独り歩きして悪性になるってあるんですね。なんでも受け入れろって言ってるわけじゃないんですよ。否は否です。多様性じゃないです。AIなんてどうしても難しいことの補助だけでいいじゃないですか、ものは素晴らしいんだからなんでわざわざ人間がちょっと頑張りやできるようなものに使うんですか。必要ありません。だってできるから。私たちはAIがなくてもAIに学習させなきゃできないことができます。その人の作品がほしいなら依頼出してください。仕事なんだからちゃんとやりますよ。お金発生するのなんか当たり前じゃないですか。コスパがどうこうとか意味わからんこと言わんでください。"

●受付番号 185001345000001689

既に生成AIに多くの漫画家さんやイラストレーターさんの絵が学習されてしまっています。日本の創作文化を守るためにも生成AIによる絵柄の搾取等は反対です。SNSの発展により多くの方がネット上にあげてしまった顔写真なども勝手に使われることはあってはならないと思います。

●受付番号 185001345000001690

イラストレーターです。

「AIに作品を模倣される側の人間」として意見を送らせて頂きます。

動画や音声生成に関する知識は無いため「画像」に関する意見となります。

AIと著作権に関する考え方について(素案)にも明記されている通りですが、今一番問題視されているのは

「流行っているAI生成ソフトがネット上のあらゆる著作物を無許可で模倣し類似した画像を生成している」

という著作権の部分だと思います。

逆を言うと、Adobeなどの学習元が自社のストック画像に限るなどホワイトであるAIソフトは非難されるべきではないと思っています。

AIが登場する以前から、人間による他者の作品の模倣(パクリ)は度々問題視され炎上トラブルも起きていましたが、

模倣した人間と模倣された人間が明快だったため法的にも対処する手段がありました。

AI生成画像で難しいのは、「自分の絵にすごく似ているけど模倣されたのかわからない」という点だと思います。

「学習元」に自分の作品が含まれていたのか?の確証が無い、知り得ないからです。

また、AIは元の絵をそのまま複製するのではなく、作画や構成のクセ完全に模倣しつつも(無断で)改変しているため模倣された証拠を掴みにくい、まさに盲点を突かれたと言えます。

ですが模倣する対象が無いとAIは作画できませんので、気付いていないうちに何万というクリエイターが著作権を侵害されている...という現状、かなりハードルが高い問題だと思っています。

アメリカでは公開されているユーザーのコマンド(AIソフトで画像生成するための指示文)のスクリーンショットを撮り、

そこに自分の名前が入力されている、そして自分の作品に酷似した画像が出力されている、という"証拠"を元に裁判が行われていましたが

そういった物的証拠が無ければ作家は何もできません。

ましてや、AI生成画像ソフトの主流はアメリカのチームが開発しているソフトなので元を叩こうにも日本の法律では対応できないと思います。

ご存じの通りアニメ絵に関しては日本の作家たちが世界の中でもトップですので、

アメリカで、他国で、日本人の作品が模倣され改変され販売され消費し続けてられている...という、国際的な問題なのが現状です。

ただ画像生成して個人で楽しむのではなく、それを元に商売をしている人が数多いので、他人の作品で稼いでいる、という点も問題が大きくなった要因の一つだと思います。

自分はいち作家で法律には疎いため解決策など全く想像もつかないのですが、現場からの意見として一筆取らせて頂きました。

AI が合法的に、人類にとって良いツールになる日が来ることが一番望ましいので、何か解決策が見いだせれば良いなと思います。

何卒よろしく願いいたします。

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」にも明記されている通りですが、今一番問題視されているのは

「流行っている AI 生成ソフトがネット上のあらゆる著作物を無許可で模倣し類似した画像を生成している」

という著作権の部分だと思います。

逆を言うと、Adobe などの学習元が自社のストック画像に限るなどホワイトである AI ソフトは非難されるべきではないと思っています。

AI が登場する以前から、人間による他者の作品の模倣（パクリ）は度々問題視され炎上トラブルも起きていましたが、

模倣した人間と模倣された人間が明快だったため法的にも対処する手段がありました。

AI 生成画像で難しいのは、「自分の絵にすごく似ているけど模倣されたのかどうかわからない」という点だと思います。

「学習元」に自分の作品が含まれていたのか？の確証が無い、知り得ないからです。

また、AI は元の絵をそのまま複製するのではなく、作画や構成のクセ完全に模倣しつつも（無断で）改変しているため模倣された証拠を掴みにくい、まさに盲点を突かれたと言えます。

ですが模倣する対象が無いと AI は作画できませんので、気付いていないうちに何万というクリエイターが著作権を侵害されている...という現状、かなりハードルが高い問題だと思っています。

アメリカでは公開されているユーザーのコマンド (AI ソフトで画像生成するための指示文) のスクリーンショットを撮り、

そこに自分の名前が入力されている、そして自分の作品に酷似した画像が出力されている、という証拠"を元に裁判が行われていたが

●受付番号 185001345000001691

生成 AI を使い、他人の創作物(イラスト・音声・人物 等)を 無断で使用し、他人の創作物を読み込ませ それを自分の作品だと発言、思い込むことは かなり不適切で 凶悪な行為です。創作者には 表現の自由があり その表現された作品を 劣悪な行為によって 生成された画像が多く存在していることは大変遺憾で 許されないものです。

表現者の自由も 生成 AI によって 奪われようとしています。ハリウッドのストライキも最近ありました。演者の仕事を奪おうとしているのです 著作権・肖像権の扱いはどうなっているのか、今の人々に 生成 AI を扱うことはまだまだ早すぎたのです。

そして 生成 AI に、実在している人物の写真を使い、ポルノと呼ばれる生成画像を作らせる事は犯罪でありプライバシー・肖像権侵害と見なされます。そのような事を行う者の 道徳的価値観はどうなっているのか 早急に対応をしなければ行けません。最低な行為です。生成 AI を 完全に無くすことが難しいのが大変遺憾ですが、このような 人々の表現の自由や、肖像権に危害を与えるような行為のために使用する事を 徹底して規制して頂きたいです。

●受付番号 185001345000001692

著作権は日本だからこそこの国より大切にしてください。

日本は山だらけで災害だらけ安定した資源がありません。

そんな中で一つだけ安定して他国と戦えるのがイラスト、漫画、アニメ等で日本に人間さえいれば地下から湧いてくるから掘らなきゃいけない。等必要ありません。

例えばこれからの高齢化社会両親の介護をしながらでもイラストを描き売って生きていく事もできます。

イラスト漫画アニメゲームは未だ海外の沢山の人も愛されてそこから日本が好きになり日本語を習ったり日本に遊びに来てくれたりもします。

つまり大々的な宣伝費をかけなくても日本に遊びに来てくれるのです。

現在日本はそんな世界的に戦えるコンテンツを持っていながら他国に圧倒的に著作権の扱いに遅れ資源を必要としない最大の武器、金のかからない金の成る木を自ら捨てようとしています。

たとえばお隣韓国等はどうでしょうか、韓国は同じく資源では負けると分かっておりそして武器となるものを芸能系だと理解して国包みで力を入れています。

このまま AI を放置、また擁護状態が進めば弱小アニメ会社フリーのイラストレーター声優等の仕事が無くなります。更に知名度のある人の作品等もただの素材とされいずれこの業界から人間がいなくなるでしょう。

世界的に AI は嫌われており、特に文化を大切にしている欧州の人間から風当たりが強く嫌いな AI しかないまた独自製の無い文化が無くなった日本は世界から興味を持たれなくなるでしょう。アニメゲーム等は中国韓国等も日本よりもクリエイターに沢山の金を払い作りはじめておりだんだんそちらも評価されてきています。

そしたら日本はあと何が残るのでしょうか？車でしょうか？ブランドフルーツでしょうか？

日本の子どもの未来を考えるなら少しでも世界と戦える武器を残すべきではないでしょうか？

●受付番号 185001345000001693

私は私の創作物や自分・家族の写真を AI 学習に利用されたくないですし、他人の著作権を侵害しうる可能性のある生成品へ著作権を与える発想が理解できません。断固反対致します。

●受付番号 185001345000001694

AIはコンピューターが作り出したものであり
個人がベース(コードの様なもの)を入力するものとなっていますが
正直な話著作権を与えるならば
今まで有名なモナリザ、ゴッホ、ピカソ等に値する価値のあるものが簡単に生まれるよう
な時代になるでしょう。
絵画を例に上げましたがこれは私自身が1絵描きだからです。
これらは決して芸術を侮辱する訳では無い事を念頭をお願いします。
人々の手が込められたものを数秒で生み出してしまうのであればそれは数々の仕事が奪わ
れる事にもなる為、著作権を与えるに値しません。
難しい事は恥ずかしながら分かりませんが
単体の文字を並べ、やり直し、作られたものに努力など感じられません。
正直周りでAI普及により筆を折る者を見てきました。
趣味にも影響を与え 現クリエイターの方々にも影響を与え その方々の著作権をないが
しろにするのは人権にも影響が及ぶのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000001695

漫画、イラストを描いています。

そもそも今使われている AI はイラストは著作権侵害の盗作になります。

自分の作品が無断で学習されるのは遺憾であり、到底許されるものではありません。

AI 技術はもっとクリーンにしてから利用を始めるべきです。

漫画家も背景に AI を使っておりませんし、素材を購入し、クリーンなものを使っております。

1 度 AI が蔓延った場合企業等も下請けのチェックに人件費が取られることになると思われ
ます。

AI について断固反対します。

●受付番号 185001345000001696

画像生成 AI を中心に、生成 AI 全体についての意見となります。

現在使用されている画像生成 AI は元を辿ると 2022 年 9 月頃に『NovelAI』という海外の生成 AI サイトがハッキングされ、流出したモデルデータを基礎としています。

また、その NovelAI もモデルデータを作る際に『danbooru』という海外のイラスト画像転載サイトに掲載されている大量のデータから学習し作成したと公言しています。

今のデータの成り立ち自体がそもそもの著作権を完全に無視しており、データの元として無断使用された数多くのクリエイターにひとつの還元もなされておらず、むしろ無断使用された結果 AI に仕事を奪われる可能性すらある状態なのは非常に不条理であると感じます。また、イラストだけにとどまらず、著名人は自分の顔を過学習され性的・暴力的表現に使用されています。

各国の有名女優の顔データを使用して性的な画像を生成し、それを海外の支援サイト『patreon』で販売して収益を得ている使用者もいる状態です。

岸田文雄現総理大臣が AI で声を生成され性的な文章を読み上げさせられていたニュースがありましたが、ああいったものが一般の人間でも簡単に作れてしまい、罪に問われない現状を不安に感じない人は居るのでしょうか。

今はまだ完全とは言えないクオリティでしたが、あと数年もすれば生成 AI の進歩で本物かどうかもわからない画像・映像・音声が可能になるようになり、混乱を助長することになるのは間違いありません。

『civitai』という生成 AI サイトでは元となった各国の著名人・クリエイターの名前を堂々と記載し、著作権や肖像権を完全に無視したデータが配布されています。

当素案に『AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながる』と記載がありましたが、まさにその通りだと感じています。

イラストや映像制作、演技などあらゆる創作活動を将来の目標として掲げている、発展途上の若者たちが

『私の作ったものは AI 以下であると言われた、創作活動を続けても仕方ない』と筆を折ってしまうのは想像に容易いです。

現在の生成 AI は既に存在する物を使用しているため、新たな文化・作風などの創作の発展に寄与するとは思えません。

現在活躍しているクリエイターの創作活動への経済的な不利益や嫌がらせなども図り知れません。

SNS 上では過学習されたクリエイターの絵柄で性的なイラストを生成し、元となったクリエイターへ直接的な嫌がらせを繰り返している利用者也散見されます。

大手企業が画像生成 AI で生成した画像を広告に使う SNS 上で炎上していましたが、企

業側が「タダだし生成 AI でいいや」と目先の利益だけに執着して著作権などを無視し始めてしまえばもう取り返しがつきません。

また、元々の絵が AI 生成の雰囲気に近いからというだけで「このクリエイターは画像生成 AI を使用している」という謂れのない嫌がらせを受けているクリエイターも既に多く居ます。

このままでは生成 AI があるために『生成 AI を利用しているクリエイター』とレッテルを張られ、創作活動が続けられなくなるクリエイターは増えていく一方でしょう。

生成 AI は誰でも簡単に利用できてしまうがために、生成 AI 使用者のモラルの欠如や反社会的・嫌がらせ目的の使用者が非常に多く、各国が利用に関する抜本的な法規制とクリエイターへの還元がなされなければならないと思います。

何よりも、今の文化を支えている多くの著名人・クリエイターと、将来活躍するであろう有望な若者を守るために、いち早く制限・規制をかけるべきと感じます。

●受付番号 185001345000001697

意見を国民にきいてくださってありがとうございます。

難しい話でよくわからなかったけど全て読ませて頂きました。そのうえで、生成 AI の利用を許してしまうとやはり著作権侵害などの問題が深刻化し、たくさんの絵師様が筆を折ってしまうと思います。

新しい技術はとても素晴らしいですが、法規制をガチガチに固めなければおそらくすり抜けて AI も AI 利用者も知らぬうちに誰かを傷つけてしまいます。

AI に学習させてもいいという絵師の絵しか学習させてはなりません。そしてそんな絵師はおそらくほとんどいません。ですから、生成 AI はもう少し慎重に考えるべきことだと思います。やるとしても本当に限定的な場面、AI に上手い絵を学習させるなら絵師に利用料を払うなどした方がいいと思います。

意見を示させてくださってありがとうございます。

よろしく申し上げます

●受付番号 185001345000001698

生成 AI を主に活用する人間をクリエイターとは呼ばない

何年も何十年も技術を磨いて創作活動を続けてきた、本物のクリエイター達の積み上げて来た文化を酷く蔑ろにしている

クリエイター文化を破滅させる技術である生成 AI に、最適な法律が作られることを願います

●受付番号 185001345000001699

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現を撤回して下さい。

●受付番号 185001345000001700

4. 関係者からの様々な懸念の声について

文化庁の「AI と著作権に関する考え方について」を通して生成 AI に対する国の方針というものをこれまで以上にはっきりと示していただきたい。

- ・生成 AI がコラージュや切り貼り機能を持つものではないもの。
- ・学習行為は現行法において合法とできる、生成物に関しても現行法で十分に対応できること。
- ・特定イラストレーターに特化した生成 AI についての考え
- ・生成 AI を利用しても悪用しなければ問題ないという啓もう

現状、生成 AI とりわけ画像生成 AI に関しては SNS 上で醜い誹謗中傷が繰り返されている。有名な著名人が生成 AI の利用者を「盗人」であるとした note を発表したり、Vtuber の関係者や Vtuber が生成 AI 利用者をコミックマーケットや同好会から排除しようという動きを去年から続いて活発に行っている。彼らに影響された人らが過激な動きにでるようになったのも年末年始に一気に増えた。

そのため生成 AI 機能を取り入れようとしたいくつもの企業が激しいクレームによって炎上、謝罪まで追い込まれるという光景を今年に入ってから何件も起こっている。

このような動きがこれからも長く続くとなると生成 AI の誤解がより深まり日本における生成 AI の開発・利用というのはどうしてもストップしてしまう。生成 AI に関する国際的競争が激しくなる中このような状況は非常にまずいものと考えている。

また、このような動きが激しく行われている以上、一個人としてもとてもじゃないが安心して生成 AI を利用することはできない。もちろん生成 AI によって仕事が奪われるかもしれないと懸念する層からの反発したいという気持ちもわかるもののあまりにも行いが他者の尊厳を損なうモノであり共感しにくい。彼らを鎮静化する目的も含めてどういった事例ではどのようなリスクがあり法律で裁かれる可能性があるのかより具体的なもので示していただきたい。

「AI と著作権に関する考え方について」（素案・令和 6 年 1 月 23 日時点版）【概要】に関してはわかりやすかった。より一層、生成 AI を利用しやすい環境づくりを行ってほしい

●受付番号 185001345000001701

4.関係者からの様々な懸念の声について

人力を遥かに超える生成スピードによる市場・発表の場の圧迫

中には特定の作家の作風を模倣した作品を販売しているものもあり明らかにクリエイターと競合している。

そもそも研究目的のみとされていた無断学習データが商用目的で平然と利用されているのはおかしいのではないかと。

「AIの粗製濫造により相対的に手作りの価値が上がる」という意見もあるが、その「手作り」を僭称する事例が後を絶たないせいで

制作過程の公開など手作りであることの証明を強いられている。

そして、その証明方法を模倣するAI利用者も現れている。

「手作り」に価値を感じる消費者側からしても優れた作品を見てもAI生成かどうか全てを疑わなければならない、ひいては創作文化そのものへの興味を失ってしまう。

上記の僭称問題に加え、特定の人物の著作物を集中的に学習したり直接変換し本人の許可なくばら撒く嫌がらせが横行している。

現行法で対処可能だとしても個人の負担は大きく、またAIによる悪用の容易さによりイタチごっこになる可能性が高い。

(著作権とは別問題ではあるが自身の肖像・声などを悪用される恐れもある)

著作者は常に自身と自身の作品を人質に取られているような状態であり、声を上げるにはあまりにも不利である。

このような状態が続けば創作の文化が先細りしていくことは明らかである。

無断学習・児童虐待画像等のデータが入っている生成AIは倫理的な面で制作には使えず、他者の権利を侵害しないよう注意している真っ当なクリエイターにとっては百害あって一利なしである。

大衆の使用は一切禁止し、責任ある企業により透明性・安全性を確保した上で限られた範囲でのみサービスを提供すべき。

現状は企業と利用者が責任をなすりつけあい、ただただ著作者が不利益を被っている。

●受付番号 185001345000001702

補償について

生成 AI に学習データに使われた場合にお金が支払われるのが、メディアやプラットフォーム、著名なアーティストなどの資本力があり訴訟ができる者に実質的に限られている。生成 AI の学習対象となった多くのデータはむしろ名もなき一般人のインターネット上への投稿などによるものが大きいと考える。

一方で、現在生成 AI 開発者から補償がされるのは、声が大きく訴訟ができる資本力を持ったものに限られてしまっている。

本当に生成 AI の学習データの発展に貢献している名もなき一般人は何も補償されなくてよいのか。

●受付番号 185001345000001703

23歳 2d グラフィックデザイナー、イラストレーターです。

自分が昨今の AI 関連の情報を追っていて不安なこと。

・自分のような無名であり社会的、創作者的地位のない人間が淘汰されてしまう可能性。

今現在 AI を推進している層はすでに地位を獲得している（一部大御所創作者、ゲーム会社内などのプロデューサーなどの重役）であり今後創作全体を担っていく若い目の道がつぶされていきます。実際に私の社内ではアート教養のないプロデューサーが AI に心酔しており、デザイナーチームは心底参っております。

・イラストレーター、デザイナーの人生の歩みに関して、SNS で人気を獲得し、フリーとして食べていく。か、ゲーム、アニメなどの会社に所属して着実に実力をつけていき安定を目指す。の二種類です。（二足の草鞋もありますが稀）そしてデザイナー、イラストレーターの総数として後者のほうが多いです。

私も後者ですがこのまま AI が法的に OK になったり正式に認められたりすると、これまで積み上げてきたもの、これからの未来がつぶされてしまいます。

創作をしていない人からすれば別の仕事、業種やれば？となるかと思いますが、自分を含め創作者は創作に人生を賭け、人生を創作に賭けるしかない人間がほとんどです。利益の考えでなく感情をどうか大事にしてほしいです。

・さらに前段階の若い目の消失。そもそも絵、3D モデルを制作しようとする人間の減少です。このまま減少すると日本のクリエイター総数が減り日本のアニメ、漫画、ゲーム文化は必ず衰退します。

逆に AI を使用する人が増えると AI で出力するだけで自分は創作者である！と主張する偽物が業界にはびこるようになり、数年前の他国のように紛い物の作品にあふれる国に成り下がると考えます。

また、AI 浸透以前から中国のゲーム業界をはじめとするサブカル文化のクオリティレベルは日本を超えてきてますが、ここで日本が AI を推進する方向に舵をきると完全に敗北し、人材の流出も考えられます。

アニメ、ゲーム中心でしたが音楽、小説、振り付けなどすべての分野でも同じです。

最後にもう一度言いますが、利益ではなく感情を重要視してください。今 AI を推進すると一部上層のものが楽になり利益を得るだけです。日本の文化を支える人がいなくなります。どうか目先じゃなく長い目で見て下さい。長い目で見ると AI 推進したほうが。の意見がでるかと思いますが絶対にありえないです。創作文化の根底は感情です。創作の業界もこつこつとレベルアップしてます。AI を取り入れても成長にはつながりません。

●受付番号 185001345000001704

今回の内容を拝見した結果、悪意のある AI 使用者により、不快な画像や違反的な画像がインターネット上に上がったとしても著作権法で守られてしまい、悪用が増えるばかりです。脅迫などにも使われる可能性もあります。AI 画像の出力者には AI で出力したことを明記させるとともに一切の著作権を放棄させて悪用から守るべきだと私は考えます。

●受付番号 185001345000001705

3.(1)、ウにおける、「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」という文言について、現行の生成 AI による生成物には、SNS でも幾度となく話題になるほど酷似している点が多く見られ、学習データの切り貼りではないと言い切ることはできない。現行の生成 AI はインターネット上の作品を学習データとして取り込んでおり、インターネット上には当然、著作権が保護されるべき作品も多数存在している。

5.(1)、イ.(イ)の 6 項について、「生成・利用段階において、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第 30 条の 4 の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。」とあるが、「他方で、生成・利用段階において、学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するといった事情は、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する上での一要素となり得ると考えられる。」とある。後者の懸念を拭うことができない以上、前者で「享受目的の存在を推認することまではできず」と言い切ることはできないのではないか。現行の生成 AI はクリエイターだけでなく一般人も容易に利用することができ、後者の考えを持つ一般人が多いことは現在起きている問題から見ても明らかである。数年前に話題になった、日本の漫画の違法アップロードサイトについて、2021 年の調査では上位 10 サイトのアクセス総計が約 4 億にもなることが分かっており、生成 AI の利用者についても善性に期待することは難しいことが分かる。利用者、消費者はお金がかからずに楽しめるコンテンツとしか思っておらず、想定するほどクリエイターのことを考えていないことは憂慮すべきである。

5.エ、イの 4 項について、「追加的な学習のために当該作品群の複製等を行うことにおいて享受目的が併存し得ることや、生成・利用段階において、生成物に当該作品群の創作的表現が直接感得でき、著作権侵害に当たり得ることに配慮すべきである。」とあるが、現状の生成 AI 利用者の善性に判断を委ねることは現状維持と何ら変わりなく、日々進化している生成 AI の精度では、将来クリエイターが活躍する上でこれまで以上に大きな障害になるであろうことは容易に想像できる。

故意に特定のクリエイターの作品を学習データとして取り込み、「AI を使えば彼らにお金を払う必要はない」と、クリエイターの利益を脅かそうとする者や、悪意を持って酷似した生成物を多数投稿する SNS アカウントも多く散見される。直近では、クリエイターのアイコンイラストに酷似した生成物の首に鎖をかけ、クリエイターが自殺を図るような趣味の悪い投稿も見られ、生成 AI を利用した故意的な中傷、侵害についてはとどまるところを知らない。生成 AI 利用者の判断に委ねるだけでは、幾度となく問題となっているクリエイターの不利益については何ら解決することがなく、善性に期待するのではなく法的に規制を設けるべきである。

【侵害に対する措置について】クリエイターから見たラインと利用者から見たラインに相違が見られ、どこからが侵害となるかは個人の判断によるものが多い。これでは、クリエイターが権利侵害を叫んでも水掛け論にしかならず、根本的な解決には至らないと予想される。「著作権侵害に当たり得る」、「一要素となり得る」など、曖昧な言葉で濁すことなく、明確に線引きを設けるべきである。

この素案では現状のクリエイターの不安や問題点の把握が適切にできていないと考えられる。クリエイターが安心して活躍できる社会になるような見直しを願う。

●受付番号 185001345000001706

「生成 AI」を一括りにして考えるべきではない。例えば医療分野で癌の画像診断に用いるための AI と、芸術分野でイラストを生成するために用いる AI では学習から利用に至るまで別物と考えるべきものである。ここでは特に多くの問題を孕む芸術分野での利用について意見を提出する。

芸術分野では嫌がる人間からデータを搾取している部分に大きな問題があり、またこの点について一切のケアがなされておらず、学習に利用されるデータの制作者だけがひたすらに損害を被る形になっているのが問題である。技術のために多数の嫌がる人間を踏みつけることは許されるべきではない。

学習に利用するデータは学習させる人間が自身で用意するか、他人のデータを利用するならオプトインにより許可されたものに限定すべきである。

現状の素案はあまりにも学習に利用されるデータの制作者が蔑ろにされており、到底看過できるものではない。

●受付番号 185001345000001707

AI と著作権に関する考え方について、従来の著作権法ではクリエイター（※AI を使用していないクリエイター）が持つ作品の権利が守られていないと強く感じる。

はじめに、「生成 AI を利用したクリエイター」という文言に反対したい。なぜならば、AI を使って生み出されたものは現状あらゆる元画像を繋ぎ合わせた海賊版とでも言うべきものであり、彼らをクリエイター（創作する人）と呼ぶべきではないと考えられるためである。

また、生成 AI についての記述に「通常、学習データの切り貼りではない」とあるが、これは誤りであると主張する。生成 AI は著作権法に違反しており学習データを切り貼りして画像を生成していることを認めるべきである。

私は、生成 AI の使用者が無断で「作者が著作権を持つ作品」を使用することを禁止する法整備を求める。

生成 AI にこのまま画像の学習を無限に許容することは、必ず創作文化の退廃に繋がるだろう。既に X（旧 Twitter）で「絵柄をコピーした生成 AI」を生み出され攻撃されているクリエイターは多数存在する。

日本のクリエイターが作り出した作品は世界で広く愛されているにも関わらず、このようなクリエイターの権利が守られない暴挙が続いている状態では今後同様な日本のクリエイター文化が存続できるか不安である。

クリエイターの権利を守る以外の理由で生成 AI の現状に反対する理由としては、実在する人物の写真を一部分用いて架空のポルノ画像を生成することが可能となっていることも挙げられる。

●受付番号 185001345000001708

これからクリエイターとして活動していくため不安です。

●受付番号 185001345000001709

職業デザイナーです。現在の生成 AI は新しいものを生み出すというよりも、既存のデータを学習、複製し消費しているだけと感じます。

AI によって凄まじい速度で生成されたデータはデブリのようにネットを埋め尽くし、情報を汚染していくでしょう。

人の手で育んできた文化を正しく発展させるためにも、生成 AI にはある程度の制約を設けコントロールすることが必要だと思います。

何卒よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001710

AI 化するにはモデルとなるもの、人物に許可を絶対取るようにする。許可申請の際も料金制、無断で使用した際には罰金と逮捕。

実現しなければ児童ポルノ写真や芸能人政治家のコラージュ画像が大量に出回り、他人の不幸で金をせしめようとする輩や悪質な存在が出る。放置していれば自殺や他殺までいく可能性もある、いずれにせよ人の人生を破壊しかねない

画家や芸術家、イラストレーターなどの作品で日本は発展している面も多々あるのに、創作者側の意見や想いをしっかり受け止めていただけないと政治に対する関心などが著しく下がります。ただでさえ昨今の問題を隠して抱えて日本を動かしているのに、「たかが AI のことで」と考えて対処したら絶対に痛い目をみます。

若者の未来を思う気持ちがあるのであればぜひよろしくお願いします。見ているからな

●受付番号 185001345000001711

6. 最後に

昨年起こった「岸田総理のディープフェイク動画」等の生成 AI 技術を使って作った偽動画による国民生活への悪影響が心配です。

デマ情報による風評被害、それらに対応する為に本来の業務に支障をきたす、テロや暴動などの扇動に利用されないような対策を講じる必要があると思います。

海外では音声 AI によるクローン音声で誘拐をでっち上げ、身代金を要求する事件が発生しており、日本でも「オレオレ詐欺」等に悪用される危険があります。

これらの悪意から国民生活を守る為の法整備が必要だと思っています。

●受付番号 185001345000001712

AI イラスト、AI ボイス(ボイスロイドでは無いもの)は著作権が元となった声、イラストに著作権が必要だと考えています。

今回の AI イラストの騒動は全く危険度が違います。

まかり通ると元となったイラストを無断で AI に読み込ませてイラストにする→そのイラストを AI に読み込ませる→またそのイラストを...ということが全く罰されなくなり、極端な言い方をすると、イラストやゲーム業界の何もかもがぐちゃぐちゃになった挙句多数の AI を用いないクリエイターが筆を折ってしまうからです。

事実、現在同人売り場のサイトでさえ AI イラストのみで作った漫画やゲームが多数売れているのです。

更に【AI 作成ツールに文句を言うのは悪である】という風潮も SNS で異常なまでに強まっており、【反対したイラストレーターのキャラを自殺させたり暴力行為を行わせる】ことに文句を言えない状態です。

【売れたもん勝ち】な世の中ではありますが流石に売り逃げ正義がなにも罰せられないのは流石に不味い状態になります。

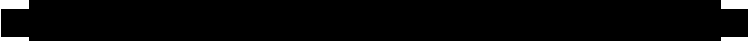
学習許可されたモデルならともかく、何も知らない仲睦まじい家族達の写真を AI に読み込ませてヌードモデルとして作るという人権も無視した行為が多発しすぎています。

「これは過激派だから」ではなく過激派であっても必ず程度を守らないと非常に重い罰になるような状態にしていけば、やる人はどうせやりますが、それでも軽減出来ると思います。

故に私は AI イラストや AI ボイスの元となった人物の描いたイラストや元になった人物のボイスにも著作権は必須だと主張します。

●受付番号 185001345000001713

無断でイラストを学習、skebなどで販売することを示唆した発言をしている人もいます。イラスト一枚に数時間何十時間もかけている人もいるのに、勝手に絵柄を学習されてこの画風で商売されてだなんてあまりにも卑怯な手だと思います。AIの発展は素晴らしいことですが、無断で学習への法的整備は絶対に行なって欲しいです。



●受付番号 185001345000001714

項目:(1) エ (イ)につきまして

類似にとどまる場合は、既存の著作権侵害とならない。との点につきまして

この点は著作権上ではなく、今後の創作者意欲と作品を観る側の意識に大きく影響していくと考えます。

SNS が発達したことによって、AI 生成が出る前の段階から既に創作物が溢れかえる状態がありますが、類似に近い内容の創作物が簡易に生み出され、世に排出される環境はこと創作においては良いとは思えません。

SNS の発達が、サブカルチャー的な漫画やイラストの流行に大きく関わっている一方で、創作物の飽和は作る側ではなく受け取る側の消費的な意識をより強める、つまり流行り廃れの流れが異様に早まっている印象を受けております。

つきましては、本 AI 生成により技術を持たずして、一定レベル以上の創作を世に出せる環境となりますと、創作物の消費行動がより加速し、一つ一つの創作物の価値が薄まる可能性が高いと示唆いたします。

下名は 20 年ほどイラストを描き続けておりますが、1 枚にかかる時間は決して易いものではありません。積み上げてきた技術を生成 AI の簡易さとスピード、量に埋め尽くされてしまうこと、とても悲しく思います。

以上、ご検討の程よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000001715

AI という新しい技術を発展させることはこの先の技術革新のために必要なことだとは思いますが、素案を見るに、AI 技術を発展させるために必要な法の整備が不十分といった印象を受けました。

そもそも学習先のクリエイターに無許可で吸収、学習させたものに著作権が発生するというのはあまりにも荒唐無稽ではないでしょうか。日本国でこのような法律がまかり通ったら海外からも日本のアートは著作権フリーの素材倉庫と思われてもおかしくないです。逆に海外のアーティストからは日本では作品を盗まれると敬遠される恐れもあります。

お願いですから今日本で活躍している全てアーティスト、クリエイターの方を守る法律を整備してください。その上で AI を発展させていくことは出来ないでしょうか。

クールジャパンであれほど持ち上げた日本の漫画、アニメを文化を支えてくれたクリエイターの方たちの権利を取り上げないでください。

自分自身イラストを嗜みますが、誰とも知れない方に自分の絵を自分の思惑と違った使い方をされたくありません。

クリエイターの著作権を守る法律の整備を。お願いします。

●受付番号 185001345000001716

生成 AI は、既存のイラストや人物のデータを元に作成されています。生成 AI を使用することはそれらの著作権と肖像権の侵害に当たるのではないのでしょうか。また、現実としてある特定の絵描きをターゲットにした生成 AI も作成されており、学習元の絵描きへの攻撃として使われています。このようなものが果たしてこれから先の未来、文化の発展に正しく使用されるのでしょうか。既に被害は発生しています。著作権や肖像権の侵害がされている、他者への攻撃に利用されている、この二点から私は生成 AI を法的に禁止するべきだと考えます。

●受付番号 185001345000001717

しがないクリエイター(イラストレーター)の端くれとして言わせて頂きます。

まず、AIによる画像生成についてのそもそもの認識の違いがあるので言わせて頂きますと、クリエイティブ事業において生成AIが一般化している、というのはそもそもの間違いです。画像生成AIを主に本職に持ち込んでいるのは大概が海賊版生成や他者の絵柄を勝手に学習させ、あたかも公式やそのイラストレーターなどの絵と誤認されても訂正もしないような模倣犯ばかりです。まずその認識を一刻も早く正して頂きたい。

少し前にも、大手クリエイター向けソフトがAI導入を検討した際、ユーザーに猛反発を受け導入はしない発表を出しました。それは、当時特に問題視されていたAIプログラムが違法なデータ収集を行っており、その問題は海外から日本にも伝わっていたからです。そんな違法データが混ざる可能性のあるプログラムを、信頼関係や自分の立場が危くなるような場面で使うクリエイターは居ません。居たとしたらそれはクリエイターではなくただのコピー屋です。コピーした物によっては犯罪者と大差ありません。海外でも特にAIで生成された未成年者のポルノ画像や肖像権侵害でかなり問題視されていると思います。

話を最初に戻しますが、クリエイター市場で生成AIの一般化はされていません。それは何故か？他人の絵から生まれた可能性のある違法なAI画像を用いるより時間が掛かったとしても自作したり商業使用可のツールを使った方が遥かに時短でリスクが低いからです。まずそれを訂正して頂きたい。

また、今現在進行形でAI学習への認識やルールが悪用され、悪用するコピー屋に苛まれているクリエイターが居ることを知ってください。

結論として、AIについては海外の例も併せて問題を知り、権利を悪用されるクリエイターを守る方向へ進んでくれることを望みます。

●受付番号 185001345000001718

5各論点について (1) 学習・開発段階 20 ページ (イ)

アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについての、

「作風や画風といったアイデアが類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物はこれを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」というものは適切ではないと考えます。画風はその人の個性や苦勞、練習成果が詰まったものであり、それは作品ではなくとも、作品全体の影響を及ぼす大事な要素です。生成 AI が行っているのは画風を違法コピーし盗作しているものです。音楽、イラスト、小説など、ありとあらゆる著作物で盗作が認められていないというのに、生成 AI を通して使用した場合は、「作風や画風といったアイデアが類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物はこれを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」というものに基づいて著作権侵害が発生しません。行っていることは盗作や違法コピーと同じ部類であるのに関わらず、著作権侵害が発生しないと定義するのは大問題です。SNS 等で自分の著作物でないのに関わらず、有償依頼を募集したり、著作者の著作物の複製物を「AI のほうが上手い」などの文章と投稿されたりと無法地帯になるのが考えられます。AI 学習は、著作者の精神的苦痛を伴うことが高確率で見受けられます。法的措置をとれないのであれば、著作者の著作物は画像生成 AI を通じて無断使用が許可されることとなります。無断使用や著作権侵害はクリエイターに非常に大きな精神的ダメージを与えるのです。画風の類似は著作権侵害に当たると考えます。「画風が類似している」「依拠性が認められる」場合は著作権侵害と定義することを望みます。

5各論点について (3) 生成物の著作権性について ア整理することの意義・実益について

「AI 生成物を利用する際に著作権者に許諾をとる必要があるのか」に関しては必ず許諾をとるように義務化するべきだと考えています。また、その際に使用料金を発生する法律も検討を前向きに考えていただきたいです。利用するの範囲の具体性がないと感じましたが、商標利用をするならば、著作者に許可をとるのは必要不可欠だと考えています。なぜなら、著作物は著作者があつてこそのもので、AI オリジナルのものではありません。間接的に無断転載・無断利用されていることとなります。ですから、商標利用の場合は使用料金を発生させるのは義務化すべきだと思います。

5各論点について (3) 生成物の著作権性について イ生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について まる 1 指示・入力 (プロンプト等) の分量・内容

「AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる」について、私は反対します。例としては絵に物語をつけるなどのことだと推測していますが、それならば自分で 1 から作るべきだと思います。生成 AI は人間の著作物の違法コピーです。それに創作的表現を加

えたところで、盗作に少しアイデアを足しただけだと考えています。創作的表現を AI が完全に理解するとも思えません。独自のコピー創作的表現には言語化する能力や伝えられない感情なども含まれていると感じます。それを理解できるのは創作的表現を考えた人のみだと思います。ですから、創作的寄与は無効だと思います。

また、生成 AI を使う人のモラルがないことも問題だと強く思います。現時点、画像生成 AI はマイナスの一面が強いと感じますし、逆にプラスな一面が考えられません。

まとめます。

- ・画風や作風が類似していた場合でも、著作権侵害に当たると考える
- ・著作権者の許可をとらなければ、生成 AI の画像は利用不可能
- ・商標利用の際は、著作権者の許可を義務化派もちろん使用料をとれるようにする
- ・プロンプトの際に創作的表現を加えた場合でも、創作的寄与は与えられない

●受付番号 185001345000001719

元々の作者がいるのに、それを無視して AI を尊重することは出来ない。

●受付番号 185001345000001720

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

生成 AI の学習は、人間の学習と違って著作物に表現された思想又は感情を考慮せず、表面上の文字列や色彩、波長等の数値を利用して、類似したものを再現する目的関数を導く。

これは文化的多様性に関する世界宣言 (<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386517.htm>) 第 8 条 (略)そして文化的財・サービスの持つ特異性を特に意識する必要がある。文化的財・サービスは、アイデンティティ、価値及び意味を媒介するベクターであり、単なる商品や消費財としてとらえられてはならない。"に反するものであり、生成 AI を文化の発展に利用することは期待できないと思われる。なぜなら文化多様性に反する価値観をあらゆる文化に強要することになるからである。

ここから、柔軟な権利制限規定には文化の発展のために要されるべき事項が欠けていると考えられる。すなわち、利用する著作物の著作者及び文化の価値観を著しく害することとなる場合は文化権との調整のため権利制限するべきではない。そのような場合は公序良俗に反するものとするべきである。

●受付番号 185001345000001721

AI の発展と第一作者の保護は両立されるべきだと考えます。

特に AI 生成による無加工品や、微量な加工の販売は規制されるべきであると考えます。

AI の発展には学習が必要不可欠であり、その学習の元は第一作者の成果です。

現状の AI 販売物の氾濫を良しとする場合、第一作者の利益がへり、第一作者自体が減り AI の発展が止まってしまいます。

AI の望む姿とは、第一作者のフォローかと考えます。

自動運転やサポート AI などのユーザーとの関係が理想です。

その為 AI の学習に使われ、収益化された一部は第一作者に還元されるべきであると思います。

AI の無加工、微量な加工は著作権を与えず、販売の禁止が必要と感じます。

加工量は 50%程度が基準と考えるべきかと思います。

また、AI 品に関しては必ず告知義務。また、加工度合いの大まかな記載や、AI 出力と加工後の保存義務は必要だと考えます。

また、AI 生成から 70%以上加工すると告知義務なし、70%以下は記載必須とするなど。

次に AI 生成による第一作者の不利益度合によっても制度を考える必要があると思います。

特に音声による学習によって生成されたものに関しては、声優など甚大な被害が安易に想像できます。

日本の文化が守られたうえで、AI が発展することを願います。

●受付番号 185001345000001722

まず現在世界中で使用されているあらゆる AI は、膨大なデータを元に幾重にも学習を重ねた結果として、さも人工的な知能があるかのように見せているだけで、それらデータを元にした計算結果を出力している計算機でしかありません。そんな中で画像生成 AI が用いている学習元データは、ネット上にある個人の創作物です。AI を作成した会社が、著作権的に問題ない画像(自分たちで用意したもの、お金を払って依頼した著作権が自社にあるもの)を用いて AI を作成したのなら問題ないでしょうが、AI の学習には人が集めるデータでは賄えないほどの膨大なデータを必要とします。なので生成 AI に使用されたデータの中には 100%他人の創作物を用いています。これらに許可をいちいち取ることはされていません。されていたのなら問題になってないからです。生成 AI をメインとした創作者というものは存在しません。彼らは他人の創作物を切り張りして、さも創作したように見せかけている海賊だけです。

学習元データに使用されているイラストなどは、個人が時間をかけて身につけた技術であり、アイデンティティです。これこそ第一に保護すべき文化であり、受け継ぐべき技術であると考えます。生成 AI はこれらの努力と時間を蔑ろにし、表面だけを見て綺麗に見せているだけです。そして生成 AI をメインにするような状況になってしまえば、そうした個人の努力を土足で踏みつける人間の温床になり、イラストやアニメという日本を代表する文化は衰退するばかりであると考えます。

こうした理由から個人的な考えとしては、「生成 AI を規制」することを強く推奨します。また現状、AI への学習といった目的においては、自由に創作物を活用することができますが、AI が生成したものを商品として用いる場合は別だと思えます。それは既に学習目的を逸脱していると考えるからです。また生成 AI 活用者は別に AI に学習させているわけではなく、「既に他者が学習させた AI」を用いているだけです。AI にイラストを学習させているのは AI を作った企業だからです。

AI を活用する必要があるのはそれを必要とする、過疎化した業界に関してのみであり、生涯に渡って人間の手で行うことが可能な絵を描くといった行為においては不要であると思えます。また学習元が不透明である生成 AI は法律的にグレーゾーンな部分が多すぎるため、この先も必ず規制を求める声が出てくると思えますし、私も規制するべきと考えます。

●受付番号 185001345000001723

AI化するの簡単ですが、描くことはとても時間が要ります。

政治家になるのにどれだけ時間をかけましたか。楽な道でしたか。勉強をして人とたくさん繋がりを作り現場に行って勉強もして...そういうことをたくさんしましたか。

描いてる人も皆そうなのです。あなた方の努力と同じことをしています。

AI学習を使いお金儲けしようと考えている人間は人の揚げ足を取ることに長けていて、実際に今絵で生計を立てている方の人生を狂わせなんの罪もない方の人生を終わらせようとかかっています。本当にいます。たすけてください。未来の私たちも今の人たちも、それこそ歴史の偉人たちの功績も守ってください。

小説だってそうです。適当にこんなのがあればいいなと思ったものが労力も努力もしない、詐欺師のようにずる賢い輩に私たちは殺されます

こんな状態を日本が野放しにするのであれば海外に行くしかなくなります。日本は終わりに近づくのです。日本が産んだ歴史ある文化を守ってください

●受付番号 185001345000001724

>5、各論点について（1）学習・開発段階

現在使用されている生成 AI のデータは、著作権やプライバシーを侵害するデータを多く含んでいるため、企業側にデータの安全性透明性を証明する義務を追うよう法改正して欲しいです。

アメリカでは児童ポルノを含むデータが生成 AI に使用されていることが発覚し、問題視されています。海賊版の学習も問題ですが、そもそも子供への人権侵害・犯罪行為を含んだデータが日本で使用できることが大きな問題だと思います。

>5、各論点について（2）作成・利用段階

著作物は作成者が時間と労力をかけて作っているものです。それにただ乗りして生成 AI を広告や依頼されたものに使用し金銭を得るのは、元の著作者たちの仕事に影響を及ぼすものと考えます。

生成 AI で作成されたものはそうであると明記するようにするなど、利用者のモラルに任せるやり方ではなく規定を作成して欲しいと思います。

また著作権の問題ばかりではなく、実在のモデルや女優などの顔を学習させ卑猥な画像を作成する行為や、生成 AI 画像を販売し、販売したデータから実際の児童ポルノに繋がるデータに誘導するなど、プライバシーや人権侵害に繋がる犯罪行為に生成 AI が使用されると聞きますので、生成 AI の技術と共存していくためにも、犯罪行為に繋がる使用方法に対して何かしらの対処が必要と考えています。

●受付番号 185001345000001725

5. 各論点について

(4) その他の論点について

著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為について社会権規約第15条1項(a)文化的生活に参加する権利を脅かす行為であると考えられる。例えば仮に美術館に贋作が混ざれば、その美術館では正しく文化を享受することが期待できない。

もし横行すれば、人々が確信をもって他文化を享受できる場を失うことになり、また、他文化を誤って享受する可能性がある。

これは鑑賞者にとっての不利益である。

著作者の利益の保護は文化の発展に間接的に関わるのに対し、鑑賞者の利益(文化的生活へのアクセス可能性)の保護は文化の発展に直接的に関わるのであるから、法による対応が要されると考える。

●受付番号 185001345000001726

生成 AI を使っている方々をクリエイターと呼ぶのは辞めてください。彼、彼女らはすでに他人の作品や写真の著作権を侵害（これらを学習するということはこの時点で元になった作品や写真に対する技術などの利益を享受していますよね）し、自分の成果だと傲慢にもふんぞり返っている最悪な人達です。

例えば、sns では既にコスプレイヤーなどの写真の衣服を生成 AI で加工し、さもアダルトな作品であるように手を入れ世界に公開し、元になった方々を貶め、はずかしめています。

そんな彼ら彼女らの生成 AI 作品を認める？

インスタや X などに乗せられた様々な人種の写真を加工し、フェイクニュースを制作する悪意を持った方々が既に存在しているのに？

それに、作品を、つまりは絵柄を学習された作品が何らかの違法行為に触れた場合、生成 AI 者だけではなく、元の絵柄になったクリエイターにも批判が飛ぶのでは無いですか？すでに X ではそういったクリエイターの絵柄を学習させた作品を生成したことで発生したトラブルを何件か見かけています。（海賊版グッズやなりすまし、金銭が発生するやり取りなど）

考え直してください。

彼、彼女らに倫理や道徳はありません。

技術に罪はありませんが、今回の素案は明らかに既存クリエイターどころか日常生活を送る全ての人間に対して損はあっても利益は無いものです。

●受付番号 185001345000001727

現状「罰する法律がない」を盾にクリエイターの財産を貪り、用済み・素材を出す消費物扱い、挙句の果てには殺害予告まで起きている状況を放置する事が人間社会の在り方でしょうか。

知識と同じで芸術は人から生み出される物です、この世には色んな人がいて色んな考えがあって一人一人違います。そこから生み出される物をないがしろにしてしまっても良いのでしょうか。

せめて AI 学習に使う場合クリエイターと個別に有料での契約必須や、AI 生成を成果物としての利用禁止、免許制度など対策をしてください。

なぜ長年培ってきた技術が無償・無断で使われた挙げ句に不当な目にあうのでしょうか、節度と倫理がある人間社会を望みます。

●受付番号 185001345000001728

生成 AI は今まで多くのクリエイターの人権を侵害してきました。利用者による誹謗中傷も後を絶たないです。何よりも生成 AI が許されてしまえば漫画村などの非合法的著作権侵害のサイトも大丈夫という事になります。その理由が生成 AI を構成するデータセットにあります。データセットの中には無断で学習に使われた様々なアーティストの絵が含まれておりますし児童ポルノが見つかったという情報もあります。特にこのせいで写実的な児童ポルノの生成物の投稿を防ぐため Pixiv の規制が厳しくなったりしました。生成 AI のせいでクリエイターの表現の自由が奪われた 1 つの事例です。またアーティストの市場を妨害しようという悪意を持つ物が生成 AI を使っていたり誹謗中傷の道具にしているのも見かけます、これが私が前述した生成 AI による人権侵害です。生成 AI を擁護する人はもちろんいると思いますが私のような反対意見にもどうか耳を傾けて頂きたいです。表現の自由を守る事と生成 AI の規制は両立します、どちらもアーティストを守るために存在するからです。

●受付番号 185001345000001729

<意見対象箇所>

【その他の論点】イ 生成 AI に対する支持の具体性と AI 生成物の著作権性の関係について(35 頁)

<意見及び理由>

現在、イラスト投稿サイトなどで AI 生成物を手描き・デジタルによるイラストや撮影されたものと区別する動きがあるが、法的拘束力はないものである。35 頁に記載の著作物性を判断する要素は、妥当ではあるが、詳細に開示されなければ消費者からは判断できない要素である。消費者にも理解がしやすい表示・分類を促す文章を盛り込んでいただきたい。

AI 生成物の著作物性や、その表示、分類について、消費者からもわかりやすい表示や分類を促すことが、AI の利用促進や開発、今後の創作文化の発展にも寄与すると考えるためである。

まず生成の手軽さから、コピーライトフリーをうたう素材サイトなどに、すでに AI 生成物が多数掲載されている。大量の画像収集の結果生成された AI 生成物は、写真のように見えるものもあるが、詳細が誤っていたりして、教育現場での利用を考えると素材検索ノイズであり、誤って使用してしまった場合に誤った情報を流布してしまう可能性も考えられる。著作物性のない AI 生成物は専用のカテゴリーを設け、明確な区別があったほうが、今後の教育、AI の学習・開発にも有益と考える。

また、AI 生成であるがために、悪質な盗作や複製と同一視され、著作物性を有するような生成物を出力する生成 AI ユーザーにも被害が出ているとのことで、今後、ますます生成 AI が浸透し、パッケージや書籍といった商品に利用された際の影響が懸念される。著作物性のある AI 生成物であることを消費者に分かりやすく表示できた方が、そうした衝突を回避できるのではないかと考える。

●受付番号 185001345000001730

画像または音声を出力する生成 AI について、著作権者の同意・確認を得ずに運営が為されている時点で、社会に及ぼす不利益が大きすぎるように思われる。

生成 AI によって学習元の個人を騙って違法な言動を作成する事ができるのも問題だが、その AI が存在することによって、個人が犯した罪を生成 AI の所為にして言い逃れができるようになってしまう懸念もある。

学習元のデータはまず公開すべきであるし、権利者の申し立てが入った時点で学習プロセスからそのデータを外すべきである。

●受付番号 185001345000001731

イラスト生成 AI についての意見です。

AI における一番の問題点として、学習元の問題があると思います。

ゲーム開発会社のレベル 5 が AI を使った開発資料を公示していましたが、そのように学習元がはっきりしていて自社で沢山のソースを用意出来るという使い方は良いと思うのですが、なんでもかんでもネットに落ちているものを拾って学習というのは良いとは思えません。

やはり個人が簡単に生成 AI を使い、そのイラストを販売したり生成イラストでお金稼ぎが出来ることは問題だと思います。

また、児童ポルノを連想させるようなリアルに近い AI イラストが大量に出てくるのは、やはり不快感を感じます。学習元をはっきりさせることは必要なのではと思います。

●受付番号 185001345000001732

現在AI生成イラストにイラスト関連の仕事を奪われているイラストレーターがたくさんいるのはご存じでしょうか。

そもそもAI生成イラストは元々インターネット上にアップロードした著作物を無許可でインプットし、それを出力していることをご存じでしょうか。

元になったイラストレーターには何も還元されておらず、またそのイラストを使用する事をいくら禁止しても勝手にAI学習に使われてしまいます。

海外でも日本でもイラストレーターはAI生成イラストやその使用者に対して憤りを感じています。

イラストレーターの立場に立って考えてくれないAI生成イラスト推進派の人たちに対してもです。

創作者の著作物や著作権を守ってください。

もしAI生成物を今の段階で規制をかけなかった場合、またそれによってイラストレーターがいなくなった場合、芸術作品とそれによる文化は消えるのではないかと不安になっています。

今イラストのお仕事で生活をしている人たちはその才能に特化した人たちです。

それ以外の一般事務や接客その他のお仕事に向かない人も多く、今までイラストの仕事で普通の会社員と同じくらい稼げていた人がAI生成物のせいで仕事を奪われた場合収入は0か最低賃金まで落ちると思います。

また、それ以外の仕事ができないため生活が困難になり自殺者も出てくるかもしれません。今すぐにでもイラストレーター達の声を集めて、何が問題なのかよく聞いていただきたいです。

AI生成物は盗品からできた物だということを理解してください。

すぐに厳しい取り締まりをお願いします。

●受付番号 185001345000001733

岸田の AI 製のフェイクニュースがあれだけ騒がれたのに助長してどうすんだよ

●受付番号 185001345000001734

今の生成 AI を許可し、進めてしまえば日本の創作文化が消えると考えています。どうか日本の創作の格を下げないでいただきたいです。よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001735

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

アイデア等の類似性がない場合や、不特定のクリエイター又は著作物に対する需要への影響がある場合においても、情報解析の副産物が著作権者の著作物の利用市場と衝突することがありえる。

著作権者の著作物の利用市場と衝突するものを出力する目的で又はそのような利用行為を禁止せずに学習・開発することは、著作権者の著作物の利用市場と衝突させる意図を有するものとし、著作権者の利益を不当に害することとするべきである。

享受目的の判断では、利用段階において表現上の本質的特徴の感得を目的としていれば享受目的の併存を認めるとしているところ、

著作権者の著作物の利用市場と衝突するかどうかの判断も、利用段階において著作権者の著作物の利用市場と衝突するものを出力することを目的としていれば、著作権者の著作物の利用市場と衝突させる目的の併存を認めるべきである。

学習・開発段階と生成・利用段階の行為者が異なる場合は、前者の行為者は後者の行為者に対し、著作権者の著作物の利用市場と衝突させる目的で利用することを禁止するべきである。その上で後者がこれを破った場合は後者のみが責任を負うべきである。

●受付番号 185001345000001736

クリエイターがあつてここまで生成技術が進歩したのでクリエイター、作品の保護を第一に考えて欲しい。AIに学習されたくない人には学習されることを防げる仕組みが必要だ

●受付番号 185001345000001737

はじめに P1 生成 AI の利用を中心とするクリエイター

クリエイターとは新たな価値、アイデアを生み出す人のことである。生成 AI ユーザーはスキャンした内容を再合成しているだけであり、クリエイターでは無い。所謂パチモン製造機である。ユーザーが作っているものが作品かどうか、今一度考え直すべきである。

P4(ア)著作権で保護される著作物の範囲

つまり単なるデータである生成 AI 物は著作物と認められず、保護されるに値しない。そんなものを作ってどうしようというのか？つまり生成 AI という著作権ロンダリングツールを通して著作物を誰でも使えるパチモンにして自分だけ得をしたいと主張しているのだ。日本でゴリ押ししたとして、世界は認めてくれるだろうか？想像力の欠如である。

P5(ウ)権利者の許諾を得ることなく著作物を利用する事ができる。

この法が作られた時生成 AI などなかった。皆これが通じる暮らしをまだしているのか問いたい。法改正を求める。

P8(イ)30 条 4

他人の著作物を無断で取り込み作家と瓜二つの絵を作り、作家が本来受け取るべきであった言葉も報酬も、絵の知識など一切ない関係ない第三者が強奪していくことを法律が認めているとでもいうのか。これが許されるのならこの国から真のクリエイターは消えるだろう。無許可で他者の著作物を奪ってはならない。販売するなどもってのほかである。法改正を求める。

P10(1)ウなど

生成 AI はコンテンツを生成してはいない。スキャンしたもののツギハギを合成しているだけなのである。著作権の侵害である。知識不足ではないか？

p20(イ)

類似されるものが大量生産されたとして既存の著作物の著作権侵害にならない。というのであれば、生成 AI を通しさえすれば偽ブランドを作っても問題がないというのか。ブランド名で検索した時、似たものが大量に表示された場合、本家本元の被害は計り知れないものと思われる。日本文化の破壊を率先して行わないでいただきたい。

P23 海賊版

海賊版を取り込むなど言語道断。除外するべきである。

AI 事業ガイドライン案別添 1 第 1 部関連 P13 20 行目 AI によるリスク

生成 AI によって著作物を食い荒らし、注目を集めるためだけに偽の災害写真を作り、脅迫のために被害者の顔で AV を作り、生成 AI が存在することで何が良くなったのか明確に示していただきたい。

●受付番号 185001345000001738

AI 学習とイラストにおいて、他人の絵を許可なく学習させることは、描き手側に個性やアイデンティティ、持ち味を真似られたり盗まれたりすることと同じなので、禁止にして欲しい。実際に人が手で描くからこそイラストの文化はここまで栄えてきたと思うので、クリエイターを保護するためにも、イラストの AI 学習を禁止すべきだと思う。

●受付番号 185001345000001739

自分はイラストレーターをしている者です。AIによる画像生成は著作権を放棄していないクリエイターの作品を学習し、まるでそのクリエイターが描いたようなイラストを出力することが出来ますよね。

そのクリエイターが描いたようなイラストを模倣して短時間で無数に出力することそのクリエイターに対して「これはAIで出力した作品なんじゃないか」と攻撃する人も少なくないです。

そしてそのクリエイターに対しての風評被害、作品が元々持っていた価値が薄れることが懸念されると思います。

これは絵柄の盗用にもなりますし、無許可で学習してそれを出力出来てしまうことがそもそも問題だと感じます。

このような問題によって筆を折るクリエイターも多くいます。

AI画像生成ツールによって既存のクリエイターの利益や権利が侵害される状態が続けば今後クリエイターになろうとする人の芽を摘むことになり、今後の芸術面での発展を阻害すると考えます。

●受付番号 185001345000001740

AIによる画像や音声の無断利用で公人の顔や声が勝手に使われ虚偽の情報操作に使われているのに危機感を感じています

イラストを自分の職として成立させている方の作品が無断で利用され、知らない人が見たら本人かと思われるような似た画風で

- ・悩んでいる人に向けて自殺を促すかのような作品
- ・残虐な作品
- ・R18作品

などに使われているのを実際に見ました

AIによる模倣なのに本人がそのような作品を作ったと誤解され、契約を打ち切られる事態に発展したというご本人からの SNS やブログでの発信も複数人見ました

無断で学習に使われたイラストレーター側が弁護士を雇い、AIによる無断学習側と戦うまでになってる方もいます

今 AI 作品は無法地帯です

法が整備されていないのを良いことに金稼ぎ、一時の注目集め、嫌がらせ、そんなもののために使われています

イラストレーターや声優、俳優など、日本が世界に誇る文化を担っている無二の才能が AI 無断学習に使われ悪用されている現状にとっても納得できません

人が長い間かけて築き上げたものは正当に評価され、尊重され、守られるべきだと思います

また、一般人であっても自分や家族の顔や声が無断で使われ何かに悪用されるかもしれない恐れがあります

- ・海外では詐欺グループが子供の声を AI 学習させ親に詐欺電話をかけた事件
- ・学校の同級生に顔を AI に取り込まれポルノにコラージュされた女性の事件

が既にあることはご承知だと思います

このままでは日本も遅かれ早かれ絶対にそうなります

一刻も早い法の整備を求めます

●受付番号 185001345000001741

5. 各論点について : (1) 学習・開発段階 : 【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について
に対する意見です。

学習モデルの廃棄請求は可能にするべきである。

AI による出力物による著作権に関する係争を発するクリエイター (以下権利者) は前提としてその活動場所 (X(旧 twitter)や pixiv など SNS や画像投稿サイト) において自らの作品を取り込み、AI 学習やモデル作成などに使用することを禁じることを表明しており、権利者は他者が AI を用いることでその恩恵を享受するを許諾していない。

前項において、「特定のクリエイターの作品を選択的に学習させることで「作風」を模倣することができ、その行為には享受目的が併存すると考えられる。」

とするのであれば、「特定のクリエイターの作品を選択的に学習させることで「作風」を模倣した学習モデル」は享受目的によって生み出された「侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」に十分に該当すると言える。

また学習モデルはそのデータを他者に譲渡することで同様の行為を行うことが可能であり、それそのものに違法性はないがそれが生成された段階で犯罪目的以外に利用できない物 (3D プリンターガンのデータ、偽札の活版など) である。

同様の問題や侵害行為の拡散を未然に防ぐための手段として学習モデルの廃棄請求は可能にするべきである。

5. 各論点について : (3) 生成物の著作物性について : イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について : 1 指示・入力 (プロンプト等) の分量・内容 と 2 生成の試行回数 に対する意見です。

文言上ありとあらゆる AI の生成物にこれらの議論が適用されるべきというように読み取れますが、「権利者の許諾の無いデータを含むデータセットを用いて作成された AI」によって生成された AI はこれらの議論の対象外とし、一切の創作的寄与を認めるべきではない。

前提として AI に対する指示や入力程度の手間やその生成の試行回数は創作的寄与が生じる行為ではない。

AI による生成物と創作者による創作物は出力される結果が類似しているが根本的に異なるものである。

ピッチングマシンとメジャーリーグのピッチャーはどちらも 160km/h の球を投げることができ、球を射出するという結果は類似しているが両者は根本的に異なるものである。

ピッチングマシンに何度球を投入しても、その投入者とピッチングマシンがメジャーリーグのピッチャーと同等の評価を受けるかどうかの議論に発展することが無いように、AI を用いて出力を行ったところでその創作的寄与を議論するまでもなく 0 である。

●受付番号 185001345000001742

「AIと著作権に関する考え方について(素案)」について、意見を提出したく、具申致しました。本項目を拝読した限り、そもそも「1.はじめに」において「生成AIの利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」と規定がございますが、「創作活動」を鑑みた時、この表現は非常に不適切であると存じます。「(1)生成AIについて」内でも詳細がある通り、生成AIとは既存の作品を学習することによって生成される技術であり、新たな表現を旨とする創作活動とは明らかに異なるものであり、このような表現は創作者の権利を著しく損なうものであると考えます。

また、本素案の「5.各論点について」内の「(1)学習・開発段階」の「【「非享受目的」に該当する場合について】」項目の「(イ)非享受目的と享受目的が併存する場合について」におきまして「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成AIによって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」との表現がありますが、現状の生成AIの状況を鑑みるに、本指摘に該当する場合のものが大半であり、実態としては海賊版製造ツール(■■■)に過ぎないと言えます。そのため、生成AI利用者は海賊版製造者に過ぎず、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと同一視されるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ないものと存じます。訂正、並びに今後の呼称について改められることを強く申し入れます。

生成AIの問題点として素案内にも取り上げられております通り、個人のクリエイターのデータを収集し、模倣した作品が氾濫していることが昨今の問題として取り上げられております。文化庁が発出される素案において、クリエイターが生成AIを使用して創作活動を推進しているかのような表現はクリエイターが行っている創作活動は全て海賊版を製造していると誤認させる行動であり、また、海賊版の製造を文化庁自らが認めになったとして受け止められかねない事態となり得ると愚考致します。創作活動に生成AIを導入するとの方向性であると、本素案を拝読して理解致しましたが、本方向性、方針につきましては再度慎重に検討して頂き、創作活動に生成AIを導入する旨につきましては廃案として頂きたく、末端ではございますが、いちクリエイターとしてお願い申し上げる次第であります。

●受付番号 185001345000001743

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

AI で生成する側が「他人の絵を無断で使用できなくなったり、海賊版サイトから違法データで学習できなくなったら生成 AI 開発者が困る（意識）」みたいなことを堂々と言っているような環境はおかしいと思います

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

議員が AI を容認するような発言をしたときに、SNS などその内容を録に確認せずに「この議員は AI 賛成派だ！吊るせ！」みたいな流れが生まれてしまっているうちは難しい気がします

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

技術自体は凄いと思う。

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

技術自体は凄いけど、参照データがだいたい著作権無視で使われてるものなのが行けないと思う

(2) 生成・利用段階

「AI で作られたものはコピーではなく、無から作られたものだから著作権は侵害してない」と言う理屈をよく聞くが、どうかと思う

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

すでに著作物をマネされて大量に偽物が出回っちゃってるクリエイターへの配慮はちゃんとしてあげてほしい

●受付番号 185001345000001744

- ・個人／団体の別 : 個人
- ・氏名／団体名 (※1)
- ・電話番号 (※1)
- ・メールアドレス (※1)
- ・各項目 (※2) に関する具体的な御意見

1. はじめに について

生成 AI を巡っては、特に SNS において「著作権法を主軸としない議論」が広く進められている。それらは「生成 AI による生成物を利用した嫌がらせ・誹謗中傷」「生成 AI が既存のクリエイター文化に与える影響」など、主に生成 AI およびその利用者が著作権者への精神的な悪影響を及ぼすことを懸念したものと考えられる。

それに対し、著作権法における著作者人格権が、著作者に対する精神的な悪影響を与える行為に関連する法律であることと紐付けて「生成 AI および生成物の利用は著作権法に反するとは断言できないが故に、生成 AI によって発生する著作者への精神的悪影響があろうとも、生成 AI は法によって制限されるものではない」とする論が、生成 AI を強く肯定する層に広まっている。

生成 AI に関して、著作権法上の扱いのみが先行して議論され、生成 AI が広く使われるにつれて多く見られるようになった嫌がらせ・誹謗中傷等に対する刑法上の議論が行われていない、あるいは刑法上の観点から本件が無視されている、という共通認識が、特に生成 AI に反対する層に広まっていることは、これらの行為を直接的に取り扱った判例及び裁判例が乏しいことに起因すると考えられる。

生成 AI に関する政府の議論においては、著作権法のみならず、刑法にも関連して議論を展開されたい。

2. (2) ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存 について

「享受」とは、一般的には「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」としているが、この前提においては、特定の著作物を「精神的にすぐれたもの」と見なさないことによって「享受」の要件を満たさず、故に著作権法第 30 条の 4 に定められた著作物の正当な利用である旨を主張する余地を残す。

具体的には「当該著作者は、著作物を作成するための技術が未熟であり、その著作物も精神的にすぐれたものと言えないため、その著作物を生成 AI のために利用することは享受目的ではない」とする論法である。

生成 AI の登場以前より、特にイラスト分野において「著作物を作成するための技術が未熟である」人物を「底辺絵師」という蔑称で呼ぶ者が多数存在し、そのような行為の背景には「著作物がすぐれたものであるか否かは、それを作成する技量に依存し、技量の高さが作り出す作品の完成度の高さ、それによる価値の高さこそを尊重すべきである」という価

価値観がある。生成 AI の登場以降、この価値観による「技術的に未熟な著作物は無価値であり、またそれを利用することは法第 30 の 4 における享受目的とはなり得ない」という誤った認識の広まりを助長している。

著作物とは著作権法第 2 の一に定められる通り、思想または感情を創作的に表現したものであって、その技術の巧拙は著作物であるか否かを直接的に定義しない。にも拘わらず、生成 AI によって多くの方がより高い技巧を用いたと認識できるような生成物を作り出すことが可能になったことが、前述の「底辺絵師」という蔑称を代表とする、著作者と著作物に対して独断的にその価値を貶める行為を肯定するものであるという考えが広まっている。加えて、生成 AI の機械学習そのものは法第 30 の 4 における享受目的に該当しないことを拡大解釈し、生成 AI に関するあらゆる行為は享受目的に該当しないと喧伝する意見さえ見られる。

「享受」の定義については、著作物の巧拙によって左右されないことを明示されたい。

5. エ (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて について

「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」とあるが、既存の著作物との類似性が認められないにも関わらず著作者の利益を不当に害する事例がすでに複数発生している。

具体的には、作風や画風を特定の著作者 A による著作物に意図的に類似させた上で、別の著作者 B 社が権利を有する著作物に対し、B 社が定める著作物利用規約に反した画像を生成 AI により生成し、その画像が A によって作られたものであるとして B 社が定める著作物利用規約に反する行為の責任をなすりつける行為である。

作風や画風は、著作者を類推するにおいて一定の信頼性がある要素である。それを類似させることによって著作者を偽った上で、著作者が本来意図しない表現を備えた画像等を公開することが、著作権法ならびに刑法においていかなる扱いとなるか、議論されたい。

●受付番号 185001345000001745

『生成 AI が利用された場合であっても、権利者としては、被疑侵害者において既存著作物へのアクセス可能性があったことや、生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証すれば、依拠性があるとの推認を得ることができると考えられる。』

→生成 AI を利用していない、所謂「パクリ」「トレス」ですら類似性を指摘して著作権侵害を立証するのは難しいというのに、具体的にどのような方法で類似性等を立証するのか。また、学習に利用された著作物の権利者が個人の場合(多くが個人であると思うが)、著作権侵害を訴えて法的手段に出るのは時間的、金銭的にハードルが高く、結局泣き寝入りとなる可能性が大いにあると考える。権利者が依拠性について法的な評価をする場を設ける為に、国は何らかのサポートを行う必要があるのではないかと。

●受付番号 185001345000001746

人が一生懸命身につけた技術を横から盗んでいくようなものはよくないと思います。
仮に学習に使われるなら元々の作家に還元されるべきです。また、されたくないという作家がいたら、それは尊重されるべきです。
それが出来ないなら一律禁止でいいと思います。

●受付番号 185001345000001747

現在普及している生成 AI の大半は、データセットに、児童ポルノや海賊版サイトから持ってきたイラストや漫画、写真などの画像が使用されている状況下にあります。著作者の許可もなしに勝手に画像を学習し放題となっているこの現状は、我が国の文化を守る上で非常に良くない状況です。描いても描いても片っ端から学習されてタッチを模倣した絵が第三者の手によって量産されてしまう。イラストも漫画も写真も、それを売り物にして生活している人がいるのに、その売り物を AI に無許可で学習させて第三者が売り物にするのは盗みを働いているも同じ。いわば鰻屋の秘伝のタレを盗まれたあげく高額で転売されるようなものであり、早急に対処するべきです。生成 AI の技術自体は素晴らしいものなので、ちゃんと許可を取った画像のみを学習した生成 AI を普及させることが理想ですね。

また、昨今、生成 AI を使用したフェイクニュースが増えており、先日の能登半島地震でも沢山の人がフェイクに混乱させられていました。国の秩序を保つためにも、画像生成の規制は絶対に必要でしょう。

生成 AI の技術は便利で素晴らしいものですが、便利なものであるからこそ、規制すべきところは規制しなければ、どんどんクリエイターが被害を被ります。また、データセットに違法なものが使われた AI から作られた画像は、一消費者として、見ていて心底不快です。どうかこの国の文化と秩序を守るためにも、しっかりと法の整備をお願い致します。

●受付番号 185001345000001748

普通にダメです。プロの漫画家等、創作界限の人間に沢山話を聞いてから取り組むべきです。貴方は「創作」を知らなさすぎる。どれほどこの素案が恐ろしくやばいものか分かっていない。著作権関連で裁判等が起こる事が多い創作界限の意見も取り入れるべきです。

●受付番号 185001345000001749

生成のために必要なデータのなかには児童ポルノなどの虐待や人権的に問題のある画像も含まれているそうですが、それを無視したまま推し進めるこの現状に深く疑問を抱いています。

本当にこの国の文化を守りたいなら、表現する人の気持ちや環境を守り、育てていくべきです。

AI生成のために著作権や人権が蔑ろにされることに、私は断固反対です。

●受付番号 185001345000001750

3. 生成 AI の技術的な背景について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

資料においては海賊版や声優の声、そのほか作風等の学習についても学習とされてしまう懸念があり、学習されてしまう側の不利益が大きく予想される。

上記事項では、生成 AI の入力された指示における結果は学習データの切り貼りではないとされているが、そもそも恣意的に入力された時点でそれは学習の一部となり、基となった様々な物の学習データの切り貼りの結果と言えるのではないか。

その結果、既存の市場における信頼は下がり、市場の萎縮になるため、生成 AI における学習については、現存の著作物、著作者の権利や利益を損なわないように慎重に進めること。生成 AI の学習については、学習を拒否することも可能なこと、拒否したものを勝手に使われた場合の損害賠償を保証すること、著作者の権利を十二分に守ったうえで適応されるべきだと考える。

そもそも創作物は、人が自分の人生をかけて作り上げるものでもある。他者の生み出した文化、アイデンティティを奪うような生成 AI の運用を認めてしまうようなことは避けていただきたい。文化庁にはこの国の市井が作り上げてきた文化や伝統、芸術を守ることを第一に考えてもらいたい。

第一に守るべきものは、生成 AI における利益ではなく、今現在、文化を作り上げている市場の人々の権利を守ることではないでしょうか。

●受付番号 185001345000001751

AI 生成されたものを創作物とみなすのは創作者の技術と作品に対してあまりに無礼であり信頼を損なう行動である。アイデア自体に著作権は発生しないが、作品として発表した時点でその人個人の権利であることを守られなければオリジナリティなど存在しない、作品とすら呼べない著作が溢れかえるだろう。この国の文化を破壊するに等しい行動である。かつ AI 生成次第が創るのではなく現状ただの水増ししたコピーに過ぎない。ネットさえあればどんな情報でも繋がれる昨今ではより独自の感性が求められる。「偏り」こそが感性と呼べるのにクリエイターの権利を保護せず搾取など言語道断である。文化の先細りを早めるどころか破壊している。

AI 技術もクリエイターも軽視しない早急な法規制を求める。

テクノロジーとは人の発展と幸せのために使われるべきである。

●受付番号 185001345000001752

他人が作り上げた作品(イラスト、絵、写真、動画など)をお金を払わずに無断使用し、さらにはそれを配布・販売して利益を得る行為は確実に文化を滅ぼします。

SNS を見れば一目瞭然ですが、生成 AI を使ってそのような行為をしている人は揃ってモラルがありません。

私自身は創作者ではありませんが、これからの創作者、創作物を守るために、きちんとした法律を制定していただきたいです。

●受付番号 185001345000001753

5. 各論点について

基本的に技術革新の為に、優れた技術は公開されるべき。との体で絵もプログラムも利用される事は仕方ない。と言ったような記述に見られたが、心血注いだ生成物を無償で他人のために提供「しなくてはいけない」、かつ無償で無断で利用することが「違法ではない」と言うのがおかしいと思う。

最近の AI 画像生成に置いて、特定の絵師は機械学習に利用しないでください。と名言していたり、機械学習を行うとノイズが走るように加工したりと言った対策を行う程度には自信の制作物に価値を見出しており、それを無償で無断で利用されるのは技術確認の前に業界の衰退になるようにしか思えない。

(どれだけ機械学習しても既存の物を学習するだけであり、新しい学習素材が無ければレベルは向上せず停滞する認識である)

そのため、利益に繋がらなければ、とか影響が大きくないのであればとか逃げ道を残す穴だらけの法律ではなく、息が詰まりそうなくらい固めた法律にして頂きたい

人に嫌がらせされてこわい」「ファンネル扇動（※信者に攻撃させること）するな」などと泣き喚く。自分たちは平気で他人を攻撃する癖に、反撃された途端に被害者ぶり、それらの悪行をたしなめようとする者すら現れない。

以上が生成 AI ユーザー・生成 AI 推進派の嫌がらせです。一目で分かるように彼らにはモラルというものが存在しません。

これらは「絵柄には著作権がない」という主張の元行われた、彼ら曰「合法」な行為だそうです。違法ではないから罪には問われず、違法ではないから裁かれることもない。違法ではないから相手が死のうが自分には関係ない。

██████ は上記の嫌がらせにより精神を消耗し、現在は通院をしながら薬に頼って何とか命を繋いでいる状態です。

同じような嫌がらせを受けて自ら命を絶った（死を仄めかした後に安否確認の取れなくなった）方が、私の知るクリエイターの中だけでも他に2名います。

何の技術も実績も持たない素人が違法ではない"ことを免罪符に気軽に嫌がらせに利用でき、"違法ではない"から犯罪として取り締まることもできず、やりたい放題。リスクを冒さず他人を攻撃したい卑怯者にとってこれ以上なく都合の良いツール、というのが現状の生成 AI です。

「顔肖像と声には著作権が認められるが絵柄には認められない」などと喧伝している生成 AI 推進派の弁護士の先生もいらっしゃるようですが、果たしてそれでいいのでしょうか。絵柄、ひいては創作物に対する著作権の意識をもっと強めなければ██████ のような被害者は今後増える一方です。

人が悪意を持ってこの技術使って結果死人が出たとしても「生成 AI に問題は無い」などと言えるのでしょうか。本当に「著作権だけ」などと言えるのでしょうか。

生成 AI とは本当に"誰にでも扱える"ことが許される技術なのでしょうか。

新技術で日本を世界一に？と夢を見るのは勝手ですが現状をしっかりと直視してください。

前提として著作物を違法に学習しないと成り立たない技術なのだから、それを活用しようという発想がそもそもの間違いであると理解してください。

漫画村はダメ。映画泥棒もダメ。でも生成 AI は OK。などという戯言が通じるなどとは思わないでください。

あなた方が何とかして著作権をちよろまかそうと必死に言い訳を考えている間にも生成 AI による被害者は増えています。

●受付番号 185001345000001755

生成 AI を肯定する姿勢にはビックテックを呼び込み AI 大国としての我が国の立ち位置を確立する利点があるとは思いますが、そのためにクリエイターから熱意を削ぎ、未来のアーティストを減らすとなれば、日本らしさ、日本ブランド、というものがなくなってしまうと考えます。現に国内外にファンを抱えるイラストレーターが「違法ではない」を錦の御旗にする生成 AI エンジニアに著作物を無断学習され、悲痛な声を挙げています。

クリエイターにとって制作物は我が子も同然です。自分の預かり知らぬところで他人の著作物として自身の作品が材料扱いされて喜ぶ方はほとんどいないでしょう。だからこそわざわざ多大なる手間をかけて画像に生成 AI 用の毒とよばれる処理を施したりするのです。今まで積み上げてきた日本ブランドを支える部分の人たちから熱意と夢を奪います。生成 AI による出力物に AI 出力者以外の多くの人間はすでに飽き飽きしています。熱意もなく、意味も込めず、時間もかかっていない作品に宿る価値など知れているからです。技術自体は後押しする価値のあるものだと思いますが、それが犠牲になっている人達から目を逸らす理由にはなりません。

●受付番号 185001345000001756

生成物の著作物性についての考え方(34~36 頁)

生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性の関係について(35 頁~36 頁)

「生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。

また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」

上記の項目に対して、意見を送ります。

現在、特定の人物の著作物に寄せた AI 生成物を故意に、悪意を持って作り出している人が多数見受けられます。

昨年では、特定のイラストレーターの絵柄を AI に学習させ、性的な描写を含む二次創作が禁止されているコンテンツの性的なイラストを生成し、イラストレーターへ冤罪・風評被害が及ぶという実害が出ています。

このような特定の人物の著作物に近づけた（周りから見てもその人が描いたと誤認されるような）生成物に、加筆修正を加えただけで著作物性を認めてしまうことは、学習元データに含まれる多くの著作物の権利を侵害することを法律で認めることになるのではないのでしょうか。

著作権は、意味を成すのでしょうか。

また、学習データの中には、違法にアップロードされた著作物や、児童ポルノなどが含まれており、それらが出力される可能性があることについては、懸念されていないのでしょうか。

学習データに含まれるものは他人の著作物や倫理的に問題のあるものだと分かりきっていることにも関わらず、利用者が「気付かなかった」とすれば、無罪放免になってしまうのでしょうか。

多くのクリエイターが実害を被っています。推進派、反対派問わず殺害予告など、問題にも発展しています。生成物を使用したデマも多く広がっています。

なぜ Nightshade というツールが生まれたのか、今一度考えていただきたいです。

日本のクリエイターを守り、文化を存続するのであれば、生成 AI は正しく規制するべきです。

然るべき対応を、よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000001757

AI についてなのですが、イラストレーターが描いた絵を勝手に学習させて勝手に販売するなど悪用する人たちが多発しており、規制や法整備が必要だと強く感じます。私自身も趣味でイラストを描いているのですが、上記のようにお絵かき AI を悪用する人たちが野放しにされている状況なのでとても不安で、ネットにイラストを上げるのが怖くなりました。時間をかけて一生懸命に制作したものを AI に盗まれるのはとても辛いです。イラスト以外にも、写真などを勝手に AI に取り込まれると自分や友達の顔を使ったアダルトビデオなども勝手に作成される可能性がありとても危険です。実際に、岸田総理のフェイク動画なども AI で作られていて危険性を感じました。AI を野放しにせずどうか法整備や規制をお願いします。乱文失礼しました。

●受付番号 185001345000001758

私は現在学生のこれからイラストレーターを目指している者です。

AIの技術は一般の人々が扱うにはとてもリスクが大きすぎる技術だと思います。

これ以上、努力して血反吐を吐きながら物作りをしている人達が侮辱されないよう、イラストAI等の技術を廃止していただきたいです。

お忙しい中ここまで拝読していただきありがとうございました。

●受付番号 185001345000001759

生成 AI で作られた作品は学習元(作品)のクリエイターへの許可制が義務化されればいいと思います。

今の生成 AI の段階では無許可で不特定多数の作品を作成元のクリエイターの許可なしに無断使用し、AI 使用者が自分の著作物として発表している状態です。

今後、自分の制作物が無許可で使用され、知らないところで勝手に売買されていたり、悪用されたりすることがとても心配です。

また作品を AI で量産され、自分の名前を使ってなりすましなど被害に遭うのではという将来を危惧しています。

●受付番号 185001345000001760

「生成 AI が日本の文化を発展させるものである」という文化庁の認識は、市場の現状を無視した机上の空論である。

生成 AI は既存の文章やイラストなどを学習させる必要があるが、既存の創作物には著作権を有する創作者がいる。しかし、著作者の許可を得ることなく著作物を学習の素材として無断使用している例が昨今後を絶たず、頻繁に著作者と AI 利用者間で問題となっている。

また、無断で学習素材とされたことで、本来得ることができた収入を得ることができず、廃業を選んだクリエイターや、自身が有する権利を証明するために本来なら不必要である負担(裁判などの金銭的な負担、AI 利用者による誹謗中傷などの精神的な負担)を強いられている著作者の姿を多々見かける。

上記は、生成 AI 利用に対して厳しい規制を課さない限り、簡単には解決しない問題である。

今、文化庁がすべきことは、生成 AI の導入・利用の推進ではない。むしろ「生成 AI はクールジャパンを破壊し、文化の衰退を早めるものである」という認識のもと、は生成 AI を市場から撤退させ、クリエイターが持つ権利を守ることが先決である。

●受付番号 185001345000001761

■生成・利用段階についての考え方（28～34 頁） 依拠性（29～31 頁） 侵害行為の責任主体（32～33 頁）

「学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはな
いといえるような技術的な措置が講じられている等の事情」

技術的な措置を備えていると主張さえすればその措置の確実性に関わらず、著作物に類似
した生成物を大量に出力して良いと解釈する使用者が増加することが予想される。大量の
生成 AI 利用者と生成物に対して著作権所有者が対応することは現実的ではなく、措置の有
無に関わらず著作物を学習に用いた生成 AI の使用を広範に認めることは極めて著作権所有
者に不利であるため、著作物を学習に用いた生成 AI が出力した物を研究目的以上に認める
べきではない。

■生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁） 指示の具体性と著作物性（35～36 頁）

「単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積
み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるもの」

生成 AI 利用者は生成 AI に対し指示を行い出力結果を選んでいるのみで、ものを創り出す
という創造的な行為を行っているわけではない。

生成 AI 使用者が創作的寄与であると主張するいかなる事項も創作的寄与として認められず、
著作物を学習に利用している時点で生成 AI の生成物に対し著作権を認める必要ない。

「、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、
著作物性が認められると考えられる。」

加筆・修正の箇所やその加筆具合は施工者によって幅があり、極めて軽微な加筆（和紙風
のテクスチャ効果を薄く全体に被せるなど）によっても生成 AI 利用者が出力物に対し著作
権を主張することが出来てしまうため認めるべきではない。

●受付番号 185001345000001762

私はクリエイターですが、現状、多くのクリエイターが生成 AI の被害にあっているところを見て、毎日何が正しいことなのか悩んでいます。

法律は法律であり、誰かの感情を守ることや全ての出来事に対応できるものではないことは理解しています。詳しくないながら、今の著作権からして、AI ばかりが悪いと言えないのも理解しています。

その上でも、ここで創作活動が、クリエイターが保護されなければ、今後残るものは無秩序さと人間性の否定ではないでしょうか。

少々極端な結論とは思いますが、少なくとも、「もし自分が AI を肯定したらどうなるか」と想像してみたら、私にとってはそうでした。

創作は今まで人の手で生み出され成り立ってきたものです。古いもの、基礎となるものだけが絶対的に良いわけではありませんが、そもそもが、創作とはそのような人間の精神のために存在するものではないでしょうか。

急速な発展や利益の需要も分かりますが、それは結果であって、目的にすべきものではないと思います。

私はあくまで、著作物が大量に学習され利用される現在に否定的です。何かを守るために何かを規制する動きが極端になり過ぎると良くないとは思いますが、それでも、既存のクリエイターや文化が傷つけられている今、生成 AI に対し強く規制をかけ、慎重な動きを取るべきだと思います。

●受付番号 185001345000001763

持って生まれた顔や声は守られて、必死に考えて試行錯誤して努力で手に入れた技術は保護出来ないのでしょうか

自国で開発した訳でもないただかチューニング程度を施しただけのしょうもないおもちゃで具体性の無い未来を語るのではなく

今ある無断転載からなる無断学習や集中学習、ディープフェイクへの対策、1つ1つ課題に向き合って欲しいと切に思います

●受付番号 185001345000001764

海外産の AI 生成サービスに対しての記述が薄く感じられたのでそちらにも強く制裁措置を取れるような案を出すべきだと思います

また著作権は親告罪なので著作者本人が申告しない限り法的措置を取れないケースが多いと思いますので、非親告罪化して即応で刑事罰を与えられるように新しく法案を設置するのが現状の氾濫する AI 剽窃に対応できると思います

AI サービスを供給する運営にも即座にサービス停止を求められるよう公正取引法違反に抵触する旨を明言するのがよいと思います

●受付番号 185001345000001765

(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理

今回の募集要項を見ていると AI 生成側ばかりが守られているように見受けられます。まずはその元となる絵や文章をかいている描き手側を守る法整備が先のように思います。現状既にインターネット上では、自分の絵を勝手に自殺教唆は使われると言う事案も発生しており、更には描き手側に脅迫文までもが送られている状態です。これでは描き手ばかりが損をし、傷を負う結果となります。悪質な AI 生成側にもきちんと罰則を伴った法整備を望みます。

●受付番号 185001345000001766

AIで自分が書いてないものをさも自分か書いたように出力し

挙句それを自分のものだと主張した挙句

殺害予告をしたり自殺教唆をしたりするのを

Twitter(現 X)でみかけました

なんとおそろしいことか

●受付番号 185001345000001767

画像学習データは切り貼りではないという時点で、一般に絵などを描いている人々と考えが全く違うと思いました。

SNS で実際に絵を描いている人の絵を無断で学習し、あまつさえ本人が意図しない形で不当に絵柄を使い（R18 や R18G な絵を勝手に作成するなど）そうして、お金を他者から取っている時点で余りにも悪質です。

実際に、絵を描いている人でそういった被害にあっている人物を多く見ます。

そういった不当に AI を使用している人々に対してこれで絵を描いている人達を守れるとは到底、思いません。

AI 作成絵の無断学習によって作られた絵の氾濫で、絵の市場の価格の暴落や信頼性の低下が今まさに起きています。

学習データ、制作した AI 絵の加筆部分の開示の義務を徹底していただきたい。

●受付番号 185001345000001768

1、近年、AIによる作品生成が進み、その進展は驚くばかりです。しかし、一人の著作者が生涯にわたって投じた時間と努力で築き上げた作品が、第三者のAIにより、容易に生成され、その利益等を奪うことは重大な著作権の違反であると考えます。

2

3

4、著作者は限られた時間の中、技術や表現方法を追求してきました。そのよう作品は著作者の人生の一部だと言えます。しかし、そんな努力の一切を無視し、生成AIによって瞬時に作品が生成されることは、著作者の熱意や努力を踏みにじる行為に他なりません。また、本来著作者が受け取ることができるはずだった利益や活躍の場を、第三者に奪われることは到底容認できるものではありません。

5-(1)-ア、学習のデータ元を公表、表記の義務化

生成AIが作品を生成し、外部に発信する際は、使用した学習データ（作品）およびその著者は、開示されるべきです。これにより、著作権の透明性が確保されると思います。

5-(1)-イ、AI生成データの教師データとしての使用における権利保護

AIが生成したデータを教師データとして使用する場合においても、元の著作者の権利を侵害しないよう、法律による保護を徹底することが必要です。

5-(1)-ウ、作品の無断使用への罰則

著作者に無断でAIに学習させた場合、及び生成された作品で利益を受けた場合には、厳格な罰則を設け、著作者の権利を守るべきです。

5-(2)-ア、生成AIによる作品だということを明記する

AIにより生成された作品には、そうとわかるように必ず表記がされるべきです。

5-(2)-イ、著作者への利益分配

生成AIによる作品が利益を生む場合、その一部は機械学習のために教師データを提供した著作者に配分されるべきです。

6、生成AIにより、著作者へ強い不快感を与え、利益が搾取されるようなことは、決してあってはならないもので、著作者がしっかりと守られる法整備を希求します。

●受付番号 185001345000001769

生成データは切り貼りではない、とされていますがそんな事はありません。様々な学習データと似通った物も当然生成されますし、企業のコピーライトが入ったようなものも生成されます。AI が文字を文字ではなくそういう形の記号のように捉えているのでそういうものが出ます。

また、生成 AI の問題はイラスト等にとどまらず写真等でも問題がでます。家族写真や恋人との写真を無断で学習され、それと似通った、またコラージュされたような物も生成出来てしまいます。さらに写真のような未成年ポルノやディープフェイクの画像等も現時点でさえ生成可能なのです。

昨今ニュース番組等でも SNS 等の投稿を引用してニュースを伝えることもありますが、そちらでディープフェイク画像が利用されたりしたら大変なことになります。今までの所謂コラージュと違い、こちらの方が精巧なだけに名誉棄損等も加速する可能性もあります。

これらにより生成 AI により著作権侵害だけでなく様々な犯罪が横行する懸念があるので、生成 AI 自体を禁じてしまう方がいいかと思われます。

●受付番号 185001345000001770

生成 AI は他人の著作物を享受する目的でしか使用されない。著作権を守っているとは言えない。

●受付番号 185001345000001771

デザイナーです。生成 AI を仕事で利用していますが、SNS 上では否定的な意見もあり、公表できずにいます。

はやく反 AI 的な意見が減ってくれば嬉しいです。

●受付番号 185001345000001772

他人の著作物を学習させた生成物をプロンプトの工夫や試行回数之多さを根拠に著作物性を認めるというのは、他人の著作物をトレースして真似し(所謂トレパク)自身のものとして発表するのと何が違うのでしょうか？

そういった事象は創作を行うクリエイターの中で訴訟や問題に何度もなっていますし、学習元にされた人間が気付いたとしても言い逃れがしやすいのもタチが悪いです。

道徳観の話にはなっていますが、何人もの人が時間と心血を注いだ創作物を材料にしてそれを切り取り、こねくりまわし、別の何かにしたものは本当に著作した権利を有するに値するものなのでしょうか。

芸術とはその人の経験や学びの積み重ねで生まれるものだと思います。

生成物をどんなに整えて芸術性の高いものを作り出したとしてもそれは誰かの経験が無ければそもそも存在さえしないものであり、その経験はやはり学習元になった人々の著作権であり、生成者が作ったものは権利を有するべきではないと考えます。

日本の創作物やクリエイターは世界に誇れる唯一無二の存在です。

こんなにもたくさんのプロアマが高いクオリティで作品を楽しく作っていて、それを自由に発表できる素晴らしい国の価値をどうか高められる判断をお願いします。

●受付番号 185001345000001773

5(1)~(4)について

「権利者等から、将来的な生成 AI の学習に用いる際には当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け、実際に削除を行う措置。」

ここはそもそも「最初から一般の情報は収集できない」を基本とし、「許可されたものだけ学習させる」「何もいってない素材は最初から学習禁止」「素材が大量にいるなら国等が権利者に補助して有償で、許可を得た上で収集」に限りるべし。ここで金を出すのこそクールジャパンですよ。いまのクールジャパン、口出して名声のただ乗りだけで、個々のアーティスト・作業者に全然金ださないじゃないですか。まず予算を出せ。

ネットから勝手に収集して学習して生成は「学習データは切り貼りではないとされる」事についてははっきりいって無断転載と無断使用による切り貼りです。わずかでもものの「生作」に携わる人間の考えはそうだし、自分の子の写真とか勝手に使われて「学習しただけですし」とか言われたら完全にパクリのどろぼうめ！と思う。

「当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け、実際に削除を行う措置。」も、どんなにその生成 AI が幅広く使われていても、即その AI ごと止めるし使用も禁止します。国が命令します。くらい言えないなら、最初から「用意した素材」以外は学習させないくらいしないとダメです。

全体に成否の方針が楽観的で手抜きで、責任を放棄してる。

国内の問題だけでなく、世界に日本の文化財産が食い荒らされて終わりますよ。

●受付番号 185001345000001774

私はアーティスト側です。私のアーティスト名を使ったモデルが複数存在し、自由に私の絵に似た作風の出力を試みられています。個人で楽しむ分には仕方ないのですが、モデルの配布をアーティスト名付きで行い（海外では有料販売もされているようです）、出力し放題の現状を抑止する法整備を求めます。

根本的には、無許可の学習も止めて欲しいので、それも抑止する整備が望ましいです。公開している以上、全てを止められないのは理解しています。

無許可は違法であるという整備がほしいのです。

アーティスト名を使ったモデルの配布は論外だと思います。

●受付番号 185001345000001775

まず、著作権 30 状の 4 に関して、現行ではクリエイターが一方的に搾取されてしまう構造であることを指摘します。

現状で生成 AI の著作物の複製技術は高度なものになっており、学習元の画像と明らかに類似した生成物が出力され、見分けがつかないレベルまで来ています。

「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」

とありながら、生成 AI により故意的に無許可で著作物を学習させ、明らかに類似性のある生成物を公開、金銭の授受を行い、クリエイターに不利益が生じている現状が見受けられます。

生成物が明らかに類似性を持っていることを自覚しながら、それを問われないことに疑問を抱きます。

無差別な学習、無断学習により、著作者が望まない形で類似した生成物が SNS 等を介して拡散されることで、風評被害や著作者の信用の低下にもつながりうる事例を確認しています。

無差別、無許可での学習により個人の肖像や音声を利用したフェイクが生成されることも考えられ、犯罪や国際問題に発展する危険もあります。

また、生成 AI の学習データセットに関して、本来研究目的として許容されていたものが、商用利用されている点も指摘します。

データセット内に無断転載や医療現場の記録画像、児童ポルノ、無断で複製された書籍など違法なデータも含むという報告もされており、AI 使用者が意図しない形で権利を侵害している可能性があることも問題だと考えます。

そういった違法なデータと、無許可で収集されたデータを使用して発展する AI 技術が普及していけば、犯罪や権利侵害が常に横行する可能性もあり得ます。

AI を開発、使用、学習される著作者すべての信用の低下につながり AI の恩恵は受けられないと考えます。

一方的な搾取で発展させず、すべての人が納得し安全に利用できる AI 技術の開発をすべきです。

- ・無断転載や違法なデータセットの使用の規制。
- ・無断学習ではなく許可を得た著作物の使用。
- ・データを提供した著作者や権利者への対価の支払い。

こういった点に留意した規制や法の確立を望みます。

●受付番号 185001345000001776

生成 AI は、飽くまで創作のためのツールであってそれ自体には問題はないと考えている。ただし、学習や生成の過程で、利用者の手段や目的によっては問題が発生する場合はある。これは、既存の創作方法と同様のロジックでその是非を判断すべきである。

まずは学習時について、生成 AI には大量のデータが入力されているがその多くはインターネットにアップロードされているものを利用していると思われる。

基本的にインターネットにアップロードされている以上、その私的利用に違法性はなく、生成 AI の学習はその私的利用の範疇であると思われる。これは人間がインターネットを用いて学習するのと、原理的には何も違いはない。ただし、そのデータ、およびその収集方法に違法性が本当にはないかは、いつでも第三者が確認できるようにするべきだろう。

また、データ、および収集方法に違法性がないとしても、データの権利者が学習データからの削除を望めばすぐに対応できるようにしたほうが望ましいと考える。このデータ削除は法的な蓋然性はないと思わるものの、これまで人類が行ってきた全ての創作への敬意として、必要なプロセスであろう。

次に生成時について、創作においてどのような手段を用いても、その手段に違法性がない限りは問題はない。それは生成 AI を用いた創作でも同様である。

しかし、その生成物の利用に違法性が発生していないか、既存の手段を用いて生成された創作物と同様、常に判断が必要となる。

例えば生成 AI を用いて、特定の創作物、原作者の作風に近づけて、第三者を積極的に誤解させるような行為は著作権侵害に抵触する危険性がある。これについては、これまでと同様の法的プロセスに則って、創作物を判断すべきであろう。

ただし、生成 AI はこれまでとは比較にならない容易さで創作物が生成できる。そのため、その法的判断については既存のものとは別の観点を取り入れる必要がある。その創作物が生成 AI を用いられて作られたものなのか、だとしたらどのようなプロンプトを用いて作られたのかを、判断できるようにすべきであろう。また、生成の段階でも、特定の創作物を模倣するような生成ができないよう、生成プロセスや、プロンプト入力の段階で制限をかけるのが望ましい。

現在、生成 AI について多くの議論が交わされているが、一部の方々は生成 AI そのものが既存の創作物の著作権を侵害していると考えているように思われる。彼らの多くが創作者であり、自身の創作物の権利が勝手に奪われるかもしれないという危惧については多いに理解できる。

生成 AI の仕組みをもっとわかりやすく告知するとともに、実際の運用の段階でも可能な限り既存の創作物への敬意を重視するプロセスを組み込むことは、今後広く生成 AI を利用する社会を迎えるにあたってとても重要であると考えます。

●受付番号 185001345000001777

生成 AI によって生成されたものが概ね学習元画像のコピーである事を不安に思います。人間がイラストや声や何かを学習し、それを表現しようとした際には、別の時に学習した何かや元々持っている個性も合わせて表現されることで、独特の表現となりえるように思いますが、現時点での生成 AI についてはそのような表現にはならず、あくまでもコピーにしかっていないように感じます。

この状態で様々な人が時間をかけて作った表現が剽窃され、金銭を支払う価値のないものだとして扱われてしまうとしたら、それはあってはならないと感じます。

●受付番号 185001345000001778

まず、AI を使って画像生成している者はクリエイターではありません。適当に文章を AI に入力してそこから選ぶだけの作業のどこにクリエイティブな要素があるのでしょうか。そして今、人の絵柄を勝手に学習させ、自殺を仄めかすような内容の絵を作るなど元の作者に対して非道な行為をしている者が大勢います。さらにはアダルト的な絵がダメであると明言されているにも関わらずそのような絵を AI に書かせる者もいます。もしこれらが罷り通ってしまうと、日本の大切な文化が無くなってしまうことになると思われます。即刻、AI を使い画像を生成する者に厳しい制限を科すことを望みます。

●受付番号 185001345000001779

素案、『5. 各論点について（1）学習・開発段階 エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて』について、法的に禁止する必要があると考えております。

著名クリエイターともなると影響力は甚大であり、作品を使用する企業などに大きなリターンをもたらすのですが、素案内でも触れられている LoRA により、その特徴、アイデアの模倣が可能になることにより、その広告塔としての魅力が薄まる場合があります。これは著名クリエイターを起用する企業側にとっても特に深刻な問題であり、企業側にも大きな負担がかかることとなります。

また、現時点でも複数のクリエイターが「自分の特徴・アイデアを模倣する LoRA を作成された」という発言をしていることが見受けられます。これにより LoRA の作成者が不当に利益を得るとともに、自身の特徴・アイデアを安く使用されるという被害が発生しかねないという状況であります。

クリエイターでない人物には伝わりにくいのですが、特徴・アイデアというものはそのクリエイターにとって非常に重要な財産であり、保護されて然るべきものであります。現状インターネットでその特徴・アイデアを公表しているのは仕事に対する宣伝、広告に過ぎず、利用を許可するものではありません。クリエイターが自由にインターネットを利用できるよう、今一度検討しなおしていただけないでしょうか？

●受付番号 185001345000001780

まず、生成 AI に対する政府の考えと現状の使用例の乖離がかなりあると思います。現在、生成 AI で使用されているものは閲覧禁止等の外国の資料、それだけでなく学習禁止とクリエイター本人が言っているものまで無断で使用し、自殺幫助するようなイラストや金が稼げる等、未来で役に立つなどの使用例は見たことはありません。

文章やイラストもそうですが、誰かが苦勞して作成したものを機械に入れてボタン一つで出力した人を「クリエイター」と言いません。

絵を描く人も音楽を作成する人も PC ソフトを使用しますが、まさかデジタルソフトを使用すれば AI のように自動で絵や音楽が出来上がると思っている方が草案に関わってはいませんか。

PC で作成したとして、アナログとやることは変わりません。

今の使い方はただの嫌がらせや盗みです。

これだけ生成 AI を推しているのにクリエイターの仕事や生活を奪う政策を推して、クールジャパン等名前のみ格好つけるような考えは受け入れられません。

まずは学習に無断で使用されたクリエイターの仕事の保護や権利の保護を考えてから、こういった新しい技術の政策を考えるべきではないでしょうか。

今回の草案は AI を推進する方の権利の保護ばかりが目立ち、学習に無断で使用された方々の権利の保護が危ういと思います。

クールジャパン、アニメやマンガ文化を国として推していきたいなら、今一度考えていただきたいです。

●受付番号 185001345000001781

たとえば許可が取れていない無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当すると思います。

またクリエイターが減る要因にもなると思います。

今いるクリエイターを守るためにも、これから成り立つクリエイターたちを守るためにも学習させるにしても制限をかけるべきかと思います。

●受付番号 185001345000001782

内容を読むに生成 AI 等ををなんとしても庇護する方向性に持っていきたいのだろうと言う風に読み取れましたが既に SNS 等でも生成 AI による被害、トラブル等が数多く見受けられる上生成 AI 自体仕組みが「学習という耳障りのいい単語でカモフラージュされてるだけで画像を読み込ませてなるべく自然なコラージュを自動で作ってもらう」ようなものなので使用者の倫理、道徳の以前に存在自体に問題抱えている物です。

存在する限り今多く見受けられる

「特定の人物の描いたイラストを読み込ませ自分の描いた絵と称して発表、販売」

「特定の人物の描いたイラストを読み込ませその人物になりすまして発表、販売」

「特定の人物の描いたイラストを読み込ませてその人物になりすましてガイドラインに反した画像や倫理、道徳に問題のあるセンシティブな画像を生成して発表するヘイト活動的な使われ方」

がこれからも起こりつづけるとなると多くの創作活動を仕事、趣味で行っている方々に支障がで続けます。既に上記の行為を行ってる人が特定の人物に対しての誹謗中傷、もといその扇動。多くはありませんが殺害予告を送る人物まで現れています。

上記はイラストに焦点を当てて話してましたがイラスト以外にも既に写真家の写真やブログ、SNS 等に投稿された写真で似た事が起きています。過去にも話題になってましたがブログや SNS に投稿された子供の写真を読み込ませてポルノ画像を生成する等の行為もありました。

話を戻しますが生成 AI の仕組みがまず画像を読み込ませる所からスタートしているので「酷似してるだけで本当に他人の著作物を読み込ませたかは不明確なので著作権侵害はしていない」というのは無理があります。

今後これが残り続けるとイラストレーターや漫画家、写真家に限らず多くの創作活動をしている方に精神的な負担がかかりあらゆるコンテンツに支障が出るのは火を見るより明らかです。政治家の写真を読み込ませてフェイクニュース等を作る人も遅かれ早かれ出てきます。

故に生成 AI の完全撤廃を求めます。

文化庁の看板にに違わぬ決断を期待しております。

●受付番号 185001345000001783

創作という活動は、自分の中から悩み捻り出し時間をかけて形を取り出す作業です。

AIは既存のものから素材を切り貼りし、形にします。

元がなければ何も生み出せない作業であり、それを創作とは到底呼べません。

盗作と言うに相応しい行為です。

寿司に例えます。

シャリマシーンが出てても寿司職人の価値は変わりませんでした。ですが、一個人の寿司職人の握りを素人が判別不可能なレベルまで再現してしまうシャリマシーンが出てきたらどうでしょう。遥かに安い価格で大量に出てくる寿司。素人は突然そちらに流れます。その寿司職人が馬鹿馬鹿しくなり店を畳むことになっても、社会は困らないかもしれません。しかしそれは一個人の寿司職人に留まりません。やがて世界中の寿司職人は模倣され、買い叩かれ、店を畳むでしょう。

そうして時代に合わせつつ伝統も守り進んできた寿司文化の成長は止まります。

生み出す人がいないのですから。過去生み出されたものにしがみつき、それも時代にそぐわず忘れさられ価値が消えると、模倣した人は寿司に情熱などないのですからすぐに次のターゲットに移ります。その時が文化の終わりです。

なにより日本が世界に誇るべきこの創作文化は、止まることなく生み出されてきた人の苦悩の歴史です。その文化への敬意もないAI活動では、やがて全てを狩り尽くし、燃やし、土壌ごと消し去ります。

気付いた時には何もかも失われて戻らないのです。そうなってからでは遅いのです。

文化を殺すのは簡単です。再度生まれることはとても難しい。考え直してください。今ならまだ間に合います。

AI創作活動について注意喚起している方々の声に耳を傾けてください。

●受付番号 185001345000001784

近年様々な物議を醸している生成A Iですが、私は現行法の改正、もしくは生成A Iそのものの規制が必要であると考えています。

現行法では「画像をA Iに学習させる行為自体は合法」とありますが、それをいいことに他者の創作物を無断で学習させ、模造品を大量に制作し、あまつさえその生成された画像を用いたデマの流出や不当に金銭を稼ぐような行為が横行しております。

私の意見としては「絵柄というものはその人の財産の一つである」と考えます。

長い時間をかけて研鑽し、学び、技術をつけていった末に身に付くものが「絵柄」というものであり、それは自己を表現する為の立派な「財産」であると考えられます。

そのようなものが赤の他人に無断で学習され、大量に模造品を作られ、あまつさえそれを流布される、というのは当人の財産や権利を奪うことに他ならないのではないのでしょうか？

生成A Iは技術自体は素晴らしい物かもしれませんが現行法や使う人間側のモラルが追い付いていないのが現状です。

このままの状態が続くと創作に関する界限すべてが衰退していってしまうと考えられます。ですので、早急な法律の改正、もしくは生成A Iの規制が必要であると考えてます。

●受付番号 185001345000001785

絵柄を真似て悪意のある創作をする人間というのが、現状として多くいます。AI は確かに技術としては優れてるのかもしれませんが、そのAI を使う人間にはろくでもないものが紛れ込みます。そして、一人紛れ込めば多くの人間が泣きを見ることになりすし、現状なっています。

この法案で、そうした人間を一人残らず排斥できるとは思えません。そして、一人でも撃ち漏らしたなら、どうなるでしょうか。AI を用いた「作品」には、手間暇がかかりません。速い時間で、大量の被害をもたらすことができるということです。これまでに行われてきたあらゆる犯罪とは、スピードと頻度の点において、一線を画すでしょう。それによるトラブルの件数だって、並のものではないでしょうね。

その度に、文化庁のこの法案は蒸し返されることでしょう。国の機関の仕事には、それだけの責任がありますから。

そうならないためにも、今一度、修正した方がいいのではないのでしょうか。これ以上、創作物をめぐる分断を、国内で巻き起こさないために。

●受付番号 185001345000001786

生成 AI によって作成された制作物に著作権を与え、今後の発展につなげるにはまだ課題が多いと考えています。

現在の生成 AI の仕組みは大量の学習データを使ったランダム生成に過ぎず、またその学習データは著作権保護されるべきデータを使ったもので権利の侵害にもあたると考えます。

●受付番号 185001345000001787

1 はじめに

『生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。』

→そもそも許可されていない画像を勝手に AI に読み込ませ作ったものは、創作ではなくただの出力にすぎないと思います。クリエイターとは全く違います。

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

『ウ 通常、学習データの切り貼りではないとされる。』

→そもそもそのもとになっている画像を部分的に出力しているので、データの切り貼りと同意ではないでしょうか？

(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

『1 現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術』

3 生成 AI の学習に用いるデータセットに含まれているデータについて、権利者等から、将来的な生成 AI の学習に用いる際には当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け、実際に削除を行う措置。』

→すでに読み込まれているアーティストの名前を公表すべきではないでしょうか。

4.関係者からの様々な懸念の声について

<AI 利用者の懸念>『3 努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評』

→勝手にデータを盗んでおきながら、盗んでいる側が被害者意識を持っている方がいる時点でかなり深刻な問題です。それに 0 から生み出している創作者と同業と思っているのは、AI がどういった仕組みで画像を出力しており、どう言った問題を抱えているのかわかっていない人が多いからではないでしょうか。

仕組みをわかっていない人が多い→なんとなく自由に使っていい→許可していないクリエイターが食べ物にされる、となり現在の状況になっていると思います。

クリエイターが勝手にいくつもの画像を学習され、勝手に出力、そしてそれを商用利用されている現状が明らかにおかしいことは絵を描いていない人でもわかります。

色々な店から盗んできた部品を使って、新たな作品を作っている、これは犯罪だとわかるのに、それが部品（物）ではなく絵になると盗まれた側が逆に責められるのでしょうか？

そもそも AI のもととなっているのは、今も頑張っている絵を描き続けているクリエイターありきなんです。その頑張っている人が損をして、絵描きがいなくなれば今後の発展は見込めないんです。

なぜすぐに対応して絵描きを保護しないのかが全く理解できません。

学習されることにデメリットしかないから絵描きが怒っているのであって、今後も AI の発

展を支えていきたいのであれば、絵描きも納得する制度作るべきではないのでしょうか？
例えば提供した画像以外は使用しない、であるとか、生成する際のプロンプトを公開する
とか。

●受付番号 185001345000001788

・各項目に関する具体的な御意見

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

4. 関係者からの様々な懸念の声について

「絵柄とは個人の専売特許であり、意図的に模倣し商業活動することは商業的価値を侵害する行為である。よって、生成物は海賊版にあたるので生成 AI の利用はやめるべきである。」

「イラスト、小説、映像など各クリエイターは、有料の素材やモデルを購入し制作をしている。制作には様々な費用がかかっている。しかし、生成 AI は、クリエイターがお金と時間と労力と人生をかけて創り上げた作品を、無断、無料で学習し模倣しているにすぎない。また、現在、クリエイターは生成 AI への学習を拒否、阻害、禁止、著作権の侵害を訴える手段がない。クリエイターとその作品が保護されない状態にある。そのような状態の中、生成 AI で作られた作品は著作権を侵害していないとは言えない。侵害していると言い切れる。」

生成 AI により作られた作品は、現状、クリエイターの著作権や商業活動を侵害しているため、生成 AI の作品の著作権は認められないと考える。」

「クリエイターに限らず、SNS やブログ等に投稿された写真を、無断で生成 AI に学習し利用することは著作権及び、肖像権の侵害に当たると考える。生成 AI が、許可なくそれらのデータを学習することを禁止するべきである。」

また、その生成 AI により作られたフェイク画像や映像により性的、脅迫、中傷、成りすまし等の被害を受けることが危惧される。実際に、国内では現総理大臣のフェイク動画が作成され、自然災害時のフェイク画像や動画が広く拡散され、世間に大きな影響を与えた。国や政治家など大きな影響力を持つ対象であれば、速やかに対処、逮捕される状況にあるが、個人ではそうはいかない状況にある。最悪の場合、死者がでたり、大きな事件が発生することも考えられる。」

●受付番号 185001345000001789

AI と著作権についてですが、今現在沢山のクリエイターがイラストを無断で学習に利用され、不利益を被っています。

無断で学習にしようされた写真などを元に、限りなくリアルに近い AI イラストの児童ポルノなども横行しており、危険な状況だという印象を受けています。

生成 AI により、存在していない生き物が画像に使用されていたり、正しい知識を得るのが困難な状況になってると思います。

フェイクニュースも、もっと容易く作れるようになるでしょう。

先日、岸田首相を生成 AI で作った偽動画が拡散される事態もありました。

AI の技術を許すのは、今後の日本のためになりません。

素案を読んだ印象では、かなり AI の使用を許す方向に傾いてると感じました。

私は AI の使用に関しては、今現在反対です。

AI は私達の生活に危険をもたらしています。

諸外国でも AI を使用する事に関して、かなりの規制をかけています。

他の国の対応も参考にして、素案についてもっと細かいところまで再検討していただければ幸いです。

●受付番号 185001345000001790

容易に生成できるがあまり、作品の贋作が出回り、全体として創作物の品質が落ち、創作者のブランドや信用を失う技術です。勝手に持ち出して勝手に名乗られ金儲けに使われ、ブランドイメージまで下げられてはたまりません。悪意のある使い方を封じ込めるシステム面の確立や、法整備を切に願います。

●受付番号 185001345000001791

生成 AI についての私見として、悪用した場合の応用範囲が広範であるというのが最大の難点と思っており、生成 AI を使用した作品については作成者と使用された生成 AI ソフトの署名必須が望ましい。生成 AI の責任の所在が曖昧かつコツを掴めば特定の創作者の模倣も容易なようなので、署名無しによる生成 AI 作品の掲示を違法としても問題無いと思われる程度に悪用が目につくため、そちらの責任所在を考える一助となると予想。また、署名自体は一般の芸術作品でも見られ、何らかの理由で AI 生成品と知られたくないような生成 AI 使用の表現者でない限り生成 AI 使用者にもデメリットは無いと考えられるため、署名必須を断る理由は使用者にも無いと思われる。以下、文字数限界まで懸念点を記載するが、署名必須とすることで解決する問題もあるかと思う。

- ・フェイクニュースや悪意を持った AI 模倣作品の氾濫の可能性

著作権と少しずれるが行政としては一番の問題と思われる。年初に震災があったが、あのような事件時に生成 AI で精巧な画像を作成し誤った情報を伝える者もいる。著作権上の問題としても写真作品等が誤情報の流布に使用される場合があり得る。

- ・生成 AI で他の著作物と似た物が出力される事例が既にある

本文章の作成時点（1月25日）でも閲覧及び使用可能な au ×屋根裏のラジャー公式の My イマジナリーメーカーにて生成 AI 使用によるキャラクター出力企画がインターネット上に存在するが、マリオやソニックといった著名なキャラクターと類似したものが出力される事例が見られる。現時点で法的な問題となっていないが、違法となった場合はサービス提供者、生成 AI 提供者のどちらが責任を問われるかは気になる所である。

- ・生成 AI を使用し、ライブドローイング（絵の作成過程を配信している時）中の絵を学習して学習元より先に完成させる行為が見られた

学習元より先に完成品を出力し、学習元を模倣として批判させる行為が見られたが、この場合どのように保護するか。

- ・写真加工の生成 AI によって女性の首から上の画像を合成し、女性の裸体を画像として生成する事例を聞いた

著作権以上に人権等に関わる問題だが、技術上こちらが可能な場合疑似的なリベンジポルノ問題が発生し得るものであり、かつ無差別に行われる可能性が高いため知らぬ間に被害者となる可能性が高い。上記フェイクニュースもそうだが、生成 AI を使用した写真加工や写真のような画像の生成は著作権以外の面でもリスクがあるかと思うので法的制限もしくは生成 AI 使用の明確化が必要かと思う。

- ・AI 出力品と似た作風の人間の作品が AI 使用の嫌疑をかけられる場合がある

特にイラスト分野において、生成 AI 使用のイラストに癖があり（通称マスターピース顔、マスビ顔と呼ばれるもの）、無差別な学習元としてか生成 AI 流行以前からそのような作風の方のイラストにおいて、生成 AI 出力品を自作と称して公開しているのではないかと疑わ

れているケースが散見される。これにより創作意欲の減退も見られるため、非生成 AI 使用者保護の観点から生成 AI 出力かの明確化は必要と思う。

- ・生成 AI 出力品の販売について反社組織が絡んでいる可能性がある

生成 AI での作品出力についてはある程度の練習や慣れが必要であるが、一定レベル程度のテーマ等の無い作品出力は慣れれば大量作成が容易とのことなので、反社組織のマネーロンダリングに使用される可能性がある。

- ・意図的に特定の人間に寄せた作風の作品を生成し、なりすましや名誉棄損を行おうとする者がいる

イラストレーター等へのなりすましや、嫌っているイラストレーターの作品を学習させる等で模倣した作品で自殺教唆のようなイラストを作成する事例が見られた。

●受付番号 185001345000001792

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現を撤回して下さい。我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと一緒にたにされるような呼称を用いられるのは、非常に強い侮辱として受け取らざるを得ないからです。

●受付番号 185001345000001793

4.関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI の問題点は複数あるかと思いますが、とりわけ将来的な創作分野の発展における問題点について危惧していることを書かせていただきました。

私が今回の生成 AI の発展により危惧しているのは、イラストや漫画、アニメなどの日本のサブカルチャーに新たに参入しようという人がとても少なくなってしまうのではないかとことです。

既にある程度技術があり、生成 AI にできることやできないことを知っている人達は、これからは絵を描き続けられると思います。誰かの真似をせずとも、自分自身の作風を持ち新たな作品を生み出せる人達だからです。(ただし、話が逸れるので詳細には描きませんが、こういう方達でも生成 AI を推進する人達による嫌がらせで精神的に疲労し筆を折った方はいます)

しかし、大抵の人はそうではありません。完成された作風の人なんて極わずかで、大抵が、誰かの真似をして、どうにか自分の中のオリジナリティを生み出そうと苦心している成長途中の人達です。自分の作品を、自分にしか描けないものだと感じている人はひと握りです。

それでも、自分が描かなくてもいいようなものをわざわざ描くのは、それが見たくて、それが楽しいからです。そしていつしか自分だけの作品を作れることを願ってるからです。そしてそういう未熟な作品が誰かの心を動かすこともあります。私自身まだ未熟なイラストレーターですが、私の作品だからという理由で応援してくださる方がいます。

高度な生成 AI が普及した中で、どれくらいの人が、そういった曖昧な意志のまま絵を描き続けられるでしょうか。あるいは、描き始められるでしょうか。描き続けられる人もいるし、描き始められる人もいると思います。

だけどそうでなかった、もしかしたら誰もが感動するような作品を作れた人の未来の可能性を潰すのが生成 AI です。それくらいに、誰かの作風をコピーし、技術も意志もなく絵が生み出せる機械というのは絵を描く人、描きたい人すべての人の活力を奪います。

ひと握りのプロの作品と、生成 AI の生み出す作品だけになれば、創作分野においてそれ以上の発展は見込めません。プロが生み出すのはその人の作品だけですし、生成 AI は真似しか出来ないからです。発展ではありません。

創作分野は感情で動く場所だと思っています。技術の発展などの合理性だけで生成 AI の発展を推し進めればいずれ破綻が起こります。文化の保護のため、生成 AI の一般的な普及の規制を願います。

●受付番号 185001345000001794

そもそも生成物を出力させることを目的とした学習の時点で享受目的あるに決まっています

最初からやり直しですね

●受付番号 185001345000001795

AI が出力するものは切り貼り／無断転載ではないという意見には賛同できません。
顔や身体を利用され自分や誰かにそっくりなフェイク画像や動画を作成されても法的に訴えられない状況も考えられるため、危険だと考えます。

●受付番号 185001345000001796

2-イ-(イ)-2について、依拠性があったかどうかの判断において、AI生成利用者が当該著作物を認識していなかった場合でも、生成ツールがその当該著作物を学習して取り込んでいた場合に依拠性が推認され、著作権侵害と認められてしまう場合があるという考え方がありました。

このあたりの知識の周知が不足しているように思えます。

AI利用者は、「私は生成しているだけであって、元の作品なんて知らないしたまたま類似したものを生成してもそれは偶然の一致でしかないから大丈夫でしょ」という認識をしている人がとても多いように思います。

また、クリエイター側の人にも認識があいまいな人が多く、泣き寝入りするしかないんだと対応を諦めてしまっている人が多いように思います。

極端な意見かもしれませんが、AI生成者側のリスクをもっと増やして、クリエイターの利益を保護しやすいようにしてほしいです。AI生成者側の罰則の部分を強化するわけにはいかないでしょうか？

知識の周知とともに上記のことも実施していただきたいです。

AI生成者がクリエイターの築いたデータの上で無法に利益をかすめとっているのが許しがたいです。

●受付番号 185001345000001797

1. お忙しい中お目を通していただきありがとうございます。

2.検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

著作権は著作物を生み出す著作者の努力や苦勞に報いることによって、日本の文化全体が発展できるように、著作物の正しい利用をうながし、著作権を保護することを目的としている。

作品と作者と文化を守る為の法であるが AI 生成者はこれを無視し、明確な対処がないうちに AI を法のすり抜けに用いているように感じます。転売にも近いものを感じる。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

このままでは誰も自発的に作品を作らなくなる、そうなると文化の発展はない。

経済も停滞しがちになると思います。

何故なら作っても盗られるからです、しかもこれはイラストに限ったことでは無い。

現に AI を用いた商用利用や広告は批判を集めている。

特に問題視すべきは海外の多くの人が『誰がその手で描いたか』を重視する人々ばかりであり、その情熱は日本人以上であること。

せっかく日本のアニメ文化に注目していた筈の海外が離れていくのは懸念すべき点であり、漫画やアニメをきっかけに日本文化を好きになった人が大半であるイメージがあります。

作品を作る人々をないがしろにすれば経済は停滞すると思います。

実際に筆を折る人々の話をよく聞きます、1部の子どもの夢を奪うものを野放しにするのは良くないと思います、何かパッチを入れるなど、AI と後から判別できる対策(スクショでも消せない不可視の電子ウォーターマークを入れるなど)をとってほしいです。

何故、盗られる側が懸命に対処しなければならないのでしょうか。

生成側はその対策ですらかいくぐろうとしたり、注意書きを無視したりします。

X(Twitter)では声を上げれば生成側に変なコメントをつけられ粘着されます。

悪意しか感じません、私達絵描きはどう生きていけば良いのでしょうか、悲しいです、理不尽です。

ですから上記の、AI 生成した時に自動的に AI だと判別できるコードか何かを入れて欲しい、破ったら罰則もあると嬉しいです。

アプリ側にはそれを義務化して欲しいです。

アプリの中でも名指しでこの人の絵柄に出来ますよ、という項目があり、それも大きな問題だと思っています。

私達絵描きは朝も夜も寝る間を惜しみ、独自の描き方を編み出して何万枚ものデッサン練習を重ね、色塗りを上達させる為に現実にあるものをよく観察し、絵に描いて、それを何百、何千、何万回も繰り返して血反吐を吐く思いでようやく手に入れた技術です。

勉強や仕事と何ら代わりがありません、修行のようなもので、苦しく時間をかけ完成したのを見る、そして完成したもので人々を楽しませる事、これが絵描きにとっての宝物なのです。

知的財産にも等しい努力の証を何故悪意ある人々に盗まれなければならないのでしょうか

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

他者の作品を使うべきでは無い、それは盗作であり、人同士の話であってもパクリと呼ばれ批判される事案である。

また、昨今とあるイラストレーターの絵柄を集中学習、アプリ上で誰でも利用できるようにする者まで現れていてかなり悪質です。

ですので絵柄にも著作権のようなものがほしい、人であれば完璧に模倣する事などありえないのですから。(もしできてもパクリとして叩かれる)

(2) 生成・利用段階

AI と明記せずに生成イラストを自分が作った作品として偽り発表するのも、商用等に利用するのも買う側が納得していなければそれは詐欺だと思えます、早急に AI の規制を要求します。

(3) 生成物の著作物性について

自分の手で作っていないのに権利が発生するのは不思議です。

自分の頭で考え、創る事をしていないのであれば著作権法の目的に沿っていない、それは保護すべき芸術ではなくただの色の着いた壁です。

(4) その他の論点について

AI は悪用する人々をいたずらに増やす一方であり、生産者にも消費者にも得があったという話を聞いたことがありません。

6. 最後に

AI は確かに役立つでしょうがもろ刃の剣です、昔の方が楽しかったと大勢が言うのは未完成な時代だったからであると私は考えています。

昔時間をかけていたことが今は何でもすぐに出来てしまうからです。

これ以上コンテンツの消費速度を速めても、人には『飽き』が生じるだけで、AI などの代替により時間をかけて達成するという『達成感』というものがなくなれば自主性はなくなりよりつまらない社会になると思います。

●受付番号 185001345000001798

「この文章について、今後に向けて」3項目「広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要」について、現在広く一般的に使われている生成 AI、特に画像生成 AI の学習元に酷く人道や人権に反した、実在の人物に被害者がいるデータが多く使われているという問題点も含めて周知して欲しい。「よくわからないが便利だったから、面白そうだったから使ってみた」という安易な仕様や便利な面だけを広げるのは危険であると考えています。

「学習・開発段階についての考え方、著作権者の利益を不当に～」3・4項目目において特定クリエイターの作風・作品群の複製についての言及がされています。

ここ一年くらいのインターネットで特定のクリエイターや作品の画風・作風を学習された海賊版のような作品を生成して自分の成果物としてアップロードしたり、自分が AI 生成を主とせず一から生み出したかのようにして注目を集めたり販売している行為が目立ってきています。また、嫌がらせや作者を誤解させるように特定のクリエイターの作風を学習させたデータや生成物を公開しているケースもあります。

このように海賊版の生成や現在活動しているクリエイターの妨害の手段として生成 AI が用いられている現状に強く不安を覚えるため、具体的な例やしっかりとした規制をいれてほしいと考えています。

●受付番号 185001345000001799

AI は要らない派

理由

- ・色んな方面に迷惑がかかる
- ・常識の範疇で使う人が居ない

ざっくりとした理由だとこれに限る

どっちも似たような感じだけど 1 つ目に関してはイラストレーターさん、漫画家さんなどが Twitter などの SNS に投稿したイラストを AI を使って勝手に学習させて自作発言をしたり、逆に絵を仕事にしている方に対して「これって AI じゃないですか？」などの「その発言どうなの？」って言うことを見かけたことがあるから後者の件を見て心の底から AI 使ってる人のイラストを作り上げた方への尊敬とかは無いんだなと思いました

そして 2 つ目、これも似てはいるが絵を仕事にしている方のイラストを勝手に使い自作発言を堂々とする。

普通に考えてやっていい事とダメなことの判別くらい出来ないんですかねってなります。

ただ、ここに関して自分は例えば「自分の壁紙の為だけにやる」というのならギリギリセーフなのかとは思ってます。ただしそれを一切 SNS に投稿したり誰かに渡したりするのはせず、本当に自分一人のみで楽しむに限る。

とはいえこれを実際にできる人が多いかと言われると絶対に少ないと思うからそれならなくていい。自分はそうなります。

●受付番号 185001345000001800

普段から趣味で絵や漫画を描いており、web上でいろんな人に読んでもらっています。

AI技術の進展により、絵が描けない・表現したことがない人たちも

手軽に表現する機会を得られたことは喜ばしいな、とっておりました。

が、昨年流行ったイラストの自動生成AI等の多くは

無断でweb上のイラスト・画像を収集し

学習ソースとしているものと認識しています。

その学習ソースの多くはweb上で無断にソースとされたものなのでしょう。

画像収集まではよくても、それを勝手に学習データのソースにする、というのが倫理的に
いかがなものかと考えます。

(町の八百屋さんからトマトを奪って転売するような感覚に近いです)

そのため、一番規制すべきは学習ソースの部分なのではないでしょうか。

X等のSNSでは、プロフィール欄に「AI学習NG」等記載し

「私の作品はAI学習に用いないでください」と意思表示している方もいます。

ですが、AIでイラスト生成する側の方はそんなプロフなど一瞥もせず

機械的に創作物をデータとして集め、学習ソースとしてしまうと認識しております。

つまるところ、現状は創作者の自己防衛の術がない状態です。

仮に、自身の創作物と類似した作風のAI生成の作品が公開された場合

著作権侵害として訴える場合は、著者本人によるものなのだろう、とも理解できますが

根本を断つことをしない限り、意思表示をしたところで見えないところでAI作品は生まれ
続けると思います。

(仮に自身の作品に似たAI作品を作った人が100人いたら、全員著作権侵害で対応しなく
てはならないのでしょうか?)

技術的にはAI学習に嘸ませる、という行為自体は現段階で著作権侵害には当たらないので
しょうが

素案等を拝見しても、本来守られるべき創作者やクリエイターを守る気配が感じられませ
ん。

・素案(10P~11P)

ウ 生成AIが生成物を生成する機序の概略

生成AIでは、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成AIが学習し
たパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。

この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

上記など、既存の創作物を使ったコラージュとどう違うのでしょうか?

明らかな盗用だと思うのですが...

自身の作品を使用可能としているクリエイターが学習データの元となることや

創作者自身が過去の自身の作品を学習データとし、作品を生成・公開することは著作権侵害には当たらない認識です。

しかし、勝手に名前も知らない誰かが作品を学習データとする部分が問題だと思っています。

そのあたりの法整備、もしくはクリエイターを守るルールを慎重に検討していただければ幸いです。

●受付番号 185001345000001801

●5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階 イ 著作権侵害の有無の考え方について

【著作権者・AI利用者双方のリスク】

現在の生成AIは他者の創作物を大量に取り込むことによって成り立ち、そのデータ量によって生成物の精度を上げるものです。

しかしその学習データは他者から無断で収集したものであり、現状それに対して拒否をすることができません。

(意思を示すことはできますが、無視して学習することは可能です)

また学習・開発元や追加学習させたユーザーが虚偽なくすべてを公表しない限り、誰のどのような著作物が学習データに含まれるか知ることができません。

どのようなデータをもとに生成されているかわからないまま生成したものが誰かの作風に似てしまった場合、そのクリエイターの活動の機会の損失になり、またクリエイターのファンからの反感や、消費者が「あの企業は無断で模倣したのか」と感じ信頼を損なうリスクがあります。

こういったリスクを回避するためには学習段階でクリエイターが許可した著作物のみを使用したり、どんな学習データを使用しているか完全に透明化する必要があります。

他者の著作権を侵害しないよう、企業・団体・個人が誰かの著作物に酷似しているかどうかをチェックするのは非常に人員も時間も労力もかかり損失に繋がります。

生成AIが普及し始めた現在、その労力や信頼損失を理解しないままAIの生成物を使用するユーザーが増え、問題も増えると考えます。

またこれは誰かの著作物に酷似している場合以外に、構造的に間違っただけのものや、とある文化圏ではタブーとなるものを描写してしまった場合にも同じことがいえます。

最終的なチェックは人間の手によるものになり、学習データがすべて信頼できるものとはわからない限り、結局大きなコストがかかることとなります。

【AI生成物の販売によるクリエイターの損失】

現在生成AIで出力したイラスト等の画像を販売し収益を得ているユーザーが多数います。販売プラットフォームごとにAI生成物は不可とするなどの規約を設けている場合がありますが、AI生成物か否かを正確に判断するすべがないため、すり抜けているものも多くあります。

他者の創作物から一方的に搾取し、収益を得る悪質な行為です。

それに対して、AI生成物にはAIの出力であることを示す透かしなどの表示を義務化し、その表示なしに公開できないようにすべきと考えます。

そして AI 生成物を販売禁止とする規約が正しく守られるようにするべきです。

ロイヤリティーフリーの画像を提供するサイトにある画像にも、AI 生成物という明記がないが AI 生成物と思われるものが登録されておりそれを利用する企業や消費者に判断コストを支払わせることとなります。

先にも述べたような企業の信頼の損失や消費者に不安を与えるリスクを回避するのにも、AI の出力であるという表示の義務化は有効と考えます。

●現在発生している具体的な被害について

とあるイラストレーターが、「生成 AI による被害を受けた人を庇う発言をした」ことから悪質なユーザーに目をつけられ、自身のイラストを無断で学習され

画風の酷似した画像を投稿される、配布されるなどの被害を受け、また暴言や殺人をほめかすようなメールを送られたりと数々の度を越えた嫌がらせを受けています。

その嫌がらせをしているユーザーや擁護をする人は「日本の法律では自由」だから、この行為に問題はないと発言しています。

嫌がらせを受けたイラストレーターは精神的に追い詰められ、体調を崩されています。

現在の生成 AI を取り巻く環境ではこういった行為を防ぐことができません。

プロアマにかかわらず、どんなイラストレーターでも、このような嫌がらせを受ける可能性があります。

生成 AI への反対や、学習を拒否する意思を示すだけでも標的にされる可能性があるためオープンな場で意思を表明できないクリエイターも多くいます。

こうした被害は今後も増えていくことが予想され、利用者の善意や倫理観に頼るだけでは防ぐことができません。

またクリエイターの創作物に限らず、実在の人物の画像を使ったディープフェイクの生成も横行しています。

コスプレイヤー（キャラクターのコスプレをしている実在の人物）の画像から性的なポーズをさせたものを生成し、公開するという例があります。

同じように SNS で公開されている未成年や幼児、芸能人の画像・映像から性的な画像を生成することも可能でしょう。

実在の人物の名誉を傷つけ、精神的に苦痛を与え、脅迫に利用することも考えられます。

文字数が足りずすべてを書くことができませんでしたが、技術発展を優先して生身の人間の権利をないがしろにすることなく、クリエイターや一般の方々が守られることを強く望みます。

●受付番号 185001345000001802

完全にフリー素材か許諾を得た絵のみで作られたデータセットしか生成AIは認めてはいけないと思う。悪意をもった使用方法によって、第三者がその人の絵を学習させたせ、AIが誰がみてもその人の絵だと判断できる絵を生み出し販売することで、クリエイターの仕事を奪っている件をいくつも見た。

●受付番号 185001345000001803

生成AIは現状規制もろくにかかってなく犯罪に利用されるリスクが高く文章や芸術を作る人を脅かしています。

安易な利用や学習をさせる環境の放置は危険です。

●受付番号 185001345000001804

創作する人間として恐怖を感じます。自分自身の恐怖よりも、停滞する恐怖です。

- ・ AI を利用して誰でも安価に創作できるようになる。
- ・ AI に利用される原作側は収益を上げられない、または AI 対策に費用を要する。
- ・ 創作業界が縮小され、かつ、AI に負けない高いクオリティを要求される。
- ・ 現役人が創作活動を維持するのが難しく、新人が業界に参入しづらくなる。
- ・ 同じ絵や声が AI で利用され続け、似たような物が安価で溢れかえる。
- ・ 結果、業界は停滞し衰退する。

AI 利用の決定権を原作側に委ねて公的に認める、不正利用のみに限らず公開した場合の罰則を設ける、原作者の死後の取り扱いなど法的な整備が必要と考えます。

コンピューターや AI 技術を使っているだけで、筆を使って贋作を造るのと同じ、コピー機を使って海賊版を造るのと同じ、本質的には何も変わりません。

●受付番号 185001345000001805

5. 各論点について

本素案については主に生成 AI の開発者・利用者・学習元となるデータの著作者とがそれぞれ別の人格であることを前提としているように思われます。

しかし、検討に当たっては主に財産権としてのデータの著作権者が生成 AI の開発者（生成 AI の著作権を有する者）かつ利用者であるケースについても考慮し、その考え方を提示すべきではないでしょうか。

すなわちクリエイターが企業等の法人格に対し著作物を作成・著作権（財産権）を移譲する契約で作成したデータを用いて当該法人格が生成 AI を作成、利用したケースにおけるクリエイターがもつ著作者人格権などをどのように扱うかというものです。このケースでは少なくとも法人格が所有する著作物のみで生成 AI を作成し、法人格が生成 AI およびその生成物を使用するため、第三者が開発・利用したケースと比較して著作権侵害に当たらないように見えますが、クリエイターとの間でトラブルが発生し得るのではないのでしょうか。それを未然に防ぐためにもこのようなケースにおける著作物の利用についても検討をすべきではないでしょうか。

●受付番号 185001345000001806

画像生成 AI 所持者(使用者)が、他者作品の無断使用と生成画像により不当な(本来得るはずでない)評価・利益を得たり、学習に使用された他者に対する不当な評価を招いたりする事は、著作権の侵害及び技術の盗用であると考えます。

営利目的か否かを問わず、必要な道具(パーソナルコンピュータ、ソフトウェア、タブレット端末、カメラ等)を適切に使用する技術と、イラスト・漫画作成や写真撮影に求められる技術(構図や着彩はじめ表現・描写する技術)は、個人の資産として侵害されてはならないと考えます。

一方で画像生成 AI による画像は、学習元画像の完成度に左右されるものであり、AI 及び AI 使用者の能力では無いと考えます。

また、国内外問わず、画像生成 AI によって日本に属するクリエイターの権利を侵害する AI 使用者には罰則を設けるべきと考えます。

●受付番号 185001345000001807

生成 AI 利用者が特定クリエイターの趣味、商業に関わらずネット上に存在するイラストを故意に生成 AI に取り込ませ、金銭を得ている。

生成 AI 利用者による嫌がらせが多発し、X 上での活動を自粛しているクリエイターがいる。私自身、商業でイラストを描いている訳ではないが生成 AI ユーザーによる暴言や故意に生成 AI に取り込み、児童ポルノを作成される恐怖感から X でのイラストの公開は避けている。生成 AI には児童ポルノが含まれており、pixiv では本物と遜色無いような児童ポルノが溢れかえっている。

コスプレを行う者や芸能人が脱衣している生成 AI を作成される行為も起きている。

ある人気漫画の作者は、女優のポルノ画像を生成しており X に記載している。

コスプレイヤーも度々被害に合っており、判明していないだけでその被害者数は留まるところを知らないと考えられる。

生成 AI による被害者となり得るのは子ども、女性、クリエイター、政治家等。

守るべき存在や身体を侵害される可能性の高い性別、生成 AI に成果を取り込まれるクリエイター、ディープフェイクで受ける影響が大きい政治家。

今の生成 AI は犠牲の上に発展する価値のある技術なのか？

その影で犯罪の被害者の数は増える一方である。

海外では日本の比になら無いほど公の場で議論がなされている。

日本は生成 AI でいかに甘い蜜を吸い被害者の頭を押さえつけられるかしか考えていないように思える。はっきり言って信用ならない。クールジャパンと言う口でそのクールジャパンを作るクリエイターに何を言うわけでもなく搾取搾取しか頭になく見受けられる。世界で批判される生成 AI で、クールジャパンな日本が何をするとするのか。

クリエイターは資源じゃない。

児童ポルノを蔓延させ、それを後押しする生成 AI を利用し、エロコンテンツの発展と性被害の繁栄を願うのなら生成 AI はうってつけな技術だと考えている。

それを阻止し、全うな生成 AI を作るならば協力的なクリエイターに敬意と報酬を払った上でこれから長い年月をかけ発展させるべきだと考える。

現状の生成 AI はまさに正直者が馬鹿を見るとしか言わざるを得ない。

生成 AI を利用するならば、一次利用に限り、ウォーターマーク必須、他者の創作物から作られた物ではないことの証明が必要であると考えます。

しかし現状の生成 AI では不可能である。

そして生成 AI を議論する場に生成 AI ユーザーや開発者だけでなく、生成 AI に批判的な立場の人間を同数出席させるべきである。

肯定的な意見を持つ人を集めれば当然、そちらに追い風が吹くのは当たり前だと思う。

クリエイター(非生成 AI 利用者)の声をもっと聞くべきだ。

例え全うな生成 AI が登場したとして、個人的にはそんなものは必要ない。
平穩に過ごしていた過去のクリエイター達が作り上げた環境を創作を知らない目先の宝箱に目が眩んだ盗掘者に荒らされる思いだ。
人材と言いながら奴隷船にでも乗らされる思いだ。
X 上にイラストをあげるのを躊躇う、写真からディープフェイクされることを恐れる、それだけで被害になりうる。生成 AI による被害はもう既に出ている。生成 AI を縛る法がなく、まさに無法地帯である。
何故、生成 AI を政府が受け入れようとするのかがわからない。
搾取のために、生成 AI に取り込まれるクリエイターが哀れである。
技術には対価を出すのが当たり前だと考える。クリエイターの技術にフリーライドした技術は全うではない。

●受付番号 185001345000001808

本文中に「懸念」という言葉が多用されていますが、既に実害が発生し続けています。AIで模倣生成した作品を販売して得た利益を学習元の作者に見せつける、公式に制作が禁じられている作品の二次創作を生成し、責任者不明のまま売買するといった非道をいくつも目撃しました。

心血を注いでやっと手に入れた才能と実績を、赤の他人が無断で簡単に利用している現状を放置すれば、誰も創作や表現をしなくなるのは目に見えています。文字通り「自分にとって代わる」存在は競争や優劣といった枠組みを超えた、アイデンティティへの脅威だからです。それを「検討が必要」や「中長期的に」などと悠長に構えていては文化的衰退は免れません。

また、AI生成物であっても著作権侵害が適用され、学習データに利用された著作権者は権利を主張できる場合がある旨の記述がありましたが、その訴訟と請求にどれだけの労力がかかるかご存知ですか？企業所属ならまだしも、個人で活動されている方に、何人いるかも分からない悪質 AI 利用者やサービス提供者を一々相手にしている余裕はありません。仮に1件決着しても新たに標的にされるでしょうし、悪質利用者からすれば、また別の標的を探すだけです。現状は何もかも創作者・表現者に不利なのです。

現行法では既に著作権者や表現者の権利を守るに不十分だと思います。文化庁の名に恥じない、文化を守り発展させられるような法整備を求めます。

生成 AI の問題は文化面に留まらず、既に実社会に及んでいます。

国内では有名アナウンサーの声を生成した詐欺電話が記憶に新しく、海外でも AI 生成物を用いたフェイクニュースや政治的扇動・情報操作を頻繁に目にします。生成 AI は今や治安を乱し民主主義を脅かしているのです。これは文化庁のみで考える問題をとうに超えています。

日本政府として生成 AI 問題を喫緊の課題と認識し、早急に利用と技術を規制する事を求めます。

ところで、このパブリック・コメントが生成 AI で出力される可能性は考慮されましたか？ AI ならきっと生の声よりも「説得力のある」表現ができるでしょうね。お歴々にはどうか賢明な判断を期待します。

この文章は辞書と予測変換を利用し、投稿者の脳内で生成されました。

●受付番号 185001345000001809

我が物顔で技術を盗み続ける AI 使用者の存在に困窮しているクリエイター達の現状をちゃんとその目で見て欲しい。

●受付番号 185001345000001810

画像生成 AI について意見します。

現在のものは文化を破壊する危険があると感じています。

無断でデータを利用することが横行しており、これまでの創作を阻害する存在に留まっています。これは裾野を狭める行為で、文化衰退に繋がっていくのではと危惧しています。

また、大手により用意されているデータセット内に児童ポルノが含まれているという問題点も指摘されていました。

それらを踏まえたうえでこれからも技術として AI を勧めていくのであれば、現行のデータは1度全て棄却し、著作権の切れたものや有料で販売されたデータを AI 利用者各々が学習させるのをルールとして定めるのは如何でしょうか。

取り扱いを既存のものに習うのであれば、フォントの扱い辺りが良いのではないかと思います。改変・商用利用可・二次配布不可等のルールが販売者各自で設けられています。

一創作者として拙い意見ではありますが、少しでも参考になれば幸いです。

仕事として創作している人も、趣味で創作している人も、AI に侵害されて筆を折る人が居ない世の中になって欲しいと願っています。

●受付番号 185001345000001811

生成 AI による作品がそのまま収益を上げることが可能な状況について危惧しています。金銭を得られる以上は、手段を選ばない層により学習元となる創作者への配慮のない行為は止むことなく、稀有な努力を重ねた創作者の意欲を削ぐ事態が止むことはないでしょう。イラストを例に挙げれば、生成 AI による作品は流行を取り入れた平準的な作品を出力していると認識しています。

近年のデータから学習していることが想定され、それらを大元とした学習元がクリーンであると謳う派生サービスもまた著作権的にブラックボックスではないかと考えます。

生成 AI による著作物を収益化するには、グレーなサービスを監査し相応にクリーンなサービスを定めるべきであると考えます。

●受付番号 185001345000001812

今でさえ、勝手に自分の絵を学習され、勝手にそれを公表、販売されていることに関しては非常に度し難い著作権侵害であり、許されるものではないと考えます。

著作権侵害法の適用内として取り締まるべきであると考えます。

特に AI 絵師と自らを呼称する人間は、盗作の自覚なしに犯罪行為を行なっているものとする。

●受付番号 185001345000001813

当方クリエイター業をしております。

生成 AI と知財をめぐる懸念・リスクへの対応等についての意見です。

結論から申し上げますと

生成 AI に関して即刻規制を敷いて頂きたい思います。

内容は以下の通りです。

- 1：無断学習に対する罰則・及び創作物著者の拒否権強化
- 2：データの透明性保持・AI 利用不明記の場合の罰則
- 3：著者であるかのように購入者へ販売する業者への罰則
- 4：生成 AI の出力画像を販売する者の資格・登録制度

また、現状の生成 AI モデルは WEB 上にあるデータを

無断で学習しているものを利用しているモデルしか存在しておらず、

こと画像生成 AI モデルにいたっては

無断学習おろか児童ポルノが混入しているモデル

「Stable Diffusion」や「LAION」等が

規制されずに出回っていることが確認されております。

その事実を知ってか、知らずか

日本の大手企業がそれを下地にした生成 AI 利用（au や伊藤園）していますし

果には実在する児童への学習機会と称して触れさせる取り組み等、

創作物を軽視する印象が勝ってしまい、憤りを感じざるを得ません。

その他、ディープフェイクによる虚偽の情報拡散、捏造や

検索妨害等でネットの利便性自体を損なうことで

情報検索手段としての価値を暴落させる危険性を孕んでおります。

迅速な対処、法案の設立を切にお願い致します。

●受付番号 185001345000001814

「学習データは切り貼りではないとされる」と要約出来る箇所ですが、無断転載してるし、切り貼りも行われています。

●受付番号 185001345000001815

生成 AI で生成されたものが特定の作家を学習させたものであり、それが何らかの法に反するものだった場合、それを見た人がその作品が AI によるものか作家によるものかを判別できずに作家の方に被害がいく可能性が現状多々起こりうると思います。

悪意を持って特定の作家の作品を学習させている技術者もあり、技術以前にモラルが低く、悪用の可能性が多分にある現状では規制を設けるべきだと思います。

●受付番号 185001345000001816

現状の画像生成 AI は法整備が全くされていない状態であり、
犯罪の意思がある人物に無制限で銃を持たせ、
免許を持たない小さな幼い子供をエンジンのかかった車の運転席に座らせているような状況であると考えるべきだと思います。

イラストレーターさんへの自殺教唆や恫喝事件が有名ですが

クリエイター職の方への直接的な被害だけでなく

ネットの画像をアップロードした人全てが、AI 生成物を使用したディープフェイク・犯罪の潜在的な被害者になり得ることをどうかご一考ください。

ご家族が SNS にアップロードした日常写真、家族写真なども現行法・解釈では一切の同意をとらなくとも学習の材料にすることが可能であり、さまざまな犯罪に利用されることになります。

現状はもはやインターネットに画像をアップロードすること自体がリスクですが、しかしアップロードすることは迂闊で愚かな行為なのでしょうか？

例えば素晴らしい功績を遺したり受賞したり役職を得るなどした人物の本名と顔写真がメディアに取り上げられた場合は？

名誉と引き換えに個人情報と写真が本人の関わり得ないところでディープフェイクなどの材料にされることを、一切関知することも拒むことができない状況というのはあまりにも狂っています。

画像データにも、人間を害する力があります。

野放しではいけないはずです。

テクノロジーが人間を不幸にするものであってはなりません。

核爆弾や銃火器が誰にでも製造所持はできないように、この新しいテクノロジーにも適切な法規制が必要です。

●受付番号 185001345000001817

拝啓 文化庁 担当者様

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する公開意見募集に対し、以下の通り意見を提出いたします。

【項目名】：4. 関係者からの様々な懸念の声について

私は、生成 AI と既存のデジタルイラスト作成手法を融合させた創作活動を行っている者です。生成 AI を文化の一環として捉え、AI を活用する創作者をクリエイターとして認識していただいたことに感謝申し上げます。生成 AI を用いた創作は、新たな文化的価値を創造する手段として重要です。

しかし、同時に、インターネット上での悪意ある生成 AI の利用による著作権侵害や、AI 生成物に対する著作権の拡大解釈、濫用が懸念されます。これらの行為は、どちらも合法的かつ倫理的に創作活動を行っているクリエイターの権利を侵害し、創作活動全体の信頼性を損なう恐れがあります。貴庁には、これらの問題に対する周知と対策の強化、また、生成 AI を利用した創作活動の正当性と価値を広く理解していただくためのさらなる啓蒙活動をお願い申し上げます。

貴庁の取り組みが、日本の文化と芸術の多様性の発展に寄与することを心から願っております。

敬具

●受付番号 185001345000001818

言葉が上手く出てこないので思ったことを率直に書きますが、今のゆるい認識のまま生成 AI を推進したら絶対色んな静画、動画、音声等あらゆる作品の海賊版が横行し、それらの市場が信頼を失って瓦解すると思います。もっと厳しく、徹底的に規制を強化すべきです。著作権をもっとしっかり守ってください。著作者の権利を侵害するようなツールになるようなら生成 AI は発展させる必要はありません。無くなってもいいと思います。

●受付番号 185001345000001819

ダメだと思います。日本の文化を潰さないでください。やめてください。

●受付番号 185001345000001820

他者の著作物から学習許可を得ずに無断使用することは窃盗と同義と考えます。

無断使用により一気に ai イラスト作成ツールの精度は目覚ましく進歩こそしましたが、それ故に十分な議論がなされておられません。こういったツールにより「自分の」作品を映像作品にするといった用途では是非とも活用すべきと考えますが、営利目的かどうかに関わらず他人の製作したイラストの無断使用が容認されてしまうと、完璧でないとはいえ法の存在意義に疑問を抱かざるをえません。

完全な禁止ではなく、創作者が使用料といったかたちで正当な権利を行使できるよう、ai ツール使用者との健全な関係性を確立すべきと考えます。

急ぎトレーサビリティを確立していただき、個人の権益が守られるよう整備されることを切に願います。

●受付番号 185001345000001821

1.はじめに

上記項目の「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」とありますがこのクリエイターという表記を撤回して下さい。クリエイターは 0 から 1 を作っていますが、生成 AI を利用している人は倫理的に問題のある画像や既存作品を混ぜ合わせてキメラにし、出力しているだけの海賊版を製造しているだけの人はです。

5.各論点について

私は生成 AI の推進に強く反対します。

またどうしても利用する場合はクリエイターを守るための法的規制が必須だと考えます。

例えば Laion-5B データセットは多くの生成 AI に利用されているものですが CSAM、無断転載された著作物など倫理的に問題のある画像を含んでいます。

もし自分の家族や友人が性的虐待を受けた画像が含まれたツールがあったとして、それを使いたい者はいるでしょうか。

私は決して使いたくないし、そのようなツールを使うことを社会全体で許すべきではないと思います。

このようなツールを野放しにするのは「私たちは児童への性的虐待が問題だとは思っていません」と言っているようなようなものです。

私自身過去に性的虐待を受けた経験があり、現状の生成 AI は到底受け入れられません。

また生成 AI を新米クリエイターにとっては新しい道具だという見方をしている者もいるようだが、生成 AIこそクリエイター達の作品づくりの意欲を削いでいます。

それは長い時間と技術を使い作品を描いたとしても AI に集中学習され、絵柄を盗まれて悪用されてしまうからです。

現在進行形でクリエイターの中には自身の作品(絵柄)を集中学習され、そのモデルを無断で販売され、さらにそのモデルを使い自殺教唆に悪用されている方がいます。

長い間技術を磨き上げてきたクリエイター達がなぜ搾取されたり嫌がらせを受けたりしなければならないのでしょうか。

クリエイターの描く絵を生成 AI に集中学習させ、挙句モデルを無断販売して不当に利益を得たり、特定のクリエイターの作品を集中学習して出力した作品を悪用する者がいなくなるように法整備を設けてほしいです。

クリエイターの作品を悪用し、出力した絵で自殺教唆をはかるなど言語道断です。

クリエイターがポートフォリオやプロフィール、SNS、作品そのものを発表する際に「AI 利用、AI 学習禁止」と意思表示している場合はその文言に法的に効力を持たせるようにして下さい。

(AI 利用、AI 学習禁止と記載してあるにも関わらず AI に利用したり学習させたりする行為を法律で罰して下さい)

個人の顔や声を守るのと同じように、クリエイターの分身とも言える著作物も守って下さい。

そしてネット等で収集した実在する子供の画像と生成 AI を使用して性的な画像(裸の画像にしたり性行為を行う画像にしたり、酷い有様です)を出力する行為も厳しく規制してほしいです。

本来楽しい思い出になるであろう写真を、心無い人間に弄ばれている現状があります。

児童への性的虐待や性犯罪を誘発してしまいます。

拙い文ですが、一意見としてよろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000001822

AI 生成による創作物が発展のために役立つとは思えない。現に AI から全く新しい画風や個性がある創作物が生まれた結果は無いし、クリエイター個々のアイデンティティや発想を奪い、創作界限を息苦しくさせている要因になっている。

●受付番号 185001345000001823

自分の作品が無断で学習、悪用されるのは嫌だ
仕事にも人格にも悪影響です

●受付番号 185001345000001824

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理 について。

著作物を発表する場が少なく、数も現代に比べて極めて少数であれば権利とのちの搜索を守るのにある程度事足りていたが、創作活動の敷居が下がり、また、キャラクタービジネスの世界的発達とともに力不足になっている現状がある。

ゲーム『Palword』の騒動が顕著だが、世界的に認知された『ポケモン』のデザインパターンを剽窃することで耳目を集めている事実がある。

Ark (ゲーム名) をポケモンでやっているという消費者の反応からも、認知は明らかである。デザインにこのパターンが保護されない理由は、マネすることで新たなものが生まれにくくなり、独占を防ぐ目的があると思われるが、その実態は「製作者の良心にゆだねられる」という脆弱なものである。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

現在イラストレーター中心に大きな声が上がっているが、それは「絵柄」が彼らの生きる道具であるからという実情がある。

いわば商売道具を盗まれているのだから、工業部門における、固有の技術の流出と何も変わらないものだ。工業では国家間の問題になるものもあるのだから、同列に扱ってほしい。ワンピースの模造品があふれるようになり、商品価値が下がればそれは国家的な損である。また、AI で出せばいい、となればクリエイターの数は激減するだろう。

すると良質なモデルデータの数が減り、生成 AI も先細る。

生成 AI に学習させないような処置が組み込まれ、それを AI が取り込めば、AI の質も落ちる。

チャット GPT に代表されるテキスト生成も同じである。

間違った情報を断言するのは、ネット陰謀論と同じで、非常に危険性が高い。

Twitter (現、X) で Google が実験していた学習型 AI は、差別主義と国粋主義に染まってしまい問題となったが、善悪の判断がない限りおそらく同じことが発生するだろう。

クリエイターが生成 AI を育てる源であるならば、無法な生成 AI の氾濫は、まさしく川を殺す行為である。

川が死ねば草は生えず、動物も育たない。

残るのは荒野だけとなり、日本国のコンテンツ産業にも大打撃となる。

また、生成 AI の発展を見る限り、現状に応じたパッチ政策のような対応をしては、10 年後

の発展に対応できなくなるのは想像に難くないだろう。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

AI はあくまで道具である。

便利な道具を使わなければ、他の国に置いて行かれるのは間違いない。

だが、乱用される状況は好ましくない。

ゲーム会社では自社の IP データや、パブリックドメインのデザインをモデル化し、デザインヒントとして生成 AI を使用するなどしている。

このように、AI を自分で育てることができるものが利用するのを中心にしないと、海賊版をいたずらに増やし、その対処に莫大なコストを払うこととなる。

動画や音声も生成されるようになれば、コンテンツの保護など不可能になる。

AI 作成時にウォーターマークを付ける、データにコードを埋め込むなどを義務付け、証明可能な状態にするなどの処置を検討していただきたい。

●受付番号 185001345000001825

A I って便利って思われがちだけど犯罪に繋がる可能性もあるのに法を設立しないのはどうかと思います。

他国の絵師様にも自国の絵師様にもどう見られているのか確認してみてもいいのでは？

デマやディープフェイク等の問題もある中推進されるのであれば国としてどうかと思います。

学習されている絵師や写真に写った人物達には不快や嫌悪感などがありますので是非慎重に考えてください。

●受付番号 185001345000001826

所謂「生成 AI」と「2次創作」との違いは何なのか、という点を明確にしてほしい。

この点は SNS 上でも統一した見解をもっていないように思います。

自分自身も生成 AI をめぐる問題について、自分なりに調べていますが、この問題を知らない第三者へ明確に答えうる根拠を持ち合わせていません。

まその上で著作権法が保護しようとしている著作権者に損益のないように整備していったほしいと思っています。その結果として生成 AI がよい方向へ発展していくのではいかと思っています。

●受付番号 185001345000001827

AIに反対です。

- ・AIに絵柄を模倣されたイラストレーター側が逆に「これは他人の絵(実際にはAI作成品)をパクったものだ」と誹謗中傷をされる。
- ・AI作品をあたかも自分で描いたかのように喧伝し依頼を集め、入金された後に逃亡するなど、AIに起因するトラブルは数多く発生しています。

●受付番号 185001345000001828

これには賛成できない

●受付番号 185001345000001829

著作権とはこれまでもこれから人間が作り出したものに与えられるべきものです。

生成 AI をプログラミングする。これは著作権が生まれるものと思います。

ですが、そのプログラミングされた AI が自律的に生み出すものに著作権は存在しません。何故なら、AI が無から有を生み出すことができないからです。生成 AI には必ず元となる材料が必要です。その材料には著作権があります。その著作権を侵害し、生み出すものは須く違法であり、その生成者には法的な罰則を与えるべきです。

絵、文章、声ならずとも、人が人の手によって作り上げたものは人が保護・保存するべきものです。

技術的な刷新を喜ぶことはできても、その陰で泣く人がいるのであればそれは禁止されるべきものです。核爆弾もそうだったはずです。

どうか、日本が抱える世界最高のクリエイター達が泣かないような文化を作ってください。我々、日本のクリエイターは世界を引っ張る存在です。そのクリエイターの足枷にならぬよう、人として人間として、ご判断願います。

●受付番号 185001345000001830

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI については、私は有用性も認める一方、多くのクリエイターにとって不快感・不利益を出しているものだと考えている。一番の問題点は、「悪意をもってクリエイターの著作物に意図的に似せたデータを AI で生成する人間」の存在だと思う。特にイラストの分野ではそうした悪意ある人間が、生成 AI で作った「他人の著作物に似た」データを、支援サイトなどを通して売りさばいていると聞いている。こうした悪意ある人間を確実に罰することができるような法整備を望む。

また生成 AI が現状、多くのクリエイターから不信感を持たれている現状も憂慮する。そのため、生成 AI を適切に使用した作品について、大っぴらに生成 AI を使用したことを公言できない。公言すれば、誹謗中傷などを受けるリスクがあるからだ。

生成 AI が信用されていない現状の原因は、人間がその思考や手作業で作出した作品を尊重しない人間や法の現状があると思う。

●受付番号 185001345000001831

そもそも『研究目的限定で作られたデータセット』を商用利用している時点で問題なのですがデータセット内には SCAM データが混入している為破棄、及びこの様なデータは（前述の通り）研究目的のみとし一般利用はするべきではないという見解が出ております
(<https://purl.stanford.edu/kh752sm9123>)

【1 はじめに】 【3 生成 AI の技術的背景】

学習元が海賊版（無断転載サイト）であり、生成されるものは収集データの切り貼りとなります。また、「クリエイター」と名乗るにはオリジナリティや技術、及びモラルが著しく欠如しています

【4】

既に本人の許可なく享受目的で作られたモデルが複数確認されており、モデル（データセット）作者から他 AI 利用者へ「(不正にかつ享受目的でデータを利用された) 著作者への加害を促す運動などもあります。既に音声・イラスト・動画と多方面で問題は発生しています。

国際的に見ても一般・商業利用はするべきではありません。

出遅れる、出し抜くといったことは関係がなく、前提に問題があります。

●受付番号 185001345000001832

手描きのイラストの著作権の保護の強化。

並びに制作 AI による児童ポルノ画像の精製の制限、禁止化は必要だと感じます。

●受付番号 185001345000001833

現在横行している、絵師や作家の作品を無断で AI に学習させて、そこから抽出した絵を販売することが、今後、絵師に関わらず様々な業界で悪影響を及ぼすことが目に見えている。そんなことあってはならないと思う。

●受付番号 185001345000001834

個人

・該当の項目

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

4. 関係者からの様々な懸念の声について

「絵柄とは個人の専売特許であり、意図的に模倣し商業活動することは商業的価値を侵害する行為である。よって、生成物は海賊版にあたるので生成 AI の利用はやめるべきである。」

「イラスト、小説、映像など各クリエイターは、有料の素材やモデルを購入し制作をしている。制作には様々な費用がかかっている。しかし、生成 AI は、クリエイターがお金と時間と労力と人生をかけて創り上げた作品を、無断、無料で学習し模倣しているにすぎない。

また、現在、クリエイターは生成 AI への学習を拒否、阻害、禁止、著作権の侵害を訴える手段がない。クリエイターとその作品が保護されない状態にある。そのような状態の中、生成 AI で作られた作品は著作権を侵害していないとは言えない。侵害していると言い切れる。

生成 AI により作られた作品は、現状、クリエイターの著作権や商業活動を侵害しているため、生成 AI の作品の著作権は認められないと考える。」

「クリエイターに限らず、SNS やブログ等に投稿された写真を、無断で生成 AI に学習し利用することは著作権及び、肖像権の侵害に当たると考える。生成 AI が、許可なくそれらのデータを学習することを禁止すべきである。

また、その生成 AI により作られたフェイク画像や映像により性的、脅迫、中傷、成りすまし等の被害を受けることが危惧される。実際に、国内では現総理大臣のフェイク動画が作成され、自然災害時のフェイク画像や動画が広く拡散され、世間に大きな影響を与えた。

国や政治家など大きな影響力を持つ対象であれば、速やかに対処、逮捕される状況にあるが、個人ではそうはいかない状況にある。最悪の場合、死者がでたり、大きな事件が発生することも考えられる。」

●受付番号 185001345000001835

私に関係あるものを勝手に使われそうなので ai は嫌です

●受付番号 185001345000001836

生成 AI は規制するべきだと思います。現に画像生成 AI でトラブルが大量に起こっています。

●受付番号 185001345000001837

生成 AI に写真や既存の絵、創作物を使用しないでください

5. 各論点について

(4) その他の論点について

☆AI 利用における本質的な議論

AI によって学習される、AI によって生成される等の論点が重視されているが、従前より人間が時間をかけて獲得するものを、極めて短時間かつ大量に生成できるのが AI である。

極めて短時間というのは、最低でも 50TFLOPS 相当の計算資源を必要としている。現代ではゲームをやるための計算資源は 20TFLOPS 相当の性能を有しており、恐らく 4 年以内に AI は民主化されるだろうと予測される。文部科学省は 1TFLOPS をスーパーコンピュータとして申請する必要が過去にあったが、今はあらゆる家庭にスーパーコンピュータが普及している状態である。

AI に対する規制について盛り上がっているが、単に人間の寿命を浪費せずに能力を獲得するという観点に立つと、AI は現時点で絵を描いたり、物事を記述することにとどまっている。長期的には、より複雑化し、AI を操作するオペレータが必要になるものと考えられる。この段階において AI が規制が複雑化すると、人類の成長に貢献し得ない。

従って、今般の AI 規制について、絵柄が似ていることや、声紋が似ていること、学習に使われることなどは、従来の人間が行ってきたことを短時間で行えるだけであり、AI 利用者が絵を描けるようになることとは結び付かない。アニメが 3DCG を使うようになったとき、作監修正は必ず必要であった。現代では、3DCG の作画修正をペインターという職業が担っている。3DCG 作画が普及して 20 年ほど経過したが、ペインターという職業がなくては 3DCG 作画を二次元の作画に落とし込むことはできない。AI は 3DCG に代わる技術となる可能性があり、やはりペインターという職業を必要とする可能性は十分に考えられる。

AI がもたらす社会貢献は、人間の想像のリソースを極限まで抑え、創造へ変えていくことだと考えられる。人間は AI が羅列したモノを選択し、創造に変えていくものと考えられる。

☆規制案

「技術は盗んで覚える」と昔はよく言われたものだが、いつの間にか技術を盗むことがタブー視されていて嘆かわしい限りである。AI も同様に技術を盗んで覚えることに現状では特化している。人間の営みそのものを計算機で再現しているに過ぎない。

享受利用に関しても、享受するために技術を盗んで覚えるものだから、技術そのもの（絵柄、タッチ、質感等）を著作物として認めると、おおよそ多くの漫画家が職を失う。AI だけ例外的に学習にブレーキをかけることは、技術の発展を妨げるものである。また、現状では AI が未熟な分野も数多く存在する。これからどのような AI が普及するかわからない今において、先手を打って根本からブレーキをかけるのも良くない。

仮に、規制するのであれば、著作権法ではなく、個人情報保護法等の既存の規制に則るか、新たに AI 規制法を施行するほうが現実的である。例えば、レタッチしていれば AI 生成物であっても著作物という判断が示されているが、レタッチしなくても十分美しいときは著作物でないという判断は一見して矛盾しているように感じる。なぜならば、アイデアや創作性などは偶然に起こり得るものであり、あるいは長時間残業等で疲れた脳から倫理観や道徳観を排除した先に絞り出されるものである。疲れた脳から絞り出された作品は、当然考えなしなので著作物でないと判断されるのが妥当である。より数多の作品は偶然性や極限の脳疲労によって生み出されたものが多い。従って、レタッチの有無等によって規制を左右するべきでない。

脳で学習したか、メモリに学習したかの違いによって、AI 規制を判断するべきではないと考える。なぜならば、本質的に人間も AI も大差ないからである。あるとすれば、AI は指示を待って、人間よりもはるかに高速で大量に生成できる、という点である。しかし、例えば弁護士のような人間は AI のように条文を引用し、法律と照らし合わせながら意見陳述を行う。あるいは精神科医であれば、たったの 5 分で処方する薬を決めなくてはならない。これが **Artificial Intelligence** と言わずして何なのであろうか。医者や弁護士も人間離れの速度で思考し、成果を出している。このように物事を単純化すると、AI も人間も本質は同じであるということである。

そこで生じる道義的問題などは元来人間が備えているものである。規制する、あるいは処罰すべきなのは、悪魔的な犯罪行為である。憲法に立ち返って、人間が在るべきものと考えたうえで、社会から遮断すべき存在を規制すべきである。

よって、AI 規制法を施行して、時代に合わせながら緩和したり強化することを望む。著作権法の改正には反対である。これ以上、著作権が複雑化するのは望まない。

●受付番号 185001345000001839

いかなる理由があろうとも、当作者が描いた作品に対して、他者がその許可も得ず無断でAIイラストに組み込むのは、著作権侵害に当たるものだと思います。

●受付番号 185001345000001840

生成 AI に学習させることがまず出力を前提とした行為だと思うし、学習させる全ての著作物には創作者の意思や思想、著作権があるはず。そもそもそれらを勝手に使われて別物として出力されることを是とする創作者は極々稀だと思う。

昨今の生成 AI がやっていることや利用されている場面は窃盗や転売に等しいものがほとんどだと思う。まずは人が生成したものを保護することから始めるべきではないか。その上で AI の学習に使われても良いと言う作品を AI の学習に使う(当然報酬や提供元の表記はあるものとして)べきだと思う。生成 AI の台頭によって人の創作が淘汰されるのは本末転倒ではないか。AI の前に人力を守るべきである。

創造に敬意を持つべきだと思う。全ての創作物はその創作者のものであり、誰もが好き勝手に使って良い「素材」ではない。AI の学習に使うことも含めてだ。声も文字も線も言葉選び言い回し塗り方描き方息継ぎのタイミング、全てが人によって違う。良さであり人を選ぶものであり、その人たらしめるものだ。それを機械に統合し、使い分け、当人の意思や選択とは違う「その人のものによく似たその人が創らないもの」を第三者が勝手に生み出しそれで利益を得るのは冒涇ではないか。

創作や文化に対する理解を深めていただきたい。寄り添っていただきたい。今現在の創作物とは人間の手になるものがありきである。AI は人の創ったものを学習し出力しているだけである。その技術すらまた人の創ったものである。まずは AI 側よりも人の側に立っていただきたい。

●受付番号 185001345000001841

著作権で保護されていない、たかが著作物の改変物に過ぎないものを市場に大量に流通させて著作権者の潜在的な販路を阻害あるいは権利侵害を加速させるような行為は、明らかに文化の発展を阻害すると思います

●受付番号 185001345000001842

AI イラスト利用者、AI イラストの機能を搭載したペイントツール会社、広告などで AI を利用すると反 AI の団体から攻撃されるため萎縮しています。

合法であり、嫌がらせをすると営業妨害や名誉毀損になると反 AI にも分かるように、シンプルに分かりやすく伝えて頂きたいです。

●受付番号 185001345000001843

当方は文章に優れているものではないので簡潔に書きます。

1.はじめに

当方は AI に著作権が入り、元クリエイターの権利が無視されるのは絶対に嫌だと思っています。

生成 AI は 0 から生み出すのではなく元々あるものから勝手に学び 1 から作るものです。

今でさえ生成 AI を用い良くないものを作る方詐欺をする方がいます。

そのせいでクリエイターが被害を被っています。

創作意欲など関係ありません。

人間は楽がしたい生き物です。

努力も時間もかけずに他人の努力や時間が詰まった完成品を学びすぐに作れる AI に頼って自身は神だと思っているだけだと私は思っています。

AI の進化は凄まじいです。本物と AI の見分けも難しくなってきました。

今はありませんが将来政治などの社会に AI が使用されデマを拡散されてしまったら大変なのではないでしょうか。

●受付番号 185001345000001844

学習データは既存の創作物の切り貼りではないという点、

全く同意できず既存データを学習という時点で切り貼り行為以外の何物でもなく

その権利を有する者への侵害である事は明白。

生成 AI に著作物としての権利はなく、またそれを利用した商用物においても規制をするべき。

権利保有者の著作権侵害でしかありません。

生成 AI によって作られたものは創造物ではなく他者の盗用と変わらない為

生成 AI によるビジネスも、それを用いたものも規制すべきです。

●受付番号 185001345000001845

AIにイラストレーターや声優の技術を学ばせAIでお金儲けする卑劣な人たちがAIを使う人の中にはいると思うのでそんな風に自分の養ってきた技術が悪用されると思うと不安でたまりません。

ですので生成AIは今、規制しないと今活動しているクリエイター達や今後活躍するクリエイターはその芽を摘まれる可能性があります。

AIを規制してください、取返しがつかなくなる前に。

●受付番号 185001345000001846

AIによる画像の出力は創作物とは呼べないと思います。

ある作家の画風、個性を学習しそれを二次的に混ぜ合わせて生産したものは、作家が時間を掛けて培った能力と発想の搾取です。

一時的には安価で素早く「類似品」を作成できるかもしれませんが、そこからの発展は見込めません。

日本が誇るアニメーションやキャラクターの色や細部を変えただけの「海賊版」を全て許容して、本来日本が得られるはずであった対価を対外に搾取されるのと同様であると考えます。

AIの積極的利用を許容し、どのような制作物においてもほぼ完ぺきな類似でない限り著作権侵害には当たらないとすれば、確実に商売が立ち行かなくなり、筆を折るクリエイターが多数出ます。

それは日本の誇る「クールジャパン」の先細りを決定付けるのではないのでしょうか。

AIの利用と著作権の関連に関してはより厳密に、詳細に、注意深く判断すべきと考えます。

●受付番号 185001345000001847

現状の生成 AI は非享受目的であれば、殆ど無制限にあらゆるデータを学習させることができるが、どれだけデータを学習させようとも、複雑性を有する創作を行うことはできず、精巧なコラージュ以上のものになることはないと考えている。

さらに資料内にもある通り、非享受目的から逸脱した、特定個人を狙い撃ちにした学習が行われることも散見され、この状況を放置した場合、日本における創作文化そのものが、その根底から破壊される可能性すら含んでおり、これを掣肘すべきである。

上記の現状を踏まえ、最低でも、偏った学習を行う場合は悪用を防止しうるシステムを構築し、さらに生成に関する制限を設ける等、制限を設けるべきだと思われる。

●受付番号 185001345000001848

私は趣味で創作(イラスト)を楽しんでおり、SNS でプロの創作者(イラストレーター等)の方の投稿を見ている人間です。プロの方の投稿に刺激されて、自分も「もっといいものを作ろう」「趣味のものづくりを全力でできるよう、リアルの仕事を頑張ろう」と日々を過ごしています。

しかしながら、最近は特にプロの創作者の方が、生成 AI 等で己が作ったものや権利を他人に奪われ、「それは自分が作ったものだから返して」と訴えても「法律で問題が無いから拒否する」と突っぱねられ、苦悩されたり「もう仕事を辞めよう/もう辞めた」と話されるような痛々しい事象が散見されます。

自分が生み出したものを「自分が作った」と胸を張って言える、誰かに奪われたら「自分が作ったものだから返してくれ」と堂々と言える、かつその権利が「法によって守られる」、そうなってほしいと願います。

まず、自分が作った作品や権利を他人に奪われない、そんな明確な法がきちんと制定されてから、後に生成 AI の権利法を作るのも良いのではないのでしょうか。

明らかに権利があるはずなのに、それが守られずに苦しみ仕事を辞める選択を考えるほど追い込まれている創作者のことを、まず最初に守ってほしいと思います。

ご検討のほどよろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001849

自分や友だちの写真、絵などを勝手に学習に使われなくないです。

●受付番号 185001345000001850

絵師様が描かれたイラストが、無断でAIの模倣に使われて、詐欺事件みたいなのが横行し、筆を折られていく姿を見るのがとても心苦しく、許せません。

生成AIを手広く使えることが問題になっていると思いますので、規制を厳しく取り締まるか、AIを取り扱うために資格・免許制にして欲しいです。

現状一番上でも描きましたが、手描きとAIの判別が付きにくいこともあり、それが原因で著作権存在が宙ぶらりんになると言ったことが発生しています。

AIを使うなど言うのではなく悪用しない仕組みにして欲しい、技術の進歩を憎みたくないです。

何卒、ご検討の程よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000001851

生成AIが学習しているものの中に児童ポルノも含まれている。早急に法整備を進めるべき。

以下 Yahoo!ニュースより引用

テキストから画像を生成する人工知能（AI）ツールの「Stable Diffusion」が、膨大な量の違法な児童の性的虐待画像を使って訓練されていたことがスタンフォード・インターネット・オブザーバトリー（Stanford Internet Observatory）の調査で明らかになった。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/fc829d58b1a1110cea6312a7f72ec3cddd928207>

●受付番号 185001345000001852

AIに学習させる為に他人の著作物を無断で使う行為は規制するべきだと思います。またAIで出力したデータの著作権についても在処をきちんと整理しなくては、トラブルが多発し日本の文化衰退を招くと思います。

●受付番号 185001345000001853

生成 AI の技術的な背景について (1) ウ

生成 AI で生成される画像は学習元の著作物の切り貼りであり、SNS や公的な場に出すのは著作権侵害です。

●受付番号 185001345000001854

好きなイラストレーター様のイラストが無断でAI学習され筆を折るケースを何度も見ました。

今現在AIだと明記せずにAIイラストを販売する人もかなり多くいます。

学習元のイラストレーター様の仕事を奪っているのでは無いでしょうか？このような事態が続けば、イラストレーターという仕事の未来が閉ざされてしまうように思います。

また、イラストとは変わりますが声の無断AI学習というのも最近増えてきたように思います。

以前岸田総理のAIによるフェイク動画などが話題になったと思いますが、無断での学習が続けば、いずれ犯罪行為にも利用されてしまうのではないかと危惧しています。

一刻も早く法整備をして頂きたいです。

●受付番号 185001345000001855

生成 AI の技術的な背景について(1)ウ、画像生成 AI で生成される画像は学習元の画像の切り貼りです。無許可、無断で生成 AI に学習させた他人の著作物を切り貼りして生成される画像を私的利用に留めず SNS 等公的な場に公開すれば著作権侵害です。

既に生成 AI を規制している国でこの主張が認められています。今でも多くのクリエイターがこの様な権利侵害を受けています。そして生成 AI 利用者にクリエイターの尊厳は踏みにじられ続けています。

現在、特定のクリエイターの著作物を無断で学習させ続け、クリエイターからやめて欲しいと言われても辞めずに生成 AI に画像を生成させ続ける、クリエイターの著作物を学習した生成 AI をサイトで配布する等、クリエイターに対して著作権侵害、故意の嫌がらせをする生成 AI 技術者、生成 AI 利用者が大勢います。

生成 AI 技術者、生成 AI 利用者による学習元の著作物を創作したクリエイターに対する誹謗中傷や殺害予告、自殺を勧める、生成 AI でクリエイターを侮辱する画像を生成して SNS に載せる、クリエイターが自分の著作物を学習されることを拒否する事への報復、嫌がらせ行為が多く目立っています。

既に生成 AI に関する問題で自ら命を絶ったクリエイターが 2 人いるようです。

もう 1 人、精神的に疲弊して倒れたクリエイターがいます。今後命を絶ってもおかしくない状態です。このまま放置すれば今後も権利侵害、嫌がらせ行為を受けて自ら命を絶つクリエイターが多発すると思います。

海外ではもう生成 AI の規制に関する法律ができているにも関わらず、日本で生成 AI を規制しなければ海外のクリエイターの著作物を学習させて画像を生成し、海外クリエイターの権利を侵害する生成 AI 技術者が現れます。

海外からも日本の生成 AI の規制を求める声があります。

もう既に生成 AI の利用に問題が多く出てきています。規制が遅すぎます。生成 AI を規制する法律をください。

●受付番号 185001345000001856

法整備が整っていない現在において AI 生成物の権利を確立することに「反対」します。

検討されている内容では、AI が現在抱える問題に対応出来ないと考えるからです。

SNS ではたびたび「AI に俳優・女優の外見を学習させ動画には AI を使用する(俳優本人への支払いはデータを収集した日の分のみ)」や、「実在のニュース番組に似せたフェイクニュースの拡散」「特定のイラストレーターの作品を学習させ、作者の画風に似せた AI 生成物を販売する行為」などが話題になっています。

AI 技術による革新に期待する面もありますが、使用する側の規範が整っておらず、特にイラストレーターの作品の学習においては、AI 使用者が学習元の作家の望まない作品(成人向け、児童ポルノに近い作品など)を生成、販売するといった被害も発生しています。

そしてこの被害を被害と認める条件が「完全一致」では作家側の被害の証明はほとんど不可能と言えます。

また実際に今時点でも特定のクリエイター作品を学習させ、あたかもクリエイター本人の作品であるかのような振る舞いをする AI 使用者もあり、悩みの末筆を置いてしまうクリエイターもいらっしゃいます。

上記のような、AI 生成物による本人のイメージを著しく損なう動画、作品、音声の権利を保護することはあらゆるクリエイターを含めその事業に関わる全ての方が金銭以上に甚大な被害にあう事になります。

このような現状を放置したまま AI 生成物の著作権を保護する事は芸術・文化の発展と保護に貢献するのでしょうか？

こういった問題に対処する手段を確立しない限り、AI 生成物の保護を主張する案には到底賛同出来ません。

●受付番号 185001345000001857

日本国において知的財産を保護し、国際競争力を保つためには生成 AI の学習については第三者の権利を侵害しないものに限定したものへと厳しく制限すべきであり、かつそのための法整備を早急に整えるべきである。

人が模倣を行う場合には一定の期間や時間的な制約があるが、これを機械的に無尽蔵に模倣製造可能な AI を人と同じ基準で判断することがそもそも現実実態を無視したものであり、このような行為を人と同列に扱い野放しにする事は創作市場の飽和と崩壊を招くだけである。

何故なら、製造は無限にできるがその無限の製造物を消費できる数には限りがあるからだ。工業製品であろうと農作物であろうと、それらを無断無償で勝手に使用し競合商品を市場内にばら撒くという同様の行為をすれば基となる生産者や市場が破綻するのは誰しも容易に想像できることであろう。

日本国の知的財産環境を崩壊させたくないのであれば、創作物など知的財産の無断学習と競合市場への放流というプロセスを一刻も早く止めるべきである。

これらの施策によって仮に、日本国だけが生成 AI にたいして厳しい規制を行うとなった場合、かえって日本は国際競争力を持つ可能性が高い。

何故なら国内での無法 AI が制限除外される結果、日本国内では人による創作市場、知的財産市場が崩壊し辛くなることに加えて日本独自の AI によらない創作物を生産し得るのは日本だけという希少かつ高品質担保という製品の、国際競争力が高い状況になり得るからだ。

次に、日本国内できっちりとした AI 規制を行いコンプライアンス調節を行っておくならば、日本産の AI は安全で安心してコンプライアンス的にもクリーンであるという品質保証に繋がるため日本産 AI システムの国際競争力を高める効果が期待できる。

これは訴訟リスク等のある、海外産の不法データを用いて汚染されている AI にはない競争力をかえって持ち得て、海外でも日本産の AI であればクリーンで安心して用いる事ができるという事になるだろう。

そもそも生成 AI というシステムそのものが、他者の膨大な知的財産を盗み、コラージュをしてそれらしく出していると言った低レベルのものではなく、創作や創造性にも優れた優秀なシステムであるというならば、海賊版などを一切用いないクリーンな学習データにのみ基づく国産の AI システムを製作することができる筈である。

それを何故一々海外製の AI 企業に阿り優遇をし、言いなりとなって日本の知的財産をたたき売りしなければならないのか？

生成 AI をあたかも新しいブームだとして、安易な利益誘導に乗せられぬよう、我が国の知的財産の中長期的利益となるよう国益を守るための方策を立てていくべきである。

加えて、著作権侵害物に対する捜査や行政の援助を高めるべきである。

現在、著作権侵害物に対して警察が被害届を受理しないケースがある事。

そもそも著作権侵害被害専門の通報窓口すら存在しない事。

自力で侵害者を特定することが技術的にも困難であり実質的に弁護士への依頼が必須であるにもかかわらず司法判決では弁護士費用が満額認められる事が無く、また侵害者が訴訟で特定できなかった場合や侵害者の踏み倒しに対しても

一切の救済措置が無い状況となっている。

生成 AI による不当利用に対する知的財産の保護と言うが、知的財産の保護や保全を一個人である原作著作者にのみ負担を依存しているという現状に対しても早急で強力な手当てが必須である。

せめて、海賊版被害とその解決のための現状、実態調査くらいは行うべきであろう。

●受付番号 185001345000001858

イラスト・漫画を仕事にしているがいつ自分の絵柄が学習され、描いてもいないような児童ポルノなどの作品に転用されるか不安。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

の中で「通常、学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、既に無断転載されたデータを学習して生成された切り貼りのものが蔓延しており、さも本人が描いたように偽ってイラストを SNS などに掲載する事案が既に起きていることについてはどう考えているのか？その責任はどこに所在し、どのように解決するのか？

●受付番号 185001345000001859

生成 AI に関して、無断学習により被害を受けるイラストレーター様が数多くいる現状を認識し早急に法整備を進めて頂きたいです。

学習をする場合は料金を支払う義務があり、無断学習した場合は罰則を儲けて欲しいです。よろしくお願ひします。

●受付番号 185001345000001860

深層学習による著作物の無断利用の禁止を求めます。

また、AIによる生成物には著作権を認めないことを求めます。

●受付番号 185001345000001861

「通常、学習データは切り貼りではないとされる」事について
このように記載がありましたが、実情、AI は著作権ある第三者の作品を無許可で読み込み
切り貼りで生成されております。

それを商用で利用されると問題です。

絵を描き仕事をしている人間ですが、絵の描き方です。

殆どの絵を描く職人はそうしている方法です。

まず構想のラフをざっくりした線で作ります。

次に下絵を描きます。

下絵をなぞり、完成させます

色を塗っていきます。

仕上げ、完成です。

しかしAIは「男性、ラーメンを食べる」と入力するだけで
絵が「カラースタンプから印刷されるように」出力されます。

これは描いているのではなく、

膨大な違法読み込みによって、計算された巨大なプールから切り貼りされているからです。

学習されたものがすべて違法ではないと、現法では言い切れません。

現に、第三者が勝手に私の絵を使った記録もあります。

私は許可を出しておりません。

禁止と書いてさえありますが、勝手に学習され、

切り貼りの一部とされ、その絵を販売されたのです。

法の整備が無いために絵を勝手に学習、切り貼りされ、心を折られ、自殺された方もいま
す。

クリエイターが絵を描かなくなったら、切り貼りのデータが無くなります。

そうすれば、本来よいものになるかもしれなかったAIの技術ごと滅びます。

読み込むデータがなくなれば、AIを使って絵を切り貼りしている人は
絵を描けないからです。

まずはAI生成の禁止、商用利用の厳罰化。

法の整備を整えてからにしてください。

岸田首相の顔のコラージュの問題もAI生成でした。

あれと使っている技術は同じですよ。

AI生成が切り貼りでないのなら、どなたかが岸田首相の顔を何万枚も写真そっくりに描い
て、かつ学習に許可を出していることになりますから。

●受付番号 185001345000001862

絵柄は保護されず類似点が認められた場合に著作権侵害が成立するとなると、特定アーティストの作風の AI 画像を著作権が認められるラインまでプロントなどを入力して差分を大量に出力すればパクリ元になった絵師さんを著作権侵害で訴訟することも可能になりませんか？

技術革新で一発逆転したいのでしょうか、そんなとてつもないものを穴だらけの法解釈と「どうしようもないから仕方ないよね」で片付けてしまうと数多くの人や界限に悪影響を及ぼしてしまうのではないのでしょうか。

素案を見ていると既存の法ではこうなっているから AI もこのような解釈でこの法を適用しようね。って感じに見えたのですが、それによって今まで人力だったからこそ不可能だった悪事を可能にさせてしまっています。

生成 AI は既存の著作権とは切り離して新たに法律を作るべきだと思います。

●受付番号 185001345000001863

「学習データの収集を行う者にとって不測の著作権侵害を生じさせる懸念がある」
だからといい著作権者に不当な損害を押し付けることを認めてはいけません。

「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」
とありますし。

「AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作者等の利益が通常害されるものではないため、対価還元的手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難である」
現に今、害されています。

「様々な技術革新に伴う著作物の新たな利用態様が不測の悪影響を受けないよう留意しつつ、生成 AI 特有の事情について議論することが必要である」

必要なのは議論する事ではありません。著作権法です。

「著作者等の権利の保護」を図るのが著作権法の目的です。

「試行回数が多い事自体は創作的寄付の判断に影響しないと考えられる。他方で、丸 1 と組み合わせた試行、すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる。」

プロンプトの工夫や試行回数を根拠に著作物性を認める事は有り得ないと思いました。
以上です。

●受付番号 185001345000001864

4.関係者からの様々な懸念の声について

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

についての意見です。

私は生成 AI 反対派であり、この懸念の声について全面的に同意します。

生成 AI が使われることで横行することが懸念される、

- ・実在の人物の写真を取り込み、その人物の顔を使った、本人の意に反した画像(見るに耐えない卑猥なものなど)が作られることが容易になり、性犯罪や心的外傷に繋がる恐れがあること。

- ・生成 AI で権利者の作品に寄せたものを作ることによる、権利者のなりすまし行為。

- ・権利者の意に反した作品の生成。

こういったことが容易になるにも関わらず、杜撰な法基準により重大な処罰がなされない可能性があることを鑑みると(あるいは侵害に遭った際に一般犯罪とは違い膨大な時間と金銭と心的苦勞をかけて申告するしか対応方法がなく、生活苦等によりそれが出来ない人間は泣き寝入りをするしかない可能性=これから活躍するかもしれない若いクリエイターの芽を摘んでしまう可能性があること・護られないことを鑑みると)生成 AI は日本の文化を担う人々への冒流行為に近いものだと感じます。

それを厳重規制・重大処罰への法改正・あるいは使用禁止にしないということは日本の文化を守るものとして如何なものでしょうか。

●受付番号 185001345000001865

絵にせよ声にせよ明確に特定の人を権利を侵害するのは良くないと思います。1から新規で作ったり誰かしらの提供者を募った上での作成であれば大丈夫だと思いますが、その人の絵や声を使いたいと思った時にその人の絵や声を盗んで真似たものを使うのはその人に来るはずだった仕事を奪うことにもなります。また、絵も声もその人自身の特徴が大きく出るため、それそのものがその人のイメージに直結しているものを他の他人が模倣してしまうのは悪用に繋がると考えます。せめて死後〇年で使用可能などの制限は設けるべきだと思います。

人々が努力で積み上げてきたものやその人が確立してきた個性を他の人が踏みにじるようなことがないように願います。心からお願いします。

●受付番号 185001345000001866

近年 AI 生成、及び AI 絵師等が流行っておりますが、それぞれ絵師様の侮辱行為にも思えます。絵師の方々には人によっては何年も絵を研究し、練習し、自分の絵として、販売や展示会などを開いて下さっています。私はその絵を閲覧、及び購入させて頂く立場ではありますが、AI 絵師によって、絵師様本人のお仕事が無くなってしまう可能性があります。私はお金を払って購入する立場、そして絵師様はお金を貰う立場にあります。それが AI 絵師によって絵師様にお金が入らなくなってしまうのは今までの絵師様の人生を無駄にするといっても過言では無いと、私は考えております。

少々話はズレますが、少し前に『 の絵が東京にあり、それは 本人ではなく一般人の描いた落書きかもしれない』と某 SNS で話題になっておりました。ですが絵の研究者の方々には『過去の形跡や、特徴を照らし合わせた上で の絵だと判断している』と仰っていらっしゃいました。正直この話題は 本人にしか真実が分かりませんが、 本人が描いていけば数千万、数億の価値がありますが、一般人の落書きであればあっても数百、数千の価値でしょう。AI 絵師がやってるのはそういう事だと思います。絵師様本人では無い人がその絵を描いている、そしてその絵を売っている、それは絵師様本人では無い絵は価値は無いに等しいのです。

あくまで一個人の意見ではございますが、私は AI 生成、AI 絵師を認めることはできないし、絵師様の人生を無駄にするもの、そしてそれこそが著作権の侵害であると考えております。拙い文章、浅い知識の元での意見で申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001867

A I 技術というものは素晴らしいものですが現在著作権を侵害するような行為や勝手に登録してその絵でお金を得たり、元々のイラストレーターに嫌がらせをしたりと様々なトラブルが発生してる以上、A I での絵や声や歌などは廃止するしかないと思います。未来を担う若者たちがこんなしっかりとした規制のない中で新しい絵や創作物を作りたいかと思うとそんなことないと思います。

A I 技術はあくまで人を救うものであるべきであって、絵や声や歌など芸術的なものを勝手に登録して新しいものを作るというのは全く違うと思います。

A I における著作権をどこまでセーフとするかが厳しく定まらない以上は勝手にA I に読み込ませる人が増えるだけで将来の芸術的な進歩を確実に妨げると思います。

なんのためのA I 技術なのかしっかり考えて欲しいです。

●受付番号 185001345000001868

生きてて初めて政府の意見募集に提出することになりました。

生成 AI について。

どうして自分が撮った写真、書いた文章、絵、音楽、声、顔などを無断で勝手に学習させられて全て OK になってしまうのか理解できません。

全部著作物です。全て人間が思案して考察し描いたものです。

他人に勝手に都合よく使われるために作った訳ではありません。

AI に情報として読み込ませたい(学習させたい)のならば、著作物をつくりだした人にちゃんとお金を払うべきです。

インターネットに上げられているから勝手に使っいい、読み込ませいいとは誰も言いません。

そもそも「Stable Diffusion」には大量の児童ポルノデータが入っていたと報告されています。

画像生成 AI の訓練に「児童ポルノ」が使用されていたことが発覚 | Forbes JAPAN 公式サイト (フォーブス ジャパン) <https://forbesjapan.com/articles/detail/68355>

これを受けてか、国内のイラストコミュニケーションサービスの pixiv では、一部のクレジットカードが使えないようになっています。

AI で作られた写真と見間違うような児童ポルノ画像が買える仕組みになっていたからだ X(旧 Twitter)で噂されています。

私はそんな AI は触りたくない。

文化庁がどうお考えかはわかりませんが、AI 企業に日本の著作物を、只々搾取させるおつもりでしたら、とても残念です。

●受付番号 185001345000001869

イラストなどの創作物をオリジナルで投稿しているものです。『AI 学習』と『AI 生成物の著作権』についてでご意見申し上げさせていただきます。

まず既に他者が投稿したイラストを AI に学習させてイラストを投稿する行為は、イラストのトレースパクリと同等の創作者に対する『侮辱かつ著作権侵害』だと考えます。相手は AI に学習させているだけだと主張しますが、イラストをトレースして「自分で線を描いているから自分のものだ！」とっているようなものです。トレース素材のように使っていますよ！と言ったものがあってそれを使ったり、自分のイラストを使うならなにも問題はありますが、『それが本当にフリーだったり自分の作品だけを学習させていると判別することはほぼ不可能です』だからこそ、

AI 学習で生成したものを商用で使用することは全て禁ずるべきだと思っています

続いて、AI 生成物の著作権やそれを修正した物の著作権についてですが、上記にも主張している通り、『誰のを素材にしているか分からない生成物』に著作権は存在しません。AI で生成（基準としては・文字で設定をを打つと自動作成。・既に自動作成したものを手直し。）したものは AI の生成物であって、文字を打った人の生成物ではないからです。

それを自分で描いたと言って販売したり著作権を主張する行為も禁ずるべきです。

終わりになりますが、1クリエイターとして自分でいろんな絵や作品を見て、アナログでもデジタルでも自分の時間と体を使って作ったものと、他人が手間暇かけて生成したものを AI だからと簡単に盗作されるのはとても遺憾です。それを国からも認めるようであれば日本の創作文化は衰退していくと思います。どうか、このような行為を禁止してくださるようお願いいたします。

●受付番号 185001345000001870

AIによる絵柄、キャラクターといった創作物の学習を禁止する場合、現行の二次創作を筆頭とした絵柄、キャラクターといった創作物を学習し発信する全ての创作者の著作権侵害についても考える必要があると思う

昨今の二次创作者はオリジナルである著作権者（会社や個人）への遵法意識が低いと感じることが多々あり、AIという括りではなく著作権について審議して欲しい

●受付番号 185001345000001871

有名でいわゆる”神絵師”と呼ばれる方などが特に学習対象にされやすく、それを簡単に AI を扱える者が使えば神絵師の絵柄は量産され続けてしまうだろう。

将来のクリエイターのためにもしっかりと法整備を今の段階で整えてほしいと思います。

AI 自体の技術はとても素晴らしいものと思います。新しい技術であると思うので、技術を損なわないように、両立を目指しながらの法整備をお願いしたいなと思います。

●受付番号 185001345000001872

難しいことは分からないので、拙い文章になってしまいます。まず、AI の技術は素晴らしいと思います。しかし、一刻も早い法規制をお願いしたいです。下記に私の考えをまとめます。

昨今、AI の技術進歩はめざましく、対話型で知識やアイデアを授けてくれるものや、文字を打ち込むだけで任意のイラストを仕上げてくれるもの、写真を読み込ませるだけで類似の作品をあげてくれるものなど、多数あると思います。

信憑性や正確さはまだまだ足りないことが多いですが、とても助けになる技術だと思います。そして、これらを使う方は自分の知識の無さ、技術の無さを理解し、埋めようと AI を使っているのだと思います。自分の財産にする為に AI を活用するのはいいと思います。ただ、これらの知識やアイデア、作品を AI が提示する為に先人たちの努力があることを忘れてしまっている方が多く見受けられます。

知識を教えてくれる AI であれば、論文や図鑑、ネット記事、等々を消費し答えを導き出しているはずです。これは人間であつてもそうだと思います。

何か知りたいことがあれば、ネットで検索してみたり、図書館で本を借りたり、辞書を引いてみたり、と自分の足で探しに行きます。

しかし、AI の場合はその手間を省けるのです。とても有難いです。

そして、これで損をする方は居ないと思います。

上記で AI と人間が出す答え、ほぼ同一の物だと思いますし、どちらもお金がかかっていません。ネット検索は電子機器があればできますし、本を借りるのもお金を必要としません。違うのは、手間。それだけだと思います。

次に、文字や写真でアイデアや作品を提示する AI について

こちらも先ほど同様、今までに世界に出ている、美術品、写真集、イラストなどの情報を AI が読み込み、任意のものを出力していると思います。

例えば、a 社が「ホームページに写真を載せたい」と考えた場合、キーワードを打ち込み、自分の理想に近いものをピックアップすれば簡単にホームページを完成させられます。

通常でしたら、写真家の方やイラストレーターの方に相応の金額を払い、作品を納品してもらいます。しかし、これでは作品を作り上げることを仕事にしている方が損をしております。何年も努力して腕を磨き、やっと世に出した自分の作品を自分の知らないところで改変され、使用されているのです。

先程、1 つ目の例にあげた知識やアイデアを提示する AI と何が違うのか、私の考えは以下のとおりです。

自分が無知故に AI に頼り、知識やアイデアを得て、それを他者や世界に発信する場合、論文やイラストの構図など、AI から文字で掲示されるものなら、それを文にしたり形にしたりするには自分の努力と技術が必要です。

AIに「この学者はこの論文を発表しています」と言われれば、そこに書いてある情報を自分の知識や考えを織り交ぜ、その事実を文章にします。

AIに「蝶と猫のイラストはどうでしょう。」と言われれば、自分の中の蝶や猫の身体の作り、着色の技術を駆使し、作品にします。

これらは自分が今までに努力し、得てきたものを活用し、自分の力で物を完成させる手助けをAIにしてもらっている状態です。

しかし、写真やイラストをAIに出力してもらうには何も努力をせずに他社の作品を盗用することができてしまいます。

AIは技術や知識の無い方にはとても良い仕組みですが、悪意がなくても誰かの努力を踏みにじってしまいます。

問題なのは悪意をもって、AIを利用している人が居るということです。

写真家の方が、何年もかけて得た技術を使い、やっと世に出したものが、悪意ある人間がAIに読み込ませ、改変、量産し、販売されていたら、その方が生きている意味がなくなってしまうと思います。

写真を撮ること、イラストを描くこと、などなど、これは娯楽です。

人類は子孫繁栄の為に生き、命を紡いできました。現代は医療技術や食や文化の発達で娯楽が増え、子孫繁栄の為にでなくとも生きていける世の中になってきました。

だからこそ、娯楽を奪われることは存在価値の抹消に繋がると思います。

全員ではないかと思いますが、やりたいことがあるからこそ、労働をし、時間を作り娯楽を楽しんでいると思います。小さい頃からの夢を追い、やっと手にした技術を奪われ、食いや物にされる。それを仕事にしている方は生活をも奪われてしまいます。

AIを扱う人間の知性が無いと困ります。法的処置を取れるならまた希望がありますが、私達は守られていない、野放しの状態です。盗みや高額な転売は犯罪です。欲しい物があるなら技術者に対価を払うか努力するべきです。

(著作権とは異なりますが、AI問診等で医師の負担が軽くなったり、面倒な申請の手伝いなどが主流になれば、より良い関係が作れることを期待する技術でもあります。)

●受付番号 185001345000001873

今までに AI による絵柄の模倣や、AI に作品を読み込ませ悪意ある改変（ポルノやグロテスクなもの）を施したものを送りつけるなどの嫌がらせを数多く目にしてきました。

同様の嫌がらせは AI の出現よりも以前からあったものかもしれませんが、するにはそなりのソフトウェアや知識や技術が必要なものだったので容易ではありませんでした。

しかし AI の出現により今や誰でも簡単に短時間で多くの嫌がらせやフェイクを作ることができてしまいます。

参考にしたいからと提出を求められたモノクロイラストをそのまま AI に使用され商用利用されたりといった話もすでに聞きました。

AI によるこういった嫌がらせをや無断転用を告発しようにも、データセットの開示が不可能な等等、法律が追いついていない場面が多いですし、前例がないことやさらなる嫌がらせを助長する恐れなどの懸念から訴訟を躊躇し泣き寝入りするしかない状況に追いやられた方も見聞きました。

そういった嫌がらせの物量攻撃により自ら命を絶ったクリエイターを少なくとも二人は見ました。

こういった悪用だけでなく、その容易さからイラスト音楽小説と様々な分野の投稿サイトに乱造された AI 作品が投稿されることによって人力作品が埋もれてサイト閲覧者が減りサイト自体が立ち行かなくなる例も複数見ました。

このままなんの規制もなく使われ続ければ死者は増えると思えます。

それとは別に、特にイラスト生成 AI に関しては、データセット内に数多くのセンシティブな画像を多く含んでいるという話ですし、全くクリーンなものであるとは言い難いことが気になります。

そんな AI をそのまま使って良いのか？という疑問もありますし、

そもそも AI にデータとして作品が取り込まれることに同意していない日本人作家の作品が大量に外資開発の AI に盗用されている状態なのに、日本政府はなんで抗議も捜査要請も告訴もしないのか疑問でなりません。

なぜ日本独自の、倫理面権利面でクリーンな AI を作り運用しようというふうにならないのでしょうか。

●受付番号 185001345000001874

Twitter(現 X)上で、イラストレーター個人の絵を集中的に AI に学習させ、それらを使い首吊りする少女の絵を出力し、自殺幫助のような絵を投稿する、イラストレーターの表現したい物ではない絵を第三者が勝手に製作しネット上にばらまく、またその方の絵を学習させた AI を公開し結果的にイラストレーターの仕事を減らすような行為をするなど、悪質な嫌がらせを受けている所を見ました。

これら嫌がらせを仲間うちで称賛したり、声をあげた創作者本人やそれを庇う人たちに暴言を吐く、明確に禁止や制限がないため違法ではない、悪くない、と言いつけを集団で繰り返すなど、騒ぎを見かけただけの人間でも憤りを感じるような態度で開き直って悪質行為を繰り返しており、大変不快でした。

この方は個人で様々な対応を取られていますが、前例がないため事態の進展は遅く、その間も嫌がらせは続いている状況です。

このような騒ぎが原因で創作者本人が筆を折られる事になり、機械で嫌がらせを続けた人間が一切の罰則を受けることなく次に目をつけた創作者に同じことを繰り返す可能性が考えられることが不安です。

●受付番号 185001345000001875

他人の絵柄を利用した犯罪が増えることが容易に想像ができる

●受付番号 185001345000001876

生成 AI の学習ソースに個人のイラストを勝手に使われて困っている人がいます。

●受付番号 185001345000001877

はじめまして、私は現在漫画やイラストでお仕事をしています。

生成 AI は創作活動を行うクリエイターとは全く別物です。

今描けるようになった理想の絵は、毎日、何 10 年と練習を積み重ね身につけた技術です。ありきたりな表現だとしても、絵を描く人たちはありふれた中に絵柄などの独自性を取り入れ個性を出しています。

そしてそのありきたりだとされる表現も個人の認識によりかわるため曖昧で、判別など難しく絶対に無法地帯になります。

私も何十年と練習し積み上げた技術で描いたイラストを、勝手に AI 学習されたくはありません。

AI は作り手の努力を一瞬で奪うものです。

AI により自分の絵が学習され、自分だけでなく他の誰かの仕事が奪われることなどあってはならないはずです。

写真だってそうです。一枚の写真のために何十時間、何日も待ったり現地へ赴いたりと簡単に取れるものではありません。

人の描いたイラストや撮った写真にはその人なりのこだわりが必ずあります。

そして私は自分の顔写真や家族の顔写真も勝手に使われたくありません。

お願いですので無許可で創作物の AI 使用を可とするのはやめてください。

またその無許可な創作物を使い、AI を介するだけで悪意のある複写やコピーが合法になってしまうことの危うさ、おかしさに気づいてください。

私はこちらに断固反対です。

●受付番号 185001345000001878

私は昨今の AI 関連の事案を見て、非常に今後を憂慮している。私は、ここまでクールジャパンブームを作り上げ、日本のイメージを向上させた。それに感謝し補助すべき文化庁がこのような考えをしていることは多くのクリエイターに対する裏切り行為だと感じ非常に残念に思う。無断で他のクリエイターの絵柄を学習させ、さも自分の商品のように販売するような事案も目にした。この事象は二次創作にも同様なことが言えるかもしれないが、今まで培ってきた二次創作の文化は公式と winwin に近い形で行われてきたが今回の AI は元となるクリエイター側に何もメリットがなくただパイを食われるだけである。これが個人単位で発生するため二次創作への批判や議論は的外れといえる。くれぐれも AI のみに対する議論をお願いしたい。

何より感情論として職人のように長年培ってきた財産を盗み人間ですらない機械にやらせ金儲けに走る根性が気に入らない。そのような職人を守る文化庁であってほしいと願う。

●受付番号 185001345000001879

[3. 生成 AI の技術的な背景について (1) 生成 AI について]に関する意見

『生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。』

画像生成 AI は素材とする学習データが膨大であるため一見画像の切り貼りには見えないが、実際のところは様々な学習データから画像を何枚も取り上げ、切り貼りすることで画像を生成している。そして切り貼りする画像の数によっては、稀にキャラクターなどの著作物がそのまま出力されることもある。従って「学習データの切り貼りではない」と言い切ることは難しいと思われる。

現行の著作権で他人の著作物を人間が切り貼りしてコラージュ画像を作るには作者の許諾が必要であることを考えると、AI にも同様のことが言えるのではないだろうか。原型を留めていないコラージュの場合は著作権法に違反することはないが、AI の場合は原型を留めたまま画像が出力されることも少なくない。

●受付番号 185001345000001880

イラストや絵に関する AI についてです。

現状の AI は著作権がある誰かの描いた絵を継接ぎしているだけで、著作権が認められるものとは到底思えません。逆に、描いた絵を AI から守る法律を作らないと、AI に使われることを恐れて誰も絵を描かなくなったり、人目につかない限られた場所だけで絵を描かないといけなり、クールジャパンどころではなくなると思います。

基本的に絵や写真に関するものに対して AI の使用は禁止し、文章や計算などの分野で使われるべきと思います。

●受付番号 185001345000001881

1. 創作活動において「作風」そのものがクリエイターのブランドとなっている場合が非常に多く、作品 A を見て「これは作者 A の作品だ」と直感できるならばその「作風」は作者 A のブランドであり、知的財産権の保護が必要です。作風の模倣はクリエイター（作者 A）の創作意欲を削ぎ、文化の発展を阻害します。知的財産権の抜本的な体系見直しを視野に入れるべきです。
2. クリエイターに対し知的財産権の法体系を周知徹底すべきです。著作権とは、著作隣接権とは、著作者人格権とは何か理解せず活動しているクリエイターが多く見受けられます。そのため法的には問題ない範囲でも「パクリ」論争が起き、日本のクリエイター全体を萎縮させています。特に、アイデアは著作権で保護されないことを周知徹底すべきです。現状、このパブリックコメントの前提となる法規も理解されていないと言えるでしょう。
3. 生成 AI が許可なく取得した素材を学習していないかどうかの証明責任は、生成 AI サービス運用者側の義務とすべきです。一個人が確認できる範囲を遥かに超えており、生成 AI で文化を発展させようと望む者が安心して利用できる体制を整え、生成 AI に学習されたくない者とのバランスを取るべきです。

●受付番号 185001345000001882

今回の件で個人的な意見として3つ提案させていただきます。

1つ目、AIイラストの機能を使うためにマイナンバーカードを使用した免許制にする事。

2つ目、AI学習に使う際必ず学習元のイラストレーターに料金を支払う事。

3つ目、上記二つを破った場合は逮捕され、懲役又は罰金対象とし犯罪として認識させる事。

なぜこのような意見、提案を出したかという今現在は国内でのみの問題しか発展していませんが多分近いうちに国際問題に発展する可能性があると思っていますからです。

日本オリンピックの際にロゴマークで国際問題に発展した著作権問題が別の形で起こり、個人での問題ではなくなる可能性があります。

そうなる前にできるだけAIには規制が必要です。

また、現在日本ではクールジャパンと名前がつき世界中に広まるほどに芸術関連が日本の国際産業の一端を担っています。AI技術が発展すれば安い値段で大量の綺麗なイラストが生成できるかもと考えている方もいますが、それは現在のみの話です。そもそもイラストというのはデザイン同様はやりと廃りがあり時代の流れによって良いものは変わります。

なら、その時の良い作品をAI学習させれば良いじゃないかというかも知れませんが、その時には多分日本にその”良い”イラストを書ける元のイラストレーターがいなくなります。

なぜなら絵が描ける人間がほとんどいない時代が到来するからです。芸術は積み重ねで作られる職人芸です。今の現状を見てください。産業革命によりたくさんの製品が生まれましたが、その分日本の伝統芸が失われました。それが今AIによって行われようとしています。

このままでは日本は誇れるものがなくなる国になり過去の栄光に縋るような安い国に代わってしまうでしょう。

そうなる前にAIと人の手で作られた作品それぞれの立ち位置を明確にした方が良いと私は考えます。

現状AI技術があまりにも手軽に活用できてしまうが故に大人どころか子供もまで犯罪に手を簡単に染めることができる状態です。これは非常に危ない。

そうなる前に全ての著作には権利があり、それを無断で使用する事は泥棒と同率であること。そのため、著作を使用するにはそれに対する対価を支払い、また、それを踏まえた上でどのようにAIや著作物を使用すれば良いのかを学ぶことが今求められていると私は考えます。

●受付番号 185001345000001883

対象が音声、画像、映像如何に関わらず、AI の学習素材として用いるためには著作者の許可を必要にするべきだと考える。許可制にすることは、なりすまし防止だけでなく、創作者の生活や権利を保護し、社会がよりよい創作物を享受する上では必須条件になると考える。AI によってそれぞれの著作物の個性（画風や声色など）が模倣され誰でも使える状況になってしまえば、現在活動している著作者の生活を破壊してしまうだけでなく、これからそのような活動をしようとする人を減らしてしまい、AI にとっても学習元となるデータの幅を狭めてしまう結果となるだろう。無論、（条件によっては）自身を学習元としても良いと考える著作者もいるだろう。だから、当事者同士の契約によらなければ AI による著作物の学習利用はできないようにするか、現状著作者たちがプロフィールに書いているような「AI 学習利用禁止」を法的拘束力のある形で明示できるようにし、違反者には罰則が科されるような仕組みにするべきだと考える。

●受付番号 185001345000001884

生成 AI は消費者の立場からも非常に邪魔な存在で健全な市場を破壊するものと感じています。

データセットの中には児童ポルノを数多くふくむ、数億の海賊版データを使用している問題があります。

ウマ娘などの公式で 18 禁などの成年向け二次創作を禁止しているコンテンツも、生成 AI で無限に発禁イラストを生み出し、有料のファンサイトで公開するユーザーも多くいます。ファンザなどの CG 集などの作品のランキングも生成 AI 製のものが散見され、欲しい商品へのアクセスも阻害されています。

・イラストレーターなどへの被害

特定のイラストレーターを作品を無断で取り込み、絵柄を再現するための AI モデルとして全く関係のない第三者が販売し利益を上げている現状が野放しになっているのは非常に残念です。

またそのような方法でイラストレーター個人を攻撃する手段として使うユーザーがいます。このような環境では後進も育ちません

権利関係が危うい素材を使わないプロの创作者達にとっては、生成 AI が使って作成したデータが世に多く出回る事は、ライセンス確認の手間を増やし円滑な活動の邪魔でしかありません

規制を望みます

●受付番号 185001345000001885

今の所、どんな著作物でも学習元に出来てしまうことが問題かなと思っています。
イラストに限って言うと、誰の絵を学習させたかひと目で分かってしまうイラストを日々見かけます。また、その絵を使って誹謗中傷を行ったり、お金を稼いでいる人も居るようで、学習元にされてしまったイラストレーターの方を思うとやるせない気持ちになります。今は不快である、という気持ちの面でしか上手く意見をまとめられないのですが、悪意ある人に利用される今の生成 ai は野放しにしてはいけないのではと思います。

●受付番号 185001345000001886

画像、音声、文章やアイデアには創作者が培ってきた時間と知識、生まれ持ったセンスが詰まっています。それを正式な手続きなしに好き勝手に使い、またそれにより金銭の授受が発生することは、創作者の人権を踏みにじる行為であり、また税金の面でも不利益がこうじるかと思えます。

またオレオレ詐欺の被害が後を立ちません。AI を使えば主犯格となる暴力団へ流出する金額が多くなるのではないのでしょうか。他にも SNS の写真を合成していじめ、脅迫に使われる事が出てくる可能性もあると考えます。このままでは近い将来、人的被害が出るのは確実だと思えます。

●受付番号 185001345000001887

私は自分が描いたオリジナルのキャラクターを画像生成 AI に生み出され、生み出した人物が「これは私のオリジナルキャラクターの〇〇です」と投稿されました。

私のオリジナルキャラクターを他の人が奪い生成しキャラクターの名前を変えて投稿する人物が悪いのは勿論のことですが、その嫌がらせ行為を可能にし、それを野放しにされている被害者が私以外にもいます。

その人物は自分が気に入らないと思ったイラストレーターのオリジナルキャラクターを見境なく画像生成 AI に生み出させて自身のオリジナルキャラクターと言い張っています。

著作権には引っかけられないように細部を変えているので、SNS の運営に訴えても侵害されないと判断され泣き寝入りしております。

●受付番号 185001345000001888

イラストレーターの絵をAIに学習させてそっくりな絵を生成する人間が増えすぎたせいで、絵を学習に使われたイラストレーター側が「生成AIを使っている」という疑いをかけられ、批判されているのをよく見ます。

無断で絵を学習に使われた挙句、手書きの絵をAIと疑われるイラストレーターが気の毒ではありません。

また、生成AIを使う側の人間があまりにもモラルが欠如していることが多いことも現状のAIの問題点でもあると思います。

これらを解決するために、AIは免許制にする、もしくは規制するといった対応が必要だと思います。

●受付番号 185001345000001889

絵を描く才能や技術が収入や社会的地位や賞賛や名誉に繋がらず、搾取の対象にしかならない社会になったら、才能を伸ばし技術を磨く人は減ってしまいます。それは、絵を描く人にも、絵を見て楽しみたい人にも地獄ですし、文化はこれ以上発展しなくなるでしょう。

●受付番号 185001345000001890

1.はじめに

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理

・ベルン条約に日本は外国の著作物について保護し、利用の際は権利者から同意を得るなどの義務があるはずですが、インターネット上で無作為に学習させているのでは違反ではないでしょうか？

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

・「学習データの切り貼りではないとされる」この点については多数のイラストを学習させているので問題ではないでしょうか？

(2)生成 AI に関する新たな技術

(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4.関係者からの様々な懸念の声について

既に絵師の方の絵を勝手に学習させ、元の絵師の方の意図しないところで規約違反のイラストが作られたり、意図して元絵の方を蔑めるような使用をしている人間がいる。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

・現状、イラストを描いても無許可で学習をされてしまうので具体的な対抗策を示して欲しい。現行法では回避方法がないのでそのように法整備を進めて欲しい。

人の善意には期待ができないので。

・今現在、ゲームなどのキャラから声優のボイスデータを抜き、勝手に歌を歌わせたり、しゃべらせたりなどをさせる物を生成しているものがありますが、これは声優の方の技能などを盗み取っていると感じたのですが、どうなのでしょう？

また、このように生成されたボイスによって当該声優などに偏った思想の発言や、個人を害する発言をさせた場合、どのような罰や規制があるのでしょうか？ その法整備なども必要かと思われます。

例を挙げますと、この間の岸田総理の音声を使ったものや、海外での詐欺、選挙相手の妨害などに生成 AI で作られたものが使用されていますが、今後これが横行していくのを防ぐために対策はしているのでしょうか？

(2)生成・利用段階

・データセットに無断転載サイトから集められた著作物、児童ポルノ、医療写真などが含まれているものがありますが倫理的にどうなのでしょう？ 他の方が意見した際には反映されなかったそうですがどうなのでしょう？

実際に海外では訴訟などが起こされているそうですが、日本ではそこはフリーにするのですか?また、その法整備などの対応はどうかおつもりでしょうか?

・今現在、生成 AI 利用と明記する事で叩かれるという可能性があることから、明示していない人間が出てきており、手書きと AI 利用の区別がつかなくなっている為、謂れのない罪を被せられている方もいるのですがその法整備などはされないのでしょうか?

・そもそも研究目的限定で許容されていたデータセットがなぜ商用利用されているのでしょうか?その規約などは無視して良い物なのでしょうか?

(3)生成物の著作物性について

・絵柄には著作権がないのは存じておりますが、無許可での濫用、商用利用をされては絵師などの仕事が無くなり、言い方は悪いですが盗人だけが利益を得て元の絵師が正当な利益を得ることが出来なくなるのですが、権利保全などは考えてられないのでしょうか?

(4)そのたの論点について

6.最後に

●受付番号 185001345000001891

【項目名】

1. はじめに
2. 検討の前提として
 - (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について
 - (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理
3. 生成 AI の技術的な背景について
 - (1) 生成 AI について
 - (2) 生成 AI に関する新たな技術
 - (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
4. 関係者からの様々な懸念の声について

実際の写真のように画像生成が出来、なおかつ特定の人物の顔と認識できるように狙って出力する事が出来る。気軽に使えるようになった結果、モデルが望まないような写真を他者が意図的に創作する事が出来てしまう。また狙っていないにもかかわらず特定人物に見えてしまう画像が生成できるため、作成者が意図せず他者の肖像権を侵害してしまう名誉棄損をしてしまう可能性もある。

児童向けイラストの仕事を受けているため青年向けイラストを描かない方の絵を AI に学習させ、あえて性的なイラストを作成し業務の妨害目的でネットにペンネームと一緒にばらまくなど明確に悪意を持って使われており、これらの行為を咎める事も出来ない状態です。作者名と性的なイラストを簡単に紐づけでき、なおかつ特徴を学習しているため事の成り行きを知らない他者からすると児童向けのイラストの仕事をするに不適格な作者であるとしか見えない状態です。これと同様に音声や写真の出力も可能なため、望まない社会的に不適当な内容とイラストレーター・声優・モデルが容易に結び付けられ、ネットでデータをばらまかれるため複数の人間が自由に作者が作成したと思われる不適格なイラストを作成する行為に関わってしまうため加速度的に不適当な生成データが増えて行き関わる人物も増えます。そのため一度被害を受けてしまえば不適当なデータを全て消すことも出来なくなります。以前問題になった winny での性的動画の望まない流出とかなり似た状況がイラスト、音声、写真を利用し生成 AI によって作り出すことが出来る状態となっておりいつ誰がターゲットとなるかも分からない状態です。この状況では創作に取り組むにあたってのリスクが依然とは比べ物にならないほど高まっていると感じています。

国際的な活躍をしている駆け出しのアーティストや、その支援をしている企業の利益が個人の嫌がらせで大きく棄損されかねない状況下にされされている事、そしてその状況が改善される事を望んでいます。

5. 各論点について
 - (1) 学習・開発段階

同意なくネットにあるデータを収集しているため、個人の医療データや他者の写真の背景など意図せずネットにアップロードされているデータまで含まれます。

また、イラストなどの創作物の展示について現在はネット上の管理サイト（pixiv など）へアップロードする事が推奨されそこから業務依頼される事が慣例として行われているため、創作する以上ネットへの作品のアップロードを避ける事は現実的ではないです。

これらのデータは本来著作権や肖像権があるものですが、それらを全て同意なく取得され、また取得されたかどうか判断付きがたい状態となっている事が問題だと思えます。

（2）生成・利用段階

開発のために狭い範囲でデータを利用しており流出する事が無いのであれば同意のない学習でも安全性がある程度担保されますが、一定程度の条件をクリアした幅広い人物がデータ利用が可能となっており、また、生成時に元データとほぼ変わらない内容の物を意図せず、もしくは意図的に出すことが可能となっています。元データには著作権があったものがデータとして取得され再度似た物として構築しほぼそのままの印象を受けるデータも症状剣、著作権が有効ではないとなると、海賊版が作り放題、今まで以上の多くの人間が悪意無くちょっとした思い付きで権利を侵害し、時間とお金をかけたプロジェクトを破綻させることが出来るようになってしまいます。

（3）生成物の著作物性について

データを出力しているのはあくまでプログラムであり、作成の命令をおこなった人物ではありません。また、再現性が無いため一度手元を離れたデータを個人が作成したかどうかの証明も非常に難しくなる可能性が高いです。著作権を有するならばプログラムを作成した企業に作成物の著作権があるのであれば分かりやすく納得が出来ます。

（4）その他の論点について

6. 最後に

ネット上にあるデータを同意なく収集している事が問題の根幹となっていると考えます。データの学習について規制が行われ、同意・報酬などが明確化されたデータセットであれば、利用についての不安や問題点が改善されると考えています。

●受付番号 185001345000001892

生成 AI の現状を見ると大きな問題があり厳しく規制する必要があると考えます。

現在の生成 AI はネットからあらゆる画像を収集し、大量に生成しています。そのため、一体どれが本物の画像だったか見分けがつかない、事実では無い画像が大量に出回っているということが起きています。また災害時などにデマとして生成 AI で作った画像が出回り混乱を招くといったことも起きています。今後生成 AI の精度が上がれば上がるほどこのような事が増えると考えられます。だから生成 AI で生成した画像には生成 AI で作ったとひと目で分かるマークを必ず入れるべきだと考えます。また、そのマークを消すことを犯罪とし、デマや事実とは異なる画像が出回るのを防ぐべきです。

そして現在、生成 AI の精度あげるためにあらゆるところから無断で画像を使用しています。これは盗用であり本来なら罪になることだと考えます。しかし現状では罪にならないからと無許可で画像を使用し似た画像を生成、そしてそれを大量販売しています。これは画像の持ち主が本来得るべきだった利益を横取りしている犯罪だと考えます。これらの行為がこれ以上蔓延すると画像を無断で取られることを恐れ画像を公開する人は減り人間が作る文化は廃れていく一方になるのではと考えます。そのため、犯罪行為の温床である現在の生成 AI のデータを一度完全に削除すべきだと考えます。そしていちから作り直すべきです。現在の生成 AI の中には盗用された画像が大量に含まれています。それをそのまま使用すると画像の本来の持ち主が受け取るはずの利益を横取りしているままになります。海外では生成 AI は規制する動きが見られます。そしてもちろん生成 AI の中には海外の方が作った画像も取り込まれています。そのため生成 AI のデータを削除せず使用すると新たな問題を生み出す可能性があると考えます。そして今ある文化は世界にも通用する文化でありそれを破壊する行為は進化ではないと考えます。

そして現状の生成 AI や技術の進歩のことを考え、一部の法律の内容を更新する必要があると考えます。許可なく画像やデータを AI に記録させてはいけない。させた場合これだけの罪になるといった、技術の進歩による侵害から守る法律です。こういったことをしなければ現状のように無秩序で歯止めが効かないといったことがこれからどんどん増えると考えられます。

最後に私は大学で絵の勉強をしています。許可なく作品を盗られそれが合法かのように使われている現状がとても辛いです。このようなことがまかり通る未来で割を食うのは私達のような現在学生をしている人達です。どうか未来のことを考えて護ってください。よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001893

AI 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備について、どのように考えているかを述べて下さい。

【御意見について、具体的な理由や根拠事実とともに記述してください】:現状の生成 AI(例 stable diffusion、midjourney、DALE-E3 等)はあらゆるサイト及び出版物からスクレイピングし構築されたデータセットで学習されています。

多くの生成 AI で利用されている Laion-5B データセットを確認すると無断転載サイトから集められた著作物、児童ポルノ、患者の医療写真等権利者の許諾もなくデータセットに利用され、アメリカや EU では複数の訴訟が起こされており学習データセット自体が倫理的に問題があります。

学習データセットに著作物や肖像などを無断で利用されるのを防ぐためにもデータセットには無断転載画像など許諾のないデータを防ぐためにも倫理的な基準を設けオプトインとオプトアウトを両立した仕組みで再構築するべきではないでしょうか。

また、イラストレーターは無形財産である作品を無断かつ必要な報酬を支払わず、不当に学習させた生成 AI を使用してポルノ作品を生成する、有償で依頼を受けるなどが現在進行形で行われています。技術職であるイラストレーターの技術の保守、また著作権の侵害についてはどうお考えでしょうか。

●受付番号 185001345000001894

AI イラストを全面的に禁止にしてください。AI イラストは数多のイラストを無断で学習に使っているのです、そもそもの成り立ちがアウトです。イラストを描かれている方々(自分も含め)は、いつ自分のイラストが無断で学習に使われるのか、またいつ自分が丹精込めて描いたイラストを「AI イラストだ」と汚名を着せられてしまうのかと不安になっています。海外では規制が進んでいますが、日本では真逆の動きになっていると思います。どうかAI イラストを前面に禁止になってもらえると、イラストを描かれる全ての方々が安心して創作活動に励むことが出来ます。よろしくおねがいします。

●受付番号 185001345000001895

AI、うまく使えればたいへん便利なものではあると思うのですが、「AI が学習してくる素材」というものが自分では制御できないインターネット上にあるあらゆるデータ、もし人間が制御できたとしても「(著作権的にも児童ポルノ的にも) 違法な素材」を使用した場合の法整備がされていないため、うかつに手が出せないのが現状です。

AI を使うのが、全員まっとうな人間であればいいのですが、「どんなことをしてでも、嘘をついても人を欺してでもお金を儲けたい」と思う人間がいるのもまた事実なのです。

そういう人間を制御するだけの (AI を使って儲けても割に合わないと感じる) 法の整備が必要だと思います。

海外でも、AI の使用に反対する意見も組み込まれた脚本家や俳優のストライキがあり、ファンのあいだでも話題になっていたため、AI に対して嫌悪感が高く、海外でも有名な日本のクリエイターが AI 作品を旧 **Twitter** に流しただけで炎上したのは記憶にあたらしいと思います。

「海外に輸出できるような日本の優れた文化的コンテンツ」というのを今後とも売りにしていきたいのであれば、海外レベルの、それ以上の厳しきで AI に対する法整備をしっかりとしようが「(安心の) 日本製のコンテンツ」として高く売れると思います。

日本は今本当に (AI に対して) 緩すぎるというか、すでに AI の法整備の点で遅れているように感じるので、日本のコンテンツの海外的な信頼度が今後は下がっていきそうで心配です。

●受付番号 185001345000001896

自分は普段から、好きなイラストレーターさんの作品を見ています。イラスト集や漫画も購入しますし、創作物以外にも漫画やドラマ、ゲームなどの二次創作のイラスト等も閲覧しています。

日頃応援している創作者の方々の絵が、彼らの手を離れて意図しない形で加工されるのはとても心苦しいです。何より、イラストが無断でAI学習に利用されたことで彼らが精神的に苦しんでいる状況が歯痒くて仕方ありません。実際に被害に遭われている方の X(旧Twitter)のポストの URL を記載するので、ご一読頂けるととても嬉しいです。

イラストレーターの [REDACTED] のポストより

[REDACTED]

他人が努力して身につけた画力、それまでに要した時間にタダ乗りし、AIに出力するだけで「絵師」を名乗る人間とイラストレーターが果たして同じ「絵師」と言えるかは甚だ疑問です。

AIに関する法規制が無いまま他人の成果物を悪用する人間が蔓延れば、文化的に重要な役割を担うイラストレーターの減少に著しく関わりかねません。

どうかAI学習による盗作への法規制を敷いて下さることを切に願います。

●受付番号 185001345000001897

(4) 関係者からの様々な懸念の声について

多くの生成 AI の学習データセットには、児童ポルノが含まれています。

これは倫理的重大かつ無視してはいけない問題です。

●受付番号 185001345000001898

絵を描く人間としては、文章を読む限り建設的でない方針だなと感じました。

確かに AI を使って作品を作る人にとって歯痒い思いを抱いているのかもしれませんが、それでは私たちはどうなるのですか。

「AI のような絵柄だ」と努力を疑われている同志たちはこれからも疑われ続けなければいけないのですか。

現段階の被害状況を見たことはありますか。風景はおろか鳥や草の画像でさえ、検索したら存在しない AI の出力画像ばかり出てくる状態です。その中で、AI を肯定するような見方は難しいと考えます。

そもそも意図しない、とは何ですか。動画製作者が BGM の著作権を逐一調べるように、絵師がポーズや構図の著作権を逐一調べるように、グッズを作る時版權元を逐一調べるように、AI で創作する人は学習元の著作権を調べるべきではないのですか。意図がない方がおかしいでしょう。

それと、どの程度で加筆修正と指すのですか。違和感のある部分を直しただけを加筆修正と言う方もいますが、それは創作物ではなく、ただ誰かの努力を溶接したものだと考えます。

AI の発展を正しい方向に定める方針より、先に決めるべきことがあるはずです。再考を求めます。

●受付番号 185001345000001899

『AI と著作権に関する考え方について（素案）令和6年1月23日時点版』

「エ 我が国の著作権法が適用される範囲」の「(ウ) 具体的な利用行為に関する準拠法決定」(6 p)に「ある著作権侵害の結果が発生した地が日本国内であると評価される場合」とあるが、発生した地とみなすのはサーバーの設置された位置なのか、著作権侵害を訴えた地なのかを明確にする必要があると考える。WEBの特徴上、海外サーバーを経由した犯罪には無法地帯であると海外からも狙われている現状である。日本の著作権について脆弱な点をついたのが海賊版と言われる違法コピーなのではないか。WEB以外の著作物と同じ設定にしているようでは、ネットリテラシーについても信用がない国になってしまう危惧をぬぐえない。検討が必要である。責務の発生の有無については「加害行為が行われた地の法による」のはやむをえないが、責務を求めることは可能だ。

また、WEB上にある情報がすべて正しいわけではなく、故意か過失か偽りの情報も存在する。それを学習したAIのデータをさらに学習したAIが吐き出したデータについて真偽を知ることは困難である。著作権の有無を含めAIのデータをまず疑うことも広く認知させることが重要ではないか。オリジナルへのウォーターマークなどによるマーキングはもちろんだが、AIで生成したデータにも生成データと判明できるようマーキングさせるようなシステムが必要である。

AI生成データと断ったうえでの事業でなく、黙って成り済ますことが問題なのではないか。

●受付番号 185001345000001900

現状出回っている生成AIは無断で学習に非常に大量の著作物が使用され学習元を隠したままベースにされている件が殆どであるのに、こうした製作者に対する制作物への窃盗及び搾取への対応が甘すぎると思いますので再犯や模倣犯を防ぐため、無断学習・窃盗への厳罰化を望みます。また、それぞれの生成AIは学習に使用したデータを一覧化して提示するのが必須にするなど、クリーン化を促す制度があまりに現状では弱すぎると思うので法で整備する事を望みます。また、生成AIがそれなりの出力をするためには現状、人間の制作者のデータが不可欠です。全ての制作物は、それぞれの描き手や制作者が時間をかけ、長年修練してやっと得たものです。それを無償で利用するだけして、AIを通すだけで商用利用できる、著作権が認められるとなれば、著作権ロンダリングとなるのは火を見るよりも明らかといえるでしょう。突き詰めていけば、データのつぎはぎでしかない生成AIで作られたものはとても著作物とは認められないと思います。案では元の図版を知らなければ刑事罰には問われないとありましたが、それではやり放題になるに決まっています。現に、絵柄を悪意でAI学習され嫌がらせに使用されたり、商売をあからさまに邪魔されているイラストレーターさんが何人もいます。こうした現状をもっと重く受け止めるべきと思います。

日本のサブカルチャー及び芸術的なコンテンツは貴重な、かけがえのない財産です。それをこのままでは海外に篡奪されるだけされて法でも守れないとなれば産業の行きつく先は中間層や若手の先細り、ゆくゆくは絶滅しかなくなってしまうと思います。すでに海外で違法に大規模にデータが食い荒らされている中、国が今クリエイターを守る姿勢を示さずして何がクールジャパン、ものづくり大国なのでしょうか。AI生成は労働力的に魅力的に映るのですが、国が文化を守らずしてはいずれは全て滅ぶと思います。AIだけでは新しいものが継続的に生まれなくなるからです。また、若手の育成に間違いなく暗い影を落とす事がただでさえわかりきっています。まずは早急に創作物窃盗の厳罰化を含め、きっちりした法整備、ルールを敷き、クリエイターや未来の作家達を守ってからようやくAIの使用発展を考えるのが筋ではないでしょうか。世界ではすでに手遅れになりつつあり、日本の対応は遅すぎるくらいです。早急なルール作り、法整備、国を超えたアートシーフ対策を望みます。

●受付番号 185001345000001901

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

生成 AI では利用者が意図しない場合でも、学習データに非常に類似した生成物が作成される場合がある。利用者が意図せず学習データに類似した生成物を作成した場合も享受目的とすべきである。

何故なら、その生成物が利用者以外に享受された場合、学習データに含まれる著作物の権利者の利益を不当に害する可能性が非常に高いからだ。

イ (イ) の「享受」の対象についての意見

「生成 AI の生成物」について鑑賞する目的をもって利用した場合、享受目的の有無を問題とできるのは学習データに含まれた著作物についてのみである、とされているが、生成 AI に利用されている大規模データセットに含まれる何億枚もの画像から、享受目的を問題とできる画像をその画像の権利者が確認することは現状困難である。

エ (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについての意見

「作風や画風の類似性は著作権侵害とはならない」について反対する。生成 AI のみ作風や画風の類似性も著作権侵害とすべきである。

生成 AI を用い特定の画風を模倣したうえで猥褻な画像を生成し、元になった画風を持つクリエイターに非常に攻撃的な嫌がらせを行う利用が見られるためだ。生成 AI は該当クリエイターが猥褻な画像を作成していない場合でも、猥褻な画像を生成することが可能である。この利用方法では既存の著作物に類似した表現が生成されない場合でも、画風を持つクリエイターの利益や権利は著しく損なわれる。

例：生成 AI の利用者に画風を模倣され、卑猥な生成画像を SNS 上に公開される

(該当生成物は削除されている)

例：第三者が生成 AI により画風を模倣した卑猥な生成画像を作成し、それによってクリエイターが「該当生成物を描いた」と誤認され注意を受ける

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについてへの意見

インターネット上で学習データの収集を行う者が該当データが海賊版であるか否かを判別することは難しいため、AI 開発技術者や AI サービス提供者に対しては「新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮」することのみを求めるのは不十分である。

「非常に困難だから」という理由で他者の著作物を違法にダウンロードして用いることを、生成 AI のみ例外的に許可する姿勢に断固として反対する。

学習データには一切の海賊版を用いてはならず、そのためには画像の著作者自身が学習データに用いて良いかどうかを選択できるオプトイン方式でなければならない。

その他についての意見

生成 AI をめぐる最も重要な問題として、「データセットに児童虐待画像を含む実在児童のポルノ的画像が含まれる」ものがある。

素案では議論に含まれてはいないが、実在児童の基本的な人権を著しく害する画像データを、AI 学習の利用のみに限定し所持や複製を許可することはあってはならない。

例：スタンフォード大学インターネット天文台(SIO)の調査により、大規模データセットに児童ポルノが含まれることが発覚する

<https://cyber.fsi.stanford.edu/io/news/investigation-finds-ai-image-generation-models-trained-child-abuse>

また、生成 AI によって作成されるフェイクポルノも規制をするべきだ。

現在の生成 AI は、実在する児童や女性、男性の写真を利用することで、「実在する人物の非常にセクシャルな画像や映像」を生成することができる。これらは安易に作ることができる上、精巧であるためその画像を「生成物ではない写真である」と誤認させることもできる。非常に危険であるため、即刻規制すべきである。

例：生成 AI を用いたディープフェイクポルノの作成を推奨、案内する記事



●受付番号 185001345000001902

私が応援しているイラストレーターさんが、悪意のある人物によって生成 AI によってその方の作風や、絵の特徴を模倣した、成人向けのイラストを生産、販売されてしまいました。その後、そのイラストレーターさんが抗議をすると、複数のアカウントから殺害予告等を受ける事件がありました。

絵を描いて生計を立てるには、とても多くの時間と経験が必要です。それを AI に読み込ませて、その人の技術を盗み、あまつさえ侮辱するようなコンテンツを生み出して、それを何も知らない人に売り、飯を食う。そんな外道な人がこの国には何人もいて、海外からもそれを行っている外国人がいます。

そういった人たちから、日本で活躍されている素敵なイラストレーターさん達を守ってください。日本のサブカルチャーを守ってください。よろしく申し上げます。

●受付番号 185001345000001903

自分や家族、その他大切な人の写真や作品を勝手に使われたくありません。よろしく
お願いします。

●受付番号 185001345000001904

自由に絵を書いて、それを共有するだけで盗用されることは自由を奪われていると思います。

オリジナルの絵でも、キャラクターを模して書いたものでも、その人が描いたのであれば、その絵はその人のものだと考えています。キャラクターやデザインが別の会社や人に帰属していたとしても、他の人が描いた絵を無断でAIに学習させるというのは権利の範囲を超えていると思います。

そして、AIが学習して得たデータを別の人に売り払っているのは描いた本人でないならば、立派にその人の仕事や生きがい、趣味、幸福を奪っていると言えると思います。

私も個人的に絵を描くのですが、私が描くような私が描いていない絵が他の人から簡単に出てきて、その学習元が自分だったらと考えると本当に耐えられないと感じています。

●受付番号 185001345000001905

AI と著作権に関する考え方について（素案）文章内に置ける

3. 生成 AI の技術的な背景について (1) 生成 AI について ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

の解釈については大いに現状では問題があると思われます。

現状の学習型 AI は大量の学習元のデータ（文章、イラスト、音楽等）を参考にし出力しており、それらがなければ生成 AI は目的の物を出力する事が出来ません。

つまりこれらの元となるデータを高精度で切り貼りしている事とあまり相違がない状態であると現状の生成 AI に言えると思われます。

またこの条文で法的整備を行ってしまうと生成 AI の元となった物を生成したクリエイターが相応の対価を受け取る事が出来ません。

そうなるクリエイターが収入を確保する事が出来ず、廃業に追い込まれてしまう可能性が非常に高いです。

その為、そのままでは一時的に生成 AI で全体の収支が上向いたとしても数年～数十年単位で見た場合に大きく落ち込み、クリエイターがいなくなった事による国際競争力が低下してしまう事が懸念されます。

既に現時点での AI 利用でも私の周囲にいるクリエイター方が不安で先行きの不安定さに頭を抱えているのを見受けられます。

その為、法的草案を進める場合は是非この事に関してもご考慮いただき AI 技術とクリエイター保護を両立できる法整備を進めていただければと思います。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

●受付番号 185001345000001906

著作権で保護される思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである。創作物は一朝一夕につくられるものではなく、形にするまでにそれなりの時間を要するものであり、それらが人工知能に学習され僅かな時間で生成されてしまうのは個人の努力を掠めとる行為であると考ええる。

そのため、人工知能の使用を安易に許可してしまうことは全ての創作活動を行う者の創作物、創作者の意欲を著しく削ぐことであり、日本の創作産業を衰退させることに繋がるのではないか。

●受付番号 185001345000001907

AI を使用するにあたって、不特定多数の著作物を学習させるのではなく「AI 学習用に作成されたコンテンツ、もしくは著作者に正式な許可を得たもの」だけを学習させた AI に限ることを求めます。

人生をかけて制作したものを他者に簡単に搾取され、模倣されるという行為は日本の今後の文化の発展自体に大きな悪影響を与えます。

せっかく作ったものを簡単に学習されるくらいなら、制作自体をやめる創作者も少なくないかと思われます。

そうなのはそもそもの AI の学習先自体も限られ、何の面白みもない普遍的なものしか今後生まれません。新しい文化が生まれません。

日本の文化がどのように発展してきたのか、忘れないでください。

安易に簡単に、安いコストで高いクオリティのものが作れたとしても、そこに命は一切宿りません。

そして、創作しない側にとってもそういったものは一切響きません。

今後も創作者の権利が守られ、文化が発展しますよう祈っております。

また、インターネット上において、現在も進行形で「特定の創作者の著作物を学習させ【特定著作者風 AI】を著作者の許可なく作成する」といった事案が起こっています。

学習先の創作者が「学習しないでほしい」旨を連絡した際に、創作者に対し「危害を加える」等の脅迫メールを送るなど AI 学習以外の被害も発生しています。

AI を使用する側に対してもライセンス制度を設けるなど、管理体制を整えることが必要だと思われます。自由に好き勝手使用できる状況もまた、こういった悪意ある利用者が跡をたたない原因かと考えられます。

AI の学習、利用において、まだまだ整備が足りていません。

法整備のほか、学習や利用に対して細かい規則を整備することを求めます。

●受付番号 185001345000001908

大筋では現在の議論で問題ないように思っております。

問題があるとすれば、柿沼太一弁護士が下記のように仰っている萎縮効果を生み出しかねない部分でしょうか。

柿沼氏は、「<https://storialaw.jp/blog/10470>」において、

「 DB 著作物ではない単なる DB しか提供していないのに、AI 開発者による個々の記事データのクローリングが但し書きに該当すると主張する

AI 開発者が個々の記事データをクローリングして、提供されている DB 著作物とは異なる DB や DB 著作物を作成した場合でも但し書きに該当すると主張する

ウェブサイト内の記事に AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置 (“robots.txt” への記述等) を講じるだけで、当該措置を回避して行われるデータ収集について一律但し書きに該当すると主張する 」

注 (各段落先頭の機種依存文字のみ略しております)

と危惧を示されておりますが、確かに大手企業よる萎縮効果は起こり得るように思え、これまでの議論の意味が失われかねません。

当然のことながら、社会の広い範囲にわたって今後問題が表面化しうると思いますが、それは現行の著作権法での対処 (司法によって判例を生み出すこと) と著作権法以外の立法や議論でやるべきことであると考えます。

例えば、ディープフェイクなどは、肖像権や個人情報保護法といった観点で語ったほうがより適切な立法、社会規範を作ることが可能だと思います。

また、現在でも各省庁は頑張っておられると思いますが、法解釈や判例の周知・教育活動も今以上に必要かもしれません。

私は AI や LLM の開発競争というのは、文化侵略のための戦争と言って過言ではないと思っております。

LLM が出力しないものは、概念、歴史、言葉として存在しなくなるか、ないも同然になってしまう。

下手をするとそういう世界になりうる。

中国であれば邪魔な文化は消すでしょう。

アメリカや欧米であれば、覇権国家としてキリスト教的文化圏としての倫理、道徳を押し付けるでしょう。

そういう将来の世界で、日本のように国力が下がる可能性が大きい国が、文化 (言葉や倫理や道徳など) を残し対峙していくためには、自由度の高い法が必要です。

これまでの議論は、そのための立法や議論だったはずで、そのスタンスを曲げるべきではない。

これから起きる問題も、これから起きる議論も、これまでの世界にはなかったものが増え

るはずでしょうが、それを恐れるべきではなく、むしろそのことをもって世界をリードすべきだと思っております。

【4.関係者からの様々な懸念の声について】

・生成 AI が急速に発展している現状、それに伴って発生している様々な問題に対応できるようにするためには、生成 AI 独自の法規制を新たに作る必要だと考える。そもそも、人間と AI はイコールではないのだから、既存の法律で対応するのではなく、新たな法整備が必要だ。

・上記でも述べたように生成 AI は急速に発展している一方で、生成 AI は誰でも使用可能な現状である。いずれそれは、誰でも簡単に全く違和感のないディープフェイクが作成出来るということでもある。写真一枚でもあれば、被写体のありもしない捏造画像を作成することが容易になってしまう。ただの妄想だと言われていることが段々と現実的になってきている。それが怖く恐ろしい。現状の生成 AI は、「誰でも簡単に」利用出来るということがとても問題だと考える。誰でも簡単に使用可能な状況では、容易に犯罪に使われることは明らかだ。そのため、生成 AI を利用したいとしても、免許制を導入する等で使用者を制限するべきだ。

・今ある生成 AI は、ほぼすべてが著作物の無断使用から成り立っている。そのことから、主にクリエイターから批判されている。それは当たり前で、クリエイターはゼロから試行錯誤のうえ時間をかけて作成した作品を無断で生成 AI に取り込まれ、生成 AI によってそのクリエイターそっくりな画像が出力されるなどといった問題が起きているからだ。このような問題が起きないようにするために、現在の生成 AI はすべて破棄し、著作者から許諾を得た学習データで成り立つ、完全クリーンな生成 AI を日本で一から開発すべきだ。それが出来なければ、一生問題は解決しないのではないか。

・生成 AI が誕生してから今日まで、SNS 上でのクリエイター（特にイラストレーター）に対する誹謗中傷等が度々見受けられる。クリエイターが生成 AI に対する不安や否定的な意見を発信すると、生成 AI 利用者から前述のようなものから、またそのクリエイターの作品を生成 AI に学習し出力したものをクリエイター本人に煽るような文とともに送りつけたり、酷いものでは殺害予告まで見受けられた。こういった場面を SNS 上で見てしまっただけでも心が辛いのに、被害に遭われているクリエイターはもっと辛いはずだ。このままでは、クリエイターの方々が安心して作品を制作することが出来ないのではないか。一刻も早く適切な法整備を行って欲しい。

●受付番号 185001345000001910

思想感情を時間をかけて表現した創作物、それ自体をどう扱うかは権利者の自由として守られるものであるべきと考えています。

絵柄、メロディライン、言い回し。それは作者の色で個性でその人らしい表現という財産です。

その財産を一瞬でかき集め、一瞬で生成しアウトプット出来る AI というものについて、販売し財を得る、という悪用する人間がいる。

この悪用する人間が出ないことが一番です。

どうか生成物で悪用できないような利用方法の制限等について慎重に検討をお願いします。生成 AI が台頭して一瞬で作品を生成し評価を得るというのも、表現者が減るだろうキグガあります。

どんな状況下であれ作品を作り続けるという人間はごく一部しかなく、大多数は楽な方に流れるものです。「AI できれいな作品を出せるならもう自力で作らなくていいや」という考えの人が大量に出ることでしょう。

特に若い世代、知識のない世代こそそういったものです。

生成 AI が一般普及され時代が流れるごとに使うことに対する嫌厭感がなくなり自力で作品を作るという行為がなくなる。似通った作品ばかりの世の中になる。

これが文化的で創作的とは思えません。

著作物の財産を守ること

生成されたものをそのまま販売、制作には使えないようにすること

そういった整備が成された上で慎重な普及

どうか著作者が傷つくことのない、創作者が潰えることのない整備をよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000001911

・AI生成されたものが営利目的か非営利目的か判断するのは難しいため、一貫してAI生成されたもので営利活動を行ってはいけない、と定めたほうが労力が少なくて済むと思います。AI生成されたものに手を加えることは創作活動、と判断することには同意です

・しかし個々の創作者の作品を無断でAI学習させることは、個々の創作者の著作権を侵犯していると考えられます。無断でAI生成された創作者が悲しみ打ちひしがれ、筆を折る姿を幾度となく見てきました。自分の作品が学習され営利目的に利用されかねない状況では安心して創作することはできません

・AI学習は創作者たちの著作権だけでなく尊厳や表現の自由も侵害していると考えられます。日本も海外のように「著作物をAI学習に利用する場合は権利者の事前同意が必要」などの整備をする必要があると考えられます

●受付番号 185001345000001912

現状の生成 AI は、創作者に無断で学習元データとして使用されているので、法規制が必要とを考えます。

●受付番号 185001345000001913

人の写真とかを勝手に使わないでください。プライバシーの侵害です。著作権の侵害だと思えます。

生成 AI の問題は難しいものです。もっと慎重に取り扱ってください。

●受付番号 185001345000001914

私が描いた絵や私が撮った写真、動画、私の書いた文章は私のものであり、誰かに無作為に使用できるものではありません。断固として私たちが生み出した作品の権利を盗用者たちには与えるつもりはありません。

●受付番号 185001345000001915

現時点においてすでに数名のイラストレーターさんの絵柄に酷似したAIイラストを使用した広告などが散見され、被害を被っているという事案も存在します。

自身の創作活動の一環として自身で作成したイラストを使用して出力するという使い方であれば許容できますが、他人の許可されていないものを学習させて出力したものは十分に著作権の侵害であると言えます。

音声についても同様であり、先日問題にもなりましたフェイク動画などが容易に作成可能になっている点からも規制されるべきと考えます。

AIの進歩は近年目を見張るものがあり、今後の日常において生活を良くするものもあるかと思いますが、こと創作活動においては使用されるべきではないというのが私の見解です。誰もが同じものが作れるわけではなく、題材を同じにしても人によって全く違うものが出来上がるのが創作の醍醐味です。

コミックマーケットやそれと同じような世界中のイベントはそんなオリジナリティが集まって作られるものなので、AIイラストの蔓延はその火を消してしまいかねない憂慮すべき事案であると考えます。

使用を禁止とまでは言いませんが、使用には厳正な審査や用途の明記が必要など厳しい規制が必要と考えます。

オマージュやパロディと盗用は違うものです。

どうか法整備においては創作の火を消すような流れにならないことを願っております。

●受付番号 185001345000001916

現状生成 AI によるリスク、問題点を政府があまり認識しておらず既に多くのイラストレーターや漫画家が「勝手に自動学習され、個性である絵柄を盗まれる」という事例が多発しています。

また、フェイク画像や音声による迷惑行為があったにも関わらず AI の利用に一切の制約がほぼ無いというのは些か無防備に過ぎると思います。

少なくとも AI 生成されたものは全て AI 生成物である事の明示が必要ですし、またイラスト・音楽等「個人の個性による制作物」は著作権を無視して悪用されている現状著作権と AI まわりの法整備が万全になるまで生成 AI の個人利用は出来ない方がいいのではないかと思います。

世界的にも生成 AI について慎重な意見が多い状況の中イラストレーター、漫画家、作詞家、作曲家等の各種団体の見解も聞かずに推し進めるのはとてもよろしくないと思います。

●受付番号 185001345000001917

生成 AI で生成したもの（画像に限らず文章、音声等）の正体は、著作者（前述の電子データをアップロードした人。有名人や無名な一個人に限らず、この世界に生きている全ての人間が何かをアップロードすれば、その時点でそのデータに権利を持っていると言えます。）の許諾を得ることなく収集し、それらをごちゃ混ぜにししたものです。これは紛れもない事実です。

そんなものに著作権が付与されるべきか否かと言いますと、はっきり NO であると私は考えます。

そもそも著作権を与えられる「著作物」というのは、我々人間が『思考』し、何かしら『行動』し、その末に出来上がったものを指します。生成 AI には、この『思考』のプロセスが存在しない（知識があればそのプロセスに近いシステムは作れるかと思いますが、それでも『思考に近い何か』止まりです）ため、AI 生成物への著作権の付与には断固反対です。実際、海外では裁判の結果『生成 AI で生成したものには著作権は認められない』という判決になった事例もあります。

●受付番号 185001345000001918

悪用が出来るだけで問題がある

元の素材として扱われるだけの物という、敬意がない行為

●受付番号 185001345000001919

すでに特定クリエイターの画風を学習させた ai を用いて出力をしている利用者もあり、該当クリエイターは自分の絵を ai 製だと疑われるばかりか、今後の仕事を奪われる可能性もあります。法規制が必要な段階です。

●受付番号 185001345000001920

絵を描いている一人として、AIは著作権侵害に直結するものと考えています。
個人で楽しむ範疇であれば良いものだと思いますがそれを超え、他者の培ってきた才能や努力など、知的財産を奪うものという認識が強いです。
奪われたもので商売をする人々を眺めながら泣き寝入りしかできない方が少しでも減るように、AIを使用した無断搾取からの著作権侵害による厳罰化を望みます。

●受付番号 185001345000001921

生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。

AI を使う人間には、犯罪まがいのことや人に危害を与えるためだけに使う人間も一定数存在します。

そんな人々が AI を使って悪事を行わないよう、使うとするなら免許や複雑な資格が必要な状態にしてください。

●受付番号 185001345000001922

AI イラストについて。

X や pixiv など画像を無造作に拾い、作家本人に無許可で絵を学習させる...というのが横行していますが、

作家たちに適切な使用料は払われていますか？

払われてない状況ですね。これで「AI に著作権はない」「AI イラストで収益化可能」など言語道断です。作家が何時間もかけて作ったものを侮辱しています。

厳しい規制をお願いします。

絵描かなくていいので「確定申告を全部やってくれる」とかそっちの AI のほうがよっぽど欲しいです。

●受付番号 185001345000001923

- ・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなる、また様々な創作物の価値が損なわれたりうみ出す側の生産性が下がるなど良いメリットが無い
- ・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
- ・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号 185001345000001924

生成 AI の学習目的であれば、今ある作品を無断無償で利用できるというのは反対です。著作権に違反していますし、著作物への敬意や作成者の人権をも無視する行為だと思います。

学校などの教育目的ならば利用可能なども、学校でこそ著作権をしっかりと理解した行いをして、生徒に著作権とはなんなのか、SNS 上で既に溢れている生成 AI による著作権違反等を判断できるように、教育すべきなのではないでしょうか。

●受付番号 185001345000001925

生成 AI の利用規模が個人あるいは中小企業を超える場合は税金を多めにかけるようにしてほしい。

生成 AI のモデルと成果物から取る税金でまた生成 AI の学習データを作成できるようにしてほしい。

●受付番号 185001345000001926

創作者が時間と人生をかけて得た技術、作品を粗末に扱うような考え方は肯定出来ません。AI と著作権に関する考え方について、もっと創作者、イラストレーター、クリエイターの意見に耳を傾けてください。創作に人生をかけて生活を送っている人がいます。

●受付番号 185001345000001927

AI は不特定多数の人間の作った著作物を許諾なく媒介し、継ぎ接ぎに組み合わせたものに過ぎません。

不特定多数の著作物を学習させた AI の使用を、公的に認めることは公にクリエイターの著作権や著作者人格権、制作の必要性を侵害することを許すことに他ならず、これは絶対に認められることではありません。

自らの著作物を AI 学習に使用されることを望まないクリエイターが多いなか、法的に罰せられないから（記載されていないから）目を瞑るしかないというのが現状だと感じています。

断固として AI の使用を廃止すべきです。

不特定多数の著作物を学習させた AI の使用は、人道的に認められません。

自分の人生をかけて制作した作品と、他者の作品が AI によって学習とは名ばかりにパッチワークのように組み合わせられたものを作られ、それがフリー素材にされたり、自殺教唆するようなアカウントのアイコンにされたり、テロリストのポスターに使われたりしたらということを想像すると、誠に遺憾です。

そしてそのような使い方をされているクリエイターが、世の中には既に存在しています。

学習素材になることを望まない人々の著作物が、AI に使用もしくは学習されないように禁止すべきです。

それでも水面下で AI を使用する一部の人間はいるとは思いますが、広くその違法性が認識されることにより、今のように大手を振って、あたかも自らの作品であるなどと歌い公にするなどという蛮行が許されないようにしてください。

多くのクリエイターが、著作者人格権を侵害されています。

●受付番号 185001345000001928

自分は趣味や仕事でイラストや漫画を描くものです。そういう立場から生成 AI についての意見を述べさせていただきます。

自分や同業の様子を見ていますと、生成 AI による作品の流用、盗用の被害を受けているのを SNS で頻繁に見かけます。

イラストを仕事にしている者からしますとイラストは商品ですので、それを無断で利用されますと営業妨害になります。

いくら生成 AI で加工しても絵柄は一般の方でも見れば「これは〇〇の絵柄だ」と分かります。分かりながら市場の一部で取引されていますので利用された側にとっては機会の損失です。私達、絵を生業とする人間が政府に求めたいのは、正当な対価なく取得したデータでイラストを生成しないようシッカリ規制して欲しいということです。

このまま生成 AI による盗用、乱用が続けば、いずれ表現の市場全体が衰退枯死してしまうでしょう。

政府当局の賢明なる判断を期待します。

●受付番号 185001345000001929

- ・今現在でも生成 AI に模倣されて筆を折られた作家さんは何人もいます
 - ・生成 AI は規制してほしい
 - ・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安（例えば大量に AI 絵を生成して、似たような絵を描いた人に「これって自分のを模倣してますよね訴えますよ」と当たり屋のようなことをする人も出ると予想）
- むしろなぜ今の時点でも全く規制がないのか理解できません。

●受付番号 185001345000001930

作家としても、作家を愛する者としても、AIによる模倣で事業を辞めざるを得ない状況に
追い込まれるのは非常に悲しい

●受付番号 185001345000001931

自分の作品や写真、家族の写真などいかなるものも許可なく学習に利用されたくありません。生成物がたまたま似てるだけという主張が通るような現在の状況はあまり酷いと思います。

学習を許可を得たものだけで行えないのならば、画像生成自体のすべてを許可制にするか、生成したものを公の場にだすことなく研究等にのみ使用する形にしてください。

明らかに実在する人物を模した生成画像でも、AIを通したらOKということですか？

学習元の権利は守られずに、生成物に著作物性があるのは納得いきません。

●受付番号 185001345000001932

今のままでは良識がない人間がAIを用いて既存の著作物を食い荒らすような事態を引き起こすことが容易に想像出来る。日本国が誇る、人の手により生み出される芸術文化を即時に衰退させる危険な案であると思わないのか、不思議ではない。

●受付番号 185001345000001933

5(1)学習・開発段階

開発段階であっても著作物を許諾なく利用することを禁止すべきだと思う。

また、生成 ai によって作られたと思われる画像、動画が広告に使われたり、ネット上にアップロードされているのは問題だと思う。

もう一つ、生成 ai によって作られたものから、ai の学習に使われた著作物を誰でも簡単に確認することができる仕組みが必要だと思う。

●受付番号 185001345000001934

生成 AI による嫌がらせが増していき、殺害予告までされているクリエイターの方がいることや、自分たち創作する側が今まで積み重ねてきたものを生成 AI に簡単に学習され、自作発言されることが苦しいです。

生成 AI の規制をお願いします。

●受付番号 185001345000001935

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です。

SNS アカウント等でイラストレーターA さんとは無関係の、A さんに無断で A さんの絵を AI 学習で模倣した絵を載せているアカウントが有償依頼を募集しており、そのアカウントを「イラストレーターA さんのイラストアカウント」だと勘違いしてお金を払ってしまうパターンが発生すると思われますし、似たようなケースは既に存在するのではないかと思います。

依頼する側としてはイラストレーターA さんの描くような絵が手に入れば何でもいいのかもかもしれませんが、A さん側としてみれば、それで本来 A さんへと依頼されるべきだった仕事が無くなることに繋がるため営業妨害ですし、無許可で A さんの技術を搾取する行為だと思います。

本人の許可があればともかく、無許可で AI 学習にイラストを使うのは長い時間をかけて磨いた技術を勝手に盗んで売っているようなものだと感じますし、その横行を許してしまうと、この先ただでさえ逆風になっているクリエイター業界がますます廃れていくと思います。

●受付番号 185001345000001936

「AI と著作権に関する考え方について(素案)」の 10 ページから 11 ページある(1)生成 AI についてのウの項目「生成 AI が生成物を生成する機序の概略」について疑問に思うことがあります。

「生成 AI が生成したパターンやルール(中略)については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」とありますが、例えば、著作権のあるイラストを許可を得ず生成 AI の生成使用したとなると、それは「無断で転載し、切り貼りを行っている」のではないのでしょうか。

なので、「切り貼りではない」と言うのはおかしいと思います。

これは絵だけではなく、音楽、小説など多くのジャンルでも同じ事が言えると思います。

●受付番号 185001345000001937

5(1)エ(エ)著作権者がAI学習禁止(または防止措置)の意志を示しているものは学習すべきではない。データベースとしての販売の予定が無くとも禁止すべきである。

5(1)エ(オ)いかなる場合も海賊版の学習は禁止して厳罰にすべき。海賊版利用を禁止しないと海賊版のさらなる違法利用の価値をあげてしまう。

5(2)ア、キ

AI 作成と AI を使わない人間の創作活動を同等にしてはいけない。侵害行為への責任主体が事業者のみならず AI 利用者にも及ばなくてはならないから。

●受付番号 185001345000001938

項目 4 について

生成 AI の問題点として「権利者に無許可で著作物を学習・生成に利用」している点を懸念しております。これらの行為は生成 AI を間に挟むことによる、他者の著作物の無断利用に等しいと考えています。AI の学習・生成に著作物を利用する場合は、権利者に許諾を取るべきと考えます。

上記の問題点に派生し、現状の生成 AI はその学習データセットに児童ポルノ画像が用いられていたことが報じられています。米スタンフォード大学の研究により、生成 AI の学習データセット「LAION-5B」に児童ポルノが 1000 枚以上が含まれていることが判明し、インターネット上から削除されたことが明らかとなっています。研究で調査されたのはデータセットの一部であり、実際はもっと多くの児童ポルノが用いられていると考えられます。

このデータセット LAION-5B は「Midjourney」「Stable Diffusion」「Novel AI」「CivitAI」「Lora」など、現在主流の画像生成 AI の基礎となっているデータセットです。

また発見された児童ポルノは CSAM と呼ばれていて、欧米では所持しているだけで逮捕されるようなものです。

現状の生成 AI は、児童ポルノのような人権侵害の産物を商業利用するツールと化している現状を強く憂っています。「AI を間に噛ませることにより、合法に児童ポルノを用いて商売をしている」と言って良いと考えています。

現状において、生成 AI は人権侵害を助長するツールとして利用されてしまっている状態です。このような人権侵害の助長が絶対に発生しないよう、生成 AI の学習には一定の規制が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000001939

項目『5. 各論点について』の(3)の生成物の著作物性について、多くの著作物を無断に学習使用した生成物に、はたして独創性や著作物としての価値があるのか疑問に思う。AI生成物に人間が手を加えているものならともかく、指示入力のみでAI生成物を創作物として扱うのはいかなものか。

●受付番号 185001345000001940

好きな作家さんの絵や文章、音楽などが丸々が盗まれて、酷似した物（というよりぬすんだ物それそのもの）が売られるのと同様。

AIを許す許さないではなく、そもそも推進するべきでは無いとずっと言われてきた。

恐らく相当数の反対意見が集まると思うが、それをどれだけ重く受け止められるかで、日本の文化の行先が決まる。

●受付番号 185001345000001941

絵や音楽などの著作物や人物写真を AI に読み込ませることによって生成される AI 生成物は著作権や肖像権を侵害しているのが一目で分かるほど原作（AI に読み込ませた著作物）そのままのものが出力される事がありますが、生成 AI を使用推進している多くの人が著作物等に関心がなく、著作権・肖像権に無頓着であることがうかがえます。

現状生成 AI を推進するには社会的な倫理が伴っておらず、また AI に読み込ませる元となる作品の著作者達に社会的・経済的な負担を強いることになり得る想像が難くありません。また、一部のポルノを取り扱う界限では児童モデルの写真を使い児童ポルノの生成 AI を出力し販売・配布をしている例もあります。この中にはモデルとなった児童の特定ができるものもあるようです。

AI はオリジナルの作品を出力するのではなく、既存の作品・写真から情報を抜き取り組み合わせ出力するものです。そこには必ず原作となる多くの作品があり、その多くの作品が著作権・肖像権を侵害されていると感じます。

生成 AI ユーザーには AI を使用していることを隠し作品を公開している者までいます。

AI を前にして著作権を守らなければ破綻してしまう職業もあります。

他国では生成 AI での活動や使用を禁止しているところもあります。

AI に対して反対の声を上げるのは自分たちが持つ権利や職を守らねばならないからです。

AI は著作権・肖像権を侵害するツールであると考えます。

また、多くの方は権利に無頓着であり、目の前の利益を得るために原作に敬意を払いません。

AI を使用するにおいて、窮屈な程の法整備が不可欠だと考えます。

●受付番号 185001345000001942

現状の生成 AI による出力物は、アマチュア・プロを問わずクリエイターと呼ばれる業種の人々、特にイラストや作曲を生業として収入や社会的信用を得ている人々の活動を剽窃する「お手軽に海賊版を作れるツール」に成り下がり、クリエイティブな活動の補助ではなくそれらの価値と信用を著しく損なうものであると考えています。

生成 AI による出力は、それまでの自分の手による絵や音楽の制作と「同列の創作活動」と認めるにはあまりにも法的基準、利用者のモラルともに未成熟であります。

また元々クリエイター側として長く活動している人物であっても、AI を利用すること、あるいはそれを肯定すること自体が裏切りとして過度なバッシングに発展する事例も多数 SNS 上で見えています。

しかし、これは既に芸術の分野に限定した問題ではなくなっているとも感じており、早急な対応の必要が求められています。

最近にも、現首相の顔と音声を素材として加工し、インターネットに流布する卑猥な文章を読み上げさせたものがフェイクニュースとして拡散する事件がありました。

あれは映像の稚拙さや文章の内容から、本物ではなく（度を越えた）ジョークであると比較的に見抜くのは簡単なものでしたが、いずれは本物の人間が発する情報と見分けがつかなくなることは想像に難しくなく、そしてそれはすぐにでも実現するでしょう。

生成 AI 利用による著作権侵害について、今回のパブリックコメントで国の対応が良い方向に動くことを期待します。

●受付番号 185001345000001943

主にイラスト系の生成 AI について

・特定のイラストレーターの絵柄を集中的に学習しているツールが存在している

-それを利用してイラストレーターに嫌がらせ行為を行っているユーザーが多数見受けられる

-イラストレーターは人生をかけて絵の技術習得している人も多いが、このような行いで絵が描けなくなる人も少なくない。

-そのような行為が許されている現状はとても不健全だと思う。

・novelai や特定のイラストレーターを集中的に学習したツールを使用したものに明確な罰則を与えるべき。そして、利用されたイラストレーターに罰金を支払う法が必要だと思う。

●受付番号 185001345000001944

生成 AI で作られたものに対し、出力をした企業、作業者に著作権を付与することに危機感を覚える

・生成学習元が他の著作物の可能性がかなり高い。学習元について、クロールしたサイトだけではなく自分の手持ちの画像を学習させることも可能となっており、画集や写真をスキャンしたもので学習が可能

・各種クリエイターの廃業が増える。AI が発展することで結果人間が不幸になっている。また児童ポルノ画像が学習に使われている懸念があり、AI 画像学習をかなり許容すると結果児童への被害が増えるのではないか

フェイク画像、動画も近年増えており、見分けがつきづらく信じてしまう人が多い

犯罪などにますます利用される可能性がある

AI への取り扱いは慎重に行なってほしい

●受付番号 185001345000001945

現在の画像生成 AI 技術使用者は生成に使用したデータ元の提示がされておらず、またイラストレーターの絵柄を模倣したものもあり、イラストレーターが本来請け負っていない絵の生成や不適切な児童性愛やグロテスクな表現を含んだものを生成 AI は出力する。これはイラストレーターにとっての不利益であり、また本来受けるはずの仕事を生成 AI によって阻害される恐れがある。

また画像生成 AI は生成 AI から出力したものと表記しないユーザーも中には多く、一般の人間は生成 AI による出力を中々見抜けないクオリティのものも存在し、それらの画像がなりすましや詐欺に使われるようなことは危惧すべきである。

またディープフェイクのように著名人の画像や動画を利用し、さも本人が発言したかのような動画やフェイク動画の生成は混乱を招き、また今回の能登半島地震をはじめ熊本地震や静岡での土砂災害の際にも多くのフェイク動画や画像が SNS 上に出回りユーザーによる偽情報の拡散や、存在しない事象に対応する自治体職員などのマンパワーも振り回された。画像、また動画、音声をもとにした生成 AI は規制をすべきである。

本来の著作権者、肖像権を有する人物の不利益にならないよう法整備ならびに法規制を行うことを望みます

●受付番号 185001345000001946

AI と著作権に関する考え方について（素案）について反対です。
まず AI 使用で起こる、人が命がけで描いた作品や
ネット上に記念としてアップされた実写の写真などを
あたかも自分が作ったかのように出せる世の中になってほしくないです。
それは創作者に対しての侮辱であり、
何故そのような沢山の優れた作品や思いが込められた物を
著者が知らない人間に画材として出されなくてはならないのか。
また災害やデマ画像の活用やネット自分の写った写真等を
AI アダルトとして侵害される恐れもあります。
AI について、損害の方が大きいです。
反対です。

●受付番号 185001345000001947

- ・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
- ・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
- ・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号 185001345000001948

5, (1) エ (エ) について

著作権上の権利制限規定は、AI 学習等が普及する以前に定められたものであることから、著作権上の権利制限規定に基づいて、著作権者の許諾なく、著作物を利用する行為の可否を判断することは、著作権者の利益を侵害する行為を助長することに繋がるのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000001949

AI 生成物問題は岸田首相のディープフェイク動画などでも分かるように今後イラストだけの範囲を超えて、著名人のディープフェイクや公文書偽造など大きな問題に発展していくことが容易に想像できる。よって、今の段階で AI 技術を健全に成長させると共に悪用された時の対処を容易に出来るような AI 生成物自体を対象にした新しい指針や法律が求められる段階に来ていると思う。

例えば以下の案がある

AI 画像作成者は AI 生成物に以下の処理を施すガイドラインを示す

- ・ AI 生成画像には四辺に、あるいは四辺のうち一部に指定の色やパターンを使ったバーやストライプを付与
- ・ AI 生成画像には四隅のどこかに肉眼で視認できる形で AI のアルファベットなどのマーキングを付与
- ・ 上記 2 つの処理をしないならばその画像の直下または直上に改行を加えずに AI 利用画像である旨を明記

上記はその場で判別できる方法であり、これにより自主的に宣言を行った AI 生成画像と人力の画像との混同を避けて現在ある AI 生成物への悪感情を軽減できる。

そして、悪質な AI 生成者はそれらを行うとは考えにくいので以下の AI 生成物の判別方法を AI 生成プログラム作成者に施すよう法で義務化し、違反や不備があるプログラムを配布した場合や研究機関等でこれらを施さないで生成した物をネット公開した場合に刑事罰を科すよう法整備する。

- ・ AI 画像生成プログラムは **Nightshade** のような肉眼でみえない透かし技術等でその画像が AI 生成であること、生成日時やどの登録ユーザーが生成したかなども確認できるように生成物にフィルターを施すこと

- ・ イラスト又は加工ソフトにその技術を公開し、AI 生成物にその透かし等をフィルター加工で消さない又は消える加工の場合は印字し直す機能を推奨する

これらを行わないとアーティストへの負担が大きく、アーティストの作風を模した悪質な生成物を使った嫌がらせに対処できない。

また、これらを生成画像に施すことで生成 AI 側も自分たちが生み出した画像を判別して今後予想される学習時の共食いを避けることができる利点もある。

また現状では、Pixiv や DMM など作品を公開・販売するサイトで AI 生成作品を避ける検索オプションがあるが、生成者の自己申告制なので悪質な作品を除外するのにユーザーによる通報など利用者の負担が大きい。

透かし技術の義務化などによりそれらの判別が容易になれば、非 AI ユーザーの健全な活動が促進され、AI 作品が非 AI 作品との混同を避け健全に評価され、AI 生成を使った悪質な犯罪の捜査も容易になる。

しかしもうそのような技術無しに生成された画像は大量に出回っており、それを意図せず所持してしまっている人も大量にいるので、所持を対象にした罰則は余計な混乱を招くので必要ないと思う

●受付番号 185001345000001950

特定のアーティストのイラストを集中的に学習させ、特定のアーティスト本人に「あなたのイラストを学習して生成したものでお金を稼ぎました」というメッセージを送るケースをいくつも SNS 上で見かけます。AI 学習禁止とアーティストが明言していても、SNS に画像をあげれば一方的に学習の餌にされ、生成物の材料にされてしまっています。その上、生成 AI の利用者から執拗な誹謗中傷や殺害予告など、犯罪としか言えない過激な行為を受けたアーティストが心理的ショックを受け、筆を折る選択をせざるを得ないアーティストも出てきています。自由に絵を描き、自由に人にみせることがまともにできなくなってしまうたら、クールジャパンなんてお笑いです。著作権は必ず守られなければならないものです。なぜ誰かの努力と創造を一方的に搾取した、生成 AI で生成された画像ばかり保護しようとしているのでしょうか。そもそも、生成 AI を成長させたいなら、まずその学習元である作品やデータを守ることが第一ではないのでしょうか。学習元がなければ生成などできないはずです。生成 AI の精度を高めたいのなら、著作物を提供してもいいというアーティストの作品のみを使用すべきです。しかし今学習しているのは、ほとんどが AI 学習禁止にしているアーティストの作品からです。それも無断で。始めに書きましたことの繰り返しになりますが、AI 学習禁止だと明言しているのにも関わらず、一方的に無断で搾取され続けています。

素人から見ても、生成 AI の技術はすごいものだと感じます。しかしやり方がおかしいです。まずは、現状生成 AI の学習元にされてしまっている全てのアーティストの作品を保護する法律をきちんと整備してください。そもそもそれが著作権だったのではないのですか？このまま作品が保護されず、一方的に搾取されている状況のままでは、多くのアーティストが筆を折る選択をしてしまうかもしれません。自由な創造が消えていきます。もう誰かが筆を折るところは見たくありません。

●受付番号 185001345000001951

生成 AI は企業などによる免許制、許可制にして欲しい。現状の『誰でも使える』よりはワンクッションを挟むようなイメージ。その手間が一つあるかないかで悪意ある生成 AI の使用はぐんと減ると思います。

イラストレーターに関わらずクリエイター全般は模倣、オマージュ、リスペクト、そしてパクリの微細な間を綱渡りしています。パクリ以外の前者たちはその元となる作者に対しての敬意を込めて作品に反映させることがほとんどです。

しかしパクリは敬意も、作品にかける思いも前者とは変わってくると思います。

「自分の手で、自分の作品を生み出す」クリエイターこそがクールジャパンを守ってきたのではないのでしょうか。

生成 AI で楽に儲けようとする人たちの作品に愛はあるのでしょうか。

これは全て法的な話ではなく、私個人 1 クリエイターとしての『お気持ち』です。

作品にかける『気持ち』を大事にするためにも、悪意ある人たちに素晴らしい作品たちをパクらせない様な対応を求めます。

●受付番号 185001345000001952

誰もが納得して、安心できる案を考えて欲しい。

●受付番号 185001345000001953

生成AIの問題点は元となる著作物ありきの技術であるのにも関わらず元となる画像を作成した著作者や開発者でもない第三者の利用者が利益を得られる仕組みになっており、さらにそのことを取り締まる法律も不十分であることが挙げられる。オプトイン式のみを利用を制限すべき。

●受付番号 185001345000001954

生成 AI は、実態としては海賊版製造ツールに過ぎないと言えます。言い換えると、生成 AI 利用者は海賊版製造者に過ぎません。イラストレーターや漫画家の絵柄が盗まれており、生成 AI の活用は著作権に違反する可能性が高いと言えます。

また、知らないうちに自分や近い人の顔写真や TikTok 動画とかが生成 AI に取り込まれ、AI で生成された画像・動画に自身と類似した人物が出ていても、使用者もあなた方も気付かないまま、生成された画像や動画として、なにかの広告や生成作品に使われる危険性もあります。仮に生成物に著作権が認められた場合、知らないうちに自分達の顔や姿、動画の動きが別の誰かの著作物として認められる危険性もあると考えられます。

昨年の岸田首相の偽映像に生成 AI が使われました。岸田氏のような影響力のある人物なら偽映像と看破出来る可能性もありますが、影響力の無い一般人の場合、本人が述べていない事すら述べた事にされる危険性もあるため、犯罪に悪用される危険性すら存在すると考えています。

以上の危険性があるので、生成 AI を厳しく取り締まる法体制を整えると共に、生成 AI の活用は行わないよう、極めて強く求めます。

●受付番号 185001345000001955

生成 AI は規制、もしくは免許制にして厳しく管理して欲しい。

勝手に他者の作品を AI に学習させて「自分の作品」とするような使用の仕方をした場合は著作権違反として法的に罰せられるようにして欲しい。

●受付番号 185001345000001956

手書きのイラストと無断で学習されたAIのイラストなどの判別がどんどん難しくなってる為、作家と依頼主間でトラブルが発生しないか不安です。

生成AI自体は素晴らしい技術であるため、技術が悪用されないようにきちんと規制して頂きたいです。

●受付番号 185001345000001957

AI を使って絵や音楽を作ってよいというルールができた時、絵を描いている人や音楽を作っている人は常に AI で作ったのかという疑いの目が向けられるかもしれない。

また、元々ある音楽や絵を学習して AI で生成されたものを使って悪用される危険があるかもしれない。

例えばこれをイラストレーターさんの〇〇さんがこんなものを描きましたと嘘をつくことが可能になる。

また、企業が AI で生成したものを使って人の仕事をなくしてコストを削減したいという方針になると、生活ができなくなる人も多く出るのではないか？

●受付番号 185001345000001958

生成 AI における作品の生成は、率直に言うと嫌です。

自分の作品のをコピーされたキメラ作品を大量生成されると、今まで描いてきた人生を否定された気分になると思います。

倫理観的に見てもより良い作品を！というわけではなく、ただビジネスとして消化するためだけに作ったという形でしかできなくなり、結果的に文化の衰退に大きく繋がっていくと思います。

何かしらの規制が必要だと感じます。

●受付番号 185001345000001959

生成 AI が SNS 等から無断で学習した情報を使用することは、例え享受目的でなくとも創作文化に大きな悪影響を及ぼすと思います。目的に関わらず、学習元は厳しく規制すべきです。私たちの著作権は、今も侵害され続けています。

●受付番号 185001345000001960

当方、漫画を描いているものです。

生成 AI については明確に反対です。

第一に AI を使用してない創作物を、無断で学習し、それらを商品として世に出している時点で創作者の身からすれば大変不愉快で不当な行為だと感じます。

ネット上で見受けられる生成 AI 利用では、X (旧 Twitter) のプロフィール欄に、生成 AI 学習禁止と書かれているにもかかわらず、学習している人が散見されます。

さらにネット上に自身の作品をアップロードすれば、意図せず生成 AI 学習に利用されるのが現状であり、それを自身で対策することは不可能に近いです。中には創作者の作風をあえて学習しネット上に公開しているものも存在します。

生成 AI を利用していない創作物と生成 AI を利用している物の見分けも付きにくく、顧客の棲み分けが困難であり、生成 AI を利用しているのに、していないと主張し、顧客をだまして利益を得てしまうことも懸念されます。

仮に自身の作風と酷似している生成 AI を著作権侵害等で訴えを起こしたとしても、学習に著作者の作品を使用している証拠などを見つけれなかった場合泣き寝入りするしかない可能性もあります。

これらの生成 AI の利用を許容してしまうと、学習される側（創作者）とする側（生成 AI 利用者）の一方向的な搾取が可能となってしまいます。

それらが常態化し、自身が努力して手に入れた作風や特徴を、努力や労力、時間を必要としない生成 AI 利用者によって模倣されると、創作活動自体萎縮してしまい、純粋な創作活動ができなくなります。

そうなってしまうえば文化の発展や日本の一大コンテンツである漫画、アニメ、イラスト、ゲーム産業自体、活気を失ってしまいます。

解決策としては、生成 AI を利用した作品は必ず生成 AI の文言をつけることを義務化。

生成 AI 自体著作権を認めない。

生成 AI 学習するにあたって著作者への許可。

作風（絵柄）などに著作権を与える。

生成 AI 利用の禁止。

学習元のクリーン化の義務付け。

などがあげられます。

ですが、著作権についての定義を明確にしてしまうと、一次創作者の黙認によって成立してる（同人誌や二次創作）などの文化を破壊しかねるため、それらの考慮しなければなりません。

●受付番号 185001345000001961

昨今インターネットには画像生成 AI によって製作された画像・イラストが多数投稿されております。しかしそういった AI イラストの中には特定の作家の絵柄や人気作品のキャラクターなどが模倣されたものが多数見受けられます。こういった行為によって作家の熱意・モチベーションが大きく削られ、筆を折るまでに至る作家もいるほどです。絵柄（作風）やキャラクターといったものはその作家の努力と創造力によって生み出されたものであり、そういった作家個人の財産が AI によって安易に模倣され、中には著作権を無視した盗用にも近い行為によって侵害されている現状に強い危機感を覚えます。今後 AI と人間による創作の共生を成り立たせるためにも、AI による画像生成に一定の規制を設ける、あるいは作家の許諾を得たもののみ AI 生成に使用できるなどの法環境の整備を強く願います。

●受付番号 185001345000001962

人間が時間をかけて習得した技術を AI に学習させ、瞬時に出力(複製)する行為は窃盗に近い印象を受けます。

AI による複製によって学習元の技術者が不利益を被ることに対し、現時点ではまだ十分な対策がなされていないと感じます。

AI による生成が利益を生むことはまだ認められる段階にはないと思います。

●受付番号 185001345000001963

正直言ってこの状態のままだとAIの濫用とそれによる創作活動境界の縮小が起こり得るように感じます。AIは学習先が必要です。0から1を作るのは人間による創作活動であると考えているのですが、創作する人の保護を蔑ろにしているとそのうち創作の境界そのものが衰え結果的にAIも陳腐な作品しか生み出せず、消費者に見限られる将来が目に見えているように感じます。私は創作活動はしませんが、好きな作家さんはいますし、それ以外の方々にも迷惑がかかるのは許せません。肖像権と同じように創作物を守る仕組みを作ってくださいようお願いします。

●受付番号 185001345000001964

生成 AI で作ったものと人が描いたものの区別がつかないことでトラブルになるのが不安
生成 AI 関連のトラブルで悩んだり、筆を折ってしまった人がある これからもっと増えな
いか心配

●受付番号 185001345000001965

個人の絵を無断で AI に取り込む法をしっかりと整備して欲しいです。

AI 絵師を名乗るものが嫌がらせとして特定の絵師の絵を抽出し自作発言をしています。また、著作権として作品を見ても無法地帯となっている現状はいかかなものでしょうか。絵を描く者としても精神的苦痛が大きいです。いずれ死人が出てもおかしくありません。

今後筆を折る人も増え日本の文化としての発展は見込めなくなります。創作物の著作権法整備、一度見直してください。

●受付番号 185001345000001966

インターネット上にアップロードされたイラストの著作権を無視して無断で取り込み勝手にコラージュするのは、盗んできたイラストを切り刻んでコラージュして自分の作品ですと言い張ると何が違うのでしょうか？

AI を作っている人たちは、培ってきた技術を横から奪われ、自分の制作物だと主張されることになんの違和感も覚えないのでしょうか？

盗作よりタチが悪いと思います。たくさんの人たちが困り、悲しむことになります。

AI の進歩は素晴らしいですが、使う側である人間のモラルが追いついていない現状、AI の学習と著作権に関して、厳しく慎重に法案を作ってほしいと願っています。

●受付番号 185001345000001967

5. (3) 生成物の著作物性について

私は少なくともプロンプトの入力によって生成された物を著作物として認識すべきではないと意見します。

画像生成 AI によって生成された画像は絵のように見えますが絵ではないと私は考えています。なぜなら表現ではないからです。

絵とは、簡単な言葉では表せない個人の内にあるものを表現するための媒体だと私は認識しています。そしてその認識は広く共有されていると信じています。

「かわいいうさぎ」を思い浮かべて下さい。どのようにかわいいのでしょうか、どんな色のどんな模様のうさぎでしょうか、立っていますか？寝転がっていますか？

画像生成 AI に「かわいいうさぎ」の画像を出力してもらいましょう。頭の中でイメージしていた姿そのものになるのでしょうか、ならないはずですが。色や模様も入力すれば良いと言いかもしれませんが、模様の形をどう正確に伝えますか？姿勢は？そもそもどのようにかわいいのですか？かわいさを抜きにしてもこの程度の情報を満足に伝えられない画像生成 AI は表現のツールと言えるのでしょうか。私は言えないと思います。

技術の進歩によって脳波をスキャンするようになればまた話は変わるかもしれませんが、現状では画像生成 AI は入力した言葉に近い画像を生成するだけの高機能なおもちゃです。表現をしなくとも表現をした気持ちになれるなりきりグッズでしかないのです。

●受付番号 185001345000001968

私はイラストレーターです。

イラストレーターからの意見を提出します。

問題：特定の個人になりすますことが容易になる。

既に自分の周囲では、特定の個人イラストレーターをターゲットとしてその作風を学習した AI が配布されています。

この AI は誰でも利用可能で、

そのことが派生して下記のような状態です。

事例：

- ・学習元のイラストレーターは R18 作品を描いたことはないが、AI によりアダルトイラストが量産されてしまい、学習元のイラストレーターが R18 作品に手を出した人物であると周知されてしまっている。
加えて、子供のアダルトイラストも量産されてしまい、危険人物であると周知されてしまっている。
学習元のイラストレーターは取引先からの苦情や事実確認に迫られて、自身の業務をも圧迫されている。
- ・学習元のイラストレーターの絵柄が量産されてしまい、学習元のイラストレーターへ業務発注をする会社が減少した。
- ・AI が生成したイラストに、殺害予告を付与したり、極端な政治的発言を添えられていることで、学習元のイラストレーターの人間性が疑われており、SNS での炎上に発展した。
- ・開発者が AI を配布して金銭を授受している。
学習元のイラストレーターには金銭は発生しない。
- ・SNS 上で、学習元のイラストレーターが AI 生成に苦言を呈したことにより、AI を作成した本人が、直接学習元のイラストレーターに対して殺害予告を頻繁に行っている。
学習元のイラストレーターは精神を病み、裁判に迫られており、私生活に多大なる影響が出ている。

主張：

生成 AI を利用して金銭の授受を行うことの禁止。

生成 AI を利用して特定個人の模倣を行うことの禁止。

それらの配布の禁止。

あらゆるイラストレーター・漫画・アニメ業界からの生成 AI 使用の禁止。

AI サービスの禁止。

住み分けや一部の禁止では、我々の業界を守ることはできないため
一律禁止を主張します。

既にご理解いただいている通り、

日本のオタクカルチャーは、製作者の著作権を守らない・十分な報酬を与えないことに端
を發し、

どんどん韓国や中国へ技術を盗まれてきました。

それらの発展を阻害したのは、発注をする側、守らないのもまた彼らです。

安易に安価なものへ飛びつくことで、

過去から延々と発展してきた我々の技術が失われることは明白です。

目先の被害も甚大なものであることははっきりしていますが、

これから先「絵を描くことを仕事にする」こと自体が失われます。

文化が1つずつ死んでいくのです。

その後 AI は新しいものを作れず、定期的に同じ絵柄を繰り返し出すだけのものになり、

AI 自体も形骸化することは分かり切っていることでしょう。

現状の日本は、あまりにも理解が足りない。

アメリカでハリウッドの役者たちが NO を突きつけデモを行った事例を見て下さい。

今 AI を OK と言っているものは、

文化に対しての理解や興味は薄く、

他社の雇用や日本の経済に対しては無関心、

己の目先の利益のみをただむさぼっているだけの

無責任な者だけです。

我々作り手の話を聞かずして、

法の整備をすることは辞めて下さい。

我々の話が現場の声であり、

現場の声とは延々と作ってきたものたちです。

ギリギリの場所で生活費を稼いでいます。

その人間が消えれば、あとは文化が消えるだけです。

●受付番号 185001345000001969

(1) 学習・開発段階について

<機械学習による表現活動への委縮効果>

イラストや漫画を描いていましたが、

画像生成 AI の学習素材として、SNS 等から無断で画像データを収集され、

勝手に使用されるようになったため、

仕事以外（趣味）では、表現活動をしなくなりました。

（人為の無断転載と異なり、責任の所在は不明、作品単位でのコントロールが不能であるため。）

デジタルタトゥーを考えると、

校閲・校正を経ていない作品を個人で公開することは危険を伴いますので、

公開非公開のコントロールを奪われる状況では、活動そのものが躊躇われます。

出版社など IP 管理の後ろ盾がない場合、作品を発表すること自体が困難になっています。

作品に AI 対策を施しても、ツールによって無作為にデータが吸い取られるため、

作品データが取得されること自体は免れません。

画像生成 AI が普及しなければ、このような作品をリソース扱いするツールも

需要が無かったろうに、と思います。

私自身は、年齢制限のあるような作品は作っていませんが、

それでも、現状のネットのデータの在り方には、身の危険を感じるので、

繊細な作家ほど、自主規制によって表現活動を狭めてしまうと思われま

●受付番号 185001345000001970

当該素案に対して考慮不足を感じ強く不安を覚えています。

現状想定され著作権が適用されるとする AI の活用方法は、そもそも著作権を保護されるべきクリエイター（AI を使用していない、もしくは AI に出力された結果を考慮して創作活動を行う創作活動家。意図的な学習、出力結果そのものの乱用でない。）や創作を意図しない、SNS で写真やデータを公開している人などの安心、安全を考慮せず議論されていると感じます。

今回の素案の通り運用するのであれば、このデータを AI 学習に利用して著作権を適応良いと意思表示する手段をクリエイターや一般人に示して欲しいですが、いかがでしょうか。著作権が放棄されている作品ならばともかく、他者の著作物を無差別に AI に切り貼りされたものに二次的な著作権を与えるのは、純粋に現在の著作権の違反に当たると思います。

●受付番号 185001345000001971

私は趣味で絵を小学生の頃から描いてきました。私の作品は、私が子供の頃から培った経験や技術が詰め込まれており、私の作品は私の人生の象徴そのものであると考えます。

これはどのクリエイターにおいてもそうでしょう。そんな大切な作品たちを、悪意を持ってAIに学習させ、自分のものとして唄い世に出してしまう人が後を経たない時代になりつつあります。

このような事態が続くと、今いるクリエイターが損をするだけでは済まなくなるでしょう。日本が誇るアニメや漫画だけではなく、日本で活躍する俳優、女優、コメンテーターやお笑い芸人など、全ての芸術に携わる方々の仕事を奪うことに繋がります。

そうすると娯楽を生み出す人々が減少し、やがてはコンテンツの衰退、日本の文化や誇れる武器の一つなくなるのです。それがどんなに恐ろしい事か理解できない人たちが、今法に裁かれないことをいいことに人々の人生を食い物にしているのです。

芸術だけではありません。ネットに上げられた微笑ましい家族写真に映るまだ小さな子供の顔を学習させてポルノ画像を作り、「お前の娘/息子の裸の画像をばら撒かれたくなかったら金を払え」と脅す犯罪が海外では既に発生しています。

文化だけでなく人の尊厳と人生を踏み躪る行為です。どうして一家団欒の時間を記念に残すことすら自分で自制しなければならないのですか？

私達の安全や娯楽だけではなく、これからこの国で生きていく若い命を守るためにも、急速で確実な法整備が必要だと思います。

AIによる被害はここ数年で爆発的に増加しました。きっと何もしないままだと変わらずに増え続けるでしょう。

どうか懸命な判断が下ることを祈ります。

●受付番号 185001345000001972

生成 AI を用いて創造されたとされる画像、音声全般において生成物である上での著作物として扱わず、一切の著作権を発生させないべきである。

理由として、特定データの学習によって生成されるイメージが現時点でも多く見られている現状だが、これら AI によって生成されたデータ全てに著作権が付与されていた場合に、あまりにも簡単に凡ゆる内容を包括したデータが量産されてしまうため、創作者が創作における自由を著しく毀損する恐れがある事が挙げられる。

生成したデータを利用している限り、これに加筆・修正・加工などを行った場合でも著作権は発生しない、と明確にするべきである。

これらデータを用いて公開されたコンテンツについてはパブリックドメインとして定義されるべきである。

次に LoRA 等によって追加学習された特定個人の学習データの頒布・使用・公開について、本人の合意がない限りは著作権法上で明確に禁ずるべきである。

あからさまに似通っている場合の権利保護についても現行法では対応できない範囲として新たな規制を検討していただきたい。

●受付番号 185001345000001973

正直なところ現状のままでは納得がいきません。そもそも AI というのは学習元を必要とするものであり、0 から 1 を作るのは人の手によるものだと考えています。肖像権のように創作物も十分に守られる制度を作っていただかないと、見境のない個人や業者が儲けのために他社の創作を貪りその無力感から創作界限が縮小し結局 AI も陳腐な作品しか生み出すことが出来ず消費者に見限られる将来が目に見えています。私は創作活動をしますが好きな作家さんはいますしそれ以外の方にも迷惑がかかるようなルールを設けることが許せません。どうか考え直して下さい。

●受付番号 185001345000001974

まず初めに、多くの方々が時間とお金と努力を重ねた末に生み出した創作物や表現が、機械的に簡単に模倣され我が物顔で利用されている現実を把握して下さい。検討だの中長期的だのと呑気な事を言っている場合ではありません。現状の生成 AI は新たな市場競争を生み出した新技術ではなく、創作者と表現者のアイデンティティへの直接的な脅威です。

5 各論点について(1)学習・開発段階

○著作権法の権利制限規定について「著作物の市場に影響を与えないもの」、「著作権者の利益を通常害しないといえる場合を対象とする」と明記されていますが、既に生成 AI 利用者が機械的に大量生成した模倣生成物を個人又は裏の販路で売買し、学習データに使われた著作権者の潜在的販路を奪うばかりか彼らに誹謗中傷や嫌がらせまで行っている例は枚挙に暇がありません。

既に市場は大きな影響を受け、著作権者に害が及んでいます。

○生成 AI の学習データに流出した個人情報や児童ポルノが含まれていた事実について、文化庁はどう考えていますか。また、それらは排除すべき対象であるならば、現在上記の被害に合っている著作物や、詐欺等に利用されているアナウンサーや役者の「声」といった、現在進行形で被害者を生んでいる学習データについてはどうお考えでしょうか。

5 各論点について(4)その他の論点

AI 生成物の創作性が認められる要件が述べられていますが、プロンプト工夫も試行回数も、簡単なプログラムを走らせるだけで機械的に膨大な数を実行できます。後でそこから選び取るだけの「作業」を文化庁は創作と呼ぶのですか？人間のイラストレーターへの発注に置き換えると、依頼者の要望を示し（プロンプト工夫）いくつか絵を描いて貰って（試行）そこから気に入った一枚を選ぶ（選択）。本案に従えば、この場合の著作者は実際に描いたイラストレーターではなく依頼者になってしまいます。

機械的に大量生成できる以上市場への影響は図り知れず、加えて利用者が膨大な生成物を根拠に、第三者へ言い掛かり的に著作権侵害を訴える可能性もあります。数が正当性の根拠となれば、生成に必要なマシンパワーを得る為にマイニングウィルスのように他者のコンピュータをハッキングする者も現れるでしょう。AI 生成物に創作性を認めることは甚だしい危険を孕んでいます。

本案を読む限り、国はクールジャパンだの何だのと調子の良い事を標榜しながら、それを生み出すクリエイターを非常に軽視しているとしか思えません。

●受付番号 185001345000001975

著作権のある作品を学習して作成された AI 作品は、盗作と同じであると感じます。
著作権の切れたもの、または、AI による学習を作者が了承した作品が元になっているのならまだよいと思います。

現在、ネット上にはプロの方もアマチュアの方も多く作品を載せています。

心無い人物が、その方々とそっくりな AI 作品を発表して、自らの手で書いている作家さん達を馬鹿にする昨今の風潮は間違っていると感じます。

また、AI 作品であることを誰が見ても明らかにする方がよいです。

人の手で作り出された作品が本物で、AI によって作られた作品は偽物であるように感じます。

本職の作家さんの努力の上澄みだけかすめ取ったような AI 作品がまるで素晴らしいものであるかのように評価されるのは我慢ができません。

趣味の範囲ならまだ許せますが、商用で使用されるのはやめてもらいたいと思います。

●受付番号 185001345000001976

AI 技術の進展とクリエイターへの配慮のバランスは重要です。そのためには現行法を改正しての規制強化よりは、AI 開発企業が合理的な範囲でクリエイターへの配慮を示すことが望ましいです。この目的のためには、以下の 2 点が重要だと考えます。

要望 1: AI 開発企業がクリエイターに対して配慮を示し、クリエイターが自身の作品が AI によって学習されるかどうかをコントロールできる仕組みの確立が必要です。現在、**Spawning** などのオプトアウトシステムが整備されつつありますが、これらのシステムがクリエイターに十分に認識されているとは言えません。したがって、文化庁にはこれらのシステムの存在をクリエイターに広く周知してもらいたいと思います。

要望 2: 画像生成 AI の学習元として **danbooru** などの転載サイトが使われることが多い現状に対処するため、クリエイターが自分の作品を **danbooru** から削除するための DMCA に基づく削除要請の手続きも重要です。しかし、この手続きはアメリカの著作権法に基づくもので、日本のクリエイターには十分理解されていない可能性があります。そのため、文化庁は DMCA に基づく削除要請の手続きに関する情報も提供してもらいたいと思います。これらの要望が実現されることで、クリエイターは現行法の枠組みの中でも自身の著作物を効果的にコントロールすることが可能になると考えます。これにより、AI 技術の発展とクリエイターの権利保護の両立が実現されることを期待しています。

●受付番号 185001345000001977

(2) 生成・利用段階 に関して

著作権侵害の有無の考え方について

著作権侵害の対象となる高度な類似性、アクセス可能性、AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開

発・学習段階で当該著作物を学習していた場合 など著作権侵害に値するケースが列挙されておりますが、具体的にこういった内容を検討・判断する根拠は想定済みなのでしょうか。

意見を出している私個人は絵を描く、いわゆる著作権者側の人間ですが

著作権者からすると盗用が明らかであるにも関わらず、

一般の方からすると盗用でない判断されるケースを多く見ます。

法的な議論の場ではないですが、こう言った意見が割れるケースを多く見る中

正しく法が侵害の有無を判断できるか ということが気になっております。

著作権者が不当に著作物を AI に利用され、曖昧な判断で議論を費やし

活動に支障をきたす、といった例を多く見かけているため、

こういった事例を速やかに判断し、裁くための法、あるいは工程の整備を強く求めます。

あるいは、こう言った判断が適切に行えないというのであれば AI を使用できる人間を絞るといった法整備も考えていただきたいと考えております。（免許制にするなど）

自分自身は AI という技術自体は素晴らしいものだと思いますが、

使用者の意図によっては恐ろしいものになると感じております。

ですので、人の善性を期待する曖昧な基準を定めるのではなく、不当な被害を受ける人物が発生することない法整備を期待しております。

●受付番号 185001345000001978

作者が AI 学習を嫌がっているのに学習に使われたら問題があると思う。

●受付番号 185001345000001979

生成 AI の為の適法を設ける事を早急に求む。

・文化庁は海賊版サイトからの学習を懸念しているが、現状の生成 AI は全て無断転載サイトからあらゆる著作物・知的財産を盗んで作られた技術であり、某 SD 開発事業者は裁判で 50 億以上の画像データを盗んだ事を認めている。

・盗まれたデータの中に児童ポルノ・児童虐待画像が含まれている事が 2023 年に判明したが、何故文化庁は国民にそのような技術を勧めるのか？

・2024 年生成 AI 開発の為に作品を無断搾取されたクリエイターの名前リストが公開されたが、文化庁はどう思うか？

・生成 AI のデータには著作権のみならず商標権・肖像権・著作人格権・同一性保持権に触れる画像が大量にある。

・資料に切り貼り技術では無いとあったが、最新の生成 AI が企業ロゴを出力し、初期の生成 AI も故人の写真を使用して児童ポルノを生成している。生成 AI が複製・復元・切り貼り技術である事は明確。

・岸田総理のフェイク動画・震災のフェイク画像が話題になったが、生成 AI は誰もが匿名で簡単にディープフェイク・フェイクニュースを制作出来る技術である事を、文化庁は理解すべき。

・日本においても女性スポーツ選手・小学生女兒が写真を性的画像として出力され、明らかに犯罪の簡略化・助長する技術である。

・音声生成 AI で他人に成りすまし、詐欺を働く事案が増えている。

・SNS では作品や写真の学習禁止を訴えるクリエイター・一般人が、生成 AI 利用者に著作権法 30 条の 4 を盾に出力・改変される嫌がらせが日常化している。このような状況が続けば新しい創作活動は生まれず、一般人は家族写真も安心してネットに載せられない。

・声優が知的財産である声を、音声生成 AI に学習され、商標利用されている現状を憂いているが、文化庁はこれをどう考えるか？

・クリエイターの役に立つどころかクリエイターを脅かし、新しいクリエイターが生まれない懸念。日本が築いてきた文化を崩壊する技術ではないか？

・著作権・肖像権は立派な人権であり、学習を拒む国民の声は尊重・法的にも守られるべきである。

・学習と出力が切り離せない関係の技術である生成 AI に対し、開発・学習段階と生成・出力段階で法や解釈を分ける事は意味・効力を成さない。

・文化庁はベルヌ条約に触れていたが、現状の生成 AI はベルヌ条約に違反している。

・文化庁は生成 AI の活用法を問うが、無断転載サイトから出来上がった生成 AI を活用するという事は、誰かの著作権・肖像権を侵害する事と同義であり、犯罪教唆ではないか？

・生成 AI が一般常用化するメリットが人件費・依頼費削減に対し、著作権侵害・肖像権侵

害・フェイク動画の氾濫・虐めの助長、重症化等、犯罪用途しか無く、明らかにデメリットの方が大きい。

・本来であれば成り立ちが無断転載サイトだと判明した時点で、使用規制・リコールさせるべき代物ではないか？文化庁の素案は漫画村を肯定するに等しい。

・EUでは既に2026年始動のAI改正法が改定されたにも関わらず、日本はいつまで被害・加害に対して無関心を貫くのか？海外からの日本に対する信用が失いつつある。

上記の多くの問題点・犯罪行為は現行法、特に著作権30条の4や著作権法だけでは解決出来ない。生成AIに絞った新しい適法又は法的効力のある規制を望む。

文化庁が生成AIを開発・活用したいのであれば、開発と学習に承諾された著作物のみで行うべきである。

また生成AIの犯罪容易性を考えるならば、利用者は匿名ではなく住所氏名の分かる申請・免許式が望ましい。

●受付番号 185001345000001980

AI に作品を模倣されてしまったら何のために創作があるのか分からなくなってしまいます。
生成 AI には反対です。

●受付番号 185001345000001981

現在、漫画を仕事としております。以前生成 AI 用に取得された画像一覧の中に自分の作品を見つけ唖然としました。勿論無許可で全く知らないことです。

AI が「学習」するための情報（データ）収集といっても、生成 AI を利用し制作されたイラストが、模倣ですらないコピーペースト＝盗作としかいえないものも流布していますし、写真もフェイクニュースに使われているものも多く見られます。

このまま何の規制も基準もない状態で、生成 AI もの（私にとってはイラスト）が「アート」のふりをして「簡単に稼げる道具」になっていくのは、文化や技術の毀損になると危惧します。すでに海外では規制の方向にむいているということです。日本はクールジャパンといいつつ、マンガアニメ制作現場を蔑ろにしていると思います。きちんとした法整備をお願いします。

●受付番号 185001345000001982

これから先、より現実のものか AI が抽出した絵なのか分からないものが増えていくでしょう。

例えば、「1930 京都」とだけ紹介された AI の写真風のイラストを見た人は、それが 1930 年の京都で撮られた写真なのだ勘違いする可能性が高くなります。そのイラストに類似したイラストが支持され、増えていくと、勘違いする可能性はより高くなるでしょう。

子供であれば特に、間違っ知識を入れてしまうと思います。

●受付番号 185001345000001983

生成 AI と著作権の問題を考える前に、基本的人権、民主主義、自由な社会の成立する基本原則を押さえる必要があります。

民主主義と自由な社会は「私の顔と私の声は私のもの」という人格同一性の原則を前提とすることによって成り立っています。

しかし生成 AI によるディープフェイクの能力は「私の顔と私の声を他人が利用可能にする」のを可能にし、個人の権利は失われ、社会もまた個人の識別を喪失して責任を個人に問うことが出来なくなる事態を招きます。個人に権利と責任を帰することは民主主義と自由な社会の大前提であり、生成 AI の放置はその法と秩序の存続に関わる問題なのです。このような技術を放置していて良いと思われませんか？

著作物に対する考え方も、このような「私の顔と私の声は私のもの」が民主社会の権利と責任が起因する原則であるという前提の上に考えられるべきものです。

権利の面だけでなく責任の面から考えて、AI の生成物をどう定義しているのですか？特定個人が創作物を公表*した時、それに違法性があった場合はその特定個人が責任と罰を負います。

しかし AI の生成物が違法性を持つものだった場合、AI が責任を取れるとお考えですか？

「AI(の学習)は人間(の学習)と同じだ」とする AI 開発者推進者の発言がいかにかんげいかわかるでしょう。

AI の学習と生成は単なる機械の計算複製に過ぎず、人間の生理と実存に紐づけられた学習や創作とは全く次元の異なるものです。学習と創作が個人の生理と実存に基づくからこそ、個人は社会から権利と責任を付与され保護されるのです。AI の学習や生成も AI に権利と責任を与えるのではなく、それを利用する人間が権利と責任を負うべきものです。AI は単なる道具です。

そう考えれば「AI の学習に際して無許可 OK、罰則なし」は有り得ず、生成 AI の利用に際して、全ての無認可学習の禁止、生成時の学習内容の開示が必要であり、その上で AI に学習させた人間と AI で生成した人間が権利を持ち責任を負うべきです。

(*公表しない)学習のみなら違法では無い、という議論は現在の生成 AI を取り巻く状況ではもはや意味を持ちません。しかし「生成物に学習内容を反映しない学習」という制限付けが可能な生成 AI であれば別の議論が可能でしょう。そのような生成 AI は現在のディープラーニングの機械手法による生成 AI とは別の原理によって作られると思いますが。)

●受付番号 185001345000001984

AI を活用した創作について。クリエイターと AI を活用する者、双方にとって有益となるよう法整備を進めることが前提だと考える。SNS において感情的な発言や、無益な争いが散見される。クリエイターが創作に注力すべき時間を、無益な論争に使うべきではないと考える。以下、私の意見を箇条書きで記載する。

- ・ AI の学習に用いるデータについて、著作者の許諾を得ること。
- ・ AI で生成された画像等を公にする場合は、AI で生成されたことを明記すること。
- ・ 特定のクリエイター（イラストレーター）の絵柄を模倣し、商用利用する場合はクリエイターの許諾を得ること。また、クリエイターの意に反して公序良俗を乱す画像生成を行わないこと。
- ・ 特定のクリエイターへの嫌がらせ目的、絵柄に便乗した商用利用など、悪意をもって AI を活用する者に対して、AI で生成した画像等の公開差し止め、損害が発生した場合は賠償請求が行えるようにすること。
- ・ AI と著作権のあり方について時代や技術の変化にあわせて、今後も議論や法整備をすすめていくこと。

●受付番号 185001345000001985

AI のせいで現在働いている人の収入や仕事が減らないか不安。例えば AI の参入によってイラストの価値が下がったり、イラストレーターを雇わないで AI で済ませるといったことが起こると想像できる。

●受付番号 185001345000001986

生成 AI はこれまでに報道されているようにとても便利なツールです。

しかし既にいくつか報道されているように

イラストならば「生成 AI と手描き（もしくはデジタルのイラストソフト）の違いを見分けられない」

「勝手に AI の学習に作品を使われることで作家が筆を折る恐れがある」

などの懸念がどうしてもつき纏います。

なので「生成 AI はあくまで創作の手助けをするツールである」というしっかりした規定を設けたり、誰もが使えるのではなく「正しい使い方を理解している」人は使えるようにルールを儲けるか、免許制などで悪用されるリスクをふるい落とすなどの手を打っていただきたいです。

●受付番号 185001345000001987

AIで作られたものより人の手で作られた物の方が好きなので
そこら辺の区別がつくようなゾーニングはしてほしい

●受付番号 185001345000001988

これから活躍するたくさんのデザイナー達の仕事の場が AI によって奪われてしまうような仕組みを作らないでほしいです。

●受付番号 185001345000001989

時間をかけて作成した制作物が AI に簡単に模倣されるのが嫌。さらにそれを使ってお金儲けをするのが嫌。すぐパクる中国みたいで嫌。本来支払われるべき作者へお金が入らないのが嫌。制作物以外にも声優の声を集めて金儲けをしているのが嫌。この不快感が偉いおじさんたちに届かなそうなのも嫌。

●受付番号 185001345000001990

・素案の P17 から P18 にかけて

端的に言って、他人の著作物による学習で、その対象によく似た作風の画像を生成してしまうと、オリジナル作品の著作権を侵害する可能性が高く、それはこれまで SNS 上で散見されていること、また多くの人がそれを著作権の侵害であると考えていることから、生成 AI は規制すべきと考えます。

これは、一般的な通念であると解釈しても良いと思います。

なお、素案にある非享受目的での生成は無理筋の仮定であり、仮定のための仮定と言って良いもので、要は現実的でないということです。

そもそも、生成 AI を使わなくてもイラスト等の著作権の剽窃や模倣、それによって生み出された画像等を自身が作り出した作品であると喧伝する者が後を絶たない中、それよりも手軽かつ、よりオリジナル作品に似せた何かを生み出す方法として、生成 AI が悪用されるのは火を見るよりも明らかであり、文化庁としては生成 AI については規制の方向で検討するのが妥当と考えます。

●受付番号 185001345000001991

絵や写真や映像が著作権者の許可なく AI の学習元に利用されている事に非常に危機感を抱いている。絵柄や作風などは作者が技術的研鑽の上で完成させた物であり、許可なく AI の学習元に使用されてましてや使用料なども支払われない事は日本が世界に誇る漫画やアニメ映像コンテンツ文化の枯渇に繋がる為避けるべきだと考える。

●受付番号 185001345000001992

AI の発達全てが危機的なものなわけではないことを理解しているので、生成 AI を禁止し
ろとまではいいません。そして、他者の描いた作品を無断使用した AI が生まれることはも
はや止められないと思います。しかし、個人で楽しむ範疇を超えてネットなどに創作物と
して発表された瞬間、元の絵を描いた人の名声や利益を奪いかねない存在になると考えて
います。

絵を仕事とする人間にとっては、致命的なことだと思います。

よって、個人で作成して楽しむ範囲を超えどこかに発表されたり拡散された場合将来的に
生み出される損害を考えると、生成 AI だと語らずアップロードすることは法で禁止にすべ
きではないかと思います。

●受付番号 185001345000001993

4. 関係者からの様々な懸念の声について<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>に追加して欲しい懸念点です。すでに AI 成果物への風当たりは強く、他国はより苛烈で AI 生成作品に価値がないものとして判断され忌避されています。その傾向を持って AI 規制や反発抵抗が少ない日本のクリエイターや日本の作品が狙い撃ちにされ被害にあっています。このまま AI 汚染国として日本が代表的に上がることとなると、日本の作品には AI 作品が混ざっているかもしれないという日本という国から出てくる作品の品質が保証されていない状況になり、日本人も日本以外の人でも他国の作品を求める、求めざるを得ない状況になっていくでしょう。漫画家としてはこの点を生成 AI がイラストなどに進出以後ずっと懸念しておりますし、その解決策は出されておられません。政府は過去やこれからの日本の作品価値を毀損させかねない対応をとっていると感じ意見として提出します。

また AI 利用者の懸念にある 3 は努力や楽をしているから嫌がられているのではなく、消費者からの忌避で AI 生成成果物であることを隠すのです。肌感ではイラストや創作の AI 生成作品は消費者から作品として認められていませんので隠していることが非常に多い。現状クリーンな学習をしている生成 AI はほぼありませんので、著作権侵害しかねないものを見せられることとなります。

●受付番号 185001345000001994

作品を無断で AI の学習素材にされることがすごく問題だと思います。

●受付番号 185001345000001995

(1) 学習・開発段階

著作者の意思表示を簡単かつ明確で、その選択により不利益を被らないような意思表示方法が存在し、侵害があった場合にそれを加味できる必要性があるように考えます。

意思表示は、公的なロゴや、コピーライト表示のようなものが考えられます。すこし分野が異なりますが、クリエイティブコモンズライセンスや、オープンソースライセンスのような、既存のテンプレートから選ぶようなものかもしれません。これには、著作権者側が対応しなければならない作業そのものを減らすべきであり、AIによる侵害への対応で疲弊し、モチベーションの低下などにより創作活動に支障をきたす自体を防ぐべきであるという意図があります。これは著作物の複製等を防止する技術的な措置が、著作権者の制御が容易とは限らず、かつ著作権者側の姿勢・思想によっては必ずしも学習防止が問題になるとは限らないためでもあります。

一方で著作者が容認していても、予測されていない思わぬ侵害や二次被害が発生した場合に意思表示を変更でき、それを反映できる必要があると考えます。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

>侵害行為の責任主体について / 事業者が、生成 AI の開発・提供に当たり、当該生成 AI が既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにも関わらず、当該類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していない場合、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まる。

などサービス提供者側の責任追及は重要だと考えています。サービスが存在することで、侵害の温床になり得るため、そのサービス提供者が責任を負わないのは不公平です。銃で人を撃っていないなくても、不当な所持・販売は犯罪になります。ただし、不当な利益の享受を目的としない、大量の印刷依頼が特定の時期に集中したものを処理する必要がある場合など、検閲そのものが困難になるケースが存在するので、そのようなケースを除外できる必要があると考えます。具体例として、ワコムの AI イラスト採用問題も、アドビ側の注意喚起不足も原因の一つではありますが、ソフトウェアベンダーやハードウェアベンダーは製品が売れば良いわけなので、こうした対応は外部強制力が必要と考えます。

●受付番号 185001345000001996

クリエイター歴2年の者です。

2点、ご意見させていただきます。

1、クリエイターと技術開発者が協力できる環境づくり

現行の制度では、生成AIを普及させることは難しいと感じます。理由は一定数のクリエイターが技術開発の為の協力(製作データ)の提供を拒否しているからです。

そもそも、生成AIの性質上、既存の制作物データが必要。しかし、現状はデータの提供を拒否するクリエイターも多く、画像データにジャマーをかける事もあり、対立構造となっています。

クリエイター側が協力を拒否する理由の多くは『製作者に無許可でのデータ使用』『倫理的に問題のあるデータの使用』があり、クリエイティブ活動で生計を立てる者からすれば、全く許されない行為であるため、反感を買っているように見えます。

本来であれば、クリエイターと技術開発者が協力するはずが、今では生成AI推進派と反対派、双方ともに過激な論争を繰り広げる事になってしまいました。

(互いに殺害予告や誹謗中傷の応酬、揚げ足取り。私のような底辺クリエイターからみても見苦しい場面が多いです)

誤解の無いようにお伝えすると、私個人としては生成AIの考え方自体には賛成です。

しかし、現行の生成AI技術(画像、音声、文章その他全て)に関しては、使いにくいと言わざるを得ません。

ChatGPTの訴訟問題からみても、データの制作物に対する配慮が足りないと感じます(金銭的なものではなく、お気持ちの話です)

『お気持ち』で物事を考えるのはナンセンスというのわかりますが、そもそも制作物自体がお気持ちでできているという側面があります。この世の制作物は人の頭で思考し、隅々まで思いを巡らせ制作されています。それはたとえ、子供向けの簡単な冊子であっても、様々な方法論を頭の中で最適化し、製作者の意図を織り交ぜて作っています。

いわば、お気持ちで作られていると言っても過言ではありません。こと、芸術作品に関しては、技術よりもお気持ちの方が全面に出ているものばかりです。

製作者のお気持ちの集約された制作物を、制作物のお気持ちを無視して使用する構図は、流石に制作物へのリスペクトに欠ける行為であると、傍から見ても見受けられます。

国を上げて生成AIを推進するのであれば、現行の生成技術を使用するのではなく、ゼロから新しいシステムを作り、制作物を提供する側のクリエイターと協力する為の仕組みづくりを考えていただければと思います。

2、生成AIにて生成されたものにたいするラベリング

人の手によって作られた制作物と生成AI技術を使用している(一部分でも)制作物を区別できるよう、制作物のラベリング義務化をお願いしたいです。

画像に関しては、生成 AI は、リアルタッチな物ほど本物と告示しています。

先日も、SNS で昔の日本女性の写真画像が投稿され、話題になっておりました。

結果としては、生成 AI で作った見返り美人なのですが、本物だと誤解する方が多く見られ、特に海外ユーザーの方は褒め称えておりました。

生成 AI の画像の美しさは素晴らしいのですが、生成 AI 画像を日本の歴史上の画像だと誤解されるのは、意味合いが変わってきます。

歴史的な写真や絵画は、その時代の技術や時代背景が反映された物であり、生成 AI 画像とは全く異なるものです。

日本文化を正しく認知してもらうためにも、生成 AI の制作物にたいするラベリングが必要と考えました。

この問題はディープフェイクにも必要であり、画像データの信用性を崩壊させない為にも、早急に取り組んでいただければと思います。

実際、自分の目を見たもの以外信じられない状況であり、本当に大切なことも見失う危険を感じています。

以上が私の意見です。

重ねてお伝えしますが、個人的に技術の発展を望んでおり、いちクリエイターとして協力したいのですが、現状のシステムを使用している限り、無理と言わざるを得ません。

クリエイターと技術開発者、消費者が互いを尊重し、協力できるような方向で対応いただけると幸いです。

よろしくお願ひ致します。

●受付番号 185001345000001997

生成 AI について

現在 X【旧 Twitter】にて生成 AI を使い他人のイラストを無断で学習させ生成したイラストを投稿している輩が多く見られている。他人の技術を盗み不当な利益を生み出している輩に非常に腹が立っている。

クリエイターの人たちの努力が生成 AI によって奪われているように感じている。

正しく使う分には問題はないが、不当な使い方をしている輩が後をたたない今生成 AI のルールをしっかりと定め、不正を行なったものには厳罰を課すべきだと私は考えている。

どうかクリエイターの未来を守ってください。お願い致します。

●受付番号 185001345000001998

AI 学習や技術発展には反対しませんが
企業単位で無断で学習された物を使う
あるいはそのような物を使うユーザーに依頼し、報酬を与えると
あらゆるものの商業面での成長が阻害されるので
規制が欲しい

●受付番号 185001345000001999

1、はじめに

昨今のSNSを見てみると多くのイラストレーターがAI学習によって構図の模倣被害に悩まされている。いわゆる「トレパク被害」である。一方でAIの出力する絵柄には作風や雰囲気にも素人目でもわかる共通点があり、もともとそれと似た画風をしていたイラストレーターが自分の作品をAI出力作品と疑われる事例も出てきている。

近年のAIの発達は目覚ましく相当の専門家でもない限りAIの次の行動を予測することは難しい。この状態を西垣通氏、川島茂雄氏共著の『AI倫理 人工知能は「責任」をとれるのか』(中公新書ラクレ 2019年9/10初版)の言葉を借りて「AIのもつ疑似不可知性」と呼ぶこととする。「疑似不可知性」を持つようになったAIの責任の所在について、個人的な視点ではあるが検討していきたいと考えている。

2、検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

これからのAIに対する著作権法の考え方と従来の著作権法の考え方との整合性についてはおおむね取れていると考えている。しかし判例として判決を出す場合に関してユーザーはAIの「疑似不可知性」により著作権侵害をしてしまったのかそれとも意図的なものだったかについては慎重に検討し責任の所在を明らかにすることの必要性を感じている。

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

法規制が足りていないと感じる場面もある。生成AIが出力する文章だけでなく画像や映像に関しても規制を加えていくべきだと考える。しかし規制を加えるのはAIに関する知識が比較的乏しいユーザーおよび加害者側ではなくAIの行動を予測できる制作者側であると考える。

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

大変すばらしい技術であり、世界中の文化の発展に寄与してほしいと考えているがそれによって一部の人々が不利益をこうむるのは不本意でしかない。その不利益は文化の後退を招きかねないものであり、新たな規制が必要だと考えている。

(2) 生成AIに関する新たな技術

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

まず私はAIが作成した作品については何者も著作権およびそれに付随する権利を一切持

たないと考えている。次に AI 生成物が他人の著作権等を侵害している場合である。AI 生成物の依拠性、類似性を判断するのは大変困難であるため製作者側が AI プログラム作成時に少ないデータに依拠したものの出力を禁止させる等の対策が必要であると考えている。

(4) その他の論点について

自身の作品に明らかに依拠した作品が出力された場合クリエイターは著作者人格権を主張することが可能であると考えます。

6. 最後に

まず募集要項や素案は大変難解であり、読み切るのに苦労した。素案は読み切っても正しく読み取れているかどうかわからず、意見は貴庁が求めている内容と合致しているか不安である。今回のような案件であれば専門家だけではなく、実際に被害を受けたクリエイターからの意見が貴重だと考える。そのためもう少し緩く大衆に迎合してでも意見を募るべきではないかと考える。

私の文章は大変稚拙であると認識している。しかし、これから多くのクリエイターが AI をうまく利用して文化の発展に寄与してほしいと考え、私の意見が未来の創作物保護のほんの一助になればという思いから意見を提出させていただく。

●受付番号 185001345000002000

・生成 AI は規制

生成 AI で高品質な特定の人物の画像や映像を、容易に作れるようになっていきます。いわゆるディープフェイクを作成者の望むままに容易かつ短時間で作ることができるのは問題でしかありません。

リアルな映像や画像だけではありません。

特定のイラストレーターの絵柄を不特定多数が共有し、真似て出力するという問題も発生しています。

例えば A 氏は成人向けのイラストは描かない方針なのに、AI によって成人向け出力されてしまいイメージを著しく損ねてしまうパターン。

これは声優も同様の被害が出ています。

営業妨害といえるでしょう。

また学習元である日本のクリエイターには何ら還元されない、そのようなビジネスモデルが確立されていない。

リスペクトもなく、そして誰もその責任を取ってはくれません。